大正十三年十一月二日印刷
大正十三年十一月五日發行

漢文叢書

不許複製

編輯者　塚本哲三
東京府下大久保西大久保二百三十六番地

發行兼印刷者　三浦理
東京市神田區錦町一丁目十九番地

印刷所　有朋堂印刷部
東京市神田區錦町三丁目九番地

發行所　有朋堂書店
東京市神田區錦町一丁目十九番地

大正十三年十一月二日印刷
大正十三年十一月五日發行

漢文叢書
墨子

編輯者　東京府下大久保町西大久保二百三十六番地
塚本哲三

發行兼印刷者　東京市神田區錦町一丁目十九番地
三浦理

印刷所　東京市神田區錦町三丁目九番地
有朋堂印刷部

發行所　東京市神田區錦町一丁目十九番地
有朋堂書店

下。在十三篇之後。是所謂經乃親士修身所染法儀七患辭過三辯七篇。與下尙賢尙同各三篇。文例不異。似無經論之別。未知此說何据。以意求之。或以經上下經說上下及親士修身六篇爲經。其說或近。以無子墨子云云。故也。然古人亦未言之。至梁臺所注。見鄭樵通志藝文略。而焦竑國史經籍考亦載之。似至明尙存。卒亦不傳。何也。若錢曾云。藏會稽鈕氏世學樓本。共十五卷七十一篇。內亡節用等九篇者。實卽今五十三篇之本。內著闕字者八篇。錢不深核耳。

墨子終

按舊本皆無目。隋書經籍志云。墨子十五卷。目一卷。馬總意林云。墨子十六卷。則是古本有目也。考漢書藝文志云。墨子七十一篇。高誘注呂氏春秋云。七十二篇。疑當時亦以目爲一篇耳。藏本云。闕者八篇。而有其目。節用下。節葬上中。明鬼上中。非樂中下。非儒上。是也。當是宋本如此。而館圖書目云。自親士至襍守。爲六十一篇。亡九篇。恐是八譌爲九。又七十一篇亡其九。當存六十二。而云六十一。亦二之譌也。其十篇者。藏本幷無目。亦當是宋時亡之。然則宋時所存實止五十三篇耳。然詩正義引備衝篇。則尚存其目。而不知列在第幾。太平御覽引有備衝法。正在此篇。則宋初尚多存與。南宋人所見十三篇。一本樂臺曾注之。卽自親士至上同是。而濬谿諸子辯云。上卷七篇號曰經。下卷六篇號曰論。共十三篇。又有可疑。夫墨子自有經上下經說上

卷之十五

卷之十三

卷之十四

卷之八

卷之九

墨子目卷之十六

陰陽所嘔。雨露所濡。以生萬殊。翡翠瑇瑁碧玉珠。文采明朗。澤若濡。摩而不玩。久而不渝。奚仲不能放。魯般弗能造。此之大巧。夫至巧不用劍。大匠不斲。夫物有以自然。而後人事有治也。故大匠不能斲金。巧冶不能鑠木。金之勢。不可斲。而木之性不可鑠也。埏埴以爲器。刳木而爲舟。爍鐵而爲刃。鑄金而爲鍾。因其可也。

右二十一條今本所脫。由沅採摭書傳。附十五卷末。其竄林所稱。已見篇目。考中不更入也。

申徒狄謂周公曰。賤人何可薄也。周之靈珪。出於土石。隋之明月。出於蚌蜃。少豪大豪。出於汚澤。天下諸侯。皆以爲寶。狄今請退也。

桀女樂三萬人。晨譟聞於衢。服文綉衣裳。

秦穆王遺戎王。以女樂二八。戎王沈於女樂。不顧國亡。敗國之禍。

良劍期乎利。不期乎莫邪。

禹造粉。

子禽問曰。多言有益乎。墨子曰。蝦蟆蛙蠅。日夜而鳴。舌乾擗。然而不聽。今鶴雞時夜而鳴。天下振動。多言何益。唯其言之時也。

昔夏之衰也。有推侈大戲。殷之衰也。有費仲惡來。足走千里。手制兕虎。

神機陰開。剞劂無迹。人巧之妙也。而治世不以爲民業。工人下漆而上丹則可。下丹而上漆則不可。萬事由此也。神明鉤繩者。乃巧之具也。而非所以爲巧。神明之事。不可以智巧也。不可以功力致也。大地所包。

衣必常暖。然後求麗。居必常安。然後求樂。爲可長。行可久。先質而後文。此聖人之務。禽滑釐曰。善。

吾見百國春秋史。

禽子問天與地孰仁。墨子曰。翟以地爲仁。太山之上則封禪焉。培塿之側。則生松柏。下生黍苗莞蒲。水生黿鼉龜魚。民衣焉食焉死焉。地終不責德焉。故翟以地爲仁。

申徒狄曰。周之靈珪。出於土石。楚之明月。出於蚌蜃。

畫衣冠。異章服。而民不犯。

墨子獻書惠王。王受而讀之曰。良書也。

時不可及。日不可留。

備衝篇。

備衝法。絞善麻長八丈。內有大樹則繫之。用斧長六尺。令有力者斬之。

有無文者得之矣。夏禹是也。卑小宮室。損薄飲食。土階三等。衣裳細布。當此之時。黻無所用。而務在於完堅。殷之盤庚。大其先王之室。而改遷於殷。茅茨不剪。采椽不斲。以變天下之視。當此之時。文采之帛。將安所施。夫品庶非有心也。以人主為心。苟上不為。下惡用之。二王者以化身先於天下。故化隆於其時。成名於今世也。且夫錦繡絺紵。亂君之所造也。其本皆興於齊景公。喜奢而忘儉。幸有晏子。以儉鐫之。然猶幾不能勝。夫奢安可窮哉。紂為鹿臺糟邱酒池肉林。宮牆文畫。彫琢刻鏤。錦繡被堂。金玉珍瑋。婦女優倡。鐘鼓管絃。流漫不禁。而天下愈竭。故卒身死國亡。為天下戮。非惟錦繡絺紵之用邪。今當凶年。有欲予子隨侯之珠者。不得賣也。珍寶而以為飾。又欲予子一鍾粟者。得珠者不得粟。得粟者不得珠。子將何擇。禽滑釐曰。吾取粟耳。可以救窮。墨子曰。誠然。則惡在事夫奢也。長無用。好末淫。非聖人之所急也。故食必常飽。然後求美。

十五當作五十

墨子佚文

樂者聖王之所非也。而儒者爲之過也。

孔子見景公。曰。先生素不見晏子乎。對曰。晏子事三君而得順焉。是有三心。所以不見也。公告晏子。晏子曰。三君皆欲其國安。是以嬰得順也。聞君子獨立不慙于影。今孔子伐樹削迹。不自以爲辱。身窮陳蔡。不自以爲約。始吾望儒貴之。今則疑之。景公祭路寢。聞哭聲。問梁邱據。對曰。魯孔子之徒也。其母死。服喪三年。哭泣甚哀。公曰。豈不可哉。晏子曰。古者聖人非不能也。而不爲者。知其無補於死者。而深害生事故也。

堂高三尺。土階三等。茅茨不翦。采椽不刮。食土簋。啜土刑。糲粱之食。藜藿之羹。夏日葛衣。冬日鹿裘。其送死桐棺三寸。擧音不盡其哀。

年踰二十五。則聰明思慮。無不徇通矣。

禽滑釐問於墨子曰。錦繡絺紵。將安用之。墨子曰。惡是非吾用務也。古

幅。廣六尺。爲二板箱一。長與二轅等。四高尺。善蓋二上。治令レ可レ載レ矢。

子墨子曰。凡不守者有レ五。城大人少。一不守也。城小人衆。二不守也。人衆食寡。三不守也。市去レ城遠。四不守也。畜積在レ外。富人在レ虚。五不守也。率萬家而城方三里。

子墨子曰く、凡そ不守の者五あり。城大に人少きは、一の不守なり。城小に人衆きは、二の不守なり。人衆く食寡きは、三の不守なり。市の城を去る遠きは、四の不守なり。蓄積外に在り、富人虚(一)に在るは、五の不守なり。率ね萬家にして城方三里なれば(守るべし)。

(一) 城邑外の墟落なり

人。有二惡人一。有二善人一。有二長人一。有二謀士一。有二勇士一。有二巧士一。有二使士一。有二内人者一。外人者。有二善人者一。有二善鬪人者一。守必察下其所二以然一者上。應レ名乃内レ之。民相惡。若議レ吏。吏所レ解。皆札書藏レ之。以須二告之至一。以參二驗之一。睨者。小五尺不レ可レ卒者。爲二署吏一。令レ給二事官府若舍一。藺石厲矢諸材器用皆謹部。各有二積分數一。爲二解車一以レ枱。城レ矢。以二軺車一。輪軲廣十尺。轅長丈。爲二三

士あり、信士あり、内人者あり、外人者あり、善人者あり、善鬪人者あり。守(一)必ず其然る所以の者を察して、名に應じて乃ち之を内る。民(二)相惡み、若しくは吏を議し、吏の解する所は皆札書して之を藏め、以て告ぐるの至るを須ちて以て之を參驗す。諸小(三)倪の五尺にして卒とす可からざる者は、署吏と爲し、官府若しくは舍に給事せしむ。藺石厲矢諸材器用、皆謹んで部(四)す、各々積分數あり。(五)解車を爲るに枱を以てし、矢を載するに軺車を以てす。輪(六)軲廣さ十尺、轅の長さ丈け三輪を爲る、廣さ六尺。板箱を爲る、長さ轅と等し、高さ四尺。善く上を蓋ひ、治めて矢を載す可からしむ。

(一) 城守たる者は以上各人の性行を察し、其の名目に從つて之を用ふるなり (二) 民相惡み又は吏を誹謗し互に猜みを含みたる者を吏が和解するときは之を簿に記して藏め置くなり、此くして他に告ぐる者あれば其の言を參考して彼此の是非を定む (三) 倪は兒に同じ (四) 部は部類分けし置くなり (五) 解車は蓋し運送車なり (六) 軲は轅(ながえ)なり、轅の先の地に着く處をいふ

危示以安。寇至諸門戶。令皆鑿而類竅之。各爲二竅。一鑿而屬繩。繩長四尺。大如指。寇至先殺牛羊雞狗烏鴈。收其皮革筋角脂腦羽。彘皆剝之。吏標桐貞爲鐵錍。厚闌爲衡枅。事急卒不可遠。令掘外宅林。謀多少。若治城□。爲隔三隅之。重五斤已上諸林木。渥水中無過一茷。塗茅屋若積薪者。厚五寸已上。吏各舉其步界中財物。可以左守備者上。

ば、皆鑿ちて之を幎竅せしめ、(一)各々二幎を爲り、一は鑿して繩を屬す。繩の長さ四尺。大いさ指の如し。寇至れば先づ牛羊雞狗鳧鴈を殺し、其皮革筋角脂腦羽を收め、彘は皆之を剝ぐ。吏標桐貞（四字未詳）鐵錍を爲り、(二)闌を后にして衡柱を爲る。(三)事急卒にして遠くすべからざるときは、(四)外宅の材を掘らしめ、多少を課す。若し城上を治めて隔を爲るときは之を三隅にす。(五)重さ五斤已上の諸材木は、水中に漬すこと一茷を過すなし。(六)茅屋若しくは積薪を塗る者は、厚さ五寸已上、吏各々其部界中の財物にして、以て守備を佐く可き者を舉げて上る。

(一) 幕を以て穿ちたる穴を覆ふなり、二幎は二幕なり (二) 錍の箭なり (三) 闌は欄なり、弓弩等を置く處、柱后に欄を爲るなり (四) 遠く出でて材木を致す能はざれば城外近くの材を掘り取らしむ (五) 三角に爲るなり (六) 一茷の量に過ぐるなからしむ

有讒人。有利

讒人あり、利人あり、惡人あり、善人あり、長人あり、謀士あり、勇士あり、巧

其事一。而須二其還報一。以劍二驗之一。節出使三所レ出門者。輒言二節出一。時操者名。

百歩一隊。閤通二守舍一。相錯穿レ室。治二復道一。爲二築墉一。墉善二其上一。先レ行レ德計謀合乃入レ葆。葆入守無レ行レ城。無レ離レ舍。諸守者審知二卑城淺池一而錯レ守焉。晨暮卒レ歌以爲レ度。用レ人少易レ守。取レ疏令三民家有二三年畜二蔬食一。以備二湛旱歲一。不レ爲。常令三邊縣豫種二畜芫芸烏喙祩葉一。外宅溝井可レ寘塞。不可。置二此其中一。

者をして、輒ち節出づるを言はしむ。時に操る者は名す。(三)

(一)城守の節を持する者 (二)主節は節を持する者なり其者をして必ず出入する所以を書せしむ (三)節を操り出づる者は必ず名を記す

百歩に一隧。(一)閤は守舍に通ず。相錯り室を穿ち、復道を治め、築墉を爲り、墉は其上を善くす。疏を取るに、民家をして三年の蔬食を畜ふるあらしめて、以て湛旱の歲爲さざるに備ふ。常に邊縣は豫め(二)芫芒烏喙椒葉を種畜せしめ、外宅の溝井の塡すべきは塞ぎ、不可なれば此れを其中に置く。

(一)閤は隧中の小門なり守の舍に通ず (二)芫芒云々皆毒草なり若し外宅の溝井塡塞すべきは塡塞し若し能はざれば毒草を井中に投じ用ふ可からざらしむ

安則示以危。

安ければ示すに危きを以てし、危ければ示すに安きを以てす。寇諸門戸に至れ

有下在二葆宮中一者上。乃得レ爲二侍吏一。諸吏必有レ質。乃得レ任レ事。守二大門一者二人。夾レ門而立。令三行者趣二其外一。各四戟夾レ門立。而其人坐二其下一。吏日五閲レ之。上二逋者名一。

池水廉。有レ要有レ害。必爲二疑人一。令二往來一行。夜者射レ之。誅二其疏者一。牆外水中爲二竹箭一。箭尺廣二步。箭下。下水二五寸。雜二長短一。前外廉三行。外外鄕。內亦內鄕。三十步一弩廬。廬廣十尺。袤丈二尺。隊有レ急。極發二其近者一往佐。其次襲二其處一。

池水の廉、要あり害あるは、必ず疑人を爲り、往來せしめ、夜を行る者をして之を射しめ、其疏なる者を誅す。牆外の水中に竹箭を爲る。箭は尺、廣さ二步、箭は水より下きこと五寸、長短を雜ふ。前の外廉は三行、外は外に鄕ひ、內は亦內に鄕ふ、三十步に一弩廬あり、廬の廣さ十尺、袤は丈二尺。隧に急あれば、亟に其近き者を發して往き佐く。其次は其處を襲ぐ。

(一)廉は城溝の外邊なり　(二)疑人は人形なり　(三)疏は疎散即ち射たる數の少きなり　(四)前は前溝なり　(五)近き者を出して往き佐けしめ次の者が其の明き場に代り居るなり

守節出入。使二主節必疏書一。署二其情一。令二若

守の節出入するときは、主節をして必ず疏書せしめ、其情を署して其事を著さしむ。其還り報ずるを須ちて、之を參驗す。節出づれば、出づる所の門

雖レ有ニ請謁一勿レ聽。入レ柴勿ニ積魚鱗簪一。當レ隊令レ易レ取也。材木不レ能ニ盡入一者燔レ之。無レ令ニ寇得一レ用レ之。積レ木各以ニ長短大小。惡美一形相從。城四面外。各積ニ其內一。諸木大者。皆以爲ニ關鼻一。乃積ニ聚之一。

諸木大なる者は、皆以て關鼻を爲し、乃ち之を積聚す。

(一) 燔は焚燒するなり　(二) 摻は積み重ぬるなり　(三) 大なる材木は穴を穿ちて繩を通し曳き出し易きやうにす

城守司馬以上。父母昆弟妻子。有ニ質在ニ主所一。乃可ニ以堅守一レ署。都司空大城四人。候二人。縣候面一。亭尉次司空亭一人。吏侍ニ守所一者。財足廉信。父母昆弟妻子。

城守司馬以上の父母昆弟妻子、質(一)主所に在るあれば、乃ち以て堅く署を守るべし。都司空は大城に四人、候は二人、縣候は面に一(二)、亭尉次司空は亭に一人。吏の守所に侍する者は、財足り廉信にして、父母昆弟妻子の葆宮中に在る者あれば乃ち侍吏たるを得。諸吏は必ず質ありて、乃ち事に任ずるを得。大門を守る者二人、門を夾みて立ち、行者(三)をして其外に趣ならしむ、各ゝ四戟門を夾みて立ち、其人其下に坐す。吏日に五たび之を閱し、過者の名を上る(四)。

(一) 人質なり　(二) 面に一は、一面に一人四面に四人なり　(三) 行く者を督促して速に外に立ち去らしむ　(四) 守衞の者過ぐるときは其の過者の名を上官に上るなり

二石。升食、食二五升。參食、食二參升。四食、食二三升半。五食、食二二升。六食、食二一升大半。日再食。救レ死之時。日二升者二十日。日三升者三十日。日四升者四十日。如レ是而民免二於九十日之約一矣。

日。是の如くにして民九十日の約を免る。

(一) 一日に一斗の食は一年三十六石なり (二) 一斗を三分し其二分を食ふことにて二分の三食なり (三) 斗食に五升を食ふとは一度の食なり、前の一日一斗は二度の食なり (四) 死を救ふとは兵食窮乏の場合に食を減じて窮約を免れしむるなり

寇近、亟收下諸離鄕金器若銅鐵。及他可三以左二守事一者上。先擧二縣官室居官府不急者。材之大小長短及凡數一。卽急先發。寇薄、發レ屋伐レ木。

寇近ければ、亟に諸離鄕の金器若しくは銅鐵、及び他の以て守事を佐く可き者を收む。先づ縣官の室居、官府の不急の者、材の大小長短、及び凡數を擧げ、卽ち急に先づ發す。寇薄れば、屋を發き木を伐り、請謁ありと雖も聽くなかれ。柴を入るゝも積みて魚鱗のごとく掺すること勿かれ。隧に當るは取り易からしむ。材木の盡く入る能はざるものは之を燔き、寇をして之を用ふるを得しむるなかれ。木を積むは各〻長短大小惡美を以て形相從ひ、城の四面の外、各〻其内に積む。

卒半在レ内。令ニ多少無レ可レ知。即有驚擧ニ孔・表一。見レ寇擧ニ牧・表一。城上以レ麾指レ之。斥歩・鼓。整レ旗ヮ旗以ニ備・戰一。從ニ麾所レ止・田者男子以ニ戰備一從レ斥。女子函走入。即見レ放・到傳。到レ城止・。守レ表者三人。更立ニ埵・表一而望。守數令ニ騎若吏行旁視。有ニ以知ニ爲所レ爲。其曹一鼓。望ニ見寇一鼓傳。到レ城止。

入り、即し寇を見れば鼓傳へ、城に到りて止む。表を守る者三人、更に郵表を立てて望む。守は數々騎若しくは吏〔八〕をして行き旁視せしめ、以て其の爲す所を知るあらしむ。其の曹〔九〕に一鼓あり。寇を望見すれば鼓傳へ、城に到れば止む。

(一)此句の下に脱文あり解すべからず　(二)日暮之を出しは敵を候ふ者を出すなり　(三)迹は敵の踪迹を尋ぬるなり　(四)一里に三人の配付なり　(五)郭外に立つる所の表なり　(六)田者は農夫なり　(七)走りて城中に入るなり　(八)敵が城下に到れば最早無用なる故に鼓を打つを止む　(九)守表者の役所なり

升・食終歲三十六石。參食終歲二十四石。食終歲十八石。五食終歲十四石。升)六食終歲十

斗食〔一〕は終歲三十六石。參食〔二〕は終歲二十四石、〔四〕食は終歲十八石、五食は終歲十四石、六食は終歲十二石、斗〔三〕食は五升を食ひ、參食は參升を食ひ、四食は三升半を食ひ、五食は二升を食ひ、六食は一升大半を食ふ。日に再食す。〔四〕死を救ふの時、日に二升なる者二十日、日に三升なる者三十日、日に四升なる者四十

引而上下之。烽火以擧。輒五鼓傳。又以火爲之。言寇所從來者少多。且弇還。去來屬次烽勿罷。望見寇擧一烽。入境擧二烽。射妻擧三烽。藍會擧四烽。二藍。城會擧五烽。五藍。夜以火如此數。

去來、烽を屬次して罷むる勿かれ。寇を望見すれば一烽を擧ぐ。境に入れば二烽を擧ぐ。要を射れば三烽を擧げて(三鼓す)。(四)郭會すれば四烽を擧げて四鼓し、(五)城會すれば(六)五烽を擧げて五鼓す。夜火を以てするも、此數の如くす。

(一) 毎道に亭一箇に一鼓あり　(二) 敵兵が國都に至れば止めるなり　(三) 事急なるときは仕掛を以て烽を上下す　(四) 要塞を射撃するなり　(五) 敵兵外郭に集るなり　(六) 敵兵城下に集るなり

守烽者事急。日暮出之。令皆爲微職。距阜山林皆令可以迹。平明而迹。無迹各立其表。下城之應。候出置田表。斥坐郭內外。立旗幟。

(一)烽を守る者の事急なれば、日暮之を出し、皆旗幟を爲さしめ、距阜山林皆以て迹す(二)可からしめ、平明にして迹す。迹(三)者は里三人に下る(四)なく、各々其表を立て、城上之に應ず。候出づれば田表(五)を置く。斥は郭の内外に坐し、旗幟を立つ。卒の半は内に在り、多少をして知る可きなからしむ。即し驚あれば外表を擧げ、寇を見れば次表を擧ぐ。城上には麾を以て之を指す。斥坐して鼓し、旗を整へ、旗は戰備を以て麾の指す所に從ふ。(六)田者は男子、戰備を以て斥に從ひ、女子は亟(七)に走り

所㆑長。天下事當。鈞二其分職一。(天下事得)。皆其所㆑喜。天下事備。彊弱有㆑數。天下事具矣。

皆其の喜ぶ所なれば、天下の事備る。(二)彊弱數あれば天下の事具る。

(一)人の長所に從て之を使ふときは天下の事は皆成るべし　(二)强弱に運數ありて彼此移り易るなり

築二郵亭一者。圜㆑之。高三丈以上。令二倚殺一。爲二辟梯一。梯兩臂長三尺。連㆑門三尺。報以㆑繩連㆑之。塹再雜。爲二縣梁一。

壟竈亭一鼓。寇烽驚烽亂烽。傳㆑火以㆑次應㆑之。至二主國一止。其事急者

郵亭を築く者、之を圜らす、高さ三丈以上に(一)倚殺せしめて、(二)臂梯を爲る、梯の兩臂長さ三丈、門に連る三尺。(三)報ずるに繩を以て之を連ぬ。(四)塹は再匝して縣梁を爲る。

(一)倚殺は城の狀勢に從ひ梯を造るなり　(二)梯の臂あるもの　(三)報知するに繩を以て彼此相連れ之を引くなり　(四)塹溝は二重に環らし之にはね橋を架け敵來れば橋を引くなり

(一)壟竈亭に一鼓あり。寇烽驚烽亂烽、火を傳へ、次を以て之に應じ、(二)主國に至りて止む。其の事急なる者は、(三)引きて之を上下す。烽火已に擧ぐれば、輒ち五鼓傳ふ。又火を以て之に屬し、寇の從つて來る所の少多を言ふ。厭怠することなかれ、

形を爲すなり

二十九。諸外道。可二要塞一以難ヒ寇。其甚害者。爲築二三亭一。三亭隅繼二女之一。令二能相救一。諸距阜山林溝瀆。邱陵阡陌。郭門若閻術可二要塞一。及爲二微職一。可下以迹中知二往來者少多一。及所二伏藏一之處上。

葆民先擧二城中官府民宅室一。署二大小一調處。葆者或欲レ從二兄弟知者一許レ之。外宅粟米畜產財物。諸可三以佐ヒ城者。送二入城中一。事即急則使レ積二門內一。（民無レ過二五十一寇至隨レ葉去。唯弇逮）民獻二粟米布帛。金錢牛馬畜產一。皆爲置二平賈一。與二主券一書レ之。

葆民先づ城中の官府民宅室を擧け、大小を署して調處す。葆者或は兄弟知者を從へんと欲すれば之を許す。外宅の粟米畜產財物、諸の以て城を佐く可き者は、送りて城中に入れ、事即し急ならば門內に積ましむ。民粟米布帛金錢牛馬畜產を獻ずるに、皆爲に平賈を置き、主券を與へて之を書す。

● 葆民は保護する人民なり、官府民宅等に分ち處らしむ

使三人各得二其

人をして各〻其の長ずる所を得しむれば、天下の事當る。其分職を鈞しくし、

以衝之。蘄火水湯以濟之。選厲鋭卒愼無使譁。斉賞罰。以靜爲故。從之以急。無使生慮。恚瘉高憤。民心百倍。多執數賞。卒乃不怠。

(一)煙は堙なり、堙は塹を埋き土を築くこと、衝は衝車、雲梯は城に架するもの、臨は高處を爲り城に臨むこと、皆攻城の具なり城の狀況に從て此等の攻具に應戰す (二)味方に不安の念を起さしむるなかれ (三)勇氣を養ふなり

衝臨梯皆以衝衝之。渠長丈五尺。其埋者三尺。矢長丈二尺。渠廣丈六尺。其弟丈二尺。渠之垂者四尺。樹渠無傅葉五寸。梯渠十丈一梯。渠荅大數。里二百五十八。渠荅百

衝臨梯は皆衝を以て之を衝す。(一)(二)渠の長さ丈五尺。其埋まるもの三尺。矢の長さ丈二尺、渠の廣さ丈六尺、其梯は丈二尺、渠の垂るゝ者四尺。渠を樹つるに葉に傅くなく五寸にせよ。梯渠は十丈に一梯、渠荅は大數、里二百五十八に渠荅百二十九。諸の外道は要塞して以て寇を難むべし。(三)其甚だ害するものは、爲に三亭を築き、亭の三隅は之を織女にし、(四)能く相救はしむ。諸距阜山林溝瀆邱陵阡陌、郭門若しくは閻術は要塞すべく、及び徽幟を爲り、以て往來者の少多を知り、及び伏藏する所の處を迹ぬべし。

(一)衝は敵軍を衝く器械なり (二)渠は渠荅の梯あるもの (三)難は惱ますなり (四)織女の三星の狀の如く三角

守邪。羊坽者攻之拙者也。足以勞卒。不足以害城。羊坽之攻。遠攻則遠害。近城則近害。不至城。矢石無休。左右趣射。蘭爲柱後。望以固。厲吾銳卒。愼無使顧。守者重下。攻者輕去。養勇高奮。民心百倍。多執數少。卒乃不殆。

を養ひ高く奮ひ、民心百倍、多く執ふれば數〻賞す卒乃ち怠らず。

(一)客は敵軍なり (二)備高臨に述べたる如く高壘を築り城を攻むるの方法をいふ (三)某本に欄は兵器を置く所とあり (四)前みて敵を攻めて後顧せしめず (五)備を嚴にし城を下れば敵は恐れて直に去るなり

作士不休。不能禁禦。遂屬之城。以禦雲梯之法應之。凡待煙衝雲梯臨之法。必應城以禦之。曰不足則以木椁之。左百步。右百步。繁下矢石。沙炭

士を作して休まざるも、禁禦する能はず。遂に之を城に屬するときは、雲梯を禦ぐの法を以て之に應ず。(一)凡そ煙衝雲梯臨を待つの法は、必ず城に應じて以て之を禦ぐ。曰く、足らざれば木を以て之を椁す。左に百步、右に百步、繁く矢石を下し、沙炭以て之を雨らし、薪火水湯以て之を濟ひ、銳卒を選厲し、愼んで顧みしむるなし。賞を審にし罰を行ひ、靜を以て故となし、之に從ふに急を以てし、慮を生ぜしむるなかれ。(二)懣を恚ひ高く憤ひ、民心百倍す。多く執ふれば數〻賞す、卒乃ち怠らず。

常閉。鋪食更。中涓一長者。環守宮之術衢。置屯道。各垣其兩旁高丈。爲埤倪。立初雞足置。夾挾視葆食。而札書得。必謹案視。參食者。節不法正。請之。屯陳垣外。術衢（街）皆樓。高臨里中。樓一鼓壟竈。卽有物故鼓。吏至而止。夜以火指鼓所。城下五十歩一廁。廁與上同圂。請有罪過而可無斷者。令杼廁利之。

禽子問曰。客衆而勇。輕意見威。以駭主人。薪土倶上。以爲羊坽。積土爲高。以臨民。蒙櫓倶前。遂屬之城。兵弩倶上。爲之奈何。子墨子曰。子問羊坽・

襍守第七十一

大意各種守禦の方法を論ぜるなり

禽子問うて曰く、客(一)衆にして勇あり。輕競威を見し、以て主人を駭かす。薪土倶に上せて以て羊(二)坽を爲り、土を積みて高と爲し、以て民に臨み、櫓を蒙りて倶に前み、遂に之を城に屬し、兵弩倶に上らば、之を爲す奈何。子墨子曰く、子は羊坽の守を問ふか。羊坽は攻の拙なるものなり。以て卒を勞するに足るも、以て城を害するに足らず。羊坽の攻たる、遠く攻むれば遠く圍ぎ、近く攻むれば近く〔圍ぎ〕、害は城に至らず。矢石休む無く、左右趣し射る。(三)欄を柱後と爲し、望以て固し。吾が鋭卒を厲まし、愼みて(四)顧みしむるなし。守者(五)重く下れば、攻者輕く去る。勇

及亡者入中報。四人夾令門內坐。（二人夾散門外坐）。客見持兵立前。餔食更上。侍者民、守室、下高樓。候者望見乘車若騎卒道外來者。及城中非常者。輒言之守。守以須城上候城門及邑吏來告其事者以驗之。樓下人受候者言以報守。中涓二人夾散門內坐。門

騎卒の外より來る者、及び城中非常の者を望見するときは、輒ち之を守に言ふ。守は以て城上の候、城門及び邑吏の來りて其事を告ぐる者を須ち以て之を驗す。樓下の人は、候者の言を受けて以て守に報ず。(七)中涓二人、散門を夾みて內坐し、門常に閉づ、餔食は更〻す。中涓に一長者あり。守宮を環るの術衢には屯道を置く。各〻其兩旁に垣すること高さ丈。(八)埤倪を爲る。立つること雞足のごとく置くなかれ。卒葆舍を挾み視る。而して(九)札書得れば、必ず謹みて案視參驗する者は、即し不法なれば、止めて之を詰る。屯の陳垣の外、術衢皆樓あり、高く里中に臨む。樓ごとに一鼓の壟竈とあり。即し物故あれば鼓し、吏至れば止む。夜は火を以て鼓所を指す。城下五十步に一廁あり、(一〇)廁は上と圂を同じくす。(一一)諸〻罪過ありて斷ずる無かるべき者は、廁を杼うて之を利せしむ。

（一）正門なり　（二）曹は詰所なり　（三）側門なり　（四）監督するなり　（五）客は外客なり　（六）客に侍する者の名　（七）中涓は守門の小吏ならん　（八）墻に穴を穿ち外面を伺ふ所をいふ　（九）外來の書狀なり　（一〇）城上のものと同一なり　（一一）罪ある〻斷罪に至らざる輕き者は便所の掃除を爲さしむ

非有司之令。無敢有車騎入營。有則其罪射。無敢散牛馬軍中。有則其罪射。飲食不時。其罪射。無敢歌哭於軍中。有則其罪射。令各執罰盡殺。有司見有罪。而不誅同罰。若或逃之亦殺。凡將率鬪其衆。失法殺。凡有司不使去卒吏民聞誓令。伐之服罪。凡戮入於市。死上目行。

そ將率其衆を鬪はしめて、法を失へば殺す。凡そ有司、吏卒吏民をして誓令を聞かしむる〔能〕はざれば、之に代りて罪に服す。凡そ人を市に戮するは死して三日徇ふ。

(一)姓名を大書するなり　(二)自己の勤務の場所なり　(三)射は某本に矢を以て耳を貫くの刑とあり　(四)おごりたる顔色なり

謁者侍令門外。爲二曹夾門坐。鋪食更無空。門下謁者一長。守數令入中視其亡者。以督門尉與其官長。

謁者は令門(一)の外に待ち、二曹(二)を爲り門を夾みて坐し、〔二〕人は散門を夾みて外に坐す〕。鋪食のときは更りて空しくするなし。門下謁者に一長(三)、守數ゝ中に入りて、其亡き者を視しめ、以て門尉と其官長とを督す(四)。亡き者あるに及びては、中に入りて報ず。四人令門を夾みて内に坐し(五)、客見ゆるときは、兵を持して前に立ち、鋪食ごとに更ゝ(六)侍者の名を上る。守堂の下に高樓あり、候者、乘車、若しくは

以記ㇾ之。事以各其記取ㇾ之。事。爲二之券一。書二其枚數一。當ㇾ遂。枚木不ㇾ能ㇾ盡。內ニ旣燒ㇾ之。無ㇾ令三客得而用ㇾ之。

せしむるなり　(三) 誤脱なり

人自大二書版一。著二之其署忠一。有司出二其所治一。則從淫之法。其罪射。務ㇾ色謾ㇾ正。淫囂不ㇾ靜。當ㇾ路尼ㇾ衆。舍ㇾ事後就ㇾ路。踰ㇾ時不ㇾ寧。其罪射。讙囂駭ㇾ衆。其罪殺。非ㇾ上不ㇾ諫。次主凶言。其罪殺。無ㇾ敢有二樂器弊騏軍中一。有則其罪射。

人自ら版に大書して、之を其署中に著く。有司其所治を出づれば、從淫の法にして其罪射す。色を務め正を謾り、淫囂にして靜ならず。路に當り、衆を尼め、事を舍て後れて路に就き、時を踰えて寧せざれば、其罪射す。讙囂衆を駭かすは、其罪殺す。上を非りて諫めず、主を刺りて凶言するは、其罪殺す。敢て軍中には樂器奕棋あることなし、有れば則ち其罪射す。有司の令に非ずして、敢て車馳せ人趨ることあるなし。有れば則ち其罪射す。敢て牛馬を軍中に散ずることなし、有れば則ち其罪射す。飮食時ならざれば、其罪射す。敢て軍中に歌哭することなし、有れば則ち其罪射す。各々罰を執りて盡く殺さしむ。有司罪あるを見て誅せざれば、罰を同じくす。若しくは或は之を逃すときは亦殺す。凡

人所往來者。令可□迹者。無下里三人。平而迹。各立其表。城上應之。候出越陳表。遮坐郭門之外內。立其表。令卒之少居門內。令其少多無知可也。即有驚。見寇越陳表。城上以麾指之。迹坐擊。缶期以戰備從麾所指。望舉一垂。入竟舉二垂。狎郭舉三垂。入郭舉四垂。狎城舉五垂。夜以火皆如此。

㈠高樓より城に至るまでに五表あり、城上の烽燧と相望みて敵の動靜を報ず ㈡敵が城堞に近寄れば候必要なき故に之を去らしむ ㈢厭寇なり ㈣日暮に及び一里に付三人を下らざる候を出し平明夜あけ頃に敵を追跡するを得 ㈤某本に陳表は郭外の表とあり ㈥斥も敵狀を伺ふものなり但し斥候は近きにあり候は遠く出づ ㈦垂は某本に郭の省字郭は表なりとあり ㈧近寄るなり

去郭百步。牆垣樹木小大。盡伐除之。外空井盡窒之。無可得汲也。外空窒盡發之。木盡伐之。諸可以攻城者。盡內城中。令其人各有

郭を去る百步、牆垣（一）の樹木は小大盡く之を伐除し、外宅の井は盡く之を窒ぎ、汲むを得可からしむるなく、外宅の室は盡く之を發き、木は盡く之を伐る。諸の以て城を攻むべき者は、盡く城中に內れ、其人をして（二）各〻以て之を記するあらしめ、事已めば、各〻其の記を以て之を取らしむ。吏之が劵（三）を爲り其枚數を書す。隧に當るの材木にして、盡く內るゝ能はざるものは、盡く之を燒き、客をして得て之を用ひしむるなし。

㈠此の段は木を伐り井を塞ぎ敵に便宜を得しめざるの方法をいふ ㈡所有人をして城に納れられたる物件を記

里居高便所樹表。表三人守之。比至城者三表。與城上烽燧相望。晝則擧烽。夜則擧火。聞寇所從來。審知寇形必攻。論小城不自守通者。盡葆其老弱粟米畜産。遣卒候者無過五十人。客至堞去之。愼無厭建。候者曹無過三百人。日暮出之。爲微職。空隊要塞之人

に至るに及ぶもの五表、城上の烽燧と相望む。晝は烽を擧げ、夜は火を擧ぐ。寇の從つて來る所を聞き、審かに寇形の必ず攻むるを知り、小城の自ら守通せざる者を論じ、盡く其老弱粟米畜産を葆す。卒候を遣はす者は、五十人に過ぐるなし。(二)客堞に至れば之を去る。愼みて厭建するなかれ。(三)候者の曹は三百人に過ぐるなし。日暮之を出し、徽幟を爲る。空隊要塞、人人の往來する所の者にして、以て迹す可からしむる者は、(四)里に三人を下ることなく、平にして迹し、各く其表を立つ。城上には之に應ず。候出でて陳表を越ゆれば、(六)斥郭門の外内に坐し、其表を立て、卒の半をして門内に居らしめ、(五)其少多をして知るべき無らしむ。即し驚あり、寇の陳表を越ゆるを見れば、城上より麾を以て之を指す。斥は坐して〔鼓を〕擊ち、期を正して以て戰備し、麾の指す所に從ひ、〔寇を〕望〔見す〕れば一垂を擧ぐ、(七)竟に入れば、二垂を擧げ、郭に狎すれば三垂を擧げ、〔郭に〕入れば四垂を擧げ、城に狎すれば五垂を擧ぐ、夜は火を以てし、皆此の如し。

使三鄕邑忠信善重士。有二親戚妻子一。厚奉二資之一。必重發レ候。爲養二其親若妻子一。爲二異舍一。無三與レ員同二所。給食之酒肉一。遣二他候一奉二資之一如レ前。候反相參審レ信。厚賜レ之。候三發三信。重賜レ之。不レ欲レ受レ賜。而欲レ爲レ吏者。許二之二百石之吏一。守珮授之印。其不レ欲レ爲レ吏。而欲レ受二構賞一。祿皆如レ前。有下能入深至二主國一者上。問レ之審レ信。賞レ之倍二他候一。其不レ欲レ受レ賞。而欲レ爲レ利者。許二之三石之候一。扞士受二賞賜一者。守必身自致レ之。其親レ之(其親之所)見三其見二守之任一。其欲二復以佐一レ上者。其構賞爵祿罪人倍レ之。

せば、祿皆前の如くす。能く入りて深く主國に至る者あらば、之を問ひ信を審かにし、之を賞すること他族に倍す。其賞を受くるを欲せずして、吏たらんと欲する者は、之に三〔百〕石の吏を許す。扞士賞賜を受くる者は、守必ず身自ら之を致す。其之を親むや、其をして守の任を見しむるなり。其復以て上を佐けんと欲する者は、其構賞爵祿、罪人を〔贖出する〕こと之に倍す。

(一)敵情を探知する候を取扱ふことを手始とす　(二)候たる者善く敵情を探り得れば之を宮中に置きて厚遇す　(三)信吏は守の信ずる所の吏たり信吏を遣はして善く待遇す　(四)三雜は三匝に同じ、三重に垣を廻らすなり　(五)彼此の探り得たることを比較參考す　(六)敵主の都府なり　(七)敵を防ぎ擊退する者

士。候無レ過二十

出候は十里に過ぐるなし。高便の所に居りて表を樹て、表は三人之を守る。(一)城

守入城。先以候爲始。得輒宮養之。勿令知吾守衛之備。候者爲異宮。父母妻子。皆同其宮。賜衣食酒肉。信吏善待之。候來若復就間。守宮三雜。外環隅爲之樓。內環爲樓。樓入葆宮。丈五尺。爲復道。葆不得有室。三日一發席蓐。略視之。布茅宮中。厚三尺以上。發候必

守の城に入るときは、先づ候を以て始と爲し、得れば輒ち之を宮養し、吾守衛の備を知らしむる勿かれ。候者には異宮を爲り、父母妻子は皆其の宮を同じくし、衣食酒肉を賜ひ、信吏善く之を待つ。候來り若しくは復た間に就く。宮を守ること三雜、外環の隅には之が樓を爲り、內環にも樓を爲り、樓より葆宮に入る。丈五尺。復道を爲る。葆は室あるを得ず。三日に一たび席蓐を發し、之を略視す。茅を宮中に布き、厚さ三尺以上、候を發するには必ず鄕邑の忠信善重の士にして、親戚妻子有るものを使ひ、厚く之を奉資す。必ず重ねて候を發するときは爲めに其親若しくは妻子を養ひ、異舍を爲り、員と所を同じくすることなからしめ、之に酒肉を給食す。他の候を遣すときは、之を奉資すること前の如し。候反れば、相參して信を審かにするときは、厚く之に賜ふ。候三たび發し、三たび信あれば、重く之に賜ひ、賜を受くるを欲せずして吏たらんと欲する者は、之に二百石の吏を許し、守之に印を珮授す。其吏たるを欲せずして、構賞を受けんと欲

三。牧粟米布錢金。出內畜産。皆爲平直其賈。與主人劵書之。事已。皆各以其賈倍償之。又用其賈貴賤多少賜爵。欲爲吏者許之。其不欲爲吏。而欲以受賜賞爵祿。若贖士親戚所知罪人者。以令許之。其受構賞者。令葆宮見。以與其親。欲以復佐上者。皆倍其爵賞。某縣某里某子家。食口二人。積粟六百石。某里某子家。食口十人。積粟百石。出粟米有期日。過期不出者。王公有之。有能得若告之。賞之什三。愼無令民知吾粟米多少。

賤多少を用ひて爵を賜ひ、吏たらんと欲する者は之を許す。其の吏たるを欲せずして、以て賜賞の爵祿を受け、若しくは士親戚知る所の罪人を贖はんと欲する者は令を以て之を許す。其構賞(七)を受くる者は、葆宮に見えしめ、以て其親に與ふ。以て復た上を佐けんと欲する者は、皆其爵賞を倍す。某縣某里某子家食口二人、積粟六百石、某里某子家、食口十人、積粟百石。粟米を出す期日あり、期を過ぎて出さざる者は、王公之れあるときは、能く得若しくは之を告ぐるあれば、之を賞すること什の三。愼んで民をして吾が粟米の多少を知らしむるなかれ。

(一) 五種は五穀をいふ (二) 其の數を定量せしむ (三) 官吏立合ひて計量す (四) 伺はしめざるときはなり (五) 隱匿したる情を得ればなり (六) 約定の事を掌る吏人なり (七) 構は購なり

肉勿禁錢金布帛財江。各自守之愼勿相盜。葆宮之牆必三重牆之垣守者皆與瓦釜牆上。門有吏。主者門里筦閉。必須太守之節。葆衞必取戍卒有重厚者。請擇吏之忠信者。無害可任事者。令將衞。自築二十尺之垣。周還牆。門閭者非令衞司馬門。望氣者舍。必近太守。巫舍必近公社。必敬神之。巫祝吏與望氣者。必以善言告民。以請報守。守獨知其請而已。無與望氣妄爲不善言。驚恐民。斷勿赦。

(一)上の人なり　(二)招きて登庸するなり　(三)能く厚く待遇はするも猶に出入せしめずして其家族を留保して人質とす　(四)人質として勇士豪傑の家族を置く故に質宮といふ　(五)守の親む所の豪傑勇士には必ず貞廉忠信なる吏を選びて質員とす　(六)飲食酒肉は随意に取り用ひしむ　(七)葆は保なり葆宮は人質の宮をいふ　(八)葆宮を護衞する卒なり　(九)葆宮の門閭なり　(一〇)城の正門なり　(一一)神に事へ占卜を掌る者

度食不足。(食民)各自占家五種石升數。爲期其在簿害吏與雜訾。期盡匿不占。占悉令吏卒款得皆斷。有能捕告賜什

食を度りて足らざれば、各自家の五種(一)石升の數を占(二)せしめて、期を爲し、其の簿に在るものは、吏(三)と與に雜訾す。期盡きて匿して占せず、占すれども悉く吏卒をして款(四)せし（めざるとき）は、得(五)れば皆斷ず。能く捕告するあれば、什の三を賜ふ。粟米布〔帛〕錢金を收め、畜產を出內するに、皆爲に其賈を平直し、主券(六)の人に與へて之を書せしむ。事已めば、皆各々其の賈を以て之を倍償す。又其賈の貴

長者。父老豪傑之親戚。父母妻子。必尊二寵之一。若貧人食。不レ能二自給一レ食者。上食レ之。及勇士父母親戚妻子。皆時酒肉。必敬レ之舍レ之。必近二太守一。守樓臨二質宮一而善周。必密塗レ樓。令下下無レ見レ上。上見レ下。下無三知二上有レ人無一レ人。守之所レ親。擧下吏貞廉忠信無害可レ任レ事者上。其飲食酒

しむ。守樓は(四)質宮に臨みて善周し、必ず密に樓を塗り、下は上を見るなく、上は下を見るも下は上に人あり人なきを知るなからしむ。(五)守の親む所は、吏の貞廉忠信無害にして、事に任ずべき者を擧ぐ。其飲食酒肉は禁ずる勿かれ。(六)錢金布帛財物は、各自之を守り、愼んで相盜む勿からしむ。(七)葆宮の牆は、必ず牆の垣を三重にす。守る者は皆瓦を累ね、牆上を塗る。門に吏あり、諸門里の筦閉を主り、必ず太守の節を須つ。(八)葆衞は必ず戍卒の重厚なる者を取る。謹んで吏の忠信する者、無害にして事に任ずべき者を擇び、衞に將たらしむ。自ら十尺の垣を築き、周く牆を還らしむ。(九)門閨者は幷せて司馬門を衞らしむ。(一〇)望氣者の舍は、必ず太守に近づけ、巫舍は必ず公社に近づけ、必ず之を敬神す。(一一)巫祝吏と望氣者とは、必ず善言を以て民に告げ、情を以て上、守に報ず。守獨り其の情を知るのみ。巫と望氣と妄に不善言を爲し、民を驚恐せしむれば、斷じて赦す勿し。

怨仇讎不相解者、召其人。明白爲之解之。守必自異其人而藉之。孤之。有以私怨害城若吏事者。父母妻子皆斷。其以城爲外謀者三族。有能得若捕告者以其所守邑小大封之。守還授其印。尊寵官之。令吏大夫及卒民皆明知之。

城を以て外の爲めに謀る者は三族す。能く得、若しくは捕告する者あれば、其の守る所の邑の小大を以て之を封ず。守還其印を授けて、尊寵して之を官し、吏大夫及び卒民をして、皆明かに之を知らしむ。

㈠ 藉しは其の姓名を帳簿に記し姑く之を他と離し孤立せしむ、是れ騒亂を防ぐなり ㈡ 外は外敵なり ㈢ 三族即ち父母妻子の血族まで斬に處す

豪傑之外多交諸侯者。常請之。令上通知之。善屬之所居之吏。上數選具之。令無得擅出入。連質之。術鄉

豪傑の外多く諸侯に交る者は、常に之を請ひ、上をして之を通知せしめ、善く之を居る所の吏に屬し、上數ゝ之を選具し、擅に出入するを得るなからしめ、之を連質す。術鄉の長者、父老豪傑の親戚、父母妻子は、必ず之を尊寵す。若し貧にして食に乏しく、自ら食を給する能はざる者は、上之を食ひ、及び勇士の父母親戚妻子は、皆時に酒肉あり。必ず之を敬し之を舍し、必ず太守に近か

無レ得ニ相與言及相藉。客射以レ書。無レ得ニ譽レ外示レ内以レ善。無レ得レ應。不レ從レ令者皆斷。禁無レ得下擧ニ矢書一若以レ書射も寇。犯レ令者父母妻子皆斷。身梟ニ城上。有下能捕ニ告之一者上。賞ニ之黄金二十斤一。

令に從はざる者は皆斷す。禁じて矢書を擧げ、若しくは書を以て寇を射るを得るなからしむ。令を犯す者は父母妻子皆斷じ、身は城上に梟す。能く之を捕告する者あれば、之に黄金二十斤を賞す。

㈠ 客は援軍なり ㈡ 養は署に屬する厮養の卒なり ㈢ 援兵と城内の主人たる兵とは言語を交へ及び貸し借りすることを禁ず ㈣ 援軍の兵より矢文を城内に射込むに外敵を譽め其の辭を城内の兵に示すを禁ず ㈤ 萬一外敵を譽むることありとも城兵の之に應ずるを禁ず ㈥ 射込まれたる矢書を取りて衆に示し若くは返書を射返すを禁ず ㈦ 梟首即ち首をさらすなり

非レ時而行者。唯守及摻ニ太守之節一而使者。守入臨レ城。必謹問下父老吏大夫。諸有ニ

時に非ずして行く者は、唯守及び太守の節を摻りて使する者なり。守入りて城に臨めば、必ず謹みて父老吏大夫、諸怨仇讎あり、相解せざる者を問ひ、其人を召し、明白に之が爲めに之を解き、守必ず自ら其人を異にして之を藉し、之を孤にし、私怨を以て城若しくは吏事を害する者あれば、父母妻子皆斷す。其の

斷。失令者斷。倚戟縣不城。上下不與衆等者斷。無應而妄讙呼者斷。總失者斷。譽客內毀者斷。離署而聚語者斷。聞城鼓聲而伍後上署者斷。人自大書版、著之其署隔。守必自謀其先後、非其署而妄入之者斷。離署左右、共入他署左右不捕、挾私書、行請謁、及爲行書者、釋守事而治私家事、卒民相盜家室嬰兒。皆斷無赦。人擧而藉之。無符節而横行軍中者斷。

に軍中を行く者は斷ず。

(一)相互に左右の人の責を負ふなり　(二)皆互に家人の爲に責を負ふこと城上の規定と同じ　(三)城下に出づることとなり　(四)敵の旗印及軍門の旗に倣ふを禁ず、和は軍門に建つる旗なり　(五)城に上り下りするに衆とともにのせざるなり　(六)罪人をゆるし逃すなり　(七)城上召集の鼓聲を聞きながら伍即ち組合に後れて署に上るものなり　(八)先後は隊伍の前後順序を定む　(九)物を賂りて私事を依頼すること　(一〇)文書を遣り取りすること　(一一)家人を選らず官に没入するなり

客在城下、因數易其署、而無易其養。譽敵少以爲衆。亂以爲治、敵攻拙以爲巧者斷。客主人

(一)客城下に在るときは、因つて數〻其署を易ふれども、其養を易ふることなし、敵の(二)少を譽めて以て衆と爲し、亂を以て治と爲し、敵の攻むること拙きも、以て巧と爲す者は斷ず。(三)客と主人と相與に言ひ、及び相藉すことを得る無れ。(四)客射るに書を以てするに、(五)外を譽め内に示すに善を以てするを得る無し。應を得る無し。

各保ニ其左右一。若欲ニ以レ城爲レ外謀一者。父母妻子同産皆斷。左右知不ニ捕告。皆與同レ罪。城下里中家人皆相葆。若ニ城上之數一。有下能捕ニ告之一者上。封レ之以ニ千家之邑一。若非ニ其左右及他伍一。捕告者。封ニ之二千家之邑一。城禁ニ使卒民下一欲ニ寇微職・和旌一者斷。不レ從レ令者斷。非ニ擅出令一者

者は、父母妻子同産皆斷ず。左右知りて捕告せざれば、皆與に罪を同じくす。城下里中の家人皆相葆する。城上の數の若し。能く之を捕告する者あれば、之を封ずるに千家の邑(一)を以てす。若し其の左右及び他の伍に非ずして捕告する者は、之を二千家の邑に封ず。城は吏卒民の下る(三)を禁ず。寇の徽職(四)和旌に傚ふ者は斷ず。令に從はざる者は斷ず。擅に出令を非る者は斷ず。令を失ふ者は斷ず。戟に倚り縣りて城を下り、上下衆(五)と等しからざる者は斷ず。應なくして妄り讙呼する者は斷ず。縱失(六)する者は斷ず。客を譽め内を毀る者は斷ず。署を離れて聚語する者は斷ず。城の鼓聲を聞いて、伍後署に上る者は斷ず。人自ら版に大書し、之を其署隔に著け、守必ず自ら其先後(七)を謀る。其署に非ずして妄に之に入る者は斷ず。署の左右を離れ、共に他署(八)の左右に入り、私書を挾み、請謁(九)を行ひ、及び行書(一〇)を僞す者を捕へず、守事を釋てて私家の事を治め、卒民相盗むものは、家室嬰兒におよぶまで皆斷じて赦すなし(一一)。人を擧げて之を藉し、符節なくして横

二斤。令二吏數行レ閒視レ病。有レ瘳、輒造事レ上。詐僞ニ自賊傷。以辟レ事者族レ之。事已。守使下吏身行二死傷一。臨レ戸而悲中哀之上。寇去事已塞禱。

臨みて之を悲哀せしむ。寇去り事已めば㈢賽禱す。

㈠ 都司空に次ぐ職にして罪人を司り其他州中諸務に任ず ㈡ 族すとは父母妻子までも刑に處するなり ㈢ 賽りて其功に酬ゆるなり

守以レ令益二邑中豪傑力鬭。諸有レ功者。必身行二死傷者家一。以弔二哀之一。身見二死レ事之後一。城圍罷。主亟發二使者一往勞。舉二有功及死傷者數一。使二爵祿一。守身尊寵。明白貴レ之。令三其怨二結於敵一。

守は令を以て、邑中の豪傑の力鬭し、諸功ある者に益し、必ず身ら死傷者の家に行きて、以て之を弔哀し、身ら事に死する者の後を見る。城圍罷むときは、主亟に使者を發して往き勞し、有功及び死傷者の數を擧げ爵祿せしめ、守身ら尊寵し、明白に之を貴び、其怨をして敵に結ばしむ。㈠

㈠ 我は飽くまで恩を施し兵卒をして敵愾心を起さしむ

城上卒若吏。

城上の卒若しくは吏、各々其左右を保す。㈠若し城を以て外の爲は謀らんと欲する

諸盜ニ守器械財物一及相盜者。直一錢以上皆斷。吏卒民各自大ニ書於傑。著ニ之其署同一。守案ニ其署。擅入者斷。城上日壹發ニ席蓐一。令ニ相錯發。有ニ匿中不レ言下人所ニ挾藏一。在ニ禁中一者上斷。

諸守の器械財物を盜み、及び相盜む者は、直一錢以上は皆斷ず。吏卒民各自傑(一)に大書し、之を其署隔に著し、守其署を案ず。擅に入る者は斷ず。城上は日に壹たび席蓐(二)を發し、相錯發せしむ。人の挾藏する所にして、禁中にあるものを匿して言はざるあるときは斷ず。

(一) 傑は楬にして木札なり自己の姓名を符す (二) 坐席を發開して相互に觀察せしめ、禁止の物件を匿して言はざれば斷に處す

吏卒民死者。輒召ニ其人一。與ニ次司空一葬レ之。勿レ令レ得ニ坐泣一。傷甚者。令三歸治ニ病家一。善養予レ醫給レ藥。賜レ酒日二升。肉

吏卒民の死する者は、輒ち其の人を召し、次司空(一)と與に之を葬る。坐泣を得しむる勿れ。傷甚しき者は、歸りて病を家に治めしめ、善く養ひ、醫を予へ藥を給し、酒を賜ふこと日に二升、肉二斤、吏をして數々閭に行き病を視しむ。瘳ゆるあれば、輒ち造りて上に事ふ。詐りて自ら賊傷し、以て事を避くることをなす者は、之を族す(二)。事已めば、守は吏をして身ら死傷の〔家に〕行かしめ、戶に

發自壇。壇斐廷。壇人斷。諸以來彌凌弱少。及彊奸人婦女。以讙譁者皆斷。諸城門若亭謹候視往來。行者符。符傳疑。若無符。皆詣縣廷言。請問其所使。其有符傳者。善舍官府。其有知識兄弟。欲見之。爲召。勿令里巷中。

(一)傳言を延滯せしむること (二)傳言を缺くこととなり (三)疏は書面なり (四)單隻は宮姿の人、口數は人口なり (五)符は割符にて傳は往來の免狀なり敵の潜入を防ぐ爲に用ふ

三老守閭。令厲繕夫爲荅。若他以事者微者。不得入里中。三老不得入家。人傳令里中有以羽。羽在三所差。家人各令其官中。失令若稽留令者斷。家有守者治食。吏卒民無符節。而擅入里巷官府。吏三老守閭者。失苛止。皆斷。

三老は閭を守り、(一)厲矢を繕し荅を爲らしむ。若しくは他事を以て召すは、里中に入ることを得ず。三老は人家に入ることを得ず。里中に傳令する者は羽を以てす。(二)羽は三老の所にあり。家人は各其宮中に令す、令を失ひ若しくは令を稽留する者は斷ず。家に守者ありて食を治む。吏卒民符節なくして、擅に里巷官府に入るに、吏三老にして閭を守る者、(三)苛止を失すれば皆斷ず。

(一)厲矢は礪石なり礪石及矢を修繕し渠荅卽ち鐵蒺藜を作る (二)羽を插みたる召出狀なり急を要する時に羽を插む (三)詰問して止める

凡器者。卒以買予。邑人知識昆弟有罪。雖不在縣中。而欲爲贖。若以粟米錢金布帛。他財物免出者。令許之。

傳言者十歩一人。稽留言。及乏傳者斷。諸可以便事者。亟以疏傳言守。吏卒民欲言事者。亟爲傳言請之。吏稽留不言諸者斷。縣各上其縣中豪傑。若謀士。居大夫。重厚口數多少。官府城下吏卒民家。前後左右。相傳保火。火

傳言者は、十歩に一人。言を稽留し、及び乏傳する者は斷ず。諸ゝ以て事に便ずべき者は、亟に疏を以て守に傳言す。吏卒民事を言はんと欲する者は、亟に傳言を爲して之を請ふ。吏稽留して言請せざる者は斷ず。縣は各其縣中の豪傑、若しくは謀士、若しくは大夫、重厚口數の多少を上らしむ。官府城下の吏卒民家、前後左右相傳へて火を保す。火發して自ら燔け、燔けて曼延し、人を燔くときは斷ず。諸ゝ衆彊を以て弱少を凌ぎ、及び人の婦女を彊奸し、以て讙譁する者は皆斷ず。諸城門若しくは亭、謹みて往來を候視す。行く者は符あり。符傳に疑あり、若しくは符なきときは、皆縣廷に詣りて言ひ、其の使せしむる所を詰問す。其の符傳のある者は善く官符に舍す。其の知識兄弟ありて、之を見んと欲すれば、爲めに召すも里巷の中に入らしむるなかれ。

且四人。反レ城事二父母一去者。去者之父母妻子。悉舉二民室材木凡若藺石數。署二長短小大。當レ舉不レ舉。吏有レ罪。諸卒民居二城上一者。各葆二其左右。左右有レ罪而不レ智也。其次伍有レ罪。若能身捕二罪人。若告二之吏一皆構レ之。若非レ伍而先知二他伍之罪。皆倍二其構賞一。

の刑を購ふことを得るなり ㈢ 言ふは左右の人を保證す、故に左右の人罪あるに知らざれば其の次の伍人は罪あり ㈣ 若し組合中の人其の罪人を捕へ若しくは上の人に告ぐれば皆の罪を購ふを得

城外令任。城内守任。令丞尉亡得レ入。當。滿十人以上。令丞尉奪レ爵各二級。百人以上。令丞尉免。以卒戍。諸取レ當者。必取二寇虜一乃聽レ之。募二民(欲)財物粟米。以貿二易

城外は令任じ、城内は守任ず。令丞尉亡すれば當を入ることを得。滿十人以上なれば、令丞尉は爵を奪はるゝこと各二級。百人以上なれば、令丞尉は免ぜられ、卒を以て戍る。諸當を取る者は、必ず寇虜を取りて乃ち之を聽す。民の財物粟米を募りたるに以て凡器に貿易せんと〔欲する〕者は、平價を以て予ふ。邑人の知識昆弟罪あれば、縣中に在らずと雖も、贖を爲さんと欲し、若しくは粟米錢金布帛〔其〕財物を以て免出せんとする者は、之を許さしむ。

㈠ 令丞尉亡は令丞尉たる者は其の支配下の吏人逃亡すれば當とて代人を入れて罪を免る、然れども滿十人以上逃亡すれば令丞尉は爵を奪はること二級なりとす ㈡ 敵兵を捕虜とすること逃亡の兵數と同じければ罪を免ず

謀ㇾ殺二僞其將長一者上。與二謀反一同ㇾ罪。有二能捕告一。賜二黄金二十斤一。謹罪下非二其分職一而擅之取。若非二其所ㇾ當ㇾ治。而擅治爲ㇾ之斷。諸吏卒民非二其部界一。而擅入二他部界一。輒收以屬二都司空若候一。候以聞ㇾ守。不ㇾ收而擅縱ㇾ之斷。能捕二得謀反賣ㇾ城踰ㇾ城敵者一人一。以令三爲除二死罪二人城

告するものあれば黄金二十斤を賜ふ。謹みて其分職に非ずして擅に之れ取り、若しくは其の當に治むべき所に非ずして、擅に治めて之を爲すを罪し斷ず。諸吏卒民、其部界に非ずして、擅に他の部界に入れば、輒ち收めて以て都司空(一)若しくは候に屬し、候以て守に聞す。收めずして擅に之を縱せば斷ず。能く謀反して城を賣り城を踰え、敵に〔歸する〕者一人を捕得すれば、以て爲めに死罪(二)二人、城旦四人を除かしむ。城に反き父母を棄て去る者は、去る者の父母妻子、悉く民室材木瓦若しくは、藺石の數を擧げて、長短大小を著す。擧ぐべくして當に擧げざれば、吏罪あり。諸の卒民の城上に居る者は、各々其の(三)左右を葆す。左右罪ありて知らざれば、其次伍罪あり。若し能く身ら罪人を捕へ、若しくは之を吏に告ぐれば、皆之を購ふ。若し伍に非ずして先づ他伍の罪を知らば、皆其購賞を倍にす。

(一) 罪人を掌る官、候は小吏なり (二) 言ふは捕へ若しくは上告すれば其の功に因りて其の眷族中の死罪及び城旦

長見レ掌ニ文鼓一縱ニ行者一。諸城門吏。各入請レ籥開レ門。已輒復上レ籥。有ニ符節一不レ用ニ此令一。寇至樓鼓五。有周鼓。雜ニ小鼓一乃應レ之。小鼓五。後レ從レ軍斷。命必足レ畏。賞必足レ利。令必行。令出輒入隨。省ニ其可レ行不レ行。號夕有レ號。失レ號斷。

てこれに應ず。小鼓は五たびす。軍に從ふに後るれば斷す。命必ず畏るゝに足り、賞必ず利するに足れば、令必ず行はる。令出づれば輒ち人隨ひて、其の行はるべきと行はれざるとを省る。(四)號は名に號あり、號を失すれば斷ず。

㈠ 宿鼓は宿衞の者夜を戒むるの鼓なり ㈡ 執圭は圭を執る爵の人、大切の事ゆゑ身分ある者を使ふなり ㈢ 文鼓詳かならず晝に打つ鼓なるべし ㈣ 符に隨ひ各號を用ひ相知るべからしむ、言ふは合ひことばを以て互に問答し若し之を失すれば敵方に疑ひある故に斷罪にす

爲ニ守備一程而署レ之曰ニ某程一。置ニ署街街衢階若門一。令ニ往來者皆視而放一。

守備を爲すときは、程して(一)之を署して某程と曰ふ、署を術街衢階若しくは門に置き、往來者をして皆視て倣はしむ。

㈠ 程式を定めて之を標識して某程といふ

諸吏卒民有下

諸吏卒民、其將長を殺傷せんと謀る者あらば、謀反と罪を同じくす。能く捕

隨。客卒守ニ主人一。及以爲ニ守衞一。主人亦守ニ客卒一。城中戍卒。其邑或以下レ寇。謹備レ之。數錄ニ其署一。同邑者勿レ令レ共レ所レ守。與ニ階門吏一爲レ符。符合入勞。符不レ合牧守レ言。

(一) 符節を符して照し合すことありて始めて入れるなり (二) 信人は守の信任する人、守より信人を差し向けるなり (三) 上志は人の意志なり (四) 客卒は外卒の來り助くる者にして主人即ち城内の守卒を守り、又客卒が城内の守衞となれば内卒も亦客卒を守り、互に守察して姦謀を防ぐなり (五) 若し城中の戍卒の住居の邑が已に敵に降參したるときは其の卒に注意し數々其の居る所を視察す (六) 同邑の者は守る所を一處にせず、同謀姦を爲すを恐るる故なり (七) 階を守る吏及び守門の吏若し入るものあれば符を合せ符合はざれば捕へて守に言ふ

若城レ上者。衣服他不レ如レ令者。宿鼓在ニ守大門中一。莫令ニ騎若使者操レ節。閉レ城者。皆以ニ執毳一。昏鼓鼓十。諸門亭皆閉レ之。行者斷。必擊問ニ行故一。乃行ニ其罪一。

若し城に上る者、衣服他の令の如くならざる者、（此の處脫字あらん）宿鼓[1]は守の大門の中に在り。莫には騎若しくは使者をして節を操り、門を閉ぢしむる者は、皆執圭[2]を以てす。昏鼓は鼓すること十にして、諸門亭は皆之を閉づ。行者は斷ず。必ず繫ぎて行の故を問ひ、乃ち其の罪を行ふ。晨に文鼓[3]を掌るを見て行者を縱す。諸の城門吏各々入るときは、鑰を請ひ、門を開き、已めば輙ち復た鑰を上る。符節あれば此令を用ひず、寇至れば樓鼓は五たびし、有周く鼓し、小鼓を雜へ

非請出擊而請故。守有所不從謁者執盾中涓及婦人侍前者。守日斷之、衡之。若縛之不如令、及後縛者皆斷。必時素誡之。諸門下朝夕立若坐。各令以年少長相次、旦夕就位。先右有功有能、其餘皆以次立。五日官各上喜戲居處不莊好侮人者。

(一) 舍は番小屋なり (二) 五人更坐す (三) 門の監督者は晝三たび吏卒の門に侍する者を檢閲す (四) 參は點閲するなり其の時吏卒に署を離るゝものあらば其の名を守に上告す (五) 夕飯なり (六) 飲食の調理精實ならず何かたくみあれば其の者を捕へて其の故を詰問す

諸人士外使者來、必令有以執將。出而還若行縣、必使信人先戒舍室、乃出迎。門守乃入舍。為人下者、常司上之隨而行、松上不隨下、必須□□

諸人士の外使する者來れば、必ず以て執將するあらしむ。出でて還り、若しくは縣を行れば、必ず信人をして先づ舍室(一)を戒め、乃ち出でて迎へしめ、守に聞して乃ち舍に入る。人の下たる者(二)は、常に上志を伺ひ、隨うて行ひ、上に從ひ下に隨はず、必ず須く□□隨ふべし(三)。客卒は主人を守る。及び以て守衞となれば、主人も亦客卒を守る。城中の戍卒、其邑(四)或は已に寇に下らば、謹んで之に備へ數〻其署に錄す。同邑(六)の者は、守る所(五)を共にせしめず。(七)階門吏のために符を爲り、符合すれば入り勞するも、符合せざれば收めて守に言ふ。

吏卒侍大門中者。曹無過二人。勇敢爲前行伍坐。令各知其左右前後。擅離署戮。門尉晝三閱之。莫鼓擊。門閉一閱。守時令人參之。上逋者名。餔・食皆於署。不得外食。守必謹微察視謁者執盾中涓。及婦人侍前者。志意顏色。使命言語之請。及上飲・食。必令人嘗。皆

吏卒大門の中に侍する者は、曹は二人に過ぐるなし、勇敢を前行と爲して伍坐し、(一)各々其左右前後を知らしむ。(二)擅に署を離るれば戮す、(三)門尉は晝三たび之を閱す。莫に鼓擊ち門閉ぢて一たび閱す。守は時に人をして之を參し、(四)逋者の名を上らしむ。(五)餔食皆署に於てし、外食することを得ず、守は必ず謹んで微察し、謁者・執盾・中涓及び婦人の前に侍する者の、志意・顏色・使令・言語の情を視る。飲食を上るに及び、必ず人をして嘗めしむ。(六)若し情に非ざれば、繫ぎて故を詰る。守〔若し〕謁者・執盾・中涓及び婦人の前に侍する者を說ばざる所あれば、守曰く之を斷れ、之を衝け、若しくは之を縛せよと。令の如くせず、及び後れて縛する者は皆斷ず。必ず時に素に之を誡め、諸門下朝夕の立若しくは坐は、各々年の少長を以て相次せしめ、旦夕位に就くには、先づ有功有能を右にし、其餘は皆次を以て立つ。日に五たび閱し、各々熹戲居處莊好ならず、人を侵侮する者の名を上る。

其疾鬪卻ニ敵於術ニ。敵下終不レ能ニ復上ル。疾鬪者。隊二人賜ニ上奉ヲ。而勝ツレ圍城周里以上。封ニ城將三十里地ニ。爲ニ關內侯ト。輔將如令。賜ニ上卿ヲ。丞及吏比ニ於丞ニ者。賜ニ爵五大夫ヲ。官吏豪傑。與計ニ堅守ヲ者。十人及城上吏比ニ五官ニ者。皆賜ニ公乘ヲ。男子有レ守者。爵人二級。女子賜ニ錢五千ヲ。男女老小。先分守者。人賜ニ錢千ヲ。復レ之三歲。無レ有レ所レ與。不ニ租稅セ。此所下以勸中吏民堅守勝上レ圍也。

其の疾鬪して敵を術に卻け、敵下りて終に復上る能はざれば、疾鬪する者は、隊ごとに二人上俸を賜ふ。如し圍に勝つこと城の周里(一)以上なれば、城將を三十里の地に封じ、關內侯と爲す。輔將若しくは令は上卿を賜ふ。丞及び吏にして丞に比する者は、爵五大夫を賜ふ。官吏豪傑の與に堅守を計る者、十人及び城上の吏にして五官に比ぶ者は、皆公乘(二)を賜ふ。男子の守ある者は、爵人ごとに二級、女子には錢五千を賜ふ。男女老小、分守なき者は、人ごとに錢千を賜ふ。之を復すること三歲(三)、與る所あるなし、租稅せず。此れ吏民の堅守圍に勝つを勸むる所以なり。

(一) 城の周邊一里に敵を追ひ退くるなり　(二) 公乘は爵位の名、官の車に乘るの許可を得　(三) 復は三歲の間賦役を課せず其の身をして關與することなからしむ

圍城之重禁。敵人卒而至。嚴レ令吏民無ニ敢讙囂。三最並行一。相視坐泣流涕。若視擧レ手。相探相指。相呼相麾。相蹠相投。相擊相靡。以ニ身及衣一。訟ニ駁言語一。及非レ令也。而視レ敵動移者斬。伍人不レ得斬。得レ之除。伍人踰レ城歸レ敵。伍人不レ得斬。與レ伯歸レ敵。隊吏斬。與レ吏歸レ敵。隊將斬。歸レ敵者父母妻子同產。皆車裂。先覺レ之除。當レ術需レ敵離レ地斬。伍人不レ得斬。得レ之除。

圍城の重禁は、敵人卒に至れば、令を嚴にし、吏民敢て讙囂し、(一)三聚並行することなからしめ、(二)相視て坐泣流涕し、若しくは視て手を擧げて相探り、相指し、相呼び、相麾き、相踵み、相投じ、相擊ち相靡するに、身及び衣を以てし、(三)言語を訟駁し、及び令に非ざるに、敵を視て動移する者は斬す。(四)伍人得ざれば斬す。之を得れば除く。伍人城を踰えて敵に歸するに、伍人得ざれば斬す。(五)百と敵に歸すれば、隊吏は斬す。吏と敵に歸すれば、隊將は斬す。敵に歸する者は、父母妻子同產皆車裂す。先づ之を覺れば除く。術に當り、敵を懦れ、地を離るれば斬す。伍人得ざれば斬す、之を得れば除く。

(一) 三人相聚り又は二人並び行くことを禁ず (二) 相視云々以下擧動を愼まずさわがしき故に刑を加ふ (三) 雜駁なる言語を以て人の耳を訴ふるなり (四) 解前にあり (五) 百は百人なり言ふは百人ともに敵に歸すれば百人の隊長を斬る又吏が部下の吏とともに敵に歸すれば吏の上にある隊將を斬す

諸竈必爲屛。火突高。出屋四尺。愼無敢失火。失火者斬。其端失火。以爲事者車裂。伍人不得斬。得之除。救火者無敢讙譁。及離守絶巷救火者斬。其正及父老有守此巷中部吏。皆得救之。部吏亟令人謁之大將。大將使信人將左右救之。部吏失不言者斬。諸女子有死罪。及坐失火。皆無有所失逮。其以火爲亂事者如法。

諸竈必ず屛(一)を爲る。火突(二)は高くす、屋より出づること四尺。愼みて敢て火を失することなからしむ。火を失する者は斬す。其の端(三)に火を失し、以て事を爲す者は車裂す。伍人(四)得ざれば斬す。火を救ふ者は敢て讙譁するなし。及び守を離れ巷(五)を絶ちて火を救ふ者は斬す。其の正及び父老の守ある者は、巷中の部吏皆之を救ふを得。部吏は亟かに人をして之を大將に謁げしむ。大將は信人をして左右を將ゐて之を救はしむ。部吏失して言はざる者は斬す。諸の女子死罪あり、及び火を失するに坐すれば、皆逮(六)を失ふ所あるなし。其の火を以て亂事を爲す者は、法の如くす。

(一)火を遮る爲めに屛墻を爲る　(二)火突はけむり出しなり　(三)端とは事端に乘じて火を失し之に因て亂事を爲す者は車ざきの刑にす　(四)火を失したる者の組合の伍人が亂事を爲す者を捕へ得ざれば組合の人を斬す　(五)守巷を離るゝなり　(六)逮は捕ふるなり必ず捕へてにがさぬをいふ

行者斬。女子到二大軍一。令三行者男子行レ左。女子行レ右。無二並行。皆就二其守一。不レ從レ令者斬。離レ守者。三日(而一)徇。而所三以備二姦也。里正與皆守・宿二里門一。吏行二其部一。至二里門一。正與開二門内一吏。與行二父老之守。及窮巷間無レ人之處一。姦民之所レ謀。爲二外心罪車裂。正與二父老及吏主レ部者一。不レ得皆斬。得レ之除。又賞レ之黄金人二鎰。大將使三使人行二守。長夜五循行。短夜三循行。四面之吏。亦皆自行二其守一。如二大將之行一。不レ從レ令者斬。

備ふる所以なり。里正と守とは皆里門に宿す。吏其の部を行り、里門に至るときは、(四)正與に門を開き、吏を内れ、與に父老の守、及び(五)窮巷幽間人なきの處を行る。姦民の謀る所にして、(六)外の爲めにするの心あらば、罪車裂す。正と父老及び吏の部を(七)主る者と、得ざれば皆斬す。之を得れば除く。又之を賞すること、黄金人ごとに二鎰なり。大將信人をして行守せしむるに、長夜は五たび循行し、短夜は三たび循行す。四面の吏、亦皆自ら其守を行ること、(八)大將の行の如し。令に從はざる者は斬す。

(一) 姦は警なり、急變の事 (二) 孰れも其の守備の處に就く (三) 徇は其の罪を徇ふること、斬罪の上に三日間其の尸をさらすなり (四) 里正と守者とともになり (五) 人家もなきさびしき處なり (六) 敵の爲めにする心あるときは車ざきの刑に行ふ (七) 里正父老及吏の部を守る者が外敵の爲めにする姦人を捕へ得ざれば里正以下皆斬罪とす (八) 大將が其の信人をして巡行せしむると同様にす

夾爲二高樓一。使二善射者居一レ焉。女郭馮垣。一人一人守レ之。使二重字子一。五十步一擊。因二城中里一爲二八部一。部一吏。吏各從二四人一。以行二衢術及里中一。里中父老。(小)不レ與二守之事及會計一者。分レ里以爲二四部一。部一長。以苛二往來不一レ以レ時行一。行而有二他異一者上。以得二其姦一。吏從卒四人以上。有レ分者。大將必與爲二信符一。大將使二人行守一操二信符一。信不レ合。及號不二相應一者。伯長以上。輒止レ之。以聞二大將一。當レ止不レ止。及從吏卒縱レ之皆斬。諸有レ罪自二死罪一上。皆還二父母妻子同產一。

皆斬す。諸の罪あるとき、死罪より〔以〕上は、皆父母妻子同產に逮ぶ。

(一)貴族なり　(二)城に傅くとは敵が城の近くに至るなり　(三)城上土手の垣なり　(四)隔壁ありて守者あり　(五)城内の市街なり　(六)訊問するなり　(七)信験の合はざるときは百人の長以上の者を大將に申告して處分を受く　(八)吏卒が止むべき者を止めずして縱し放すときは其の吏卒を斬罪とす

諸男女有レ守二於城上一者。什六弩四兵。丁女子老少人一矛。卒有二驚事一。中軍疾擊レ鼓者三。城上道路里中巷街。皆無レ得レ行。

諸の男子城上を守るある者は、什に六弩四兵あり。丁女子老少は、人ごとに一矛なり。卒かに驚事(二)あるときは、中軍は疾く鼓を擊つこと三たびし、城上、道路、里中、巷街、皆行くことを得る無からしめ、行く者は斬す。女子大軍に到るときは、行く者をして男子は左を行き、女子は右を行き、並行するなからしめ、皆其守(二)に就く。令に從はざる者は斬す。守を離るゝ者は、三日(三)徇す。此れ姦に

不レ能レ此。乃能守レ城。守城之法。敵去レ邑。百里以上。城將如今三盡召二五官及百長一。以二富人重室之親一。舍二之官府一。謹令三信人守二衞之一。謹密爲レ故。乃傳レ城。守將營無レ下二三百人一。四面四門之將。必選二擇之一。有二功勞一之臣。及死レ事之後重者。從卒各百人。門將幷守二他門一。他門之上。必

く五官及び百長を召さしめ、富人重室の親を以て、之を官府に舍し、謹んで信人をして之を守衞せしめ、謹密(一)事を爲す。(二)城に傅くに及び、守將の營は三百人を下るなからしむ。四面四門の將は、必ず之を選擇す。功勞あるの臣、及び事に死するの後の重者には、從卒各百人。門將は幷せて他門を守るときは、他門の上は必ず夾みて高樓を爲り、善く射る者をして居らしむ。(三)女郭馮垣は、百歩に一人之を守り、重室の子を使ふ。五十歩に一隔(四)あり。城中の里に因りて八部と爲し、部に一吏あり。吏は各四人を從へ、以て衝術(五)及び里中を行る。里中の父老にして、守の事及び會計に與からざる者は、里を分(六)ちて以て四部と爲し、部に一長あり。以て往來時を以て行かず、行きて他異ある者を呵し、以て其の姦を得。吏の從卒四人以上、分「守」ある者は、大將必ず與に信符(七)を爲り、大將人をして行守せしむるときは信符を操らしむ。信合はず、及び號相應ぜざる者は、百長以上は輒ち之を止めて以て大將に聞す。當に止むべくして止めず、及び從(八)吏卒之を縱すときは

為レ符者曰ニ養吏一。一人。辨ニ護諸門一。門者及有ニ守禁一者。皆無レ令三無事者。(得稽)稽留心ニ其旁一。不レ從レ令者戮。敵人但至ニ千丈之城一。必郭近レ之。主人利不レ盡ニ千丈一者勿レ迎也。視ニ敵之居曲衆少一而應レ之。此守城之大體也。其不レ在ニ此中一者。皆心ニ術與ニ人事一参レ之。

郭にして之を迎ふ。主人利千丈を盡さざる者は迎ふるなかれ。敵の居曲衆少を視て之に應ず。此れ守城の大體なり。其の此の中に在らざる者は、皆術と人事とを以て之を參せよ。

㊀ 葆は垣なり、行棧は棧道にて木材を組みて通路を造りたるをいふ ㊁ 城内の道路は各境界を限り吏卒に分守せしむ ㊂ 養とは賤役者にて小使なり什に二人とは兵卒十人毎に小使一人附くなり ㊃ 符はわりふなり ㊄ 門番人又は禁止の事を掌る者は無用の人を留宿せしめ其の近傍に居らしむべからず ㊅ 四方五里の城といふ、邑城の大なるものならん ㊆ 千丈の大なる城なり之を守るの利方を十分に認め能はざれば敵を迎へ戰ふなかれとなり

凡守レ城者。以ニ亟傷一レ敵爲レ上。其延レ日持レ久。以待ニ救之至一。明ニ於守一者也。

凡そ城を守る者は、亟に敵を傷るを以て上と爲す。其の日を延べ久しきを持して、救の至るを待つは、守に明かなら〔ざる〕ものなり。必ず此れを能くして、乃ち能く城を守る。守城の法は、敵邑を去ること、百里以上なれば、城將は盡

不二先具一者。無二以安上主。吏卒民多心不レ一者。皆在二其將長一。諸行二賞罰一。及有レ治者。必出二於公王一。數使ニ人行勞下賜守二邊城關塞一。備二蠻夷一之勞苦者上。擧二其守卒之財用有餘不足。地形之當レ守レ邊者。其器備常多者。邊縣邑視下其樹木惡則少レ用。田不レ辟少レ食。無二大屋一草蓋少中用桑上。多レ財民好食。

塞を守り、蠻夷に備ふるの勞苦者に勞賜し、其守卒の財用の有餘と不足、地形の當に邊を守るべき者、其の器備の常に多き者を擧げしむ。邊の縣邑には、其の樹木惡しければ用少なく、田辟けざれば、食少なく、大屋なくして草蓋なれば、車乘少(四)なきを視、財多ければ民好食す。

(一)地の宜しきを視て之に任ずるなり　(二)吏卒民の規一せざるは其の將たる者長たる者の處置何如にあり　(三)賞罰治法の事は王公の爲すべきことなり　(四)大なる家屋なく草版多ければ其の地車乘乏しきことを知る

爲二内牒内行棧一。置レ器備二其上一。城上吏卒。養皆爲レ舍。道内各當二其隔部一。養什二人。

(一)内牒内行棧を爲り、器を置きて其上に備ふ。城上の吏卒養皆舍を爲り、道内各其の隔部に當つ。(二)養は什に二人あり、符を爲る者を養吏と曰ふ、一人なり。(三)諸門を辨護す。門養及び守禁ある者は、(四)皆無事の者をして稽留し、其の旁に止まらしむるなかれ。(五)令に從はざる者は戮す。敵人且に千丈の城に至らんとすれば、(六)必ず

前不大旗署
百戸邑。若他
人財物。建旗。
其署令皆明
白知之。曰某
子旗。牲格內
廣二十五步。
外廣十步。表
以地形為度。靳卒中教。解前後左右。卒勞者更修之。

署をば皆明白に之を知らしめて、某子の旗と曰ふ。牲格內の廣さ二十五步、外の廣さ十步。表は(二)地形を以て度と為す。卒を勒して(三)中に教へ(四)、前後左右を解く。卒勞する者は更〻之を休せしむ。

(一)牲格は牛羊豕等を入れ置く欄檻なり　(二)ひろさは地の形を以て定度とす　(三)勒は節勒するなり　(四)將は中に在りて前後左右を更る〲調練するとならん

號令第七十

大意軍中號令の事を說く

安國之道。道
任地始。地得
其任。則功成。
地不得其任。
則勞而無功。
人亦如此。備

國を安んずるの道は、任地(一)より始まる。地其任を得れば、功成り、地其の任を得ざれば、勞して功なし。人も亦此の如し。備先づ具らざる者は、以て主を安んずるなし。吏卒民の多心にして一ならざる者は、皆其の將長に在り。諸の賞(三)罰を行ひ、及び治ある者は、必ず公王より出づ。數〻人をして行かしめ、邊城關

當レ應而（不）應鼓。主者斬。

ぎに打つなり

道廣三十步。於二城下一。夾レ階者各二。其井置二鐵甕一。於二道之外一爲レ屏。三十步而爲二之圂一。高丈。爲二民圂一。垣高十二尺以上。巷術周道者。必爲二之門一。門二人守レ之。非レ有二信符一勿レ行。不レ從レ令者斬。城中吏卒民男女。皆衍二異衣章徽一。令二男女可一レ知。

道の廣さ三十步。城下に於ては、階を夾む者各〻二。其井は鐵甕を置く。道の外に於て屏を爲り、三十步にして之が圂（一）を爲る。高さ丈。民圂を爲る、垣の高さ十二尺以上。巷術周道の者、必ず之が門を造る。門ごとに二人之を守り、信符（二）あるに非ざれば行く勿からしむ。令に從はざる者は斬る。城中の吏卒民男女、皆衣章（三）徽〔識〕を辨異し、男女をして知るべからしむ。

（一）圂は便所なり　（二）割符を持つ者にあらざれば通行を許さず　（三）衣章は紋じるしの如きものにて其の異同を辨ぜしめ男女の別を知らしむ

諸守二牲格一者。三出却レ適。守以レ令召賜二食

諸牲格（一）を守る者は、三たび出でて敵を却くれば、守令を以て召して食を前に賜ひ、大旗を予へて百戸の邑に署せしめ、若し他人の財物ならば、旗を建て、其

乘二大城半以上一鼓無レ休。夜以レ火如二此數一。寇䣙解輒部レ幟如二進數一。而無レ鼓。

城爲レ隆。長五十尺。四面四門將。長四十尺。其次三十尺。其次二十五尺。其次二十尺。其次十五尺。高無レ下二四十五尺一。城上吏(卒)置二之背一。卒於二頭上一。城下吏卒置二之肩一。左軍二於左肩一。中軍置二之胸一。

城〔將〕は〔絳〕幟を爲る、長さ五十尺、四面四門の將は、長さ四十尺、其次は三十尺、其次は二十五尺、其の次は二十尺、其次は十五尺、高さ四十五尺に下ることなし。城上の吏は之を背に置き、卒は頭上に於てす。城下の吏卒は之を肩に置き、左は左肩に施し、〔右は右肩に施し〕、中軍は之を胸に置く。

(一) 赤幟なり　(二) 背に置く以下は小幟を附けて目標と爲すなり

各一鼓。中軍一三。每レ鼓三十撃レ之。諸有鼓之吏。謹以レ次應レ之。當二應鼓一而不レ應。不レ

各一鼓し、中軍は一三す。鼓毎に三十之を撃つ。諸の有鼓の吏、謹みて次を以て之に應ず。當に應鼓すべくして應ぜず。應ずべからずして應鼓すれば、主者は斬す。

(一) 某本に一三は三鼓すの誤とせり　(二) 或は三鼓し或は十撃す　(三) 一中軍に於て鼓をうてば之に應じて次ぎ次

粟米有ﾚ積。井竈有ﾚ處。重質有ﾚ居。五兵各有ﾚ旗。節各有ﾚ辨。法令各有ﾚ貞。輕重分數各有ﾚ請。主ﾚ愼ニ道路一者有ﾚ經。

す爲めにす　(五) 隧路を循る者には里數に一定のきまりあり

亭尉各爲ﾚ幟。竿長二丈五。帛長丈五。廣半幅有大。寇傳ニ攻前池外廉一。城上當ﾚ隊。鼓三擧ニ一幟一。到ニ水中周一。鼓四擧ニ二幟一。到ﾚ藩。鼓五擧ニ三幟一。到ニ馮垣一。鼓六擧ニ四幟一。到ニ女垣一。鼓七擧ニ五幟一。到ニ大城一。鼓八擧ニ六幟一。

(一)亭尉は各〻幟を爲る。竿長さ二丈五。帛の長さ丈五。廣さ半幅の者六。寇前池の(二)外廉に傳き攻め、城上(三)隧に當れば、鼓する三たびして一幟を擧げ、(四)水の中周に到れば、鼓する四たびして二幟を擧げ、(五)藩に到れば、鼓する五たびして三幟を擧げ、(六)馮垣に到れば、鼓する六たびして四幟を擧げ、(七)女垣に到れば、鼓する七たびして五幟を擧げ、(八)大城に到れば、鼓する八たびして六幟を擧げ、(九)大城の半以上に到れば、鼓すること休むことなし。夜は火を以てすること、此の數の如し。寇卻けば解く。輒ち幟を踏すこと進數の如くにして、鼓すること無し。

(一) 亭尉は百人の長なり　(二) 城の外堀の周邊に攻め來れること、廉は邊なり　(三) 隧道より入らんとするなり　(四) 堀の中洲の處に來る　(五) 堀岸の水の中の柵なり　(六) 土手の周圍の外墻なり　(七) 城の土手上の垣なり　(八) 外城内なり　(九) 外城内の半に到るなり

旗。多卒爲二雙兎之旗一。五尺男子爲二童旗一。女子爲二梯末之旗一。弩爲二狗旗一。戟爲二茷旗一。劒盾爲二羽旗一。車爲二龍旗一。騎爲二鳥旗一。凡所レ求二索旗名不レ在レ書者。皆以二其形一名爲レ旗。城上擧レ旗。備具之官致二財物一。之足而下レ旗。

旗の名書に在らざる者は、皆其の形を以て名けて旗を爲る。(五)城上旗を擧ぐれば、備具の官は財物を致し、物足りて旗を下す。

(一) 木を示すには蒼旗を立つ各其の類に從ひ附屬の旗を立てて之を示すなり (二) あかね色の旗なり (三) 死士とは決死の士倉英は青色なり (四) 强士はつよき士なり (五) 城上にて旗を擧ぐれば掛りの官が所用の財物を送致し物足れば旗を下して足りたるを示す

・凡守城之法。石有レ積。樵薪有レ積。菅茅有レ積。萑葦有レ積。木有レ積。炭有レ積。沙有レ積。松柏有レ積。蓬艾有レ積。麻脂有レ積。金鐵有レ積。

凡そ守城の法は、(一)石積あり、樵薪積あり、菅茅積あり、萑葦積あり、木積あり、炭積あり、沙積あり、松柏積あり、蓬艾積あり、麻脂積あり、金鐵積あり、粟米積あり、井竈處あり、(二)重質居あり、五兵各旗あり、(三)節各々辨あり、法令各々貞あり、(四)輕重分數各々誠あり、(五)道路を循るを主る者は經あり。

(一) 石も樵薪等も皆蓄積ありて守城の準備に供す (二) 重質は妻子等にて人質たるもの、之を居くに一定の居處あるなり (三) 節に符節(わりふ)なり、兩個合せて信となす、辨ありとは辨別するを得るなり (四) 法令に事物を正

心比レ力。兼左右。各死二而守一。旣誓。公乃退食。舍二於中太廟之右一。祝史舍二于社一。百官具御乃斗。鼓二于門一。右置レ旂。左置レ旌。于レ隅練名。射參發告レ勝。五兵咸備。乃下出挨。升望二我郊一。乃命レ鼓俄升。役司馬射自二門右一。蓬矢射レ之。茅參發。弓弩繼レ之。校自二門左一。先以揮木不レ繼レ之。祝史宗人告レ社。覆レ之以レ甑。

㈠ 客は敵なり、敵の氣を阻む所以なりと ㈡ 某人は敵人なり言ふは敵は不道にして義辭即ち善を爲さず予が國予が氏を滅ぼさんと思へり、二三子は願はくは予を佐けて敵を防遏せよとなり ㈢ 隅は旂旌の下の隅に結び附けたる小旗なり、これは練帛を用ひ戰功者の名を記す ㈣ 以下は戰勝を祈る儀式なり ㈤ 校は軍役の吏なり ㈥ 某本告文を發ふと爲す勝を祈るの式なり

旗幟第六十九

守城之法。木爲二蒼旗一。火爲二赤旗一。薪樵爲二黃旗一。石爲二白旗一。水爲二黑旗一。食爲二菌旗一。死士爲二倉英之旗一。竟士爲二雩

守城の法は、㈠木には蒼旗を爲り、火には赤旗を爲り、薪樵には黃旗を爲り、石には白旗を爲り、水には黑旗を爲り、食には㈡茜旗を爲り、㈢死士には倉英の旗を爲り、㈣强士には虎旗を爲り、多卒には雙兎の旗を爲り、五尺の童子には童旗を爲り、女子には梯末の旗を爲り、弩には狗旗を爲り、戟には旌旗を爲り、劍盾には羽旗を爲り、車には龍旗を爲り、騎には鳥旗を爲る。凡そ求索する所にして、

以起。城之內。薪蒸慮室。矢之所ㇾ還。皆爲ㇾ之涂ㇾ菌。令ㇾ命ニ将ㇾ狗ㇾ馬擧ㇾ繂一。

靜夜聞ニ鼓聲一而譟所三以闔ニ客之氣一也。所三以固ニ民之意一也。故時譟則民不ㇾ疾矣。祝史乃告ニ於四望・山川社稷一。先於戎。乃退。公素服・誓ニ于太廟一曰。其人爲ニ不道一。不ㇾ脩ニ義祥一。唯乃是王。曰予必懷亡ニ爾社稷一滅中爾百姓上ニ參子尙夜自厲。以勸ニ寡人一。和ㇾ

靜夜鼓聲を聞きて譟ぐは、客の氣を闔づる所以なり。民の意を固うする所以なり。故に時に譟げは民疾まず。祝史乃ち四望の山川社稷に告げて、先づ以て戒めて乃ち退く。公素服して、太廟に誓ひて曰く、(二)其人不道を爲し、義祥を脩めず。唯力是れ正す。曰く、予必ず爾の社稷を亡し、爾の百姓を滅さんことを懷ふ。二參子尙くは夜自ら厲み、以て寡人に勸め、心を和し、力を比して、兼ねて左右し、各爾の守に死せよと。既に誓ひ、公乃ち退食し、中太廟の右に舍す。祝史社に舍し、百官具に御して乃ち外り、門に鼓し、右に旂を置き左に旌を置き、(三)隅に于ては練して名す。(四)射參發して勝を告げ、五兵咸く備る。乃ち下りて出でて挨ち、升りて我が郊を望み、乃ち鼓に命じて俄に升らしむ。役司馬射ること門右よりし、蓬矢之を射る。矛參發、弓弩之に繼ぐ。(五)校門左よりし、先づ以て揮ひ木石之に繼ぐ。祝史宗人社に告げ、之に獲ふに(六)猶を以てす。

視レ城脩二卒伍一。設二守門一。三人掌二右閹一。二人掌二左閹一。四人掌レ閉。百甲坐レ之。城上步一甲一戟。其贊三人。五步有二五長一。十步有二什長一。百步有二百長一。旁有二大率一。中有二大將一。皆有二司吏卒長一。城上當レ階。有司守レ之。移二中中處一。澤レ急而奏レ之。士皆有レ職。城之外。矢之所レ還。壞二其牆一。無三以爲二客菌一。三十里之內。薪蒸水皆入レ內。狗彘豚鷄食二其宍一。斂二其骸一以爲二醢（腹）一。病者

り。旁に(六)大卒あり、中に大將あり。皆司吏卒長あり。城上階に當るところは有司之を守り、(七)多卒は中に處る。(八)急を擇びて之に奏く。士皆職あり。城の外(九)矢の還る所、其の墻を壞りて以て客菌と爲すなかれ。(一〇)三十里の內、薪蒸水皆內に入れ、狗彘豚雞は其宍を食ひ、其の骸を斂めて以て醢と爲す。病者以て起つ。(一一)城の內、薪蒸廬室、矢の還る所皆之が爲に菌を塗る。昏に狗を繫ぎ馬を繫ぎて、堅く繫ぐことを命ぜしむ。

(一)縣師は官名、軍事あるときは司馬に命を受け庶務を爲す、葆は堡なり　(二)敵の道路を築壅す即ち塞ぎて通ざらしむ　(三)閹は門扉(とびら)なり、左右に分れて守ることをいふ　(四)百人の甲を着たるもの　(五)贊は補佐の者　(六)城の四方の隅には大率とて一方の將官之に居る　(七)某本多卒は衆卒なりとあり、餘分の卒をいふ　(八)言ふは多卒に危急の場處あれば赴き助く　(九)言ふは城より射る矢の及ぶ所に菌とて遮防する墻の如きものあらば之をやぶりて敵の防禦に供する勿れとなり　(一〇)城より三十里內の薪蒸材木は皆城內に入れ狗彘豚雞は收めて其の肉を食ひ骸は醢と爲し病者に食はしめ病者を起たしめ總て敵力に服せしめず　(一一)城內の薪蒸廬室等敵矢の及ぶ所は、之が墻壁を塗りて防遮するを得しむ

宮之。善爲舍。巫必近公社。必敬神之。巫卜以請守。守獨智巫卜望氣之請而已。其出入爲流言。驚駭恐吏民。謹微察之。斷罪不赦。望氣舍近守官。牧賢大夫及有方技者若工弟之。舉屠酤者。置廚給事弟之。

赦さず。望氣の舍は守宮に近く(六)、賢大夫及び方技ある者(七)の若きは工を收めて、之を秩し(八)、屠酤者を擧げ(九)、廚を置き事を給して之を秩す。

(一) 古の兵法に雲氣を望みて吉凶勝敗を占することあり (二) 巫醫卜者に就いて其の長ずる所の者を擧げ用ひて之に家を給與し醫には藥を與へ用に備へしむ (三) 巫をば篤く待遇してよき家に住せしめ必ず國の鎭守の神社の近き所を擇ぶ、又巫は神の意を承くるもの故に神を敬する如くす (四) 巫卜は敵情を知るとき之を守に報告し守は唯獨り卜望氣の事柄を知るのみ他人與り知るを得ず (五) 出入に流言を以て吏民を驚かすやうの事を爲せばひそかに之を察知して之を斬殺して赦さず (六) 城守の官舍に近きなり (七) 技藝ある者 (八) 秩は廩米を給す (九) 賣肉者及賣酒者を收め廚を置き事を執らしめて之に廩米を給す

凡守城之法。縣師受事。出葆循溝防。築薦通塗。脩城。百官共財。百工卽事。司馬

凡そ守城の法は、縣師(一)事を受け、葆を出でて、溝防を循る。(二)通塗を築薦し、城脩め、百官財を供し、百工事に卽く。司馬は城を視て卒伍を脩め、守門を設け、二人右閤(三)を掌り、二人左閤を掌り、四人閉を掌り、百甲(四)之に坐す。城上は步ごとに一甲一戟、其の贊(五)三人。五步に五長あり。十步に什長あり。百步に百長あ

長七尺者七。弩七。七發而止。將服必赤。其牲以ㇾ狗。敵以二西方一來。迎二之西壇一。壇高九尺。堂密一。年九十者九人主ㇾ祭。白旗素神。長九尺者九。弩九。九發而止。將服必白。其牲以ㇾ羊。敵以二北方一來。迎二之北壇一。壇高六尺。堂密六。年六十者六人主ㇾ祭。黑旗黑神。長六尺者六。弩六。六發而止。將服必黑。其牲以ㇾ彘。從二外宅諸名大祠一。靈巫或ㇾ禱焉給二禱牲一。

服は必ず黑。其の牲は彘を以てす。(四)外宅の諸名大祠を徙し、靈巫禱るあれば禱牲を給す。

(一) 東壇に迎へて之を屈伏せしむることを祈なり (二) 東方は春にて色は青なり故に青旗青神を畫く、皆五行を以て配當す (三) 弩弓を八度射出すなり (四) 城外の大祠を城内に移し入れ神に事ふる巫をして禱らしむるときは神に供する犧牲を給す

凡望氣有二大將氣一。有二小將氣一。有二往氣一。有二來氣一。有二敗氣一。能得ㇾ明ㇾ此者。可ㇾ知二成敗吉凶一。擧二巫醫卜一有ㇾ所ㇾ長。具ㇾ藥

凡そ(一)望氣に大將の氣あり、小將の氣あり、往氣あり、來氣あり、敗氣あり、能く此れを明かにするを得る者は、成敗吉凶を知るべし。(二)巫醫卜の長ずる所あるを擧げ、藥を具へて之を宮す。善く巫を舍するを爲して、必ず公社に近づけ、必ず之を敬神し、巫卜以て守に報じ、(三)守獨り巫卜望氣の情を知るのみ。其の(四)出入して流言を爲し、驚駭して吏民を恐れしむるものは、謹んで之を微察し、斷罪に處して

敵以東方來。迎之東壇。壇高八尺。堂密八。年八十者八人主祭。青旗青神。長八尺者八。弩八。八發而止。將服必青。其牲以雞。敵以南方來。迎之南壇。壇高七尺。堂密七。年七十者七人主祭。赤旗赤神。

巻十五

迎敵祠第六十八

大意言ふ敵攻めきたらば鬼神を祀り戰捷を祈るべし

敵東方を以て來らば、之を東壇に迎へ、壇の長さを八尺とし、堂の深さ八。年八十の者八人祭を主り、青旗青神、長け八尺の者八、弩八、八發して止む。將服は必ず青、其の牲は雞を以てす。敵南方を以て來らば、之を南壇に迎へ、壇の高さ七尺、堂の深さ七。年七十者の七人祭を主り、赤旗赤神、長け七尺の者七。弩七、七發して止む。將服は必ず赤、其の牲に狗を以てす。敵西方を以て來らば、之を西壇に迎へ、壇の高さ九尺、堂の深さ九、年九十の者九人祭を主り、白旗素神、長け九尺の者九。弩九、九發して止む。將服は必ず白。其の牲は羊を以てす。敵北方を以て來らば、之を北壇に迎へ、壇の高さ六尺、堂の深さ六。年六十の者六人祭を主り、黑旗黑神。長け六尺の者六。弩六、六發して止む。將

一火。皆立而待鼓音而燃。即俱發之。敵人辟火而復攻。縣火復下。敵人甚病。敵引哭而去。

則令吾死士左右出穴門擊遺師。令貫士主將皆聽城鼓之音而出。又聽城鼓之音而入。

因素出兵。將施伏。夜半而城上四面鼓噪。敵人必破。或軍殺將。以白衣爲服。以號相得。

大小盡木。斷之以二十尺一爲斷。離而深貍。堅築之。毋使可拔。二十步一殺有一壞。厚十尺。殺有兩門。門廣五步。薄門板梯貍之勿築。令易拔。城上希薄門而置揭。縣火四尺一椅。五步一竈。竈門有爐炭傳。令敵人盡入。車火燒門。縣火次之。出載而立。其廣終隊。兩載之間

兩門あり、門廣さ五步、薄門の板梯は、之を貍めて築く勿からしむ。拔け易からしむ。城上にては薄門を睎て(三)揭を置く。(四)縣火は四尺に一椅、五步に一竈、竈門に爐炭ありて傳ふ。敵人をして盡く入らしめ、熏火門を燒き、縣火之に次ぎ、(五)載を出でて立ち、其の廣さ隧を終ふ。兩載の間に一火あり、皆立ちて鼓音を待ちて燃し、卽ち倶に之を發す。敵人火を避けて復た攻むれば、縣火復た下す。敵人甚だ病む。敵師を引きて去るときは、吾死士をして左右より穴門を出でて(六)遺師を擊たしめ、(七)賁士主將をして皆城鼓の音を聽きて出で、又城鼓の音を聽きて入らしむ。(八)素に因りて兵を出し、將伏を施す。夜半にして城上四面鼓噪すれば、敵人必ず惑ふ。軍を破り將を殺し、白衣を以て服と爲し、號を以て相得。

(一) 薄は城外に木を植て籓蔽となせるものなり (二) 壞は城内の陷穽なり (三) 揭は材を植て表識となするものなり (四) 前述の如く高く懸け置く火なり (五) 載は車なり (六) 敗殘の兵なり (七) 賁は虎賁の士、賁は奔なり、虎の奔る如く快走する勇士なり (八) 素は平素の法の如くなり

尺。高者十尺。木長短相雜。兌ニ其上一。而外內厚塗レ之。爲ニ前行行棧一。縣荅。隅爲レ樓。樓必曲裹。土五步一。毋レ其二十晶一。爵穴十尺一。下レ壤三尺。廣ニ其外一。轉ニ脯城上樓及散與ニ池革盆一。若轉・攻卒擊ニ其後一。煖・失レ治ニ車・革火一。

行棧を爲る、縣荅の隅には樓を爲り、樓は必ず再重す(三)。土(四)は五步に一、二十壘を下る毋かれ。爵穴(五)は十尺に一、堞より下ること二尺。其外を廣くし、城上、樓及び殺と池、革盆とに轉傳す。若し傅く(六)ときは攻卒其後を擊ち、緩ければ軍革(七)火を治むるを失ふ。

(一) 荅樓の内に植つるなり (二) 杜格は柞格(おとしあな)の類なり (三) 二重にするなり (四) 積土なり壘は土を盛る篇なり二十壘の積土以下なるなかれと (五) 爵穴の解前に出づ (六) 傅とは城に傅くなり、然るときは我が攻卒をして敵の後を擊たしむべし (七) 意明かならず其本には緩にして失すれば治すと訓じ、緩くして機を失へば其責任者を罪すとの意とし、車革火の前後脫訛ありとなせり

凡殺ニ蛾傳而攻者一之法。置ニ薄城外一去レ城十尺。薄厚十尺。伐レ操之法。

凡そ蛾傳して攻むる者を殺すの法は、薄(一)を城外に置き、城を去る十尺、薄の厚さ十尺、薄を伐るの法、大小盡く木、之を斷るに十尺を以て斷と爲し、離して深く貍め、堅く之を築き、拔く可からしむる毋かれ。二十步に一殺、塡(二)あり、厚さ十尺。殺に

柄長六尺。首長尺五寸。斧柄長六尺。刃必利。皆葬二其一。後荅廣丈二尺。□□丈六尺。垂二前衡一四寸。兩端接尺。相覆勿レ令二魚鱗三。著二其後行一中央木繩一。長二丈六尺。荅樓不レ合者以レ牒塞。數暴乾。荅爲レ格。令二風上下。堞惡レ疑レ壞者。先貍レ木十尺一枚。(一)節壞斲レ植以押二(慮)盧薄於木一。盧薄表八尺。廣七寸。經尺一。數施二一擊一而下レ之。爲二上下釫一而斲レ之。經一鈞。

ぎ、數〻暴乾す。(七)荅には格を爲り、風をして上下せしむ。堞の壞れんことを疑ふを惡む者は、先づ木を貍むること十尺に一枚。即し壞れば、植を斲りて以て盧薄(八)を木に押す。盧薄は表八尺、廣さ七寸、徑尺一。數〻一擊を施して之を下す。(九)上下釫を爲りて之を斲る、徑一鈞。

(一) 錣は某本に鍛に作る杙はくひなり (二) 杙の末をけづりて五行に植て行間は三尺の廣さとなす (三) 犬牙とは材を樹つるに長短錯綜せるをいふ (四) 皆某の一を垂る云々以下前衡を垂る云々不明なり (五) 兩端の相接する尺を隔つべし相重なる魚鱗の如く密接せしむるなかれと (六) 荅と樓との間合はざる處は牒版を以て塞ぎ數々暴乾す (七) 荅には欄を爲り善く風を通ぜしむ (八) 某本に盧は柱上の簿薄は壁柱とあり此の處にては牒版の壞れたるとき其間を補ふ爲に木を添へるに似たり (九) 釫は兩刃の鑿たり

禾樓羅石。縣荅植レ內毋レ植レ外。杜格貍四

木樓は甕石、縣荅し內に植つるも外に植つる毋かれ。杜格は貍むること四尺。高き者は十尺。木長短相雜り、其の上を銳す。而して外內厚く之を塗り、前行の

鐵𨪑。鉤二其兩端之縣一。客則蛾二傅城一。燒荅以覆レ之。連筳抄レ大。皆救レ之。以二車兩走一。軸間廣大。以圍レ犯レ之。𧈅其兩端一以束レ輪。徧徧塗二其上一。室レ中以二楡若蒸一。以レ棘爲レ𦨞。命曰二火捽一。一曰二傳湯一。以當レ隊。客則乘レ隊。燒二傳湯一。斬レ維而下レ之。令二勇士隨而擊一レ之。以二爲勇士一前行。城上輒塞二壞城一。城下足レ爲二下說一。

(三) 鐵蒺藜なり (四) 客は敵なり (五) 筳は某木に柄の長き大なる扇にして火を防遏するものとせり (六) 兩輪なり (七) 楡木や蒸即ち細小なる薪を以て車に實し車の兩傍は荊棘を以て包圍す (八) 火捽傳湯を以て敵を防ぎ勇士をして隨て擊たしめば其の間に於て城上にては敵の壞りたる箇處を塞ぎ城外にては我が銳氣を作興するを得べしとなり (九) 敵の壞りたる城堞等なり

鑱杙長五尺。大圍半以上。皆剡二其末一。爲二五行一。行間廣三尺。貍三尺。大耳樹レ之。爲二連殳一。長五尺。大十。尺梃長二尺。大六寸。索長二尺。椎

(一)鑱杙長さ五尺、大いさ圍半以上、皆其末を剡りて五行を爲し、行間廣さ三尺、貍むること三尺、(三)犬牙之を樹て、連殳を爲す。長さ五尺、大いさ寸、大梃長さ二尺、大いさ六寸、索の長さ二尺、椎柄の長さ六尺、首の長さ尺五寸、斧柄の長さ六尺、刃必ず利くし、(四)皆其の一を葬す。〔一〕後荅廣さ丈二尺、□□丈六尺、前衡を垂ること四寸、(五)兩端接すること尺。相覆ひて魚鱗の〔如く〕𢮦せしむる勿かれ。其の後衡に著くる中央の大繩一、長さ二丈六尺。(六)荅樓會せざる者は、牒を以て塞

尺。旁廣五尺。高五尺。而折爲下磨車。轉徑尺六寸。令一人操二丈四方。刃其兩端。居縣陴中。以鐵璅敷縣二陴上衡。爲之機。令有力四人下上之勿離。施縣陴大數二十步一。攻隊所在六步一。爲纍。荅廣從各丈二尺。以木爲上衡。以大麻索大偏之。染其索塗中。爲

の四矛を操らしむ。其兩端に刃し、縣陴の中に居き、鐵璅を以て敷け、縣陴の上衡に懸け、之が機を爲し、有力の四人をして之を下上し、離れざらしむ。縣陴を施すに大數二十步にして一。攻隧の在る所は、六步にして一。壘を爲る。(三)荅の廣從各丈二尺。木を以て上衡と爲し、大麻索を以て之を編み、其索を染め、中を塗りて鐵璅を爲り、其の兩端の縣を鉤し、(四)客城を蛾傅すれば、燒荅を以て之を覆ひ、(五)連篚を〔以て〕火を抄り、皆之を救ふ。車の(六)兩走、軸間廣大なるものを以て、之を犯すを閉ぎ、其兩端に独して以て輪を束ね、偏く編みて其上を塗り、中に室つるに(七)楡若しくは蒸を以てし、棘を以て旁と爲し、命じて(八)火捽と曰ひ、一に傳湯と曰ひ、以て隧に當つ。客隧に乘ずれは、傳湯を燒き、維を斬りて之を下し、勇士をして隨つて之を擊たしめ、勇士を以て前行と爲す。城上には輒ち(九)壞城を塞ぎ、城下には下銳と爲さしむ。

(一) 懸け置きて下上するを得る壇なり　(二) 磨は蓋し曆の字、物を上下する爲めの轆轤車なり　(三) 前述せる如く

禽子再拜。再拜曰。敢問。適人強弱。遂以傅城。後上先斷。以爲法程。斬城爲基。掘下爲室。前上不止。(後射既疾)。爲之奈何。子墨子曰。子問蛾傳之守邪。蛾傳者將之忿者也。守爲行臨射之。校機藉之。擢之。太氾迫之。燒荅覆之。沙石雨之。然則蛾傳之攻敗矣。

禽子再拜す。再拜して曰く、敢て問ふ、敵人強弱(一)遂に以て城に傅き、後に上らば先づ斷るを。以て法定と爲し、城(二)に斬し基と爲し、掘り下して室と爲し、前上止まず。之を爲す奈何。子墨子曰く、子蛾傳(三)の守を問ふか。蛾傳なるものは、將の忿る者なり。守(四)は行臨を爲りて之を射る。(五)校機之を藉し、之を擢し、火湯之に迫り、(六)燒荅之を覆ひ、沙石之を雨らす。然らば則ち蛾傳の攻敗れん。

(一) 敵の強弱を問はず城に傅き後れて上る者は斬るといふ軍令にて攻め來らばなり (二) 城下に塹を堀りて室を爲り陣の準備を爲し前の敵兵が上りて止まず後の兵は之を助けて城に向ひ射ること盛なるときは奈何 (三) 蛾は蟻に同じ (四) 出張りたる高處なり (五) 物を射出す器械なり、擢は機を引くこと藉は射出すなり (六) 燒き熱したる鐵蒺藜なり

備蛾傳爲縣脾。以木板厚二寸。前後三

蛾傳に備ふるには縣陴(一)を爲る。木板厚さ二寸なるものを以てし、前後三尺、旁の廣さ五尺、高さ五尺、折りて下磨車(二)を爲る、輪は徑尺六寸。一人をして二丈

穴者擧二爲レ穴。高八尺。鑿善爲二傅置一。具二全牛交槀皮及坛一。衛穴二。蓋陳二靃及艾一。穴徹熏レ之。以二斧金一爲レ斫。柄長三尺。衛レ穴四。爲レ壘。衛レ穴四十。屬四。爲二斤斧鋸鑿钁一。財自足。爲二鐵校一。衛レ穴四。爲二中櫓一。高十丈半。廣四尺。爲二橫穴八櫓一。具二益棊桌一。財自足。以燭二穴中一。蓋持レ醯。客即熏以救レ目。救レ目分方鑿レ穴。以レ盆盛レ醯。置二穴中一。文盆毋レ少二四斗一。即熏以レ自臨二醯上一。及以洒レ目。

長さ三尺、穴を衛る四、壘を爲す。穴を衛る四十。屬四、斤斧鋸鑿、钁を爲り、(五)(六)財に自ら足る。(七)鐵校を爲る、穴を衛る四。中櫓を爲す。高さ十尺半、廣さ四尺。橫穴大櫓を爲り、益ゝ(八)藁枲を具へ、財に自ら足る。以て穴中を燭す。(九)盆醯を持す。客即し熏すれば以て目を救ふ。目を救ふの方、穴を鑿つに盆を以て醯を盛り、穴中に置く。大盆は四斗より少きこと毋し。即し熏ずれば目を以て醯上に臨み、及び以て目に洒ぐ。

(一) 斫は武器、鋼を以て刃となす (二) 坛は斧斤の穴なり (三) 床は柄なり (四) 客穴を攻むるを佐くるなり (五) 床の長さ三尺のもの穴中に具ふる四、衛るは備へ置くなり、後の四十も同意なり (六) 此れにて先づは滿足なりと (七) 鐵校は鐵にて造れる一種の射機なるべし、或はいふ鐵製の欄を設けて敵を防ぐなりと (八) わら又は麻枲を具へて燃料とし穴中を燭す用に供す (九) 醯を持すは酢を蓄ふなり醯の酸氣を以て敵の烟煙を防ぐなり

備蛾傳第六十三

(一) 大蟻の傳ひ集る如く城に上り來る敵を防ぐ法を論ず

壘。(之)。中爲二大廡一。藏二穴具丌中一。難レ穴取二城外池脣木月一(散二之什)斬二丌穴一深到レ界。難レ近レ穴爲三鐵鈇金與二扶林一。長四尺則自足。客卽穴亦穴而應レ之。爲二鐵鉤鉅一。長四尺者財自足。穴徹以鉤二客穴者一。爲二短矛短戟短弩宝矢一。財自足。穴徹以闘。

するときは、亦穴して之に應ず。(四)鐵鉤鉅を爲る、長さ四尺者にして財に自ら足る。穴徹するときは以て客の穴者を鉤す。短矛短戟短弩宝矢を爲り、(五)財に自ら足る。穴徹するときは以て闘ふ。

(一)土を盛る籠の量目なり (二)穴を鑿ち難き場合は城外の堀の邊の木瓦を除き去り、此に壍を鑿ちて水の出づるまで堀り下げ穴に近づく能はざらしむ (三)鐵斧と斧の柄なり、金は衍字なるべし (四)鐵にて造れるくまでなり (五)短矢なり

以二金劒一爲レ難。(長五尺)。爲レ銎。木尿。尿有二慮枚一。以左二客穴一。戒レ持レ罌。容二三十斤一上。貍二穴中一丈一。以聽二

(一)斲は金を以て斵と爲し、(二)銎を爲る。(三)木尿、尿に轆轤ありて(收む)。以て客穴を左く、(四)罌を持せしむ、三十斗(以)上を容る。穴中に貍むる(三)丈一、以て穴者の聲を聽く。穴を爲る高さ八尺、廣さ善く傅埴を爲す。鑪牛皮槖及び瓦缶を具ふ。穴を衞る二、盆ミ甒及び艾を陳す。穴徹すれば之を熏す。斧金を以て斫と爲す。尿の

出。適人疾近二(五百穴。穴高若下不レ至二吾穴。卽以伯・鑿而求レ通レ之。穴中與二適人一遇。則皆闔而毋レ逐。且戰北。以須二鑪火之然一也。卽去而入二壅レ穴殺。有二偃・隔。爲二之戶及關籥獨・順。得三往來行二丌中一。

遇へば、皆闔ぎて逐ふ毋かれ。且戰ひ北けて、以て鑪火の然るを須つ。卽ち去(三)りて穴を擁するの殺に入る。(四)鼠竄あり。之が戶及び關籥繩(五)偃を爲り、往來して其の中に行くを得しむ。

(一)鑪は桔槔なり　(二)桔槔の亞さなり　(三)穴を閉擁せる非常口の別穴に入りて避くるなり　(四)鼠穴といふに同じ小穴なり　(五)繩偃は竪穴に繩を繫けて之を撫ふなり、關籥繩偃は開閉の具をいふ

穴壘之中各一狗。狗吠卽有レ人也。五十人攻レ內爲二傳レ土之口。受二六參。約二枲繩一以牛二丌下。可二提而與投。已則穴七人守退。

穴壘の中各々一狗、狗吠ゆれば卽ち人あるなり。五十人穴を攻め、土を傳ふるの器を爲り、(一)六壘を受く。枲繩を約して以て其の下を絆す。提げて舉げて投ずべし。已めば穴中の人退きて壘を守る。中に大廡一を爲り、穴具を其の中に藏す。(二)穴し難きときは、城外池屑の木瓦を取り、其の中に塹し、深さ泉に到る。穴に近づき難くするには、鐵(三)鈇金と鈇枋とを爲る。長さ四尺にして財に自ら足る。客卽し穴

前。歩下ニ三尺一。十歩擁レ穴。左右横行。(高)高廣各十尺殺。但ニ兩嬰一深平レ城。置ニ板刀上一。躡レ板以井聽。五歩一。密用ニ攔若松一爲ニ穴戸一。戸穴有ニ兩蒺蔾一。皆長極ニ蔾戸一。戸爲レ環。壘ニ石外埒一。高七尺。加ニ堞刀上一。勿レ爲レ陛。與レ石以縣レ陛。上下出入。

に一あり、密に攔若しくは松を用ひて穴戸と爲し、戸内に兩蒺蔾あり。皆長く其の戸を極む。戸に環を爲り。石を外埒に壘ぬ。高さ七尺。堞を其の上に加へ、(四)陛を爲す勿かれ。石と與に陛に縣け、上下出入す。

㈠應窯とは敵よりも穴を穿ち城に入らんとする兵あるをいふ　㈡殺は戰困難等の時旁出すべき穴にて非常口なり　㈢城の地平線と同一にす、此くして兵穴中の足音を聽き遠近を辨ず　㈣陛は階なり、階段を設けず用あれば石に梯を懸けて上下するなり

具ニ鑪橐一。橐以ニ牛皮一。鑪有ニ兩甀一。以レ橋鼓レ之百十。每レ刀ニ熏四十什一。然レ炭杜レ之。滿レ鑪而蓋レ之。毋レ令ニ氣

鑪橐を具ふ、橐は牛皮を以てす。鑪に兩甀あり、(一)橋を以て之を鼓すること百十、(二)重さ四十斤を下るなからしむ。炭を然して之を杜ぎ、鑪に滿して之を蓋ひ、氣をして出でしむる毋からしむ。敵人疾く吾が穴に近づくも、穴高く若しくは下くして、吾穴に至らざるときは、卽ち以て邪めに鑿ちて之に通ずるを求む。穴中敵人と

救二闉池一者以レ火與爭。鼓レ槖。馮埴外內。以レ柴爲レ燔。靈丁三丈一。犬耳。施レ之。十步一人。居レ柴內レ弩。弩半爲二狗犀者一。環レ之。牆七步而一。

(一)闉池を救ふ者は、火を以て與に爭ひ、槖を鼓し、馮(二)埴の外內、柴を以て燔と爲す。靈(三)丁は三丈に一あり、犬牙之を施す。十步に一人あり、柴を居き弩を內る。柴の半に狗(四)犀なる者を爲りて之を環す。牆は七步にして一あり。

㊀ 敵が我城溝を埋めんとするを防ぐなり　㊁ 馮埴は城の女垣の外にある短垣なり、女垣と二重になりたり　㊂ 某本に林材の類とあり　㊃ 陷阱の類なり

寇至二吾城一。急非レ常也。謹備レ穴。穴疑レ有二應寇一。急レ穴。穴未レ得。愼毋レ追。凡殺以レ穴攻者。二十步一置レ穴。穴高十尺。鑿十尺。鑿如

寇吾が城に至り、急にして常に非ざれば、謹んで穴に備へよ。穴(一)寇あると疑はば、穴を急にせよ。穴未だ得ざれば、愼んで追ふ毋かれ。凡そ殺の穴を以て攻むる者は、二十步に一穴を置く。穴の高さ十尺、鑿つこと十尺。鑿ちて前み、步ごとに三尺を下る。十步に穴を擁して左右橫行す。高廣各十尺に殺あり。兩罌を埋めて深さ城と(二)平にす。板を其の上に置き、板を聯ねて以て聽く。井は五步

六尺。中讃柄長丈。（十步一）必以大繩爲箭。城上十步一鈂。水甀。容三石以上。大小相雜。盆蠡各二。財爲卒乾飯。人二斗。以備陰雨。面使積燥處。令使守爲城內堞外行餐。

防火に供ふ　(三) 某本に大繩を引きて箭の如く水を射出することにて後世の唧筒の類といふ　(四) 鈂は某本に大釜とあり　(五) 水を容るゝ器　(六) 兵卒の爲めに乾し飯を爲り人ごとに二斗宛とし霖雨にて火を焚く能はざる時の用意に備ふ

置器備。殺沙礫鐵。皆爲坏斗。令陶者爲薄甀。大容一斗以上。至二斗。即用取三秘合束堅爲斗。城上隔。棧高丈二。剡一末。爲閨門。閨門兩扇。令可以各自閉也。

器備を置き、沙礫鐵を殺し、(一)皆坏斗を爲し、陶者をして薄甀を爲らしむ。大いさ一斗以上を容れ、二斗に至る。即ち(二)用取して累施合束して堅く斗と爲す。城上に隔(三)あり。材は(四)高さ丈二、其の一末を剡る。閨門を爲る、閨門の兩扇は、以て各々自ら閉づ可からしむ。

(一) 散末となすなり　(二) 未だ燒かざる土なり、此くして陶者に命じ薄きかめを造らしむ、其の法は鐵粉砂礫を累施合束して堅くして斗となす、斗は容器なり　(三) 隔は城上守者の室なり、一室ごとに隔限を爲す故に隔といふ　(四) 隔を爲すに材を植て其の末端は剡りて尖鋭にす

火爪末。城上九尺○一弩一戟一椎一斧一艾。皆積二参石蒺藜一。渠長丈六尺○夫長丈臂長六尺○爪貍者三尺○樹レ渠毋レ傑レ堞二三丈一○藉莢長八尺○廣七尺○爪木也廣五尺○中藉苴。爲二之橋一索二爪端一○適攻令三一人下二上之一○勿レ離○

㊀ 四本の柱なり、通舄は同一の礎、四柱は同一の礎の上に立つなり ㊁ 突は窓なり ㊂ 穿ちたる窓は廣さ三尺長さ二尺なり ㊃ 火をあつめ焚きて敵の夜襲に備ふ ㊄ 渠は一種守城の器械なり ㊅ 布幕にて敵の矢石を禦ぐもの ㊆ 幕を張る木材は廣さ五尺にして中に幕を張り端をはねつるべの仕掛にす ㊇ 幕の端に索を附け一人をして幕の上げ下ろしを爲さしむ

城上二十步一藉車。當レ隊者不レ用二此數一○城上三十步一聾竈○傳レ火者必以二布麻斗革盆一○十步一○柄長八尺○斗大容二斗以上一到二三斗一○敝裕新布長

城上は二十步に一藉車。隧に當る者は此數を用ひず。城上は三十步に一聾竈あり。水を持する者は、必ず(一)布麻斗革盆を以てす。十步に一、柄の長さ八尺、斗の大いさ二斗以上を容れ、三斗に到る。(二)敝裕新布、長さ六尺。中詘の柄長さ丈。必ず大繩を以て箭と爲す。城上は十步に一鈂(四)。水甀あり、三石以上を容れ、大小相(三)雜る。(五)盆蠡各二、財に自ら足る。(六)卒の乾飯を爲る、人ごとに二斗。以て陰雨に備へて、燥處に積ましめ、守者をして城内堞外の爲めに餐を行はしむ。

㊀ 布麻斗は布麻を以て造れる柄杓、革盆はかはにて造れる水を盛る器なり ㊁ 敝れたる衣新しき布等を謂して

簡格。轉射機。機長六尺。貍一尺。兩杖合而爲ニ之輻一。輻長二尺。中鑿レ夫・之。爲ニ道臂一。臂長至レ桓。二十歩令ニ一善射之者佐一。一人皆勿レ離。

竹垣を柴に連ぬるなり ㊄ 兵器を納るゝ庫なり ㊅ 矢石を射出す一種の機械なり ㊆ 兩箇の材木を合せて轉射機の後壓と爲す所の輻を造る ㊇ 輻の中央に趺とて足かけを爲り又其の趺には二孔を穿ち木材を横へ兩方に張り出せる臂を造り其の臂を趺の兩端に植てたゝ桓といふ柱に接せしむ

城上百歩一樓。樓四植。植皆爲ニ通舃一。下高丈。上九尺。廣袤各丈六尺。皆爲レ亭。三十歩一突。九尺。廣十尺。高八尺。鑿廣三尺。表二尺。爲レ寧。城上爲ニ攢火一。夫長以ニ城高下一爲レ度。置ニ

城上は百歩に一樓、樓に四植あり。植皆通舃を爲す。下の高さ丈、上は九尺。廣袤各丈六尺、皆亭を爲る。(一)三十歩に一突(二)、九尺なり。廣さ十尺、高さ八尺。鑿(三)廣さ三尺、袤二尺。亭を爲る。城上に攢火を爲る、(四)趺の長さは城の高下を以て度と爲し、火を其の上に置く。城上には九尺に一弩・一戟・一椎・一斧・一艾、皆纍石蒺藜を積む。渠(五)の長さ丈六尺、趺の長さ丈〔二尺〕。臂の長さ六尺、其の貍むるもの三尺。渠を樹つるに傳堞を毋ことく五寸にす。藉幕(六)長さ八尺、廣さ七尺。其の木や(七)廣さ五尺、中に藉幕あり、之が橋を爲り、其の端に索す。(八)敵攻むれば、一人をして之を下上せしめ、離るゝこと勿かれ。

亓木ー維二敷上堞一。爲二斬縣梁一。聆二穿斷上城。以二板橋一邪穿レ外。以レ板次レ之。倚殺如二城報一。城内有二傳堞一。因以二内壞一爲レ外。鑿二亓間一。深丈五尺。室以レ樵。可下燒レ之以待上レ適。

如くす。城内に傳堞あり。因つて内堞を以て外と爲す。其の間を鑿つこと深さ丈五尺、室つるに樵を以てし、之を燒きて以て敵を待つべし。

(一) 衡は門の横木なり、門を閉鎖するをいふ　(二) 斬は塹なり城塹に架したる懸梁なり　(三) 其の法塹を穿ちて城と外とを隔ちきり塹の形はなゝめに城外を穿ち板を連ねて橋となし、其形勢城と相應ぜしむ　(四) 樵は薪なり

令耳屬レ城。爲二再重樓一。下鑿二城外堞内一。深丈五。廣丈二。樓若令耳。皆令下有力者主上レ敵。善射者主レ發。佐皆廣レ矢。治レ裾諸延レ堞。高六尺。部廣四尺。皆爲二搴

令耳城に屬し、再重樓を爲る。下城の外堞内を鑿る、深さ丈五、廣さ丈二。樓若しくは令耳、皆有力者をして敵を主り、善く射る者をして發を主らしむ。佐は皆矢を廣ぐ。裾を治むる者は堞に延ぶ、高さ六尺。部の廣さ四尺、皆〔兵〕弩の簡格を爲る。轉射機あり、機の長さ六尺、貍むること一尺。兩材合して之が輼を爲る。輼の長さ二尺、中に趺を鑿つこと二、通臂を爲る、臂の長さ桓に至る、二十歩に一善く射る者をして之を佐けしめ、一人も皆離るゝことなからしむ。

(一) 令耳は某本瓦木を繩上るものとあり　(二) 發は矢を發するなり　(三) 佐は輔助の人なり　(四) 裾は竹箇の類、

隊。疏束樹木。令足以爲柴摶。毋前面樹。長丈七尺一。以爲外面。以柴摶從横施之。外面以强塗。毋令土漏。令其廣厚。能任三丈五尺之城以上。以柴木土稍杜之。以急爲故。前面之長短。豫蚤接之。令能任塗。足以爲堞。善塗其外。令毋可燒拔也。

縱横之を施き、外面は强塗(三)を以てし、土をして漏れしむる毋く、其をして廣厚ならしめ、能く三丈五尺(四)の城以上に任じ、柴木土を以て稍之を杜ぐ。急(五)を以て故と爲す。前面の長短、豫め蚤く之を接し、能く塗に任へ、以て堞と爲すに足らしめ、善く其の外を塗り、燒拔すべき毋からしむ。

(一) 敵の穿ち來りたる隧道を崩すなり (二) 柴薪を縛して一束となすこと (三) 强塗を以て云々とは堅强なる土を以て塗り上に漏れしめざるやうにす (四) 三丈五尺の城以上に柴摶を積み上ぐ (五) 以上の工事は急を要せざるべからず

大城丈五。爲閨門。廣四尺。爲郭門。郭門在外。爲衡。以兩木當門。鑿

大城は丈五、閨門を爲る、廣さ四尺。郭門を爲る、郭門は外に在りて衡(一)を爲す。兩木を以て門に當て、其の木を鑿り、上堞に維ぎ敷き、斬縣梁(二)を爲す。穿ちて(三)城を斷たしめ、板橋を以てし邪めに外を穿ち、板を以て之に次ぎ、倚殺城勢の

禽子再拜。再拜曰。敢問。古人有善攻者。穴土而入。縛柱施火。以壞吾城。城壞或中人。大鋌前長尺。蚤長五寸。兩鋌交之。置如平。不如平不利。兌亓兩末。

穴隊若衝隊。必審如攻隊之廣狹。而令邪穿亓穴。令亓廣必夷客

備穴第六十二

大意敵が穴を穿ちて城中に入らんとするを防禦する法を論ず

禽子再拜す。再拜して曰く、敢て問ふ、敵人善く攻むる者あり。土に穴して入り、柱を縛して火を施し、以て吾城を壞る(一)。城壞れば或は人に中る。大鋌(二)前の長さ尺、蚤(三)の長さ五寸、兩鋌(四)之を交へ置きて平なるが如くす。平なるが如からざれば利ならず。其の兩末を銳にす。

(一) 此句の次に脫略あらんといふ (二) 鋌は某本に鑯の誤にて小矛となせり (三) 蚤は車輻の細小なる末端牙に入る處をいふ (四) 兩鋌の頭を交へて之を置き平等なれば可なり否らざれば利ならず

隧を穴し若しくは隧を衝かば、必ず審に攻隧の廣狹を知りて、邪に其の穴を穿たしめ、其れをして廣からしめ、必ず客隧を夷ぐ(一)。樹木を疏束にして以て柴摶と爲すに足らしめ、前面の樹を毌く。長さ丈七尺一、以て外面と爲し、柴摶を以て

士有力者三十人共船。亓二十人。人擅有弓劍甲鞮瞀。十人擅苗。先養材士。爲異舍。食船父母妻子。以爲質。視水可決。以臨轒轀決外隄。城上爲射機。疾佐之。

備突第六十一

大凡突門を設けて敵に備ふるを論ず突門とは守城の門なり

城百歩に一の突門あり。突門には各窯竈竇を爲る。門に入る四五尺、其の門上を瓦屋と爲し、水潦をして能く入らしむる毋かれ。門中の吏は突門を塞ぐを主る。車兩輪を用ひ、木を以て之を束ね、其の上を塗り、突門の内に維ぎ置く。門の廣狭を度らしめ、人をして門中に入ること四五尺、窯竈を置かしむ。門旁に橐を爲り、竈に充て柴艾を伏せ、寇卽し入らば、輪を下して之を塞ぎ、橐を鼓して之を熏す。

(一) しば又はよもぎの類

城百歩一突門。突門各爲窯竈竇。入門四五尺。爲亓門上瓦屋。毋令水潦能入。門中吏主塞突門。用車兩輪。以木束之。塗其上。維置突門內。使度門廣狹。令之入門中四五尺。置窯竈。門旁爲橐。充竈伏柴艾。寇卽入下輪而塞之。鼓橐而熏之。

城内塹外。周道、廣八歩。備水。謹度四旁高下。城地中偏下。令耳亓內。及下地地深穿之。令漏泉。置則瓦。井中視外水。深丈以上。鑿城內水耳。並船以爲十臨。臨三十人。人擅弩計四有弓。必善以船爲轒轀。二十船爲一隊。選材

備水第五十八

大意 城内に水を備へて守戰の準備を爲すをいふ

城内塹外、周道の廣さ八歩、水を備ふ。謹んで四旁の高下を度る。城中の地偏下なれば、其の内に渠せしむ。及び下地は地深く之を穿ち、泉を漏らさしめ、側瓦を置く。井中外水に視ぶるに、深さ丈以上。城内の水渠を鑿ち、船を並べて以て(一)十臨と爲し、臨ごとに三十人、人ごとに弩を擅つ、什四〔弩〕、矛あり。必ず善く船を以て(二)轒轀と爲す。二十船を一隊と爲し、材士の力ある者三十人を選びて船を共にす。其の二十人は、人ごとに(三)矛劍甲鞮瞀を擅ち、十人は〔人ごと〕に弩を擅つ。先づ材士を養ひて(四)異舍を爲し、其の父母妻子を食ひて以て質と爲す。水の決すべきを視て轒轀を臨し、(五)外隄を決す。城上には射機を爲し、疾く之を佐く。

(一) 臨は船舶の名、高處より敵に臨むの意なり (二) 船を以て陸上に於ける轒轀の用を爲すなり (三) かぶとなり (四) 特別なる屋舍なり、此に材士の父母妻子を養ひ恩を施して我に服せしめ、一は以て質となし、背く能はざらしむ (五) 外堤を決し轒轀となせる船を浮べて敵に臨み射機を以て之を佐く

縣火四尺一鉤樴。五歩一竈。竈有二鑪炭一。令二適人盡入一。煇火燒レ門。縣火次レ之。出レ載而立。丌廣終レ隊。兩載之間一火。皆立而持レ鼓而撚レ火。卽具發レ之。適人除レ火而復攻。縣火復下。適人甚病。故引レ兵而去。則令下吾死士左右出二穴門一擊中遺師上。令下貰士主將。皆聽二城鼓之音一而出。又聽二城鼓之音一而入上。因レ數出レ兵施レ伏。夜半城上。四面鼓噪。適人必或。有レ此必破レ軍殺レ將。以二白衣一爲レ服。以レ號相得。若レ此。則雲梯之攻敗矣。

縣火(一)は四尺に一の鉤樴(二)あり。五歩は一竈、竈に鑪炭あり。敵人をして盡く入らしめ、煇火門を燒き、縣火之に次ぐ。(三)載を出して立つ、其の廣さ隊を終ふ。兩載の間一火。皆立つて鼓を持して火を撚し、卽ち具に之を發す。敵人火を除きて復攻むれば、縣火復下る。敵人甚だ病む。故に兵を引きて去れば、則ち吾死士をして左右より穴門を出で、遺師を擊たしめ、(四)貰士主將をして皆城鼓の音を聽きて出で、又城鼓の音を聽きて入らしむ。(五)素に因りて兵を出し伏を施し、夜半に城上、四面鼓噪せば、敵人必ず惑はん。此れあれば必ず軍を破り將を殺さん。白衣を以て服と爲し、號を以て相得ん。此の若くなれば、雲梯の攻敗れん。

(一) 器械に一高く鉤し懸けたる火　(二) 火を懸くる爲めの鉤杙（つりくひ）　(三) 載車を出して隧道に立たしめ隧を終ふとて卽ち間隙なく隧に當るなり　(四) 貰は虎賁の士卽ち勇士なり　(五) 素は平素なり平素の法によりてなり

守爲二行堞一。堞高六尺而一等。施二劒其面一。以レ機發レ之。衝至則去レ之。不レ至則施レ之。爵穴三尺而一。蒺藜投。必遂而立。以レ車推二引之一。裾城外。去レ城十尺。裾厚十尺。伐裾小大盡本斷レ之。以二十尺一爲レ傳。雜而深埋レ之。堅築毋レ使レ可レ拔。二十步一殺。殺有二一鬲一。鬲厚十尺。殺有二兩門一。門廣五尺。裾門一施。淺埋勿レ築。令レ易レ拔。城希二裾門一而直レ築。

守るに行堞(一)を爲る。堞の高さ六尺にして一等、劍を其の面に施し、機を以て之を發す。衝(二)至れば之を去り、至らざれば之を施す。爵穴は三尺にして一あり。蒺藜を投ず、必ず遂(三)にして立つ。車を以て之を推引し、裾(四)を城外に〔置く〕。城を去ること十尺。裾の厚さ十尺。伐裾の〔法〕(五)小大盡く木之を斷ず。十尺を以て斷と爲し、雜へて深く之を埋め、堅く築きて拔く可らしむる毋かれ。二十步に(六)一殺あり、殺に一鬲(七)あり、鬲の厚さ十尺。殺に兩門あり、門の廣さ五尺。裾門に一施(八)あり、淺く埋めて築くなかれ、拔き易からしむ。城は裾門を希て(九)築を置く。

(一) 行堞は堞の前に更に堞を築くなり　(二) 衝は敵の衝車なり　(三) 遂は隧穴なり隧道に掘りて蒺藜を立て置き敵の來るとき投ずるなり　(四) 裾は城外に木を植て籬垣となしたるもの　(五) 裾となすべきものは盡く木にして小大の區別なく斷截して用ふ　(六) 未詳、蓋し裾門の左右の地をいふならん　(七) 鬲は守者の居る處なり殺此鬲隔あり、故にいふ　(八) 未詳　(九) 希は基本裾と爲す、裾を置きて表裏となし、城上より望見して敵兵を出撃するに便にす

行城之法。高レ城二十尺。上加レ堞。廣十尺。左右出レ巨。各二十尺。高廣如二行城之法一。爲二爵穴煇鼠一。施二苔丌外一。機衝錢城。廣與レ隊等。雜二丌間一以二鐫劍持レ衝十人。執レ劍五人。皆以二有レ力者一。令二案レ目者視レ適。以レ鼓發レ之。夾而射レ之。重而射。披機藉レ之。城上繫下二矢石一。沙炭以雨レ之。薪火水湯以濟レ之。審レ賞行レ罰。以レ靜爲レ故。從レ之以レ急。毋レ使レ生レ慮。若レ此則雲梯之攻敗矣。

行城の法は、城より高きこと二十尺、上に堞を加ふ、廣さ十尺。(一)左右巨を出すこと各〻十尺。高廣行城の法の如し。(二)爵穴煇鼠を爲りて、(三)苔を其の外に施す。機衝棧城、廣さ隧と等し。其間に雜ふるに鐫劍を以てす。(四)衝を持する十人、劍を執る五人、皆力ある者を以てす。(五)目を案ずる者をして敵を視しめ、鼓を以て之を發し、夾みて之を射、重ねて射、(六)披機之を藉す。城上には繫く矢石を下し、沙炭以て之を雨らし、薪火水湯以て之を濟し、(七)賞を審かにし罰を行ひ、靜を以て故となし、(八)之に從ふに急を以てし、慮を生ぜしむる毋かれ。此の若くなれば雲梯の攻敗れん。

(一) 巨は距なり雞の距(けづめ)の如く左右へ張り出たり (二) 爵は僅に雀を容るべき小穴煇鼠は鼠の往來する如き小穴なり (三) 苔は備城篇に出づる鐵蒺藜なり (四) 衝は衝車なり (五) 未詳なるも某本に注視することとなせり (六) 機械を以て物を射出し敵を殺すなり (七) 濟は助成するなり (八) 故は事なり

禽子再拜頓首。願レ遂レ問二守道一曰。敢問。客衆而勇。煙二資吾池一。軍卒並進。雲梯既施。攻備已具。武士又多。爭上二吾城一。爲レ之奈何。

禽子再拜頓首し、守道を問ふを遂げんと願うて曰く、敢て問ふ、客衆にして勇、吾池を堙塡し、(一)軍卒並び進み、雲梯既に施し、攻備已に具り、武士又多し。爭うて吾城に上らば、之を爲す奈何。(二)

(一) うづめ　(二) 城壁に架して攻入る具、所謂空のかけはしなり

子墨子曰。問二雲梯之守一邪。雲梯者重器也。亓動移甚難。守爲二行城雜樓一。相見以環二亓中一。以レ適二廣陝一爲レ度。環中藉幕。毋レ廣二亓處一。

子墨子曰く、雲梯の守を問ふか。雲梯は重器なり、其の動移甚だ難し。守るもの行城雜樓を爲り、(一)相間てて以て其の中を環らし、廣陝に適するを以て度と爲す。環中の藉幕、其の處を廣くする毋かれ。

(一) 行城は出城にて本城の外に更に城壘を構ふるなり

子墨子三年。手足胼胝。面目黧黒。役身給使。不敢問欲。子墨子其哀之。乃管酒塊脯。寄于大山。昧葇坐之。以樵禽子。

敢て欲するものを問はず。子墨子甚だ之を哀む。乃ち酒を登し脯を膊し、大山に寄せ、葇を味して之に坐せしめ、以て禽子に醮す。

(一)胼胝は勞働者の手足の如くひゞあかぎりあるなり　(二)登は澄也、酒をすまし、肉を膊し即ち乾肉となし大山即ち禽滑釐の居處に贈り茅を抜き取りて之を坐せしめ之に酒を飲ましむ

禽子再拜而歎。子墨子曰。亦何欲乎。禽子再拜。再拜曰。敢問守道。子墨子曰。姑亡姑亡。古有亓術者。內不親民。外不約治。以少間衆。以弱輕強。身死國亡。爲天下笑。子亓愼之。恐爲身薑。

禽子再拜して嘆ず。子墨子曰く、亦何をか欲するや。禽子再拜す。再拜して曰く、敢て守道を問ふ。子墨子曰く、姑く亡れ姑く亡れ。古其の術ある者は、內は民に親まず、外は治を約せず。少を以て衆を間て、弱を以て強を輕んじ、身死し國亡び、天下の笑と爲れり。子其れ之を愼め。恐くは身の僵とならん。

(一)城を守るの道なり　(二)言ふは、古の守道者其の術を恃みて民に親まず外政を整理せず少を以て衆を間て弱を以て強を輕んじ、身死し國亡ぶるものあり、要するに內外の政治まらずして守道を言ふも益なし姑く問ふなかれとなり

距一。方三寸。輪厚尺二寸。鉤距臂博尺四寸。厚七寸。長六尺。横臂齊レ筐。外蚤尺五寸。有レ距。博六寸。厚三寸。長如レ筐。有レ儀。有二詘勝一。可二上下一爲レ武。重一石。以二材大圍五寸一。矢長十尺。以レ繩□□二矢端一。如二(如)弋射一。以二磨鹿一巻收。矢高二弩臂一三尺。用レ弩無數。出人六十枚。用二小矢一無留。十人主二此車一。遂具レ寇。爲二高樓一以射レ道。城上以二荅羅矢一。

石、材の大圍五寸を以てす。矢の長さ十尺、繩を以て〔カタク〕矢の端を〔ハクスル〕こと(五)弋射の如くし、鹿盧を以て卷き收む。矢は弩臂より高きこと三尺、弩を用ふること無數。矢は人ごとに六十枚、小矢を用ふること無數。十人此車を主る。遂は寇を見す。高樓を爲り、以て敵を射る。城上には(六)荅羅矢を以てす。

㈠ 矢はずを受くる所なり ㈡ 弩は張り強きものなれば之を引くは轆轤にて卷くなり ㈢ 堅弩なり、弩を發するときのめあてをいふ ㈣ 某本に上下し得る足盤とあり ㈤ 弋射はいぐるみといふ、繩を矢に繋ぎて鳥を射るに繩は鳥に卷き着きて墜つる仕掛なり ㈥ 羅の字未詳なるも敵に對應すべき矢石を備ふるをいふならん

禽滑釐子事二

備梯第五十六

大雲梯を以て城を攻むる敵を防ぐの方法を說きしなり

禽滑釐子子墨子に事ふること三年、手足胼胝、面目黧黑、身を役して給使し、

弩之車。杖大方（一方）一尺。長稱二城之薄厚一。兩軸三輪。輪居二筐中一。重二下上筐一。左右旁二植。（左右有二衡植一）。衡植左右皆圜內。內徑四寸。左右縛レ弩皆於レ植。以レ弦鉤レ弦。至二於大弦一。

兩軸四輪にして、輪は筐(二)中に居る。下上の筐を重ね、左右の旁に二植(三)あり。衡植の左右に皆圜枘あり、枘(四)徑四寸。左右弩を縛するは、皆植に於てす。距を以て弦を鉤して、大弦に至る。

(一) 連弩の車は多數の弩を車に連結し機を設け一度に射出なり　(二) 筐は車箱なり　(三) 植は柱木なり　(四) 枘は柄なり

弩臂前後與レ筐齊。筐高八尺。弩軸去二下筐一三尺五寸。連弩機郭同レ銅。一石三十斤。引レ弦鹿長奴。筐大三圍半。左右有二鉤

弩臂の前後は筐と齊し。筐の高さ八尺、弩軸下筐を去ること三尺五寸。連弩の機郭(一)は銅を用ふること、一石三十斤。弦を引き鹿(二)（盧を以て）巻き收む。筐の大いさ三圍半、左右に鉤距あり、方三寸。輪の厚さ尺二寸、鉤距臂の博さ尺四寸、厚さ七寸、長さ六尺。横臂は筐に齊し。外の蚤は尺五寸、距あり、博さ六寸、厚さ二寸。長さ筐の如し。儀(三)あり、詘勝(四)あり。上下して趺と爲すべし。重さ一

禽子再拜再拜曰。敢問適人積土爲高。以臨吾城。薪土俱上。以爲羊黔。蒙櫓俱前。遂屬之城。兵弩俱上。爲之奈何。子墨子曰。子問羊黔之守邪。羊黔者。將之拙者也。足以勞卒。不足以害城。守爲臺城。以臨羊黔。左右出巨各二十尺。行城三十尺。強弩之技機藉之。(奇器□□之)。然則羊黔之攻敗矣。

禽子再拜す、再拜して曰く、敢て問ふ、敵人土を積んで高を爲り、以て吾城に臨み、薪土俱に上りて、以て羊黔を爲り、(一)櫓を蒙りて俱に前み、遂に城に屬き、兵弩俱に上らば、之を爲す奈何。子墨子曰く、子羊黔の守を問ふ耶。羊黔は將の拙なる者なり。以て卒を勞するに足り、以て城を害するに足らず。臺城を爲りて以て羊黔に臨み、左右巨を出すこと各二十尺、行城三十尺。強弩の技機之を藉す。然らば則ち羊黔の攻敗れん。

(一) 黔は某本坅に作る、羊坅は小高き所とあり (二) 敵が大楯を蒙りて我が矢石を防ぎつゝ城に近づくをいふ (三) 城の外に張出の城壁を作る (四) 巨は距なり、臺城の左右に大木を張り出すこと恰も雞の距(けづめ)の如くす (五) 行城は臺城なり、其の高さ三十尺之に強弩を仕掛け、敵を射殺すをいふ、技機の解未詳なるも要するに強弩の技機を以て敵を射すくめるなり、藉は射と同韻なれば假用せしならん、又某本に技機は枝機にして一種の發射器とあり

備矣　臨以連

臨に備ふるには連弩の車を以てす。材の大いさ方一尺、長さ城の薄厚に稱ふ。

爲二人數一。爲二薪蕘挈一。壯者有レ挈。弱者有レ挈。皆稱二丌任一。凡挈輕重所レ爲。吏三人各得二丌任一。城中無レ食則爲二大殺一。

去二城門一五步。大塹之高レ地三丈。下レ地至。施二賊丌中一。上爲二發梁一。而機二巧之一。比二傳薪土一。使レ可二道行一。旁有二溝壘一。毋レ可二踰越一。而出佻且比。適人遂入。引レ機發レ梁。適人可レ禽。適人恐懼。而有二疑心一。因而離。

城門を去る五步、大塹の地より高きこと三丈、地より下きこと〔三尺〕に至り、機を其の中に施し、上に(一)發梁を爲して之を機巧す。(二)薪土を比傳して、道行すべからしむ。旁に溝壘あり、踰越すべき毋からしむ。而して出でて(三)佻し且北ぐ。敵人遂に入るに、機を引き梁を發し、敵人禽にすべし。敵人恐懼して、疑心あり、因りて離れん。

(一) 發梁は懸梁なり、敵渡らんとするとき機を發して之を陷るゝなり (二) 薪土を梁上に敷きて渉る可からしめ敵を誘引するなり (三) 佻は敵に戰を挑み佯り逃げて之を誘ふなり

備高臨第五十三

大意敵高所を設け城を俯し攻むる時の備を論ず

十尺。一覆以レ穴而待レ令。以二木大圍長二尺四分。而早鑿レ之。置二炭火其中。而合二幕レ之。而以二藉車一投レ之。爲二疾犂一投。長二尺五寸。大二圍以上。涿レ弋。弋長七寸。弋間六寸。剡二其末。狗走。廣七寸。長尺八寸。蚤長四寸。犬耳施レ之。

て中之を鑿ち、炭火を其の中に置きて、之を合せ幕ひ、藉車を以て之を投じ、疾犂を爲りて投ず。長さ二尺五寸、大いさ二圍以上。(三)弋を涿つ。弋の長さ七寸、弋の間六寸、其の末を剡る。(四)狗走あり、廣さ七寸、長さ尺八寸、蚤の長さ四寸。犬牙之を施す。

(一) 漏水器として其の製中空にして水を通ずべき器械を以て防禦す　(二) 十尺の間を置き一所毎に瓦を以て覆ふなり
(三) 弋は杙にしてくひなり　(四) 狗走は前述の狗屍の類、防禦具なり

子墨子曰。守城之法。必數二城中之木一。十人之所レ擧爲二十挈一。五人之所レ擧爲二五挈一。凡輕重以レ挈

子墨子曰く、守城の法は、必ず城中の木を數ふ。十人の擧ぐる所は十挈と爲し、五人の擧ぐ所は五挈と爲す。凡そ輕重(一)挈を以て人數と爲す、薪蒸の挈を爲す。壯者も挈あり。弱者も挈あり。皆其の任に稱ふ。凡そ挈は輕重の爲す所、人各々其の任を得しむ。城中食なければ大殺を爲す。(二)

(一) 挈の輕重の數を以て人數と爲す、十挈は十人、五挈は五人なるが如し　(二) 大に節食するなり

諸藉車皆鐵什。藉車之柱長丈七尺。丌・貍者四尺。夫・長三丈以上至二三丈五尺一。馬頰長二尺八寸。試二藉車之力一。而爲二之困一。夫・四分之三在レ上。藉車・夫・長三尺。四二三在レ上。馬頰在二三分中一。馬頰長二尺八寸。夫・長二十四尺以下不レ用。治レ困以二大車輪一。藉車桓長丈二尺半。諸藉車皆鐵什。復・者在・在レ之。

諸の藉車は皆鐵什あり、(一)藉車の柱は長さ丈七尺。其の貍むるものは四尺。趺の長さ三丈より以上三丈五尺に至る。(二)馬頰の長さ二尺八寸。藉車の力を試みて之が困を爲す。趺の四分の三は上に在り。藉車の趺の長さ三丈、四の三は上に在り。馬頰は三分の中に在り。馬頰の長さ二尺八寸、趺の長さ二十四尺、以下は用ひず。(三)困を治むるに大車輪を以てす。藉車の桓の長さ丈二尺半。諸藉車には皆鐵什あり、後車の者之れを佐く。

(一) 鐵什は鐵なり冒らせたるなり (二) 某本に藉車の面傍馬頰の形をなせる故にいふとあり (三) 困は梱にして門の下にある横木即ちしきゐなり (四) 藉車の柱なり

寇闉レ池來。爲作二水甬一。深四尺。堅慕貍レ之

寇池を闉ぎて来るときは、爲めに(一)水甬を作る。深さ四尺。(二)堅く幕うて之を貍むること十尺。一に覆ふに瓦を以てして令を待つ。木の大いさ圍、長さ二尺四分を以

穴。矛以鐵長四尺半。大如鐵服說。卽刃之。二矛內去竇尺。邪鑿之。上穴當心。亓矛長七尺。穴中爲環。利率穴二。鑿井城上。俟亓身井且通。居版上。而鑿亓一偏。已而移版鑿一偏。頡皐爲兩夫。而旁貍亓植。而敷鉤其兩端。諸作穴者五十人。男女相半。

城上爲爵穴。下堞三尺。廣亓外。五步一爵穴。大容苴。高者六尺。下者三尺。疏數自適爲之。塞外塹。去格七尺。爲縣梁。城筵陝不可塹者勿塹。城上三十步一聾竈。人擅苴。長五節。寇在城下。聞鼓音燔苴。復鼓內苴爵穴中照外。

城上に爵穴(一)を爲り、堞を下ること三尺。其の外を廣くす。五步に一爵穴、大いさ苴(二)を容る。高きものは六尺、下きものは三尺、(三)疏數自適して之を爲る。外を穿ちて塹あり。格(四)を去ること七尺にして縣梁を爲る。城筵陝にして塹す可からざるものは塹する勿かれ。城上には三十步に一聾竈あり、人ごとに苴を擅つ。長さ五〔尺〕。卽し寇城下に在るとき、鼓音を聞かば、苴を燔き、復び鼓せば、苴を爵穴中に內れて外を照す。

(一) 爵は雀に通ず僅に雀を容るゝ小穴の意なり　(二) 苴は炬なり　(三) 疎密宜きを見て之を爲る　(四) 格は城外に植て敵防ぐの具、我のさかもぎの類ならん

大二圍半。必固二亓二員七。(無二柱與ㇾ柱交者ㇾ)穴二窯。皆爲二穴月屋。爲置二吏舍人一各一人。必置ㇾ水。塞二穴門一以二車兩走一爲ㇾ蘊。塗二亓上一。以二穴高下廣陝一爲ㇾ度。令下人二穴中一四五尺維中置之上。當ㇾ穴者。客爭伏門。轉而塞ㇾ之。爲下窯容二三員艾一者上令三亓突入。(伏尺)伏傅二突一一旁。以二二竅一守ㇾ之。勿ㇾ離ㇾ

陝を以て度と爲し、穴中に入ること四五尺にして、(五)之を維置せしむ。穴に當る者は、客爭うて伏鬬するとき、轉じて之を塞ぐ。窯は三員(六)艾を容るゝものを爲り、其をして突入して、伏して突の一旁に傅かしめ、二橐を以て之を守り、穴を離ることと勿からしむ。矛は鐵長さ四尺半を以てし、大いさ鐵鈇鉞の如く、卽ち之を刃す。(七)二矛の穴は竇を去ること尺。邪に之を鑿ち、上穴は心に當る。其の矛は長さ七尺。穴中に環を爲り、(八)利率穴二つ。(九)井を城下に鑿ち、其の井を穿ち通ぜんとするを俟ち、版上に居り、其の一偏を鑿ち、己れは版を移して一偏を鑿つ。頡皐には兩趺を爲り、旁に其の植を貍めて、鉤を其の兩端に傅く。諸の穴を作る者は五十人。男女相半す。

(一) 柱礎なり (二) 二柱にて穴の上の土を支ふ (三) 員も亦礎なり (四) 兩走は兩輪なり、蘊は韞卽ち轒轀にして敵を拒ぎ入るを得ざらしむる備なり (五) 穴中に入る四五尺にして轒轀を維ぎ置き敵爭つて穴中に入りて鬬はんとせば轒轀を轉じて穴を塞ぐ (六) 員は能洩の如く束なり (七) 刃は鉄鉞に刃を附くるなり (八) 利率穴は未詳某本は穴中に環を爲り之に索を附け出入するに便ずとあり (九) 井を城下に鑿つは敵が穿つなり

知穴之所在。穴而迎之。穴且遇。爲頡皋。必以堅杖爲夫。以利斧施之。命有力者三人。用頡皋衝之。灌以不潔十餘石。趣伏此井中。置艾亓上七分。盆蓋井口。毋令煙上泄。旁亓橐口。疾鼓之。以車輪爲轀。一束樵。染麻索。塗中以束之鐵鎖。縣正當寇穴口。鐵鎖長三丈。端環。一端鉤。

車輪を以て轀とし、一に樵を束ね、麻索を染め、中を塗りて以て之を鐵鎖に束ね、縣けて正に寇の穴口に當つ、鐵鎖長さ三丈、端は環にして一の端は鉤にす。

㊀ 皋は槹くなり ㊁ 遇敵なり ㊂ 三丈を隔つるごとに一井を鑿つなり ㊃ 甕器はかめなり之を井中に入れ甕に響く音にて敵の鑿ち來る穴の所在を知り我よりも迎へ鑿ちて防禦するなり ㊄ 七分は其本七員の長とす、員は束なり ㊅ 薪を束ねて麻索を染めて中を塗り焼けざるやうにし之を鐵鎖にしき敵の來る穴口に懸置き一端は環にして一端は鉤にして環ははねつるべにかけ鉤には薪をかけて火を燃やしはねつるべの仕掛にして敵中に投入す

鼠穴高七尺。五寸廣柱間也尺。二尺一柱。柱下傳舄。二柱共一員。十一。兩柱同質。橫員土柱

鼠穴の高さ七尺、五寸の廣柱、七尺を間つ。二尺に一柱、柱下舄を傳く。二柱一負土を共にし、兩柱質を同じくす。横に負土あり、柱の大いさ二圍半、必ず其の負土を固くす。穴ニ一竈、皆穴を瓦屋と爲し、爲めに吏舍人を置くこと各一人。必ず水を置き、穴門を塞ぐに、車兩走を以て蘊と爲し、其の上を塗る。穴の高下廣

分丌・疏數。令可以救竇。穴則槖以版當之。以矛救竇。勿令塞竇。竇則塞。引版而郄。過一竇而塞之。鑿丌竇。通丌煙。煙通疾鼓槖以熏之。從穴內聽左右。急絕丌前。勿令得行。若集。客穴塞之以柴。塗令無可燒板也。然則穴土之攻敗矣。

と出迎ひて敵若し我が竇を塞がば烟を通じ槖を以て大を吹き起し穴内より敵の樣子を伺ひ見て其の前近を阻止す

斬艾與柴。長尺。乃置窯竈中。先壘窯壁。迎穴爲連。鑿井傅城足。三丈一。視外之廣陜而爲鑿井。愼勿失。城卑穴高從穴難。鑿井城上爲三四井。內新甀井中。伏而聽之。審(之)

艾と柴とを斬る。長さ尺、乃ち窯竈中に置き、先づ窯壁を壘し(一)、穴を迎へて連を(二)爲り、井を鑿ちて城足に傅く。(三)三丈に一、外の廣陜を視て井を鑿つを爲し、愼みて失ふ勿かれ、城卑く穴高きときは、穴に從ふこと難し。井を城下に鑿ち、三四井を爲り、(四)新甀を井中に內れ、伏して之を聽き、審に穴の在る所を知り、穴して之を迎ふ。穴且に遇はんとせん、頡皐を爲り、必ず堅材を以て趺を爲り、利斧を以て之に施し、有力者三人に命じ、頡皐を用ひて之を衝き、灌ぐに不潔十餘石を以てし、趣に柴を井中に伏し、艾を其の上に置くこと七分、(五)盆を〔以て〕井口を蓋ひ、煙をして上泄せしむる毋からしめ、其の槖口に旁ひ、疾く之を鼓し

與穴俱前。(下迫地)。置康若矢・丌中。勿滿。矢康長五竇。左右俱雜相如也。穴內口爲竈。(令)如窯。令容七八員艾。左右竇皆如此。竈用四槖。穴且遇。以頡皐衝之。疾鼓槖熏之。必令明習槖事者。勿令離竈口。連版以穴高下廣陜爲度。令穴者與版俱前。鑿丌版令容矛。參

す。竈は四槖を用ふ。穴且さに遇はんとすれば、頡皐を以て之を衝き、疾く槖を鼓して之を熏す。（六）必ず槖事に明習せる者をして、竈口を離るゝことなからしむ。連版（七）は穴の高下廣陜を以て度と爲す。穴者をして版と俱に前ましむ。其の版を鑿ち矛を容れしめ、其の疏數を參分して、以て竇を救ふ可からしむ。（八）穴卽し遇はば版を以て之に當て、矛を以て竇を救ひ、竇を塞がしむる勿かれ。竇卽し塞がれば、版を引きて郄く。一竇に遇ふに之を塞がば、（九）其の竇を鑿ち其の煙を通ず。煙通ずれば、疾かに槖を鼓して以て之を熏し、穴內より〔穴の〕左右を聴き、急に其の前を絶ち、行き若くは集るを得しむる勿かれ。客穴は之を塞ぐに柴を以てし、塗りて版を燒く可きなからしむ。然らば則ち穴土の攻敗る。

（一）柱は穴中を支ふる柱なり　（二）竇の間隙はよく塗りて上に氣を泄らすなからしむ　（三）兩傍の柱を穴を穿つと與に進ましむるなり　（四）康は糠なり　（五）七八員の艾の草なり員は丸に同じ一丸としたるをいふ　（六）ふいご、火を起すものなり　（七）連版は版を連ね作りたる楯の如きものにて竇を穿つとき前面に進め敵の出過に備ふる也　（八）版に穴を穿ちて穴より矛を出すやうにし其の穴は疏なると密なるとを三つ分けにして作るなり　（九）一竇內にて敵

尺。地得レ泉三尺而止。令ニ陶者爲ヒ罌容ニ四十斗以上一。固順レ之以ニ薄輅革一。置ニ井中一。使ニ聽耳者伏レ罌而聽ヒ之。審知ニ穴之所ヒ在。鑿レ內迎レ之。令ニ陶者爲ニ月明一。長二尺五寸。六圍。中判レ之。合而施ニ之內中一。偃レ一覆レ一。

に薄輅革(一)を以てし、井中に置き、聽耳者をして罌に伏して之を聽かしめ、審に穴の在る所を知り、穴を鑿ちて之を迎ふ。陶者をして瓦罌を爲らしめ、長さ二尺五寸。大いさ六圍、中之を判し、合して之を穴中に施し、一を偃せ一を覆ひ、(下は地に迫らしむ)。

一　輅革は皮革なり

柱之外善周塗。亓傅レ柱者勿レ燒(柱者勿レ燒)柱。善塗ニ亓竇際一。勿レ令レ泄。兩旁皆如レ此。

柱の外は善く周く塗り、其の柱に傅く者は、柱を燒くなからしめ、善く其の竇際(二)を塗り、泄さしむるなかれ。(三)兩旁皆此の如くし、穴と與に前む。(四)康若くは灰を其の中に置き、滿すなかれ。灰康は長く竇に互らしむ。左右俱に雜ふること相如く、穴內の口に竈を爲りて窯の如くし、(五)七八員艾を容れしむ。左右竇皆此の如く

上衙廣五十步。中衙三百步。下衙五十步。諸不ㇾ盡二百五步一者。主人利而客病、廣五百步之隊。丈夫千人。丁女子二千人。老小千人。凡千人而足三以應二之。此守ㇾ衙之數也。使三老小不ㇾ事者守二於城上一不ㇾ當ㇾ衙者。城持出必爲二明塡一。令二吏民皆(智)知一ㇾ之。從二一人百人一以上持出不ㇾ操二塡章一從人非二亓人一。乃亓・横章也。千人之將以上。止ㇾ之勿ㇾ令ㇾ得ㇾ行。行及吏卒從ㇾ之皆斬。具以聞二於上一。此守城之重禁之。夫姦之所ㇾ生也。不ㇾ可ㇾ不ㇾ審也。

候二望適人一。適人爲ㇾ變、築ㇾ垣聚ㇾ土非ㇾ常者。若彭有二水濁一非ㇾ常者、此穴ㇾ土也。急塹二城內一。穴二亓土一直ㇾ之。

敵人を候望するに、敵人變を爲し、垣を築き土を聚むること常に非ざる者、若くは彭に水濁るありて常に非ざる者は、此れ土に穴するなり。急に城內を塹し其土に穴して之を直れ。

㊁ みぞをつくること

穿二井城內一。五步一井。傅二城足一。高地丈五

井を城內に穿つ。五步に一井、城足に傅る。高地は丈五尺、〔下〕地は泉を得ること三尺にして止む。陶者をして罌を爲らしめ、四十斗以上を容る。固く之を覆ふ

守。十四者無レ一。則雖二善者一。不レ能レ守矣。守法五十步。丈夫十人。丁女二十人。老小十人。計レ之五十步四十人。城下樓本率。一步一人。二十步二十人。城小大以レ此率レ之。乃足二以守圉一。客馮レ面而蛾二傅之一。主人則先之レ知。主人利。客適客攻以レ遂。十萬(物)之衆。攻無下過二四隊一者上。

る。客面に馮りて之に蛾傅す(三)。主人則ち先づ知るを病む、主人の利なり。客病む、客攻むるに遂(四)を以てし、十萬の衆きも、攻むるに四遂に過ぐる者無し。上の術廣さ五十步。中の術三百步、下の術五十步、諸々百五步に足らざる者は主人利ありて客病む。廣さ五百步の遂は、大夫千人、丁女子二千人、老小千人凡て〔四〕千人、而して以て之に應ずるに足る。此れ術を守るの數なり。老小事あらざる者をして城上術に當らざる者を守らしむ。城將出づれば必ず明旗(五)を爲り、吏民をして皆之を知らしむ。十人百人從り以上の將出づるに旗章を握らず。從人は其の〔故〕人に非ず及び其旗章なり。千人の將以上も之を止めて行くを得しむる勿からしむ。行及び吏卒之に從ふものは皆斬し、具に以て上に聞す。此れ宗城の重禁なり。夫れ姦の生ずる所なり。審にせざるべからず。

(一) 或は云ふ此の條全部は備穴篇に入るべきなりと　(二) 强壯なる女子　(三) 蟻附と同じよぢのぼること　(四) 隧と同じ　(五) 明にすべき旗

道近傒。若城揚家。爲二屋樓一。立二竹箭天中一。

守堂下爲二大樓一。高臨レ城。堂下周散道。中應レ客。客待レ見。時召下三老在二葆宮中一者上。與計二事得失一。

守堂の下には大樓を爲り、高く城に臨む。堂下に周散(一)の道あり、中は客に應じ、客見るを待つ。時に三老(二)の葆宮中に在る者を召して、與に事の得失を計る。

(一) 四通せる道路　(二) 周理の長者

爲レ之奈何。子墨子曰。問二穴土之守一。邪。備レ穴者。城內爲二高樓一以謹。此十四者具。則民亦不レ宜レ上矣。然後城可レ

之(一)を爲す奈何。子墨子曰く、穴土の守を問ふか、穴に備ふる者は、城內に高樓を爲り以て謹む。此の十四者具はれば、民亦宜しく上るべからず。然して後城守るべし。十四者一も無ければ、善者と雖も守る能はず。守法には五十歩に丈夫十人、(二)丁女二十人、老小十人、之を計るに五十歩四十人、城上樓卒率ね一歩に一人、二十歩に二十人、城の小大此れを以て之れを率す。乃ち以て守圉するに足

人各葆二所一左右前後一。如二城上一。城小人衆。葆二離鄕老弱國中及他大城一。寇至度二必攻一。主人先削二城編一。唯勿レ燒。寇在二城下一。時換二吏卒一署。而毋レ換二其養一。養毋レ得レ上レ城。寇在二城下一。收二諸盆甕一。耕積二之城下一。百步一積。積五百。城門內不レ得レ有レ室。爲二周宮一桓レ吏。四尺爲レ倪。行棧內閈。二關一堞。除二城場一外。去レ池百步。牆垣樹木。小大盡壞二伐除三去之一。寇所二從來一。若呢

ば、(一)離鄕の老弱を國中及び、他の大城に葆つ。寇至れば必ず攻むるを度り、主人先づ(二)城編を削り、唯燒くなかれ。寇城下に在れば、時に吏卒を換へて署し、其の(三)養を換ふる毋かれ。養は城に上るを得る毋かれ。寇城下に在れば、諸の盆甕を收めよ。(四)耩は之を城下に積み、百步に一積、積ごとに五百。城門內室あるを得ず。周宮を爲り吏を植く、四尺を(五)倪と爲す、行棧內に閈づ。二關に一堞あり。城場を除く外、池を去る百步、牆垣の樹木、小大盡く之を壞伐除去し、寇の從りて來る所、若しくは呢道近傒若しくは城場には、皆(六)屆樓を爲り、(七)竹箭を水中に立つ。

㊀ 言ふは城小人衆く守り難ければ鄕を離れ逃れ來たる老弱を國中の某處及他の大城に保護す ㊁ 城の近邊の家屋を除去し敵の兵火を避く ㊂ 養は厮養の卒なり ㊃ 耩は積草なり ㊄ 身長四尺以下の兒童を稱し雜用に使役す ㊅ 大樓なり ㊆ 竹箭を城外の溝水中に立て敵の渉るを防ぐ

十步一闢。長椎柄長六尺。頭長尺。斧二元兩端一。三步一。

凡守二圍城一之法。厚以高。壕池深以廣。樓撕脩。守備繕利。薪食足三以支二三月以上一。人衆以選。吏民和。大臣有レ功二勞於上一者多。主信以義。萬民樂レ之無レ窮。不レ然父母墳墓在焉。不レ然山林草澤之饒足レ利。不レ然地形之難レ攻而易レ守也。不レ然則有三深二怨於敵一而有三大二功於上一。不レ然則賞明可レ信。而罰嚴足レ畏也。

凡そ圍城を守るの法、厚くして以て高く、濠池深くして以て廣く、樓撕脩まり、守備(一)繕利、薪食以て三月以上を支ふるに足り、人衆以て選び、吏民〔以て〕和し、大臣の上に功勞ある者多く、主信にして以て義、萬民之を樂みて窮りなし。然らざれば(二)父母墳墓あり。然らざれば山林草澤の饒利するに足り、然らざれば地形の攻め難くして守り易き、然らざれば敵に深怨ありて上に大功あり、然らざれば賞明かにして信ずべく、罰嚴にして畏るゝに足るものなり。

(一)此の段は守城に必要なる條件を列擧せるなり　(二)父母の墳墓あれば之を失ふを恐れて固守するなり

城下里中家

城下里中の家人、各〻其の左右前後を葆つこと、城上の如くす。城小に人衆けれ

城四面四隅。皆爲二高磨𢋨一。使下重室(乎)子居二丌上一。侯ゝ適。視三丌・能・狀與二丌進左右所レ移處一。失レ侯斬。適人爲レ穴而來。我亟使下穴師選レ木匠而穴ゝ之。爲レ之且二內弩一以應レ之。民室杵木瓦石可三以益二城之備一者盡上レ之。不レ從レ令者斬。

城の四面四隅は、皆高磨𢋨(一)を爲り、重室の子(二)をして其の上に居り、敵を候はしめ、其の態狀と其の進(退)、左右移る所の處とを視る。侯を失すれば斬す。敵人穴を爲りて來らば、我亟に穴師をして士を選び、迎へて之に穴せしめ、之が爲に內弩を具へて以て之に應ず。民室の材木瓦石、以て城の備を益すべきものは、盡く之を上らしめ、令に從はざる者は斬す。

(一) 高き欄楯なり　(二) 重室の子は貴人の子なり

皆築七尺一居屬。五步一壘。五築有レ銻。長斧。柄長八尺。十步一長鎌。柄長八尺。

皆築くに七尺に一の居屬(一)あり。五歩に一壘、五築(三)に銻あり、長斧あり。柄の長さ八尺、十歩に一長鎌(二)あり、柄の長さ八尺、十歩に一斵(四)、長椎、柄の長さ六尺、頭の長さ尺、其の兩端を斧にす。三歩に一。

(一) 言ふは皆相當の器具ありて築城に備ふるなり　(二) 鋤の類なり　(三) 五築は相去る間數なり銻は地を削平する器なり　(四) 斵は斫器なり

城上之備。渠譫。藉車。行棧。行樓。到。頡皐。連梃。長斧。長椎。長茲。距。飛衝。縣梁。批屈。樓五十步一。堞下爲爵穴。三尺而一爲薪皐。二圍長四尺半。必有潔。瓦石重二升以上。（上）城上沙。五十步一積。竈置鐵鐕焉。與沙同處。木大二圍。長丈二尺以上。善耿元本。名曰長從。五十步三十木橋。長三丈。毋下五十。復使卒急爲壘壁。以蓋瓦復之。用瓦木罌。容十升以上者。五十步而十。盛水且用之。五十二者。十步而二。

城上の備は渠譫（一）、藉車、行棧（二）、行樓、斲頡皐（三）、連梃、長斧、長椎（四）長茲、距（五）、飛衝（六）、縣梁（七）、批屈あり。樓は五十步に一あり、堞下に爵穴を爲る。三尺にして一頡皐を爲る。二圍、長さ四尺半、必ず挈有り。瓦石の重さ二升以上、城上に沙あり。五十步に一積す。竈に鐵鐕を置き、沙と與に同處す。木の大さ二圍、長さ丈二尺以上、善く其の本を聯ぬ。名づけて長從と曰ふ。五十步に三十木橋あり長さ三丈、五十を下る毋からしむ。復た卒をして急に壘壁を爲り、蓋瓦を以て之を復はしむ（八）。瓦木罌（九）を用ふ。十升以上を容るゝ者は、五十步にして十、水を盛り、且つ之を用ふ。五十二者は十步にして二あり。

（一）渠荅と蝎幕　（二）木樓ならんといふ　（三）木をけづる器　（四）長き椎　（五）長き鎌　（六）突撃用の車　（七）はね橋　（八）覆ふなり　（九）大瓮なり

樓扻。扻勇勇。必重。土樓百步一。外門發樓。左右渠之。爲樓加藉幕。棧上出之。以救外。城上皆毋得有室。若他可依匿者。盡除去之。城下州道內。百步一積藉。毋下三千石。以上善塗之。

註 (一)衣を操りて搖かすは水を棄つるを知らしめ人を汚すを避くるなり (二)圂は便所なり便所へゆく者は兵器其の他のものを操ることを得ず (三)下は城下、圂は便所なり (四)常道の階なり (五)客樓なり (六)縣門なり敵近づけば機を發して下す、故に發樓といふ (七)發樓の左右に塹阬を爲り踰越を防ぐ (八)土を以て善く塗りて火を防ぐなり

城上十人一什長。屬一吏士。一帛尉。百步一亭。高垣丈四尺。厚四尺。爲閨門。兩扇令各可以自閉。亭尉。尉必取有序忠信可任事者。二舍共一井爨。灰康粃杯馬矢。皆謹收藏之。

城上は十人に一什長あり。屬に十の吏士一の帛尉あり。百步に一亭、亭の垣は丈四尺、厚さ四尺。閨門を爲る。兩扇各〻以て自ら閉づ可からしむ。亭に一尉あり、尉は必ず重〔厚〕忠信にして、事に任ずべき者を取る。二舍一井爨を共にす。灰康粃杯馬矢、皆謹んで之を收藏す。

註 (一)帛尉は錢帛の出納を爲す吏なり (二)杯は麩の字の假用

五。貍三尺。去ㇾ堞五寸。夫長丈二尺。臂長六尺半。植一鑿。內後長五寸。夫兩鑿。渠夫前端。下ㇾ堞四寸而適。貍ㇾ渠鑿ㇾ坎。覆以ㇾ瓦。冬日以ㇾ二馬矢ㇾ塗。皆待ㇾ命。若以ㇾ瓦爲ㇾ坎。

(一)城上の女墻なり　(二)行屋假小屋なり　(三)四人の監察の吏なり　(四)渠は削解にある鐵楔棊なり　(五)夫は趺なり渠の足なり　(六)坎は穴なり　(七)馬糞なり

城上十步一表。長丈。棄ㇾ水者操ㇾ表搖ㇾ之。五十步一廁。與ㇾ下同ㇾ圂。之ㇾ廁者不ㇾ得ㇾ操。城上三十步一藉車。當ㇾ隊者不ㇾ用。城上五十步一道陛。高二尺五寸。長十步。城上五十步一

城上は十歩に一表、長さ丈、水を棄つる者は表を操りて之を搖かす。五十歩に一廁、下と圂を同じくす。廁に之く者は操るを得ず。城上は三十歩に一藉車。隊に當るものは、〔次の數〕を用ひず。城上は五十歩に一の道陛あり、高さ二尺五寸、長さ十歩。城上は五十歩に一樓撕あり、樓撕は必ず〔再〕重す。土樓は百歩に一あり、外門に發樓あり、左右之を渠す。樓を爲るに藉幕を加へ、棧上に之を出し、以て外を救ふ。城上には皆室あるを得る毋からしむ。若し他の依匿すべき者は、盡く之を除去す。城下の州道內は、百歩に一積薪あり、三千石を下ること毋からしめ、土を以て善く之を塗る。

木爲ニ繫連一。水器容ニ四斗到ニ六斗一者。百。百步一積雜秆。大二圍以上者五十枚。百步爲レ櫓。櫓廣四尺。高八尺。爲ニ衝術一。百步爲ニ幽贖一。廣三尺。高四尺者千。二百步一大樓。城中廣二丈五尺二。長二丈。出レ樞五尺。

(一) 守禦の器械なり、上方は下に準じて其の廣さを減ずるを稱謂い殺といふ (二) 樓車なり、居坫は舊注未詳なるも一種の昇墻にて兵庫を蔽ふものとす (三) 水を汲上ぐる桔槹の類なり (四) 衝術は四通五達の路に櫓柵を爲り敵の攻擊に備ふるなり (五) 暗渠を爲り水を防ぐなり

城上廣三步到ニ四步一。乃可ニ以爲ヒ使レ闘。俾倪廣三尺。高二尺五寸。陛高二尺五。廣長各三尺。遠廣各六尺。城上四隅。童異。高五尺。四尉舍レ焉。城上七尺一渠。長丈

城上の廣さ三步より四步に到る。乃ち以て闘はしむるを爲す可し。俾倪(一)の廣さ三尺、高さ二尺五寸、陛の高さ二尺五、廣長各三尺、道の廣さ各六尺、城上四隅の(二)重廣高さ五尺、四尉(三)焉に舍す。城上は七尺に一渠(四)、長さ丈五〔尺〕、貍むること三尺、堞を去ること五寸、(五)夫の長さ丈二尺、臂の長さ六尺半。植に一鑿、枘徑の長さ五寸。夫に兩鑿あり、渠夫の前端、堞より下きこと四寸にして適す。渠を貍め坎(六)を鑿ち、覆ふに瓦を以てす。冬日は馬矢(七)を以て塞ぐ。皆命を待つ。若しくは瓦を以て坎を爲る。

車。藉車必爲二鐵纂。五十步一井屏。周垣之高八尺。五十步一方。方尙必爲關籥守之。五十步積薪。毋下三百石。善蒙塗。毋令外火能傷也。

て、外火をして能く傷らしむるなからしむ。

(一)物見の樓なり　(二)堞は城上の女墻なり　(三)坐候樓は三面を板隔にして土を以て之に塗り夏は之を蓋ひて暑熱を避く　(四)藉車は兵車なり其の車輪は鐵鑿卽ち鐵にて作る　(五)井屏は某本に屏圂とあり卽ち圂ヶ蔽ふ屏なり

百步一櫳樅。起地高五丈。三層。下廣前面八尺。後十三尺。丌上稱議衰殺之。百步一木樓。樓廣前面九尺。高七尺。樓物居坫。出城十二尺。百步一井。井十甕。以

百步に一櫳樅あり。地より起すこと高さ五丈、三層なり。下の廣さ前面は八尺、後は十三尺。其の上は之を稱議衰殺す。百步に一木樓あり、樓の廣さ前面は九尺、高さは七尺。樓物居坫、城より出づること十二尺、百步に一井あり、井に十甕あり。木を以て擊遝と爲し、水器四斗より六斗に到るを容るるもの百、百步に一積雜秆あり。大いさ二圍以上のもの五十枚、高さ八尺、衝術を爲る。百步に幽噴を爲る、廣さ三尺、高さ四尺のもの千、百步に櫓を爲る、櫓の廣さ四尺、高さ八尺のもの千、二百步に一立樓あり、城中の廣さ二丈五尺、長さ二丈、距を出す五尺。

一圍。長丈。二十枚。五步一罌。盛水有奚。奚蠡大容一斗。五步積狗屍五百枚。狗屍長三尺。喪以茅。鑿其端。堅約弋。十步積摶。大二圍以上。長八尺者二十枚。二十五步一竈。竈有鐵鐕。容石以上者一。戒以爲湯。及持沙毋下千石。

摶あり、大いさ二圍以上、長さ八尺のもの二十枚。二十五步に一竈あり、竈に鐵鐕(五)あり、石以上を容るゝもの一、戒めて以て湯を爲る。及び沙を持して一石に下る毋からしむ。

(一) 敵攻め來るとき茨棘を下して防ぐ、代りに石を下すこともあり、穴は代用するなり (二) 諸方ともに堅固にすべしと (三) 水を盛る器なり (四) 防備の具陷穽の類、上に茅を掩ひ、敵に知らしめず茅の末端を杙に結び敵其の處に來るとき之を陷穽する仕掛なり (五) 鐵の大釜なり

三十步置坐候樓。樓出於堞四尺。廣三尺。廣四尺。板周三面。密傅之。夏蓋其上。五十步一藉

三十步に坐候樓(一)を置き、樓は堞(二)より出づること四尺、廣さ三尺、長さ四尺、板(三)は三面を周りて之を密傅す。夏は其の上を蓋ふ。五十步に一藉車(四)、藉車には必ず鐵纂を爲る。五十步に一井屏(五)あり、周垣の高さ八尺、五十步に一戶、戶の尙必ず關籥を爲りて之を守る。五十步に積薪あり、三百石に下る毋からしめ、善く蒙ひ塗り

渠。渠立レ程丈三尺。冠長十丈。辟長六尺。二歩一荅。廣九尺。袤十二尺。二歩置二連梃一。長斧長椎各一物。槍二十枚。周二置二歩中一。二歩一木弩。必射二五十歩以上一。及多爲レ矢。節毋レ以二竹箭一。楛趙・掑・楡可。蓋求二齊鐵夫一。播以二射衝及櫳樅一。

尺、二歩に一荅、廣さ九尺、袤十二尺、二歩に連梃を置く。長斧長椎、各一物、槍二十枚、二歩中に周置す。二歩に一木弩、必ず五十歩以上を射る。及び多く矢を爲らしむ。節し竹箭を以てする毋くば、楛桃、摭楡も可なり。益求めて鐵矢を爲らし、播くに射衝及び櫳樅を以てす。

(一)渠は渠荅敵を防ぐ爲に城に設置する鐵蒺藜卽ち鐵にて造りしかぎの手あるはまびしの形なり (二)荅も亦渠なり、元來は渠荅といふ (三)連梃は稻を打つからさをの如きもの、敵を擊つ器械なり (四)射衝櫳樅は皆戰具なり、播とは分布して衆人に執しむるをいふ

二歩積石。石重千鈞以上者五百枚。毋百以亢二疾犂一。壁皆可レ善レ方。二歩積レ笠大

二歩に積石、石重さ千鈞以上のもの五百枚。百を〔下る〕毋く以て疾犂に亢る。壁皆方を善くすべし。二歩に笠を積む。大いさ一圍、長さ丈、二十枚あり。五歩に一罌、水を盛るに奚あり、奚蠡の大いさ一斗を容る。五歩に狗屍を積むこと五百枚狗屍の長さ三尺、蔽すに茅を以てし、其の端を鋭にし、堅く弋を約す。十歩に積

長二尺見一寸。相去七寸厚塗之。以備火。城門上所鑿以救門火。者各一垂。水火三石以上。小大相雜。

㊀此處は句を上下位置を換へて見るべし、敵が大箭を以て城門の上を射る其の圍火を救ふにはといふ意なり ㊁扇は門扇なり、門扇を穿ち上に棚を爲り、土を塗りて火を防ぐなり ㊂水を容るゝ器なり ㊃薄植は門柱なり ㊄垂は甄水なり、之を以て防火の用に供す

門植關必環鋼。以銅金若鐵鍱之。門關再重。鍱之以鐵。必堅梳關。關二尺。梳關一莧。封以守印。時令人行貌封。及視關入桓淺深。門者皆無得挾斧斤鑿鋸椎。城上二步一

門の植關（一）は必ず環鋼し、銅金若しくは鐵を以て之を鍱す。門關は再重し、之を鍱するに鐵を以てし、必ず梳（二）關を堅くす。關二尺、環關一莧。封ずるに守の印を以てし、時に人をして行き封を視しむ。及び關の桓（三）に入る淺深を視しむ。門者（四）は皆斧、斤、鑿、鋸、椎を挾むを得るなからしむ。

㊀門を支持する横木を關といひ、直木を植といふ、之れには銅か鐵を以て被らせ堅固にするなり ㊁木のくわんぬきなり、其は管なり、木のくわんぬきの外に管鍵を施すといふ ㊂門の兩扉の傍の直木なり、横木の桓に入る淺深を視るなり ㊃斧斤等の武器を持するを禁ずるは砕く者の城門を破るを防ぐなり

城上は二歩に一渠（一）、渠は程を立つること丈三尺。冠の長さ十丈、臂の長さ六

爲之兩相如。門扇數令相接三寸。施土扇上。無過二寸。塹中深丈五。廣比扇。塹長以力爲度。塹之末爲之縣。可容一人所。客至。諸門戶皆令鑿而幕孔。孔之各爲二幕二。一鑿而繫繩。長四尺。

て度と爲す。塹の末之が縣(五)を爲り、一人の許を容るべし。客(六)至らば、諸門戶皆鑿して孔に幕せしめ、孔各〻二幕を爲ること二、一は鑿ちて繩を繫ぐ、長さ四尺。

㈠懸門は木版質長門の如く綴を施し門上に懸け置き變あれば綴を毀して之を門の前に下し逐門を爲すものなり ㈡孩は開に通ず、開鑿は懸門を下す器械なり ㈢懸門の門扇卽とびらは厭にして云々間隙なくひちがはせるなり ㈣塹は城門前の塹坑なり ㈤縣門なり ㈥客は敵なり敵が來たときは諸の門戶を鑿ち皆其の孔をおほひて敵に知らしめず敵近づけば孔より矢石を射出する用に供し又一の孔に繩を繫ぎ之を引きて開閉する

救車火。爲煙矢。射火城門上。鑿扇上爲棧。塗之。持水麻升草盆救之。門扇薄植。皆鑿半尺。一寸一涿弋。弋

(一)熏火を救ふには、爛矢を爲りて、火を城門の上に射る。(二)扇を鑿ちて上に棧を爲り之を塗る。水を持するには、(三)麻斗革盆を以て之を救ふ。門扇の薄植は、(四)皆鑿つこと半尺。一寸に一つづつ弋を涿つ。弋長さ二寸、間一寸、相去る七寸。厚く之を塗り、以て火に備ふ。城門の上に鑿ちて以て門火を救ふ所なり。各一垂(五)あり。水は三石以上を入る、小大相雜る。

鉤。衝。梯。堙。水。穴。突。空洞。蟻附。轒轀。軒車。敢問。守二此十二者一奈何。

子墨子曰。我城池修。守器具。推粟足。上下相親。又得二四鄰諸侯之救一。此所二以持一也。且守者雖レ善。則若レ不レ可二以守一也。若君用レ之。守者又必能乎。守者不レ能。而君用レ之則猶若レ不レ可二以守一也。然則以守者必善。而君尊二用之一。然後可二以守一也。

子墨子曰く、我城地修まり、守器具り、樵粟足り、上下相親み、又四鄰諸侯の救を得るは、此れ持する所以なり。且つ(一)守者善と雖も、〔而も君之を用ひざれば〕以て守る可からざるがごとし。若し君之を用ふれば、守者又必ず能くせんか。守者能くせずして、君之を用ふれば、猶ほ以て守る可からざるが若し。然らば則ち守者必ず善く、君之を尊用して、然る後に以て守る可きなり。

(一) 樵は薪なり粟は食なり、たきもの食物ともに足れるを言ふ

故凡守レ城之法。備二城門一爲二縣門一。沈機長二丈。廣八尺。

故に凡そ城を守るの法は、城門に備ふるに縣門(一)を爲る。(二)沈機長さ二丈、廣さ八尺、之を爲し、兩ながら相如く。(三)門扇數にして相接せしむること三寸。土を扇上に施し、二寸に過ぐるなからしむ。(四)塹中深さ丈五、廣さ扇に比ぶ。塹の長さ方を以

禽滑釐問二於子墨子一曰、由二聖人之言一、鳳鳥之不レ出、諸侯畔二殷周之國一、甲兵方起二於天下一、大攻レ小、強執レ弱、吾欲レ守二小國一、爲レ之奈何。子墨子曰、何攻之守。禽滑釐對曰、今之世常所二以攻一者、臨、

巻十四

備城門第五十二

大意敵の攻城に備ふる方法を論述せしなり

禽滑釐子墨子に問うて曰く、聖人の言に由るに、(一)鳳鳥の出でざる、諸侯殷周の國に畔き、甲兵方に天下に起り、大は小を攻め、強は弱を執る。吾小國を守らんと欲す、之を爲す奈何と。子墨子曰く、何の攻を守るや。禽滑釐對へて曰く、今の世、常に攻むる所以の者は、(二)臨、鉤、衝、梯、堙、水、穴、突、空洞、蟻附、轒轀、軒車なり。敢て問ふ、此の十二者を守ること奈何。

(一) 論語に鳳鳥不至云々孔子世の衰運を嘆きしなり言ふ心は世衰へて諸侯が天子に畔き互に攻伐を事とするに至れりと (二) 臨はすべて高處を登り城に臨むなり、鉤は長きかぎにて城壁にひきかけ上るなり、衝は衝車敵の城壁をつき破るもの、梯は雲梯敵城に架して上るもの、堙は土を築き丘を登り城中を俯瞰するなり、水は水攻なり、穴は穴を穿ち城に攻み入るなり、突は穴を穿つ、空洞は穴なり是れ又敵城に入るの方法なり、蟻附は蟻の如く相連りて堙に縁り城に攻め入るなり、轒轀に敵城を攻むる四輪車なり、軒車は樓車是れ又城を攻むる具なり

其故。子墨子曰。公輸子之意。不過欲殺臣。殺臣宋莫能守。可攻也。然臣之弟子。禽滑釐等三百人。已持臣守圉之器。在宋城上而待楚寇矣。雖殺臣。不能絶也。楚王曰。善哉。吾請。無攻宋矣。子墨子歸過宋。天雨。庇其閭中。守閭者不內也。故曰。治於神者。衆人不知其功。爭於明者。衆人知之。

(一) 牒は木片なり、此の如くして攻守の法を講ぜしなり (二) 閭は里門なり、門に入り雨を避けんとす (三) 神妙にして人の知らざる事を治むる者は衆人に知られず、墨子が宋を救ひしは功績甚大なるも却て衆に知られず閭を守る者疑ひて入れざる如きことありと

王曰。善哉。雖レ然公輸盤爲レ我爲二雲梯一必取レ宋。於レ是見二公輸盤一。子墨子解レ帶爲レ城。以レ牒爲レ械。公輸盤九設二攻レ城之機變一。子墨子九距レ之。公輸盤之攻械盡。子墨子之守圉有レ餘。公輸盤詘而曰。吾知レ所二以距一レ子矣。吾不レ言。子墨子亦曰。吾知二子之所一三以距レ我。吾不レ言。楚王問二

王曰く善いかな。然りと雖も公輸盤我が爲めに雲梯を爲り、必ず宋を取らんとすと。是に於て公輸盤を見る。子墨子帶を解きて城と爲し、(一)牒を以て械と爲す。公輸盤九たび城を攻むるの機變を設くるに、子墨子九たび之を距ぐ。公輸盤の攻機盡きて、子墨子の守圉餘あり。公輸盤詘して曰く、吾、子を距ぐ所以を知るも、吾言はずと。子墨子も亦曰く、吾子の我を距ぐ所以を知るも吾も言はずと。楚王其の故を問ふ。子墨子曰く、公輸子の意は、臣を殺さんと欲するに過ぎず。臣を殺さば、宋能く守ること莫し、〔乃ち〕攻むべきなりと。然れども臣の弟子禽滑釐等三百人、已に臣が守圉の器を持し、宋の城上に在りて楚の寇を待つ。臣を殺すと雖も、絕つ能はざるなりと。楚王曰く、善いかな、吾請ふ宋を攻むることなけんと。子墨子歸りて宋に過ぎる。天雨ふる。其閭中に庇せんとす。閭を守る者内れざるなり。故に曰く、(二)神に治むる者は衆人其功を知らず、明に爭ふ者は衆人之を知ると。

鄰有敝轝。而欲竊之。舍其錦繡。鄰有短褐。而欲竊之。舍其粱肉。鄰有糠糟。而欲竊之。此爲何若人。王曰。必爲竊疾矣。子墨子曰。荊之地方五千里。宋之地方五百里。此猶文軒之與敝轝也。荊有雲夢。犀兕麋鹿滿之。江漢之魚。鼈黿鼉爲天下富。宋所爲無雉兎狐貍者也。此猶粱肉之與糠糟也。荊有長松文梓楩柟豫章。宋無長木。此猶錦繡之與短褐也。臣以三事之攻宋也。爲與此同類。臣見大王之必傷義而不得。

て、鄰に糠糟あれば之を竊まんと欲す。此れを何若なる人と爲す。王曰く、必ず竊疾(三)ありと爲す。子墨子曰く、荊の地方五千里、宋の地方五百里。此れ猶ほ文軒と敝轝(二)とのごときなり。荊に雲夢あり、犀兕麋鹿之に滿ち、江漢の魚鼈黿鼉は、天下の富たり。宋は所謂(四)雉兎狐狸すらなきなり。此れ猶ほ粱肉と糠糟とのごときなり。荊に長松文梓楩柟豫章あり、宋に長木なし。此れ猶ほ錦繡と短褐とのごときなり。臣三吏(五)の宋を攻むるを以て、此れと類を同じうすと爲す、臣は大王の必ず義(六)を傷ひて得ざるを見ると。

(一) 文飾ある立派な車なり (二) 敝れたる輿なり (三) ぬすむ疾なり (四) 世の所謂雉兎狐狸の如きものさへなし 楚を以て宋を取らんとは粱肉を舍て糠糟の食を取らんとする如き間違なり (五) 三吏は楚國の三卿をいふ、楚の大臣といふに同じ、直に王を指さずして大臣を指すは辭令の妙なり (六) 徒に義を傷るのみ得る所なしと

願藉子殺之。公輸盤不說。子墨子曰、請獻十金。公輸盤曰、吾義固不殺人。子墨子起再拜曰、請說之。吾從北方聞子爲梯、將以攻宋。宋何罪之有。荊國有餘於地、而不足於民。殺所不足、而爭所有餘、不可謂智。宋無罪而攻之、不可謂仁。知而不爭、不可謂忠。爭而不得、不可謂强。義不殺少而殺衆、不可謂知類。公輸盤服。子墨子曰、然乎不已乎。公輸盤曰、不可。吾既已言之王矣。子墨子曰、胡不見我於王。公輸盤曰、諾。

ふべからず。宋罪なくして之を攻む、仁と謂ふべからず。知りて爭はず、忠と謂ふべからず。爭うて得ず、强と謂ふべからず。(五)義少を殺さずして衆を殺す、類を知ると謂ふべからずと。公輸盤服す。子墨子曰く、然らば〔胡ぞ〕已まざるか。公輸盤曰く、不可なり、吾既に已に之を王に言ふと。子墨子曰く、胡ぞ我を王に見えしめざる。公輸盤曰く、諾と。

(一) 郢は楚の都なり　(二) 侮臣は君主を侮り輕んずる臣ありと　(三) 公輸盤が義に於て人を殺さずといひし故に子墨子始めて本心を語らんとするなり　(四) 荊は楚の地　(五) 少を殺さず云々侮臣一人を殺し呉れといひしに義殺さずと答へながら雲梯を造り國を攻め衆人を殺すは類を推し極めたりと言ひ難しとなり

子墨子見王曰、今有人於此、舍其文軒、

子墨子王に見えて曰く、今此に人あり。其文軒を舍て、鄰に敝轝ありて之を竊まんと欲す、其錦繡を舍て、鄰に短褐あれば之を竊まんと欲す、其粱肉を舍

子欲レ得レ宋。自二翟得一レ見レ子之後。予二子宋一而不レ義子弗レ爲。是我予二子宋一也。子務爲レ義。翟又將レ與二子天下一。

るを思ふに至れりと　(三) 得るに臨みて義を思ふ、子には宋を與へたると同一なり、子若し一層務めて義を爲さば天下を予ふると同一の望みあらん

公輸第五十

大意大國を以て小國を攻め衆を殺すの不義なるをいふ

公輸盤爲レ楚造二雲梯之械一成。將三以攻二宋。子墨子聞レ之起二於齊一。行十日十夜而至二於郢一。見二公輸盤一。公輸盤曰。夫子何命焉爲。子墨子曰。北方有二侮臣一。

公輸盤、楚の爲めに雲梯の械を造りて成る。將に以て宋を攻めんとす。子墨子之を聞き、齊より起ちて、行くこと十日十夜にして郢(一)に至り、公輸盤を見る。公輸盤曰く、夫子何をか命ずることを爲すと。子墨子曰く、北方に侮臣(二)あり、願くは子に藉りて之を殺さんと。公輸盤説ばず。子墨子曰く、請ふ千金を獻ぜんと。公輸盤曰く、吾義固より人を殺さずと。子墨子起つて再拜して曰く、請ふ(三)之を説かん。吾北方より子が梯を爲り、將に以て宋を攻めんとするを聞く。宋何の罪かある。荊(四)國地に餘ありて、民に足らず。足らざる所を殺して、餘ある所を爭ふ、智と謂

木₋以爲ㇾ鵲。成而飛ㇾ之。三日不ㇾ下。公輸子自以爲₂至巧₁。子墨子謂₂公輸子₁曰。子之爲ㇾ鵲也。不ㇾ如₃翟之爲₂車轄₁。須臾劉₂三寸之木₁。而任₂五十石之重₁。故所ㇾ爲巧利₂於人₁。謂₂之巧₁。不ㇾ利₂於人₁。謂₂之拙₁。

ら以て至巧と爲す。子墨子、公輸子に謂つて曰く、子の鵲を爲るは、匠の車轄を爲るに如かず。須臾に三寸の木を劉りて、五十石の重に任ず。故に爲る所の功人を利す、之を巧と謂ふ。人を利せざる、之を拙と謂ふと。

(一) 三日の間飛び上りしまゝ下らず　(二) 匠は車を造る者轄は車のさびなり須臾はわづかの時間なり轄は短細の木なれども之が爲めに重量を乗載し得。

公輸子謂₂子墨子₁曰。吾未ㇾ得ㇾ見之時。我欲ㇾ得ㇾ宋。自₂我得ㇾ見之後₁。予₂我宋₁而不ㇾ義。我不ㇾ爲。子墨子曰。翟之未ㇾ得ㇾ見之時也。

公輸子子墨子に謂ひて曰く、吾未だ見るを得ざるの時、我宋を得んと欲す。我見るを得しよりの後、我に宋を予ふるも、義ならざれば我爲さずと。子墨子曰く、翟の未だ見るを得ざるの時、子宋を得んと欲す。翟の子を見るを得しよりの後、子に宋を予ふるも、義ならざれば子爲さずと。是れ我子に宋を予ふるなり。子務めて義を爲せ、翟又將に子に天下を與へんとすと。

(一) 墨子を見ざるときと見る後の事をいふ　(二) 墨子を見たる後其の言に服し不義なれば宋を予ふといふも受けざ

自魯南游楚。焉始爲舟戰之器。作爲鉤強之備。退者鉤之。進者強之。量其鉤強之長。而制爲之兵。楚之兵節。越之兵不節。楚人因此若執亟敗越人。公輸子善巧。以語子墨子曰。我舟戰有鉤強。不知。子之義亦有鉤強乎。子墨子曰。我義之鉤強。賢於子舟戰之鉤強。我鉤強我鉤之以愛。揣之以恭。弗鉤以愛則不親。弗揣以恭則速狎。狎而不親則速離。故交相愛。交相恭。猶若相利也。今子鉤而止人。人亦鉤而止子。子強而距人。人亦強而距子。交相鉤。交相強。猶若相害也。故我義之鉤強。賢子舟戰之鉤強。

舟戰の鉤距に賢れり。我が鉤距は、我之を鉤するに愛を以てし、之を拒ぐに恭を以てす。鉤するに愛を以てせざれば親しまず、拒ぐに恭を以てせざれは速かに狎る。狎れて親まざれば速かに離る。故に交〻相愛し、交〻相恭す。猶ほ若の相利するがごときなり。今子鉤して人を止め、人亦鉤して子を止む。子距して人を距ぎ、人亦距して子を距ぐ、交〻相鉤し、交〻相距す。猶ほ若の相害するがごときなり。故に我が義の鉤距は、子が舟戰の鉤距に賢れりと。

一 退くものは物を以て以て之を鉤して退き得ざらしめ進むものは之を距ぎて進み得ざらしむ之を鉤距の備といふ

公輸子削竹

公輸子竹木を削りて以て鵲を爲り、成りて之を飛ばす。(三)三日下らず。公輸子自

正ニ嬖一也。今綽也祿厚而譎ニ夫子一。夫子三侵レ魯而綽三從。是鼓ニ鞭於馬靳一也。翟聞レ之。言レ義而弗レ行。是犯レ明也。綽非レ弗ニ之知一也。祿勝レ義也。

㊀其主の驕慢を止め、邪僻の心を正さんためなり　㊁馬靳は馬のむながい、鞭を馬靳に加ふれば進まずして反て退くべし魯を侵さしめんとせしに反對になりしに喩ふ　㊂明かなる事理を犯すなり　㊃厚祿に惑ひて義を忘る

昔者楚人與ニ越人一舟ニ戰於江一。楚人順レ流而進。迎レ流而退。見レ利而進。見ニ不利一則其退難。越人迎レ流而進。順レ流而退。見レ利進。見ニ不利一則其退速。越人因ニ此若勢一。亟敗ニ楚人一。公輸子

昔者楚人越人と江に舟戰す。楚人流に順うて進み、流を迎へて退く、利を見て進み、不利を見れば其退くこと難し。越人流を迎へて進み、流に順うて退く、利を見て進み、不利を見れば其退くこと速かなり。越人此若の勢に因り、亟楚人を敗る。公輸子魯より南のかた楚に游び、焉に始めて舟戰の器を爲り、鉤距の備を作爲し、退くには之を鉤し、進む者は之を距ぐ。其の鉤距の長を量り、制して之が兵を爲す。楚の兵節あり、越の兵節あらず。楚人此若の勢に因りて、亟かに越人を敗る。公輸子其巧を善とし、以て子墨子に語りて曰く、我が舟戰鉤距あり。知らず子の義も亦鉤距あるかと。子墨子曰く、我が義の鉤距は子が

我以㆓楚國㆒。我得㆓天下㆒而不㆑義不㆑爲也。又況於㆓楚國㆒乎。遂而不㆑爲。王子閭豈不仁哉。子墨子曰。難則難矣。然而未㆑仁也。若以㆑王爲㆓無道㆒。則何故不㆓受而治㆒也。若以㆓白公㆒爲㆓不義㆒。何故不㆘受㆑王誅㆓白公㆒。然而反㆑王。故曰。難則難矣。然而未㆑仁也。

義と爲さば、何の故に王を受け、白公を誅して然して王を反さざるや。故に曰く、難きは難し。然も未だ仁ならざるなりと。

㊀ 斧鉞を以て腰にかけ劍矛を以て胸につきつける ㊁ 先王を以て無道のために殺されたりとなせば己れ王位を受けて善く國を治むる可きなり ㊂ 白公を誅したる後に王位を復さば可なり

子墨子使㆔勝綽事㆓項子牛㆒。項子牛三侵㆓魯地㆒。而勝綽三從。子墨子聞㆑之。使㆓高孫子請而退㆑之曰。我使㆓綽也㆒。將㆘以濟㆑驕而

子墨子勝綽をして項子牛に事へしむ。項子牛三たび魯の地を侵すに、勝綽三たび從ふ。子墨子之を聞き、高孫子をして請うて之を退かしむ。曰く、我の綽を使へしむるは、將に以て驕を濟ひて僻を正さんとするなり。今綽や祿厚くして夫子を譎く。夫子三たび魯を侵すに、綽三たび從ふ。是れ鞭を馬靷に鼓つなり。翟之を聞く、義を言うて行はざる、是れ明を犯すなり。綽之を知らざるに非ず、祿義に勝てばなりと。

之外。則過レ難焉。則以二一日一也。及レ之則生。不レ及則死。今有二固車良馬一於此。又有二奴馬四隅之輪一於此。使二子擇一焉。子將何乘。對曰。乘二良馬固車一可二以速至一。子墨子曰。焉在レ矣レ來。

にか乘らんとするぞ。對へて曰く、良馬固車に乘りて以て速かに至るべしと。子墨子曰く、焉んぞ來を知らざるあらんと。

㊀ 過去の事は知ることを得るも未來は知るを得ずと ㊁ 擇取するなり ㊂ 固車は堅固なる車なり ㊃ 奴は駑なり四隅は四すみある輪にて四角の輪なり轉し難きをいふ ㊄ 固車良馬に乘れば必ず至るとすれば是れ來を知るべきなり

孟山譽二王子閭一曰。昔白公之禍執二王子閭一。斧鉞鉤レ要。直兵當レ心。謂レ之曰。爲レ王則生。不レ爲レ王則死。王子閭曰。何其侮レ我也。殺二我親一而喜レ

孟山、王子閭を譽めて曰く、昔白公の禍、王子閭を執ふ。斧鉞腰を鉤し、直兵心に當て、之に謂つて曰く、王爲らば生きん、王爲らざれば死せんと。王子閭曰く、何ぞ其れ我を侮るや。我が親を殺して、我を喜ばすに楚國を以てす。我天下を得るも、義ならざれば爲さざるなり。又況んや楚國に於てをやと。遂に死して〔王〕たらず。王子閭豈不仁ならんや。子墨子曰く、難きは難し。然るに未だ仁ならず、若し王を以て無道と爲さば、何の故に受けて治めざる。若し白公を以て不

魯祝以二一豚一祭。而求二百福於鬼神一。子墨子聞レ之曰。是不可。今施レ人薄。而望レ人厚。則人唯恐三其有レ賜二於己一也。今以二一豚一祭。而求二百福於鬼神一。唯恐下其以二牛羊一祀上也。古者聖王事二鬼神一祭而已矣。今以レ豚祭而求二百福一。則其富不レ如二其貧一也。

魯の祝(一)一豚を以て祭り、百福を鬼神に求む。子墨子之を聞きて曰く、是れ不可なり。今人に施すこと薄くして、人に望むこと厚ければ、人唯其の己に賜ふあらんことを恐る。今(二)一豚を以て祭りて、百福を鬼神に求むれば、唯其の牛羊を以て祀らんことを恐る。古聖王の鬼神に事ふるは祭のみ。(三)今(四)豚を以て祭りて百福を求めば、其の富は其の貧に如かざるなり。

(一)祝は鬼神の祭祀を掌る人なり　(二)一豚を以て祭るさへ百福を求むるなれば若し牛羊を以てせば更に多くの福を求むるならんと恐るゝなり　(三)祭るのみにて敢て福を求めず　(四)一豚位福を神にそなへて富を得るより何にも得ざるの貧の方可なりと

彭輕生子曰。往者可レ知。來者不レ可レ知。子墨子曰。籍設而親在二百里

彭輕生子曰く、(一)往は知るべし、來は知るべからずと。子墨子曰く、籍設親百里の外にありて難に遇ふとき、(二)期するに一日を以てし、之に及べば生き、及ばざれば死す。今此に(三)固車良馬あり、又此に(四)奴馬四隅の輪あり。子をして擇ばしめば、子將に何

之門。短褐之衣。藜羹。朝得之。則夕弗得。祭祀鬼神。而以夫子之政。家厚於始也。有家厚謹祭祀鬼神。然而人徒多死。六畜不蕃。身湛於病。吾未知夫子之道之可用也。子墨子曰。不然。夫鬼神之所欲於人者多。欲人之處高爵禄則以讓賢也。多財則以分貧也。夫鬼神豈唯擢季拑肺之爲欲哉。今子處高爵禄而不以讓賢。一不祥也。多財而不以分貧。二不祥也。今子事鬼神唯祭而已矣。而曰病何自至哉。是猶百門而閉一門焉。曰盜何從入。若是而求福於有怪之鬼。豈可哉。

祭祀す。然るに人徒多く死し、六畜蕃せず、身病に湛む。吾未だ夫子の道の用ふべきを知らずと。子墨子曰く、然らず、夫れ鬼神の人に欲する所のものは多し。人の高爵禄に處るや以て賢に讓り、財多ければ以て貧に分たんことを欲するなり。夫れ鬼(二)神豈唯擢黍拑肺を欲すと爲さんや。今子高爵禄に處りて、以て賢に讓らざるは、一の不祥なり。財多くして、而も以て貧に分たざるは、二の不祥なり。今子鬼神に事ふるは唯祭のみ。病何によりて至ると曰ふ。是れ猶ほ百門にして一門を閉ち、盜何れよりして入ると曰ふがごとし。是の若くして福を有怪の鬼に求むとも、(三)豈可ならんや。

(一) 家が豊かになりし故に家に於て鬼神を享祀するを得 (二) 言ふは鬼神徒に享祀を受け、供ふる所の黍を取り肉を食ふのみを以て満足せんや、必ず他に鬼神の意に副はざることあらんと (三) 有怪は人の測り難きといふことなり

越一。曰。既得レ見二四方之君子一。則將二先語一。子墨子曰。凡入レ國必擇レ務而從レ事焉。國家昏亂。則語二之尚賢尚同一。國家貧。則語二之節用節葬一。國家憙レ音湛湎。則語二之非樂非命一。國家淫僻無禮。則語二之尊天事鬼一。國家務レ奪侵淩。即語二之兼愛一非• 曰。擇レ務而從レ事焉。

語らんと。子墨子曰く、凡そ國に入るときは必ず務めを擇びて事に從ひ、國家昏亂なれば、之に尚賢尚同を語り、國家貧なれば、之に節用節葬を語れ。國家音を憙みて湛湎すれば、之に非樂非命を語れ。國家淫僻無禮なれば、之に尊天事鬼を語れ。國家奪を務め侵淩すれば、之に兼愛〔非攻〕を語れ。故に曰く、務めを擇び事に從へと。

(一) しづみふけること

子墨子曰。出二曹公子(而)於レ宋一。三年而反。睹二子墨子一曰。始吾游二於子

子墨子、曹公子を宋に仕へしむ。三年にして反る。子墨子を睹て曰く、始め吾子の門に游ぶや。短褐の衣、〔藜〕藿の羹、朝に之を得るも夕には得ず。鬼神を祭祀するを〔得ず〕。〔今は〕夫子の教を以て、家始めより厚し。有家享し、謹んで鬼神を

五百里、以封子。子墨子。公尚過許諾。遂爲公尚過束車五十乘、以迎子墨子於魯。曰、吾以夫子之道說越王。越王大說、謂過曰、苟能使子墨子至於越而敎寡人、請裂故吳之地方五百里以封子。子墨子謂公尚過曰、子觀越王之志何若。意越王將聽吾言、用我道、則翟將往、量腹而食、度身而衣、自比於羣臣。奚能以封爲哉。抑越不聽吾言、不用吾道、而我往焉、則是我以義糶也。鈞之糶、亦於中國耳。何必於越哉。

人を敎へしめば、請ふ故の吳の地方五百里を裂き、以て子を封ぜんと。子墨子公尚過に謂つて曰く、子越王の志何若と觀るか。意ふに越王將に吾が言を聽き、我が道を用ひんとす。翟將に往き、(二)腹を量りて食ひ、身を度りて衣、自ら羣臣に比せんとす。奚ぞ能く封を以て爲さんや。抑ゝ越[王]我が言を聽かず、吾が道を用ひざるに我往かば、是れ我、義を以て(三)糶するなり。鈞しく之れ糶す。亦中國に於てせんのみ。何ぞ必ずしも越に於てせんやと。

(一) 此の時吳亡びて其の地越に入る、故に故の吳といふ (二) 食は腹に滿つるを取り、衣は寒暑を防ぐに足るの意なり (三) 糶は賣ること、身を委ぬるをいふ

子墨子游魏

子墨子魏越を游ばしむ。曰く、既に四方の君子を見ることを得ば、將に(何を)か先に

者。其功多。子墨子曰。籍設而攻不義之國。鼓而使衆進戰。與不鼓而使衆進戰。而獨進戰者。其功孰多。吳慮曰。鼓而進衆者。其功多。子墨子曰。天下匹夫徒步之士。少知義。而教天下以義者。功亦多。何故弗言也。若得鼓而進於義。則吾義豈不益進哉。

の少し。天下に教ふるに義を以てする者、功亦多し。何の故に言はざるや。若し鼓して義に進むことを得ば、吾が義豈益〻進まざらんやと。(一)

(一)義のみ務ぞ言ふを用ひんとの辭に答へて曰ふ、天下の人に向つて義を說くことは功多し、何の故に言はざらん若し鼓して義に進まば吾が義は益進まんと

子墨子游公尚過於越。公尚過說越王。越王大說。謂公尚過曰。先生苟能使子墨子於越而教寡人。請裂故吳之地方

子墨子公尚過を越に游ばしむ。公尚過、越王に說く。越王大いに說ぶ。公尚過に謂つて曰く、苟も能く子墨子をして越に至りて寡人を教へしめば、請ふ故の吳の地方五百里を裂き、以て子墨子を封ぜんと。公尚過許諾す。遂に公尚過の爲めに車五十乘を束ね、以て子墨子を魯に迎ふ。曰く、吾、夫子の道を以て越王に說くに、越王大いに說び、過に謂つて曰く、苟も能く子墨子をして越に至りて寡

天下不能人得尺布。籍而爲得尺布。其不能煖天下之寒者。既可睹矣。翟慮被堅執鋭、救諸侯之患。盛然後當一夫之戰。一夫之戰。其不御三軍。既可睹矣。翟以爲。不若誦先王之道。而求其說。通聖人之言。而察其辭。上說王公大人。次匹夫徒步之士。王公大人用吾言。國必治。匹夫徒步之士用吾言。行必脩。故翟以爲雖不耕而食飢。不織而衣寒。功賢於耕而食之。織而衣之者也。故翟以爲。雖不耕織乎。而功賢於耕織也。

㊀陶器を作るなり　㊁義を爲せば可なり、言論を用ひずと　㊂努力を以て人を助くるをいふか　㊃或は十分に努力してなり　㊄甲冑を着て兵刃を執りてなり

吳慮謂子墨子曰。義耳義耳。焉用言之哉。子墨子曰。籍設而天下不知耕。教人耕與不教人耕而獨耕者。其功孰多。吳慮曰。教人耕

吳慮、子墨子に謂つて曰く、義のみ義のみ、焉んぞ之を言ふを用ひんやと。子墨子曰く、籍設天下耕を知らざるも人に敎へて耕すと、人に敎へ耕さずして獨り耕す者と、其の功孰れが多きぞ。吳慮曰く、人に敎へて耕す者其の功多し。子墨子曰く、籍設不義の國を攻むるとき、鼓して衆をして進み戰はしむると、鼓して衆を進み戰はしめずして、獨り進み戰ふ者と、其の功孰れか多きぞ。吳慮曰く、鼓して衆を進むる者は其の功多し。子墨子曰く、天下匹夫徒步の士、義を知るも

所ㇾ謂義者。亦有ニ力以勞ㇾ人。有ニ財以分ㇾ人乎。吳慮曰。有。子墨子曰。翟嘗計ㇾ之矣。翟慮ニ耕天下（而）食之人一矣。盛然後當ニ一農之耕一。分ニ諸天下一不ㇾ能三人得ニ一升粟一。籍而以爲ㇾ得ニ一升粟一。其不ㇾ能ㇾ飽ニ天下之飢者一既可ㇾ睹矣。翟慮三織而衣ニ天下之人一矣。盛然後當ニ一婦人之織一。分ニ諸

天下に分つに、人一升の粟を得る能はず。籍而以て一升の粟を得ると爲すも、其の天下の飢者を飽かしむる能はざること既に睹るべし。翟織りて天下の人に衣せんことを慮るに、盛にして然る後に一婦人の織に當る。諸を天下に分つに、人尺布を得る能はず。籍而尺布を得ると爲すも、其の天下の寒者を煖むること能はざるは既に睹るべし。翟堅を被り銳を執り、諸侯の患を救はんと慮るに、盛にして然る後に一夫の戰に當る。一夫の戰は、其の三軍を禦がざること既に睹るべし。翟以爲らく、若かず先王の道を誦して其の說を求め、聖人の言に通じて其の辭を察し、上は王公大人に說き、次は匹夫徒步の士に（說かん）には、王公大人吾が言を用ひん、國必ず治らん。匹夫徒步の士吾が言を用ひん、行必ず脩らん。故に翟以爲らく、耕さずと雖も、飢を食ひ、織らざるも寒に衣す、功は耕して之を食ひ、織りて之に衣する者に賢ると。故に翟以爲らく、耕織せずと雖も、功は耕織より賢れりと。

魯人有下因二子墨子一而學二其子一者上。其子戰而死。其父讓二子墨子一。子墨子曰。子欲レ學二子之子一。今學成矣。戰死而子慍。是猶下欲レ糶糴・讎則慍上也。豈不レ費哉。

魯人子墨子に因りて其の子を學ばしむる者あり。其の子戰ひて死す。其の父、子墨子を讓む。子墨子曰く、子、子の子を學ばしめんとを欲す、今學成れり(一)、戰ひ死して子慍るは、是れ猶ほ糶(二)を欲して糶讎るれば慍るがごとし。豈拂らざらんや。

(一) 學成りたれば之を國家の爲に死したるなれ、然るを之をせむるは物を賣ることを欲し賣れたれば怒るが如し

(二) 糶は物を賣るなり

魯之南鄙人有二吳慮者一。冬陶夏耕。自比二於舜一。子墨子聞而見レ之。吳慮謂二子墨子一。義耳義耳。焉用レ言レ之哉。子墨子曰。子之

魯の南鄙の人に吳慮といふ者あり、冬は陶し(一)、夏は耕し、自ら舜に比す。子墨子聞きて之を見る。吳慮子墨子に謂つて曰く(二)、義のみ義のみ、焉んぞ之を言ふを用ひんや。子墨子曰く、子の謂ふ所の義は、亦(三)力以て人に勞することあり。財以て人に分つことにあるか。吳慮曰く、有り。子墨子曰く、翟嘗て之を計れり。翟耕して天下の人を食はんことを慮るに、(四)盛にして然る後に一農の耕に當る。諸を

以㆓禮之所㆑謂忠臣者㆒。上有㆑過則微㆑之以諫。己有㆑善則訪㆓之上㆒。而無㆓敢以告㆑外。匡㆓其邪㆒而入㆓其善㆒。尚而無㆓下比㆒。以美善在㆑上。而怨讎在㆑下。安樂在㆑上。而憂慼在㆑臣。此翟之謂㆓忠臣㆒者也。

㊀恰も影の身に従ふ如し　㊁響の聲に應ずる如し　㊂其の謀を君上に進むるなり　㊃君の邪を諫め正して善を君に進む　㊄美善を上に在らしめ責任は己れに負ふなり

魯君謂㆓子墨子㆒曰。我有㆓二子㆒。一人者好㆑學。一人者好㆑分㆓人財㆒。孰以爲㆓太子㆒而可。子墨子曰。未㆑可㆑知也。或所㆑爲㆓賞與㆒爲㆑是也。釣者之恭。非㆑爲㆑賜也。餌㆑鼠以㆑蟲。非㆑愛㆑之也。吾願主君之合㆓其志功㆒而觀㆑焉。

魯君子墨子に謂つて曰く、我に二子あり。一人は學を好み、一人は人に財を分つを好む。孰れか以て太子と爲して可なるぞ。子墨子曰く、未だ知るべからざるなり。賞與の爲めにする所ありて是を爲すは、釣者の恭にして魚の爲めにするに非ざるなり。鼠に餌するに蟲を以てするは、之を愛するに非ざるなり。吾願くは主君の其の志功を合はして焉を觀んことを。

㊀魚を釣る者の恭とて靜かにおとなしくなし居るは魚の爲めにするにあらず之を釣り取らん爲めなり、又鼠に毒を入れたる食を與ふるは愛するに非ず捕殺せんためなり、好否眞意は外觀にては分らず其の志と功とを合考して始めて知るべしと

者道ニ死人之志一也。今因說而用レ之。是猶以ニ來・首一從レ服也。

魯陽文君謂ニ子墨子一曰。有下語レ我以ニ忠臣一者上。令ニ之俯一則俯。令ニ之仰一則仰。處則靜。呼則應。可レ謂ニ忠臣一乎。子墨子曰。令ニ之俯一則俯。令ニ之仰一則仰。是似レ景也。處則靜。呼則應。是似レ響也。君將三何得ニ於景與ヒ響哉。若

㈠ 嬖人は昵近の寵人なり ㈡ 誄は死者の功德を賞する文辭今の弔文なり ㈢ 說びて誄を作るに長じたる人を取て用ふるは恰も狸首(たぬき)をして馬の代りに車に服せしむるが如く其の任に勝へざるなり

魯陽文君子墨子に謂つて曰く、我に語るに忠臣を以てする者あり。之をして俯せしむれば俯し、之をして仰がしむれば仰ぎ、處れば靜かに、呼べば應ず。忠臣と謂ふべきかと。子墨子曰く、之をして俯せしむれば俯し、之をして仰がしむれば仰ぐ、是れ景(一)に似たるなり。處れば靜かに呼べば應ずるは、是れ響(二)に似たるなり。君將に何ぞ景と響とを得んとするや。若し翟が言ふ所の忠臣なる者を以てすれば、上過あれば之を伺ひて以て諫め、己れ善あれば之を上(三)に謀りて、敢て以て外に告ぐることなし。其の邪を匡して其の善を入れ、〔同〕を尙びて下比することなし。〔是〕を以て美善上にありて、怨讎下に在り。安樂上に在りて、憂慼臣に在り。此れ翟の忠臣と謂ふ者なりと。

親白謂之白。大親白則謂之黒。是故世俗之君子。知小物而不知大物者若此。言之謂也。魯陽文君語子墨子曰。楚之南有啖人之國者。橋其國之長子生。則鮮而食之。謂之宜弟。美則以遺其君。君喜則賞其父。豈不惡俗哉。子墨子曰。雖中國之俗。亦猶是也。殺其父而賞其子。何以異食其子而賞其父者哉。苟不用仁義。何以非夷人食其子也。

遺る。君喜べば其の父を賞す。豈惡俗ならずや。子墨子曰く、中國の俗と雖も亦猶ほ是のごときなり。其の父を殺して其の子を賞す。何を以て其の子を食うて其の父を賞する者に異ならんや。苟も仁義を用ひざれば、何ぞ以て夷人の其の子を食ふに非ざらんや。

(一) 其の國の人がのこらず　(二) 身體を解剖して之を食し弟の爲に宜しといひ其の味美なれば之を國王に遣る　(三) 言ふは攻伐に當り父戰死すれば其の子賞を受く、此れ其の父を殺して子を賞するものにして人を啖ふ國の俗と異ならずとなり　(四) 夷狄の人なり

魯君之嬖人死。魯君爲之誄。魯人因說而用之。子墨子聞之曰。誄

魯君の嬖人死す。魯人之が爲に誄す。魯君因りて說びて之を用ふ。子墨子之を聞きて曰く、誄は死人の志を道ふなり。今因りて說びて之を用ふ、是れ猶ほ貍首を以て服に從ふがごときなり。

世子孫一曰、莫レ若ニ我多一。今賤人也亦攻ニ其鄰家一殺ニ其人民一取ニ其狗豕食糧衣裘一亦書ニ之竹帛一以爲ニ銘於席豆一以遺ニ後世子孫一曰、莫レ若ニ我多一。亓可乎。魯陽文君曰、然。吾以ニ子之言一觀レ之。則天下之所謂可者、未ニ必然一也。

魯陽文君曰く、然り。吾、子の言を以て之を觀るに、天下の所謂可なるものは、未だ必ずしも然らざるなり。

● 肉を嗜る者の類ならん

子墨子爲ニ魯陽文君一曰、世俗之君子皆知ニ小物一而不レ知ニ大物一。今有ニ人於此一竊ニ一犬一彘一則謂ニ之不仁一竊ニ一國一都一則以爲レ義。譬猶下小

子墨子、魯陽文君に謂つて曰く、世俗の君子、皆小物を知りて大物を知らず。今此に人あり、一犬一彘を竊むは之を不仁と謂ひ、一國一都を竊むは以て義と爲す。譬へば猶ほ小しく白を視れば之を白と謂ひ、大いに白を視れば之を黑と謂ふがごとし。是故に世俗の君子、小物を知りて大物を知らずとは、此れ若の言の謂なりと。魯陽文君子墨子に語りて曰く、楚の南に人を啖ふの國なるものあり。(二)其の國を擧つて之の長子生るれば(三)解きて之を食ひ、之を弟に宜しと謂ふ。美なれば以て其の君に

子曰。夫天之兼ニ有天下一也。亦猶三君之有二四境之内一也。今擧レ兵將ニ以攻ヒ鄭。天誅亢不レ至乎。魯陽文君曰。先生何止ニ我攻ヒ鄭也。我攻レ鄭順ニ於天之志一。鄭人三世殺ニ其父一。天加レ誅焉。使ニ三年不ヒ全。我將レ助ニ天誅一也。子墨子曰。鄭人三世殺ニ其父一。而天加レ誅焉。使ニ三年不ヒ全。天誅足矣。今又擧レ兵將ニ以攻ヒ鄭。曰。吾攻レ鄭也。順ニ於天之志一。譬有レ人ニ於此一。其子强梁不材。故其父笞レ之。其鄰家之父。擧レ木而擊レ之曰。吾擊レ之也。順ニ於其父之志一。則豈不レ悖哉。

父木を擧げて之を撃ちて曰く、吾之を撃つは、其の父の志に順ふなりと。豈悖らざらんやと。

㊀ 三年間安全ならざらしむ　㊁ あばれものにて不才なり

子墨子謂ニ魯陽文君一曰。攻ニ其鄰國一。殺ニ其民人一。取ニ其牛馬粟米貨財一。則書ニ之於竹帛一。鏤ニ之於金石一。以爲ニ銘於鍾鼎一。傳ニ遺後

子墨子、魯陽文君に謂つて曰く、其の鄰國を攻め、其の民人を殺し、其の牛馬粟米貨財を取らば、之を竹帛に書し、之を金石に鏤め、以て銘を鍾鼎に爲り、後世子孫に傳遺して曰く、我が多きに若くこと莫しと。今賤人亦其鄰家を攻め、其の人民を殺し、其の狗豕食糧衣裘を取り、亦之を竹帛に書し、以て銘を席豆に爲り、以て後世子孫に遺して曰く、我が多きに若くこと莫しと。其れ可ならんや。

魯陽文君將攻鄭。子墨子聞而止之。謂陽文君曰。今使魯四境之内大都攻其小都。大家伐其小家。殺其人民。取其牛馬狗豕布帛米粟貨財。則何若。魯陽文君曰。魯四境之内。皆寡人之臣也。今大都攻其小都。大家伐其小家。奪之貨財。則寡人必將厚罰之。子墨

魯陽文君將に鄭を攻めんとす。子墨子聞きて之を止め、〔魯〕陽文君に謂って曰く、今魯の四境の内をして、大都は其小都を攻め、大家は其の小家を伐ち、其の人民を殺し、其の牛馬狗豕布帛米粟貨財を取らしめば何若。魯陽文君曰く、魯の四境の内は皆寡人の臣なり。今大都は其の小都を攻め、大家は其の小家を伐ち、之が貨財を奪はば、寡人必ず將に厚く之を罰せんとす。子墨子曰く、夫れ天の天下を兼有するや、亦猶ほ君の四境の内を有つがごとし。今兵を舉げて將に以て鄭を攻めんとす、天誅其れ至らざらん乎。魯陽文君曰く、先生何ぞ我が鄭を攻むるを止むるや。我の鄭を攻むるは、天の志に順ふなり。鄭人二世其の君を殺す。天は誅を加へ、(一)三年全からざらしむ。我將に天誅を助けんとすと。子墨子曰く、鄭人二世其の君を殺して、天焉に誅を加へ、三年全からざらしむ。天誅足れり。今又兵を舉げて將に以て鄭を攻めんとし曰く、吾が鄭を攻むるや、天の志に順ふなりと。譬へば此に人あり、其の子(二)强梁不材なり、故に其の父之を笞つに、其の鄰家の

(用レ是)也。故大國之攻二小國一也。是交相賊也。過必反二於國一。

子墨子見二齊大王一曰。今有二刀於此一。試二之人頭一倅然斷レ之。可レ謂レ利乎。大王曰利。子墨子曰。多試二之人頭一。倅然斷レ之。可レ謂レ利乎。大王曰。利。子墨子曰。刀則利矣。孰將レ受二其不祥一。大王曰。刀受二其利一。試者受二其不祥一。子墨子曰。并レ國覆レ軍。賊二殺百姓一。孰將レ受二其不祥一。大王俯仰而思レ之曰。我受二其不祥一。

子墨子、齊の大王に見えて曰く、今此に刀あらん。之を人頭に試むるに、倅然之を斷つ。利と謂ふべきか。大王曰く、利なり。子墨子曰く、多く之を人頭に試むるに倅然として之を斷つ。利と謂ふべきか。大王曰く、利なり。子墨子曰く、刀は利なり。孰れか將に其不祥を受けんとするぞ。大王曰く、刀其利を受け、試むる者其不祥を受けん。子墨子曰く、國を并せ軍を覆へし、百姓を賊殺(一)す。孰か將に其不祥を受けんとするぞと。大王俯仰(二)して之を思ひて曰く、我其不祥を受けんと。

(一) 故は殺の古字 (二) 俯仰は思考する狀なり

患可レ救也。非レ國。無二可レ爲者一。

齊將レ伐レ魯。子墨子謂二項子牛一曰。伐レ魯齊之大過也。昔者吳王東伐レ越、棲二諸會稽一。西伐レ楚、葆二昭王於隨一、北伐レ齊取二國太子一以歸二於吳一。諸侯報二其讎一、百姓苦二其勞一、而弗レ爲レ用。是以國爲二虛戾一、身爲二刑戮一也。昔者智伯伐二范氏與二中行氏一。

齊將に魯を伐んとす。子墨子、項子牛に謂つて曰く、魯を伐つは齊の大過なり。昔者吳王東越を伐ち、諸を會稽に棲ましめ(一)、西楚を伐ち、昭王を隨に葆し(二)、北齊を伐ち、國の太子を取り、以て吳に歸る。(三)諸侯其讎を報じ、百姓其勞に苦しみて用を爲さず。是を以て國虛戾と爲り(四)、身刑戮と爲れり。昔者智伯は范氏と中行氏とを伐ち、三晉の地を兼ぬ。諸侯其讎を報じ、百姓其勞に苦しみて、用を爲さず。是を以て國虛戾となり。身刑戮となれり。故に大國の小國を攻むるは是れ交ゝ相賊ふなり。禍は必ず其國に反る(五)。

(一) 會稽山におしこめたり　(二) 葆くおしこめたるなり　(三) 言ふは諸侯が吳を讎みて共に吳を攻めし故に吳の民は戰役の勞に苦みて用をなさずと　(四) 國空虛となり、國君を絕つに至れり　(五) 人の國を攻め人を苦むれば禍己れに反り來るなり

三晉之地一。諸侯報二其讎一。百姓苦二其勞一。而弗レ爲レ用。是以國爲二虛戾一。身爲二刑戮一。

卷十三

魯問第四十九

大意義の尊ぶべきを事實をかりて反復說明したるなり

魯君謂子墨子曰、吾恐齊之攻我也。可救乎。子墨子曰、可。昔者三代之聖王禹湯文武、百里之諸侯也。說忠行義取天下。三代之暴王桀紂幽厲、讐怨行暴失天下。吾願主君之上者尊天事鬼、下者愛利百姓、厚爲皮幣、卑辭令、亟遍禮四鄰諸侯、敺國而以事齊

魯君子墨子に謂つて曰く、吾齊の我を攻めんことを恐るゝなり、救ふべきかと。子墨子曰く、可なり。昔者三代の聖王禹湯文武は、百里の諸侯なり。忠を說き義を行ひ、天下を取る。三代の暴王桀紂幽厲は、忠を讐とし暴を行ひ、天下を失ふ。吾願くは主君の、上は天を尊び鬼に事へ、下は百姓を愛利し、厚く皮幣を爲り辭令を卑うし、亟かに偏く四鄰の諸侯を禮し、國を敺㊀りて以て事とせんことを。齊の患救ふべきなり。〔此れ〕に非ざれば願に爲すべき者なけんと。

㊀ 言ふは國民を盡く驅めて戰に從事す

兎愛ㇾ人。甚不ㇾ仁。猶愈ニ於亡ㇾ也。今告子言談甚辯。言ニ仁義ニ而(不)吾毀。告子毀猶愈ㇾ亡也。二三子復ニ於子墨子ニ曰。告子勝ㇾ爲ㇾ仁。子墨子曰。未ニ必然ニ也。告子爲ㇾ仁。譬猶ニ跂以爲ㇾ長。隱以爲ㇾ廣。不ㇾ可ㇾ久也。告子謂ニ子墨子ニ曰。我治ㇾ國爲ㇾ政。子墨子曰。政者口言ㇾ之身必行ㇾ之。今子口言ㇾ之而身不ㇾ行。是子之身亂也。子不ㇾ能ㇾ治ニ子之身。惡能治ニ國政。子姑亡ニ子之身亂ニ之矣。

㊀ 斥けて殺らしめむ　㊁ 我が言行ともに無視するにまされり　㊂ 其の人を仁なりとせず　㊃ 之に全く仁なきにまされり　㊄ 足をつまだてゝ身の長けをのばす如く仰き臥して胸を廣しといふがごとし

於子墨子學射者。子墨子曰。不可。夫知者必量其力所能至而從事焉。國士戰且扶人。猶不可及也。今子非國士也。豈能成學又成射哉。二三子復於子墨子曰。告子曰。言義而行甚惡。請棄之。子墨子曰。不可。稱我言以毀我行。愈於亡。有人於此。翟甚不仁。尊天事

其の力の能く至る所を量りて事に從ふ。國士も戰ひ且人を扶くることは、猶及ぶべからざるなり。今子は國士に非ざるなり、豈能く學を成し、又射を成さんや。二三子子墨子に復して曰く、告子曰く、〔墨子〕は義を言うて行甚だ惡しと。請ふ之を棄てん。子墨子曰く、不可なり。我が言を稱して以て我が行を毀るは、(三)亡きに愈る。此に人あり、翟甚だ仁とせず、天を尊び鬼に事へ人を愛す。甚だ仁ならざるも、猶ほ(四)亡きに愈るなり。今告子言談甚だ辯、仁義を言うて吾を毀る。告子の毀るとは猶ほ亡きに愈れり。二三子子墨子に復して曰く、告子は仁を爲すに勝ふと。子墨子曰く、未だ必ずしも然らず。告子の仁を爲すは、譬へば猶ほ(五)跂して以て長を爲し、仰ぎて以て廣きを爲すがごとし。久しくすべからずと。告子、子墨子に謂つて曰く、我〔能く〕國を治め政を爲すと。子墨子曰く、政は口之を言ひ、身必ず之を行ふ。今子口之を言へども身行はず。是れ子の身亂るゝなり。子は子の身を治むると能はず。惡んぞ能く國政を治めん。子姑く子の身を之れ亂す亡かれと。

子所ﾚ匿者。若ﾚ此亢多。將ﾚ有ニ厚罪ー者也。何福之求。

子墨子有ﾚ疾。跌鼻進而問曰。先生以ニ鬼神ー爲ニ明能爲ニ禍福ー。善者賞ﾚ之。爲ニ不善ー者罰ﾚ之。今先生聖人也。何故有ﾚ疾。意者先生之言有ニ不善ー乎。鬼神不ニ明知ー乎。子墨子曰。雖使我有ﾚ病。何(遽)不明。人之所ﾚ得ニ於病ー者多方。有ﾚ得ニ之寒暑ー。有ﾚ得ニ之勞苦ー。百門而一門焉。則盜何(遽)無ﾚ從。

子墨子疾あり。跌鼻進んで問うて曰く、先生鬼神を以て明かに能く禍福を爲すと爲し、善なる者は之を賞し、不善を爲す者は之を罪すといふ。今先生は聖人なり、何の故に疾ある。意ふに先生の言不善あるか、鬼神明知ならざるか。子墨子曰く、雖使我れ病あるも、〔鬼神〕何ぞ不明ならん。(一)人の病に得る所の者多方なり。之を寒暑に得ることあり。之を勞苦に得ることあり。(二)百門にして一門を〔閉づ〕とも、盜何ぞ從つて〔入る〕ことなからん。

(一)病は種々の方面より來る　(二)百門ありて一門を閉づる如し

二三子有ﾚ復ニ

二三子、子墨子に射を學ばんと復す者あり。子墨子曰く、不可なり。夫れ知者は必ず

以鬼爲神明知。能爲禍人哉。爲善者富之。暴者禍之。今吾事先生久矣。而福不至。意者先王之言有不善乎。鬼神不明乎。我何故不得福也。子墨子曰。雖子不得福。吾言何(遽)不善。而鬼神何(遽)不明。子亦聞乎匿徒之刑之有刑乎。對曰。未之得聞也。子墨子曰。今有人於此。什子。子能什譽之。而一自譽乎。對曰。不能。有人於此。百子。子能終身譽其善。而子無一乎。對曰。不能。子墨子曰。匿一人者猶有罪。今

と。今吾、先生に事ふること久し。福至らず。意ふに先生の言不善あるか、鬼神明かならざるか。我何の故に福を得ざるや。子墨子曰く、子福を得ずと雖も、吾が言何ぞ善からざらん。鬼神何ぞ明かならざらん。子も亦〔刑〕徒を匿すの刑あるを聞くか。對へて曰く、未だ之を聞くを得ず。子墨子曰く、今此に人あらんに、子に什せば、(一)子能く什之れ譽め、一自ら譽むるか。對へて曰く、能はず。此に人あらんに子に百ならば、(二)子は能く終身其の善を譽め、子は一なきか。對へて曰く、能はず。子墨子曰く、一人を匿す者猶ほ罪あり、今子が匿す(三)所の者、此の若く其れ多し。將に厚罪あらんとす、何の福か之れ求めん。

(一) 其才が子に什倍すとせば子は能く什ながら其の人をはめ己れは自ら其の一をはむるかとなり (二) 其才が子に百倍するときは能く一生の間其人をはめて一も己れをはむることなきか (三) 言ふは、或は自己をはめ他の才能を匿して言はざることあり、百倍の才あるものを匿すとすれば一人を匿すより多し

笑レ子。故勸二子於學一。

有下游二於子墨子之門一者上。子墨子曰。盍レ學乎。對曰。吾族人無二學者一。子墨子曰。不レ然。夫好レ美者。豈曰下吾族人莫二之好一。故不上レ好哉。夫欲二富貴一者。豈曰下我族人莫二之欲一。故不上レ欲哉。好レ美欲二富貴一者。不レ視レ人猶强爲レ之。夫義天下之大器也。何以視レ人必。强爲レ之。

子墨子の門に游ぶ者あり。子墨子曰く、盍ぞ學ばざるか。對へて曰く、吾が族人學ぶ者なし。子墨子曰く、然らず。夫れ美を好む者、豈吾が族人之を好むこと莫し、故に好まずと曰はんや。夫れ富貴を欲する者、豈我が族人之を欲するもの莫し、故に欲せずと曰はんや。美を好み富貴を欲する者は、(一)人を視ず猶ほ強めて之を爲す。夫れ義は天下の大器なり、何ぞ以て必ず人を視ん。強めて之を爲せと。

(一) 人を視ずとは人の好む好まざるを視て之にまねることなしと

有下游二子墨子之門一者上。謂二子墨子一曰。先王

子墨子の門に游ぶ者あり。子墨子に謂つて曰く、先生鬼〔神〕を以て、明知にして能く人に禍〔福〕を爲すと爲し、善を爲す者は之を富まし、暴を〔爲〕す者は之に禍す

子之門一者。身體強良。思慮徇通。欲レ使二隨而學一。子墨子曰。姑學乎。吾將レ仕レ子。勸二於善言一而學。其年而責二仕於子墨子一。子墨子曰。不レ仕レ子。子亦聞二夫魯語一乎。魯有二昆弟五人者一。亓父死。亓長子嗜レ酒而不レ葬。亓四弟曰。子與レ我葬。當二爲レ子沽一レ酒。勸二於善言一而葬。已葬而責二酒於其四弟一。四弟曰。吾末レ予二子酒一矣。子葬二子父一。我葬二吾父一。豈獨吾父哉。子不レ葬則人將レ笑レ子。故勸二子葬一也。今子爲レ義。我亦爲レ義。豈獨我義也哉。子不レ學則人將レ

子墨子曰く、姑く學ばんか、吾將に子を仕へしめんとすと。善言に勸められて學ぶ。期年にして仕へを子墨子に責む。子墨子曰く、子を仕へしめじ。子も亦夫の魯語を聞けりや。魯に(二)昆弟五人の者あり、其の父死す。其の長子酒を嗜みて葬らず。其の四弟曰く、子我が與に葬らば、當に子が爲めに酒を沽ふべしと。善言に勸められて葬る。已に葬りて酒を其の四弟に責む。四弟曰く、吾子に酒を予ふる末し。子は子が父を葬り、我は吾が父を葬る、豈獨り吾が父のみならんや。子葬らざれば、人將に子を笑はんとす。故に子に葬を勸めしなり。今子義を爲し我亦義を爲す。豈獨り我義のみならんや。子學ばざれば、人將に子を笑はんとす。故に子に學を勸めたるなりと。

㊀ 思慮深く物事に通達す　㊁ 墨子の善言に勸められて學びし故に仕官の事を墨子に迫りしなり

曰。儒固無此各四政者。而我言之則是毀也。今儒固有此四政者。而我言之則非毀也。告聞也。程子無辭而出。子墨子曰。迷之。反後坐進復曰。鄉者先生之言有可聞者焉。若先生之言。則是不譽禹。不毀桀紂也。子墨子曰。不然。夫應孰辭稱議而爲之敏也。厚攻則厚吾。薄攻則薄吾。應孰辭而稱議。是猶荷轅而擊蛾也。

子墨子與程子辯。稱於孔子。程子曰。非儒。何故稱於孔子也。子墨子曰。是亦當而不可易者也。今鳥聞熱旱之憂則高。魚聞熱旱之憂則下。當此。雖禹湯爲之謀。(必)不能易矣。鳥魚可謂愚矣。禹湯猶云因焉。今翟曾無稱於孔子乎。

子墨子、程子と辯じ、孔子を稱す。程子曰く、儒を非とす、何の故に孔子を稱するや。子墨子曰く、是れ其の當にして易ふべからざるものなり。今鳥は熱旱の憂を聞けば高く、魚は熱旱の憂を聞けば下る。此の當きは禹湯之が謀を爲すと雖も、易ふること能はず。鳥魚は愚と謂ふべし。禹湯猶ほ云に因る。今翟曾て孔子を稱すること無からんや。

(一)當は當然の道理なり　(二)鳥は高く飛び魚は低く水底に下りて熱を避く鳥魚の此の如きは禹湯の謀と雖も易ふる能はず翟の孔子を稱するは亦其の當然易ふ可らざる事理を以てなり

有游於子墨子之門者。

子墨子の門に遊ぶ者あり、身體强良、思慮徇通す。隨ひて學ばしめんと欲す。

若從。三年哭泣。扶後起。杖後行。耳無聞。目無見。此足以喪天下。又弦歌鼓舞。習爲聲樂。此足以喪天下。又以命爲有貧富壽夭。治亂安危有極矣。不可損益也。爲上者行之。必不聽治矣。爲下者行之。必不從事矣。此足以喪天下。程子曰。甚矣。先生之毀儒也。子墨子

はず。此れ以て天下を喪ふに足れりと。程子曰く、甚だしいかな、先生の儒を毀るや。子墨子曰く、儒固より此の各々の四政の者なくして我之を言はば、是れ毀るなり。今儒固より此の四政の者ありて(四)、我之を言ふは毀るに非ざるなり。(五)聞くを告ぐるなりと。程子辭なくして出づ。子墨子曰く、之を還せと。反りて坐に復し、進んで復して曰く、鄕に先生の言間(六)すべき者あり。先生の言の若きは、是れ禹を譽めず桀紂を毀らざるなりと。子墨子曰く、然らず。夫れ熟辭(七)に應ずるに、稱議せずして之を爲すは敏なり。(八)厚く攻むれば厚く禦ぎ、薄く攻むれば薄く禦ぐ。熟辭(九)に應ずるに稱議するは、是れ猶ほ轅を荷うて蛾を擊つがごときなりと。

(一) 天や鬼の事は說くことなし (二) 死者を送るの大仕掛なることは家を移轉するが如し (三) 言ふは久喪の爲に世間の事は一切聞き見ることなし (四) 天鬼を信ぜざる事厚葬久喪の事弦歌鼓舞を爲す事貧富治亂等を命に歸し何如ともすべからずと爲す事四ケ條なり (五) 我が聞たる所を告ぐるものなりと (六) 非難を入るべきありとなり (七) 普通の說辭に應ふるに別に深くはからずして之に應ふるは敏なるなり (八) 相手の歸難の厚薄に因して駁論に加減を爲すなり (九) 分明なる事に深き考方をして應ふるは轅の大なるもあるを以て蛾の如き小なる蟲を擊つ如し

曰。何故爲室。曰。冬避寒焉。夏避暑焉。室以爲男女之別也。則子告我爲室之故矣。今我問曰何故爲樂。曰。樂以爲樂也。是猶曰何故爲室。曰室以爲室也。

て樂みを爲すなりと。是れ猶ほ何の故に室を爲す。曰く、室以て室を爲すといふがごときなりと。(一)

(一) 言ふは我が問の意へにならずと

子墨子謂程子曰。儒之道足以喪天下者四政焉。儒以天爲不明。以鬼爲不神。天鬼不說。此足以喪天下。又厚葬久喪。重爲棺槨。多爲衣衾。送死

子墨子程子に謂つて曰く、儒の道は以て天下を喪ふに足る者四政あり。儒は天を以て不明と爲し、鬼を以て不神と爲し、(二)天鬼を說かず。此れ以て天下を喪ふに足れり。又厚く葬り久しく喪し、重く棺槨を爲り、多く衣衾を爲り、死を送ると徙すが若し。三年哭泣し、扶けられて後に起ち、杖ついて後に行く、(三)耳聞く無く、目見るとなし。此れ以て天下を喪ふに足れり。又弦歌鼓舞、聲樂を習ひ爲す。此れ以て天下を喪ふに足れり。又命を以て貧富壽夭、治亂安危有極あり、損益すべからずと爲す。上たる者之を行はば、必ず治を聽かず、下たる者之を行はば、必ず事に從

墨子曰。知有レ賢ニ於人一。則可レ謂レ知乎。子墨子曰。愚之知有三以賢ニ於人一。而愚豈可レ謂レ知矣哉。公孟子曰。三年之喪。學三吾之慕ニ父母一。子墨子曰。夫嬰兒子之知。獨慕ニ父母一而已。父母不レ可レ得也。然號而不レ止。此亓故何也。即愚之至也。然則儒者之知。豈有三以賢ニ於嬰兒子一哉。

く、愚の知も亦時として人に賢ることあり。愚豈知と謂ふべけんや。公孟子曰く、三年の喪は吾が〔子〕の父母を慕ふを學ぶものなり。子墨子曰く、夫れ嬰兒子の知、(一)獨り父母を慕ふのみ。父母は得べからざるなり。然れども(二)號んで止まず。此れ其故何ぞや。即ち愚の至りなり。然らば儒者の知、豈以て嬰兒子に賢ることあらんや。

(一) 三年の喪は子が父母を慕ふことを行ふなり　(二) 父母死して生き得ざるに猶は號んで已まず

子墨子曰。問ニ於儒者一。何故爲レ樂。曰。樂以爲レ樂也。子墨子曰。子未ニ我應一也。今我問

子墨子儒者に問うて曰く、何の故に樂を爲すぞ。曰く、樂は以て樂みを爲すなり。子墨子曰く、子未だ我に應へざるなり。今我問うて曰く、何の故に室を爲すと。曰く、冬は寒を避け、夏は(一)暑を避く。室以て男女の別を爲すなりといはば、子我に室を爲すの故を告ぐるなり。今我問うて曰く、何の故に樂を爲すと。曰く、樂以は

之富亦廢。故雖治國。勸之無饜。然後可也。今子曰。國治則爲禮樂。亂則治之。是譬猶噎而穿井也。死而求醫也。古者三代暴王。桀紂幽厲。蓊爲聲樂。不顧其民。是以身爲刑僇。國爲戾虛者。皆從此道也。

公孟子曰。無鬼神。又曰。君子必學祭祀。子墨子曰。執無鬼而學祭禮。是猶無客而學客禮也。是猶無魚而爲魚罟也。公孟子謂子墨子曰。子以三年之喪爲非。子之三日之喪。亦非也。子墨子曰。子以三年之喪。非三日之喪。是猶果謂撅者不恭也。

公孟子曰く、鬼神なし。又曰く、君子は必ず祭禮を學ぶと。子墨子曰く、無鬼を執りて祭禮を學ぶ、是れ猶ほ客無くして客禮を學ぶがごとし、是れ猶ほ魚無くして魚罟(一)を爲るがごときなりと。公孟子、子墨子に謂つて曰く、子三年の喪を以て非と爲す。子の三日の喪も亦非なりと。子墨子曰く、子は三年の喪を以て三日の喪を非とす、是れ猶ほ倮(二)にして撅者を不恭と謂ふがごとしと。

(一) 罟は魚を捕るあみなり　(二) 倮は赤はだかなり、撅者は衣をかゝぐるなり、あかはだかの人が衣を掲げ僅かに下體をあらはす者を不恭といふ如しと

公孟子謂子

公孟子、子墨子に謂つて曰く、知の人に賢ることあらば知と謂ふべきか。子墨子曰

月之喪。或以ニ不喪之間。誦ニ詩三百。弦ニ詩三百。歌ニ詩三百。舞ニ詩三百。若用ニ子之言。則君子何日以聽レ治。庶人何日以從レ事。公孟子曰。國亂則治レ之。治則爲ニ禮樂。國治則從レ事。國富則爲ニ禮樂。子墨子曰。國之治治レ之。廢。則國之治亦廢。國之富也從レ事。故富也。從レ是。廢。則國

ば事に從ひ、國富めば禮樂を爲す。子墨子曰く、國の治之を治む、(故に治まるなり。之を治むること)を廢すれば、國の治も亦廢す。(六)國の富むや、事に從ふ。故に富むなり。事に從ふことを廢すれば、國の富も亦廢す。故に治國と雖も、之を勸めて饜くなし。然る後に可なり、今子曰く、國治まれば禮樂を爲し、亂るれば之を治むと。是れ譬へば猶ほ噎して(七)井を穿ち、死して醫を求むるごときなり。古三代の暴王桀紂幽厲、薾んに聲樂を爲し、其民を顧みず。是を以て身刑僇と爲り、國虛戾と爲る者、皆此道に從るなり。(八)

(一) 伯父は父の兄、叔父は父の弟なり (二) 朞は一年の喪なり (三) 姑は父の姉妹なり、前の節葬篇を參觀すべし (四) 久喪にて事を廢する上に喪なき間は又弦誦歌舞を以て日を費すこと儒者の爲す事とすれば上の人は治を聽く遑なく、下の人は職業を執る日なしと (五) 公孟子言ふ國亂れたるときは治を務め禮樂を爲さず禮樂は治富の時に爲し始終之を爲すにあらずと (六) 墨子の答は治富の國と雖も大人は治を務め庶人は業を勉めんことを勸めて懈くなからしむ、弦誦歌舞の暇あらんやと (七) 喉に飯がつかへて遽かに飲を欲するに井を穿ちて水を得んとするが如し (八) 虛は空虛戾は死して後なきなり

子謂二子墨子一曰。有二義不義一。有二祥不祥一。子墨子曰。古聖王皆以二鬼神一。爲二神明一而爲二禍福一。執レ有二祥不祥一。是以政治。而國安也。自二桀紂一以下。皆以二鬼神一爲レ不二神明一。不レ能レ爲二禍福一。執レ無二祥不祥一。是以政亂。而國危也。故先王之書。其亦有レ之曰。亓傲也。出二於子不祥一。此言下爲二不善一之有レ罰。爲レ善之有上レ賞。

を以て神明ならず、能く禍福を爲さずと爲し、祥不祥なきを執れり。是を以て政亂れて國危きなり。故に先王の書に其れ亦之れあり。曰く、其傲るや子が不祥に出づと。此れ不善を爲すの罰あり、善を爲すの賞あることを言ふ。

(一) 繇なり、繇辭して天にあり (二) 學を敎ふるは天命などのなきを知らしむるために反て命ありとの說を固執するとは不可なり (三) 葆は髮を包むなり、髮を包むことを命じながら冠を去らしむる如しと (四) 吉不吉といふことなしと (五) 吉不吉といふことあるを主張せり (六) 傲りを爲すや子は不祥たらんと

子墨子謂二公孟子一曰。喪禮。君與二父母一妻後子死。三年喪。服二伯父叔父兄弟一期。族人五月。姑姉舅甥。皆有二數

子墨子、公孟子に謂つて曰く、喪禮は君と父母と妻と後子と死すれば、三年の喪とす。伯父叔父兄弟に服するは期なり。[戚]族人は五月、姑姉舅甥は皆數月の喪あり、或は不喪の間を以て、詩三百を誦し、詩三百を弦し、詩三百を歌ひ、詩三百を舞ふ。若し子の言を用ひば、君子何の日か以て治を聽き、庶人何の日か以て事に從はん。公孟子曰く、國亂るれば之を治め、治まれば禮樂を爲す。國治まれ

子博二於詩書一。察二於禮樂一。詳二於萬物一。若使三孔子當二聖王一。則豈不下以二孔子一爲中天子上哉。子墨子曰。夫知者。必尊レ天事レ鬼。愛レ人節レ用。合焉爲レ知矣。今子曰。孔子博二於詩書一。察二於禮樂一。詳二於萬物一。而曰。可三以爲二天子一。是數二人之齒一。而以爲レ富。

爲す。今子曰く、孔子は詩書に博く、禮樂に察かに、萬物に詳かなりと。而も曰く、以て天子と爲るべしと。是れ人の齒(三)を數へて以て富と爲すなり。

(一)列次なり、位次を定むるをいふ　(二)聖王の世に當らしめばなり　(三)齒は人の年齡なり、年齡の多きを數へて富といふが如しと、或は曰ふ齒は契の義、古は竹木を刻みて數を記す其狀齒列の如し、契は今の證文なり、他人の證文の多きを見て富と爲すが如しと

公孟子曰。貧富壽夭。齰然在レ天。不レ可二損益一。又曰。君子必學。子墨子曰。敎二人學一而執二有命一。是猶下命二人葆一而去中亓冠上也。公孟

公孟子曰く、貧富壽夭齰然(一)として天に在り、損益すべからず。又曰く、君子は必ず學ぶと。子墨子曰く、人に學(二)を敎へて有命を執る、是れ猶ほ人に葆(三)を命じて、其冠を去るがごとし。公孟子、子墨子に謂つて曰く、義と不義とあり、詳(四)と不祥となし。子墨子曰く、古の聖王皆鬼神を以て、神明にして禍福を爲すと爲し、詳不詳(五)有るを執れり。是を以て政治まりて國安きなり。桀紂より以下、皆鬼神

子必古言服。然後仁。子墨子曰。昔者商王紂卿士費仲。爲天下之暴人。箕子微子。爲天下之聖人。此同言。而或仁不仁。也。周公旦爲天下之聖人。關叔爲天下之暴人。此同服。或仁或不仁。然則不在古服與古言矣。且子法周。而未法夏也。子之古非古也。

昔者商王紂の卿士費仲は、天下の暴人たり。箕子微子は、天下の聖人たり。此れ同言(一)にして、或は仁或は不仁なり。周公旦は天下の聖人たり。關叔(二)は天下の下の暴人たり。此れ同服にして或は仁或は不仁なり。然らば古服と古言とに在らず。且つ子周に法りて未だ夏に法らず。子の古は古に非ざるなり。

(一) 同言とは同じく古の人にて、同一の言語なるに一は仁一は不仁なれば言と服とに因るにあらず　(二) 關叔は管叔にて周公の兄なり

公孟子謂子墨子曰。昔者聖王之列也。上聖立爲天子。其次立爲卿大夫。今孔

公孟子、子墨子に謂つて曰く、昔者聖王の列(一)するや、上聖は立ちて天子と爲り、其の次は立ちて卿大夫と爲る。今孔子は詩書に博く、禮樂に察かに、萬物に詳かなり。若し孔子をして聖王(二)に當らしめば、豈孔子を以て天子と爲さざらんや。子墨子曰く、夫れ知者は必ず天を尊び鬼に事へ、人を愛し用を節し、合して知と

子曰。昔者齊桓公。高冠博帶。金劍木盾。以治其國。其國治。昔者晉文公。大布之衣。牂羊之裘。韋以帶劍。以治其國。其國治。昔者楚莊王。鮮冠組纓。絳衣博袍。以治其國。其國治。昔者越王勾踐。剪髮文身。以治其國。其國治。此四君者。其服不同。其行猶一也。翟以是知行之不在服也。公孟子曰。善。吾聞之。曰。宿善者不祥。請舍忽。易章甫。復見夫子。可乎。子墨子曰。請因以相見也。若必將舍忽。易章甫。而後相見。然則行果在服也。

國を治め、其國治まる。此の四君は、其服同じからず、其行猶ほ一のごときなり。翟是れを以て行の服にあらざるを知る。公孟子曰く、善し。吾之を聞く、曰く、善を宿する者は不祥と。請ふ笏を舍き章甫を易へ、復た夫子に見えん。可ならんか。(八)子墨子曰く、請ふ因つて以て相見えん。(九)若し必ず將に笏を舍き章甫を易へて後に相見えんとすれば、然らば行果して服にあるなり。

(一)冠の名なり (二)搢笏は笏をさしはさむなり (三)此の段は服の精粗に因りて行の異ならざるを言ふ (四)木造りの盾即ちたてを以て身を守り (五)牂羊の裘は牝羊の皮にて製せし粗末の裘なり (六)韋はなめし皮なり (七)文身は身體のほりもの蠻俗の狀なり (八)公孟子は墨子の言を聽きて之に服し、曰ふ善を聞きて直に行はずして留止するは不吉なりと (九)服を易へずして其のまゝにて相見るべしと

公孟子曰。君

公孟子曰く、君子は必ず古の言と服とにして、然る後に仁なり。子墨子曰く、

何其勞也。子墨子曰。今夫世亂。求美女者衆。美女雖不出人多求之。今求善者寡。不強說人。人莫之知也。且有二生於此善筮一。行爲人筮者。與處而不出者。其精孰多。公孟子曰。行爲人筮者。其精多。子墨子曰。仁義鈞。行說人者。其功善亦多。何故不行說人也。

きぞ。公孟子曰く、行きて人の爲めに筮する者其の精多し。子墨子曰く、仁義は鈞し、行きて人に說く者、其の功善し、亦多し。何の故に行きて人を說かざるや。

(一) 良巫は巫覡の良なる者餘精は神に供ふる米なり (二) 術は賣ることを求むるなり (三) 巫は卜筮うらなひなり (四) 精は米なり、所得いづれが多きとなり

公孟子戴章甫。搢忽儒服。而以見子墨子曰。君子服然後行乎。其行然後服乎。子墨子曰。行不在服。公孟子曰。何以知其然也。子墨

公孟子章甫を戴き、搢笏儒服し、以て子墨子に見えて曰く、君子は服して然して後に行ふか。其れ行うて然して後に服するか。子墨子曰く、行は服に在らず。公孟子曰く、何を以て其の然るを知るや。子墨子曰く、昔者齊の桓公、高冠博帶、金劍木盾、以て其國を治め、其國治まる。昔者晉の文公、大布の衣、牂羊の裘、韋以て劍を帶し、以て其國を治め、其國治まる。昔者楚の莊王、鮮冠組纓、絳衣博袍、以て其國を治め、其國治まる。昔者越王勾踐剪髮文身、以て其

者雖レ不レ扣。必鳴者也。若大人舉ニ不義之異行一。雖レ得ニ大巧之經一。(可)行ニ於軍旅之事一。欲下攻ニ伐無罪之國一(有レ之也。君得レ之則必用レ之矣)。以廣辟ニ土地一。著中稅僞材上。出必見レ辱。所レ攻者不レ利。而攻者亦不レ利。是兩不利也。若レ此者雖レ不レ扣。必鳴者也。且子曰。君子共レ己待。問焉則言。不レ問焉則止。譬若レ鍾然。扣則鳴。不レ扣則不レ鳴。今未レ有レ扣子而言。是子之謂不レ扣而鳴邪。是子之所レ謂非ニ君子一邪。

なり　(八)　上に言ふ場合の如きは問はれずと雖も必諫むべきなり　(九)　扣くものあらざるに言ふ、是れ子の所謂君子ならざるものならん

公孟子謂ニ子墨子一曰。實爲レ善人孰不レ知。譬若ニ良玉一。處而不レ出有ニ餘精一。譬若ニ美女一。處而不レ出。人爭求レ之。行而自衒。人莫ニ知取一也。今子偏從レ人而說レ之。

公孟子子墨子に謂つて曰く、實に善を爲さば、人孰か知らざらん。譬へば良巫(一)の若し、處りて出でざるも餘精あり。譬へば美女の若し、處りて出でざるも、人爭うて之を求む。行きて自ら衒はば(二)、人之を取ること莫きなり。今子偏く人に從ひて之を說く。何ぞ其れ勞するや。子墨子曰く、今夫れ世亂る。美女を求むる者は衆し。美女出でずと雖も、人多く之を求む。今善を求むる者は寡し。強めて人に說かざれば、人之を知ること莫きなり。且此に二生あらん、筮(三)を善くすること一なり。行きて人の爲めに筮する者と、處いて出でざる者と、其の糈(四)孰れか多

不レ扣則不レ鳴。子墨子曰。是言有二三物一焉。子(乃)今知二其一身也又未レ知二其所レ謂也。若大人行二淫暴於國家一進而諫。則謂二之不遜一因二左右一而獻レ諫。則謂二之言議一此君子之所二疑惑一也。若大人爲レ政。將レ因二於國家之難一譬若二機之將レ發也然。君子之必以レ諫。然而大人之利。若レ此

て諫を獻ずれば、之を言議と謂ふ。此れ君子の疑ひ惑ふ所なり。若し大人政を爲し、將に國家の難(四)に因らんとする、譬へば機(五)の將に發せんとするが若く然り。君子必ず諫を以てす。然して大人之れ利あるなり。此の若きは扣かずと雖も、必ず鳴るものなり。若し大人不義の異行を擧げ、大巧(六)の經を得ると雖も、軍旅の事を行ひ、無罪の國を攻伐し、以て廣く土地を辟き、(七)傀材を籍稅せんと欲し、出づれば必ず辱しめられ、攻めらるゝ者利あらず、攻むる者亦利あらずとせば、是れ兩つながら利あらざるなり。(八)此の若きは扣かずと雖も必ず鳴るものなり。且子曰く、君子己れを拱して待つ、問へば言ひ、問はざれば止む。譬へば鐘の若く然り、扣けば鳴り、扣かざれば鳴らずと。今未だ子を(九)扣くものあらずして言ふ。是れ子の「所」謂扣かずして鳴るものか、是れ子の所謂君子に非ざるかと。

(一) 言ふは三種の異なるあり (二) 其の謂はれを知らずと (三) 大人は君主を指す (四) 言ふは大人の政が國家危難の原因とならんとすることなり (五) 機は發動するしかけなり、危機の迫りたるときに喩ふ (六) 大巧は經驗を得たる大謀なり、言ふはたとひ巧妙なる大謀なりとも (七) 傀材は某本に貨財とあり、籍稅は收斂にてとりたてる

言足レ用矣。舍レ言革レ思者。是猶ニ舍レ穫而攈レ粟也。以ニ其言一非ニ吾言一者。是猶ニ以レ卵投レ石也。盡ニ天下之卵一。其石猶レ是也。不レ可レ毀也。

れ猶ほ穫(一)を舍てて粟を攈ふがごとし。他言を以て吾が言を非とする者は、是れ猶ほ卵を以て石に投ずるがごとし。天下の卵を盡すとも、其石猶ほ是くのごとし、毀つべからざるなり。

(一) 我田の粟を收穫することをすてて他人の田の落ちたる粟を拾ふに同じ

公孟子謂ニ子墨子一曰。君子共レ己以待。問焉則言。不レ問焉則止。譬若レ鍾然。扣則鳴。

公孟第四十八

大意儒者の言行に就きて是非を論評せしなり

公孟子、子墨子に謂つて曰く、君子己れを拱して以て待つ、問へば言ひ、問はざれば止む、譬へば鐘の若く然り、扣けば鳴り、扣かざれば鳴らずと。子墨子曰く、是の言に三物(一)あり。子今其一を知るのみ。又未だ其の謂ふ所(二)を知らざるなり。若し(三)大人淫暴を國家に行ふときは、進んで諫むれば、之を不遜と謂ひ、左右に因り

日殺黒龍於北方。而先王之色黒。不可以北。子墨子不聽。遂北至淄水。不遂而反焉。日者曰。我謂先生不可以北。子墨子曰。南之人不得北。北之人不得南。其色有黒者。有白者。何故皆不遂也。且帝以甲乙殺青龍於東方。以丙丁殺赤龍於南方。以庚辛殺白龍於西方。以壬癸殺黒龍於北方。以戊己殺黄龍于中方。若用子之言。則是禁天下之行者也。是圍心而虚天下也。子之言不可用也。

た淄水に至り、遂げずして反る。日者(一)曰く、我、先生に謂ふ、以て北すべからずと。子墨子曰く、南の人北するを得ず、北の人南するを得ず。其色黒き者あり、白き者あり(二)。何の故に皆遂げざるや。且帝、甲乙(三)を以て青龍を東方に殺し、丙丁を以て赤龍を南方に殺し、庚辛を以て白龍を西方に殺し、壬癸を以て黒龍を北方に殺す。若し子の言を用ふれば、是れ天下の行を禁ずる者なり。(四)是れ心を圍みて天下を虚しくするなり。子の言用ふべからざるなり。

(一) 日者は卜者なり、うらなひする者　(二) 面色の黒きあり白きあり若し黒きもの不可なれば白きは可なり、此等人々は行き得る筈なるに遂げざるものあり　(三) 甲乙以下十干十二支は日を以て言ふ　(四) 人の心を束縛して行動せしめず、土地をして人の往來を留め虚くするなり

子墨子曰。吾

子墨子曰く、吾が言用ふるに足れり。〔吾が〕言を舎てて〔吾が〕思を革むるは、是

貴賤一。必起レ之。何故也。曰義也。今爲レ義之君子。奉二承先王之道一以語レ之。縱不二說而行一。又從而非二毀之一。則是世俗之君子之視二義士一也。不レ若レ視二負レ粟者一也。

● 人の起たんとして能はざる者を扶け起すは義の事なればなり

子墨子曰。商人之二四方一市。買信徙。雖レ有二關梁之難。盜賊之危一。必爲レ之。今士坐而言レ義。無二關梁之難。盜賊之危一。此爲二信徙一。不レ可二勝計一。然而不レ爲。則士之計レ利。不レ若二商人之察一也。

子墨子曰く、商人四方に之きて市するに、(一)買倍徙すれば、關梁の難、盜賊の危にありと雖も、必ず之を爲す。今士坐して義を言ふ、關梁の難、盜賊の危なし。此れ倍徙(二)たること勝げて計ふべからず。然れども爲さざるは、士の利を計ること、商人の察なるに若かざるなり。

(一) 市は商賣するなり、其の時の物品の價が五倍にもなれば關所や橋梁の難儀盜賊の危きことあるも必ず往くなり
(二) 其の數倍の利得あること勿論なり

子墨子北之レ齊。遇二日者一。日者曰。帝以二今

子墨子北のかた齊に之かんとす、(一)日者に遇ふ。日者曰く、(上)帝今日を以て黑龍を北方に殺す。而して先生の色黑し、以て北すべからずと。子墨子聽かず。遂に北のか

於衛。所仕者。至而反。子墨子曰。何故反。對曰。與我言而不當。曰待女以千盆。授我五百盆。故去之也。子墨子曰。授子過千盆。則子去之乎。對曰。不去。子墨子曰。然則非爲其不審也。爲其寡也。

對へて曰く、我と言うて審(一)かならず。曰く、女を待つに千盆(二)を以てせん、我に五百盆を授くと。故に之を去ると。子墨子曰く、子に授くるに千盆を過ぐれば、子之を去るか。對へて曰く、去らずと。子墨子曰く、然らば其の審かならざるが爲に非ざるなり、其寡きがためなりと。

(一) 言ふ所明白ならず　(二) 盆は量目の名

子墨子曰。世俗之君子視義士。不若負粟者。今有人於此。負粟息於路側。欲起而不能。君子見之無長少

子墨子曰く、世俗の君子の義士を視る、粟を負ふ者に若かず。今此に人あり。粟を負うて路側に息ひ、起たんと欲して能はず。君子之を見れば、長少貴賤となく、必ず之を起さん。何の故ぞや。曰く、義(一)なればなり。今義を爲すの君子あり。先王の道を奉承して以て之を語る。縱ひ説びて行はざるも、又從ひて之を非毀せんや。是れ世俗の君子の義士を視るや、粟を負ふ者を視るに若かざるなり。

子墨子謂公良桓子曰、衛小國也。處於齊晉之間。猶貧家之處於富家之間也。貧家而學富家之衣食多用則速亡必矣。今簡子之家飾車數百乘。馬食菽粟者數百匹。婦人衣文繡者數百人。吾取飾車食馬之費與繡衣之財以畜士。必千人有餘。若有患難。則使百人處於前。數百於後。與婦人數百人處前後。孰安。吾以爲不若畜士之安也。

子墨子、公良桓子に謂つて曰く、衛は小國なり、齊晉の間に處る。猶ほ貧家の富家の間に處るがごとし。貧家にして富家の衣食を學び、多く用ふれば速かに亡ぶること必せり。今子の家を簡るに、飾りし車數百乘、馬の菽粟(一)を食む者數百匹、婦人にして文繡を衣る者數百人。若し車を飾り馬に食ましむるの費と、繡衣の財とを取りて以て士を畜はば、必ず千人有餘ならん。若し患難あらば、〔數〕百人をして前に處り、數百〔人〕をして後に〔處ら〕しむると、婦人數百人の前後に處ると、孰れか安き。吾以爲らく、士を畜ふの安きに若かざるなりと。

(一) まめあは

子墨子仕人

子墨子人を衛に仕へしむ。仕ふる所の者至りて反る。子墨子曰く、何の故に反る。

子墨子南遊使衛。關中載書甚多。弦唐子見而怪之曰。吾夫子教公尙過曰。揣曲直而已。今夫子載書甚多。何有也。子墨子曰。昔者周公旦朝讀書百篇。夕見漆十士。故周公旦佐相天子。其脩至於今。翟上無君上之事。下無耕農之難。吾安敢廢此。翟聞之。同歸之物。信有誤者。(然)而民聽不鈞。是以書多也。今若過之心者。數逆於精微。同歸之物。既已知其要矣。是以不教以書也。而子何怪焉。

子墨子、南遊して衛に使す。(一)扃中書を載すること甚だ多し。弦唐子見て之を怪みて曰く、吾が夫子公尙過に教へて曰く、(二)曲直を揣るのみと。今夫子書を載する甚だ多し。何か有るやと。子墨子曰く、昔者周公旦、朝に(書)百篇を讀み、夕に(三)漆十士を見る。故に周公旦、天子を佐相けて、其脩めし(德)今に至る。翟は上に君上の事なく、下に耕農の難なし。吾安んぞ敢て此れを廢せん。翟之を聞く、(四)同歸の物は言に誤る者あり。而して民の聽くこと鈞しからず、是れ書の多きを以てなりと。今(公尙)過の心の若きは、數ゝ精微に(五)逆ひ、同歸の物、既に已に其要を知る。是を以て教ふるに書を以てせざるなり。子何ぞ怪まんと。

㊀ 扃は車上に設けたる書箱なり ㊁ 讀書多きを用ひず道理を知り曲直を量るを得ば可なりと ㊂ 漆は七に通ず ㊃ 同歸は同一に歸着すべき事も言語文章の上に於ては說を異にし人の之を聽くもの一樣ならざるは書多きが故なり ㊄ 逆は向ひと見る、其の心精微に向ひたり

爲レ之。厚者入二刑罰一。薄者被二毀醜一。則士之用レ身。不レ若下商人之用二一布一之愼上也。

子墨子曰。世之君子欲二其義之成一。而助レ之脩二其身一則慍。是猶下欲二其牆之成一。而人助レ之築則慍上也。豈不レ悖哉。

子墨子曰く、世の君子、其義の成らんことを欲するも、〔人〕之を助けて其身を脩めしむれば慍る。是れ猶ほ其牆の成らんことを欲して、人之を助けて築くときは慍るがごときなり。豈悖らざらんや。

㊀ かき

子墨子曰。古之聖王欲レ傳二其道於後世一。是故書二之竹帛一。鏤二之金石一。傳二遺後世子孫一。欲二後世子孫法一レ之也。今聞二先王之遺一而不レ爲。是廢二先王之傳一也。

子墨子曰く、古の聖王、其道を後世に傳へんと欲す。是故に之を竹帛に書し、之を金石に鏤め、後世子孫に傳へ遺し、後世子孫の之に法らんことを欲す。今先王の道を聞きて爲さざるは、是れ先王の傳を廢するなり。

㊀ 書册

白黒一者非レ以二其名一也。以二其取一也。今天下之君子之名レ仁也。雖二禹湯一無二以易一レ之。兼三仁與不仁一。而使二天下之君子取一焉。不レ能レ知也。故我曰二天下之君子不レ知レ仁者。非レ以二其名一也。亦以二其取一也。

り。故に我天下の君子は仁を知らずと曰ふは、其名を以てするに非ざるなり。亦其取るを以てなり。

㊀ 瞽は盲目者なり、言ふは盲目者なりとも皚は白く黔は黒といふことは知り居る其點は明目と異ならず然るに若し白黒の物を混じて實際に辨別せしむれば知ること能はず ㊁ 取るとは實行するをいふ ㊂ 仁の名をいふことは今の君子も禹湯も異なることなし

子墨子曰。今士之用レ身。不レ若下商人之用二一布一之愼上也。商人用二一布一。布不敢繼苟而讎一焉。必擇二良者一。今士之用レ身則不レ然。意之所レ欲則

子墨子曰く、今士の〔其〕身を用ふる、商人の一布を用ふるの愼めるに若かざるなり。商人一布を用ゆるや、布繼がざれば、敢て苟もして讎らず。必ず良者を擇ぶ。今士の身を用ふるは然らず。意の欲する所は之を爲し、厚き者は刑罪に入り、薄き者は毀醜を被る。士の身を用ふること、商人の一布を用ふるの愼めるに若かざるなり。

㊀ 良者は良き布を擇び苟も賣ることをせず ㊁ 其の甚しきものは刑罰せられ、甚からざるものも人から毀辟せらるゝやうの事を爲す

排ニ其道一。譬若ニ匠人之斲而不レ能。無レ排ニ其繩一。子墨子曰。世之君子。使三之爲二一犧之宰一。不レ能則辭レ之。使レ爲二一國之相一。不レ能而爲レ之。豈不レ悖哉。

子墨子曰く、世の君子、之をして一犧の宰（二）たらしむるも、能はざれば之を辭す。一國の相（三）たらしむるに、能はざるも之を爲す。豈悖らざらん哉。

（一）匠人は大工の類なり、繩墨を以て寸法を定め木材をけづるに思ふまゝに出來ずとて繩墨を排斥せざるごとし （二）犧の料理する人 （三）相は宰相なり

子墨子曰。今瞽曰ニ鉅者白也。黔者黑也一。雖ニ明目者一無ニ以易一レ之。兼ニ白黑一使ニ瞽取一焉。不レ能レ知也。故我曰瞽不三知ニ

子墨子曰く、今瞽（一）あり皚とは白なり、黔とは黑なりと曰ふ。明目の者と雖も、以て之を易ふることなし。白黑を兼ね、瞽をして取らしめば、知ること能はざるなり。故に我が瞽は白黑を知ること能はずと曰ふは、其名を以てするに非ざるなり、（二）其取るを以てなり。今天下の君子の仁を名づくるや、禹湯と雖も以て之を易ふるとなし。仁と不仁とを兼ね、（三）天下の君子をして取らしめば、知ること能はざるな

子墨子曰。言足以遷行者常之。不足以遷行者勿常。以遷行而常之。是蕩口也。

子墨子曰く、言以て行を遷すに足る者は、之を常にし、以て行を遷すに足らざる者は常にすると勿れ。(一)以て行を遷すに〔足らず〕して之を常にするは、是れ蕩口なり。(二)

㊀ 惡を去り善にうつるをいふ　㊁ 放言に同じ

子墨子曰。必去六辟。嘿則思。言則誨。動則事。使者三代御。必爲聖人。必去喜去怒。去樂去悲去愛。而用仁義。手足口鼻耳從事於義。必爲聖人。

子墨子曰く、必ず六辟を去れ、(一)嘿すれば思ひ、言へば誨へ、動けば事あり。(二)三つの者をして代ゝ御せしめば、(三)必ず聖人とならん。必ず喜を去り怒を去り、樂を去り、悲を去り、〔惡を去り〕、愛を去り、而して仁義を用ひ、手足口鼻耳〔目〕義に從事せば、必ず聖人とならんと。

㊀ 辟は僻なり、喜怒哀樂愛惡の大僻をいふ　㊁ 沈默の時は道理を思ひ、言ふ時は人の敎へとなることを言ひ、動く時は世を益する事業を爲す　㊂ 御は用なり代るゞ用ひるなり

子墨子謂二三子曰。爲義而不能。必無

子墨子二三子に謂つて曰く、義を爲して能はざるも、必ず其道を排すること無かれ。譬へば匠人の斲りて而して能はざるも、其繩を排することなきが若し。

人之所爲而不享哉。故雖賤人也。上比之農。下比之藥。曾不若一草之本乎。且主君亦嘗聞湯之說乎。昔者湯將往見伊尹。令彭氏之子御。彭氏之子半道而問曰。君將何之。湯曰。將往見伊尹。彭氏之子曰。伊尹天下之賤人也。若君欲見之。亦令召問焉。彼受賜矣。湯曰。非女所知也。今有藥此。食之則耳加聰。目加明。則吾必說而強食之。今夫伊尹之於我國也。譬之良醫善藥也。而子不欲我見伊尹。是子不欲吾善也。因下彭氏之子。不使御。彼苟然。然後可也。

りと。因りて(四)彭氏の子を下して御せしめず。彼れ(五)苟も然り、然る後に可なり。

㊀藥草の一本は微なるものも天子は之を食ひて疾を療するなり、一草は賤しとて捨てざるべしと ㊁大人は王公をいふ ㊂有りがたく御受すべしとなり ㊃彭氏の子を引き下して御者に使はず ㊄彼れ湯は苟も賢者ならば賤人と雖も此の如く見るを急にす、此れてこそ義を重んずるといふべし

子墨子曰。凡言凡動。利於天鬼百姓者爲之。凡言凡動。害於天鬼百姓者舍之。凡言凡動。合於三代聖王堯舜禹湯文武者爲之。凡言凡動。合於三代暴王桀紂幽厲者舍之。

子墨子曰く、凡そ言凡そ動、天鬼百姓に利ある者は之を爲し、凡そ言凡そ動、天鬼百姓に害ある若は之を舍つ。凡そ言凡そ動、三代の聖王堯舜禹湯文武に合ふ者は之を爲し、凡そ言凡そ動、三代の暴王桀紂幽厲に合ふものは之を舍てん。

㊀動は動作なり

墨子說二穆賀一。穆賀大說。謂二子墨子一曰。子之言則誠善矣。而君王天下之大王也。毋乃曰二賤人之所一レ爲而不レ用乎。子墨子曰。唯其可レ行。譬若レ藥然。草之本天子食レ之、以順二其疾一。豈曰二一草之本一而不レ食哉。今農夫入二其稅於大人一。大人爲二酒醴粢盛一。以祭二上帝鬼神一。豈曰二賤

つて用ひざることを毋らんかと。子墨子曰く、唯其れ行ふべし。譬へば藥の若く然り。草の本天子之を食ひて、以て其疾を瘉す。豈一草の本と曰つて食はざらんや。今農夫其の稅を大人に入れ、大人酒醴粢盛を爲りて、以て上帝鬼神を祭る。豈賤人の爲る所として享けずと曰はんや。故に賤人と雖も、上之を農に比べ、下之を藥に比べなば、曾て一草の本に若からざらんと。且主君も亦嘗て湯の說を聞く乎。昔者湯將に往きて伊尹を見んとし、彭氏の子をして御たらしむ。彭氏の子、中道にして問うて曰く、君將に何くに之かんとすると。湯曰く、將に往いて伊尹を見んとす。彭氏の子の曰く、伊尹は天下の賤人なり、君若し之を見んと欲せば、亦召し問はしめよ。彼れ賜を受けんと。湯曰く、女が知る所に非ざるなり、今此に藥あらんに、之を食へば耳聰きを加へ、目明かなるを加ふとならば、吾必ず說んで強めて之を食はん。今夫れ伊尹の我が國に於るや、之を譬へば良醫善藥なり。而も子我の伊尹に見ゆることを欲せざるは、是れ子は吾の善を欲せざるな

子墨子自ㇾ魯卽ㇾ齊。過二故人一。謂二子墨子一曰。今天下莫ㇾ爲ㇾ義。子獨自苦而爲ㇾ義。子不ㇾ若ㇾ已。子墨子曰。今有ㇾ人ㇾ此。有二子十人一。一人耕而九人處。則耕者不ㇾ可三以不二益急一矣。何故則食者衆。而耕者寡也。今天下莫ㇾ爲ㇾ義。則子如ㇾ勸ㇾ我者也。何故止ㇾ我。

子墨子魯より齊に卽き、故人の〔家に〕過る。子墨子に謂つて曰く、今天下義を爲すもの莫し、子獨り自ら苦しみて義を爲す。子已むに若かずと。子墨子曰く、今此に人あらんに、子十人あり、一人耕して九人處れば、耕す者は以て益〻急にせざるべからず。何の故となれば、食ふ者衆くして、耕す者寡ければなり。今天下義を爲す莫し。子宜しく我を勸むべきものなり。何の故に我を止むるぞと。

一　九人が坐して食ひ耕を爲さざれば耕す者は益急忙に働かざるべからず

子墨子南游二楚一。見二楚獻惠王一。獻惠王以ㇾ老辭。使三穆賀見二子墨子一。子

子墨子南のたか楚に游び、楚の獻惠王に見ゆ。獻惠王老いたるを以て〔之を〕辭し、穆賀をして子墨子に見えしむ。子墨子穆賀に說く、穆賀大いに說び、子墨子に謂つて曰く、子の言は誠に善し、而も君王は天下の大王なり。乃ち賤人の爲す所と曰

卷之十二

貴義第四十七

大意言ふ人世の道理義より貴きものなし故に人は義を務めざるべからず

子墨子曰。萬事莫貴於義。今謂人曰。予子冠履而斷子之手足。子爲之乎。必不爲。何故則冠履不若手足之貴也。又曰。予子天下而殺子之身。子爲之乎。必不爲。何故則天下不若身之貴也。爭一言以相殺。是貴義於其身也。故曰。萬事莫貴於義也。

子墨子曰く、萬事は義より貴きは莫し。今人に謂って曰く、子に(一)冠履を予へて子の手足を斷たんと、子之を爲さん乎、必ず爲さざらん。何の故となれば、冠履は手足の貴きに若かざればなり。又曰く、子に天下を予へて子の身を殺さんと、子之を爲さん乎、必ず爲さじ。何の故となれば、天下は身の貴きに若かざればなり。一言を爭ひて以て相殺すは、是れ義は其身よりも貴ければなり。故に曰く、萬事は義より貴きはなき莫りと。

(一) かんむりとはきもの

政。不レ能二相信一。而祝二於禁社一曰。苟使二我和一。是猶下弇二其目一而祝二於禁社一也。苟使中我皆視上。豈不レ繆哉。

社に祝して、苟に我をして皆視しめよといふがごとし。豈繆らずや。

● 叢社云々は叢社の神に祈るなり

子墨子謂二駱滑氂一曰。我聞子好レ勇。駱滑氂曰。然。我聞三其鄉有二勇士一焉。吾必從而殺レ之。子墨子曰。天下莫レ不レ欲下與二其所一レ好。度中其所レ惡。今子聞三其鄉有二勇士一焉。必從而殺レ之。是非レ好レ勇也。是惡レ勇也。

子墨子駱滑氂に謂つて曰く、我聞く子勇を好むと。駱滑氂曰く、然り。我其鄉に勇士あると聞けば、吾必ず從うて之を殺すと。子墨子曰く、天下其の好む所に與して、其の惡む所を廢することを欲せざる莫し。今子は其鄉に勇士ありと聞けば、必ず從うて之を殺すは、是れ勇を好むに非ず、是れ勇を惡むなりと。

● そばばから皆殺して了ふ

羊牛鶏豢。維人但割而和之。不可勝食也。見人之作餅。則還然竊之曰。舍余食。不知日月安不足乎。其有竊疾乎。魯陽文君曰。有竊疾也。子墨子曰。楚四竟之田。曠蕪而不可勝辟。謼靈數千不可勝。見宋鄭之閒邑。則還然竊之。此與彼異乎。魯陽文君曰。是猶彼也。實有竊疾也。

之を竊みて曰く、余に食を舍へよと。知らず耳目安に足らざるか、其れ竊疾あるか。魯陽の文君曰く、竊疾あるなりと。子墨子曰く、楚の四竟の田、曠蕪して勝げて辟くべからず。(四)謼虛數千、勝げて〔入る〕べからざるなり。宋鄭の閒邑を見て、還然として之を竊まば、此れ彼と異なるか。魯陽の文君曰く、是れ猶ほ彼がごときなり、實に竊疾あるなりと。

(一)料理人がはだぬぎとなり割いて之を調理す　(二)言ふに食ひ盡くせぬほど澤山あるなり　(三)還然は驚視なり　言ふは食物に不足なきに人の餅をぬすみて曰ふ吾に食を與へよと、思ふに此人は耳目の及ぶ所にてはいまだ食物足らずとするかそれともぬすむ疾あるかとなり、安は助語なり　(四)閒隙卽ちあき地なり、空地澤山ありて衆民を入るゝも之を實する能はず

子墨子曰。季孫紹與孟伯常。治魯國之

子墨子曰く、季孫紹と孟伯常と與に魯國の政を治む。相信ずること能はずして、叢社に祝して曰く、苟に我をして和せしめよと。是れ猶ほ其目を弇ひて叢

曰。然則一人說レ子。一人欲ニ殺レ子以利ト己。十人說レ子。十人欲ニ殺レ子以利ト己。天下說レ子。天下欲ニ殺レ子以利ト己。一人不レ說レ子。一人欲レ殺レ子。以レ子爲下施ニ不祥言一者上也。十人不レ說レ子。十人欲レ殺レ子。以レ子爲下施ニ不祥言一者上也。天下不レ說レ子。天下欲レ殺レ子。以レ子爲下施ニ不祥言一者上也。說レ子亦欲レ殺レ子。不レ說レ子亦欲レ殺レ子。

を感ずる我が毆たるゝも抗せずして我に痛みを感ぜざる人の爲に抗することあらんや己れさへ保護せば可なり　(四)巫馬子の主義は己れに利あらば人を殺しても我に利するにあるときは人若し其の主義を悅ばば必ず巫馬子を殺さん又主義を悅ばざるものは不祥の言を施す者として巫馬子を殺さん是れ何れにしても殺さるゝなりと

是所レ謂經レ口者也。殺ニ常之身一者也。子墨子曰。子之言惡レ利也。若ニ無レ所レ利。而不ト言。是蕩口也。

(一)是れ所謂口に經るものなり。常の身を殺すものなり。子墨子曰く、子の言は利を惡むなり。利する所無くして言はざるが若きは、是れ蕩口なり。

(一)此文誤脱あらん强ひて解すべからず

子墨子謂ニ魯陽文君一曰。今有レ一ニ人於此一。

子墨子魯陽の文君に謂つて曰く、今此に一人あらん。羊牛犓豢(一)饔人袒割して之を和す。(二)之を食ふに勝げて食ふべからず。(三)然も人の餅を作るを見て、還然(四)として

於魯人、愛我家人於鄕人。愛我親於我家人。愛我身於吾親。以爲近我也。擊我則疾。擊彼則不疾於我。我何故疾者之不拂。而不疾者之拂。故(有)我有殺彼以我。無殺我以利。子墨子曰。子之義將匿邪。意將以告人乎。巫馬子曰。我何故匿我義。吾將以告人。子墨子

は拂らずして、疾まざる者には拂るや。故に我は彼を殺して以て我を〔利する〕ことあるも、我を殺して以て〔彼を〕利することなしと。子墨子曰く、子の義は將に匿さんとするか。意〻將に以て人に告げんとするか。巫馬子曰く、我何の故に我が義を匿さんや。吾將に以て人に告げんとす。子墨子曰く、然らば(一)一人子を說べば、一人子を殺して以て己れを利せんと欲し、十人子を說べば、十人子を殺して以て己れを利せんと欲し、天下子を說べば、天下子を殺して以て己れを利せんと欲す。一人子を說ばざれば、一人子を殺さんと欲するは、子を以て不祥の言を施す者と爲せばなり。十人子を說ばざれば、十人子を殺さんと欲す。子を以て不祥の言を施す者と爲せばなり。天下子を說ばざれば、天下子を殺さんと欲す。子を以て不祥の言を施す者と爲せばなり。子を說ぶも亦子を殺さんと欲し、子を說ばざるも亦子を殺さんと欲す。

(一) 疾は某本に痛なりとあり、我を擊云々以下の意は我擊るれば痛み彼れ他人に擊るゝも痛を感ぜず何の故に痛み

不然。人之其不君子者。古之善者不誅。今也善者不作。其次不君子者。古之善者不遂。己有善則作之。欲善之自己出也。今誅而不作。是無所異於不好遂而作者矣。吾以爲。古之善者則誅之。今之善者則作之。欲善之益多也。

は、古の善きは述べず、己れ善あるときは之を作る。善の己れより出でんことを欲するなり。今述べて作らず。是れ述ぶることを好まずして、作る者に異なる所なし。吾以爲らく、古の善きは之を述べ、今の善きは之を作るは、善の益〻多からんことを欲するものなり。

(一) 論語にも述而不作の語見ゆ、蓋し當時の儒者の信條なりしならん

巫馬子謂子墨子曰。我與子異。我不能兼愛。我愛我鄒人於越人。愛魯人於鄒人。愛我鄉人

巫馬子、子墨子に謂つて曰く、我、子と異なり。我兼愛すること能はず。我我が鄒人を越人より愛し、魯人を鄒人より愛し、我が鄉人を魯人より愛し、我が家人を鄉人より愛し、我が親を我が家人より愛し、吾が身を吾が親より愛す。以爲らく我に近きなりと。我を擊てば疾み、彼を擊てば我より疾まず。我何の故に疾む者に

俗之君子。貧而謂之富則怒。無義而謂之有義則喜。豈不悖哉。

て之を義ありと謂ふときは喜ぶ、豈悖らずや。

㈠ まちがつてゐるではないか

公孟子曰。先人有則三而已矣。子墨子曰。孰先人而曰有則三而已矣。子未智人之先有後。生。人有反。子墨子而反者。我豈有罪哉。吾反後。子墨子曰。是猶三軍北失。後之人求賞也。

公孟子曰く、人に先だちて有せば往かんのみ。子墨子曰く、孰か人に先ちて有せば往かんのみといふ。子未だ人の先に後あり、往に反あることを知らずと。公孟子曰く、往きて反る者は我豈罪あらんや。吾反ること後れたるのみと。子墨子曰く、是れ猶ほ三軍の北走して、後の人賞を求むるがごとしと。

㈠ 此の段詳ならざるも、蓋し人に先つて或る物を有する為めに往きたるに其非なるを悟りて反るとせば其の人は罪するに足らずといふなり

公孟子曰。君子不作。術而已。子墨子曰。

公孟子曰く、君子は作らず、述ぶるのみ。子墨子曰く、然らず。人の甚だ君子ならざる者は、古の善きは述べず、今の善きも作らず。其次の君子ならざる者

三朝。必盡レ言。而言無レ行。是以去レ之也。衞君無二乃以レ石爲一レ狂乎。子墨子曰。去レ之苟道。受レ狂何傷。古者周公旦非二關叔一辭二三公一東處二於商蓋一。人皆謂二之狂一。後世稱二其德一揚二其名一。至レ今不レ息。且翟聞レ之。爲レ義非二避レ毀就一レ譽。去レ之苟道。受レ狂何傷。高石子曰。石去レ之焉敢不レ道也。昔者夫子有レ言曰。天下無レ道。仁士不レ處レ厚焉。今衞君無レ道。而貪二其祿爵一。則是我爲二苟陷二人長一也。子墨子說而召二子禽子一曰。姑聽レ此乎。夫倍レ義而鄕レ祿者。我常聞レ之矣。倍レ祿而鄕レ義者。於二高石子一焉見レ之也。

に就くに非ず。之を去ること苟も道ならば、狂を受くるも何ぞ傷まんと。高石子曰く、石之を去ること、焉んぞ敢て道あらざらんや。昔者夫子言あり、曰く、天下道なければ仁士厚きに處らずと。(二)今衞君道なし、其祿爵を貪らば、是れ我苟も人の粮を啗ふことを爲すなりと。(三)子墨子說んで子禽子を召して曰く、姑く此れを聽けや。夫れ義に倍きて祿に鄕ふ者は、我常に之を聞けり。祿に倍きて義に鄕ふ者は、高石子に於て之を見るなりと。

(一) 卿の位に置くなり　(二) 厚き祿を與へらるゝも其の職に處らざるなり　(三) 人の祿を食むなり

子墨子曰。世

子墨子曰く、世俗の君子、貧しうして之を富めりと謂ふときは怒り、義なくし

子墨子曰。言足ニ以復行一者常レ之。不レ足ニ以舉行一者。勿レ常。不レ足ニ以舉行一而常レ之。是蕩口也。

子墨子使三管黔敖游ニ高石子於衞一。衞君致レ祿甚厚。設ニ之於卿一。高石子三朝。必盡レ言。而言無ニ行者一。去而之レ齊。見ニ子墨子一曰。君以ニ夫子之故一。致レ祿甚厚。設ニ我於卿一。石

子墨子曰く、言以て履(一)行するに足るものは之を常にす。以て舉行するに足らざるものは常にすること勿れ。以て舉行するに足らずして之を常にするは、是れ蕩(二)口なり。

(一)實行するを得るなり　(二)空言なり

子墨子管黔敖をして、高石子を衞に游ばしむ。衞君祿を致すこと甚だ厚く、之を卿に設く。高石子三たび朝し、必ず言を盡くす。言行はるゝもの無し。去りて齊に之き、子墨子を見て曰く、〔衞〕君は夫子の故を以て、祿を致すこと甚だ厚く、我を卿に設く、石三たび朝して必ず言を盡すも、言行はるゝこと無し。是を以て之を去る。衞君乃ち石を以て狂と爲す無からんかと。子墨子曰く、之を去ると苟も道あらば、狂を受くるも何ぞ傷まん。古者周公旦は管叔に非られ、三公を辭し、東のかた商蓋に處るに、人皆之を狂と謂ひしが、後世は其德を稱し、其名を揚げて、今に至るまで息まず。且つ翟之を聞く、義を爲すは毀を避け譽

所ニ以對一也。葉公子高。豈不レ知ニ善爲レ政者遠者近レ之也。而舊者新レ是哉。問下所ニ以爲レ之若レ之何上也。不ト以ニ人之所レ不レ智告中人。以レ所レ智告レ之。故葉公子高。未レ得ニ其問一也。仲尼亦未レ得三其所ニ以對一也。

を得ず、仲尼も亦未だ其の對ふる所以を得ざるなりと。

㈠ 善政の方法を問ふ

子墨子謂ニ魯陽文君一曰。大國之攻ニ小國一。譬猶ニ童子之爲ヒ馬。童子之爲レ馬。足ニ用而勞一。今大國之攻ニ小國一也。攻者農夫不レ得レ耕。婦人不レ得レ織。以レ守爲レ事。攻レ人者亦農夫不レ得レ耕。婦人不レ得レ織。以レ攻爲レ事。故大國之攻ニ小國一也。譬猶ニ童子之爲ヒ馬也。

子墨子魯陽の文君に謂つて曰く、大國の小國を攻むるは、譬へば猶ほ童子の馬を爲すがごとし。(一)童子の馬を爲すは、用ひて勞するに足れり。今大國の小國を攻むるや、攻めらるゝ者は、農夫耕すことを得ず、婦人織ることを得ず、(二)守るを以て事と爲す。人を攻むる者も、亦農夫耕すことを得ず、婦人織ることを得ず、攻むるを以て事と爲す。故に大國の小國を攻むるや、猶ほ童子の馬を爲すがごときなり。

㈠ 童子が馬のまねをして互に乘り乘らるゝをいふ ㈡ 專ら國を守り戰を繼ぐことのみを爲すなり

其可二以利一也。而和氏之璧。隋侯之珠。三棘六異。不レ可二以利ヒ人。是非二天下之良寶一也、今用レ義爲二政於國家一。人民必衆。刑政必治。社稷必安。所三爲貴二良寶一者。可二以利ヒ民也。而義可二以利ヒ人、故曰。義天下之良寶也。

く。義は天下の良寶なりと。

㊀楚人和氏が楚山中に得て厲王に獻ぜし璧、隋侯大蛇の傷斷を見て藥を以て之を治し蛇報ずるに珠を以てす、之を隋侯の珠といふ　㊁某本に三翮六翼なり、空足を翮といひ六耳を六翼といひ空足は足の中空にして實せざるもの九鼎をいふとあり

葉公子高問二政於仲尼一曰。善爲レ政者若レ之何。仲尼對曰。善爲レ政者。遠者近レ之。而舊者新レ之。子墨子聞レ之曰。葉公子高未レ得二其問一也。仲尼亦未レ得三其

葉公子高、政を仲尼に問うて曰く、善く政を爲す者は之を若何する。仲尼對へて曰く、善く政を爲す者は、遠き者は之を近づけ、舊き者は之を新にすと。子墨子之を聞きて曰く、葉公子高は未だ其の問を得ず、仲尼も亦未だ其の對ふる所以を得ざるなり。葉公子高、豈善く政を爲す者の遠きは之を近づけ、舊きは是を新にすることを知らざらんや。之を爲す所以、之を若何せんと問ふなり。人の知らざる所を以て人に告げず、知る所を以て之に告ぐ。故に葉公子高は未だ其問

王。是譽槁骨也。譬若匠人然。智槁木也。而不智生木。子墨子曰。天下之所以生者。以先王之道教也。今譽先王。是譽天下之所以生也。可譽而不譽。非仁也。

く、天下の生ずる所以のものは、先王の道を以て教ふればなり。今先王を譽むるは是れ天下の生ずる所以を譽むるなり。譽むべくして譽めざるは、仁に非ざるなり。

(一) 細工師

子墨子曰。和氏之璧。隋侯之珠。三棘六異。此諸侯之所謂良寶也。可以富國家衆人民。治刑政安社稷乎。曰。不可。所謂貴良寶者。爲

子墨子曰く、(一)和氏の璧、隋侯の珠、(二)三棘六異、此れ諸侯の所謂良寶なり。以て國家を富まし、人民を衆くし、刑政を治め、社稷を安んずべきか。曰く、不可。所謂良寶を貴ぶものは、其の以て利すべきが爲めなり。和氏の璧、隋侯の珠、三棘六異は、以て人を利すべからず。是れ天下の良寶に非ざるなり。今義を用ひて政を國家に爲すときは、人民必ず衆く、刑政必ず治り、社稷必ず安し。所謂良寶に貴ぶものは、以て民を利すべければなり。義は以て人を利すべし。故に曰

子從事。不見子則不從事。其一人者。見子亦從事。不見子亦從事。子誰貴於此二人。巫馬子曰。我貴其見我亦從事。不見我亦從事者。子墨子曰。然則是子亦貴有狂疾也。

● 汝と同じ

子夏之徒問於子墨子曰。君子有鬭乎。子墨子曰。君子無鬭。子夏之徒曰。狗豨猶有鬭。惡有士而無鬭矣。子墨子曰。傷矣哉。言則稱於湯文。行則譬於狗豨。傷矣哉。

子夏の徒、子墨子に問うて曰く、君子鬭ふことあるか。子墨子曰く、君子鬭ふことなし。子夏の徒曰く、狗豨(一)猶た鬭ふことあり、悪んぞ士にして鬭ふことなきあらんや。子墨子曰く、傷しい哉、言は湯文を稱し、行は狗豨に譬ふ。傷しい哉。

● 豨（ゐのこ）なり

巫馬子謂子墨子曰。舍今之人而譽先

巫馬子、子墨子に謂つて曰く、今の人を舍てて先王を譽むるは、是れ槁骨を譽むるなり。譬へば匠人(一)の若く然り。槁木を知りて生木を知らざるなり。子墨子曰

子曰。耕柱子處レ楚無レ益矣。二三子過レ之。食レ之三升。客レ之不レ厚。子墨子曰。未レ可レ智也。毋ニ幾何一而遺ニ十金於子墨子一曰。後生不ニ敢死一。有ニ十金於此一。願夫子之用也。子墨子曰。果未レ可レ智也。

曰く、後生敢て死せず。此に十金あり、願くは夫子の用ひんことをと。子墨子曰く、(三)果して未だ知るべからざりなりと。

(一) 三升は小量なり、當時の一升は八勺許なりとあり (二) 後生は弟子自己を稱する辭、言ふは先生を指いて死せずとなり (三) 二三子は耕柱子を益なしといひしも今此の贈物を師に爲すを見れば吾が前に言ひし如く果して其の心の善否は知れざるなりと

巫馬子謂ニ子墨子一。之爲レ義也。人不レ見而耶。鬼不レ見(而)富レ而。子爲レ之有ニ狂疾一。子墨子曰。今使ニ子有ニ二臣於此一。其一人者。見レ

巫馬子、子墨子に謂つて〔曰く、子〕の義を爲すや、人而を(一)〔助くる〕を見ず。鬼而を富ますを見ず。〔而るに〕子之を爲すは狂疾あるかと。子墨子曰く、今子をして此に二臣あらしむるに、其一人は子を見れば事に從ひ、子を見ざれば事に從はず。其一人は子を見るも亦事に從ひ、子を見ざるも亦事に從ふ。子誰か此二人に貴ぶぞ。巫馬子曰く、我其の我を見るも亦事に從ひ、我を見ざるも亦事に從ふ者を貴ばん。子墨子曰く、然らば是れ子も亦狂疾あるを貴ぶなりと。

利也。我不愛天下、未云賊也。功皆未至。子何獨自是而非我哉。子墨子曰。今有燎者於此。一人奉水將灌之、一人摻火將益之。功皆未至。子何貴於二人。巫馬子曰。我是彼奉水者之意、而非夫摻火者之意。子墨子曰。吾亦是吾意、而非子之意也。

とするや。子墨子曰く、今此に燎者あらん。(二)一人は水を奉じて將に之に灌がんとし一人は火を摻りて將に之を益さんとす。(三)功皆未だ至らず。子何れか二人に貴ぶや。巫馬子曰く、我彼の水を奉ずる者の義を是として、夫の火を摻る者の意を非とせん。子墨子曰く、吾も亦吾が意を是として、子の意を非とせん。

(一) いまだ天下を利すと言ふを得ず　(二) 燎者は放火者なり　(三) 子墨子は水を奉じて之を消さんとする者巫馬子は火勢を益さんとする者たとひ兩者功を奏せずとも何れか義なるや

子墨子游荊(耕)耕柱子於楚。二三子過之。食之三升、客之不厚。二三子復於子墨

子墨子耕柱子を楚に遊ばしむ。二三子之に過ぎりしに、之に食はしむること三(一)升、之を客とすること厚からず。二三子子墨子に復して曰く、耕柱子楚に處るも益なし。二三子之に過ぎりしに、之に食はしむること三升、之を客とすること厚からずと。子墨子曰く、未だ知るべからずと。幾何も毋く十金を子墨子に遺りて

南一北。一西一東。九鼎既成。遷於三國。夏后氏失之。殷人受之。殷人失之。周人受之。夏后殷周之相受也。數百歲矣。使聖人聚其良臣與其桀相而謀。豈能智數百歲之後哉。而鬼神智之。是故曰。鬼神之明智於聖人也。猶聰耳明目之與聾瞽也。

治徒娛縣子碩問於子墨子曰。爲義孰爲大務。子墨子曰。譬若築牆然。能築者築。能實壤者實壤。能欣者欣。然後牆成也。爲義猶是也。能談辯者談辯。能說書者說書。能從事者從事。然後義事成也。

治徒娛と縣子碩と、(一)子墨子に問うて曰く、義を爲すこと孰れか大務と爲すと。子墨子曰く、譬へば牆を築くが若く然り。能く築く者は築き、能く(二)壤を實する者は壤を實し、能く(三)欣る者は欣る。然る後に牆成るなり。義を爲すこと猶是のごとし。能く談辯する者は談辯し、能く書を說く者は書を說き、能く事に從ふ者は事に從ひ、然る後に義事成るなりと。

(一) 二人は墨子の弟子なり　(二) 土を塡充するなり　(三) 某本に欣は晞にして望むこと測量するなりと

巫馬子謂子墨子曰。子兼愛天下。未云

巫馬子、子墨子に謂つて曰く、子天下を兼愛するも、未だ利と云はず。我天下を愛せざるも、未だ賊と云はず。功皆未だ至らず。子何ぞ獨り自ら是として我を非

智子墨子曰。鬼神之明智於聖人。猶聰耳明目之與聾瞽也。昔者夏后開使蜚廉採金於山川。而陶鑄之於昆吾。是使翁難乙卜於白若之龜。龜曰。鼎成三足而方。不炊而自烹。不擧而自臧。不遷而自行。以祭於昆吾之墟。上鄕。乙又言兆之由。曰。饗矣。逢逢白雲。一

て金を山川に採らしめて、之を昆吾に陶鑄す。是に益をして雉を斷り、以て白若の龜に卜せしむ。龜に曰く、鼎四足を成して方なり、炊がざるも自から烹ん。擧げざるも自から臧めん。遷さざるも自から行かん。以て昆吾の墟に祭らば、(二)上鄕せんのみと。(三)又兆の山を言ふ、曰く、饗く、逢逢たる白雲、一は東し一は西し一は南し一は北す。九鼎既に成り、三國に遷ると。夏后氏之を失ひ、殷人之を受け、殷人之を失ひ、周人之を受く。夏后殷周の相受くるや數百歲。聖人をして其良臣と其(四)桀相とを聚めて謀めしむとも、豈能く數百歲の後を知らんや。鬼神は之を知れり。是の故に曰く、鬼神の聖人より明智なることは、猶ほ聰耳明目と聾瞽とのごときなり。

(一) 夏后名は開なる天子臣の蜚廉をしてかれをとりて昆吾の地にて鼎を造らしめ又臣の益をして龜卜せしむ以龜に曰く下卜の辭なり　(二) 上鄕は饗なり神之を饗くるならんとの意なり卜の辭に此くあるをいふ　(三) 兆は龜の甲を灼き見はれたる象文をいふ其いうちかたの辭に神は受くとあり　(四) 桀はすぐれたるなり

之牛之毛衆。而不レ謂二之牛衆一。一馬馬也。二馬馬也。馬四足者。一馬而四足也。非二兩馬而四足一也。一馬馬也。馬或白者。二馬而或白也。非二一馬而或白一。此(乃)一是。而一非者也。

耕柱第四十六

大意 門人との問答にて自己の主義を説明せしなり

子墨子耕柱子を怒る。耕柱子曰く、我人に愈ること毋きか。子墨子曰く、我將に大行(一)に上らんとす、驥と羊とに駕す。子將に誰れをか敺らん。耕柱子曰く、將に驥を敺らんとす。子墨子曰く、何の故に驥を敺るや。耕柱子曰く。驥の以て責むる(二)に足ればなり。子墨子曰く、我も亦子を以て以て責むるに足ると爲す。

(一) 山の名 (二) 驥の力が責任を果たすに足る故なり

子墨子怒二耕柱子一。耕柱子曰。我毋レ愈二於人一乎。子墨子曰。我將レ上二大行一。駕二驥與一レ羊。子將誰敺。耕柱子曰。將レ敺レ驥也。子墨子曰。何故敺レ驥也。耕柱子曰。驥足二以責一。子墨子曰。我亦以レ子爲レ足二以責一。

巫馬子謂二子墨子一曰。鬼神孰二與聖人明一

巫馬子子墨子に謂つて曰く、鬼神は聖人の明智に孰與れぞや。子墨子曰く、鬼神の聖人より明智なるは、猶ほ聰耳明目と聾瞽とのごとし。昔者夏后開(一)、蜚廉をし

居㆓於國㆒則爲㆑居㆑國。有㆓一宅於國㆒。而不㆑爲㆑有㆑國。桃之實桃也。棘之實非㆑棘也。問㆓人之病㆒問㆑人也。惡㆓人之病㆒。非㆑惡㆑人也。人之鬼非㆑人也。兄之鬼兄也。祭㆓人之鬼㆒非㆑祭㆑人也。祭㆓兄之鬼㆒。乃祭㆑兄也。之馬之目盼。則爲㆓之馬盼㆒。之馬之目大。而不㆑謂㆓之馬大㆒。之牛之毛黃。則謂㆓之牛黃㆒。

國に居れば國に居ると爲す。一宅を國に有するとも、國を有すと爲さず。桃の實は桃なり、棘の實は棘にあらざるなり。人の病を問ふは人を問ふなり、人の病を惡むは、(一)人を惡むにあらざるなり。人の鬼は人に非ざるなり、兄の鬼(二)は兄なり。〔人〕の鬼を祭るは、人を祭るに非ざるなり、兄の鬼を祭るは、乃ち兄を祭るなり。之の馬の目眇なれば、之を馬眇と謂ふ。之の馬の目大なるとも、之を馬大とは謂はず。之の牛の毛黃なれば、之を牛黃と謂ふ。之の牛の毛衆くとも、之を牛衆とは謂はず。一馬も馬なり、二馬も馬なり、馬の四足なるものは、一馬にして四足なるなり、兩馬にして四足なるに非ざるなり、一馬も馬なり。馬或は白きものは、二馬にして或は白きあり、一馬にして或は白きに非ず。此れ一は(三)是にして一は非なるものなり。

(一) 棘の實は棘といはず棗といふ故なり　(二) たとひ死して鬼となるも兄は特に定まりたるもの、どこまでも兄は兄なり　(三) 白き場合は二馬にして其の一は白きあり

且レ入レ井。非レ入レ井也。止レ且レ入レ井。止レ入レ井也。且レ出レ門。非レ出レ門也。止レ且レ出レ門。止レ出レ門也。若若レ是、且レ天非レ天也。壽天也。有レ命非レ命也。非レ執二有命一非レ命也。無レ難矣。此與レ彼同。世有レ彼而(不二自非一也。墨者有レ此。而)罪非レ之。無レ故焉(也)。所レ謂內膠外閉與。心毋レ空乎。內膠而不レ解也。此(乃)是而然者也。

愛レ人。待二周愛一人。而後爲レ愛レ人。不レ愛レ人。不レ待二周不一レ愛レ人。不二(失)周愛一。因爲レ不レ愛レ人矣。乘レ馬待レ周乘一レ馬。然後爲レ乘レ馬也。有レ乘二於馬一。因爲レ乘レ馬矣。逮レ至レ不レ乘レ馬。待二周不一レ乘レ馬。而後不レ乘レ馬(而後不レ乘レ馬)。此一周而一不レ周者也。

人を愛するは、周く人を愛するを待ちて後に人を愛すと爲す。(一)人を愛せざるは周く人を愛せざるを待たず、周く愛せざるも、因つて人を愛せずと爲す。(二)馬に乘るは周く馬に乘るを待ち、然る後に馬に乘ると爲さ〔ず〕。馬に乘る有らば、因つて馬に乘ると爲す。(三)馬に乘らざるに至るに逮びては、周く馬に乘らざるを待ちて後に馬に乘らずと〔爲す〕。此れ一は周くして一は周からざるものなればなり。

(一) 人を愛するとは一般に愛することの實現に非ざれば不可なり (二) 人を愛せざるに至ては其の一部のみにて既に明白なり (三) 馬に乘るは一馬にても乘りたるなり乘らざるに至ては何れにも乘らざること明かならざれば乘らずと確保する能はず

盜（人）人也。愛盜非愛人也。不愛盜非不愛人也。殺盜（人）非殺人也。（無難盜）無難矣。此與彼同類。世有彼而不自非也。墨者有此而非之。無故也焉。所謂內膠外閉與。心毋空乎。內膠而不解也。此（乃）是而不殺者也。且夫讀書非好書也。且雞非鬭雞也。好鬭雞好雞也。

に非ざるなり。壽の夭は〔夭なり〕、命あるは命に非ざるなり。有命を執るを非とするも、命に非ざるなり。難きことなし。此と彼と〔類を〕同じくす。世彼ありて宗之を非とす。〔他〕故なし、所謂內膠外閉なるか、心空毋きか、內膠して解けざるなり。此れ是にして然ら〔ざる〕ものなり。

(一) 獲は下婢なり臧は下僕なり (二) 然るに獲が其の親に事ふるは一部分の人に事ふるにて一般の人に事ふるにあらず (三) 其の弟は美人なり然るに其の弟を愛するは美人を愛するにあらず美人を愛すといへば一般の天下の美人のことになればなり (四) 車は木にて造りしも既に車となれば一般の木にあらず車にかぎりたればなり (五) 盜人與に盜なきを欲するは人なきを欲するには非ずといふの理を是認すとせば盜も人には相違なきも盜人より取り除けられたる上は其一盜を愛すといへば人を愛するにあらずと謂ふべし (六) 分り難き道理にあらず (七) 是の如く彼此類を同くするあり若し自己と彼と同類なれば自ら非とせざるに墨者と自己との同類なるを是非するは何ぞや (八) 心膠結して通明ならず随て耳目閉塞見聞廣からず (九) 空なきとは塞がりて空虛ならざるなり (一〇) 書を讀まんとするは未來にて現實にあらず以下數句同意なり (一一) 以上述ぶる所是ならば人の夭死せんとするも夭死と定まりたるに非ず辭逝きて始めて夭といふべしされば儒者が有命を論じて未知の事を有りし如く言ふも命なりといふを得ず墨者が有命を非とするも同じく未知の事なれば命といふを得ず要するに類を同じくせり、然るに人は儒の有命論を非とせず墨の非命論を非とするは心膠塞して一明ならざるが故なり

愛人也。此(乃)是而然者也。獲之親人也。獲事其親非事人也其弟美人也。愛弟非愛美人也。車木也。乘車非乘木也。船木也。人船非人木也。盜(人)人也。多盜非多人也。無盜非無人也。奚以明之。惡多盜非惡多人也。欲無盜非欲無人也。世相與共是之。若若是則雖

なり。盜なきを欲するは、人なきを欲するに非ざればなり。(五)世相與に共に之を是とす。若し是の若くなれば、盜と雖も人なれども、盜を愛するは人を愛するに非ざるなり。盜を愛せざるは人を愛せざるに非ざるなり。盜を殺すは人を殺すに非ざるや(六)難きことなし。(七)此れ彼れと類を同じくし、世に彼れあれば自ら非とせざるなり。墨者此れあれば之を非とす。〔他〕故なし。所謂(八)內膠外閉なるか、心(九)空毋きか、內膠して解けざるなり。此れ是にして然らざるなり。(一〇)夫れ且に書を讀まんとするは、書を讀むに非ざるなり。〔書を讀むを好むは、書を好むなり〕。且に雞を〔鬪はさん〕とするは、雞を鬪はすに非ざるなり。雞を鬪はすを好むは、雞を好むなり、且に井に入らんとするは、井に入るに非ざるなり。且に井に入らんとするを止むるは、井に入るを止むるなり。且に門を出でんとするは、門を出づるに非ざるなり。且に門を出でんとするを止むるは、門を出づるを止むるなり。〔世相與に共に之を是とす〕。若し是の若くなれば、(一一)且に夭せんとするは夭する

而離レ本。則不レ可レ不レ審也。不レ可二常用一也。故言多レ方。殊レ類異レ故。則不レ可二偏觀一也。

なるも之を行ふに至ては異となり、謬となり失となり本を離るる故に審察せざる可からず

夫物或(乃)是而然。或是而不レ然。或一害。而一不レ害。或一是而一(不是也。不レ可二常用一也。故言多方。殊類異故。則不レ可二偏觀一也)。非也。白馬馬也。乘二白馬一乘レ馬也。驪馬馬也。乘二驪馬一乘レ馬也。獲人也。愛レ獲愛レ人也。臧人也。愛レ

夫れ物或は是にして然り、或は是にして然らず。或は一は周くして一は周からず。或は一は是にして一は非なり。白馬は馬なり、白馬に乗るは馬に乗るなり。驪馬は馬なり。驪馬に乗るは馬に乗るなり。(一)獲は人なり、獲を愛するは人を愛するなり。臧は人なり。臧を愛するは人を愛するなり。此れ是にして然るものなり。獲の親は人なり、獲の其の親に事ふるは、(二)人に事ふるに非ざるなり。(三)其の弟は美人なり、弟を愛するは美人を愛するに非ざるなり。(四)車は木なり、車に乗るは木に乗るに非ざるなり。船は木なり、船に入るは木に入るに非ざるなり、盗は人なり、盗多きは人多きにあらざるなり、盗なきは人なきに非ざるなり。奚を以て之を明かにする。盗多きを悪むは、人多きを悪むに非ざれば

行也。援也者曰二子然一。我奚獨不レ可二以然一也。推也者以下其所レ不レ取之同レ於二其所レ取者上予レ之也。是猶レ謂也者同也。吾豈謂也者異也。夫物有二以同一而不。率遂同辭之侔也。有レ所レ至而正。

效は法となるなり ㊃ 辟はたとへ譬に同じ ㊄ 侔は對比するなり ㊅ 援とは人然りとし吾亦之に同ずるなり ㊆ 取らざる所のもの取る所に同じと言ふは彼れ不必用として取らざるも此に必用なれば彼れを取りて此に推し與ふるなり此れ取ると取らざると同一なり ㊇ 物同じくして初め否らずとするも遂に同に歸するは辭ひとしきなり 初めの否は此に落着する所ありて同一となる

其然也有レ所二以然一也。同其所二以然一不二必同一。其取レ之也。有二以取一レ之。其取レ之也同。其所二以取一レ之不二必同一。是故辟侔援推之辭。行而異。轉而危。遠而失。流

其の然るは然る所以あるなり。〔其の然る〕は同じきも其の然る所以は必ずしも同じからざるあり。其の之を取るは、以て之を取るあり、其の之を取るや同じきも、其の之を取る所以は必ずしも同じからず。是の故に辟侔援推の辭、行うて異、轉じて詭、遠くして失、流れて本を離る。審かにせざるべからず。常に用ふべからざるなり。故に言は方多し、類を殊にし故を異にし、偏觀すべからざるなり。

㊀ 然るは同一なるも然るに至る所以の理由は彼此同一ならざるなり ㊁ 辟侔云々解前に在り此等の辭は各同一

疑。焉摹二略萬物之然一。論二求羣言之比一。以レ名擧レ實。以レ辭抒レ意。以レ說出レ故。以レ類取。以レ類予。有二諸己一不レ非二諸人一。無二諸己一不レ求二諸人一。

せず。諸を己れになくして、諸を人に求めず。

(一)紀は本原なり　(二)摹略は基本に摸量とあり、萬物の有樣を推定するなり　(三)故は理由なり　(四)己れに有するを以て無き人を非とせず

或也者不レ盡也。假者今不レ然也。效者爲二之法一也。所レ效者所三以爲二之法一也。故中レ效則是也。不レ中レ效則非也。此效也。辟也者擧二也物一而以明レ之也。侔也者比レ辭。而俱

(一)或とは盡さざるなり、(二)假とは今は然らざるなり、(三)效とは之が法を爲すなり。效ふ所とは之が法を爲す所以なり。故に效に中れば是なり、效に中らざれば非なり。此れ效なり。(四)辟とは他物を擧げて以て之を明かにするなり。(五)侔とは辭を比して俱に行ふなり。(六)援とは子然りと曰ふ、我奚ぞ獨り以て然るべからざらんや。(七)推とは其の取らざる所のもの、其取る所に同じきものを以て之に予ふるなり。是れ猶ほ謂ふがごとしとは同なり。吾豈謂はんやとは異なり。(八)夫れ物以て同じきありて不、率遂に同じきは、辭の侔しきなり。至る所ありて止まるなり。

(一)或はといふ語は全般に渉らずある一部を指すなり　(二)假とは假り設けていふことに、今あるにあらず　(三)

若。擇而殺二其一人一。其類在二院下之鼠一。小仁與二大人一。行厚相若。其類在レ申。凡興レ利除レ害也。其類在二漏雍一。厚レ親不レ稱レ行而類レ行。其類在二江上井一。不レ爲二己之可一レ學也。其類在二獵走一。愛レ人非レ爲レ譽也。其類在二逆旅一。愛二人之親一若レ愛二其親一。其類在二官苟一。兼愛相若。一愛相若(一愛相若)。其類在レ死也。

の鼠逃るゝ所なきの類なり 【二一】未詳 【二二】雍は甕かめなり、甕の漏るを去れば水を汲むを得、偏く利愛するを得るなり 【二三】江上の地偏く潤澤を得る如きの類 【二四】逆旅(たびやどや)の人に於ける如く親疎の分なきの類 【二五】官苟は某本遣苟に作る魚の筍を遁れて其の所を得るの類とす 【二六】此の段は事の彼此相比類するをいふ、然も諸註詳かならず

夫辯者將下以明二是非之分一。審二治亂之紀一。明二同異之處一。察二名實之理一。處二利害一決中嫌

小取第四十五

大意大取に對する語たり此には各種の例を引きて辯論し其の主義を明かにす

夫れ辯は將に以て是非の分を明かにし、治亂の紀を審かにし、同異の處を明かにし、名實の理を察し、利害を處し、嫌疑を決せんとす。(一)焉に萬物の狀を摹略し、(二)羣言の比を論求し、名を以て實を擧げ、辭を以て意を抒べ、說を以て故を出だし、(三)類を以て取り、類を以て予へ、諸を己れに有するも、(四)諸を人に非と

困也可立而待也。夫辭以類行者也。立辭而不明於其類。則必困矣。故浸淫之辭。其類在鼓栗。聖人也爲天下也。其類在于追迷。或壽。或卒。其利天下也指若。其類在譽石。一日而百萬生。愛不加厚。其類在惡害。愛二世有厚薄。而愛二世相若其類在蛇文。愛之相

に在り。或は壽或は卒其の天下を利するや相若き、其の類譽石に在り。一日にして、百萬生するも、愛厚きを加へず、其の類惡害に在り。二世を愛し厚薄あり。二世を愛すること相若く。其の類蛇文に在り。之を愛すること相若く。擇んで其の一人を殺す、其の類阬下の鼠に在り。小人と大人と行厚相若く、其の類申にあり。凡そ利を興し害を除く、其の類漏雍に在り。親を厚くし行を稱せずして、行に類す、其類江上の井に在り。己の譽むべきを爲さず、其の類獵走に在り。〔凡そ〕人を愛するを〔譽む〕、譽れを爲すにあらざるなり、其の類逆旅に在り。人の親を愛する、其の親を愛するが若し、其類官苟に在り。兼愛相若く、一愛相若く。其類死に在り。

(一) 事故ありて生ず (二) 強き股肱の力あるも (三) 困むこと、某本に栗の中蟄昌して生ずる如しと (四) 某本に迷惑を追正すとあり (五) 天下を治むるに或は壽にして長く或は早く卒して短きも天下を利するは相同じ (六) 譽石は毒藥なり、譽石の鼠を害して實に利ある如し (七) 兼愛し一唯其の害あるを惡むの類なり (八) 二世は上世と後世なり、人は上世と後世を愛するに厚薄あるも、我は後世を愛する上世と相同じ (九) 諸本未詳とす (一〇) 坑下

異。劍以二形貌一命者也。其形不レ一。故異。楊木之木與二桃木之木一也同。諸非下以擧レ量數レ命者上敗レ之盡是也。故一(人)指非二一人一也。(是)一人之指。乃是一人也。方之一面非レ方也。方木之面方木也。

を取りて盡く是なり。故に一指は一人に非ず。一人の指は乃ち是れ一人なり。方の一面は方に非ざるなり。方木の面は方木なり。

(一) 此段は錯簡にて當に前節に入るべきもの、因りて既に三六七頁に譯出せり、而るに今また玆に重ねて譯出せは、聊か讀者の便をはかり且又經訓堂本の面目を存せしめんとの微意に出づ

以レ故生。以レ理長。以レ類行也者。立レ辭而不レ明二於其所一レ生忘也。今人非レ道無レ所レ行。唯有二強股肱一而不レ明二於道一。其

〔夫れ辭は〕故(二)を以て生じ、理を以て長じ、類を以て行はるゝものなり。辭を立てて其の生ずる所を明にせざるは忘なり。今人道に非ざれば行く所なし。(一)強股肱ありと雖も、道に明かならざれば、其の困や立つて待つべきなり。夫れ辭は類を以て行ふものなり。辭を立てて其類に明ならざれば、必ず困しむ。故に浸淫の辭は、其の類(三)鼓栗にあり。聖人の天下を爲むるや、其類(四)追迷

其親也相若。非彼其行益也、非加也。外執無能厚吾利者。

（註）其の親を愛するは相同じ、是れ外方の模樣によりて愛を厚薄する威權に對する若くならざれば之を眞の愛といふ。

藉臧也死而天下害。吾持養臧也萬倍。吾愛臧也不加厚。

藉し臧死して天下害すれば吾臧を持養するや萬倍なり。吾の臧を愛するは厚きを加へず。

（註）若し臧が死して天下を害するとせば、吾大に臧を持養するも是れ決して臧を愛する厚さを加へたるに非ず。

長人之異、短人之同、其貌同者也。故同。指之人也與首之人也異。人之體非一貌者也、故異。將劍與挺劍

長人と短人との同は、其の貌同じきものなり。故に同じ。指の人に之るや、首の人に之ると異なり。人の體は一貌のものに非ざるなり。故に異なり。劍を將つと劍を挺くと異なり。劍は形貌を以て命ずるものなり。其の形一ならず。故に異なり。楊木の木と桃木の木とは同じ。諸の以て量數を擧げ命ずるもの非ざれば、之

慮。昔者之慮也非今日之慮也。昔者之愛人也。非今之愛人也。愛獲之愛人也。生於慮獲之利。非慮臧之利也。而愛臧之愛人也。乃愛獲之愛人也。去其愛而天下利。弗能去也。昔之知牆・非今日之知牆也。貴爲天子。其利人不厚於正夫。二子事親。或遇孰。或遇凶。

するの人を愛するや、獲の利を慮るに生ず、臧の利を慮るに非ざるなり。(三)臧の人を愛するを愛するや、乃ち獲の人を愛するを愛するなり。(四)其の愛を去りて天下利すれば去らざる能はざるなり。昔の臧を知るは、今日の臧を知るに非ざるなり。貴きこと天子(五)爲り、其の人を利すること、匹夫より厚からず。二子親に事ふるに、或は熟(六)に遇ひ、或は凶に遇ふも、(七)其の親や相若く。彼れ其の行益すに非ざるなり。加ふるにあらざるなり。外勢能く吾が利を厚うする者なければなり。

(一) 折循は民を撫循するなり、一般に仁を行ひて特に利愛するなし (二) 獲は下婢なり、言ふは婢女を愛することを以て人を愛するとするとは婢女の利益を得んとするなり、婢女の利益を得んとするは婢女の利益を慮るに非ずして已れの利益の爲めなり、臧は奴僕なり (三) 臧を愛することの人を愛することとするも矢張獲の人を愛するに同じ (四) 臧獲を愛するは眞に其の人を愛するに非ざれば其の愛を去りて天下利あれば固より愛を去るなり (五) 天子の貴き天下の人を愛利することも亦匹夫臧獲の愛より厚きことなし亦眞の愛にあらず (六) 熟は年豐なるなり

異。有其異也。爲其同也。爲其同也異。一曰。乃是而然。二曰。乃是而不然。三曰。遷。四曰。強。子深其深。淺其淺。益其益。尊其尊。(察次山比因至優指復次、察聲端名。因請復正。夫辭惡者。人右以其請得焉。諸所遣執。而欲惡生者。人不必以其請得焉。

者は、人必ずしも其情を以て得ず。

(一) 名と實とかなふことをいたすされども實は必しも名と合せず (二) 此に白石あり數りて見るにたとひ少しく白ならざる所あるも白と同じ然るに此に大石ありこの石は大なりとせんに其の大は他の大と同からず是れ同より遁理ある詞なり (三) 居は居住遷は遷徙なり其の處に入る又は去るの類 (四) 惣男婦訶の若き此に居住し又は遷徙するに因て居住とか遷徙とか名くるなり (五) 其の物に異あるは一方に同あるが爲めに之れに對して異あるなり (六) 其の形は一なるもぬくと持つとは其形同からず (七) 楢も桃も單に木といふことは同じ (八) 其の一つを指せば百も二百も皆同一なるを知る (九) 故に一指といふときは總稱にて一人の指にあらず然れども一人の指といへば是れ一人を指すなり (一〇) 方の一面のみにては方にあらず何となれば四方の一面を指せばなりされども方木の面はどこまでも方木なり (一一) 遷はうつりかはること古今說異なり (一二) 役是にして何然らず強ひて爲すこと (一三) 匹夫も惡名を辭して受けざらんと欲するものは人其の情を推し量りて得るあり然るに執らへられて最早生きることを欲せざるものは人其の情を量り知る能はず此の如く人情は種々錯綜する故に眞僞を定むること實に難し

聖人之附瀆也。仁而無利愛。利愛生於

聖人の掛盾や、(一)仁にして利愛なし、利愛は慮より生ず。昔者の慮や、今日の慮に非らざるなり。昔者の人を愛するや、今の人を愛するに非らざるなり。(二)獲を愛

者。唯不智是之某也。智某可也。諸以居運命者。苟人於其中者。皆是也。去之因非也。諸以居運命者。若鄉里齊荊者。皆是。諸以形貌命者。若山邱室廟者。皆是也。智與意。重同具同連同。同類之同。同名之同。邱同鮒同。是之同。然之同。(同)根之同。有非之異。有不然之

の同、（同根の同）、邱同鮒同、是の同、然の同、非の同非の異あり。然らざるの異あり。其の異（五）あるや、其の同の爲めなり。其の同の爲めに異なり、（長人と短人との同は、其の貌同じきものなり。故に同じ。指の人に於けるや、首の人に於けると異なり。人の體は一貌のものに非ざるなり。故に異なり。劍を將つと劍を挺くと異なり。劍は形貌を以て命ずるものなり。其の（六）形一ならず。故に異なり。（七）楊木の木と桃木の木とは同じ。諸の以て量數を擧げ命ずるもの非ざれば、（八）之を取りて盡く是なり。故に一（九）指は一人に非ず、一人の指は乃ち是れ一人なり。（一〇）方の一面は方に非ざるなり。方木の面は方木なり）。一に曰く、乃ち是として然り。二に曰く、乃ち是として然らず。三に曰く、（一一）遷、四に曰く、（一二）強、子其深を深とし、其淺を淺とし、其益を益とし、其尊を尊とす。（盜の此の室に止まるを察し、指すに因りて盜を得。盜の聲を察し、名を揣り、情に因りて得。（一三）匹夫惡を辭する者、人其の情を以て得るあり。諸の執に遭ふ所にして、生を惡むを欲する

爲三己之利二於親一也、智ニ是之世之有ヒ盜ー也。盡愛ニ是世一。智ニ是室之有ヒ盜ー也。不レ盡ニ是室ー也。智ニ其一人之盜ー也。不レ盡ニ是(二)人一。雖ニ其一人之盜ー苟不レ智ニ其所ヒ在。盡惡ニ其弱ー也。

利すと爲す能はず、然れども全く貨賂せずとはいふことにはならず、之れと同じく親に一の利を與へたりとて未だ孝とせず然れども決して親を利せずといふに至らず

諸聖人所レ先爲レ人欲ニ名實一。(名)實不ニ必名一。苟是石也白。敗ニ是石ー也盡與レ白同。是石也唯大。不ニ與レ大同一。是有レ便、謂焉也。以ニ形貌一命者。必智ニ是之某一也。焉智レ(是)某也。不レ可下以ニ形貌一命上

諸聖人の先ずる所は、人の爲めに名實を效す。實必ずしも名ならず。苟も是の石や白し、是の石を敗るや、盡く白と同じ。是の石や唯大なり、大と同じからず。是れ謂はしむるあるなり。形貌を以て命ずるものは、必ず是の某なるを知るや、焉に某なるを知るなり。形貌を以て命ずべからざるものは、是の某を知らずと雖も、某を知るといふて可なり。諸の居運を以て命ずるものは、苟も其の中に入れば、皆是なり、之を去らば因つて非なり。諸の居運を以て命ずるものは、鄕里齊荊の若きもの皆是れなり。諸の形貌を以て命ずるものは、山邱室廟の若きもの皆是れなり。知ると意ふとは「異なり」。重同、具同、連同、同類の同、同名

意楹非意木也。意是楹之木也。意指之人也。非意人也。意獲也。乃意禽也。志功不可以相從也。利人也、爲其人也。富人非爲其人也。有爲也。以富人。富人也、治人有爲鬼焉。爲賞譽利一人。非爲賞譽利人也。亦不至無貴於人。智親之一利、未爲孝也。亦不至於智。不

楹を意ふは木を意ふに非ざるなり。是の楹の木を意ふなり。人の指を意ふは、人を意ふにあらざるなり。獲を意ふは、乃ち禽を意ふなり。(一)志功は以て相從ふ可からざるなり。(二)人を利するは其の人の爲めにす、人を富ますは其人の爲めにするに非ず。爲めにするありて、以て人を富ます。人を富まさんや、(三)人を治め鬼の爲めにするあり。(四)賞譽一人を利すと爲すは、賞譽人を利すと爲すにあらざるなり。亦人を賞與するなきに至らず。親の一の利未だ孝たらざるを知る。亦知れども己れの親に利するを爲さざるに至らざるなり。是の世の人あるを知り、盡く是の世を愛す。是の室の盜あるを知れども、盡く是の室を〔惡ま〕ざるなり。其一人の盜なるを知れども、盡く是の人を〔惡ま〕ず。其一人の盜と雖も、苟も其の在る所を知らざれば、盡く其の朋を惡む。

(一) 志功云々志と功とは一致せざるをいふ (二) 人を利することは其の人の爲めにするも人を富ますことは其の人の爲めにするにあらずして何等か爲めにする所ありて富ますことあり (三) 人を富ますに其の人の爲めに事を治むるのみならず其の先祖の鬼の爲めにすることあり (四) 言ふは一人を賞譽するも全般に涉らざれば賞譽を以て人を

寡也、相若。兼愛之有相若。愛尚世與愛後世、一若今之世人也。鬼非人也。兄之鬼兄也。天下之利驩。聖人有愛而無利。俔日之言也。乃客之言也。天下無聖人。子墨子言也。猶在。

人の世を愛するも愛は同一なり

（不得已而欲之非欲之非欲之也）非殺臧也。專殺盜非殺盜也。（凡學愛人）小圜之圜與大圜之圜同。方至尺之不至也。與不至。（鍾之去不）異其不至同者。遠近之謂也。是璜也。是玉也。

〔專ら臧を殺すは〕、臧を殺すに非ざるなり。專ら盜を殺すは、盜を殺すに非ざるなり。小圜の圜と、大圜の圜と同じ。尺に至らざるの至らざるなり。至らざると、〔千里に至らざるの至らざるとは〕異なり。其の至るの同じからざるは、遠近の謂ひなり。是れ璜なり。是れ玉なり。

● 臧は前に言へる如く奴僕なり、今ま人其の奴僕を殺すとせば是れ專ら其奴僕を殺したるにあらずして天下の人を殺したるなり、盜賊を殺すも專ら其の盜賊を殺すにあらず天下の人を殺したるなり、天下に刑法あり何人といへども專殺を許さず、されば事は其の時宜に際し異同を生ず、小圜と大圜とは大小あるも圜は同一なり然るに尺に達せざると千里に達せざることは同一達せざるも遠近の別あり、例へば璜と玉との如し、同くたまといふも其の物は異なり

倫列之興レ利爲レ己）語經。語經也。非二白馬一焉。執レ駒焉。説求レ之。舞•説非也。漁レ大•之舞レ大非也。三物必具。然後足二以生一。（臧レ之愛レ已。非レ爲二愛レ已之人一也。厚不レ外レ己。愛無二厚薄一。擧レ已非レ賢也）義利不義害。之•功爲レ辯。（有有於秦馬有有於馬也智來•者之馬也。愛•衆レ衆•也。與愛二

り。犬を殺すの犬無き非なり。三物必ず具はり、然る後に以て生ずるに足れり。

㊀ 語經とは言論の法式を說くなり ㊁ 論者の中に白馬といへば馬に非ず孤駒といへば母なきの駒なりと論ずるものあり、若し其說理あらば探究すべく否らざれば研究するは愚なり、又犬を殺して犬を殺すに非ずとは分明に非理なり、今白馬と孤駒と犬との如く一は理の探究すべきもの一は探究して其理なきを知るもの、一は探究する價値なきものと三者具りて始めて論を爲すべし

義は利あり、不義は害あり。(二)志功は辯を爲す。「有有於秦馬有有於馬也智來者之馬也」（闕文）(三)衆生を愛すると寡世を愛すると相若く、之を兼愛する有相若く。尚世を愛すると後世を愛すると、一に今世の人の若し。鬼は人に非ざるなり、兄の鬼は兄なり。天下の利、聖人愛ありて利なしと。譬へて曰く、之の言は、乃ち客の言なりと。天下聖人なし。子墨子の言猶ほあるがごとし。

㊀ 此段闕文あり、前後貫通せず ㊁ 志と功とは別物なり志あるも功なきあり ㊂ 衆き人の世を愛 るも寡き

爲ㇾ加二於天下一。而惡ㇾ盜不ㇾ加二於天下一。愛ㇾ人不ㇾ外ㇾ己。己在二所ㇾ愛之中一。己在ㇾ所ㇾ愛。愛加二於己一。倫列之愛ㇾ己。愛ㇾ人也。

聖人惡二疾病一。不ㇾ惡二危難一。正ㇾ體不ㇾ動。欲二人之利一也。(非)惡二人之害一也。聖人不下爲二其室一臧上ㇾ之。故在二於臧一。聖人不ㇾ得ㇾ爲ㇾ子之事。聖人之法。死亡ㇾ親爲二天下一也。厚ㇾ親分也。以死亡ㇾ之。體渴興ㇾ利。

聖人疾病を惡み、危難を惡まず(一)。體を正して動かず。人の利を欲し、人の害を惡むなり。聖人(二)其室の爲めに之を臧とせず、故に臧にあり。聖人(三)子爲るの事を得ず。聖人の法、死すれば親を忘るゝは、天下の爲めなり。親(四)に厚きは分なり。已に死すれば之を忘る。體渴して利を興す。(利を興すは己れが爲めにするも、天下は利として驩ぶ)。

(一) 人の爲には危難を避けず　(二) 聖人は其室の人妻子の爲に奴僕を苛使せず、故に奴僕と雖も其の愛は家人の列に在り　(三) 兼愛故に親に奉ずるも專ら子道を盡すを得ず、親死して厚葬久喪等を爲さゞるは全く天下衆人の爲めにするなり　(四) 親に厚きは子の分なるも親已に死すれば之を忘れ身體の力を竭くして利を興す利を興すは己れのためなるも終に天下の利益となりて天下驩ぶなり、揚は竭なるべし

(有二厚薄一而毋二

語經(一)、語經(二)は白馬に非ず、駒を執る。說あらば之を求めん、說なければ非な

中取レ小不レ得レ已也。所レ未レ有而取レ焉。是利之中取レ大也。於所ニ既有一而棄焉。是害之中取レ小也。義可レ厚厚レ之。義可レ薄薄レ之。謂三倫ニ列德行一。君上老長親戚。此皆所レ厚也。爲レ長厚、不レ爲レ幼薄一。親厚厚。親薄薄。親至薄不レ至。義厚レ親。不レ稱レ行而顧レ行。

中小を取るは義を爲すを求むるものにて直に義を爲すといふを得ず ㊁ 暴人の爲めに云々の意は凡そ理は正すべからずして强て之を正すは責我に歸す、例へば暴人の爲めに天の道は是なり、人之を享けて性となる、されば性は善なりと言はゞ是れ暴人の爲に天の非を吹聽するなり、凡そ諸の陳説既に古より傳ふる所にて我之を陳說するは我の責にあらざるも我より始めて之を陳說すれば暴人は我を以て天の非を是とし性なりといふといはん、是れ暴人の說を助くる材を與ふるなり、陳執は陳說固執なり ㊂ 血族の續き合が親近なれば知者も之を厚くし長幼の區別なし ㊃ 言ふは親みは成るべく篤く及ぼし薄きは成るべく遠く及ぼさず ㊄ 德行に正しく合はざるも幾分之に類似す

爲ニ天下一厚レ禹爲レ禹也。(爲ニ天下一厚愛レ禹乃爲ニ禹之人愛一也)。厚三禹之加ニ於天下一。而厚レ禹不レ加ニ於天下一。若下惡ニ盜之

天下の爲めに禹を厚くするは禹の爲めなり。禹の天下に加ふるが爲めに禹を厚くするも天下に加へず、盜の天下に加ふるを爲すを惡みて、盜を惡むも、天下に加へざるが若し。(一)人を愛するも己れを外にせず、己れも愛する所の中にあり。(二)己れ愛する所にあれば、愛己れに加はる。倫列の人を愛するは、己れを愛するなり。

㊀ 天下は之が爲に利を受けず ㊁ 人を愛するといふ中には己も亦其の中にあり己を除外するに非ず

非レ爲レ發也。爲二暴人一語二天之爲レ是也而性。(爲暴人)歌二天之爲一非也。諸陳執既有レ所レ爲。而我爲二之陳執一。執之所レ爲因二吾陳所一爲也。若陳執未レ有レ所レ爲。而我爲二之陳執一。陳執因二吾所一爲也。暴人爲我自レ天之以(人)非レ爲レ是也。而性上(不レ可レ正而正レ之)。利之中取レ大。非レ不レ得レ已也。害之

是爲り性なるを語るは、天の非たるを歌ふなり。諸々の陳執既に爲す所ありて、我れ之が陳執を爲す。〔陳〕執の爲す所、吾が〔陳〕執を爲す所に因るに〔非ざる〕なり。若し陳執未だ爲す所あらずして、我れ之が陳執を爲すは、陳執〔の爲す所〕、吾が爲す所に因るなり。暴人爲めに我は天の非を以て是と爲して、性なりと曰はん。利の中に大を取るは、已むを得ざるに非ざるなり。害の中に小を取るは、已むを得ざるなり。〔已〕むを得ずして之を欲す、之を欲するに非ざるなり〕。(一)未だあらざる所に於て焉を取る。是れ利の中に大を取るなり。既にある所に於て棄つ、是れ害の中に小を取るなり。義厚くすべきは之を厚くし、義薄くすべきは之を薄くす。德行を倫列すと謂ふ。君上長老親戚、此れ皆厚くする所なり。長の爲めに厚くし、幼の爲めに薄くせず。親厚ければ厚く、親薄ければ薄くす。親は至り(二)薄は至らず。義親を厚くすれば、(三)行に稱はざるも行に類す。

〔一〕求むるとは強ひて爲すにて自然にあらざれば之を爲すといふこととは違ふなり。されば利の中大を取り、害の

也。取レ利也。其所レ取者。人之所レ執也。遇ニ盜人一而斷レ指。以免レ身利也。其遇ニ盜人一害也。斷レ指與レ斷レ腕。利ニ於天下一相若無レ擇也。死生利若レ一無レ擇也。

り。

㊀所體に就きて輕重をはかりみるが權である、權には是非の私なく中正なり ㊁害の中で小を取れば利の方大なる故に害を捨て利を取るものなり ㊂一己人にして同一の場合には必ず死を捨て生を擇ぶならん、此の段は利害の輕重を權りて利の大害の小を擇ぶべきをいふ

殺ニ一人一以存ニ天下一。非下殺ニ一人一以利中天下上也。殺レ已以存ニ天下一。是殺レ已以利ニ天下一。於ニ事爲之中一。而權ニ輕重一。之謂レ求。求爲之。非也。害之中取レ小。求レ爲レ義

(二)一人を殺して以て天下を存するは、一人を殺して以て天下を利するに非ざるなり。己れを殺して以て天下を存するは、是れ己れを殺して以て天下を利するなり。

㊀是れ天下の爲に害を除くもの天下を利するにはあらず己れを殺して天下を存するは己れの身を捨てゝ天下を利するものなり

事爲の中に於て輕重を權る、之を求と謂ふ。「之を爲すを(一)求むるは」求めて之を爲すに非ざるなり。「利の中に大を取り」、害の中に小を取るは、義を爲すを求むるものにして、義を爲すに非ざるなり。「正すべからずして之を正す」。(二)暴人の爲めに天の

臧爲二其親一也。而利レ之。非レ利二其親一也。以二樂爲レ利二其子一。而爲二其子一欲レ之愛二其子一也。以二樂爲レ利二其子一。而爲二其子一求レ之。非レ利二其子一也。

於二所體之中一而權二輕重一。之謂レ權。權非レ爲レ是也。非非レ爲レ非也。權正也。斷レ指以存レ擘。利之中取レ大。害之中取レ小。也。害之中取レ小也。非レ取レ害

を爲すを以て、其子の爲めに之を欲するは、其子を愛するに非ざるなり。樂の其子を利するを爲すを以て、其子の爲めに之を求むるは、其子を利するに非ざるなり。

● (一) 臧は臧獲卽ち奴僕なり、奴僕が善く我親に事へるとて奴僕を愛するとも其の親を愛すとは言へず何となれば間接にして直に親を愛するに非ざればなり、之を利するも同じ道理なり (二) 音樂が其の子を利する爲に之を欲するは其の子を愛するに非ず反て音樂に耽らし子を愛利するの道を誤るに至る

(一)所體の中に於て、(其)輕重を權る、之を權といふ。權は是を爲すに非ざるなり。亦非を爲すにあらざるなり。權は正なり、指を斷ち以て腕を存するは、利の中に大を取り、害の中に小を取るなり。(二)害の中に小を取るは、害を取るに非ざるなり、利を取るなり。其の取る所は人の執る所なり。盗人に遇ひて指を斷ちて以て身を免るゝは、利なり、其の盗人に遇ふは害なり。指を斷つと腕を斷つと、天下に利するは相若きて擇ぶなし。(三)死生の利一の若くなるときは、擇ぶなきことな

天之愛レ人也。薄二於聖人之愛一レ人也。其利レ人也。厚二於聖人之利一レ人也。大人之愛二小人一也。薄三於小人之愛二大人一也。其利二小人一也。厚三於小人之利二大人一也。

以三臧爲二其親一也。而愛レ之。非レ愛二其親一也。以三

卷十一

大取第四十四

大意　墨子が其の兼愛相利の主義を明かにするものなり言ふは利の中大なる者を取るべきなり節葬非樂は利の大なるものとす

(一)天の人を愛するや、聖人の人を愛するより薄し。其の人の利するや、聖人の人を利するより厚し。大人の小人を愛するや、小人の大人を愛するより薄し。其の小人を利するや、小人の大人を利するより厚し。

㊀　天の愛は廣く一人に私せず遍く行き渡る故に一人にして言へば自ら薄からざるを得ず、されども人を利するに至りては廣く行き渡る故に厚しといふべし大人小人の愛利の相違も亦此の道理なり

(二)臧の其親の爲にするを以て之を愛するは、其親を愛するに非ざるなり。臧の其親の爲にするを以て之を利するは、其親を利するに非ざるなり。(三)樂の其子を利する

敎之證比復公而是卷已刊成無容注處公然其言因据增重字又命附其說于卷末俟知十君子焉甲辰上巳孫星衍記

書傳頗有引之否星衍過晉問盧學士又抵都問翁洗馬俱未獲報閱數月重讀淮南齊俗訓有云夫蝦蟇爲鶉生非其類唯聖人知其化因悟與經說上化若鼃爲鶉合又讀列子湯問篇云均髮均縣輕重而髮絕髮不均也均也其絕也莫絕張湛注云髮甚微肥而至不絕者至均故也今所以絕者猶輕重相傾有不均處也若其均也寧有絕理言不絕也又云人以爲不然自有知其然也湛注云凡人不達理也會自有知此理爲然者墨子亦有此說今按經說下有云均髮均縣輕而髮絕不均也均其絕也莫絕輕下脫重字均其絕也句均下無也字又列子仲尼篇云影不移者說在改也湛注云影改而更生非向之影墨子曰影不移說在改爲也今按經下云過仵景不從說在改爲其文微異而義亦同是知子家多有若說晉時尚能讀此書唐人則不及此也又楊朱篇禽子曰以吾言問大禹墨翟則吾言當矣湛注云禹翟之教忘已而濟物也亦星衍往言墨子夏

儇秖秖疑當作儇俱氐

從疑當作徙

久彌異時也。守彌異所也。

窮或有前不容尺也。

盡莫不然也。

始當時也。

化徵易也。

損偏去也。

儇秖秖。

庫易也。

動或從也。

聞耳之聽也。

循所聞而得其意心之察也。

言口之利也。

執所言而意得見。心之辨也。

諾不一利用。

服執說。巧轉。則求其故。大益。

法同則觀其同。

法異則觀其宜。

止因以別道。

讀此書旁行。正無非

乾隆癸卯三月星衍方自秦北征巡撫公將刻所注墨子札訊星衍云經上下經說上下四篇有似堅白異同之辯其文脫誤難曉自魯勝所稱外

名疑當作民

二體疑當作二不體

放疑當作知

治求得也。

譽明美也。

誹明惡也。

舉擬實也。

言出舉也。

且言然也。

君臣名通約也。

功利民也。

賞上報下之功也。

罪犯禁也。

罰上報下之罪也。

使謂故。

名達類私。

謂移舉加。

知聞說親。名實合爲。

聞傳親。

見體盡。

合缶宜必。

欲缶權利且惡缶權害。

爲存亡易蕩治化。

同重體合類。

異二體不合不類。同異而俱之于一也。同異交得放有無。

似疑當作仳

然疑當作若

攸疑當作彼

僢當作懸

謂作嗛也。

廉作非也。

令不爲所作也。

任士損己而益所爲也。

勇志之所以敢也。

力形之所以奮也。

生形與知處也。

臥知無知也。

夢臥而以爲然也。

平知無欲惡也。

利所得而喜也。

害所得而惡也。

盈莫不有。

堅白不相外也。

攖相得也。

似有以相攖有不相攖也。

次無間而不攖也。

法所若而然也。

佴所然也。

說所以明也。

攸不可兩不可也。

辯爭彼也。辯勝當也。

爲窮知而僢于欲也。

已成亡。

恕疑當作恕

低疑當作君

慮求也。

知接也。

恕明也。

仁體愛也。

義利也。

禮敬也。

行爲也。

實榮也。

忠以爲利而强低也。

孝利親也。

信言合于義也。

佴自作也。

同長以缶相盡也。

中同長也。

厚有所大也。

日中正南也。

直參也。

圜一中同長也。

方柱隅四讙也。

倍爲二也。

端體之無序而最前者也。

有間中也。

間不及旁也。

纑間虛也。

不疑當作非

請疑當作謂

以疑當作已

故告之也是。使智學之無益也。是教也以學爲無益也。教誨。已上傳經下有知焉。有不知焉云云

論誹誹之可不可。以理之可誹。雖多誹。其誹是也。其理不可非。雖少誹非也。

今也謂多誹者不可。是猶以長論短。不誹非己之誹也。不非誹非可非也。不

可非也。是不非誹也。已上釋經下誹之可否不以衆寡云云物甚長甚短。句莫長於是。句莫短於

是。句是之是也。非是也者。莫甚於是。取高下以善不善爲度。不若山澤。處下

善於處上。下所請上也。不是是則是且是焉。今是文於是。而不於是。故文不

文。是不文。則是而不文焉。今是不文於是。而文與是。故文與是不文同說也。

已上傳經下取上以求下也云云。至未繫此文傳寫錯亂。句讀難定。略以所知據篇後文。及諸篇通文義。多難見以俟識者君子更正之

新考定經上篇本篇云讀此書旁行今依錄爲所徵旁讀成文也

故所得而後成也。　止以久也。

體分于兼也。　必不已也。

知材也。　平同高也。

出入疑當ㇾ作ニ之人ㇾ

者疑當ㇾ作ㇾ當
霍字當ㇾ作ㇾ虎
霍疑當ㇾ作ㇾ虎

先疑當ㇾ作ㇾ无

文疑當ㇾ作ㇾ之
門疑當ㇾ作ㇾ問
文疑當ㇾ作ㇾ之

左目右目入當ㇾ作ニ左目出右目入ㇾ

句疑ニ所ㇾ明ㇾ句若ㇾ以ニ尺度ニ所ㇾ不ㇾ智句長ニ外句親智也。句室中句說智也。已上釋ニ經下聞ㇾ所ㇾ不ㇾ知若ㇾ所ㇾ云云ㇾ以誖不可也。出入之言可。是不ㇾ誖則是有ㇾ可也。之人之言不言。不可。以當必不ㇾ審。惟謂ニ是霍ニ可。而猶之非ニ夫霍也。謂ㇾ彼是ㇾ是也。不ㇾ可ㇾ謂者。毋ㇾ惟ニ乎其謂。彼猶惟ニ乎其謂ㇾ則吾謂(不)行。彼若不ㇾ惶ニ其謂ㇾ則不ㇾ行也。無ㇾ南者盧云。南當ニ讀如ㇾ經上下文俱有ニ無難之語ㇾ有ㇾ窮則可ㇾ盡。句無ㇾ窮則不ㇾ可ㇾ盡。句有ㇾ窮無ㇾ窮未ㇾ可ㇾ智。句則可ㇾ盡不ㇾ可ㇾ盡不ㇾ可ㇾ盡。此三字疑衍ㇾ未ㇾ可ㇾ智。句人之盈之否未ㇾ可ㇾ智。句而必ㇾ人之可ㇾ盡。不ㇾ可ㇾ盡亦未ㇾ可ㇾ智。句而必ㇾ人之可ㇾ盡ㇾ愛也誖。人若不ㇾ盈ニ先窮ㇾ則人有ㇾ窮也。盡ㇾ有ㇾ窮無ㇾ難。盈無ㇾ窮則無ㇾ窮ㇾ盡也。盡ニ有窮ㇾ無ㇾ難。不ニ二智ニ其數ニ惡智ニ愛民之盡ニ文也或者遺ニ乎其門ㇾ也。盡問ㇾ人則盡ㇾ愛ニ其所ㇾ問。若不ㇾ智ニ其數ㇾ而智ㇾ愛之盡ニ文也無ㇾ難。仁。已上釋ニ貞官則售說在ㇾ盡ㇾ云云。至ニ說在ㇾ竊不ㇾ知ニ其所ㇾ處ㇾ云仁愛也。義利也。愛利此也。所ㇾ愛所ㇾ利彼也。愛利不ㇾ相ニ爲內外ㇾ。句所ニ愛利ニ亦不ㇾ相ニ爲外內ㇾ。句其爲ニ仁內也義ㇾ外也。舉ㇾ愛與ニ所ㇾ利ㇾ也。是狂舉也。已上釋ニ經下不ㇾ害ㇾ愛之云云。至ㇾ伴ニ顏子ㇾ若ニ左目右目入。學也以爲ニ不ㇾ知ㇾ學之無ニ益也。

若疑當作與　是疑當作若

偏無有。曰（畢云當有牛字）之與馬不類。句 用牛角。（畢云。用牛當爲牛有）馬無角。句 是類不同也。若舉牛有角馬無角。以是爲類之不同也。是狂舉也。猶牛有齒馬有尾。或不非牛而非牛也可。句 則或非牛或牛而牛也可。句 故曰。牛馬非牛也未可。牛馬牛也未可。則或可。或不可。而曰牛馬牛也未可。亦不可。且牛不二。馬不二。而牛馬二。則牛不非牛。馬不非馬。而牛馬非牛無難。（已上釋經下牛馬之非牛云云）彼正名者彼此。句 彼此可。句 彼彼止於彼。句 此此止於此。句 彼此不可。句 彼且此也。亦可。彼此止於彼此。若是而彼此也。則彼亦且此此也。（已上釋經下循此循此與彼此同說在異）唱無過。無所周若粺。和無過使也。不得已。唱而不和是不學也。智少而不學必寡。和而不唱。是不教也。智（宜有少字）而不教功適息。（已上釋經下唱和同患云云）使人奪人衣。罪或輕或重。使人予人酒。或厚或薄。聞在外者所不知也。或曰在室者之色若是其色。是所不智若所智也。猶白若黑也。誰勝。是若其色也。若白者必白。今也智其色之若白也。故智其白也。夫名以所明。句 正所不智。句 不以所不智

脾疑當ㇾ作ㇾ髀
四我字疑皆當ㇾ作ㇾ義
殿疑當ㇾ作ㇾ假
二殿字疑當ㇾ作ㇾ假
沈疑當ㇾ作ㇾ沉
貝疑當ㇾ作ㇾ有
沈疑當ㇾ作ㇾ沉
先疑當ㇾ作ㇾ无
給疑當ㇾ作ㇾ絺
二過字疑皆當ㇾ作ㇾ遇
給疑當ㇾ作ㇾ緒
僂仵疑當ㇾ作ニ過件一
當給疑當ㇾ作ニ嘗然一
九疑當ㇾ作ㇾ丸
字疑當ㇾ作ㇾ宇
貌盡疑當ㇾ作ニ盡類一
台疑當ㇾ作ㇾ類
貌疑當ㇾ作ㇾ類
狂疑當ㇾ作ㇾ牲

也。是以ㇾ實視ㇾ人也堯之義也。句是聲也於ㇾ今。句所ㇾ義之實處ニ於古一。句若ㇾ殆於ニ城門一與ㇾ於ㇾ臧也。狗。狗犬也。謂ニ之殺一ㇾ犬可。若ニ兩脾一ㇾ使。令使也。我使我。我不ㇾ使亦使我。殿戈亦使。殿不ㇾ美亦使殿。荊沉荊之貝也。則沈淺非ニ荊也一也。若ㇾ易ニ五之一一。以ニ檻之一摶也見ㇾ之。其於ㇾ意也不ㇾ易。先ㇾ智意相也。若ニ檻輕ニ於秋一其於ㇾ意也洋然。段椎錐。俱事ニ於履一可ㇾ用也。成ニ繪屨一過ㇾ椎與ニ成椎過ニ繪僂一同過件也。（作當ㇾ爲舛異文）一五有ㇾ一焉。一有ㇾ五焉。十二焉。非ㇾ斮半進前取也。前則中無ㇾ爲ㇾ半。猶ㇾ端也。前後取則端中也。斮必半毋ㇾ與非ㇾ半。不ㇾ可ㇾ斮也。可ㇾ無也。已給則當給。不ㇾ可ㇾ無也。久有ㇾ窮無ㇾ窮。正九（一本作ㇾ凡）無ニ所ㇾ處而不ㇾ中ㇾ縣摶也。（已上釋ニ經下宇或徙而立ㇾ長云云。至ニ說在ㇾ摶）傴宇不ㇾ可ニ偏擧一ㇾ宇也。進行者先敷ㇾ近。後敷ㇾ遠。行者行者。必先ㇾ近而後ㇾ遠。遠（脩）近脩也。先後久也。民行脩必以ㇾ久也。（已上釋ニ經下景之大小云云。至ニ說在ニ先後一）一方貌盡俱有ㇾ法而異。或木或石。不ㇾ害ニ其方之相台一也。盡貌猶ㇾ方也。（已上釋ニ經下法者之相與也云云。至ニ說在ㇾ方）物俱然。句牛狂與ㇾ馬惟異。句以ニ牛有一ㇾ齒句馬有ㇾ尾句說ニ牛之非一ㇾ馬也不可。句是俱有。不ニ偏有一

府疑當作庶
說疑當作設
連疑當作過
怨人疑當作惡人
智疑當作恐
能害飽疑當作能而飽害
二猇字疑皆當作瘧
焉疑當作馬
且疑當作且然

可存也。主室堂而問存者孰存也。是一主存者以問所存。句一主所存以問存者。句五合水土火。句火離然。火鑠金火多也。金靡炭金多也。合之府水。（府同腑）木離木。若識麋與魚之數。惟所利無欲惡。傷生損壽。說以少連是誰愛也。嘗多粟。或者欲不有能傷也。若酒之於人也。且怨人利人愛也。則惟怨弗治也。損飽者去餘適足不害。能害飽。若傷麋之無脾也。且有損而后益智者。若猇病之之於猇也。（說卽經當文。說文云。瘧熱寒休作。今經與。說當几此。當巳一也。巳卽瓜字。）智以目見。而目以火見。而火不見。惟以五路智久不當。以目見若以火見火。謂火熱也。非以火之熱我有若視曰智。雜所智與所不智而問之。則必曰是所智也。是所不智也。取去俱能之。是兩智之也。無。若無焉則有之而無。無無天陷則無之而無。擢疑無謂也。臧也今死。而春也得文。文死也可。且。猶是也。且且必然。且已必已。且用工而後已者。必用工後已。均。髮句均縣輕重而髮絕不均也。均其絕也莫絕堯霍（據下文作雚）或以名視人或以實視人。舉友富商也是以名視人也。指是臛

以疑當作已
非疑當作所
牛或疑當作其或
始疑當作殆
故有疑當作故智有
是吾所疑當作是智
吾所
二先字疑當作毛
而疑當作指
則者疑當作則指者
校疑當作悅
執疑當作勢
且疑當作旦間
長疑當作其
大常疑當作人堂
兵疑當作其
長疑當作其

方智論之非智。無以也。謂非謂非同也。則異也。同則或謂之狗。其或謂之犬也。異則或謂之牛。牛或謂之馬也。俱無勝（句）是不辯也。辯也者或謂之是。或謂之非。當也者勝也。無讓者酒。未讓始也。不可讓也。於石一也。堅白二也。而在石。故有智焉有不智焉可。有指子智是。有智是吾所先舉。重則子智是而不智吾所先舉也是一。謂有智焉有不智焉也。若智之則當指之。智告我則我智之。衆指之以二也。衡指之參直之也。若曰必獨指吾所舉毋舉吾所不舉則者固不能獨指所欲相不傳。意若未校。且其所智是也。所不智是也。則是智是之不智也。惡得爲一。謂而有智焉有不智焉所春也。其執固不可指也。逃臣不智其處。狗犬不智其名也。遺者巧弗能兩也。智智狗重智犬。則過。不重則不過。通。問者曰。子智覿乎。（覿當爲覿。自覿皆文）應之曰。覿何謂也。彼曰覿施。則智之若不問覿何謂徑應以弗智則過。且應必應。問之時若應。長應有深淺。大常（據下文當爲堂）中在。兵人長所。室堂所存也。其子存者也。據在者而問室堂惡

梯疑當作遊

沠疑當作流
直疑當作絜
廢尺疑當作廢直尺

堅䠆疑當作堅邪
䠆疑當作儺

生疑當作死

前。（弦直也）載弦其前、載弦其軲。（玉篇云、軲与胡切。廣雅云、軲車也。畢云、軲音姑。案軲轂音相近。或轂字異文）而縣重於其前。是梯（舊作梯、據上文改。下同）挈且挈則行。凡重。上弗挈。下弗收。旁弗劫。則下直。㧓或害之也。沠（公羊傳。桓十年有云沠血。陸德明音義云。古流字）梯者不得沠。（舊作沠、據上改）直也。今也廢尺於平地。重不下無㮄也。（玉篇云、㮄蒲唐切。㮄欲行兒。正字通以㮄爲㮄字之俗）若夫繩之引軲也。是猶自舟中引横也。倚倍拒堅䠆（廣韻字書云。此字正字通云。俗字。舊注音塡、走貌）倚焉則不正。唯𨐨（𨐨字異文）石絫石耳。（已上以車觀言）夾寢（疑字省文）者法也。方石去地尺。句 關石於其下。句 縣絲於其上。句 使適至方石不下柱也。膠絲去石 句 挈也。絲絕 句 引也。未變而名易 句 收也。買。刀（讀爲梟）句 糴相爲賈。句 刀輕則糴不貴。句 刀重則糴不易 句 王刀無變 句 糴有變 句 歲變糴 句 則歲變刀。句 若鬻子賈盡也者盡。去其以不讎也。其所以不讎去。句 則讎舌賈也。宜不宜舌欲不欲若敗邦鬻室 句 嫁子無子 句 在軍不必其死生。聞戰亦不必其生。前也不懼今也懼。或知是之非此也。有知是之下。在此也。然而謂此南。北過而以已爲然。始也謂此南方。故今也謂此南

北疑當作比。二臭字疑皆當作具。

[illegible]疑當作[illegible]

易合於而疑當作斜合於中

亦疑當作其。招疑當作橋

校疑當作[illegible]

於施疑當作正[illegible]

遂疑當作[illegible]

俱(亦字疑衍)俱用北。鑒者之臭。於鑒無所不鑒。景之臭無數。句而必過正。故同處。其體句俱然鑒分。句鑒中之內。句鑒者近中。句則所鑒大。句景亦大。句遠中。則所鑒小。景亦小。而必正起於中。句緣正而長其直也。中之外鑒者近中。則所鑒大景亦大。遠中則所鑒小。景亦小。而必易合於而長其直也。鑒鑒者近則所鑒大。景亦大。亦遠所鑒小景亦小。而必正。景過正。(已上以鏡言)故招負衡木加。(舊作如以意改)重焉。而不撓。句極勝重也。(極謂權也)右校交繩。句無加焉。而撓極不勝重也。衡加重於其一旁。句必捶權重相若也。(此錘字假音。陸德明考工記音義云。直僞反。劉直危反)相衡則本短標長。(權猶杪末也)兩加焉重相若。句則標必下。句標得權也。挈有力也。引無力也。不正(舊作心以意改)所挈之止於施也。繩制挈之也。若以錐刺之。挈長句重者下。句短句輕者上。句上者愈得。下。句下者愈亡。句繩直權句重相若。句則正。(舊作心以意改)矣收上者愈喪。下者愈得。上者權重盡。則遂挈。(已上以權衡言)兩輪高。兩輪爲輲。(操記云。載以輲車。鄭注云。輲讀爲輇或作輇。說文云。輇蕃車下庳也。又鄭注旣夕記云。許叔重說有輻曰輪。無輻曰輇。)車梯也。重其前弦其

務疑當作婺
士疑當作土

二愚字疑皆當作遇

且疑當作且

二在字疑皆當作任

息疑當作止

之疑當作與

柂疑當作梔

正鑒疑當作二鑑立一
[illegible]疑當作遠
尒疑當作亦

(至說在所謂)疑逢(舊作逢下同以意改)爲務則士。爲牛廬者夏寒。逢也。擧之則輕。廢之則重。非有力也。沛從削非巧也。若石羽楯也。鬭者之敝也。以飲酒若以日中是不可智也。愚也。智與。以已爲然也與。愚也。俱俱一。若牛馬四足。惟是當牛馬數。牛數馬。則牛馬二。數牛馬則牛馬一。若數指指五而五一。長(已上釋經下說在俱一)宇徒而有處宇。宇南北。在且。有在莫。宇徙久。(已上釋經下宇或徙說在長宇久)無堅得白必相盈也。在堯善治。自今在諸古也。自古在之今則堯不能治也。(已上釋堯之義也云云至說在所義二)景光至景亡。若在盡古息。景二光夾一光一光者景也。景光之人煦若射。下者之人也高。高者之人也下。足敝下光。故成景於上首敝上光故成景於下。在遠近有端與於光。故景庫(舊作庫以意改)內也。景。日之光反燭人。則景在日與人之間。景。木柂(舊作言水斜)景短大。木正景長小。大小於木。則景大於木。非獨小也。(已上以表言文錯可詳)遠近臨正鑒。景寡。貌態白黑。遠近梔正。異於光鑒。景當俱就去尒當

二與字疑皆當作異
爲麋疑當作馬麋

三疑當作二
鬬疑當作鬭

是疑當作足

數疑當作假
二美字疑皆當作譏

也疑當作他
美疑當作義
報疑當作執

霍疑當作虎
蚓疑當作蜩
瑟疑當作蠡
琴疑當作長
二霍字疑皆當作虎
吉疑當作告

止。彼以此其然也。說是其然也。我以此其不然也。疑是其然也。謂四足獸 句 與生鳥 句 與物盡 句 與大小也。已上釋經下止類以行人云云至說在之大小 此然是必然則俱。爲麋同名。俱鬬不俱二三與鬬也。已上釋經下五行毋常勝云云。至二與鬬 包。句 肝。句 肺。句 子。句 愛也。橘茅 句 食與招也。已上釋經下愛食與招 白馬多白 句 視馬不多視 句 白與視也 已上釋經下白與視 爲麗不必麗。不必麗與暴也。爲非以人是不爲非若爲夫勇不爲夫爲屨。以買爲衣屨。夫與屨也。已上釋經下說與夫與屨同屨 二與一亡。句 不與一在。句 偏去未。有文 句 實也。而後謂之無文 句 實也。則無謂也。(不)若敷與美。句 謂是 句 則是固美也。謂也則是非美。句 無謂則報也。見不見離。一二不相盈。已上釋經下一偏棄之云云。至說在見與俱 俱一與二 廣循堅白。句 舉不重。句 不與箴 疑當云不舉箴 非力之任也。爲握者之傾 字未詳 倍。非智之任也。若耳目異。木與夜孰長。智與粟孰多。句 爵。句 親。行。賈。句 四者孰貴。句 麋與霍孰高。(麋與霍孰霍)。蚓與瑟孰偏偏。俱一無變。假。假必非也。而後假。狗假霍也。猶氏霍也。物或傷之然也。見之智也。吉之使智也。已上釋經下廣與徧云云。

良疑當作食。恕疑當作知。色免蚓圜當作蛇蟥蜿蟺。鳥折當作象櫻。諾疑當作況。於疑當作假。城員止疑當作城員正。擇疑當作釋。心疑當作止。心疑當作止。問疑當作知。員疑當作貢。

異二必異（句）二也。不連屬（句）不體也。不同所（句）不合也。不有同（句）不類也。（此釋經上異二不體不合不類。舊脫不體字。）同異交得。於福家良恕有無也。（此釋經上同異交得知有無。）比度多少也。免蚓還園去就也。鳥折用桐堅柔也。劍尤早死生也。處室子子母長少也。兩絕勝白黑也。中央旁也。論行(行行)學實是非也。難宿成未也。兄弟俱適也。身處志往存亡也。霍爲姓故也。賈宜貴賤也。（已上未詳。）諾超城員止也。相從相去。先知。是。可。五色。長短前後輕重援。（此釋經上諾不一利用。）執服難成。言務成之九則求執之。法法取同。觀巧傳法。取此擇彼。問故觀宜。（此釋經上服執說。巧轉則求其故。大益。法同則觀其同。以異則觀其宜。）以人之有黑者有不黑者也。止黑人。與以有愛於人有不愛於人心愛人。是孰宜心。彼舉然者。以爲此其然也。則舉不然者而問之。若聖人有非而不非正五諾皆人於知有說。過五諾。若員無直無說。用五諾若自然矣。

經說下第四十三

多疑當作名
字疑當作字
灑疑當作麗
命疑當作移
時疑當作特
工疑當作正
臧疑當作義
聖疑當作義
仗疑當作權
早疑當作甲
買疑當作鶉

病句亡也。此釋經上已成亡。使。令謂。句謂也不必成濕。句故也 盧云。方言自關而西。秦晉之間。凡志而不得。欲而不獲。高而有墜。得而中亡。謂之溼。郭璞注。若子引作濕。此濕字與方言義同。他合反 必往所為之成也。此釋經上使謂故。名。物。句達也。有實必待文多也。命之馬。句類也。若實也者必以是名也。命之臧。句私也。是名也止於是實也。聲出口俱有名 此釋經上名達類私。若姓字。字疑 灑謂狗犬命也狗犬。句舉也。叱狗句加也。此釋經上謂移舉加。知。傳受之句聞也。方不𡳐句說也。身觀焉句親也。此釋經上知聞說親。言所以為知者有三。得之傳受。是耳所聞也。非方土所阻。是人所說也。身自觀之。則親見也。前後文句。仿此例讀之。 所以謂句名也。所謂句實也。名實耦句合也。志行句為也 此釋經上名實合為。 聞。或告之句傳也。身觀焉句親也。此釋經上聞傳親。見。時者句體也。二者盡也。此釋經上見體盡。古兵立反中志工句正也。臧之為句宜也。非愈必不有必也。聖者用而勿必。必也者可勿疑。仗者兩而勿偏 此釋經上合正宜必。欲正權利。且惡正權害。 為。早臺句存也。病句亡也。買鬻句易也。霄與滑同 盡句蕩也。順長句治也。鼃買句化也。此釋經上為存亡易蕩治化。 同。二名一實句重同也。下外於兼句體同也。俱處於室句合同也。有以同句類同也。此釋經上同重體合類。

尺疑當作石

無盈似盈疑作與無俱盡

雖疑當作新　文疑當作之

雖疑當作新　言疑當作罹

雖疑當作新　非疑當作所　不疑當作否

盈無厚。於尺無所往而不得。（此釋經上盈莫不有也）得二堅異處不相盈相非。是相外也。（此釋經上堅白不相外也）攖。尺與尺俱不盡。端無端但盡。尺與或盡或不盡。堅白之攖相盡。體攖不相盡。端（此釋經上攖相得也）仳（字疑似）兩有（一本作日）端而后可。（此釋經上仳有以相攖有不相攖也）次。無厚而後可。（此釋經上次無間而不攖攖也）法。意規員三也。俱可以爲法（此釋經上法所若而然也）佴然也者民若法也。（此釋經上佴所然也）彼凡牛樞非牛兩也。無以非也。辯或謂之牛。謂之非牛。是爭彼也。是不俱當。不俱當。(不)必或不當。不若當犬。（此釋經上說所以明也彼不可兩不可也。辯爭彼也。辯勝當也）爲。句 欲雖其指。（雖即難異文）智不知其害。是智之罪也。若智之愼文也。無遺於其害也。而猶欲雖之。則離之。是猶食脯也。騷之利害。未可知也。（騷字疑[illegible]）（騷字假音。讀如山海經云食之已騷）欲而騷是不以所疑止所欲也。廧外之利害。未可知也。（俗字）趨之而得力則弗趨也。是以所疑止所欲也。觀爲窮知而縣於欲之理。（縣懸字異文。讀如縣挂之縣）雖脯而非愳也。（愳恐字異文。說無此字）難指而非愚也。所爲與不所與爲相疑也。非謀也。（此釋經上爲窮知而縣於欲也。大指言。所知一而。必待爲之。而權其利害否則懸于欲。不以疑而自止）已。句 爲衣 句 成也。治

但疑當レ作レ俱
儇昫　民疑當レ作二埒儇昫一
從疑當レ作レ從
夫疑當レ作レ矢
內疑當レ作レ穴
纑疑當レ作二纑閒一

西家南北。此釋三經上同異而俱之二于一一也。久彌二異時一也。守彌二異所一也窮。句或レ不レ容レ尺。有レ窮。句莫レ不レ容レ尺。句無レ窮也。此釋二經上窮或有レ前不レ容レ尺也一盡但二止動一。此釋二經上盡莫レ不レ然也始。時或有レ久或無レ久始當レ無レ久此釋二經上始當レ時也一化。若二鼃爲一レ鶉。此釋二經上化徵易也一損偏也者兼之體也。其體或去存。謂二其存者損一。此釋二經上損偏去也一儇昫經作秖民也此釋二經上儇秖秖一庫區穴若斯貌常此釋二經上庫易一也動。偏二祭從一者。戶樞免レ瑟。此釋二經上動或從一也止。無二久之不一レ止。當二牛非一レ馬。若二夫過一レ楹。有二久之不一レ止。當二馬非一レ馬。若二人過一レ斷。此釋二經上止以レ久也一。其義未レ詳必。謂二臺執者一也。臺疑握字。說文云。臺古文握。握執言執持必然者也。若二弟兄一然者。一不レ然者。必不必也是非レ必也。此釋二經上必不レ已也。同捷一本作楗與レ狂之同長也。心中自レ是往相若也。此釋二經上平同高也。同長以レ正相盡也。中同長也一厚。惟無レ所レ大。此釋二經上厚有レ所大也一。言惟其大無レ所レ加。是所レ謂也。圜。規寫レ支也。此釋二經上圜一中同長也一方。矩見レ支也。此釋二經上方柱隅四讙也一倍二尺與レ尺但去一。此釋二經上倍爲レ二也一端。是無同也。此釋二經上端體之無レ序而最前者一也有レ閒此與二下閒一當作閒。俱可レ改。謂二夾之者一也。此釋二經上有レ閒中也一閒。謂二夾者一也。尺前二於區穴一而後二於端一。不レ夾二於端與一レ區內一疑穴字及。及非二齊之及一也。此釋二經上閒不レ及レ旁也一纑虛也者。兩木之間。謂二其無一レ木者一也。此釋二經上纑閒虛也。盈。無レ

知其也耳也疑當作知其耳耳也

與疑當作譽　商疑當作常

諸口能之出民者疑當作謂口之能出民者也

猶石疑當作從名

之疑當作乎

其思耳也。是此釋經上慮作非也。所令非身弗行。此釋經上令。不爲所作也。任。爲身之所惡以成人之所急。此釋經上任士損己而益所爲也。言任俠輕財。勇。以其敢於是也命之、(不)以其不敢於彼也害之。此釋經上勇志之所以敢也。言勇敢。力。重之謂下。句與重奮也。此釋經上力刑之所以奮也。生。楹之生。楹當作盈形。商不可必也。此釋經上生刑與知處也。商不可也。言不可知也。臥。句夢。句平。句惔然。句利。得是而喜。則是利也。其害也非是也。害。得是而惡則是害也、其利也非是也。此釋經上臥知無知也。夢臥而以爲然也。平知無欲惡也。利所得而喜也。害所得而惡也。治。吾事治矣。人有治南北。此釋經上治求得也。譽之。必其行也、其言之忻。使人督之。此釋經上譽明美也。誹。必其行也。其言之忻。此釋經上誹明惡也。擧。告以文名擧彼實也。此釋經上擧擬實也。故言也者諸口能之出民者也。民若畫俿也。俿虎字異文。言也謂言猶石致也。石當作名。此釋經上言出擧也。且。自前曰且。自後曰已。方然亦且。若石者也。此釋經上且言然也。君。以若名者也。此釋經上君臣名通約也。名經上作萌誤。功。不待時若衣裘。此釋經上功利民也。功不待時若衣裘。句疑衍賞。罪不在禁、惟害無罪殆姑。上報下之功也、罰上報下之罪也。此釋經上賞上報下之功也。罪犯禁也。侗。二人而俱見是楹也。若是君(今)久。古今且莫。字。東

過疑當作遇
恕疑當作恕
恕疑當作怨
著疑當作者
芬疑當作愛
巧疑當作相
不疑當作必
止疑當作正
芬疑當作愛
不疑當作必
台疑當作治
嗛疑當作慊
惟疑當作雖

故小故有之不必然。無之必不然。（此釋經上故所得而後成也）體也若有端。大故有之必無然。若見之成見也。若二之一。尺之端也。（此釋經上體分於兼也）知材。知也者所以知也。而必知若明。慮。（此釋經上知材也）慮也者以其知有求也。而不必得之若睨知。（此釋經上慮求也）知也者以其知過物而能貌之若見恕。（此釋經上知接也）恕也者以其知論物。（此釋而其知之也著若明。（此釋經上恕明也）仁。愛己者非為用己也。不若愛馬著。若明。（此釋經上仁體愛也。言當觀仁于愛物）義。志以天下為芬而能能利之。不必用。（此釋經上義利也。言意以為美而施之。又忘其勞）禮。貴者公賤者名。而俱有敬僈焉。（僈慢字異文）等異論也。（此釋經上禮敬也）行。所為不善名行也。所為善名巧也。若為盜。（此釋經上行為也。言所為之事無善名是躬行也。有善名是巧于盜名也）實。其志氣之見也。使人如己。不若金聲玉服。（此釋經上實榮也）忠。不利弱子亥。足將入止容。（此釋經上忠以為利而強低也）孝。以親為芬而能能利親不必得。（此釋經上孝利親也。言不以為德）信。不以其言之當也。使人視城得金。（此釋經上信言合于意也）佴。與人遇人衆愪。（此釋經上佴自作也。字書無愪字）謂為是為是之台（一本作治）彼也。弗為也。（此釋經上謂作嗛也）廉。己惟為之。知其也䛐(也)。（一本作知）

其在言疑當作在其言
心疑當作忿
諄疑當作辞
以疑當作已
明疑當作閒
始疑當作殆
外內疑當作內外
內疑當作非
寡疑當作諄
重疑當作甚
州疑當作同

書亦作也　說在盡　句　以言爲盡誖。誖說其在言。無說而懼。說在弗心。惟吾謂非名也。則不可。說在仮。或過名也。說在實無窮不害兼。說在盈否。知　句　知之否之足用也諄。說在無以也。不知其數而知其盡也。說在明者　句　謂辯無勝必不當。說在辯。不知其所處不害愛之。說在喪子者。無不讓也。不可。說在始。仁義之爲外內也。內說在仵　仵亦作忤其義　顏。於一有知焉。有不知焉。說在存。學之益也。說在誹者。有指於二而不可逃。說在以二絫。　說文云。絫增也。从厶从糸。絫十黍之重也。漢書注孟康曰。絫音累。古　日。絫孟康音來戈反。此字書亦音壘之音　誹之可否　句　不以衆寡。說在可非。句　所知而弗能指。說在春也。逃臣狗犬貴者。非誹者諄。說在弗非　句　知狗而自謂不知犬　句　過也。說在重物　句　箕不甚。說在若是。通意後對。說在不知其誰謂也。取下以求上也。說在澤。是　句　是與是同。說在不州。　疑云不同

經說上第四十二

沈疑當作沉
具疑當作有
檻疑當作極
在疑當作任
從疑當作徙
住疑當作立
地疑當作杝
敷疑當作數
召疑當作合
枝疑當作收
正疑當作止
推疑當作柱
往疑當作住
廢疑當作靡

外內。使殷美。說在使。鑑團景一。不堅白說在荆之大。其沈淺也。說在具。無久與宇堅白說在因以檻爲搏。於以爲無知也。說在意。句 在諸其所然未者然。說在於是推之。意未可知。說在可用過作。即午字異文。玉篇云。件古與切。偶敵也。非此義 景不從說。在改爲。句 一少於二。而多於五。說在建。住景二。說在重。非半弗新 玉篇云。新知略切。破也。盧云。非此義。此當與斫斱義同。沅案斱即斮字異文耳。 則不動。說在端。句 景到在午有端與景長。說在端。可無也。有之而不可去。說在嘗然。句 景迎日說在摶。缶而不可擔。說在摶。句 景之小大。說在地缶遠近。句 宇進無近。說在敷。天而必缶。說在得。行 句 循以久。說在先後。句 貞而不撓。說在勝。一 句 法者之相與也盡。若方之相召也。說在方。句 契與枝板。說在薄。句 狂舉不可以知異。說在有不可。句 牛馬之非牛與可之同。說在兼。句 倚者不可正。說在剃。循此 句 循此與彼此同。說在異。句 推之必往。說在廢材 句 唱和同患。說在功。句 買無貴。說在仮 反字異文。下仿此 其賈。句 聞所不知若所知則兩知之。說在告。句 賈宜則讎。 售字古只作讎。後省。漢書高帝紀云。高祖每酤留飲。酒讎數倍。如淳曰。

必疑當作火

擢疑當作權

宜歐疑當作宜區。不待疑當作否。或疑當作域

到疑當作倒

監疑當作景。易疑當作施

大小。句五行毋常勝。說在宜。物盡句同名。句二與鬭。句愛食與招。句白與視。句麗與夫與履。句一偏棄之。謂而固〔固言固〕是也。說在因。不可偏去而二。說在見與俱。句一與二。句廣與循。句無欲惡之爲益損也。說在宜句不能而不害。說在害。句損而不害說在餘。句異類不比〔說文無比字。玉篇云。比必切。鳴比比〕。說在量。句知而不以五路。說在久。句偏去莫加少。說在故。句必熱。說在頓。假句必誖。說在不然句知其所以不知。說在以名取。物之所以然句與所以知之句與所以使人知之。句不必同。說在病。無句不必待有。說在所謂。句異說在逢句循遇過。擢慮不疑。說在有無。合與一。句或復否。說在拒且然句不可正。而下害用工。說在宜歐。句物一體也。說在俱一句惟是。均之絕不。說在所均。句宇或徙。〔舊作從。〕〔舊以意改〕說在長宇久。句堯之義也。生於今而處於古。而異時。說在所義。二句臨鑑而立。句景到。〔舊今從影倒字正文〕多而若少。〔舊若字〕說在寡區。句狗犬也。而殺狗非句殺犬也可。說在重。句鑑位〔舊云。鑑立。古位立字通〕量一小而易。一大而缶。說在中之句

放疑當作知
守疑當作宇
從疑當作從
人疑當作之

通約也。合句缶宜句必。句功利民也。欲缶權利。且惡缶權害。賞上報下之功也。爲句存亡易蕩治化。句罪犯禁也。同句重體合類。句罰上報下之罪也。異句二體不合不類。句同異而俱於之一也。同異交得。放有無。句久彌異時也。（言不易其時、故曰久）守彌異所也。（言不移其所、故曰守）聞耳之聽也。窮或有前不容尺也。循（句據云從）所聞而得其意。心之（舊作也、據下文改）察也。盡莫不然也。言口之利也。始當時也。執句所言而意得見。心之辯也。化徵易也。諾不一利用。句損句偏去也。（言損是去其半）服執說。（舊利。沅案。舊利二字舊注未詳其義）巧轉句則求其故。大益。句儇积秖。（句經說上作昫）法同則觀其同。句庫（舊云。庫疑庳與障同。見下文）易也。法異則觀其宜。句動或從也。止因以別道。讀此書旁行。缶無非。（說文云。非違也。从飛下翅取其相背。言此篇當旁行讀之。即正讀亦無背于文義也。此篇舊或每句兩截分寫。如新考定本。故云旁行可讀）

經下第四十一

止類以行人。句說在同。所存句與者。於存與孰存。駟異說推類之難。說在之

讙疑當作維
低疑當作若

卷之十

經上第四十

此翟自著。故號曰經。中亦無子墨子曰云云。按宋潛溪云。上卷七篇號曰經。中卷下卷六篇號曰論。上卷七篇則自親士至三辯也。此經似反不在其數。然本書固有經。詞亦最古。豈後人移其篇第與。唐宋傳注亦無引此。故譌錯獨多。不可句讀也。

故所得而後成也。說文云。故使為之也。或與固同。事之固然言已得成也 止以久也。以同已 體分於兼也。孟子云。有聖人之一體 必不已也。言事必行 知材也。言材知 平同高也。言上平 慮求也。謀慮有求 同長以缶相盡也。缶即正字。盧云。缶古文正亦作缶。沅按。唐大周石刻投心缶覺如此 知接也。知以接物 中同長也。中孔四量如一 恕明也。推己及人故曰明 厚有所大也。仁體愛也。日中句缶南也。義利也。易曰。利者義之和 直參也。說文云。直正見也。論語子曰。立則見其參於前 禮敬也。圜一中同長也。言一中孔也。量之四面同長 行為也。方柱隅四讙也。實榮也。實至則名榮 倍為二也。倍之是為二 忠以為利而強低也。言以利人為志。而能自下 端體之無序而最前者也。序言次序。說文云。端物初生之題也 孝利親也。有閒中也。間隙是二者之中 信

ものは言行を愼むべし

乘・睢刑殘。莫レ大レ焉。夫爲二弟子後生其師一、必脩二其言一、法二其行一、力不レ足、知弗レ及而後已。今孔某之行如レ此、儒士則可二以疑一矣。

苟生。今與レ女爲ニ苟義。夫飢約則不レ亂ニ(忘)妄取一。以活レ身。羸鮑僞行。以自飾ニ汙邪一。詐僞孰大ニ於此一。

孔某與ニ其門弟子一間坐。曰。夫舜見ニ瞽叟一就然。此時天下圾乎。周公旦非ニ其人一也邪。何爲亦舍ニ家室。而託寓也。孔某所レ行。心術所レ至也。其徒屬弟子。皆效ニ孔某。子貢季路輔ニ孔悝一亂ニ乎衛。陽虎亂ニ乎齊。佛肸以ニ中牟一叛。

孔某其門弟子と間坐す。曰く、夫の舜(一)は瞽叟を見て蹙然たり、此時天下圾乎たり。周公旦は其れ人に非ざるか。何爲れぞ亦家室を舍てて託寓するやと。孔某の行ふ所(二)、心術の至る所や、其の徒屬弟子、皆孔某に效へり。子貢季路(三)は孔悝を輔けて衛に亂し、陽虎は齊に亂し、佛肸は中牟を以て叛き、漆雕は刑殘せらる。焉より大なるは莫し。夫れ弟子(四)後生の其師となるや、必ず其の言を脩め其行を法とし、力足らず、知及ばずして、而る後に已む。今孔某の行此の如し。儒士は以て疑ふ可し。

(一) 孔某舜を論ずるに曰ふ舜が天子となりて其の父瞽叟を見たるとき何如にも蹙然として憂へ安んぜざる貌あり子として父を臣としたる此の時に於ては上下の順亂れ天下岌々として危かりき (二) 又周公旦は仁人に非ざるべし若し仁人ならば何故に其の家室を舍てて身を他處に託寓するやと周公が管蔡の流言に因りて姑く東土に在りしことをいふ (三) 子貢季路以下孔門の人を擧げて其の師に效ひて非行を爲せしを譏りたるなり (四) 弟子後生の師となる

相魯君而走。季孫與邑人爭門關。決植。孔某窮於蔡陳之間。藜羹不糝。十日。子路爲亨豚。孔某不問肉之所由來而食。褫人衣以酤酒。孔某不問酒之所由來而飲。哀公迎孔某。席不端弗坐。割不正弗食。子路進請曰。何其與陳蔡反也。孔某曰。來吾與女。曩與女爲

(一) 魯公に忠を致さず反て其臣の季孫に心を寄せたり、然るに季孫は魯君に相とし罪ありて逃れんとして門關を爭ひしとき門の柱を拔きて季孫を逃れしめたり、植は柱、決は抉なり

孔某蔡陳の間に窮し、藜羹糝せざると十日、子路爲に豚を烹る。孔某肉の由りて來る所を問はずして食へり。人衣を褫うて以て酒を酤ふ。孔某酒の由りて來る所を問はずして飲めり。哀公孔某を迎ふるに、席端しからざれば坐せず、割く正しからざれば食はず。子路進み請うて曰く、何ぞ其の陳蔡と反するやと。孔某曰く、來れ吾汝に語らん。曩に女と苟生を爲し、今は女と苟義を爲すと。夫れ飢約すれば妄取を辭せずして以て身を活し、贏飽僞行して、以て自ら汙邪を飾る。詐僞孰か此れより大ならん。

(二) 糝は米を以て羹に和するなり米を食はざること十日 (三) 肉のきりめなり (四) 陳蔡に窮せしときは正不正を問はずして肉を食ひ酒を飲みしに今は席端からず割の正からざれば食はずと彼此相反するは何如と問ひしなり (五) 苟生とはいやしくも生きるにて唯生きて居れば何事をするもよしとしたりとなり (六) 此の時はかりにも義でなくてはならぬと思ひしなりと (七) 困約の時は妄りに取りて身の活をはかり餘りあれば心にもなき僞行を爲して醜行を飾る

孔乃恚ニ怒於景公與ニ晏子一。乃樹ニ鴟夷子皮於田常之門一。告ニ南郭惠子一以レ所レ欲レ爲。歸ニ於魯一。有レ頃聞ニ齊將レ伐レ魯。告ニ子貢一曰。賜乎舉ニ大事於今之時一矣。乃遣ニ子貢一之レ齊。因ニ南郭惠子一。以見ニ田常一。勸レ之伐レ吳。以敎ニ高國鮑晏一使レ毋レ得レ害ニ田常之亂一。勸レ越伐レ吳。三年之內。齊吳破國之難。伏尸以言術數。孔某之誅也。

孔乃ち景公と晏子とを恚怒し、乃ち鴟夷子皮（一）を田常の門に樹て、南郭惠子に告ぐるに爲さんと欲する所を以てして、魯に歸りぬ。頃くありて齊將に魯を伐たんとするを聞ひ、子貢に告げて曰く、賜乎、大事を今の時に擧げよと。乃ち子貢を遣はして齊に之かしめ、南郭惠子に因りて以て田常を見、之を勸めて吳を伐たしめ、以て高國鮑晏に敎へて、田常の亂を害するを得る毋らしめ、越を勸めて吳（二）を伐たしめ、三年の內、齊吳破國の難、（三）伏尸億率を以て數へしば、孔某の誅なり。

（一）鴟夷子皮なる人を齊の權臣田常の家に收用せしむ又南郭惠子に自己の報復陰謀を告ぐ（二）吳を伐たしむるは齊の魯を伐たんとする計を他に轉ぜしなり（三）死者の邱山なるをいふ

孔謀爲ニ魯司寇一。舍ニ公家一而奉ニ季孫一。季孫

孔某魯の司寇となり、公家を舍てて季孫に奉じ、季孫魯君に相として走り、季孫邑人と門關を爭ふとき、植を決せり。

可使守職。宗喪循哀。不可使慈民。機服勉容。不可使導衆。孔某盛容脩飾。以蠱世。弦歌鼓舞。以聚徒。繁登降之禮。以示儀。務趨翔之節。以勸衆。儒學不可使議世。勞思不可以補民。桑壽不能盡其學。當年不能行其禮。積財不能贍其樂。繁飾邪術。以營世君。盛爲聲樂。以淫愚民。其道不可以期世。其學不可以導衆。今君封之。以利齊俗。非所以導國先衆。公曰。善。於是厚其禮。留其封。敬見而不問其道。

からず、桑壽も其學を盡す能はず。壯年も其禮を行ふこと能はず、積財も其樂を贍はす能はず。邪術を繁飾して、以て世君を營惑し、盛に聲樂を僞して、以て愚民を淫す。其道は以て世に示す可からず、其學は以て衆を導く可からず。今君之を封じて以て齊俗を移すは、國を導き衆に先んずる所以に非ずと。公曰く、善しと。是に於て其禮を厚くし、其封を留め、敬見すれども其道を問はず。

(一) 地名、言ふは其地を與へんとす (二) 尊大にして自分勝手のものなり (三) 音樂を好みて人を淫縦にみちびく (四) 天命といふことを固執して務めを怠る (五) 喪のことを重んじ哀に循ひ長く止めず言ふは久安を以て下民を強ふる如きは民を慈保する所以にあらず故に民に長たらしむ可からず (六) 基本に機は危と同じ高き意とあり高冠を戴し容を飾るなり (七) 上に記す如く種々煩雜なる禮法形容を設けたる故に老境に至るも其の學を卒ふる能はず壯年の人も其の煩に堪へずして其の禮を行ふ能はざらん (八) 積財ありとも音樂の費用大なる故に十分に足る能はず (九) 齊の風俗を華奢に移すなり

(而)從一也。行義可レ明二乎民一。謀慮可レ通二乎君臣一。今孔某深慮同謀。以奉レ賊。勞レ思盡レ知。以行レ邪。勸レ下亂レ上。敎レ臣殺レ君。非二賢人之行一也。入二人之國一。而與二人之賊一。非二義之類一也。知二人不忠一。趣レ之爲レ亂。非二仁義之人一也。逃レ人而後謀。避レ人而后言。行義不レ可レ明二於民一。謀慮不レ可レ通二於君臣一。嬰不レ知二孔某之有一レ異二於白公一也。是以不レ對。景公曰。嗚乎貺二寡人一者衆矣。非二夫子一。則吾終身不レ知下孔某之與二白公一同上也。

身安きをいふ　(二)明かにせずして蔭にありて謀り又は言ひ甚だ陰險なる所行なりと　(三)白公の如き國君を殺さんとする故に加擔すと　(四)嬰の說を聽きて曰ふ、夫子の言は寡人に益すること衆しと

孔某之レ齊見二景公一。景公說。欲三封レ之以二尼谿一。以告二晏子一。晏子曰。不可。夫儒浩居而自順者也。不レ可二以敎一レ下。好レ樂而淫レ人。不レ可レ使二親治一。立レ命而怠レ事。不レ

孔某齊に之き景公に見ゆ。景公說び、之を封ずるに尼谿(一)を以てせんと欲し、以て晏子に告ぐ。晏子曰く、不可なり。夫れ儒は浩居(二)して自ら順ふ者なり。以て下に敎ふ可からず。(三)樂を好んで人を淫す、親ら治めしむ可からず。(四)命を立てて事を怠る、職を守らしむ可からず。(五)喪を宗び哀に循ふ。民を慈せしむ可からず。機服容を勉む、衆を導かしむ可からず。孔某盛容脩飾して、以て世を蠱はし、(六)弦歌鼓舞して、以て徒を聚め、登降の禮を繁くして、以て儀を示し、趨翔の節を務めて、以て衆を勸む。博學なるも世を議せしむ可からず、勞思するも以て民を補ふ可

也。晏子對曰。嬰不肖不足以知賢人。雖然嬰聞所謂賢人者。入人之國。必務合其君臣之親。而弭其上下之怨。孔某之荊。知白公之謀。而奉之以石乞。君身幾滅。而白公僇。嬰聞。賢人得上不虛。得下不危。言聽於君。必利人。教行下。必於上。是以言明而易知也。行易

く、賢人上に得れば虛(三)しからず、下に得れば(四)危からず。言君に聽かるれば、必ず人を利し、敎下に行はるれば、必ず上を利す。是を以て言明にして知り易く、行從ひ易く、行義民に明なる可く、謀慮君臣に通ず可し。今孔某は深慮同謀して以て賊を奉じ、思を勞し知を盡して以て邪を行ひ、下を勸めて上を亂り、臣に敎へて君を殺さしむ。賢人の行に非ざるなり。人の國に入りて人の(五)賊に與す。義の類に非ざるなり。(六)人の不忠を知りて之を趣して亂を爲す。仁義の人に非ざるなり。人を逃れて而る後に謀り、人を避けて而る后に言ふ。行義民に明にすべからず、謀慮君臣に通ず可からず。嬰は孔某の白公に異なることあるを知らず、是を以て對へずと。景公曰く、嗚乎(七)寡人に貺ふ者衆し。夫子に非ざれば、吾終身孔某の白公と同じきを知らざるなりと。

（一）荊は楚國なり、白公勝は父が楚平王に殺されたる故に石乞とともに兵を擧げ平王の孫なる惠王を滅さんとして遂げず自殺せらる　（二）石乞を白公にすゝめて其の謀を助けしとなり　（三）虛からずは國に功あるをいふ　（四）其

利二使一已一雖恐レ後言レ君。若言而未レ有レ利焉。則高拱下視。會噎爲レ深曰。惟其未二之學一也。用誰レ急遺行遠矣。夫一道術學業仁義也。昔大以治レ人。小以任レ官。遠施二用徧。近以循レ身。不レ義不レ處。非レ理不レ行。務興二天下之利一。曲直周旋。利則止。此君子之道也。以二所レ聞孔某之行一。則本與レ此相反謬也。

んことを恐れ言ひて利あらずと見れば高拱とて手を拱して打ち視るのみ決して言はず（七）言ふは喉に食のつかへて口のきけざる如く一言もせず深く沈黙し某は未だ此事を學はずとて逃れるなり（八）急な場合とても遺行とて遠く去て顧みず（九）夫れ一の道術云々の意は古も今も道術學業は一のものなり、然るに古は之を善用し今の孔某の行と相異せるは何事ぞやとなり

齊景公問二晏子一曰。孔子爲レ人何如。晏子不レ對。公又復問不レ對。景公曰。以二孔某一語二寡人一者衆矣。俱以二賢人一也。今寡人問レ之。而子不レ對何。

齊の景公晏子に問うて曰く、孔子の人と爲り何如と。晏子對へず。公又復問ふも對へず。景公曰く、孔某を以て寡人に語る者衆し。俱に賢人を以てす。今寡人之を問うて、子對へざるは何ぞやと。晏子對へて曰く、嬰不肖にして以て賢人を知るに足らず。然りと雖も、嬰聞く、所謂賢人は、人の國に入れば、必ず務めて其君臣の親を合せて、其の上下の怨を弭むと。孔某荊に之き、白公の謀を知りて、之に奉ずるに石乞を以てし、君の身幾ど滅せんとして、白公僇せられき。嬰聞

之以鳴。弗レ擊不レ鳴。隱ニ知豫ー。力ニ恬漠ー。待レ問而後對。雖レ有ニ君親之大利ー。弗レ問不レ言。若將レ有ニ大寇亂ー。盜賊將レ作。若機辟將レ發也。他人不レ知。己獨知レ之。雖ニ其君親皆在ー。不レ問不レ言。是夫大亂之賊也。以レ是爲ニ人臣ー不レ忠。爲レ子不レ孝。事レ兄不ニ弟交ー。遇レ人不ニ貞良ー。夫執レ後不レ言ニ之朝ー。物見レ

若しくは機辟將に發せんとするとき、他人知らずして、己れ獨り之を知らんに、其の君親皆在り(四)と雖も、問はざれば言はずとせば、是れ夫の大亂の賊なり。是れを以て人臣となれば忠ならず。子となれば孝ならず、兄に事ふれば弟友ならず、人を遇するに貞良ならず。夫れ後を執りて(五)之を朝に言はず、物己れに利便なるを見れば、唯後を(六)恐れて君に言ひ、若し言つて利あらざれば、高拱下視し、會噎(七)し深を爲して曰く、惟其れ未だ之を學ばざるなり。用て急なり(八)と雖も遺行遠し。夫れ一の道術學業仁義や、皆大は以て人を治め、小は以て官を任じ、遠くは周偏(九)に施し、近くは以て身を修め、義ならざれば處らず。理に非ざれば行はず、務めて天下の利を興し、曲直周旋利に止るは、此れ君子の道なり。聞く所の孔某の行を以てすれば、本此れと相反謬す。

(一) これ人より事を問へば答へ問はざれば答へずとの意なり (二) 前以て知り居れることをかくして言はず (三) 靜漠恬淡として靜かにすまして事に關係せぬことを務む (四) 物をはねとばすばねの如し危急の事起らんとするをいふ (五) 成るべく後にし言はざるやうに固執して朝廷に明言せず (六) 己れに便利だと見れば君に言ふことの後れ

者欲三不レ逐レ奔。揜函弗レ射。施則助二之胥車一。雖レ藎レ能。猶且不レ得レ爲二君子一也。意暴殘之國也。聖人將下爲レ世除レ害。興レ師誅罰。勝將因用二傳術一。令二士卒一曰上。毋レ逐レ奔。揜函勿レ射。施則助二之胥車一。暴亂之人也。得レ活。天下害不レ除。是爲下羣二殘父母一而深賤上レ世也。不義莫レ大レ焉。

母を羣(四)り殘して、深く世を賊することを爲すなり。不義焉より大なるはなし。

(一) 某本に揜函は赫※にして奄卒の意とあり、敵の窮極したる場合には射ず (二) 胥車は某本に輜重を送る車とし、施を移すとす輜重車に過へば之を奪はずして之を助くるなり、移は送るにて輜重を送るならん (三) 能く藎くすとは力を盡くして敵を助くと雖もやはり君子にはなれず何となれば暴人同士の戰なればむしろ亡びるが至ひなればなり (四) 惡者相羣りて父母をそこない世を害するなり

又曰。君子若レ鍾。撃レ之則鳴。弗レ撃不レ鳴。應レ之曰。夫仁人事レ上竭レ忠。事レ親得レ孝。務レ善則美。有レ過則諫。此爲二人臣一之道也。今撃レ

又曰く、君子は鐘(一)の若し。之を撃てば鳴り、撃たざれば鳴らずと。之に應へて曰く、夫れ仁人は上に事へて忠を竭し、親に事へて孝を務む。善を得れば美とし過あれば諫む。此れ人臣たるの道なり。今之を撃てば以て鳴り、撃たざれば鳴らず。知豫(二)を隱し、恬漠(三)を力め、問を待つて而る後に對へ、君親の大利ありと雖も、問はざれば言はず。若しくは將に大寇亂あらんとし、盜賊將に作らんとし、

皆君子也。而羿伃奚仲巧垂皆小人邪。且其所ㇾ循。人必或ㇾ作ㇾ之。然則其所ㇾ循。皆小人道也。

因りて遁るなれば君子にして羿伃は創作の人なれば皆小人なるか豈其の理あらんや ○ 循ふべき創作の人たり、

又曰。君子勝不ㇾ逐ㇾ奔。揜函弗ㇾ射。施則助二之胥車一。應ㇾ之曰。若皆仁人也。則無二說而相與一。仁人以二其取舍是非之理一相告。無ㇾ故從ㇾ有ㇾ故也。弗ㇾ知從ㇾ有ㇾ知也。無ㇾ辭必服。見ㇾ善必遷。何故相敵。若兩暴交爭。其勝

又曰く、君子は勝てども奔るを逐はず、揜函は射ず、施すれば之が胥車を助くと。之に應へて曰く、若し仁人ならば、說の相敵するなけん。仁人は其取舍是非の理を以て相告げ、故なきは故あるに從ひ、知らざるは知るあるに從ひ、辭なきは必ず服し、善を見れば必ず遷る。何の故に相敵せん。若し兩暴交〻爭はば、其の勝つ者は奔るを逐はず、揜函は射ず、施すれば之が胥車を助けんと欲し、能を盡すと雖も、猶ほ且君子たるを得ず。意〻暴殘の國ならば、聖人は將に世の爲に害を除き、師を興して誅罰せんとす。勝つときは將に因つて儒術を用ひ、士卒に令して曰はんとす。奔るを逐ふ毋れ、揜函は射るなかれ、施せば之が胥車を助けよとならば、暴亂の人は活するを得て、天下の害除かじ。是れ父

矣。因二人之家一擧以爲。恃二人之野一以爲レ尊。富人有レ喪。乃大説喜曰。此衣食之端也。

儒者曰。君子必服二古言一。然後仁。應レ之曰。所レ謂古レ之者。皆嘗新矣。而古人服レ之者君子也。然則必法非二君子則服一。言非二君子之言一而後仁乎。

又曰。君子循而不レ作。應レ之曰。古者羿作レ弓。伃作レ甲。奚仲作レ車。巧垂作レ舟。然則今之鮑函車匠。

儒者曰く、君子は必ず古言を服して、然して後に仁と。之に應へて曰く、所謂之を古とする者は、(一)皆嘗て新なり。而るに古人(之を言ひ)之を服すれば君子なりと。然らば則ち(二)必ずしも服は君子の服に非ず。言は君子の言に非ずして、而る後に仁なる乎。

(一) 古といふも其の始めは新なりしなり (二) 古人が之を言ひ之を服すれば君子也と言はゞ必しも君子の服君子の言にあらざるも仁なるか

又曰く、君子は循つて作らず(一)と。之に應へて曰く、古者羿は弓を作り、伃は甲を作り、奚仲は車を作り、巧垂は舟を作れり。然らば則ち今の鮑函車匠(二)は皆君子にして、羿伃奚仲巧垂は皆小人なるや。且其の循ふ所は、人必ず之を作るあり。然らば則ち其の循ふ所は皆小人の道なり。

(一) 人の作りたるものに循ひて之を造り自ら創作せずと (二) 今のかばん又車を造る工匠は人の創作せるものに

以淫レ人。久喪僞哀以謾レ親。立レ命緩レ貧而高浩居。倍レ本棄レ事而安ニ怠傲一。貪ニ於飲酒一。惰ニ於作務一。陷ニ於飢寒一。危ニ於凍餒一。無ニ以違レ之。是若ニ人(氣)鼸鼠藏。而羝羊視。賁彘起。君子笑レ之。怒曰。散人焉知ニ良儒一。夫夏乞ニ麥禾一。五穀既收。大喪是隨。子姓皆從。得レ厭ニ飲食一。畢治ニ數喪一。足ニ以至一

に緩にして、高く浩居し、本に倍き事を棄てて怠傲に安んじ、飲酒を貪り、作務に惰り、飢寒に陥り、凍餒に危きも、以て之を違ることなし。是れ(乞)人の鼸鼠藏(四)して、(五)羝羊視し、(六)賁彘起するが若し。君子之を笑へば、怒りて曰く、(七)散人焉んぞ良儒を知らんと。夫れ夏は麥禾を乞ひ、五穀既に收れば、(八)大喪に是れ隨ひ、子姓皆從つて飲食に厭くことを得、畢く數喪を治むれば、以て至すに足る。(九)人の家に因つて以て肥を爲し、人の野を恃みて以て尊を爲し、富人喪あれば、乃ち大いに説喜して曰く、此れ衣食の端なり。

(一) 種々樂を以てうるさく外飾を爲して人を淫僻に導き (二) 喪に服することを久しく哭泣の禮を設け僞哀を爲して親を欺き (三) 天命といふことを立説してわざ／＼貧乏に安んじて高く行ひすまし (四) 鼸鼠は田鼠むぐらもちなり、口頰中に食を藏めたくはふ、貪ることをいふなり (五) 牡羊の如き眼を爲して利をさがし求む (六) 賁は憤なり、猛り怒りたる豬の如くおこりたつ云々、以上儒者の所行を非とす (七) 無用の人 (八) 五穀既に收まり麥禾の乞ひ求むるものなければ人家に往き喪事に關して食を得、數喪を治むれば富みの生活を得 (九) 人の財に因て我身を肥すなり

夫憂二妻子一以大二負累一。有曰。所二以重一レ親也。為レ欲レ厚レ所二至私一。輕レ所二至重一。豈非二大姦一也哉。

決して祭祀を樂ずる故といふに非ず

有強執二有命一以説議曰。壽夭貧富。安危治亂。固有二天命一。不レ可二損益一。窮達賞罰幸否有レ極。人之知力不レ能レ為焉。羣吏信レ之。則怠二於分職一。庶人信レ之。則怠二於從一レ事。不レ治則亂。農事緩則貧。貧且亂政之本。而儒者以為二道教一。是賊二天下之人一者也。

(一)有強ひて有命を執つて以て説議して曰く、壽夭貧富、安危治亂は固より天命あり。損益す可からず。窮達賞罰幸否極(二)あり、人の知力為す能はずと。羣吏之を信ずれば分職に怠り、庶人之を信ずれば、事に從ふに怠る。〔吏〕治めざれば亂れ、農事緩(三)なれば貧し。貧且亂なれば、政の本に〔倍く〕。而るを儒者は以て道教と為す。是れ天下の人を賊する者なり。

(一) 此の段は前の非命篇と意を同じくす (二) 極ありはきまりがついて居るといふなり (三) 緩は緩怠にてなまけおこたるなり

且夫繁二飾禮一

且夫れ禮〔樂〕(一)を繁飾して以て人を淫し、久喪偽哀(二)して以て親を謾き、命を立て(三)貧

焉。以爲實在。則戇愚甚矣。如其亡也。必求焉。僞亦大矣。取妻身迎。祗褍爲僕。秉轡授綏。如仰嚴親。昏禮威儀。如承祭祀。顚覆上下。悖逆父母。下則妻子。妻子上侵事親。若此可謂孝乎。

ち迎ひにゆき恰も其僕者の如く手綱をとり妻が車に上るとき取る所の綏を授けて親に對する如く祭祀を爲すときの如き儀式を爲すは上下顚倒の事なりと

儒者迎妻。妻之奉祭祀。子將守宗廟。故重之。應之曰。此誣言也。其宗兄守其先宗廟數十年。死喪之其。兄弟之妻。奉其先之祭祀弗散。則喪妻子三年。必非以守奉祭祀也。

儒者〔曰く〕、妻を迎ふるは妻と祭祀を奉じ、子は將に宗廟を守らんとす。故に之を重んずと。之に應へて曰く、(一)此れ誣言なり。其宗兄其先の宗廟を守ること數十年、死すれば之に喪すること期にして、兄弟の妻其先の祭祀を奉ずるも服せず。妻子に喪すること三年なるは、必ず以て祭祀を守奉するに非ず。夫れ妻子を愛するは、已に負累を大いにす。有曰く、親を重んずる所以なりと。至私する所を厚くせんと欲する爲に、至重すべき(一)所を輕んぜば、豈大姦に非ずや。

(一) 誣言はしひ言にて眞實にあらず、儒者は妻を迎ふるを愼重にするは之れと先の祭祀を奉ずる爲め又子は宗廟を守るもの故に之を重んずといふもこれは誣言である、何となれば家の宗兄は先の宗廟を守ること數十年なるに死すれば僅かに期年の喪兄弟の妻は其の祭祀を奉ずるも死して之が爲めに喪服せず、妻子にのみ喪すること三年なるは

三年。(其)妻後子三年。伯父叔父弟兄庶子其。戚族人五月。若以親疏爲歲月之數。則親者多。而疏者少矣。是妻後子與父同也。若以尊卑爲歲月數。則是尊其妻子與父母同。而親伯父宗兄而卑子也。逆孰大焉。其親死列尸弗。登屋窺井。挑鼠穴。探滌器。而求其人

なる者少し。是れ妻、後子と父と同じきなり。若し尊卑を以て歲月の數を爲さば、是れ其の妻子を尊ぶこと父母と同じく、伯父宗兄を視ること、卑子の而きなり、逆孰れか焉れより大ならん。其の親死すれば尸を列して〔斂め〕ず、屋に登り井を窺ひ、鼠穴を挑げ、滌器を探りて、其人を求む。以て實に在りと爲さば、戇愚甚だし。如し其亡きに、必ず求めば、僞も亦大なり。妻を取るに身迎し、玄端して僕と爲り、轡を秉り綏を授け、嚴親を仰ぐが如く、昏禮の威儀、祭祀を承くるが如し。上下を顚覆し、父母に悖逆し、下りて妻子に則り、妻子上りて父母を侵す。此の若きは孝と謂ふ可けん。

(一) 術は殺にて親疎の差等あるをいふ (二) 等は等級なり、尊卑により次第するなり (三) 後子はあとつぎの子なり (四) 朞は一年の喪なり (五) 親戚なり (六) 儒者の服喪の法は親疎尊卑の次第により考ふるも兩ながら失したるをいふ、言ふは親疎といふことからすれば妻と後子とは親しき故に父と同一の喪を服することになる、又尊卑よりすれば卑き妻子の喪を長くし尊き伯叔父の喪を短くするは尊卑を顚倒するなり (七) 理に戻りたること最大なり (八) 言ふは親が死したるとき死體を其の儘におきて屋根に登り又井戸をのぞき鼠穴を開き洗滌器を探りて親を求むるは是れ其の親未だ死せりとせず、其魂魄を呼び戻さんとの意なり。(九) 言ふは妻を娶るとき玄端とて正服を衣て自か

下衣食之財。將必不足矣。若以爲政乎天下。上以事天鬼。天鬼不使。下以待養百姓。百姓不利。必離散不可得用也。是以入守則不固。出誅則不勝。故雖昔者三代暴王。桀紂幽厲之所以共抎其國家。傾覆其社稷者。此也。是故子墨子言曰。今天下則士君子。中實將欲求興天下之利。除天下之害。當若有命者言也。曰。命者暴王所作。窮人所術。非仁者之言也。今之爲仁義者。將不可不察而強非者。此也。

（一）貴に在ては貴き位貴に在りてなり（二）待養は扶持養育するなり抎は失なり（三）之殷の六非樂篇に解あり

非儒上第三十八　闕

非儒下第三十九

大意言ふ儒者の主意とする所は葬喪を始め行々道に背くこと多し

儒者曰。親親有術。尊賢有等。言親疏尊卑之異也。其禮曰。喪父母

儒者曰く、親を親むに術あり（一）、賢を尊ぶに等あり（二）。親疏尊卑の異なるを言ふなりと。其禮に曰く、父母に喪すること三年、妻、後子にも三年（三）、伯父叔父弟兄庶子は期（四）、戚族人は五月と（五）。若し親疏を以て歲月の數を爲さば（六）、親き者多く、疏

王公大人蕢。若信二有命一而致レ行レ之。則必怠二乎聽レ獄治レ政矣。卿大夫必怠三乎治二官府一矣。農夫必怠二乎耕稼樹藝一矣。婦人必怠二乎紡績織紝一矣。王公大人。怠二乎聽レ獄治レ政。卿大夫怠三乎治二官府一。則我以爲。天下必亂矣。農夫怠二乎耕稼樹藝一。婦人怠二乎紡績織紝一。則我以爲。天

を聽き政を治むるに怠らん。卿大夫は必ず官府を治むるに怠らん。農夫は必ず耕稼樹藝に怠らん。婦人は必ず紡績織紝に怠らん。王公大人獄を聽き政を治むるに怠り、卿大夫官府を治むるに怠らば、我は以爲らく、天下必ず亂れん。農夫耕稼樹藝に怠り、婦人紡績織紝に怠らば、我以爲らく、天下衣食の財、將に必ず足らざらんとす。若し以て政を天下に爲さば、上以て天鬼に事ふれば、天鬼便とせず。下以て百姓を持養すれば、百姓利とせず。必ず離散して用ふるを得可からず。是を以て入り守れば固からず、出で誅すれば勝たず。故に昔者三代の暴王、桀紂幽厲の其國家を失抎し、其社稷を傾覆する所以の者と雖も此れなり。

是故に子墨子言つて曰く、今天下の士君子、中實に將に天下の利を興し、天下の害を除かんと求めんと欲せば、若の有命者の言の當きは、〔強めて非とせざる可らず〕。曰く、命なる者は暴王の作す所、窮人の述ぶる所にして、仁者の言に非ず。今の仁義を爲す者は、將に察して強めて非とせざる可からざる者は此れなり。

不ㇾ強必亂。強必寧。不ㇾ強必危。故不二敢怠倦一。今也。卿大夫之所下以竭二股肱之力一。殫二其思慮之知一。內治二官府一。外斂二關市山林澤梁之利一以實二官府一而不中敢怠倦上者。何也。曰。彼以爲。強必貴。不ㇾ強必賤。強必榮。不ㇾ強必辱。故不二敢怠倦一。今也。農夫之所下以蚤出暮入。強二乎耕稼樹藝一。多聚二升粟一。而不中敢怠倦上者。何也。曰。彼以爲。強必富。不ㇾ強必貧。強必飽。不ㇾ強必飢。故不二敢怠倦一。今也。婦人之所下以夙興夜寐。強二乎紡績織紝一。多治二麻統葛緒一。捆二布縿一。而不中敢怠倦上者。何也。曰。彼以爲。強必富。不ㇾ強必貧。強必煖。不ㇾ強必寒。故不二敢怠倦一。

の者は、何ぞや。曰く、彼れ以爲らく、強むれば必ず富み、強めざれば必ず貧しく、強むれば必ず飽き、強めざれば必ず飢うと。故に敢て怠倦せず。今や婦人の夙に興き夜はに寐ぬ、紡績織紝を強め、多く麻絲葛紵を治めて、布縿を捆れり、敢て怠倦せざる所以の者は何ぞや。曰く、彼れ以爲らく、強むれば必ず富み、強めざれば必ず貧しく、強むれば必ず煖かに、強めざれば必ず寒しと。故に敢て怠倦せず。

(一) 煩舌云々は口舌を費してなり、徒にむだくちをきくにあらず　(二) 蚤朝は終日なり　(三) 此の段の意前節の解に同じ

今雖毋在二乎

今雖毋王公大人の(三)蕢に在つて、若し有命を信じて之を行ふことを致さば、必ず獄

遠。在二彼殷王一。謂二人有一レ命。謂二敬不一レ可レ行。謂二祭無一レ益。謂二暴無一レ傷。上帝不レ常。九有以亡。上帝不レ順。祝降二其喪一。惟我有周。受二之大帝一。昔紂執二有命一而行。武王爲二太誓去發一以非レ之曰。子胡不三尙考二之乎商周虞夏之記一。從二十簡之篇一以尙皆無レ之。將何若者也。

是故子墨子曰。今天下之君子之爲二文學一出二言談一也。非レ將下勤二勞其惟舌一而利中其脣呡上也。中實將レ欲二其國家邑里。萬民刑政一者也。今也王公大人之所三以早朝晏退。聽レ獄治レ政。終朝均分。而不二敢(怠)怠倦一者。何也。曰彼以爲。強必治。

是故に子墨子曰く、今天下の君子の文學を爲し言談を出すや、其の頰舌(一)を勤勞して、其脣呡を利せんとするに非ず。中實に其國家邑里、萬民刑政を〔爲さん〕(二)と欲する者なり。今や王公大人の早に朝し晏く退き、獄を聽き政を治め、終朝均分して、敢て怠倦せざる所以の者は何ぞや。曰く、彼以爲らく(三)、強むれば必ず治まり、強めざれば必ず亂る。強むれば必ず寧く、強めざれば必ず危しと。故に敢て怠倦せず。今や卿大夫の股肱の力を竭し、其の思慮の知を殫し、內は官府を治め、外は關市山林澤梁の利を歛め、以て官府を實して、敢て怠倦せざる所以の者は何ぞや。曰く、彼以爲らく、強むれば必ず貴く、強めざれば必ず賤しく、強むれば必ず榮え、強めざれば必ず辱しめらると。故に敢て怠倦せず。今や農夫の蚤く出で暮に入り、耕稼樹藝を強め、多く升粟を聚めて、敢て怠倦せざる所以

而葆既防凶心。天加之咎。不慎厥德。天命焉葆。仲虺之告曰。我聞。有夏人矯天命于下。帝式是增。用爽厥師。彼用無爲有故謂矯。若有而謂有。夫豈爲矯哉。昔者桀執有命而行。湯爲仲虺之告以非之。太誓之言也。於去發曰。惡乎君子。天有顯德。其行甚章。爲鑑不

ば、夫れ豈矯と爲さん哉。昔者桀は有命を執りて行ひ、湯は仲虺の告を爲りて以て之を非とす。(三)太誓の言は、太〔子〕發に於て曰く、惡乎君子、天顯德を有く。其の行甚だ章かに、鑑を爲す遠からず。彼の殷王に在り。人は命ありと謂ひ、敬は行ふ可からずと謂ひ、祭を益なしと謂ひ、暴を傷ふことなしと謂ふ。(四)上帝常ならず、九有以て亡ぶ。上帝順はず、斷ちて(五)其喪を降す、惟れ我有周、之を大商に受くと。昔紂は有命を執つて行ひ、武王は太誓太〔子〕發を爲りて以て之を非とす。曰く、子胡ぞ尙之を商周、虞夏の記に考へざるや。(六)十簡の篇より以上、皆之れ無し。將に何若なる者ぞや。

(一) 顯德は某本に逸德の名とあり (二) 言ふはまことに明かならざらんや天といふものは民は天に逆ひては自ら身を保つ能はず若し民其の惡心を防ぐなく惡にせば天は必ず咎を加へん、行を愼まずして徒に天命を言ふとも惡ぞ保つを得ん (三) 太誓は泰誓書經の篇ならんも、天顯德を有く以下文異なれり、太誓の言太子發の篇に於て云々惡乎君子とは注意して呼ぶ辭、天は顯德の人を佑く其の行甚だ明かなり。不德の人は咎を免れず其の證は近く彼の殷紂王にあり (四) 上帝は常に誰を保護すとの事はなし德なきものは之を佑けず (五) 其の天下を喪ふべき咎を降すなり (六) 十簡未詳、古の篇なるべし

湛二於酒樂一。而不レ顧二其國家百姓之政一。繁爲二無用一。暴二逆百姓一。遂失二其宗廟一。其言不レ曰二吾罷不肖。吾聽レ治不レ強。必曰二吾命固將レ失レ之。雖二昔也三代罷不肖之民一。亦猶レ此也。不レ能三善事二親戚君長一。甚惡二恭儉一而好二簡易一。貪二飲食一而惰レ從レ事。衣食之財不レ足。是以身有レ陷二乎飢寒凍餒之憂一。其言不レ曰二吾罷不肖吾從レ事不レ強。又曰二吾命固將レ窮。昔三代僞民。亦猶レ此也。昔者暴王作レ之。窮人術レ之。此皆疑二衆遲樸一。

窮人之を述ぶ、此れ皆衆遲樸を疑はしむ。(五)

㈠正して改むるなり　㈡解前に出づ　㈢耽溺なり　㈣此の段の解前篇に同じ　㈤衆遲樸は某本に遲鈍衆樸と爲す衆くの愚鈍なる人をいふ

先聖王之患レ之也。固在レ前矣。是以書二之竹帛一。鏤二之金石一。琢二之盤盂一。傳二遺後世子孫一。曰。何書焉存。禹之總德有レ之。曰。允不レ著惟天。民不レ

先聖王の之を患ふるや、固より前に在り。是を以て之を竹帛に書し、之を金石に鏤め、之を盤盂に琢し、後世子孫に傳遺す。曰く、何れの書にか存する。禹の總(一)德に之れ有り。曰く、(二)允に著はれざらんや、惟れ、天、民葆つ能はず。凶心を防ぐ旣くば、天之に咎を加へん。厥德を愼まずんば、天命焉んぞ葆たんと。仲虺の告に曰く、我聞く有夏の人、天命を下に矯り、帝式て是れ憎み、用て厥の師を爽はしむと。彼れ無を用て有と爲す、故に矯と謂ふ。若し有にして有と謂は

然今夫有レ命者。不レ識昔也三代之聖善人與。意亡昔三代之暴不肖人與。以二若説一觀レ之。則必非二昔三代聖善人一也。必暴不肖人也。然今以レ命爲レ有者。昔三代暴王。桀紂幽厲。貴爲二天子一富有二天下一。於レ此乎不レ而レ矯二其耳目之欲一而從二其心意之辟一外レ之殿騁田獵畢弋。内

然らば今夫の命有りとする者は、識らず昔三代の聖善人與、意亡昔三代の暴不肖人なる與、若の説を以て之を觀れば、必ず昔三代の聖善人に非ず、必ず暴不肖人なり。然らば今命を以て有りと爲す者は、昔三代の暴王、桀紂幽厲なり。貴きこと天子たり、富天下を有つも、此に於て乎、其耳目の欲を矯むること能はずして、其心意の僻に從ひ、之を外にしては驅騁田獵畢弋、内は酒樂に湛して、其國家百姓の政を顧みず。繁く無用を爲して百姓を暴逆し、遂に其宗廟を失ふも、其言に吾罷不肖、吾治を聽くことを強めずとは曰はずして、必ず吾命固より將に之を失はんとすと曰ふ。昔三代の罷不肖の民と雖も、亦猶ほ此のごとし。善く親戚君長に事ふること能はず。甚だ恭儉を惡みて簡易を好み、飲食を貪りて事に從ふことを惰り、衣食の財足らず。是を以て身飢寒凍餒の憂に陷ることあり。其言に、吾罷不肖、吾事に從ふことを強めずと曰はずして、又吾命固より將に窮せんとすと曰ふ。昔三代の僞民も亦猶ほ此のごとし。昔者暴王之を作し、

昔桀之所レ亂。湯治レ之。紂之所レ亂。武王治レ之。當二此之時一。世不レ渝而民不レ易。上變レ政而民改レ俗。存二乎桀紂一而天下亂。存二乎湯武一而天下治。天下之治也。湯武之力也。天下之亂也。桀紂之罪也。若以レ此觀レ之。夫安危治亂。存二上之爲一レ政也。則夫豈可レ謂レ有レ命哉。

故昔者禹湯文武。方下爲二政乎天下一之時上曰。必使二飢者得一レ食。寒者得レ衣。勞者得レ息。亂者得上レ治。遂得二光譽令問於天下一。夫豈可二以爲上レ命哉。故以爲二其力一也。今賢良之人。尊レ賢而好二(功)道術一。故上得二其王公大人之賞一。下得二其萬民之譽一。遂得二光譽令問於天下一。亦豈以爲二其命一哉。又以爲レ力也。

故に昔者禹湯文武、政を天下に爲すの時に方つて曰く、必ず飢者をして食を得、寒者をして衣を得、勞者をして息を得、亂者をして治を得しめ、遂に光譽令聞を天下に得。夫れ豈以て命と爲す可けん哉。故に以て其力と爲すなりと。今賢良の人、賢を尊んで道術を好む。故に上は其王公大人の賞を得、下は其萬民の譽を得、遂に光譽令聞を天下に得。亦豈以て其命と爲さん哉、又以て力と爲すなり。

一 此の段の意は古の聖王禹湯文武の如きは善政を爲し遂に光譽令聞を得たるものにて要するに自己の力に依れるなり、決て有命に依りて得たるにあらずと

言有二三法一。何謂二三法一。曰。有二考レ之者一。有二原レ之者一。有二用レ之者一。惡乎考レ之。考二先聖大王之事一。惡乎原レ之。察二衆之耳目之請一。惡乎用レ之。發而爲二政乎國一。察二萬民一而觀レ之。此謂二三法一也。

故昔者三代聖王。禹湯文武。方下爲二政乎天下一之時上。曰。必務舉二孝子一。而勸二之事一レ親。尊二賢良之人一。而敎二之爲一レ善。是故出レ政施レ敎。賞レ善罰レ暴。且以爲若レ此則天下之亂也。將屬可レ得而治一也。社稷之危也。將屬可レ得而定一也。若以爲レ不レ然。

故に昔者三代の聖王、禹湯文武、政を天下に爲すの時に方つて、曰く、必ず務めて孝子を擧げて、(一)之に親に事ふるを勸め、賢良の人を尊びて、(二)之に善を爲すを敎ふ。是故に政を出し敎を施し、善を賞し暴を罰す。且以爲らく、此の若くなれば、天下の亂や、將屬に得て治む可く、社稷の危や、將屬に得て定む可きなり。若し以て然らずと爲さば、昔桀の亂す所は、湯之を治め、紂の亂す所は、武王之を治む。此の時に當りて、世渝らず民易らず、上政を變じて民俗を改む。(三)桀紂に存して天下亂れ、湯武に存して天下治まると。天下治まるや、湯武の力なり。天下の亂るゝや、桀紂の罪なり。若し此れを以て之を觀れば、夫の安危治亂は、上の政を爲すに存す。夫れ豈命有りと謂ふべけん哉。

(一) 之の字は人の字と爲して見るべし　(二) 上に同じ　(三) 桀紂に存しては桀とは紂の時に在りてはなり

非レ之。有ニ於三代不・國一有レ之。曰。女毋レ崇ニ天之有一レ命也。命ニ三不・國一。亦言ニ命之無一也。於ニ召公之・執令一於・然。且敬哉無ニ天命一。惟予二人而無ニ造言一。不自降(之哉)得レ之。在ニ於商夏之詩書一。曰。命者暴王作レ之。且今天下則士君子。將三欲辯ニ是非利害之故一。當ニ夫有命一者。不レ可レ不ニ疾非一也。執ニ有命一者。此天下之厚害也。是故子墨子非也。

子墨子言曰。凡出ニ言談一。則必可三而不ニ先立レ儀而言一。若不ニ先立レ儀而言一。譬レ之。猶三運鈞之上。而立ニ朝夕一焉也。我以爲。雖レ有ニ朝夕之辯一。必將終未レ可ニ得而從定一也。是故

非命下第三十七

子墨子言つて曰く、凡そ言談を出すは、必ず先づ儀を立てて言はざる可けんや。(一)若し先づ儀を立てて言はざれば、之を譬ふるに、猶ほ運鈞の上にして、朝夕を立つるがごとし。我以爲らく、朝夕の辯ありと雖も、必ず將に終に未だ得て從つて定む可からず。是故に言に三法あり。何をか三法と謂ふ。曰く、之を考ふる者あり、之を原ぬる者あり、之を用ふる者あり。惡んぞ之を考ふる、先聖大王の事を考ふ。惡んぞ之を原ぬる、衆の耳目の情を察す。惡んぞ之を用ふる、發して政を國に爲し、萬民を察して之を觀る。之を三法と謂ふなり。

(一) 此段文辭多少差違あるも前篇と意味異ならず、故に解を省く

仲虺之告曰。我聞有夏人矯天命。布命于下。帝式是惡。用闕師。此語夏王桀之執有命也。湯與仲虺共非之。先王之書。太誓之言然。曰。紂夷(之)居。而不肯事上帝。棄闕其先神而不祀也。曰我民有命。毋僇其務。天亦(不)棄縱而不葆。此言紂之執有命也。武王以太誓

惡み、用て〔厥の〕師を喪すと。此れ夏王桀の有命を執るを語るものにして、湯と仲虺と共に之を非とせり。先王の書、太誓の言も然り。曰く、紂夷居して肯て上帝に事へず、其先神を棄闕して祀らずして、曰く、我民命有りと。其務を侮僇して亦棄縦して葆せず。此れ紂の有命を執るを言ふなり。武王太誓を以て之を非とす。有三代百國に於て之れ有り。曰く、女天の命あるを崇ぶこと毋れと。今三代の百國、亦命の無きを言ふなり。召公の執命(三)に於れも亦然り。曰く、敬しめや天命なし。(四)惟予二人造言なし。〔天〕(五)より降らず、〔我より〕之を得と。商夏の詩書に在りては曰く、命なる者は暴王之を作すと。且今天下の士君子、將に是非利害の故を辯ぜんと欲せば、夫の有命の當き者は、疾く非とせざる可からず。有命を執る者は、此れ天下の厚害なり。是故に子墨子を非とするなり。

(一)此の段の錯簡に出ず　(二)某本に古史の名とせり　(三)某本周書の逸篇とす、又執の上に先の字あるべしといふ　(四)二人は周公召公なり、予二人は決して造り言をせず　(五)國家人民の禍福利害は決して天より降らず自己の所爲によりて得るものなりと

樂。不曰我罷不肖。我爲刑者不善。必曰。我命故且亡。雖昔也三代之窮民。亦由此也。內之不能善事其親戚。外不能善事其君長。惡恭儉而好簡易。貪飲食而惰從事。衣食之財不足。使身至有饑寒凍餒之憂。必不能曰我罷不肖我從事不疾。必曰。我命固且窮。雖昔也三代之僞民。亦猶此也。繁飾有命。以敎衆愚樸人久矣。

長に事ふること能はず。恭儉を惡みて簡易を好み、飲食を貪りて事に從ふに惰り、衣食の財足らず、身をして饑寒凍餒の憂あるに至らしめ、必ず我罷不肖、我事に從ふこと疾からずと曰ふ能はずして、必ず曰く、我命固より且に窮せんとすと。昔(六)三代の僞民と雖も、亦猶ほ此のごとし。有命を繁飾して(七)、以て衆愚樸人を敎ふること久し。

(一) 過失として改むることをせず (二) 辟は邪辟なり (三) 馬を馳せ田獵するなり (四) 畢は雉兎を捕る網、弋は繩を矢につなぎて飛鳥を射ること、いぐるみなり (五) 簡易は簡略事をなほざりにすること (六) 三代の僞民も暴王と同く有命說を唱ふるをいふ (七) 天命ありといふことを種々文飾して愚人を誘導し來りしこと久し

聖王之患此也。故書之竹帛。琢之金石。於先王之書。

(二)聖王の此れを患ふるや、故に之を竹帛に書し、之を金石に琢す。先王の書、仲虺の告に於て曰く、我有夏の人、天命を矯りて命を下に布くと聞く。帝式て是を

之。曰。夫有レ命者。不レ志昔也。三代之聖善人與。意亡二昔三代之暴不肖人一也。何以知レ之。初之列士桀大夫。愼レ言知レ行。此上有三以規二諫其君長一。下有三以教二順其百姓一。(故上有三以規二諫其君長一。下有三以教二順其百姓一。)故上得二其君長之賞一。下得二其百姓之譽一。列士桀大夫。聲聞不レ廢。流傳至レ今。而天下皆曰。其力也。(一不レ顧二其國家百姓之政一。繁爲二無用一。暴二逆百姓一。使下下不上レ親二其上一。是故國爲二虛厲一。身在二刑僇之中一。)必不レ能レ曰二我見一レ命焉。

て其君長賞を得、下は其百姓の譽を得。列士桀大夫、聲聞(六)廢せず、流傳今に至りて、天下皆曰く、其力なりと。必ず我命を見ると曰ふ能はず。(七)

(一)不肖の人なりと決定するに同じ　(二)初は古と同じ　(三)大夫の職事に參與する士　(四)行ふべき義務を知る　(五)教順の順は訓に同じ　(六)其の名譽永く傳はるをいふ　(七)列士桀大夫の聲聞永く傳はる所以は其の命の然らしむるにあらず、自己の力による此れに由りて考ふれば我は命といふものを認むる能はず

是故昔者三代之暴王。不レ繆二其耳目之淫一。不レ愼二其心志之辟一。外之驅騁田獵畢弋。內沈二於酒

是故に昔者三代の暴王、其耳目の淫を繆とせず、其心志の辟を愼まず。之を外にしては驅騁田獵畢弋し、内は、酒樂に沈み、我罷不肖、我刑政を爲す善からずとは曰はずして、必ず曰く、我命故より且に亡びんとすと。昔三代の窮民と雖も亦此れに由るなり。之を内にして善く其親戚に事ふること能はず、外は善く其君

不足因而爲法。然則胡不嘗考之諸侯之傳言流語乎。自古以及今。生民以來者。亦嘗有聞命之聲。見命之體者乎。則未嘗有也。然胡不嘗考之聖王之事。古之聖王。擧孝子而勸之事親。尊賢良而勸之爲善。發憲布令以敎誨。賞罰以勸沮。若此則亂者可使治。而危者可使安矣。若以爲不然。昔者桀之所亂。湯治之。紂之所亂。武王治之。此世不渝。而民不改。上變政而民易敎。其在湯武則治。其在桀紂則亂。安危治亂。在上之發政也。則豈可謂有命哉。

所は湯之を治め、紂の亂す所は武王之を治む。此れ世渝らずして民(一)改めず。上政を變じて民敎へ(二)易し。其の湯武に在りては治まり、其の桀紂に在りては亂る。安危治亂、上の政を發するに在り。豈命有りと謂ふ可けんや。

(一)民は別に易へず舊の民なり　(二)惡政を善政に變ずれば民は從順となるなり

夫曰有命云者。亦不然矣。今夫有命者言曰。我非作之後世也。自昔三代有若言。以傳流矣。今故先生對

夫の命有りと云ふと曰ふ者は、亦然らず。今夫の有命者の言に曰く、我之を後世に作るに非ず。昔三代より若の言あり以て傳流す。今胡ぞ先生之を非とするやと。曰く、夫の命有りといふ者は、識らず昔の三代の聖善人なる與、意ゝ昔の三代の暴(一)不肖の人なるか。何を以て之を知る。初(二)の列士(三)桀大夫、言を愼み(四)行を知る。此れ上は以て其君長を規諫するあり、下は以て其百姓を(五)敎順するあり。故に上は以

今天下之士君子。或以レ命爲レ亡。我所三以知二命之有與一レ亡者。以二衆人耳目之情一。知二有與レ亡。有レ聞之。有レ見レ之。謂二之有一。莫二之聞一莫二之見一。謂二之亡一。然胡不三嘗考二之百姓之情一。自レ古以及レ今。生民以來者。亦嘗見二命之物一。聞二命之聲一者乎。則未二嘗有一也。若以二百姓一爲二愚不肖一。耳目之情。

今天下の士君子、〔或は命を以て有りと爲し〕、或は命を以て亡しと爲す。我が命の有と亡とを知る所以の者は、衆人耳目の情を以て、有と亡とを知る。之を聞くことあり、之を見ることあれば、之を有りと謂ひ、之を聞くこと莫く之を見ることなければ、之を亡しと謂ふ。然らば胡ぞ嘗に之を百姓の情に考へざるや。古より以て今に及ぶまで、生民以來の者、亦嘗て命の物を見、命の聲を聞きし者ある乎。未だ嘗て有らざるなり。若し百姓を以て愚不肖、耳目の情、因て法と爲すに足らずと爲さ〔ず〕、然らば則ち胡ぞ嘗に之を諸侯の傳言流語に考へざるや。古より以て今に及ぶまで、生民以來の者、亦嘗て命の聲を聞き、命の體を見し者ある乎。未だ嘗て有らざるなり。然らば胡ぞ嘗に之を聖王の事に考へざるや。古の聖王、孝子を擧げて之に親に事ふるを勸め、賢良を尊びて之に善を爲すを勸め、憲を發し令を布きて、以て教誨し、賞罰以て勸沮す。此の若くなれば亂る者も治めしむべく、危き者も安からしむべし。若し以て然らずと爲さば、昔者桀の亂す

子墨子言曰。凡出言談。由文學之爲道也。則不可而不先立義法。若言而無義。譬猶立朝夕於員鈞之上也。則雖有巧工。必不能得正焉。然今天下之情僞。未可得而識也。故使言有三法。三法者何也。有本之者。有原之者。有用之者。於其本之也。考之天鬼之志。聖王之事。於其原之也。徵以先王之書。用之奈何。發而爲刑。此言之三法也。

非命中第三十六

子墨子言つて曰く、凡そ言談を出し、文學に由るの道たるや、先づ義法を立てざる可からず。若し言つて義なきは、譬へば猶ほ朝夕を員鈞の上に立つるがごとし。(一)巧工ありと雖も、必ず正を得る能はず。然らば今天下の情僞、未だ得て識る可からず。故に言に三法有らしむ。(二)三法とは何ぞや、之を本づくるものあり、之を原ぬるものあり、之を用ふるものあり。其の之を本づくるに於てや、之を天鬼の志、聖王の事に考ふ。其の之を原ぬるに於てや、徵するに先王の書を以てす。之を用ふることは奈何、發して刑〔政〕と爲す。此れ之を三法と言ふなり。

(一) 員鈞は運鈞なり、解前に出づ　(二) 此の段の說の解前篇に同じ

下不レ從レ事。則財用不レ足。上無下以供二粢盛酒醴一。祭二祀上帝鬼神一。降中綏天下賢可之士上。外無三以應二待諸侯之賓客一。内無下以食レ飢衣レ寒。將中養老弱上。故命上不レ利二於天一。中不レ利二於鬼一。下不レ利二於人一。而強執レ此者。此特凶言之所二自生一。而暴人之道也。

ことなく、内は以て飢に食ましめ寒に衣せ、老弱を(三)持養することなし。故に命は上(四)にしては天を利せず、中は鬼を利せず、下は人を利せず。而るに強めて此れを執る者は、此れ特に凶言(五)の自りて生ずる所にして、暴人の道なり。

(一) 天下賢可の士即ち賢人の心を慰し安ぜしむる能はず (二) なくとは能はざるの義を見るべし (三) 扶持養育せず (四) 天命といふことを主張すれば天人ともに利あらず (五) 不吉の言の生ずる所暴人の道なり

是故子墨子言曰。今天下之士君子。忠實欲二天下之富一。而惡二其貧一。欲二天下之治一。而惡二其亂一。執二有命一者之言。不レ可レ不レ非。此天下之大害也。

是故に子墨子言つて曰く、今天下の士君子、中實に天下の富を欲して、其貧を惡み、天下の治を欲して、其亂を惡まば、有命を執る者の言は、非とせざる可からず。此れ天下の大害なり。

於二仲虺之告一曰。我聞二于夏人矯二天命一。布下命于下上。帝伐二之惡一。龔喪二厥師一。此言五湯之所四以非三桀之執二有命一也。於二太誓一曰。紂夷處。不三肯事二上帝鬼神一。禍二厥先神禔一不レ祀。乃曰。吾民有レ命。無二廖排漏一。天亦縱レ之棄而弗レ葆。此言五武王所四以非三紂執二有命一也。

(一)仲虺の告に於て曰く、我聞く、夏人(二)天命を矯りて、命を下に布き、(三)帝式て之れ悪み、用て(四)厥の師を喪せしむと。此れ湯の桀の有命を執るを非とする所以を言ふなり。(五)太誓に於て曰く、紂夷處して、肯て上帝鬼神に事へず。厥の先の神禔に禍して祀らず。乃ち曰く、吾民命ありと。(六)其の務を侮僇す。天亦之を縱ち棄てゝ、葆せずと。此れ武王の紂の有命を執るを非とする所以を言ふなり。

(一) 仲虺の告は湯の臣仲虺の桀に告ぐる辭なり、書經の仲虺之誥にあり (二) 天命あらざるを天命ありと僞るなり (三) 帝は天帝なり (四) 言ふは其の人民を喪はしむ民皆桀に反くをいふ (五) 此の段太誓の解說に出づ (六) 其の務を怠りて爲さず

今用下執二有命一者之言上。則上不レ聽レ治。下不レ從レ事。上不レ聽レ治。則刑政亂。

今有命を執る者の言を用ふれば、上は治を聽かず、下は事に從はず。上治を聽かざれば刑政亂れ、下事に從はざれば財用足らず。上は以て粢盛酒醴を供して、上帝鬼神を祭祀し、(一)天下賢可の士を降綏することなく、(二)外は以て諸侯の賓客に應待する

上之所罰命固且罰。不暴故罰也。上之所賞。命固且賞。非賢故賞也。以此爲君則不義。爲臣則不忠。爲父則不慈。爲子則不孝。爲兄則不良。爲弟則不弟。而强執此者。此特凶言之所自生。而暴人之道也。

然則何以知命之爲暴人之道。昔上世之窮民。貪於飮食。惰於從事。是以衣食之財不足。而飢寒凍餒之憂至。不知曰我罷不肖從事不疾。必曰。我命固且貧。若上世暴王。不忍其耳目之淫。心涂之辟。不順其親戚。遂以亡失國家。傾覆社稷。不知曰我罷不肖爲政不善。必曰。吾命固失之。

然らば則ち何を以て命(一)の暴人の道たることを知るや。昔上世の窮民、飮食を貪り、事に從ふを惰る。是を以て衣食の財足らずして、飢寒凍餒の憂至るとき、我罷不肖事に從ふこと疾からずと曰ふことを知らずして、必ず曰く、我命固より且(二)に貧しからんとすと。上世の暴王の若き、其耳目の淫、心術(三)の辟に忍びず、其親戚に順はず、遂に以て國家を亡失し、社稷を傾覆するとき、我罷不肖政を爲すこと善からずと曰ふことを知らずして、必ず曰く、吾命固より之を失ふと。

(一) 何故に天命といふことは暴人の道であるかと問ふ辭　(二) 解前に出づ　(三) 耳目の淫心術の邪僻なるに克つ能はずどこまでも邪心を恣にす

言曰。上之所レ賞。命固且レ賞。非二賢故賞一也。上之所レ罰。命固且レ罰不二暴故罰一也。是故入則不三慈二孝於親戚。出則不三弟二長於郷里一。坐處不レ度。出入無レ節。男女無レ辨。是故治二官府一則盜竊。守レ城則崩叛。君有レ難則不レ死。出亡則不レ送。此上之所レ罰。百姓之所二非毀一也。執二有命一者言曰。

故に賞するに非ざるなり。上の罰する所は、命固より且に罰せんとす、暴なるが故に罰するにあらざるなりと。是故に入れば親戚に慈孝ならず、出づれば郷里に弟長ならず、坐處度あらず、出入節なく、男女辨なし。是故に官府を治むれば盜竊し、城を守れば崩叛し、君難あるも死せず、出亡するも送らず。此れ上の罰する所、百姓の非毀する所なり。有命を執る者の言に曰く、上の罰する所は、命固より且に罰せんとす、暴なるが故に罰するにあらず。上の賞する所は、命固より且に賞せんとす、賢なるが故に賞するに非ざるなりと。此れを以て君と爲れば義ならず、臣となれば忠ならず。父となれば慈ならず、子と爲れば孝ならず。兄と爲れば良ならず、弟となれば弟ならず。(二)而るに強めて此れを執る者は、此れ特に(三)凶言の自りて生ずる所にして、暴人の道なり。

(一) 言ふは其人の天命が固より賞せらるべきことになり居るなり、賢なる故にあらず以下此意を反復す　(二) 弟ならずとは從順ならざるなり　(三) 不吉なる說の此れより生出する所なり

豈不三亦猶二文王之民一也哉。是以天鬼富レ之。諸侯與レ之。百姓親レ之。賢士歸レ之。未レ歿二其世一。而王二天下一。征二諸侯一。鄉者言曰。義人在レ上。天下必治。上帝山川鬼神。必有二幹主一。萬民被二其大利一。吾用レ此知レ之。

是故古之聖王。發レ憲出レ令。設(以)爲二賞罰一以勸レ賢。是以入則孝二慈於親戚一。出則弟二長於鄉里一。坐處有レ度。出入有レ節。男女有レ辨。是故使レ治二官府一。則不二盜竊一。守レ城則不二崩叛一。君有レ難則死。出亡則送。此上之所レ賞。而百姓之所レ譽也。

是故に古の聖王、憲を發し令を出し、賞罰を設け爲して以て賢を勸む。是を以て入れば親戚に孝慈にして、出でては(一)鄉里に弟長なり。坐處度あり、出入節あり、男女辨あり。是故に官府を治めしむれば盜竊せず、城を守れば崩叛せず、君(二)難あれば死し、出亡すれば送る。此れ上の賞する所にして、百姓の譽むる所のものなり。

(一)鄉里に對しては年長の人にしゆたる如く順道を守り、年少者には長者として慈むあり　(二)君が出亡したるときは見送るなり

執二有命一者之

有命を執る者の言に曰く、上の賞する所は、(一)命固より且に賞せんとす。賢なるが

絶レ長繼レ短。方地百里。與二其百姓一兼相愛。交相利。移則分。率二其百姓一以上尊レ天事レ鬼。是以天鬼富レ之。諸侯與レ之。百姓親レ之。賢士歸レ之。未レ歿二其世一而王二天下一。政二諸侯一。

㈠祭祀する宗主あるなり　㈡長きを切り短きに繼ぎ彼此湊合すれば四方百里の地となる小國なり

昔者文王封二於岐周一。絶レ長繼レ短。地方百里。與二其百姓一兼相愛。交相利。則是以近者安二其政一。遠者歸二其德一。聞二文王一者。皆起而趨レ之。罷不肖股肱不利者。處而願レ之曰。柰何乎使二文王之地及一レ我。(吾)則吾利

昔者文王は岐周に封ぜられ、長を絶ち短に繼ぎ、地方百里其百姓と兼ねて相愛し、交ゝ相利す。是を以て近き者は其政に安んじ、遠き者は其德に歸す。㈠文王を聞く者は、皆起つて之に趨き、㈡罷不肖㈢股肱不利なる者は、處りて之を願うて曰く、㈣柰何ぞ文王の地をして我に及ばしめん。吾利豈亦猶ほ文王の民のごとくならざらんやと。是を以て天鬼之を富まし、諸侯之に與し、百姓之に親み、賢士之に歸し、未だ其世を歿せずして、天下に王とし、諸侯を征す。鄕者に言つて曰く、義人上に在れば天下必ず治まり、上帝山川鬼神、必ず幹主あり、萬民其大利を被るとは、吾此れを用て之を知れり。

㈠文王の風を聞き慕ふ者　㈡つかれたる者役に立たぬ者　㈢手足の不自由なる者　㈣言ふは文王の領地をして我が居る所まで及ぼさしめば我も文王の民たるべしと仰ぎ慕ふなり

設師旅、進退師徒者、誓也。先王之誓、亦嘗有曰、福不可請、禍不可諱、敬無益、暴無傷者乎。是故子墨子言曰、吾當未盬數、天下之良書、不可盡計數、大方論數、而五者是也。今雖毋求執有命者之言、不必得、不亦可錯乎。今用執有命者之言、是覆天下之義。覆天下之義者、是立命者也。百姓之誶也。說百姓之誶者、是滅天下之人也。

軍旅を整頓す ● 先王の誓の辭に運命は定まり居れば福は請ふも益なければ請ふべからず、禍は避けても避けられぬ故諱み避くべからずといふありや何如、之れあらざるべし ● 天命を非とするの說に付盡く數ふるに遑あらず其の良書も多く盡く計數すべからざるも大要憲、刑、誓の至を以て至れるものとす ● 天命といふことを因襲するなり

然則所爲欲義在上者何也。曰、義人在上、天下必治。上帝山川鬼神、必有幹主。萬民被其大利。何以知之。子墨子曰、古者湯封於亳。

然らば則ち所爲義の上に在ることを欲する者は何ぞや。曰く、義人上に在れば、天下必ず治まり、上帝山川鬼神、必ず幹主あり。萬民其大利を被ると。何を以て之を知る。子墨子曰く、古者湯は亳に封ぜられ、長を絕ち短に續ぎ、方地百里。其百姓と兼ねて相愛し、交〻相利し、多ければ分ち、其百姓を率ゐて、以て上は天を尊び鬼に事ふ。是を以て天鬼之を富まし、諸侯之に與し、百姓之に親み、賢士之に歸し、未だ其世を歿せずして、天下に王とし、諸侯を政す。

然而今天下之士君子。或以レ命爲レ有。盖嘗尚觀ニ於先王之書一。先王之書。所下以出ニ國家一布中施百姓上者憲也。先王之憲。亦嘗有レ曰ニ福不レ可レ請。而禍不レ可レ諱。敬無レ益。暴無レ傷者一乎。所ニ以聽レ獄制レ罪者刑也。先王之刑。亦嘗有レ曰ニ福不レ可レ請。禍不レ可レ諱。敬無レ益。暴無レ傷者一乎。所下以整ニ

然而れども今天下の士君子、或は命を以て有りと爲さば、盍ぞ嘗に尚先王の書を觀ざるや。先王の書の、國家に出し、百姓に布施する所以の者は憲(一)なり。先王の憲に亦嘗て福は請ふ可からず、禍は諱む(二)可からず、敬は益なく、暴は(三)傷ふことなき者と曰ふありや。獄を聽き罪を制する所以の者は刑なり。先王の刑に亦嘗て福は請ふ可からず、禍は諱む可からず。敬は益なく、暴は傷ふことなき者と曰ふありや。師旅を整設(四)して、師徒を進退する所以の者は誓なり。(五)先王の誓に、亦嘗て福は請ふ可からず、禍は諱む可からず。敬は益なく、暴は傷ふことなき者と曰ふありや。是故に子墨子言つて曰く、吾當に未だ盡く(六)數へざるべし。天下の良書盡く計り數ふ可からず。大方數を論ずれば、三者是れなり。今雖毋有命を執る者の言を求むれば、是れ天下の義を覆すなり。天下の義を覆す者は、是れ命を立つる(七)者なり。百姓の誶なり。百姓の誶を説く者は、是れ天下の人を滅するなり。

(一) 憲は法令なり　(二) いみ避けるなり　(三) 亂暴は傷害なければ氣まゝにせよとありや決してなかるべし　(四)

辨。不レ可ニ得而明知一也。故言必有ニ三表一。何謂ニ三表一。子墨子言曰。有ニ本レ之者一。有ニ原レ之者一。有ニ用レ之者一。於レ何本レ之。上本ニ之於古者聖王之事一。於レ何原レ之。下原ニ察百姓耳目之實一。於レ何用レ之。發以爲ニ刑政一。觀ニ其中ニ國家百姓人民之利一。此所レ謂言有ニ三表一也。

原ぬる。下は百姓耳目の實を原察す。何に於て之を用ふる、發きて以て刑政と爲し、其の國家百姓人民の利に中るを觀る。此れ所謂言三表あるなり。

一 儀は法則なり　二 輪轉器の上に晷器を置きて日影を測定せんとするが如し、運轉止まらざる故に到底測知する能はずされば天命の利害を明辨するに儀表を立てざれば晷器を輪轉器の上に置く如く明かに是非を知る能はず

然而今天下之士君子。或以レ命爲レ有(蓋)。嘗ニ尚觀ニ於聖王之事一。古者桀之所レ亂。湯受而治レ之。紂之所レ亂。武王受而治レ之。此世未レ易。民未レ渝。在ニ於桀紂一。則天下亂。在ニ於湯武一。則天下治。豈可レ謂レ有レ命哉。

然而れども今天下の士君子、或は命を以て有りと爲さば、盍ぞ嘗に尚聖王の事を觀ざるや。古者桀の亂る所は、湯受けて之を治め、紂の亂る所は、武王受けて之を治む。此れ世未だ易らず、民未だ渝らず。桀紂に在りては天下亂れ、湯武に在りては天下治まるは、豈命ありと謂ふべけん哉。

一 夏の桀王殷の紂王の治世

則是本失二其所レ欲。得二其所レ惡。是故何也。子墨子言曰。執二有命者。以襍二於民間一者衆。執二有命一者之言曰。命富則富。命貧則貧。命衆則衆。命寡則寡。命治則治。命亂則亂。命壽則壽。命夭則夭。命雖二强勁一何益哉。上以說二王公大人一。下以駆二百姓之從レ事。故執二有命一者不仁。故當下執二有命一者之言上。不レ可レ不二明辨一。

なれば壽、命夭なれば夭。命は强勁と雖も、何の益あらん哉と。上は以て王公大人に說き、下は以て百姓の事に從ふを阻す。故に有命を執る者は不仁なり。故に有命を執る者の言の當きは、明辨せざる可からず。

(一) 天命といふことを主張する者民間に多くまじはり居ればなり (二) 言ふは人の天命は定まり居りて富貧壽夭ともに致し方なく何如に强き者も其の運命にはかなはずと此の弊害はいかに勉めても貧乏の運命はどこまでも貧乏なるべしと怠惰に傾くを免れず

然則明二辨此一之說。將二柰何一哉。子墨子言曰。必立レ儀。言而毋レ儀。譬猶三運鈞之上而立二朝夕一者也。是非利害之

然らば則ち此れを明辨するの說、將に柰何せんか。子墨子言つて曰く、必ず儀を(一)立てよ。言つて儀毋きは、譬へば猶ほ運鈞の(二)上にして、朝夕を立つるがごとし。是非利害の辨、得て明に知る可からざるなり。故に言必ず三表あり。何をか三表と謂ふ。子墨子言つて曰く、之を本づくる者あり、之を原ぬる者あり、之を用ふる者あり。何に於て之を本づくる、上は之を古者聖王の事に本づく。何に於て之を

子墨子言曰。古者王公大人。爲二政國家一者。皆欲二國家之富。人民之衆。刑政之治一。然而不レ得レ富而得レ貧。不レ得レ衆而得レ寡。不レ得レ治而得レ亂。

卷之九

非樂中第三十三 闕

非樂下第三十四 闕

非命上第三十五

大旨言ふ天命といふことは人をして怠惰ならしむ故に之を非とす

子墨子言つて曰く、古者王公大人、政を國家に爲す者は、皆國家の富、人民の衆く、刑政の治まらんことを欲するも、然而れども富を得ずして貧を得、衆を得ずして寡を得、治を得ずして亂を得。是れ本其の欲する所を失ひて、其の惡む所を得。是の故何ぞや。子墨子言つて曰く、有命なる者を執りて、以て民間に襍る者衆ければなり。有命を執る者の言に曰く、命富めば富み、命貧しければ貧しく、命衆ければ衆く、命寡ければ寡く、命治まれば治まり、命亂るれば亂れ、命壽

食于野。萬舞翼翼。章聞于大。天用弗式。故上者天鬼弗戒。下者萬民弗利。是故子墨子曰。

今天下士君子。誠將欲求興天下之利。除天下之害。當在樂之爲物。將不可不禁而止也。

有レ之。曰。其恒ニ舞于宮一。是謂ニ巫風一。其刑君子出ニ絲二衛一。小人否。似ニ二伯黃徑一。乃言曰。嗚乎舞佯佯。黃言孔章。上帝弗レ常。九有以亡。上帝不レ順。降ニ之百祥一。其家必壞喪。察ニ九有之所ニ以亡一者。徒從ニ飾レ樂也。於ニ武觀一曰。啓乃淫溢康樂。野于飲食。將將銘。莧磬以力。湛ニ濁于酒一。渝ニ

(三)黃經を以てす。乃ち言つて曰く、嗚乎舞佯佯、黃言(四)孔だ章なり。上帝常ならず、九有(五)以て亡ぶ。上帝順はず、之に百(六)祥を降し、其家必ず壞喪すと。九有の亡ぶる所以の者を察するに、徒に樂を飾るに從へばなり。(七)武觀に於ては曰く、(八)啓乃ち淫溢して康樂し、(九)野に飲食し、將將銘莧磬以て力め、酒に湛濁し、野に渝食す。萬舞翼翼、天に章聞し、(一〇)天用て式とせずと。故に上なる者は天鬼式(一一)とせず。下なる者は萬民利とせず。是故に子墨子曰く、今天下の士君子、誠に將に天下の利を興し、天下の害を除かんことを求めんと欲せば、樂の物たるに在るが當きは、將に禁じて止めざる可からざるなり。

(一) 巫はみこなり、巫の如く恆に舞ふ故に云ふ　(二) 二衛は某本に二十斤とあり　(三) 黃色の絲なり　(四) 佞人の言をいふ　(五) 九有は九州にて國の亡ぶるをいふ　(六) 祥は不祥に通用す　(七) 武觀は古書の篇名　(八) 啓乃を某本に啓の子と爲す　(九) 野外に遊び娛らすなり　(一〇) 將々銘莧磬以て力むとは將々は鏘々にて樂聲なり苦樂をつとむるをいふ　(一一) 式は法なり

亂而社稷危矣。今惟毋在乎士君子說樂而聽之。即必不能竭股肱之力。亶其思慮之智。內治官府。外收斂關市山林澤梁之利。以實倉廩府庫。是故倉廩府庫不實。今惟毋在乎農夫說樂而聽之。即必不能蚤出暮入。耕稼樹藝。多聚升粟。不足。今惟毋在乎婦人說樂而聽之。即不必能夙興夜寐。紡績織紝。多治麻絲葛緒綑布縿。是故布縿不興。曰。孰爲大人之聽治。而廢國家之從事。曰樂也。是故子墨子曰。爲樂非也。

能はず。是故に倉廩府庫實せず。今惟毋農夫に在りて、樂を說んで之を聽かば、必ず蚤く出て暮に入り、耕稼樹藝して、多く菽粟を聚むること能はず。〔是故に菽粟〕足らず。今惟毋婦人に在つて、樂を說んば、之を聽かば、必ず夙に興き夜に寐ね紡績織紝し、多く麻絲葛紵を治め、布縿を綑る能はず。是故に布縿興らず。曰く、孰か大人の治を聽くと、賤人の事に從ふことを廢すと爲す。曰く、樂なり。是故に子墨子曰く、樂を爲すは非なりと。

● 布縿が盛大にならず

何以知其然也。曰先王之書。湯之官刑

何を以て其の然るを知るや。曰く、先王の書、湯の官刑に之れ有り、曰く、其の宮に恆舞する、是を巫風と謂ふ。其の刑君子は絲二衛を出し、小人は否らず。二伯の

君子。以二吾言一不レ然。然即姑嘗數二天下分事一。而觀二樂之害一。王公大人。蚤朝晏退。聽レ獄治レ政此其分事也。士君子竭二股肱之力一。亶二其思慮之智一。內治二官府一。外收二斂關市山林澤梁之利一。以實二倉廩府庫一。此其分事也。農夫蚤出暮入。耕稼樹藝。多聚二升粟一。此其分事也。婦人夙興夜寐。紡績織紝。多治二麻絲葛緒一。綑二布縿一。此其分事也。

今惟毋在二乎王公大人一。說レ樂而聽レ之。即必不レ能二蚤朝晏退。聽レ獄治レ政。是故國家

を數へて、樂の害を觀よ。王公大人蚤に朝し晏く退き、獄を聽き政を治む。此れ其の分事なり。士君子股肱の力を竭し、其思慮の智を亶し、內は官府を治め、外は關市山林澤梁の利を收斂して、以て倉廩府庫を實す。此れ其分事なり。農夫は蚤に出で暮に入り、耕稼樹藝し、多く升粟を聚む。此れ其分事なり。婦人は夙に興き夜に寐ね、紡績織紝し、多く麻絲葛紵を治め、布縿(二)を綑る。此れ其分事なり。

(一) 分事は各人の分掌する事務なり　(二) 布縿は布帛なり

今惟毋王公大人に在つて、樂を說んで之を聽かば、必ず蚤に朝し晏く退き、獄を聽き、政を治むること能はず。是故に國家亂れて、社稷危し。今惟毋士君子に在つて樂を說んで之を聽かば、必ず股肱の力を竭し、其の思慮の智を亶し、內は官府を治め、外は關市、山林澤梁の利を收斂して、以て倉廩府庫を實する

之財。而掌食ニ乎人ー者也。是故子墨子曰。今王公大人。惟毋爲ㇾ虧ニ奪民衣食之財ー。以拊樂如ㇾ此多也。是故子墨子曰。爲ㇾ樂非也。

今人固與ニ禽獸麋鹿。蜚鳥貞蟲ー異者也。今之禽獸麋鹿。蜚鳥貞蟲。因ニ其羽毛ー以爲ニ衣裘ー。因ニ其蹄蚤ー以爲ニ絝屨ー。因ニ其水草ー以爲ニ飲食ー。故唯使下雄不ニ耕・稼樹藝ー。雌亦不中紡績織紝上。衣食之財。固已具矣。今人與ㇾ此異者也。賴ニ其力ー者生。不ㇾ賴ニ其力ー者不ㇾ生。君子不ニ強聽ㇾ治。即刑政亂。賤人不ニ強從ㇾ事。即財用不ㇾ足。

今人は固より禽獸麋鹿、蜚鳥貞蟲（一）と異なる者なり。今の禽獸麋鹿、蜚鳥貞蟲、其羽毛に因りて以て衣裘を爲し、其蹄爪（二）に因りて以て絝屨を爲し、其水草に因つて以て飲食を爲す。故に唯雄をして耕稼樹藝せしめず。雌にも亦紡績織紝せざらしむるも、衣食の財固より已に具る。今人は此れと異なる者なり。其力に賴る者は生し、其力に賴らざる者は生ぜず。君子強めて治を聽かざれば、刑政亂れ、賤人強めて事に從はざれば、財用足らず。

（一）貞蟲は行蟲なり　（二）蹄はひづめ、つめなり、鳥獸は之を以て下ばきくつとす

今天下之士

今天下の士君子、吾が言を以て然らずとせば、然らば即ち姑く嘗に天下の分事

其說將必ㇾ與ニ賤人ニ不ㇾ與ニ君子ー。與ニ君子ニ聽ㇾ之。廢ニ君子聽ㇾ治。與ニ賤人ー聽ㇾ之。廢ニ賤人之從ㇾ事。今王公大人惟毋爲ㇾ樂虧ニ奪民之衣食之財ー。以拊樂如ㇾ此多也。是故子墨子曰。爲ㇾ樂非也。

ること此の如く多し。是故に子墨子曰く、樂を爲すは非なりと。

㊀ 音樂の愛翫をいふ

昔者齊康公興ニ樂萬ー。萬人不ㇾ可ㇾ衣ニ短褐ー。不ㇾ可ㇾ食ニ糠糟ー。曰。食飲不ㇾ美。面目顏色不ㇾ足ㇾ視也。衣服不ㇾ美。身體從容醜羸不ㇾ足ㇾ觀也。是以食必粱肉。衣必文繡。此掌不ㇾ從ニ事乎衣食

昔者齊の康公樂萬㊀を興す。萬人短褐㊁を衣る可からず、糠糟㊂を食はしむ可からずと。曰く、食飲美ならざれば、面目顏色視るに足らず。衣服美ならざれば、身體從容㊃醜羸觀るに足らずと。是を以て食は必ず粱肉㊄、衣は必ず文繡、此れ常に事に衣食の財に從はずして、當に人に食はる者なり。是故に子墨子曰く、今王公大人惟毋〔樂を〕爲し、民の衣食の財を虧奪して、以て拊樂すること此の如く多し。是故に子墨子曰く、樂を爲すは非なりと。

㊀ 萬舞といふ舞樂の名なり ㊁ 賤者のきる粗末の服 ㊂ 粗末の食なり ㊃ 服を美にせざれば身體動作みにくし、從容は動作なり ㊄ 粱肉は上米美肉、此の如く粱肉を食ひ文繡を衣るものは自ら衣食を作らざる樂人なり

者。老與遲者。耳目不聰明。股肱不畢強。聲不和調。明不轉朴。將必使當年因其耳目之聰明。股肱之畢強。聲之和調。眉之轉朴。使丈夫爲之。廢丈夫耕稼樹藝之時。使婦人爲之。廢婦人紡績織紝之事。今王公大人。惟毋爲樂。虧奪民衣食之時。以拊樂如此多也。是故子墨子曰。爲樂非也。

れば、婦人の紡績織紝の事を廢す。今王公大人、惟毋樂を爲すに、民の衣食の時を虧奪して、以て拊樂(五)すること此の如く多し。是故に子墨子曰く、樂を爲すは非なり。

(一)鐘は之をうたれざれば鼎を倒さにしてつるしたるに同じ、何の樂みもなし (二)鐘を撞擊するには老人と幼者は使はれず身體聲調ともに適せざればなり (三)壯年は畢強とて疾捷強堅なり、老幼は然らず (四)壯年は目の動作自由なり老幼は然らず (五)拊は擊なり書經舜典拊石とあり、樂を奏するなり

今大鍾鳴鼓。琴瑟竽笙之聲。既已具矣。大人鏽然奏而獨聽之。將何樂得焉哉。

今大鐘鳴鼓、琴瑟竽笙の聲、既に已に具る。大人(一)鏽然として奏して獨り之を聽かば、將に何をか樂むを得ん哉。其說將に賤人と與にせざれば必ず君子と與にせん。君子と之を聽かば、君子の治を聽くを廢し、賤人と之を聽かば、賤人の事に從ふを廢せん。今王公大人、惟毋樂を爲し、民の衣食の財を虧奪して以て拊樂す

歟レ愚。貴傲レ賤。寇亂盜賊並興不レ可二禁止一也。然卽當ト爲レ之撞二巨鐘一。擊二鳴鼓一。彈二琴瑟一。吹二竽笙一。而揚中干戚上。天下之亂也。將安可レ得而治一與。卽我未二必然一也。是故子墨子曰。姑嘗厚措二斂乎萬民一。以爲二大鐘鳴鼓。琴瑟竽笙之聲一。以求下興二天下之利一。除中天下之害上。而無レ補也。是故子墨子曰。爲レ樂非也。

(一) 干戚は盾斧の形のもの舞者の持つものなり　(二) 言ふは鐘をつき鼓をうち干戚を執りて舞ひたりとて萬民衣食の助けにはならずと　(三) 意此を舍かんとは前述ぶるにとは姑く舍くとしても猶は此れより甚しきあり云々と上を承けて下の意を起す

今王公大人。惟毋處二高臺厚樹之上一。而視レ之。鍾・猶二是延鼎一也。弗二撞擊一。將何樂得焉哉。其說將三必撞二擊之一。惟勿撞擊將二必不レ使三老與二遲・

今王公大人、惟毋高臺厚樹の上に處りて之を視るに、鐘は猶ほ是れ延鼎(一)のごとし。惟撞擊せざれば、將に何を樂むことを得ん哉。其說將に必ず之を撞擊せんとす。惟勿撞擊せんに、將に必ず老と穉者とを使はざらんとす。(二)老と穉者とは、耳目聰明ならず、股肱畢强ならず、聲和調ならず、明轉朴ならず。將に必ず壯年をして、(三)其耳目の聰明、股肱の畢强、聲の和調、明の轉朴なるに因らしめんとす。丈夫をして之を爲さしむれば、丈夫の耕稼樹藝の時を廢す。婦人をして之を爲さしむ

反中ニ民之利一。亦若レ此。即我弗ニ敢非一也。然則當レ用ニ樂器一。

民有ニ三患一。飢者不レ得レ食。寒者不レ得レ衣。勞者不レ得レ息。三者民之巨患也。然即當下爲レ之撞ニ巨鍾一。擊ニ鳴鼓一。彈ニ琴瑟一。吹ニ竽笙一。而揚中干戚上。民衣食之財。將安可レ得乎。即我以爲未ニ必然一也。意舍レ此。今有ニ大國即攻ニ小國一。有ニ大家即伐ニ小家一。強劫レ弱。衆暴レ寡。詐

民に三患あり。飢者食を得ず、寒者衣を得ず、勞者息することを得ず。三者は民の巨患なり。然も即ち之が爲に巨鐘を撞き、鳴鼓を擊ち、琴瑟を彈じ、竽笙を吹きて、干戚を揚ぐるが當きも、民の衣食の財は、將に安んぞ得可けん哉。我以爲らく、未だ必ずしも然らざるなりと。意ゝ此を舍かん。今大國の小國を攻むるあり。大家の小家を伐つあり。强は弱を劫し、衆は寡を暴し、詐は愚を欺き、貴は賤に傲り、寇亂盜賊並び興りて、禁止す可からざるなり。然も之が爲に巨鐘を撞き、鳴鼓を擊ち、琴瑟を彈じ、竽笙を吹きて、干戚を揚ぐる當きも、天下の亂や、將に安んぞ得て治む可けん哉。我未だ必ずしも然りとせず。是故に子墨子曰く、姑く嘗に厚く萬民に措斂して、以て大鐘鳴鼓琴瑟竽笙の聲を爲して、以て天下の利を興し、天下の害を除かんことを求むとも、補ふなきなり。是故に子墨子曰く、樂を爲すは非なりと。

國家一非下直掊二潦水一。拆二壞垣一而爲中之也。將下必厚措二斂乎萬民一。以爲中大鍾鳴鼓琴瑟竽笙之聲上。譬之若三聖王之爲二舟車一也。卽我弗敢非一也。古者聖王。亦嘗厚措二斂乎萬民一。以爲二舟車一。既以成矣。曰吾將二惡許用一レ之。曰舟用二之水一。車用二之陸一。君子息二其足一焉。小人休二其肩背一焉故萬民出二財齎一而予レ之。不三敢以爲二感恨一者何也。以三其反中二民之利一也。然則樂器

聲を爲さんとす。之を譬ふるに、聖王の舟車を爲るが若くならば、我敢て非とせざるなり。古者聖王、亦嘗て、厚く萬民に措斂して、以て舟車を爲り、既に以て成れり。曰く、吾將に惡許に之を用ひんと。曰く、舟は之を水に用ひ、車は之を陸に用ひ、君子は、其足を息し、小人は其肩背を休す。(四)故に萬民財齎を出して之を予へ、(五)敢て以て感恨と爲さざる者は何ぞや。(六)其の反つて民の利に中るを以てなり。然らば則ち樂器反つて民の利に中ること、亦此の若くならば卽ち我れ敢て非とせず。然らば則ち樂器を用ふるべし。之を譬ふるに聖王の舟車を爲るが若くならば、我敢て非とせざるなり。

(一) 基本に堪は陸に同じ、鑑は助辭とあり (二) 言ふは樂器を造るは蹟たまり水を取り、破れたる垣根を折りて爲る如き容易の事にはあらず (三) 措は籍なり、課税するをいふ (四) 舟車あるために上の人は足をやすめ、下の者は物を負はず肩を休めることを得 (五) 財貨なり (六) 舟車に財貨を出すも萬民恨まざるはそのために反て和を得ればなり

是故子墨子之所ニ以非ヒ樂者。非下以ニ大鍾鳴鼓。琴瑟竽笙之聲一。以爲ト不レ樂也。非下以ニ刻鏤華文章之色一。以爲ト不レ美也。非下以ニ犓豢煮炙之味一。以爲ト不レ甘也。非下以ニ高臺厚樹邃野之居一。以爲ト不レ安也。雖下身知ニ其安一也。口知ニ其甘一也。目知ニ其美一也。耳知中其樂上也。然上考レ之不レ中ニ聖王之事一。下度レ之不レ中ニ萬民之利一。是故子墨子曰。爲レ樂非也。

是故に子墨子の樂を非とする所以の者は、大鐘鳴鼓琴瑟竽笙の聲を以て、以て樂しからずと爲すに非ず。刻鏤華(一)〔采〕文章の色を以て、以て美しからずと爲すに非ず。犓豢(二)煎炙の味を以て、以て甘からずと爲すに非ず。高臺厚樹邃野(三)の居を以て、以て安からずと爲すに非ざるなり。身其安を知り、口其甘を知り、目其美を知り、耳其樂を知ると雖も、然も上之を考ふるに聖王の事に中らず。下之を度るに萬民の利に中らず。是故に子墨子曰く、樂を爲すは非なりと。

(一) はりちりばめ彩色を爲したるもの (二) 牛羊家肉の煮やきしたる美味 (三) 邃野は某本に邃字と爲す奥深き家屋なりと

今王公大人雖無造ニ爲樂器一以爲ニ事乎

今王公大人、雖(一)無(二)樂器を造爲して、以て事を國家に爲すに、直潦水を掊り、壞垣を折りて之を爲すに非ず。將に必ず厚く萬民に措斂(三)して、以て大鐘鳴鼓琴瑟竽笙の

則此豈非二天下利事一也哉。是故子墨子曰。今天下之王公大人士君子。中實將欲下求興二天下之利一除中天下之害上。當レ若二鬼神之有一也。將不レ可レ不二尊明一也。聖王之道也。

非樂上第三十二

大意言ふ樂は天下萬民の利に非ず故に之を非とす

子墨子言曰。仁之事者。必務求下興二天下之利一除中天下之害上。將三以爲二法乎天下一。利レ人乎卽爲。不レ利レ人乎卽止。且夫仁者之爲二天下一度也。非レ爲二其目之所レ美。耳之所レ樂。口之所レ甘。身體之所レ安。以レ此虧二奪民衣食之財一。仁者弗レ爲也。

子墨子言つて曰く、仁の事は、必ず務めて天下の利を興し、天下の害を除くことを求め、將に以て法を天下に爲さんとす。人を利せん乎卽ち爲し、人を利せざらん乎卽ち止む。且夫れ仁者の天下の爲に度るや。其目の美とする所、耳の樂む所、口の甘んずる所、身體の安んずる所を爲すに非ずや、此れを以て民の衣食の財を虧奪するは、仁者は爲さざるなり。

一 たゞ耳目口腹の樂みとなり、身體の安んずることとなりとも天下萬民の財を奪ふに至るやうの事は仁者は爲さず

言曰。鬼神者固誠無レ有。是以不レ共二其酒醴粢盛犧牲之財一。吾非三乃今愛二其酒醴粢盛犧牲之財一乎。其所レ得者(臣)將何哉。此上逆二聖王之書一。內逆二民人孝子之行一。而爲三上士於天下一。此非下所三以爲二上士一道上。是故子墨子曰。今吾爲二祭祀一也。非下直注二之汙壑一而棄上之也。上以交二鬼之福一。下以合レ驩聚レ衆。取二親乎鄉里一。若神有。則是得二吾父母弟兄一而食レ之也。

盛犧牲の財を共にせずと。豈乃今にして其酒醴粢盛犧牲の財を愛するに非ずや。其の得る所の者、將何んぞ哉。此れ上は聖王の書に逆ひ、內は民人孝子の行に逆うて、天下の上士たらんとするも、此れ上士たる所以の道に非ず。是故に子墨子曰く、今吾祭祀を爲すや、直に之を汙壑に注して之を棄つるに非ず。上は以て鬼〔神〕の福に交り、下は以て驩を合せ、衆を聚め、親みを鄉里に取る。若し〔鬼〕神有らば、是れ吾父母弟兄を得て之に食ましむるなり。此れ豈天下の利事に非ず哉。是故に子墨子曰く、今天下の王公大人士君子、中實に將に天下の利を興し、天下の害を除くことを求めんと欲せば、鬼神の有るが當若きは、將に尊明せざる可からざるなり。聖王の道なり。

㊀ 鬼神なし故に酒醴等の財を共せずと是れ徒に財を惜むなり、之を惜みて其の得る所は何如是れ聖王の書に逆ひ又孝子の行に逆ふものにて何の得る所なきなり

者。亦有人死而爲鬼者。今有子先其父死。弟先其兄死者矣。意雖死。然。然而天下之陳物曰。先生者先死。若是。則先死者非父則母。非兄而姒也。今絜爲酒醴粢盛以敬愼祭祀。若使鬼神誠有。是得其父母姒兄而飲食之也。豈非厚利哉。若使鬼神誠亡。是乃費其所爲酒醴粢盛之財耳。自夫費之特注之汙壑而棄之也。內者宗族。外者鄉里。皆得如具飲食之。雖使鬼神誠亡。此猶可以合驩聚衆。取親於鄉里。

今絜く酒醴粢盛を爲りて、以て祭祀を敬愼せんに、若し鬼神をして誠に有らしめば、是れ其の父母姒兄を得て之に飲食するなり。豈厚利に非ず哉。若し鬼神をして誠に亡らしめば、是れ乃ち其の爲る所の酒醴粢盛の財を費す耳。自ら夫の之を費すは、特に之を汙壑に注して之を棄つるには〔非ず〕。內は宗族、外は鄉里、皆得て如ごとく、具に之に飲食せしめば、鬼神をして誠に亡らしむと雖も、此れ猶ほ以て驩を合し衆を聚め、親を鄉里に取る可し。

㊀ 言ふ心或は子の父に先ち死するありそもそも此の如きこともあるにせよ通例は先きに生れたる者先づ死するなり ㊁ 陳ぶとは天下の人の陳述する說なり ㊂ 如はおによめなり ㊃ たとひ鬼神なからしむるも粢盛の財を徒に費し之を汙瀆溪壑に流し棄てるにあらず之を以て宗族又は鄉里の人に供すれば驩びを合し親みを取ることとなる

今執無鬼者

今無鬼を執る者の言に曰く、鬼神は固より誠に有るなし。是を以て其酒醴粢

衆畔。百走。武王逐奔入宮。萬年梓株。折紂而繫之赤環。載之白旗。以爲天下諸侯僇。故昔者殷王紂。貴爲天子。富有天下。有勇力之人費中惡來崇侯虎。指寡殺人人民之衆。兆億侯盈厥澤陵。然不能以此圉鬼神之誅。此吾所謂鬼神之罰。不可爲富貴衆强勇力强武堅甲利兵者此也。且禽艾之道之曰。得璣無小。滅宗無大。則此言鬼神之所賞。無小必賞之。鬼神之所罰。無大必罰之。

(一) 黎は某本に耆に通ずとあり老人なり是等老人を棄て措きて顧みず又幼兒を賊殺す (二) 孕み女の腹をさきわる (三) 選擧したる車 (四) 勇猛の兵卒 (五) 諸國の使節なり周武王より符節を受けて臣となれる諸國の有司をいふ (六) 兵を觀すなり (七) 諸說不詳なるも、梓樹の株を以て紂を打ち殪せしなり (八) 某本には赤旆とあり、此に環とあるは赤色の瓔珞なり (九) 某本に逸周書とあり逸散して後に傳はらざりし書なり (一〇) 璣は璣祥なり善あれば小なりとも鬼神より幸福を受け、不善なれば宗族を滅ぼさるゝに至る是れ鬼神の賞罰は大小ともに漏れざるをいふ

今執無鬼者曰。意不忠親之利。而害爲孝子乎。子墨子曰。古之今之爲鬼非他也。有天鬼。亦有山水鬼神

今無鬼を執る者は曰く、意〻親の利に中らずして、孝子たるを害とする乎。子墨子曰く、古も今も鬼たるは他に非ず。天鬼あり、亦山水の鬼神なる者あり。亦人死して鬼となる者あり。今子其父に先ちて死し、弟其兄に先ちて死する者あり。(一)意〻然らしむと雖も、然而れども天下の陳說に曰く、先づ生ずる者は先づ死すと。是の若くなれば先づ死する者は、父に非ざれば母、兄に非ざれば姒なり。

然。昔者殷王紂。貴爲天子。富有天下。上詬天侮鬼。下殃傲天下之萬民。播棄黎老。賊誅孩子。楚毒無罪。刳剔孕婦。庶舊鰥寡。號咷無告也。故於此乎。天乃使武王至明罰焉。武王以擇車百兩。虎賁之卒四百人。先庶國節窺戎。與殷人戰乎牧之野。王手禽費中惡來。

は天を詬り、鬼を侮り、下は天下の萬民を殃殺し、黎老を播棄し、孩子を賊誅し、無罪を楚毒し孕婦を刳剔し、庶舊鰥寡號咷して告ぐるなし。故に此に於て乎、天乃ち武王をして明罰を致さしむ。武王擇車百兩、虎賁の卒四百人を以てす。庶國節に先ち、戎を窺ひ、殷人と牧の野に戰ひ、王手から費中惡來を禽し、衆畔きて走る。武王遂に奔りて宮に入り、萬年の梓株を〔以て〕紂を折きて之を赤環に繋ぎ、之を白旂に載せ、以て天下諸侯の僇と爲せり。故に昔者殷王紂貴きと天子たり。富天下を有ち、勇力の人費中惡來崇虎あり。指畫して人を殺し、人民の衆き、兆億侯厥の澤陵に盈つるも、然も此れを以て鬼神の誅を圉ぐ能はず。此れ吾所謂鬼神の罰、富貴衆強勇力強武堅甲利兵を爲す可からずとは此れなり。且禽艾に之を道つて曰く、璣を得るもの小とする無く、宗を滅するも大なりとする無しと。此れ鬼神の賞する所は、小と無く必ず之を賞し、鬼神の罰する所は、大と無く必ず之を罰するを言ふ。

富貴衆強勇力強武堅甲利兵。鬼神之罰必勝之。若以爲不然。昔者夏王桀。貴爲天子。富有天下。上詬天侮鬼。下殃傲天下之萬民。祥上帝。伐元山帝行。故於此乎。天乃使湯至明罰焉。湯以車九兩。鳥陳鴈行。湯乘大贊。（犯遂下衆人之蠵遂）王乎禽推哆大戲。故昔夏王桀。貴爲天子。富有天下。有勇力之人推哆大戲。主別兕虎。指畫殺人。人民之衆。兆億侯盈厥澤陵。然不能以此圉天神之誅。此吾所謂鬼神之罰。不可爲富貴衆強勇力強武堅甲利兵者此也。且不惟此爲

に此に於て乎、天乃ち湯をして明罰を致さしむ。湯は車九兩を以て、鳥陳鴈行し、（三）湯は大輦に乘り、（四）王手から推哆大戲を禽にす。（五）故に昔は夏王桀、貴きこと天子たり。富天下を有ち、勇力の人推哆大戲あり。兕虎を生捕し、（六）指畫して人を殺し、（七）人民の衆き、兆億侯厥の澤陵に盈ちしも、（八）然も、此を以て天神の誅を圉ぐ能はず。此れ吾所謂鬼神の罰は富貴衆強勇力強武堅甲利兵を爲す可からずとは、此れなり。

㈠ 幽澗深林と雖も鬼神の照臨を逃る能はず　㈡ 元山は地名、上帝を祀る地の樹木を伐り取りたりと　㈢ 行軍陳備の名なり　㈣ 某本に地名とす、姑く之に從ふ、其の地に登り之より攻め入りしなり　㈤ 人名、桀の暴を助けし人を捕縛したり　㈥ 兕は形牛に似たる獸　㈦ 人を殺すを指揮す　㈧ 多數の人民にて平地に容れきれずして澤や陵にまで盈つるほどなるも鬼神の誅には此の人衆を以ても抗しがたし

且惟此れのみ然りと爲さず。昔者殷王紂、貴きこと天子たり、富天下を有ち、上

府之不二潔廉一。男女之爲レ無レ別者。鬼神見レ之。民之爲二淫暴寇亂盜賊一。以二兵刃毒藥水火一退二無罪人乎道路一。奪二人車馬衣裘一。以自利者。有鬼神見レ之。是以吏治官府不三敢不二潔廉一。見レ善不二敢不レ賞。見レ暴不二敢不レ罪。民之爲二淫暴寇亂盜賊一。以二兵刃毒藥水火一。退二無罪人乎道路一。奪二車馬衣裘一。以自利者。由レ此止。是以(莫放幽閒擬乎鬼神之明顯明有一人畏二上誅罰一是以)天下治。

暴を見て敢て罪せずんばあらず。民の淫暴寇亂盜賊を爲し、兵刃毒藥水火を以て、無罪の人を道路に逐へ、車馬衣裘を奪うて以て自ら利する者は、此れに由りて止む。是を以て天下治まる。

（一）此段の意は鬼神ありて能く賢を賞し惡を罰すとの事は大に國家を治め萬民を利するに功ある譯にて官吏の不正男女の別なきもの民の暴亂なるものは鬼神之を視るといふ故に惡者戒むる所を知るに至るなりと

故鬼神之明。不レ可レ爲二幽閒廣澤山林深谷一。鬼神之明必知レ之。鬼神之罰。不レ可レ恃二

故に鬼神の明は、（一）幽閒廣澤山林深谷を爲す可からず。鬼神の明必ず之を知る。鬼神の罰は、富貴衆強勇力強武堅甲利兵を恃む可からず。鬼神の罰必ず之に勝つ。若し以て然らずと爲さば、昔者夏王桀、貴きと天子たり。富天下を有ち、上は天を詬り鬼を侮り、下は天下の萬民を殃殺し、上帝を佯り、（二）元山の帝祀を伐る。故

其次商周之書。語數ニ鬼神之有一也。重有重レ之。此其故何也。則聖王務レ之。以ニ若書之說一觀レ之。則鬼神之有。豈可レ疑哉。於レ古曰。吉日丁卯。周代祝ニ社方一。歲ニ于社(者)考一。以延ニ年壽一。若無ニ鬼神一。彼豈有レ所レ延ニ年壽一哉。

此れ其の故何ぞや。聖王之を務むればなり。若の書の說を以て之を觀れば、鬼神の有る豈疑ふ可けん哉。古に於て曰く、吉日丁卯、周代社方を祝り、祖考に歲し、以て年壽を延ぶと。若し鬼神なくば、彼れ豈年壽を延ぶる所あらん哉。

(一) 周代には丁卯の日を以て社神及四方の神を祀る (二) 祖考の廟に歲の祭を爲し我が年壽を延べんことを祈る

是故子墨子曰。嘗若ニ鬼神之能賞レ賢如罰ヒ暴也。蓋本施ニ之國家一。施ニ之萬民一。實所下以治ニ國家一。利中萬民上之道也。若以爲レ不レ然。是以吏治官

是故に子墨子曰く、鬼神の能く賢を賞して暴を罰するといふが嘗若きは、蓋し本之を國家に施し、之を萬民に施し、實に國家を治め、萬民を利する所以の道なり。若し以て然らずと爲さば、是を以て吏治官府の潔廉ならず、男女の別なしと爲す者は、鬼神之を見る。民の淫暴寇亂盜賊を爲し、兵刃毒藥水火を以て、無罪の人を道路に迓へ、人の車馬衣裘を奪うて以て自ら利する者は、有鬼神之を見る。是を以て吏治官府、敢て潔廉ならずんはあらず。善を見て敢て賞せずんはあらず。

威侮五行。怠棄三正。天用勦絶其命。有曰。日中。今予與有扈氏爭一日之命。且爾卿大夫庶人。予非爾田野葆士之欲也。予共行天之罰也。左不共于左。右不共于右。若不共命。御非爾馬之政。若不共命。是以賞於祖。而僇於社。賞於祖者何也。言分命之均也。僇於社者何也。言聽獄之事也。故古聖王必以鬼神爲賞賢而罰暴。是故賞必於祖。而僇必於社。此吾所以知夏書之鬼也。

ざるば、若命を共まざるなり。是を以て祖に賞し、社に僇せんと。(八)祖に賞する者は何ぞや。命を分つの均しきを言ふなり。社に僇する者は何ぞや。獄を聽くの中(九)を言ふなり。故に古聖王、必ず鬼神を以て賢を賞して暴を罰すと爲す。是故に賞は必ず祖に於てし、僇は必ず社に於てす。此れ吾夏書の鬼あるを知る所以なり。

(一) 甘は地名、有扈氏の不法を征し大に有扈氏の領境甘に戰ひたるなり (二) 五行は書經洪範の五行、仁義禮智信の德なり (三) 三正は天地人の道なり、有扈氏は是等の道を廢して務めず (四) 此段の辭は書經甘誓の篇にあり (五) 言ふは予は爾等の田野寶玉を貪るに非ず、天の罰を行ふなり (六) 左軍の者左を理め合をせざれば罰あり (七) 馬を御する者正からず失あれば罰あらん (八) 古天子の親征には祖主を載せて行き功ある者は祖主の前にて之を賞す、社主も亦同じ (九) 中は中正なるを證するなり

故尙書夏書。

故に尙者夏書、其次は商周の書、語りて鬼神の有るを數へ、重ねて有之を重ぬ。

者有夏。方未有禍之時。百獸貞蟲（允）及飛鳥。莫不比方。矧佳人面胡敢異心。山川鬼神。亦莫敢不寧。若能共允。佳天下之合。下土之葆。察山川鬼神之所以莫敢不寧者上以佐謀禹也。此吾所以知商周之鬼也。

惟れ天下を合し、下土を葆てりと。山川鬼神の敢て寧からざる莫き所以の者を察するに、佐けて禹を謀るを以てなり(四)。此れ吾が商周の鬼を知る所以なり。

(一) 貞蟲は細腰の蟲類なり此の如きものまでも順當にして害を爲さず (二) 此方は道に順ふなり (三) 上下相若つて誠を盡すなれば天下を和合し下土を保つを得るなり (四) 禹の猷を助成するなり

且禹書獨鬼。而夏書不鬼。則未足以爲法也。然則姑嘗上觀乎夏書。禹誓曰。大戰于甘。王乃命左右六人。下聽誓于中軍曰。有扈氏

且商書獨り鬼ありて、夏書に鬼あらずんば、未だ以て法と爲すに足らず。然らば則ち姑く嘗に上夏書を觀よ、禹誓に曰く、大に甘に戰ふ(一)。王乃ち左右六人に命じて、下りて誓を中軍に聽かしめて曰く、有扈氏五行を威侮し(二)、三正を怠棄す(三)。天用て其命を勦絶すと。有曰く、日中今予有扈氏と、一日の命を爭はん(四)。且爾卿大夫庶人、予爾の田野寶玉を欲するに非ず(五)。予共んで天の罰を行ふ。左、左を共まず(六)。右、右を共まずんば、若命を共まざるなり。御爾の馬の政しきに非(七)

言曰。先王之書(愼無)一尺之帛一篇之書語數ニ鬼神之有一重有重之。亦何書之有哉。子墨子曰。周書大雅有之。大雅曰。文王在上。於昭于天。周雖舊邦。其命維新。有周不顯。帝命不時。文王陟降。在帝左右。穆穆文王。令問不已。若鬼神無有。則文王既死。彼豈能在帝之左右哉。此吾所以知周書之鬼也。

顯かならざらんや。帝命時ならざらんや。文王陟降して、帝の左右に在り、穆穆たる文王、令聞已まずと。若し鬼神有るなければ、文王既に死せり。彼れ豈帝の左右に在らん哉。此れ吾が周書の鬼を知る所以なり。

(一) 大雅は詩經大雅文王篇なり、言ふは文王既に沒せるも其の神は上に在て天に昭かなり、其の德此の如くなれば周は其先后稷始めて封ぜられしより千有餘年の舊邦なるも天命を受けて天子たるは今より始まるなりと (二) 有周の德上に顯かにして天帝の命は時に應せり、文王は一升一降天帝の左右に在り (三) 穆は深遠の意、文王の德を稱するなり

且周書獨鬼。而商書不鬼。則未足以爲法也。然則姑嘗上觀乎商書。曰。嗚呼古

且周書獨り鬼ありて、商書鬼あらずんば、未だ以て法と爲すに足らず。然らば、則ち姑く嘗に上商書に觀るに、曰く、嗚呼古者有夏、未だ禍あらざるの時に方りて、百獸貞蟲飛鳥に及ぶまで、比方せざる莫し。矧んや惟れ人面、胡ぞ敢て心を異にせん。山川鬼神も、亦敢て寧んぜざる莫し。若つて能く共に允なり。

故書ニ之竹帛一。傳ニ遺後世子孫一。咸恐三其腐蠹絶滅。後世子孫不ニ得而記一。故琢ニ之盤盂一。鏤ニ之金石一。以重レ之。有恐ニ後世子孫不下能ニ敬若一以取上レ羊。故先王之書。聖人一尺之帛。一篇之書。語ニ(數)鬼神之有一也。重有重レ之。此其故何。則聖王務レ之。

て以て之を重ね、有後世子孫の敬威(二)して以て羊を取る能はざらんことを恐る。故に先王の書、聖人(の言)、一尺の帛、一篇の書。鬼神の有を語るや、(三)重ねて有之を重ぬ。此れ其の故何ぞ。聖王之を務むればなり。

(一) くされ又は虫くひにてなくなして子孫知る能はざるを恐る　(二) 神を威敬して祥を受くる能はざるを恐る　(三) 一尺の帛一篇の書中にも鬼神の有を語り重て丁寧にしてあり

今執ニ無鬼一者曰。鬼神者固無レ有。則此反ニ聖王之務一。反ニ聖王之務一。則非下所三以爲ニ君子一之道上也。今執ニ無鬼一者之

今無鬼を執る者は曰く、鬼神は固より有るなしと。此れ聖王の務に反す。聖王の務に反すれば、君子爲る所以の道に非ざるなり。今無鬼を執る者の言に曰く、先王の書、一尺の帛、一篇の書、語りて鬼神の有るを數ふること、重ねて有之を重ぬとは、亦何の書に之れ有る哉。子墨子曰く、周書大雅に之れ有り。(一)大雅に曰く、文王上に在り、於天に昭かなり。周は舊邦と雖も、其の命維れ新なり。(二)有周

叢位。必擇二國之父兄慈孝貞良者一。以爲二祝宗一。必擇二六畜之勝腯肥倅毛一。以爲二犧牲一。珪璧琮璜。稱ㇾ財爲ㇾ度。必擇二五穀之芳黄一。以爲二酒醴粢盛一。故酒醴粢盛。與ㇾ歳上下也。故古聖王治二天下一也。故必先二鬼神一。而後ㇾ人者此也。故曰。官府選効。必先ㇾ祭器。祭服畢藏二於府一。祝宗有司畢立二於朝一。犧牲不下與二昔聚一羣上。故古者聖王之爲ㇾ政若ㇾ此。

を先にして人を後にする者は此れなり。故に曰く、官府の選具(五)は必ず祭器を先にし、祭服畢く府に藏し、祝宗有司畢く廟に立ち、(六)犧牲は昔聚と羣せしめず。故に古者聖王の政を爲すは此の若し。

(一) 國の中央に壇場を擇びて宗廟を設く (二) 樹木の茂れる所を擇びて社を立つ、之を叢社といふ (三) 祝宗は祭を司る官なり (四) 宗廟鬼神に供する犧牲は肥にたる純粋の毛の六畜を擇び珪琮璜の寶玉は物貨財料の宜きを量りて度を定め五穀は芳香のものを擇び之を以て酒醴粢盛を作く、但酒醴粢盛は歳の豐凶により上下することあり (五) 器具は必ず祭器を先きにするなり (六) 祭の時は祝宗有司は皆廟に在り家に居らず又犧牲は平常の牛羊豕等と一所におかず聚て神を敬し清淨を旨とするなり

古者聖王。必以二鬼神一爲ㇾ其務二鬼神一厚矣。又恐二後世子孫不下能ㇾ知也。

古聖王、必ず鬼神を以て〔有り〕と爲し、其の鬼神に務むること厚し。又後世子孫の知る能はざるを恐る。故に之を竹帛に書し、後世子孫に傳遺す。或は其腐蠧絶滅して、後世子孫得て記せざるを恐る。故に之を盤盂に琢し、之を金石に鏤め

非二惟武王之事爲一レ然也。故聖王其賞也。必於レ祖。其僇也必於レ社。賞二於祖一者何也。告二分之均一也。僇二於社一者何也。告二聽之中一也。

惟武王の事然りと爲すのみに非ず。故に聖王の其の賞するや、必ず祖(一)に於てし、其の僇するや、必ず社に於てす。祖に賞する者は何ぞや、分つ(二)の均しきを告ぐるなり。社に僇する者は何ぞや、聽く(三)の中を告ぐるなり。

(一)祖は先祖の廟に於てす、刑僇するときは土神を祀れる社に於てす、是れ鬼ありとの證なり (二)賞を分つの均平なるを先祖に告ぐ (三)獄を聽き罪を定むるの適當なるを社の神に告ぐ

非二惟若書之說爲一レ然也。且惟昔者虞夏商周三代之聖王。其始建レ國營レ都日。必擇二國之正壇一。置以爲二宗廟一。必擇二木之脩茂者一。立以爲二

惟若の書の說然りと爲すのみに非ず。且惟ふに昔者虞夏商周三代の聖王、其の始めて國を建て都を營むの日、必ず國の正壇(一)を擇び、置きて以て宗廟と爲し、必ず木(二)の脩茂なる者を擇び、立てて以て叢社と爲し、必ず國の父兄の慈孝貞良なる者を擇びて以て祝宗(三)と爲し、必ず六畜の勝れて腯肥倅毛(四)を擇びて以て犧牲と爲し、珪璧琮璜は財を稱りて度を爲し、必ず五穀の芳黄を擇びて、以て酒醴粢盛を爲る。故に酒醴粢盛歲と上下す。故に古聖王の天下を治むるや、故に必ず鬼神

信二衆之耳目之請一哉。子墨子曰。若以二衆之耳目之請一。以爲レ不レ足レ信也。不二以斷一レ疑。不レ識若二昔者三代聖王堯舜禹湯文武一者。足二以爲一レ法乎。故於レ此乎。自二中人一以上。皆曰。若二昔者三代聖王一足二以爲一レ法矣。

若是等衆人耳目の見聞するものを信ずることあらんと　㊂ 衆人耳目の聞を以て信ずるに足らずと爲さば古の聖王は何如信ずべきかと問を設け下說を起す

若苟昔者三代聖王足二以爲一レ法。然則姑嘗上觀二聖王之事一。昔者武王之攻レ殷誅レ紂也。使三諸侯分二其祭一曰。使下親者受二內祀一。疏者受中外祀上。故武王必以二鬼神一爲レ有。是故攻レ殷伐レ紂。使三諸侯分二其祭一。若鬼神無レ有。則武王何祭分哉。

若し苟も昔者三代の聖王は以て法と爲すに足るとせば、然らば則ち姑く嘗に上聖王の事を觀るに、昔者武王の殷を攻め紂を誅するや、諸侯をして其祭を分たしめて曰く、親者をして內祀を受け、疏者をして外祀を受けしめんと。故に武王は必ず鬼神を以て有りと爲せしならん。是故に殷を攻め紂を伐ち、諸侯をして其祭を分たしむ。若し鬼神有るなくば、武王何ぞ祭を分たん哉。

㊀ 周の同姓の諸侯をして其先祖を祭らしめ周と同姓ならざる疎遠の諸侯をして外祀とて郊祀を祭らしむ

起而觸ㇾ之。折ニ其脚ㇾ。祧神ㇾ之而槀ㇾ之、殪ニ之盟所ㇾ。當ニ是時ㇾ。齊人從者莫ㇾ不ㇾ見。遠者莫ㇾ不ㇾ聞。著在ニ齊之春秋ㇾ。諸侯傳而語ㇾ之曰。請品ㇾ先不ㇾ以ニ其請ㇾ者。鬼神之誅至。若ㇾ此其憯遬也。以ニ若書之說ㇾ觀ㇾ之。鬼神之有。豈可ㇾ疑哉。

一人は必ず罪人なるに之を失ふを恐る ㊂羊の首を切り血を社にそゝぐ ㊃首なき羊が起ちて中里徼に觸れたり ㊄祧は社司なり、之を神としとは羊の此の擧動を神の使むる所と認め、中里徼を敲き殪したり ㊅盟矢は誓なり

是故子墨子言曰。雖ㇾ有ニ深谿博林。幽澗毋人之所ㇾ。施行不ㇾ可ニ以不ㇾ董。見有ニ鬼神ㇾ視ㇾ之。今執ニ無鬼ㇾ者曰。夫衆人耳目之請。豈足ニ以斷ㇾ疑哉。奈何其欲ㇾ爲ニ高ニ君子於天下ㇾ。而有ニ復

是故に子墨子言つて曰く、㈠深谿博林幽澗、毋人の所ありと雖も、施行以て董さざる可からず。見に鬼神ありて之を視る。今無鬼を執る者の曰く、夫れ衆人耳目の情、豈以て疑を斷ずるに足らんや。奈何ぞ、其れ天下に㈡高〔士〕君子たらんと欲して、復衆の耳目の情を信ずるとあらんやと。子墨子曰く、若し衆の耳目の情を以て、以て信ずるに足らずと爲して、以て疑を斷ぜずんば、識らず昔者㈢三代の聖王、堯舜、禹湯、文武の若き者は、以て法と爲すに足る乎と。故に此に於て乎、中人より以上皆曰く、昔者三代の聖王の若きは、以て法と爲すに足ると。

㈠たにあひ林のなか人なき所でも其の行は正しくせざるべからず ㈡言ふは天下にすぐれたる人たらんとする

非ニ惟若書之說ト爲ニ然也。昔者齊莊君之臣。有ニ所レ謂王里國。中里徼者一。此二子者訟三年。而獄不レ斷。齊君由ニ謙殺之ニ恐ニ不辜ニ猶ニ謙釋ヒ之。恐レ失ニ有罪一。乃使ニ之人共ニ一羊一盟ニ齊之神社上。二子許諾。於レ是泏レ洫擢レ羊而漉ニ其血一。讀ニ王里國之辭一既已終矣。讀ニ中里徼之辭一未レ半也。羊

惟若の書の說然りと爲すのみに非ず。昔者齊の莊君の臣、所謂王里國、中里徼なる者あり。此の二子の者、(一)訟ふること三年にして、獄斷ぜず。齊君兼ねて之れを殺さとん欲するも、不辜を恐る。兼ねて之を釋さんと欲すれば、(二)有罪を失はんことを恐る。乃ち二人をして一羊を共へ、齊の神社に盟はしむ。二子許諾す。是に於て盟に從み、(三)羊を剄りて其血を灑ぐ。王里國の辭を讀みて、既已に終り、中里徼の辭を讀むこと未だ半ならざるに、(四)羊起ちて、之に觸れ、其脚を折る。(五)祧之を神として之を鼓き、之を盟所に殪せり。是の時に當りて、齊人の從ふ者は見ざる莫く、遠き者は聞かざる莫く、著はして齊の春秋に在り。諸侯傳へて之を語りて曰く、諸の(六)盟矢、其誠を以てせざる者は、鬼神の誅至ること、此の若く其れ憯遬なりと。若の書の說を以て之を觀れば、鬼神のあること、豈疑ふ可けん哉。

(一) 二人互に訟へて三年たつも其の罪決せず　(二) 兩人を殺せば一人は必ず不辜を殺すことになり又兩人を釋せば

之時。有レ臣曰二祐觀辜一。(固)皆從二事於厲一。袾子杖レ揖。出與言曰。觀辜。是何珪璧之不レ滿二度量一。酒醴粢盛之不二淨潔一也。犧牲之不二全肥一。春秋冬夏選失レ時。豈女爲レ之與。意鮑爲レ之與。觀辜曰。鮑幼在二荷繦之中一。弱鮑何與識焉。官臣觀辜特爲レ之。袾子舉レ揖而槀レ之。殪二之壇上一。當二是時一宋人從者莫レ不レ見。遠者莫レ不レ聞。著在二宋之春秋一。諸侯傳而語レ之曰。諸不三敬二愼祭祀一者。鬼神之誅至。若レ此其憯遬也。以二若書之説一觀レ之。鬼神之有。豈可レ疑哉。

珪璧の度量に滿たざるや。酒醴粢盛の淨潔ならざるや。犧牲の全(三)肥ならず、春秋夏冬(四)選時を失ふや。豈女之を爲すか。意ゝ鮑之を爲すかと。觀辜曰く、鮑は幼弱にして荷繦(五)の中にあり、弱鮑何ぞ與り識らん。官臣觀辜特に之を爲すと。袾子揖を擧げて之を槀き、之を壇上に殪す。是の時に當りて、宋人從ふ者は見ざる莫く、遠き者は聞かざる莫く、著はして宋の春秋に在り。諸侯傳へて之を語りて曰く、諸ゝ祭祀を敬愼せざる者は、鬼神の誅至ること、此の若く其れ憯遬なりと。若の書の説を以て之を觀れば、鬼神の有る、豈疑ふ可けんや。

(一) 固は經訓堂本に神祠と爲す　(二) 袾子は祝史鬼神の事を掌る官なり　(三) 全は純色なり肥はこえたるなり　(四) 選は饌なり饌時神に食を饌むる時を失ふ　(五) 小兒を負ふ衣所謂むつきなり、小兒にて何にも知らぬをいふ繦は襁なり

死人毋ㇾ知亦已。死人有ㇾ知。不ㇾ出二三年一。必使三吾君知二之。明年燕將ㇾ馳ㇾ祖。燕之有ㇾ祖。當下齊之社（稷）宋之有二桑林一。楚之有中雲夢上也。此男女之所二屬而觀一也。日中燕簡公。方將ㇾ馳二於祖塗一。莊子儀荷二朱杖一而擊ㇾ之。殪二之車上一。當二是時一。燕人從者莫ㇾ不ㇾ見。遠者莫ㇾ不ㇾ聞。著在二燕之春秋一。諸侯傳而語ㇾ之曰。凡殺二不辜一者。其得二不祥一。鬼神之誅。若ㇾ此其憯遬也。以二若書之說一觀ㇾ之。則鬼神之有。豈可ㇾ疑哉。

り。此れ男女の屬して觀る所なり。日中に燕の簡公、方に祖塗（四）に馳せんとす。莊子儀朱杖を荷うて之を撃ち、之を車上に殪す。是の時に當りて、燕人從ふ者は見ざる莫く、遠き者は聞かざる莫し。著はして燕の春秋（五）に在り。諸侯傳へて之を語りて曰く、凡そ不辜を殺す者は、其の不祥を得て、鬼神の誅、此の若く其れ憯遬なりと、若の書の說を以て之を觀れば、鬼神の有る豈疑ふ可けん哉。

（一）明年は一年なり　（二）祖は祖澤、地名なり其地に馳驅出獵せんとす　（三）社稷桑林雲夢は皆其の國重要の地なり　（四）祖に行くの路なり　（五）春秋の解前に出づ

非二惟若書之說爲一ㇾ然也。昔者宋文君鮑

惟若の書の說然りと爲すのみに非ず。昔者宋の文君鮑の時、臣あり祐觀辜と曰ふ。嘗て厲に（一）從事す。袾子（二）楫を杖きて出で、與に言つて曰く、觀辜、是れ何ぞ

而左。鳥身素服三絶。面狀正方。鄭穆公見之乃恐懼犇。神曰無レ懼。帝享二女明德一。使三予錫二女壽十年有九一。使二若國家蕃昌。子孫茂毋レ失。鄭穆公再拜稽首曰。敢問二神明一。曰。予爲二句芒一。若以三鄭穆公之所二身見一爲レ儀。則鬼神之有。豈可レ疑哉。

て女に壽十年有九を錫はしむ。若の國家をして蕃昌に、子孫をして茂くして、失ふこと毋からしめんと。秦の穆公再拜稽首して曰く、敢て神の名を問ふと。曰く、予は句芒なりと。(四)若し秦の穆公の身見る所を以て儀と爲さば、鬼神の有る、豈疑ふ可けんや。

(一)左方に立つ　(二)白き服にて黑の緣をしたるもの　(三)汝の明德を喜び享ける　(四)句芒は春を掌る神なり禮記月令に春其神句芒とあり

非二惟若書之說爲一レ然也。昔者燕簡公。殺二其臣莊子儀一而不レ辜。莊子儀曰。吾君王殺レ我而不レ辜。

惟若の書の說然りと爲すのみに非ず。昔者燕の簡公、其臣莊子儀を殺して辜あらず、莊子儀曰く、吾君王我を殺して辜あらず、死人知るなくば亦已まん。死人知るあらば、三年を出でずして、必ず吾君をして之を知らしめんと。(一)期年にして燕將に祖に馳せんとす。燕の祖(二)あるは、齊の社(三)、宋の桑林あり、楚の雲夢あるに當れ

死者ニ爲レ無レ知則止矣。若死而有レ知。不レ出ニ三年ニ。必使ニ吾君知ヒ之。其三年周宣王合ニ諸侯ニ。而田ニ於圃田ニ。車數百乘。從・數千人滿レ野。日中杜伯乘ニ白馬素車ニ。朱衣冠。執ニ朱弓ニ。挾ニ朱矢ニ。追ニ周宣王ニ。射ニ入車上ニ。中レ心折レ脊。殪ニ車中ニ。伏レ弢而死。當ニ是之時ニ。周人從者莫レ不レ見。遠者莫レ不レ聞。著在ニ周之春秋ニ。爲レ君者以教ニ其臣ニ。爲レ父者以激ニ其子ニ。曰。戒レ之愼レ之。凡殺ニ不辜ニ者。其得ニ不祥ニ。鬼神之誅。若レ此之憯遬也。以ニ若書之說ニ觀レ之。則鬼神之有。豈可レ疑哉。

に敎へ、父たる者は以て其子を戒め曰く、之を戒め之を愼め、凡そ不辜を殺す者は、其の不祥を得て、鬼神の誅、此の若く憯遬なり(六)と。若の書の說を以て之を觀れば、鬼神の有る、豈疑ふ可けんや。

㊀ 唯に鬼神其の物を聞見すと云ふ者多數なるも然らば實に其有無に就いて誰か確認し擧げ得るや、此の問を以て後の答を起す　㊁ 圃田といふ所に田獵す　㊂ 役夫なり　㊃ 弓衣即ち弓の袋なり　㊄ 春秋は其の國史なり　㊅ 迅速なり

非ニ惟若書之說爲ヒ然也。昔者鄭穆公。當晝日中處ニ乎廟ニ。有レ神入レ門

惟若の書の說然りと爲すのみに非ず。昔者秦の穆公、嘗て晝日中に廟に處るに、神あり門に入りて左す。(一)鳥身〔人面〕(二)素服玄純、面の狀正方なり。秦の穆公之を見て、乃ち恐懼して犇る。神曰く、懼るゝなかれ。帝女(三)の明德を享し、予をし

何不下嘗入二一郷一里一而問上之。自レ古以及レ今。生民以來者。亦有下嘗見二鬼神之物一聞中鬼神之聲上。則鬼神何謂レ無乎。若莫レ聞莫レ見則鬼神可レ謂レ有乎。

今執二無鬼一者言曰。夫天下之爲三聞二見鬼神之物一者。不レ可二勝計一也。亦孰爲三聞二見鬼神有無之物一哉。子墨子言曰。若以丁衆之所二同見一。與丙衆之所乙同聞甲。則若二昔者杜伯一是也。周宣王殺二其臣杜伯一而不レ辜。杜伯曰。吾君殺レ我而不レ辜。若以二

今無鬼を執る者の言に曰く、夫れ天下の鬼神(一)の物を聞見すと爲す者、勝げて計る可からず、亦孰か鬼神有無の物を聞見することを爲すぞや。子墨子言つて曰く、若し衆の同じく見る所と、衆の同じく聞く所を以てせば、昔者の杜伯の若きは是なり。周の宣王、其の臣杜伯を殺して辜あらず、杜伯曰く、吾君我を殺して辜あらず、若し死者を以て知るなしと爲せば止まん。若し死して知るあらば、三年を出でずして、必ず吾君をして之を知らしめんと。其の三年に、周の宣王諸侯を合せて圃田に田し、車數百乘(三)、徒數千人、野に滿つ。日中に杜伯、白馬素車に乘じ、朱衣冠(二)、朱弓を執り、朱矢を挾み、周の宣王を追ひ、之を車上に射る。心に中り、脊を折き、車中に殪れ、弢(四)に伏して死せり。是の時當りて、周人從ふ者は見ざる莫く、遠き者は聞かざる莫し。著はして周の春秋(五)に在り。君たる者は以て其臣

是故子墨子曰。今天下之王公大人士君子。實將欲求興天下之利。除天下之害。(故)當鬼神之有與無之別。以爲將不可以明察此者也。既以鬼神有無之別。以爲不可不察。已然則吾爲明察此。其說將奈何而可。子墨子曰。是與天下之所以察知有與無之道者。必以衆之耳目之實。知有與亡爲儀者也。請惑聞之見之則必以爲無。若是

是故に子墨子曰く、今天下の王公大人士君子、實に將に天下の利を興し、天下の害を除くことを求めんと欲せば、鬼神の有と無との別の當きは、以爲らく將に以て此れを明察せざる可からざる者なり。既に鬼神有無の別を以て以て察せざる可からずと爲さば、然らば則ち吾此れを明察することを爲さんに、其說將に奈何して可ならんとするか。子墨子曰く、(二)是れ天下の有と無とを察する所以の道を擧ぐれば必ず衆の耳目の實を以て有と亡とを知りて、儀と爲すものなり。誠に之を聞き之を見るあらば、必ず有りと爲さん。聞く莫く見る莫くば、必ず無しと爲さん。是を若何ぞ嘗に一鄕一里に入りて之を問はざるや。古より以て今に及ぶまで、生民以來の者、亦嘗て鬼神の物(三)を見、鬼神の聲を聞くこと有らば、鬼神何ぞ無しと謂はんや。若し聞く莫く見る莫くば、鬼神有りと謂ふ可けんや。

(一) 言ふは鬼神の有無を知るには天下の人衆が耳目を以て實驗したる所を以て儀表とせば可なり　(三) 物は形なり

也。正長之不レ強ニ於聽レ治。賤人之不レ強ニ於從レ事也。民之爲ニ淫暴寇亂盜賊。以ニ兵刃毒藥水火一。退ニ無人乎道路率徑一。奪ニ人車馬衣裘一以自利者。並作由レ此始。是以天下亂。此其故何以然也。則皆以下疑ニ惑鬼神之有與レ無之別一。不上レ明ニ乎鬼神之能賞レ賢而罰レ暴也。

し、鬼神の能く賢を賞して暴を罰することを明にせざるを以てなり。

㈠ 力正は力づくにて政を爲すなり ㈡ 存すとは箇樣の事が存在するなり ㈢ 率徑は街徑なり街は車道徑は歩道を云ふ、迫は脅迫するなり

今若使ニ天下之人。偕若信ニ鬼神之能賞レ賢而暴レ罰也。則夫天下豈亂哉。今執ニ無鬼一者。曰。鬼神者固無レ有。旦暮以爲ニ敎ニ誨乎天下之人一。疑ニ天下之衆一。使三天下之衆皆疑ニ惑乎鬼神有無之別一。是以天下亂。

今若し天下の人をして、借も若し鬼神の能く賢を賞して暴を罰することを信ぜしめば、夫れ天下豈亂れんや。今無鬼㈠を執る者曰く、鬼神は固より有ることなしと。旦暮以て天下の人を教誨することを爲し、天下の衆を疑はしめ、天下の衆をして、皆鬼神有無の別に疑惑せしむ。是を以て天下亂る。

㈠ 無鬼の說を固執する者

子墨子言曰。逮至昔三代聖王既沒。天下失義。諸侯力正。是以存夫爲人君臣上下者之不惠忠也。父子弟兄之不慈孝弟長貞良

卷之八

明鬼上第二十九 闕

明鬼中第三十 闕

明鬼下第三十一

大意言ふ鬼神の有を明かに知れば人自ら不善を爲さず此の篇の説明を要する所以なり

子墨子言つて曰く、昔三代の聖王既に沒するに逮びて、天下義を失ひ、諸侯力正す。是を以て夫の人の君臣上下たる者の惠忠ならず、父子弟兄の慈孝弟長貞良ならず、正長の治を聽くに強めず、賤人の事に從ふに強めざるに存す。民の淫暴寇亂盜賊を爲し、兵刃毒藥水火を以て、無罪の人を道路率徑に迫り、人の車馬衣裘を奪うて以て自ら利する者、並び作ること此れに由りて始る。是を以て天下亂る。此れ其の故何を以て然るや。則ち皆鬼神の有と無との別に疑惑

んと欲し、下は國家百姓の利に中らんと欲する者は、天の志の當きは察せざる可からず。天の志なる者は義の經なり。

(一)先王の書云々の解は前の天志中篇に出づ　(二)義の經は義の道といふに同じ

明德。毋大聲以色。毋長夏以革。不識不知。順帝之則。此語文王之以天志爲法也。而順帝之則也。且今天下之士君子。中實將欲爲仁義。求爲上士。上欲中聖王之道。下欲中國家百姓之利者。當天之志而不可不察也。天之志者義之經也。

而白曰二義一也。故子墨子言曰、是責レ義者。則豈有下以異中是蕢二黒白甘苦之辯一者上哉。今有レ人二於此一。少而示二之黒一。謂二之黒一。多示二之黒一謂レ白。必曰吾目亂、不レ知二黒白之別一。今有二人於此一。能少嘗二之甘一謂レ甘。多嘗謂レ苦。必曰吾口亂。不レ知二其甘苦之味一。今王公大人之政也。或殺レ人其國家禁レ之。此蚤越有三能多殺二其鄰國之人一。因以爲二文義一。此豈有レ異下蕢二白黒甘苦之別一者上哉。

人を殺すあらば、因つて以て大義と爲せり。此れ豈白黒甘苦の別を蕢す者に異なるあらんや。

● 言ふは小罪を咎めて大罪を咎めざるは黒を白といひ甘を苦といふ如く、黒白甘苦の辨別を混亂すると同一の事なり

故子墨子置二天之一。以爲二儀法一。非下獨子墨子以二天之志一爲中法也。於二先王之書大夏一(之)道レ之然。帝謂二文王一。予懷二

故に子墨子天志を置きて以て儀法と爲す。獨り子墨子のみ天の志を以て法と爲すに非ず。先王の書、大雅に於て之を道ふこと然り、帝は文王に謂ふ、予明德を懷ふ、聲と色とを大にするに毋く、夏と革とを長ずるなく、識らず知らず帝の則に順ふと。此れ文王の天志を以て法と爲し、帝の則に順ふを誥ぐるなり。且今天下の士君子、中實に將に仁義を爲さんと欲し、上士たるを求め、上は聖王の道に中ら

庫。竊二人之金玉蚤絫一者。與踰二人之欄牢。竊二人之牛馬桃李瓜薑一者。今王公大人之加レ罰此也。雖二古之堯舜禹湯文武之爲レ政。亦無三以異二此矣。

今天下之諸侯。將猶皆侵浚攻伐兼并。此爲レ殺二一不辜人一者數千萬矣。此爲下踰二人之牆垣一。格中人之子女上者。與角二人府庫一。竊二人金玉蚤絫一者。數千萬矣。踰二人之欄牢。竊二人之牛馬一者。與入二人之場園。竊二人之桃李瓜薑一者。數千萬矣。

今天下の諸侯、將に猶ほ皆侵凌攻伐兼并す。此れ一不辜の人を殺すを爲す者、數千萬なるなり。此れ人の牆垣を踰えて、人の子女を担格するを爲す者、與び人の府庫に穴し、人の金玉布帛を竊む者、數千萬なるなり。人の欄牢を踰えて、人の牛馬を竊む者、與び人の場園に入りて、人の桃李瓜薑を竊む者、數千萬なるなり。而るに自ら義なりと曰ふ。故に子墨子言つて曰く、是の義を蕢す者は、豈以て是の黑白甘苦の辯を蕢す者に異なるあらんや。今此に人あり、少しく之に黑を示せば之を黑と謂ひ、多く之に黑を示せば、白と謂ふときは、必ず曰はん、吾目亂れ、黑白の別を知らずと。今此に人あり、能く少なく之が甘を嘗めて甘と謂ひ、多く嘗めて苦と謂ふときは、必ず曰はん、吾口亂れ、其甘苦の味を知らずと。今王公大人の政や、或は人を殺せば、其國家之を禁ずるも、此に瓜牙の〔士の〕能く多く其鄰國の

入二人之場圃一。取二人之桃李瓜蓏一者。上得且罰レ之。衆聞則非レ之。是何也。曰。不レ與二其勞一獲二其實一。己非二其有一所レ取之故。而況有踰二於人之牆垣一。担二格人之子女一者乎。與角二人之府庫一。竊二人之金玉蚕桑一者乎。與踰二人之欄牢一。竊二人之牛馬一者乎。而況有殺二一不辜人一乎。今王公大人之爲レ政也。自下殺二一不辜人一者上。踰二人之牆垣一担二格人之子女一者。與角二人之府

（一）勞に與らずして其實を獲、己れ其の有する所に非ずして、之を取るが故なり。而るを況んや有人の牆垣を踰えて、人の子女を担格（二）する者をや。與び人の（三）府庫に穴し、人の金玉布帛を竊む者をや。與び人の欄牢（四）を踰えて、人の牛馬を竊む者をや。而るを況んや、有一不辜の人を殺すをや。（五）今王公大人の政を爲すや、一不辜の人を殺す者より、人の牆垣を踰えて、人の子女を担格する者、與び人の府庫を穴し、人の金玉布帛を竊む者、與び人の欄牢を踰えて、人の牛馬桃李瓜蓏を竊む者にいたるまで、今の王公大人の此れに罰を加ふるは、古の堯舜禹湯文武の政を爲すと雖も、亦以て此れに異なるなし。

（一）はたけの桃李等を作るの勞力に關係もせずして其の實を取るを非とす　（二）担格とはつかみとることつれ出すなり　（三）府庫に穴を穿ちて入るなり　（四）欄牢は牛馬を入れある小舍なり　（五）今の王公大人が一不辜を殺す者より果實をぬすむ者まで之を罰するに於ては古の聖王と異ならず然るに攻伐を事とし多くの不辜を殺すことを非とせざるは何ぞや云々次の段にて申謂す

此爲不仁義也。有具其皮幣、發其總處、使人饗賀焉。則夫好攻伐之君、有重不知此爲不仁不義也。有書之竹帛、藏之府庫、爲人後子者。必且欲順其先君之行、曰何不當發吾庫、視吾先君之法美。必不曰文武之爲正者若此矣。曰吾攻國覆軍、殺將若干人矣。則夫好攻伐之君、不知此爲不仁不義也。其鄰國之君、不知此爲不仁不義也。是以攻伐世世而不已者。此吾所謂大物則不知也。

何ぞ當に吾庫を發し、吾先君の法の美を視ざるやと。必ず文武の正を爲す者此の若しと曰はずして、曰く、吾國を攻め軍を覆し、將を殺す(三)若干人なりと。夫の攻伐を好むの君は、此れ不仁不義たるを知らず、其の鄰國の君も此れ不仁不義たるを知らざるなり。是を以て攻伐世世にして、已まず。(四)此れ吾所謂大物は知らざるものなり。

(一)徒は徒步の人、遽は騎馬の人、倶に使者なり (二)饗は享にして物を獻ずるなりと、戰勝を賀して物を贈るなり (三)古へ周の文王武王の政は此の如しとて之れに法らずして (四)是れ吾が小盜は之を非とし大盜は更に非なるを知らずといふものなり

所謂小物則知之者何若。今有人於此。

所謂小物は之を知る者は何若。今此に人あり、人の場園に入り、人の桃李瓜薑を取る者は、上得て且之を罰し、衆聞けば之を非とせん。是れ何ぞや。曰く、其

此知二天下之士君子之去レ義遠一也。何以知二天下之士君子之去レ義遠一也。今（知氏）大國之君寛（者）然曰。吾處二大國一而不レ攻二小國一。吾何以爲レ大哉。是以差二論蚤・牙之士一。比二列其舟車之卒一。以攻二罰無罪之國一。入二其溝境一。刈二其禾稼一。斬二其樹木一。殘二其城郭一。以御二其溝池一。焚二燒其祖廟一。攘二殺其犧牷一。民之格者則勁二拔之一。不レ格者則係操而歸。丈夫以爲二僕圉胥靡一。婦人以爲二舂酋一。

塞ぎ、其祖廟を焚燒し、其犧牷を攘殺し、民の格する者は之を勁拔し、格せざる者は係纍して歸り、丈夫は僕圉胥靡となし、婦人は舂酋と爲す。

（一）天志の解釋に出づ　（二）喧然なりやかましく論ずるなり　（三）吾が爪牙となりて働く兵士を選ぶなり　（四）其の禾や稼ヶ刈り取り　（五）毀は破壞するなり　（六）格は抗敵するなり　（七）捕縛するなり　（八）僕圉は馬丁胥靡は刑人として使役するなり　（九）米つきを爲さしむる者、酋は女奴といふことならん

則夫好二攻伐一之君。不レ知二此爲二不仁義一。以告二四鄰諸侯一曰。吾攻レ國覆レ軍。殺レ將若干人矣。其鄰國之君。亦不レ知三

夫の攻伐を好むの君は、此れ不仁義たるを知らずして、以て四鄰の諸侯に告げて曰く、吾國を攻め軍を覆し、將を殺す若干人なりと。其鄰國の君、亦此れ不仁義たるを知らず、又其皮幣を具へ、其徒遽を發し、人をして饗（一）せしむ。夫の攻伐を好むの君、又重ねて此れ不仁不義たるを知らざるや、又之を竹帛に書し、之を府庫に藏む。人の後子たる者、必ず且其の先君の行に順はんと欲して曰く、

老也。是以天下之庶國。方以水火毒藥兵刃。以相賊害也。若事上不利天。中不利鬼。下不利人。三不利而無所利。是謂之賊。故凡從事此者寇亂也。盜賊也。不仁不義。不忠不惠。不慈不孝。是故聚歛天下之惡名而加之。是其故也。以反天之意也。

不孝なり。是故に天下の惡名を聚歛して之に加ふ。是れ其故何ぞや、天の意に反すればなり。

● 前節の反對をいふ也

故子墨子。置立天之。以爲儀法。若輪人之有規。匠人之有矩也。今輪人以規。匠人以矩。以此知方圜之別矣。是故子墨子置立天之。以爲儀法。吾以

故に子墨子、天志(一)を置立して以て儀法となす。輪人の規あり、匠人の矩あるが若し。今輪人は規を以てし、匠人は矩を以てし、此れを以て方圜の別を〔知る〕。是故に子墨子天志を置立して以て儀法と爲す。吾此れを以て天下の士君子の義を去る遠きを知るなり。何を以て天下の士君子の義を去る遠きを知るや。今〔是れ〕大國の君讙(二)然として曰く、吾大國に處りて小國を攻めざれば、吾何を以て大と爲らん哉と。是を以て(三)爪牙の士を差論し、其舟車の卒を比列し、以て無罪の國を攻伐して、其境邊に入り、其禾稼(四)を刈り、其樹木を斬り、其の城郭(五)を殘し、其溝池を

曰。大不攻小也。强不侮弱也。衆不賊寡也。詐不欺愚也。貴不傲賤也。富不驕貧也。壯不奪老也。是以天下之庶國、莫以水火毒藥兵刃以相害也。若事上利天。中利鬼。下利人。三利而無所不利。是謂天德。故凡從事此者聖知也。仁義也。忠惠也。慈孝也。是故聚斂天下之善名而加之。是其故何也。則順天之意也。

なり、忠惠なり、慈孝なり。是故に天下の善名を聚斂して之に加ふ。是れ其故何ぞや、天の意に順へばなり。

㊀ 義正とは義を以て政を爲し力正とは力づくで政を爲すなり　㊁ 壯年の者は老人の物を無理に奪ひ取ることをせず

曰。力正者何若。曰。大則攻小也。强則侮弱也。衆則賊寡也。詐則欺愚也。貴則傲賤也。富則驕貧也。壯則奪

曰く、㊀力正とは何若。曰く、大は小を攻め、强は弱を侮り、衆は寡を賊し、詐は愚を欺き、貴は賤に傲り、富は貧に驕り、壯は老を奪ふなり。是を以て天下の庶國、方に水火毒藥兵刃を以て相賊害す、若の事は上は天を利せず、中は鬼を利せず、下は人を利せず、三の不利ありて利する所なし。是れ之を賊と謂ふ。故に凡そ事に此に從ふ者は、寇亂なり、盜賊なり、不仁不義、不忠不惠、不慈

天以爲不レ從ニ其所レ愛而惡レ之。不レ從ニ其所レ利而賊レ之。於レ是加ニ其罰一焉。使下之父子離散。國家滅亡。抎ニ失社稷一。憂以及中其身上。是以天下之庶民。屬而毀レ之。業ニ萬世子孫繼嗣一（毀レ之賁。）不ニ之廢一也。名レ之曰ニ失王一。以レ此知ニ其罰レ暴之證一。

ざるなり。之を名づけて暴王と曰ふ。此れを以て其の暴を罰するの證を知る。

（一）百姓の意を惡に移し易へ率ゐて山川鬼神を侮りて敬事せず（二）抎失は損失なり、其の領土を失ふなり（三）萬世の子孫繼嗣に至るも之を毀るもの已まざるなり

今天下之士君子。欲レ爲レ義者則不レ可レ不レ順ニ天之意一矣。曰。順ニ天之意一者兼也。反ニ天之意一者別也。兼之爲レ道也義正。別之爲レ道也力正。曰義正者何若。

今天下の士君子、義を爲さんと欲する者は、天の意に順はざる可からず。曰く、天の意に順ふ者は兼なり。天の意に反する有は別なり。兼の道たるや義正にして、（一）別の道たるや力正なり。曰く、義正とは何若。曰く、大は小を攻めず、强は弱を侮らず、衆は寡を賊せず、詐は愚を欺かず、貴は賤に傲らず、富は貧に驕らず、壯（二）は老を奪はざるなり。是を以て天下の庶國、水火毒藥兵刃を以て以て相害すると莫し。若の事は上は天を利し、中は鬼を利し、下は人を利し、三利ありて利せざる所なし。是を天德と謂ふ。故に凡そ事に此に從ふ者は、聖知なり。仁義

賢者之必賞レ善罰ヒ暴也。何以知二賢者之必賞レ善罰ヒ暴也。吾以二昔者三代之聖王一知レ之。故昔也三代之聖王。堯舜禹湯文武之兼二愛之天下一也。從而利レ之。移二其百姓之意一焉。率以敬二上帝山川鬼神一。天以爲從二其所レ愛而愛レ之。從二其所レ利而利レ之。於レ是加二其賞一焉。使下之處二上位一。立爲中天子上以法也。名レ之曰二聖人一。以レ此知二其賞レ善之證一。

之を名づけて聖人と曰ふ。此れを以て其の善を賞するの(四)證を知る。

(一) 吾賢者の吾の下天の二字を置き又暴を罰するの上に不肖者の四字を置きて見るべし、言ふは賢者には必ず其の善を賞し不肖者に向つては必ず其の暴を罰する故なりと (二) 堯舜禹湯文武は民を兼愛し從て又之に利益を與へ百姓の心を善に移し易へ率ゐて山川鬼神に敬事する故に天は其の意に順ふを恥みして聖王を賞して萬民の上に置き天子たらしむ (三) 法則として之を守る (四) 打ち寄りて之を譽む

是故昔也三代之暴王。桀紂。幽厲之兼二惡天下一也。從而賊レ之。移二其百姓之意一焉。率以詬二侮上帝山川鬼神一。

是故に昔也は三代の暴王、桀紂、幽厲の天下を兼ね惡むや、從つて之を賊し、其の百姓の意を移し、率ゐて以て上帝山川鬼神を詬侮す。天以爲らく、其の愛する所に從はずして之を惡み、其の利する所に從はずして之を賊すと。是に於て其の罰を加へ、之をして父子離散し、國家滅亡し、(一)社稷を抎失して、憂以て其身に及ばしむ。是を以て天下の庶民、屬して之を毀り、(二)萬世の子孫繼嗣に業ぎて之を廢せ

且天之愛二百姓一也。不二盡物一而止一矣。今天下之國。粒食之民。(國殺一不祥。曰。誰殺二不辜一。曰。人也。孰予二之不辜一。曰。天也。若天之中實不レ愛二此民一也。何故而人有レ殺二不辜一)而天予二之不祥一哉。且天之愛二百姓一厚矣。天之愛二百姓一別矣。既可二得而知一也。何以知三天之愛二百姓一也。吾以二

且天の百姓を愛するや、盡く此而止ならず。今天下の國、粒食の民、〔一不辜を〕殺す〔者には、必ず〕一不祥あり。曰く、誰か不辜を殺す、曰く、人なり。孰か之に不祥を予ふ、曰く、天なり。若し天の中實に此民を愛せずんば、何の故に人の不辜を殺すあるに、天之に不祥を予へんや。且天の百姓を愛すること厚く、天の百姓を愛すること偏きは、既に得て知る可きなり。何を以て天の百姓を愛するを知るや、吾賢者の必ず善を賞し暴を罰するを以てなり。何を以て賢者の必ず善を賞し暴を罰するを知るや。吾昔者の三代の聖王を以て之を知る。〔是〕故に昔也は三代の聖王、堯舜、禹湯、文武の天下を兼ね愛するや、從つて之を利し、其の百姓の意を移し、焉に率ゐて以て上帝山川鬼神を敬す。天以爲らく、其の愛する所に從つて之を愛し、其の利する所に從つて之を利すと。是に於て其の賞を加へ、之をして上位に處り、立ちて天子たらしめ、以て〔民の父母と爲し、〕業萬世に延き、子孫繼嗣して法儀と爲す。是を以て天下の庶民、屬して之を譽めて廢せず〕

何若。曰。兼愛天下之人也。何以知兼愛天下之人也。以兼而食之也。何以知其兼而食之也。自古及今。無有遠靈孤夷之國。皆犓豢其牛羊犬彘。潔爲粢盛酒醴。以敬祭祀上帝山川鬼神。以此知兼而食之也。苟兼而食焉。必兼而愛之。譬之若楚越之君。今是楚王食於楚之四境之内。故愛楚之人。越王食於越。故愛越之人。今天兼天下而食焉。我以此知其兼愛天下之人也。

するを知るや。(二)兼て之を食するを以てなり。何を以て其の兼て之を食することを知るや。古より今に及ぶまで、(三)遠靈孤夷の國有るなく、皆其の牛羊犬彘を犓豢し、潔く粢盛酒醴を爲りて、以て敬みて上帝山川鬼神を祭祀す。此れを以て兼て之を食するを知るなり。苟も兼て食すれば、必ず兼て之を愛す。之を譬ふるに楚越の君の若し。今是の楚王は楚の四境の内に(四)食す、故に楚の人を愛す。越王は越に食す、故に越の人を愛す。今天は天下を兼て食す、我此れを以て其の天下の人を兼ね愛することを知るなり。

(一)天下の人の上に天はの二字を置きて見るべし　(二)前にも解く如く廣く天下の民の供する食を享くるをいふ、其の意は彼此の別なく皆天の民として見るの證なり　(三)遐方偏鄙の異の區別あるなく一樣に鬼神を祭祀するなり　(四)楚の國中の民より供する食を以て自己を養ふ故に楚人を愛す

故古者聖人。明以此說人曰。天子有善天能賞之。天子有過。天能罰之。天子賞罰不當。聽獄不中。天下疾病禍福。霜露不時。天子必且犓豢其牛羊犬彘。潔爲粢盛酒醴。以禱祠祈福於天。我未嘗聞天之禱祈福於天子也。吾以此知天之重且貴於天子也。是故義者不自愚且賤者出。必自貴且知者出。曰。誰爲知。天爲知。然則義果自天出也。今天下之士君子之欲爲義者。則不可不順天之意矣。

病禍祟を下し、霜露時ならざれば、天子は必ず且其牛羊犬彘を犓豢し、潔く粢盛酒醴を爲りて以て禱祠して福を天に祈るも、我未だ嘗て天の禱（祠して）福を天子に祈ることを聞かず。吾此れを以て天の天子より重く且貴きを知るなり。是故に義なる者は、愚且賤なる者より出でず、必ず貴且知なる者より出づ。曰く、誰か知と爲す、天を知と爲す。然らば則ち義は果して天より出づるなり。今天下の士君子の義を爲さん欲する者は、天の意に順はざる可からず。

㈠ 獄を聽き罪を定むること當を得ず　㈡ 天は疾病禍祟を下し天子を責むるときは天に供ふる牛羊犬彘を飼ひ粢盛酒醴を供し禱祠して福を天に求む

曰。順天之意

曰く、天の意に順ふと何若。曰く、天下の人を兼愛す。何を以て天下の人を兼愛

正也。何以知ニ義之爲レ正也。天下有レ義則治。無レ義則亂。我以レ此知ニ義之爲レ正也。然而正者無ニ自レ下正レ上者一必自レ上正レ下。是故庶人不レ得三次レ己而爲レ正。有レ士正レ之。士不レ得ニ次レ己而爲レ正。有ニ大夫一正レ之。大夫不レ得ニ次レ己而爲レ正。有ニ諸侯一正レ之。諸侯不レ得ニ次レ己而爲レ正。有ニ三公一正レ之。三公不レ得ニ次レ己而爲レ正。有ニ天子一正レ之。天子不レ得ニ次レ己而爲レ政。有レ天正レ之。

大夫は己れを恣にして正を爲すを得ず、諸侯ありて之を正す、諸侯は己れを恣にして正を爲すを得ず、三公ありて之を正す、三公は己れを恣にして正を爲すを得ず、天子ありて之を正す、天子は己れを恣にして政を爲すを得ず、天ありて之を正す。

一 庶人は自分に正を爲すを得ず必ず上の士より正ださるゝなり、此の如く段々に上りて上より正を受け終に天に歸着す

今天下之士君子。皆明ニ於天子之正ニ天下一也。而不レ明ニ於天正一也。是

今天下の士君子、皆天子の天下を正すを明かにして、天の正すを明かにせず。是故に古者の聖人、明かに此れを以て人に說きて曰く、天子善あれば天能く之を賞し、天子過あれば天能く之を罰すと。天子賞罰當らず、聽獄中らず、(二)天疾

之。處二人之家一不レ戒不レ愼レ之而有下處二人之國一者上乎。今人處二若國一得レ罪。將ト猶有中異國所三以避二逃之一者上矣。然且父以戒レ子。兄以戒レ弟曰。戒レ之愼レ之。處二人之國一者不レ可レ不二戒愼一也。今人皆處二天下一而事レ天。得二罪於天一。將レ無下所三以避二逃之一者上矣。然而莫レ知二以相極戒一也。吾以レ此知二大物則不レ知者一也。

てたとひ他に逃るゝもせんなしといふ、然るに天下に處り罪を天に得るに反て之を戒めざるは是れ小に明かにして大に明かならずといふ所以なり

是故子墨子言曰。戒レ之愼レ之。必爲二天之所レ欲。而去二天之所レ惡。曰。天之所レ欲者何也。所レ惡者何也。天欲レ義而惡二其不義一者也。何以知二其然一也。曰。義者

是故に子墨子言つて曰く、之を戒め之を愼め。必ず天の欲する所を爲して、天の惡む所を去れと。曰く、天の欲する所の者は何ぞや。惡む所の者は何ぞや。天は義を欲して其不義を惡む者なり。何を以て其然るを知るや。曰く、義なる者は正なり。何を以て義の正たるを知るや。天下義あれは治まり、義なければ亂る。我此れを以て義の正たるを知るなり。然而れども正なる者は下より上を正すことなし。必ず上より下を正す。是故に庶人は己れを恣にして正を爲すを得ず、士ありて之を正す、士は己れを恣にして正を爲すを得ず、大夫ありて之を正す、

天下之所以罰者。其說將何哉。則是天下士君子。皆明於小而不明於大。何以知其明於小不明於大也。以其不明於天之意也。何以知其不明於天之意也。以處人之家者知之。今人處若家得罪。將猶有異家所以避逃之者。然且父以戒子。兄以戒弟曰、戒之愼

君子、皆小に明かにして大を明かにせざればなり。何を以て其の小に明かにして大を明かにせざるを知るや。其の天の意に明かにせざるを以てなり。何を以て其の天の意を明かにせざるを知るや。人の家に處る者を以て之を知る。今人若の家に處りて罪を得れば、將に猶ほ異家の之を避逃する所以の者あらんとす。然も且父は以て子を戒め、兄は以て弟を戒めて曰く、之を戒め之を愼め。人の家に處りて之を戒めず之を愼まずして、人の國に處る者あらんやと。今人若の國に處りて罪を得れば、將に猶ほ異國の之を避逃する所以の者あらんとす。然も且父は以て子を戒め、兄は以て弟を戒めて曰く、之を戒め之を愼め。人の國に處る者は戒愼せざる可からずと。今人皆天下に處りて天に事ふ。罪を天に得ば、將に以て之を避逃する所以の者なからんとす。然而れども以て相儆戒することを知る莫きなり。吾此れを以て大物は知らざる者なることを知るなり。

● 此の段の意は人が或る家又は國に處りて罪を得れば異域の逃れ避くる所あるに拘はらず其父兄は其の者を戒め

談。順天之意。謂之善言談。反天之意。謂之不善言談。觀其刑政。順天之意。謂之善刑政。反天之意。謂之不善刑政。故置此以爲法。立此以爲儀。將以量度天下之王公大人卿大夫之仁與不仁。譬之猶分黒白也。是故子墨子曰。今天下之王公大人士君子。中實將欲遵道利民本察仁義之本。天之意不可不順也。順天之意者。義之法也。

天の意に反する、之を不善刑政と謂ふ。故に此れを置きて以て法と爲し、此れを立てて以て儀と爲し、將に以て天下の王公大人卿大夫の仁と不仁とを量度せんとす。之を譬ふるに猶ほ黒白を分つがごとし。是故に子墨子曰く、今天下の王公大人士君子、中實に將に道に遵ひ民本を利し、仁義の本を察せんと欲せば、天の意に順はざる可からず。天の意に順ふ者は義の法なり。

一 行意言談刑政皆天意に順ふを以て善とし、然らざるを不善とす

子墨子言曰。

天志下第二十八

子墨子言つて曰く、天下の亂るゝ所以の者は、其說將に何ぞや。是れ天下の士

圜與二不圜一也。曰。中二吾規一者。謂二之圜一。不レ中二吾規一者。謂二之不圜一。是以圜與二不圜一。皆可二得而知一也。此其故何。則圜法明也。匠人亦操二其矩一。將三以量二度天下之方與二不方一也。曰。中二吾矩一者。謂二之方一。不レ中二吾矩一者。謂二之不方一。是以方與二不方一。皆可二得而知一之。此其故何。則方法明也。故子墨子之有二天之意一也。上將三以度二天下之王公大人爲二刑政一也。下將下以量二天下之萬民爲二文學一。出中言談上也。

矩に中る者は、之を方と謂ひ、吾が矩に中らざる者は、之を不方と謂ふ。是を以て方と不方と皆得て之を知る可しと。此れ其故何ぞや。方法明かなればなり。故に(六)子墨子の天の意あるは、上は將に天下の王公大人の刑政を爲すを度らんとし、下は將に以て天下の萬民の文學を爲し、言談を出すを量らんとするなり。

㊀言ふは子墨子の所謂天志といふものはなり ㊁輪人は車輪を造る者なり ㊂匠人は大工指物師等なり ㊃はかりて見るなり ㊄方は四角なり ㊅子墨子のいふ天の意とは恰も規矩の如し、之を以て王公大臣の刑政の可否及び萬民の學問言談の善否をはかり見ん爲めのものなり

觀二其行一。順二天之意一。謂二之善意行一。反二天之意一。謂二之不善意非・觀二其言

其行を觀るに、天の意に順ふ。之を善(一)意行と謂ひ、天の意に反するを、之を不善意行と謂ふ。其言談を觀るに、天の意に順ふ、之を善言談と謂ひ、天の意に反するを、之を不善言談と謂ふ。其刑政を觀るに、天の意に順ふ、之を善刑政と謂ひ、

天下之醜名。而加之焉。曰此非仁也非義也。憎人賊人。反天之意。得天之罰者也。不止此而已。又書其事於竹帛。鏤之金石。琢之槃盂。傳遺後世子孫。曰。將何以爲。將以識夫憎人賊人。反天之意。得天之罰者也。大誓之道之。曰。紂越厥夷居。不肯事上帝。棄厥先神祇不祀。乃曰。吾有命。無廖傳務。(天下)天亦縱棄紂不葆。察天以縱棄紂而不葆者。反天之意也。故夫憎人賊人。反天之意。得天之罰者。既可謂而知也。

人を賊し、天の意に反し、天の罰を得る者は、既に得て知る可きなり。

(一) 此段は前と反對なる事を擧ぐ (二) 大誓は書經の篇名、夷居は蹲居倨慢なり紂王は傲然夷居して上帝に事へず先祖の神靈を放棄して祭祀せずして曰ふ吾は天命ありて天子となり居る故に鬼神の祐助を須ゐずとて事ふべき務を爲さず鬼神を侮辱すと

是故子墨子之有天之。辟人。無以異乎輪人之有規。匠人之有矩。也。今夫輪人操其規。將以量度天下之

是故に(一)子墨子の天志あるは、之を辟ふるに、以て輪人(二)の規あり、匠人の矩あるに異なるなし。今夫れ輪人は其規を操り、將に以て天下の圓と不圓とを量度(四)せんとす。曰く吾が規に中る者は、之を圓と謂ひ、吾が規に中らざる者は、之を不圓と謂ふ。是を以て圓と不圓と、皆得て知る可きなり。此れ其故何ぞや。圓法明かなればなり。匠人も亦其矩を操り、將に以て天下の方(五)と不方とを量度せんとす。曰く、吾が

反二天之意一得二天之罰一者誰也。曰若二昔者三代暴王。桀紂幽厲一者是也。桀紂幽厲焉所レ從レ事。曰從二事別一。不レ從二事兼一。別者處二大國一則攻二小國一。處二大家一則亂二小家一。强劫レ弱。衆暴レ寡。詐謀レ愚。貴傲レ賤。觀二其事一。上不レ利二乎天一。中不レ利二乎鬼一。下不レ利二乎人一。三不利無レ所レ利。是謂二天賊一。聚二斂

代の暴王、桀紂幽厲の若き者是なり。桀紂幽厲、焉にか事に從ふ所ぞ。曰く、事に別に從ひ、事に兼に從はず。別なる者は大國に處れば小國を攻め、大家に處れば小家を亂し、强は弱を劫し、衆は寡を暴し、詐は愚を謀り、貴は賤に傲り、其事を觀るに、上は天を利せず、中は鬼を利せず、下は人を利せず。三不利にして利する所なし。是れを天賊と謂ふ。天下の醜名を聚斂して之に加へ、曰く此れ仁に非ず義に非ず。人を憎み人を賊し、天の意に反し、天の罰を得たる者なりと。啻に此れ而已ならず、又其事を竹帛に書し、之を金石に鏤め、之を槃盂に琢し、後世子孫に傳遺す。曰く、將に何を以て爲さんとす。將に以て夫の人を憎み人を賊し、天の意に反し、天の罰を得たるを識すなり。（二）大誓に之を道つて曰く、紂越に厥れ夷居して、肯て上帝に事へず。厥の先の神祇を棄てて祀らず。乃ち曰く吾命ありと。其の務を侮僇す。天も亦縱に紂を棄てて葆せず。天以て縱に紂を棄てて葆せざる者を察するに、天の意に反すればなり。故に夫の人を憎み

所レ不レ利。是謂ニ天德一。聚ニ斂天下之美名一而加レ之焉。曰。此仁也義也。愛レ人利レ人順ニ天之意一。得ニ天之賞一者也。不ニ止此而已一。書ニ於竹帛一。鏤ニ之金石一。琢ニ之槃盂一。傳ニ遺後世子孫一。曰將ニ何以爲一。將以識下夫愛レ人利レ人順ニ天之意一。得中天之賞上者也。皇矣道レ之曰。帝謂ニ文王一。予懷ニ明德一。不レ大ニ聲以レ色。不レ長ニ夏以レ革。不レ識不レ知。順ニ帝之則一。帝善ニ其順ニ法則一也。故擧レ殷以賞レ之。使下貴爲ニ天子一。富有中天下上。名譽至レ今不レ息。故夫愛レ人利レ人。順ニ天之意一。得ニ天之賞一者。既可レ得レ留而已。

故に殷を擧げて以て之を賞し、貴きこと天子として、富天下を有ち、名譽今に至りて息まざらしむ。故に夫の人を愛し人を利し、天の意に順ひ、天の賞を得る者は、既に知ることを得可き而已。

(一)言ふは、兼愛の事を爲し各個別々の事を爲さず (二)大略以下數句の解は既に以前に出づ (三)聚め收めて其の人に加ふ (四)止此れ而已ならずとは天の意に順ひ兼愛を爲す人に對してはたゞ之を口にて賞するのみならず、書籍に書し金石の碑に鏤め食飲沐浴の器にほりて後に傳ふる所以は其の人の天の賞を得たるを永世に諭すなり (五)皇矣は詩經大雅皇矣篇の辭なり、言ふは天帝が文王の事を謂はるゝに我は文王の明德を思ふ文王は號令威嚴を大にせず又自ら侈大にして制度を紛更せずひたすら天帝の法則に順ふと、詩人が頌讚したり、天帝は文王の天意に順ふを嘉して殷の天下を擧げ之を賞賜したりと、聲は號令、色は威嚴、夏は侈大、革は紛更と詩註に見ゆ

夫憎レ人賊レ人。

(二)夫れ人を憎み人を賊し、天の意に反し、天の罰を得たる者は誰ぞや。曰く、昔者三

夫愛レ人利レ人。順二天之意一。得二天之賞一者誰也。曰。若二昔三代聖王。堯舜禹湯文武一者是也。堯舜禹湯文武焉所レ從レ事。曰。從二事兼一。不レ從二事別一。兼者處二大國一不レ攻二小國一。處二大家一不レ亂二小家一。強不レ劫レ弱。衆不レ暴レ寡。詐不レ謀レ愚。貴不レ傲レ賤。觀二其事一。上利二乎天一。中利二乎鬼一。下利レ乎人。三利無レ

夫れ人を愛し人を利し、天の意に順ひ、天の賞を得たる者は誰ぞや。曰く、昔の三代の聖王、堯舜禹湯文武の若き者是なり。堯舜禹湯文武、焉れに事に從ふ所ぞ。曰く、事に兼(一)に從ひ、事に別に從はず。兼なる者は(二)大國に處りて小國を攻めず、大家に處りて小家を亂さず、強は弱を劫さず、衆は寡を暴せず、詐は愚を謀らず。貴は賤に傲らず。其事を觀るに、上は天を利し、中は鬼を利し、下は人を利し、三利、利せざる所なし。是を天德と謂ふ。天下の美名を聚斂(三)して之に加へ、曰く、此れ仁なり、義なり。人を愛し人を利し、天の意に順ひ、天の賞を得る者なりと。止(四)此れ而已ならず、竹帛に書し、之を金石に鏤め、之を槃盂に琢し、後世子孫に傳遺するは、曰く將に何を以て爲さんとするや。將に以て夫の人を愛し人を利し、天の意に順ひ、天の賞を得たることを識す者なり。皇(五)矣に之を道つて曰く、帝は文王を謂ふ、予明德を懷ふ。聲と色とを大にせず。夏と革とを長ぜず。識らず知らず帝の則に順ふと。帝其の法則に順ふを善するなり。

利レ之。則可レ謂レ否矣。然獨無レ報ニ夫天一。而不レ知三其爲ニ不仁不祥一也。此吾所レ謂君子明レ細。而不レ明レ大也。

且吾所三以知ニ天愛レ民之厚一者。不ニ止此而足一矣。曰。殺ニ不辜一者。天予ニ不祥一。不辜者誰也。曰。人也。予ニ之不祥一者誰也。曰。天也。若天不ニ愛レ民之厚一。天胡説人殺ニ不辜一。而天予ニ之不祥一哉。

且吾が天の民を愛するの厚きを知る所以の者は、止此れにて足らず。曰く、不辜を殺す者は、天不祥を予ふと。不辜とは誰ぞや。曰く、人なり。之に不祥を予ふる者は誰ぞや。曰く天なり。若し天の民を愛するの厚からずんば、天胡の説ありて人の不辜を殺すに、天之に不祥を予へん哉。此れ吾が以て天の民を愛するの厚きを知る〔所以〕なり。且吾が天の民を愛するの厚きを知る所以の者は、止此れ而已ならず。曰く、人を愛し人を利し、天の意に順ひ、天の賞を得る者有り。人を憎み人を賊し、天の意に反し、天の罰を得る者も亦有ればなり。

〔一〕此段の解前に出づ

此吾以知ニ天之愛レ民之厚一也。且吾所三以知ニ天之愛レ民之厚一者。不ニ止此而已一矣。曰。愛レ人利レ人。順ニ天之意一。得ニ天之賞一者有矣。憎レ人賊レ人。反ニ天之意一。得ニ天之罰一者亦有矣。

制ニ爲四時春秋冬夏一。以紀ニ綱之一。雷降雪霜雨露。以長ニ遂五穀麻絲一。使ニ民得而財ニ利之一。列ニ爲山川谿谷一。播ニ賦百事一。以臨ニ司民之善否一。爲ニ王公諸伯一。使ニ之賞レ賢而罰レ暴。賦ニ金木鳥獸一。從ニ事乎五穀麻絲一以爲ニ民衣食之財一。自古及今。未ニ嘗不レ有レ此也。今有レ人ニ於此一。驩若愛ニ其子一。竭レ力單レ務以利レ之。其子長而無レ報ニ(子求)レ父。故天下之君子。與謂ニ之不仁不祥一。今夫天兼ニ天下一而愛レ之。撽ニ遂萬物一以利レ之。若豪之末。非ニ天之所レ爲。而民得而

事を播賦し、以て民の善否を臨司し、王公諸伯を爲して、之をして賢を賞して暴を罰せしめ、金木鳥獸を賦し、五穀麻絲に從事して、以て民の衣食の財を爲すこと、古より今に及ぶまで、未だ嘗て此れあらずんばあらず。今此に人あり、驩若として其子を愛し、力を竭し務を單して以て之を利せんに、其子長じて父に報ずるなくば、故より天下の君子擧りて之を不仁不祥と謂はん。今夫れ天は天下を兼ねて之を愛し、萬物を撽遂して以て之を利す。若し豪の末も天の爲す所に非ずして、民得て之を利するは否と謂ふ可し。然も獨り夫の天に報ずるなくして、其の不仁不祥たるを知らず。此れ吾が所謂君子は細を明にして、大を明にせざるものなり。

(一) 磨爲は運行を次第す (二) 四時を次第す (三) 雷降雪霜雨露を以て穀物麻絲の生長を遂げしむ (四) 山川谿谷を地上に列して諸事を命ず、水利又は防禦の用を爲さしむる如し (五) 上の如くして良民を保し惡人を防ぐ等、下を臨司するなり (六) 王公諸伯を爲すとは國君諸侯を建つるなり

有不仁不祥者。曰。當若子之不事父。弟之不事兄。臣之不事君也。故天下之君子。與謂之不祥者。今夫天兼天下而愛之。撽遂萬物以利之。若豪之末非天之所爲也。而民得而利之。則可謂否矣。然獨無報夫天。而不知其爲不仁不祥也。此吾所謂君子明細而不明大也。

の君に事へざるが當若きなり、故に天下の君子、擧りて之を不祥の者と謂はん。今夫れ天天下を兼ねて之を愛し、萬物を撽遂(一)して以て之を利す。若し豪(二)の末も天の爲す所に非ずして、民得て之を利するは否と謂ふ可し。然も獨り夫の天に報ずることなくして、其の不仁不祥たるを知らざるは、此れ吾が所謂君子細を明にして、大を明にせざるなり。

(一) 撽遂は諸説詳かならず、要するにうちて之を督促せしむるなり (二) 豪(毫也)の末とて毛の末の如き微細のものも天の爲す所に非ずして民の利するものはあらず、然らば民の利たるものは總べて天の民に與ふるものなれば天に報ずることをせざるは不祥であるといふことを知らざるは何ぞや

且吾所以知天之愛民之厚者有矣。曰。磨爲日月星辰。以昭道之。

且吾が天の民を愛するの厚きを知る所以の者有り。曰く、日月星辰を歴爲(一)して、以て之を昭道し、四時春秋冬夏を制爲(二)して、以て之を紀綱し、雷霆雪霜雨露、(三)以て五穀麻絲を長遂し、民をして得て之を財利せしめ、(四)山川谿谷を列爲して、百

矣。然有(所)不レ爲二天之所一レ欲。而爲二天之所一レ不レ欲。則夫天亦且不レ爲二人之所一レ欲。而爲二人之所一レ不レ欲矣。人之所レ不レ欲者何也。曰。病疾禍祟也。若已不レ爲二天之所一レ欲。而爲二天之所一レ不レ欲。是率二天下之萬民一。以從二事乎禍祟之中一也。

故古者聖王明知二天鬼之所一レ福。而辟二天鬼之所一レ憎。以求下興二天下之利一。而除中天下之害上。是以天之爲二寒熱一也。節二四時一。調二陰陽雨露一也。時五穀孰。六畜遂。疾菑戾疫。凶饑則不レ至。是故子墨子曰。今天下之君子。中實將レ欲下遵レ道利レ民。本中察仁義之本上。天意不レ可レ不レ愼也。

故に古者聖王、明に天鬼の福する所を知りて、天鬼の憎む所を辟け、以て天下の利を興して、天下の害を除かんことを求む。是を以て天の寒熱を爲すや、四時を節し、陰陽雨露を調へ、時に五穀孰し、六畜遂げ、疾菑戾疫凶饑至らず。是故に子墨子曰く、今天下の君子、中實に將に道に遵ひ民本を利し、仁義の本を察せんと欲せば、天意は愼しまざる可からざるなり。

㊀ 古の聖王は天鬼の福する所、憎む所を知りて利を興し害を除くことを求める故に天鬼も之を惠みし四時節あり風雨順にして穀熟し飢饉等の害なし

且夫天下蓋

且夫れ天下に蓋し不仁不祥の者あり。曰く、子の父に事へず、弟の兄に事へず、臣

且夫天子之有二天下一也。辟レ之。無三以異二乎國君諸侯之有二四境之內一也。今國君諸侯之有二四境之內一也。夫豈欲三其臣國萬民之相二爲不利一哉。今若處二大國一則攻二小國。處二大家一則亂二小家一。欲三以レ此求二賞譽一。終不レ可レ得。誅罰必至矣。夫天之有二天下一也。將無二已異一レ此。今若處二大國一則攻二小國一。處二大都一則伐二小都一。欲三以レ此求二福祿於天一。福祿終不レ得。而禍崇必至

且夫れ天子の天下を有つや、之を辟ふるに、以て國君諸侯の四境の內を有つに異なるなし。今國君諸侯の四境の內を有つや、夫れ豈其の國臣萬民の不利を相爲すを欲せんや。今若し大國に處れば小國を攻め。大家に處れば小家を亂り、此れを以て賞譽を求めんと欲するも終に得可からず、誅罰必ず至らん。夫れ天の天下を有つや、將に已て此れに異なるなし。今若し大國に處れば小國を攻め、大都に處れば小都を伐ち、此れを以て福祿を天に求めんと欲するも、福祿終に得ずして、禍崇必ず至らん。然者ば天の欲する所を爲さずして、天の欲せざる所を爲さば、夫れ天も亦且に人の欲する所を爲さずして、人の欲せざる所を爲さん。人の欲せざる所の者は何ぞや。曰く、病疾禍崇なり。若し已れ天の欲する所を爲さずして、天の欲せざる所を爲さば、是れ天下の萬民を率ゐて以て禍崇の中に從事するなり。

(一) 天が天下を有つの意は固より人の相愛利するを欲するものにして國君が其の領內の民に對すると異ならず

強從事也。上強聽治。則國家治矣。下強從事。則財用足矣。若國家治。財用足。則內有以潔爲酒醴粢盛。以祭祀天鬼。外有以爲環璧珠玉。以聘撓四鄰。諸侯之冤不興矣。邊境兵甲不作矣。內有以食飢息勞。持養其萬民。則君臣上下惠忠。父子弟兄慈孝。故惟毋明乎順天之意。奉而光施之天下。則刑政治。萬民和。國家富。則用足。百姓皆得煖衣飽食。便寧無憂。是故子墨子曰。今天下之君子。中實將欲遵道利民。本察仁義之本。天之意不可不慎也。

を爲りて、以て四鄰に聘交することありて、諸侯の冤興らず、邊境の兵甲作らず、内は以て飢に食し勞を息し、其萬民を持養するあらば、君臣上下惠忠に、父子弟兄慈孝ならん。故に惟毋天の意に順ひ明にし、奉じて光に之を天下に施さば、刑政治まり、萬民和し、國家富み、財用足り、百姓皆煖衣飽食を得、便寧(四)にして憂なからん。是故に子墨子曰く、今天下の君子、中實に將に道に遵ひ民本を利し、仁義の本を察せんと欲せば、天の意愼しまざる可からず。

(一) たゞ前述の事のみならず、天は人の力あるものは相互に事業を營み道あるものは相敎へ財あるものは相分與することを欲するなり (二) 上の強めて治を聽き云々も天の欲する所なり (三) 璧は外邊丸く中に丸き穴ある璧、是等を爲りて贈物となし四鄰の國と交際する故に諸侯より怨を受くることなく從て戰も起らず、又內は飢者には食を與へ勞者には休息せしむ、此れ全く天意に順ひ治を爲し國治り財足るの結果なり (四) 便寧は安寧なり

是故子墨子曰。今天下之君子。中實將欲遵道利民本察仁義之本。天之意不可不愼也。既以天之意。以爲不可不愼。已然則天之將何欲何憎。子墨子曰。天之意不欲大國之攻小國也。大家之亂小家也。強之暴寡。詐之謀愚。貴之傲賤。此天之所不欲也。

是故に子墨子曰く、今天下の君子、中實に將に道に遵ひ、民本を利し、仁義の本を察せんと欲せば、(一)天の意を愼しまざる可からず。既に天の意を以て以て愼しまざる可からずと爲す。已に然らば天の〔意〕將に何をか欲し何をか憎む。子墨子曰く、天の意は大國の小國を攻め、大家の小家を亂し、強の寡を暴し、詐の愚を謀り、貴の賤に傲ることを欲せず。此れ天の欲せざる所なり。

● 天の意の在る所を察し愼みて順はざるべからず

止此而已。欲人之有力相營。有道相敎。有財相分也。又欲上之強聽治也。下之

(二)止此れ而已ならず、人の力ありて相營み、道ありて相敎へ、財ありて相分つを欲し、又(三)上の強めて治を聽き、下の強めて事に從ふことを欲す。上強めて治を聽けば、國家治まり、下強めて事に從へば、財用足る。若し國家治まり、財用足らば、內は以て潔く酒醴粢盛を爲りて、以て天鬼を祭祀することあり。外は以て(三)環璧珠玉

子曰。吾所以知天之貴且知於天子者有矣。曰。天子爲善。天能賞之。天子爲暴。天能罰之。天子有疾病禍祟。必齋戒沐浴。潔爲酒醴粢盛。以祭祀天鬼。則天能除去之。然吾未知天之祈福於天子也。

㊀ 確明は明確に知るなり ㊁ 身を淨め酒醴粢盛を爲りて天鬼を祭るときは天之を憐みして禍祟を除くなり ㊂ 天が福を天子に求めて祈ることあるを知らず

此吾所以知天之貴且知於天子者。不止此而已矣。又以先王之書馴天明不解之道也。知之曰明哲。維天臨君下土。則此語天之貴且知於天子。不知亦有貴知於天者乎。曰。天爲貴。天爲知而已矣。然則義果自天出矣。

此れ吾が天の天子より貴く且知あるを知る所以の者は、止此れ而已ならず。又先王の書に、天明解らざるの道を馴ふるを以てなり。之を知るを明哲と曰ふ。維れ天下土に臨君すとは、此れ天の天子より貴く且知あるを語るなり。知らず、亦夫の天より貴く〔且〕知ある者ありや。曰く、天を貴と爲し、天を知と爲す而已。然らば則ち義は果して天より出づ。

㊀ 詩の明明上天照臨下土云々の意にて、天は始終下土を照臨して怠らずといふことあれば天子と雖も天の照臨を受くる故に天は天子より貴く且知ありといふことを例へたるなり

曰。義者善政也。何以知二義之(善)政一也。曰。天下有レ義則治。無レ義則亂。是以知二義之(善)政一也。夫愚且賤者。不レ得レ爲二政乎貴且知者一。然後得レ爲二政乎愚且賤者一。此吾所丙以知二義之不下從二愚且賤者一出上。而必自二貴且知者一出甲也。

政は必ず貴且知なる者より愚且賤なる者に爲すもの故に義は必ず貴且知なる者より出づるものなるを知る

然則孰爲レ貴。孰爲レ知。曰。天爲レ貴。天爲レ知而已矣。然則義果自レ天出矣。今天下之人曰。當レ若下天子之貴二諸侯一。諸侯之貴中大夫上。傐明知レ之。然吾未レ知四天之貴二且知三於天子一也。子墨

然らば則ち孰れを貴と爲し、孰れを知と爲すか。曰く、天を貴と爲し、天を知と爲すのみ。然らば則ち義は果して天より出づ。今天下の人曰く、天子の諸侯より貴く、諸侯の大夫より貴きが若きは、確明に之を知る。然も吾未だ天の天子より貴く且知あることを知らずと。子墨子曰く、吾が天の天子より貴く且知あるを知る所以の者有り。曰く、天子善を爲せば、天能く之を賞し、天子暴を爲せば、天能く之を罰す。天子疾病禍祟あるとき、必ず齋戒沐浴し、潔く酒醴粢盛を爲りて、以て天鬼を祭祀すれば、天能く之を除去す。然も吾未だ天の福を天子に祈ることを知らざるなり。

子墨子言曰。今天下之君子之欲爲仁義者。則不可不察義之所從出。既曰不可以不察義之所從出。然則義何從出。子墨子曰。義不從愚且賤者出。必自貴且知者出。何以知義之不從愚且賤者出而必自貴且知者出也。

天志中第二十七

子墨子言つて曰く、今天下の君子の仁義を爲さんと欲する者は、義の從つて出づる所を察せざる可からず。既に以て義に從つて出づる所を察せざる可からずと曰ふ、然らば則ち義は何れより出づるや。子墨子曰く、義は愚且賤なる者より出でず、必ず貴且知ある者より出づ。何を以て義の愚且賤なる者より出でずして、必ず貴且知ある者より出づるを知るや。曰く、義なる者は政を言ふなり。何を以て義の政なるを知るや。曰く、天下、義あれば治まり、義なければ亂る。是を以て義の政なるを知るなり。夫れ愚且賤なる者は、政を貴且知ある者に爲すを得ず。〔貴且知なる者にして〕、然る後に政を愚且賤なる者に爲すことを得。此れ吾が義の愚且賤なる者より出ですして、必ず貴且知ある者より出づることを知る所以なり。

一 義とは政を指して言ふなり、天下を治むるに義あれば治り義なければ治らず故に義とは政の事なるを知る、さて

之聖王。力政者。則與レ此異。言非レ此。行反レ此。猶ニ倖馳一也。處ニ大國一攻ニ小國。處ニ大家一篡ニ小家。強者劫レ弱。貴者傲レ賤。多詐欺レ愚。此上不レ利ニ於天一。中不レ利ニ於鬼一。下不レ利ニ於人一。三不利無レ所レ利。故擧ニ天下惡名一加レ之。謂ニ之暴王一。

子墨子言曰。我有ニ天志。譬若ニ輪人之有レ規。匠人之有レ矩。輪匠執ニ其規矩。以度ニ天下之方圜一曰。中者是也。不レ中者非也。今天下之士君子之書。不レ可ニ勝載一。言語不レ可ニ盡計一。上說ニ諸侯一。下說ニ列士一。其於ニ仁義一。則大相遠也。何以知レ之。曰。我得ニ天下之明法一以度レ之。

子墨子言つて曰く、我が天志あるは譬へば輪人(一)の規あり、匠人(二)の矩あるが若し。輪匠其規矩を執りて、以て天下の方圓(三)を度りて曰く、中る者は是なり。中らざる者は非なり。今、天下の士君子の書、勝けて載す可からず。言語盡く計る可からざるも、上は諸侯に說き、下は列士に說くに、其の仁義に於けるは大いに相遠きなり。何を以て之を知る、曰く、我天下の明法を得て以て之を度ればなり。

(一)輪人は車の輪を造る人なり、輪を造るに規とて丸き器械を用ふ (二)匠人は大工指物師の類、矩は物を四角に造るに用ふる物指なり (三)方は四角の物圓は丸き物、言ふは方圓なるや否やを度るには必ず規矩を用ひ、之に中るものを是とし中らざる非とす、我が所謂天志は規矩の如し、此れを以て今天下の士君子の書籍言語を以て傳說する所を度るに仁義の道とは甚だしく違ひたるを知るなり

不辜一者。必有二一不祥一。殺二不辜一者誰也。則人也。予二之不祥一者誰也。則天也。若以レ天爲レ不レ愛二天下之百姓一。則何故以二人與レ人相殺一。而天予二之不祥一。此我所三以知二天之愛二天下之百姓一也。

順二天意一者。義政也。反二天意一者力政也。然義政將二奈何一哉。子墨子言曰。處二大國一不レ攻二小國一。處二大家一不レ篡二小家一。强者不レ劫レ弱。貴者不レ傲レ賤。多詐者不レ欺レ愚。此必上利二於天一。中利二於鬼一。下利二於人一。三利無レ所レ不レ利。故擧二天下美名一加レ之。謂二

天意に順ふ者は義政なり。天意に反する者は力政なり。然らば義政は將に奈何せんとするか。子墨子言つて曰く、大國に處りて小國を攻めず、大家に處りて小家を篡はず。强者は弱を劫さず、貴者は賤に傲らず。多詐の者は愚を欺かず。此れ必ず上は天を利し、中は鬼を利し、下は人を利し、三利利せざる所なし。故に天下の美名を擧げて之に加へ、之を聖王と謂ふ。力政の者は、此れと異なり、言此れに背き、行此れに反すること、猶ほ偝馳(二)するがごとし。大國に處りて小國を攻め、大家に處りて小家を篡ひ、强者は弱を劫し、貴者は賤に傲り、多詐は愚を欺くは、此れ上は天を利せず、中は鬼を利せず、下は人を利せず。三不利にして利する所なし。故に天下の惡名を擧げて之に加ふ、之を暴王と謂ふ。

(一) 義政とは何如なることかとなり　(二) 偝馳とて、馬に乘りて反對に馳すると同じ

然則何以知天之愛天下之百姓。以其兼而明之。何以知其兼而明之。以其兼而有之。何以知其兼而有之。以其兼而食焉。何以知其兼而食焉。曰。四海之內。粒食之民。莫不犓牛羊豢犬彘潔爲粢盛酒醴以祭祀於上帝鬼神。天有邑人。何用弗愛也。且吾言殺一

然らば則ち何を以て天の天下の百姓を愛することを知るや。其の兼て之を明にする(一)を以てなり。何を以て其兼て之を明にするを知るや。其の兼て之を有する(二)を以てなり。何を以て其の兼て之を有するを知るや。其の兼て食する(三)を以てなり。何を以て其の兼て食するを知るや。曰く、四海の內、粒食の民、牛羊を犓ひ犬彘を豢ひ、潔く粢盛酒醴を爲りて、以て上帝鬼神を祭祀せざる莫し。天は邑人を有す(四)。何を用て愛せざらん。且吾言ふ。(五)一不辜を殺す者は、必ず一不祥ありと。不辜を殺す者は誰ぞや。人なり。之に不祥を予ふる者は誰ぞや、天なり。若し天を以て天下の百姓を愛せずと爲さば、何の故に人と人と相殺すを以て天之に不祥を予ふるか。此れ我が天の天下の百姓を愛することを知る所以なり。

(一) 兼て明かにすとは何れに居る人も天之を明かに照らすなり　(二) 天は何人をも皆其の有とすればなり　(三) 衆民の供するものを食するを以てなり　(四) 天下の土地は皆天の邑なり故に天は下民を其の邑人として有す　(五) 不辜は罪なき者をいふ、不辜を殺す者は人なるに天は其の殺した者に不吉の事を予へ、之を罰するを以てみれば天の衆を愛するを知る、否らざれば人と人との相殺に何ぞ天の關係することあらん

愛之。我所利。兼而利之。愛人者此爲博焉。利人者此爲厚焉。故使貴爲天子。富有天下。業萬世子孫。傳稱其善。方施天下。至今稱之。謂之聖王。

施かしめ、今に至るまで之を稱して聖王と謂ふ。

㊀萬世に其の業を及ぼすなり

然則桀紂幽厲。得其罰何以也。子墨子言曰。其事上詬天。中詬鬼。下賊人。故天意曰。此之我所愛。別而惡之。我所利交而賊之。惡人者。此爲之博也。賤人者此爲之厚也。故使不得終其壽。不歿其世。至今毀之。謂之暴王。

然らば則ち桀紂幽厲の、其罰を得たるは何を以てするや。子墨子言つて曰く、其の上は天を詬り、中は鬼神を詬り、下は人を賊するを事とす。故に天意に曰く、此れ我が愛する所は別ちて之を惡み、我が利する所は交〻之を賊す。人を惡む者此れを博しと爲し、人を賊する者此れを厚しと爲す。故に其壽を終ふることを得ず、其世を歿へざらしめ、今に至るまで、之を毀りて之を暴王と謂ふ。

㊀壽命、天命、壽

順ニ天意一者。兼相愛。交相利。必得レ賞。反ニ天意一者。別相惡。交相賊。必得レ罰。然則是誰順ニ天意一而得レ賞者。誰反ニ天意一而得レ罰者。子墨子言曰。昔三代聖王。禹湯文武。此順ニ天意一而得レ賞也。昔三代之暴王。桀紂幽厲。此反ニ天意一而得レ罰者也。

誰か天意に反して罰を得たる者ぞ。子墨子言つて曰く、昔三代の聖王、禹湯文武は、此れ天意に順ひて賞を得たる者なり。昔三代の暴王桀紂幽厲は、此れ天意に反して罰を得たる者なり。

〔一〕天子は是れより上無き貴き人一番なる貴富なり 〔二〕天意に當りて順はざるべからず、天意に順ふには兼愛相利の事に從ふべし

然則禹湯文武。其得レ賞何以也。子墨子言曰。其事上尊レ天。中事ニ鬼神一。下愛レ人。故天意曰。此之我所レ愛。兼而

然らば則ち禹湯文武の、其の賞を得たるは何を以てするか。子墨子言つて曰く、其の上は天を尊び、中は鬼神に事へ、下は人を愛するを事とす。故に天意に曰く、此れ我が愛する所は、兼て之を愛し、我が利する所は、兼て之を利す。人を愛する者此れを博しと爲し、人を利する者此れを厚しと爲す。故に貴きこと天子と爲り、富天下を有ち、〔二〕萬世に業し、子孫傳へて其善を稱して、方く天下に

故昔三代聖王。禹湯文武。欲下以三天之爲二政於天子一。明說中天下之百姓上。故莫レ不下犓二牛羊一豢二犬彘一。潔爲二粢盛酒醴一。以祭二祀上帝鬼神一。而求中祈二福於天一。我未下嘗聞中天下之所レ求レ祈二福於天子一者上也。我所三以知三天之爲二政於天子一者也。

故に昔三代の聖王、禹湯文武、天の政を天子に爲すを以て、明に天下の百姓に說かんと欲す。故に牛羊を犓ひ、犬彘を豢ひ、潔く粢盛酒醴を爲りて、以て上帝鬼神を祭祀し、福を天に祈ることを求めざる莫し。我未だ嘗て天の福を天子に祈ることを求むる所の者を聞かざるなり。〔此れ〕我が天の政を天子に爲すを知る所以の者なり。

(一) 言ふは天子は天の福を受けて政を天下に爲すものにて天は天子を支配することを明かに百姓に知らしめんとすと (二) 天が福を天子に對して求め祈ることを聞かずと

故天子者。天下之窮貴也。天下之窮富也。故於二富且貴一者。當二天意一而不レ可レ不レ順。

故に天子は天下の窮貴なり。天下の窮富なり。故に富み且貴からんと欲する者は、天意に當りて順はざる可からず。天意に順ふ者とは、兼て相愛し、交〻相利することにして必ず賞を得。天意に反する者とは、別ちて相惡み、交〻相賊することにして必ず罰を得ん。然らば則ち是れ誰か天意に順うて賞を得たる者ぞ、

曰。且夫義者政也。無下從レ下之政上上。必從レ上之政レ下。是故庶人竭レ力從レ事。未レ得二次一己而爲レ政。有レ士政レ之。士竭レ力從レ事。未レ得二次一己而爲レ政。有二將軍大夫一政レ之。將軍大夫竭レ力從レ事。未レ得二次一己而爲レ政。有二三公諸侯一政レ之。三公諸侯竭レ力聽レ治。未レ得二次一己而爲レ政。有二天子一政レ之。天子未レ得二次一己而爲レ政。有レ天政レ之。天子爲二政於三公諸侯士庶人一。天下之士君子。固明知。天之爲二政天子一。天下百姓未レ得二之明知一也。

曰く且夫れ義なる者は政なり。下より上を政すことなく、必ず上より下を政す。是故に庶人は力を竭して事に從ひ、未だ己れを恣にして政を爲すを得ず、士ありて之を政す。士は力を竭して事に從ひ、未だ己れを恣にして政を爲すを得ず。將軍大夫ありて之を政す。將軍大夫は力を竭して事に從ひ、未だ己れを㊀恣にして政を爲すを得ず。三公諸侯ありて之を政す。三公諸侯力を竭し治を聽き、未だ己れを恣にして政を爲すを得ず。天子ありて之を政す。天子は未だ己れを恣にして政を爲すを得ず、天ありて之を政す。天子の政を三公諸侯士庶人に爲すは、天下の士君子、固より明に〔之を〕知るも、天の政を天子に爲すは、天下の百姓未だ之を明に知ることを得ざるなり。

㊀ 自分の勝手にて政を爲すを得ず

欲何惡。天欲義而惡不義。然則率天下之百姓以從事於義則我乃爲天之所欲也。我爲天之所欲天亦爲我所欲。然則我何欲何惡。我欲福祿而惡禍祟。然則我率天下之百姓以從事於禍祟中也。然則何以知天之欲義而惡不義。曰。天下有義則生。無義則死。有義則富。無義則貧。有義則治。無義則亂。然則天欲其生而惡其死。欲其富而惡其貧。欲其治而惡其亂。此我所以知天欲義而惡不義也。

の百姓を率ゐて以て義に從事するは、我乃ち天の欲する所を爲すなり。我天の欲する所を爲せば、天亦我が欲する所を爲さん。然らば則ち我何を欲し何を惡む。我は福祿を欲して禍祟を惡む。〔若し我れ天の欲する所を爲さずして、天の欲せざる所を爲さば、〕然らば則ち我天下百姓を率ゐて以て禍祟の中に從事するなり。然らば則ち何を以て、天の義を欲して不義を惡むことを知るや。曰く、天下義あれば生じ、義なければ死し、義あれば富み、義なければ貧し、義あれば治まり、義なければ亂る。然らば則ち天は其生を欲して其死を惡み、其富を欲して其貧を惡み、其治を欲して其亂を惡むなり。此れ我が天の義を欲して不義を惡むことを知る所以なり。

㊀ 禍ひたゝりの類　㊁ 原文に次の句を補ひたり、若我不爲天之所欲而爲天之所不欲

得二罪於家長一而可レ爲也。非二獨處レ家者爲一レ然。雖レ處レ國亦然。處レ國得二罪於國君一、猶有下鄰國所三避二逃之一。然且親戚兄弟所二知識一。共相儆戒。皆曰。不レ可レ不レ戒矣。不レ可レ不レ愼矣。誰亦有下處レ國得二罪於國君一而可レ爲也。此有レ所三避二逃之一者也。相儆戒。猶若レ此其厚。況無レ所三避二逃之一者。相儆戒。豈不二愈厚一然後可一哉。且語言有レ之。曰。焉而晏日。焉而得レ罪。將惡避二逃之一。曰。無レ所三避二逃之一。夫天不レ可レ爲二林谷幽門無一レ人。明必見レ之。然而天下之君子。天也。忽然不レ知二以相儆戒一。此我所三以知二天下士君子。知レ小而不レ知レ大也。

戒すること、豈愈々厚くして、然る後に可ならずや。且古語に之れ有り、曰く而の晏日に於て、焉而に罪を得ば、將惡くに之を避逃せん。曰く、之を避逃する所なし。夫れ天は林谷幽澗も、人なしと爲す可からず。明必ず之を見る。然れども天下の君子は、天を忽然として以て相儆戒するを知らず。此れ我が天下の士君子小を知りて大を知らざるを知る所以なり。

(一) 此の段は罪を家長に得るも猶鄰家に逃れ避くべし其れすら相戒めて既に家長に罪を得たる上は鄰家に逃れたりとて詮術なしといひ罪を國君に得ば云々終に罪を天に得ば逃るゝ所なきに歸着す　(二) 晏は清朗なり　(三) 林谷幽澗人なき所にも天の照臨あり　(四) 天の照臨を忽にして相戒めず　(五) 言ふは家長に罪を得て鄰家に逃れ往くさへ相戒めてせんすべなしといふに到底逃れ得ざる天に罪を得ることを忽にするは小を愼み大を愼まざるなりと

然則天亦何

然らば則ち天亦何を欲し何を惡む。天は義を欲して不義を惡む。然らば則ち天下

子墨子言曰。今天下之士君子。知小而不知大。何以知之。以其處家者知之。若處家得罪於家長。猶有鄰家所避逃之。然且親戚兄弟所知識。共相儆戒。皆曰。不可不戒矣。不可不愼矣。惡有處家而

卷之七

天志上第二十六

大意言ふ天子は天下を統治する至尊の者なるも天子の上には猶天帝あり其の心に戻らざるを要す

子墨子言つて曰く、今天下の士君子、小を知りて大を知らず。何を以て之を知るや。其の家に處る者を以て之を知る。家に處りて罪を家長に得るが若きは、猶ほ鄰家の之を避逃する所あり。然れども且親戚兄弟知識する所、共に相儆戒し、皆曰く、戒めざる可からず、愼まざる可からず。惡んぞ家に處りて罪を家長に得て爲す可き有らんやと。獨家に處る者のみ然りと爲すに非ず、國に處ると雖も亦然り。國に處りて罪を國君に得るも、猶は鄰國の之を避逃する所あり。然れども且親戚兄弟知識する所、共に相儆戒して、皆曰く、戒めざる可からず、愼まざる可からず。誰か亦國に處りて、罪を國君に得て爲す可きあらんやと。此れ之を避逃する所ある者も、相儆戒すること猶ほ此の若く其れ厚し。況んや之を避逃する所なき者は、相儆

之生利也。然且猶尙有節。葬埋者人之死利也。夫何獨無節於此乎。

子墨子制爲葬埋之法曰。棺三寸足以朽骨。衣三領足以朽肉。掘地之深。下無菹漏。氣無發洩於上。壟足以期其所則止矣。哭往哭來。反從事乎衣食之財。佴乎祭祀。以致孝於親。故曰。子墨子之法。不失死生之利者此也。故子墨子言曰。今天下之士君子。中請將欲爲仁義。求爲上士。上欲中聖王之道。下欲中國家百姓之利。故當若節喪之爲政。而不可不察者此也。

子墨子葬埋の法を制爲して曰く、棺三寸以て骨を朽するに足り、衣三領以て肉を朽するに足り、掘地の深さ下沮漏なく、(一)氣上に發洩することなく、(二)壟以て其所を期するに足れば止む。(三)往を哭し來を哭し、(四)反つて衣食の財に從事し、祭祀を佴(五)て以て孝を親に致すべし。故に曰く、子墨子の法、死生の利を失はずとは此なり。故に子墨子言つて曰く、今天下の士君子、中誠に將に仁義を爲さんと欲し、上士爲らんを求め、上は聖王の道に中らんと欲し、下は國家百姓の利に中らんと欲せば、故に節喪の政を爲すが若きに當りて、察せざる可からざる者は此なり。

(一) 下沮漏とて濕氣なからしむ (二) 臭氣の上に洩れざるやうにす (三) 墓地を認むるを得ば足るとす、期は目して認むるなり (四) 死して往きく日を哭し又將來の其の日を思うて哭し、哭の儀を此に止め立ち反りて衣食の事に勉むべしと (五) 祭祀を繼續するなり

爲二孝子一。秦之西有二儀渠之國者一。其親戚死。聚二柴薪一而焚レ之。燻上。謂二之登遐一。然後成レ爲二孝子一。此上以爲レ政。下以爲レ俗。爲而不レ已。操而不レ擇。則此豈實仁義之道哉。此所レ謂便二其習一。而義二其俗一者也。

す。此れ上以て政を爲し、下以て俗を爲し、爲して已めず。操りて釋かず、此れ豈實に仁義の道ならんや。此れ所謂其習を便とし、其俗を義とする者なり。

〔一〕肉をくさらして其の腐肉をすてたる後　〔二〕たきゞを集めて死體を焚きていぶしあげ之を天に登るといひ子たるもの〻親につくすの孝道を成したりとす

若以二此若三國者一觀レ之。則亦猶薄矣。若中國之君子觀レ之。則亦猶厚矣。如レ彼則大厚。如レ此則大薄。然則葬埋之有レ節矣。故衣食者人

若し若れ〔一〕三國の者を以て之を觀れば、亦已に薄し。〔二〕若し中國の君子を〔以て〕之を觀れば、亦已に厚し。彼れの如きは大いに厚く、此の如きは大いに薄し。然らば則ち葬埋に節あるなり。故に衣食は人の生利なり。然れども且猶ほ尙ほ節あり。〔三〕葬埋は人の死利なり。夫れ何ぞ獨り此れに節なからんや。

〔一〕前段に引ける三國の人の爲す所を觀れば死者に對すること甚だ薄し　〔二〕中國の君子の爲す所を觀れば亦甚だ厚く倶に宜しきを得ず　〔三〕されば葬埋にはほどよき制きまりあるべし、衣食は人の生利なるが是れ以て節制あるなれば葬埋は人の死利なれば亦節制なかるべからず

聖王之道。夫胡說中國之君子。爲而不已。操而不擇哉。子墨子曰。此所謂便其習。而義其俗者也。昔者越之東有輆沐之國者。其長子生。則解而食之。謂之宜弟。其（大）父死。負其（大）母而棄之。曰。鬼妻不可與居處。此上以爲政。下以爲俗。爲而不已。操而不擇。則此豈實仁義之道哉。此所謂便其習。而義其俗者也。

謂其習を便として、其俗を義とする者なり。昔者越の東に輆沐の國なる者あり。其長子生るれば、(三)解して之を食ひ、之を弟に宜しと謂ひ、其父死すれば、其母を負うて之を棄て、曰く、(四)鬼妻、與に居處す可からずと。此れ上以て政を爲し、下以て俗を爲し、爲して已まず、操りて釋かず。此れ豈實に仁義の道ならんや。此れ所謂其習を便とし、其俗を義とする者なり。

(一) 操り用ひてすてざるや　(二) 前よりの習慣を便利と心得て俗に從ひ不義なるを知らず、義と心得居るとなり　(三) 解體即ち身肉を切り解き、之を食ひて弟の爲に宜しといふ　(四) 鬼は父を指す、鬼父の妻と一處に居るは不吉なりとて之を棄つるなり

楚之南有炎人國者。其親戚死。朽其肉而棄之。然後埋其骨。乃成

楚の南に炎人國なる者あり。其親戚死すれば、其肉を(一)朽して之を棄て、然る後其の骨を埋めて、乃ち孝子たるを成す。秦の西に儀渠の國なる者あり。其親戚死すれば、(二)柴薪を聚めて之を焚きて燻上し、之を登遐と謂ひ、然る後孝子たるを成

謀者。不可不勸也。意亦使法其言用其謀若人厚葬久喪實不可以富貧衆寡。定危治亂乎。則非仁也。非義也。非孝子之事也。爲人謀者。不可不沮也。是故求以富國家。甚得貧焉。欲以衆人民。甚得寡焉。欲以治刑政。甚得亂焉。求以禁止大國之攻小國也。而既已不可矣。欲以干上帝鬼神之福。又得禍焉。上稽之堯舜禹湯文武之道。而政逆之。下稽之桀紂幽厲之事。猶合節也。若以此觀。則厚葬久喪。其非聖王之道也。

民を衆くせんと欲して甚だ寡を得、以て刑政を治めんと欲して、甚だ亂を得ば、以て大國の小國を攻むるを禁止せんことを求むるも、既に已に不可なり。以て上帝鬼神の福を干めんと欲して、又禍を得。上之を堯舜、禹湯、文武の道に稽ふるに、政に之に逆ひ、下之を桀紂幽厲の事に稽ふるに、猶ほ節を合はすがごとし。若し此れを以て觀ば、厚葬久喪は、其れ聖王の道に非ざるなり。

(一) 言ふは厚葬久喪が貧を富まし云々すべき乎、若し果して其の効あらば是れ仁義の事孝子の爲すべき事なれば人に勸めざる可らずと、次の意亦云々は其の反對を言ふ

今執厚葬久喪者言曰。厚葬久喪。果非

今厚葬久喪を執る者の言に曰く、厚葬久喪は果して聖王の道に非ざれば、夫れ胡の説ありて中國の君子、爲して已めず、(二)操りて釋かざるや。子墨子曰く、此れ所

之爲葬埋。則異於此。必大棺中棺。革闠三操。壁玉即具。戈劍鼎鼓壺濫。文繡素練。大鞅萬領。輿馬女樂皆具。曰。必捶涂差通。壟雖凡山陵。此爲輟民之事。靡民之財。不可勝計也。其爲毋用若此矣。

具り、戈劒鼎鼓壺濫、文繡素練、大鞅萬領、輿馬女樂皆具り、曰く、必ず羨通を捶涂して、壟の堆きこと山陵に倣へと。此れ民の事を輟め、民の財を靡するを爲す。勝げて計る可からず。其の毋用たる此の若し。

(一) 文采ある革にて三重に棺を縛ふ (二) 大鞅は馬のむながいなるべし (三) 地中の墓へ通ずる道なり地を固め又之をば清潔にす捶は打ち堅むること涂は掃除することなり

是故子墨子曰。鄕者吾本言曰。意亦使法其言。用其謀。計厚葬久喪。誠可以富貧衆寡。定危治亂乎。則仁也。義也。孝子之事也。爲人

是故に子墨子曰く、鄕者に吾本言に曰く、意ゝ亦其言に法り其謀を用ひしめ、計るに厚葬久喪は、誠に以て貧を富まし寡を衆くし、危を定め亂を治む可き乎。仁なり、義なり、孝子の事なり。人の爲に謀る者は勸めざる可からず。意ゝ亦其言に法り、其謀を用ひしめ、若し人厚葬久喪せんに、實に以て貧を富まし寡を衆くし、危を定め亂を治む可からざる乎。仁に非ず義に非ず。孝子の事に非ざるなり。人の爲に謀る者は沮せざる可からず。是故に以て國家を富ますを求めて甚だ貧を得、以て人

無レ封。已葬而牛馬乘レ之。舜西教二乎七戎一。道死葬二南己之市一。衣衾三領。穀木之棺。葛以緘レ之。已葬而市人乘レ之。禹東教二乎九夷一。道死葬二會稽之山一。衣衾三領。桐棺三寸。葛以緘レ之。絞レ之不レ合。通レ之不レ埳。土地之深。下毋レ及レ泉。上毋レ通レ臭。既葬收二餘壤其上一。壟若二參耕之畝一則止矣。若以二此若三聖王者一觀レ之。則厚葬久喪。果非二聖王之道一。故三王者皆貴爲二天子一。富有二天下一。豈憂二財用之不一レ足哉。以爲二如レ此葬埋之法一。

桐棺三寸、葛以て之を緘し、之を絞して合はず、之を通じて埳せず。地を堀るの深は、下は泉に及ぶ毋く、上は臭を通ずる毋く、既に葬りて餘壤を其上に收め、壟は參耕の畝の若くなれば則ち止む。若し此の若の三聖王の者を以て之を觀れば、厚葬久喪は、果して聖王の道に非ず。故に三王者皆貴きこと天子たり、富天下を有てり。豈財用の足らざるを憂へんや。以て此の如き葬埋の法を爲せり。

㊀ 穀木は惡木なり ㊁ 葛を以て棺を結ぶは節儉を示すなり ㊂ 埳は窆字の假音にて葬窆なり埋葬することにいふ ㊃ 穴に土を滿たし棺を埋めるなり、封ずることなしとは唯穴を埋むるのみにて高く土を盛らざるなり ㊄ 埋葬の土に牛馬の乘ずることありしほど特別の墳墓も爲さざりしなり ㊅ 棺を結ぶに固く合せ緘し縫の足らざるは儉約を示すなり ㊆ 土を盛る所は三人並び耕すほどの廣さに止むとなり

今王公大人

今王公大人の葬埋を爲すは此れに異なり、必ず大棺中棺、革闠三操、璧玉卽ち

也。下毋レ及レ泉。上毋レ通レ臭。壟若二參耕之畝一則止矣。死者既以葬矣。生者必無二久哭一而疾。而從レ事。人爲二其所一レ能。以交相利也。此聖王之法也。今執二厚葬久喪一者之言曰。厚葬久喪。雖レ使レ不レ可二以富レ貧衆レ寡。定レ危治レ亂。然此聖王之道也。

れ聖王の法なり。今厚葬久喪を執る者の言に曰く、厚葬久喪は、以て貧を富まし、寡を衆くし、危を定め亂を治む可からざらしむと雖も、然れども此れ聖王の道なり。

(一) 死體の醜惡なる有樣を掩ひ隱すことに足れば可なり (二) 臭氣を上に漏らすことなくば其れにて可り (三) 墓地は參耦耕の廣に止む、耕廣五寸を伐といひ二伐を耦といふと、然れば一耦の廣さは一尺三耦耕は三尺なり、言ふは挾くとも死者を容るれば足るとなり

子墨子曰。不レ然。昔者堯北教二乎八狄一。道死葬二蛩山之陰一。衣衾三領。穀木之棺。葛以緘レ之。既𡎸而後哭。滿レ埳

子墨子曰く、然らず。昔者堯は北八狄に敎へ、道に死するや、蛩山の陰に葬り、衣衾、三領、(一)穀木の棺、(二)葛以て之を緘し、既に犯して(三)而る後に哭し、埳に滿て(四)て封ずることなし。已に葬りて牛馬之に乘ぜり。(五)舜は西七戎に敎へ、道に死して南己の市に葬るに、衣衾三領、穀木の棺、葛以て之を緘し、已に葬りて市人之に乘ぜり、禹は東九夷に敎へ、道に死して會稽の山に葬るに、衣衾三領、

貧。是粢盛酒醴不二淨潔一也。若苟寡。是事二上帝鬼神一者寡也。若苟亂。是祭祀不二時度一也。今又禁三止事二上帝鬼神一。爲レ政若レ此。上帝鬼神。始得二從レ上撫一レ之。曰。我有二是人一也。與レ無二是人一也。孰愈。曰。我有二是人一也。與レ無二是人一也。無レ擇也。則惟上帝鬼神。降二之罪厲之禍罰一而棄レ之。則豈不二亦反其所一哉。

ざるなり。今又上帝鬼神に事ふることを禁止す。政を爲す此の若くなれば、上帝鬼神始めて上より之を撫(三)することを得て曰く、我是の人あると、是の人なきと、孰れか愈れる。曰く、我是の人あると、是の人なきと、擇ぶなきなり。惟れ上帝鬼神、之に罪厲の禍罰を降(四)して之を棄てん。豈亦乃ち其所ならずや(五)。

(一) 鬼神に捧ぐる所のものも淨潔ならしむる能はず　(二) 祭るべき時を失ふなり　(三) 撫は手を下すなり　(四) 其の罪を責めて禍罰を降すなり　(五) 言ふは上帝鬼神に棄てらるゝも當然ならずやとなり

故古聖王制二爲葬埋之法一曰。棺三寸足二以朽一レ體。衣衾三領足二以覆一レ惡。以及二其葬一

故に古聖王葬埋の法を制爲して曰く、棺三寸以て體を朽するに足り、衣衾三領以て惡を覆ふに足る。以て其葬るに及びてや、下は泉に及ぶ毋く、上は臭を通ずる毋(一)く、壟は參耕の畝の若くにして止む。死者既に以て葬るときは、生者必ず久哭(二)して疾むなくして事に從ひ、人其の能くする所を爲して、以て交ゝ相利するは、此

國之所二以不一攻二小國一者。積委多。城郭修。上下調和。是故大國不レ耆レ攻レ之。無二積委一。城郭不レ修。上下不二調和一。是故大國耆レ攻レ之。今惟毋以二厚葬久喪者一爲レ政。國家必貧。人民必寡。刑政必亂、若苟貧。是無三以爲二積委一也。若苟寡。是城郭溝渠者寡也。若苟亂。是出戰不レ克。入守不レ固。此求三禁二止大國之攻二小國一也。而既已不可矣。欲三以干二上帝鬼神之福一。意者可邪。其說又不可矣。

を爲すとなし。若し苟も寡ければ、是れ城郭溝渠を〔修むる〕者寡し。若し苟も亂るれば、是れ出でて戰へば克たず、入りて守れば固からず。此れ大國の小國を攻むるを禁示せんことを求むるも、既に已に不可なり。以て上帝鬼神の福を干めんと欲するも、意ふに可ならんや。其の說又不可なり。

㊀ 力征は威力を以て人を征服するなり ㊁ 砥礪は劍などをとぎみがくこと、兵卒を訓練するをいふ ㊂ 米粟の蓄積多くなり ㊃ 城郭も固く上下の輯和するときは大國も憚りて之を攻めず之れに反すれば其隙を伺ひて小國を攻むることを嗜むなり

今惟毋以二厚葬久喪者一爲レ政。國家必貧。人民必寡。刑政必亂、若苟

今惟だ厚葬久喪の者を以て政を爲さんに、國家必ず貧しく、人民必ず寡く、刑政必ず亂れん。若し苟も貧しければ、是れ粢盛酒醴淨潔(一)ならず。若し苟も寡ければ、是れ上帝鬼神に事ふる者寡し。若し苟くも亂るれば、是れ祭祀時度(二)なら

の小國を攻むるを禁止せんと欲するや、意ふに可ならんや。其の說又不可なり。

親而不得。不孝子。必是怨其親矣。爲人臣者。求之君而不得。不忠臣。必且亂其上矣。是以僻淫邪行之民。出則無衣也。入則無食也。內續奚吾並爲淫暴。而不可勝禁也。是故盜賊衆而治者寡。夫衆盜賊而寡治者。以此求治。譬猶使人三睘而毋負已也。治之說無可得焉。是故求以治刑政。而既已不可矣。欲以禁止大國之攻小國也。意者可邪。其說又不可矣。

(一) 謑詬は恥ぢ怒るの義なり、思ふ如くゆかぬ故に恥ぢ怒るなり (二) 己れの前を三回轉せしめて必ず己れの方に背を向けざらしめんとするに同じ、到底能はざるなり

是故昔者聖王既沒。天下失義。諸侯力征。南有楚越之王。而北有齊晉之君。此皆砥礪其卒伍。以攻伐幷兼。爲政於天下。是故凡大

是故に昔者聖王既に沒し、天下義を失ひ、諸侯力征し、南に楚越の王あり、北に齊晉の君あり、此れ皆其卒伍を砥礪し、攻伐幷兼を以て、政を天下に爲す。是故に凡そ大國の小國を攻めざる所以の者は、積委多く、城郭修り、上下調和す。是故に大國之を攻むるを嗜まず、積委なく、城郭修らず、上下調和せず。是故に大國之を攻むるを嗜む。今惟毋厚葬久喪の者を以て政を爲さんに、國家必ず貧しく、人民必ず寡く、刑政必ず亂れん。若し苟も貧しければ、是れ以て積委

今惟毋以厚葬久喪者爲政。國家必貧。人民必寡。刑政必亂。若法若言。行若道。使爲上者行此。則不能聽治。使爲下者行此。則不能從事。上不聽治。刑政必亂。下不從事。衣食之財。必不足。若苟不足。爲人弟者。求其兄而不得。不弟弟必將怨其兄矣。爲人子者。求其

今惟毋厚葬久喪の者を以て政を爲さんに、國家必ず貧しく、人民必ず寡く、刑政必ず亂れん。若し若の言に法り、若の道を行ひ、上たる者をして此れを行はしめば、治を聽く能はず、下たる者をして此れを行はしめば、事に從ふ能はず。上治を聽かざれば、刑政必ず亂れ、下事に從はざれば、衣食の財必ず足らず。若し苟も足らざるときは、人の弟たる者は、其兄に求めて得ざれば、不弟の弟は、必ず將に其兄を怨まんとす。人の子たる者は、其親に求めて得ざれば、不孝の子は、必ず是れ其親を怨まん。人の臣たる者は、之を君に求めて得ざれば、不忠の臣は必ず且に其上を亂さんとす。是れを以て僻淫邪行の民、出づれば衣なく、入れば食なく、內謑詬を積み、並に淫暴を爲して、勝げて禁ずべからず。是故に盜賊衆くして治むる者寡し。先づ盜賊を衆くして治者を寡くし、此れを以て治を求むるは、譬へば猶ほ人をして三還して己に負く毋らしむるがごとし。治の說得可きなし。是故に以て刑政を治むることを求むるは、既に已に不可なり。以て大國

月。姑姊甥舅。皆有二月數一。則毀瘠必有レ制矣。使下面目陷陬。顏色黧黑。耳目不二聰明一。手足不二勁强一。不上可レ用也。又曰。上士操レ喪也。必扶而能起。杖而能行。以レ此共二三年一。若法二若言一。行二若道一。苟其飢約又若レ此矣。是故百姓冬不レ仞レ寒。夏不レ仞レ暑。作二疾病一死者。不レ可二勝計一也。此其爲レ敗二男女之交一多矣。所レ此求レ衆。譬猶下使二人負レ劍而求中其壽上也。衆之說無レ可レ得焉。是故求三以衆二人民一而既以不可矣。欲三以治二刑政一。意者可乎。其說又不可矣。

はば、苟も其飢約(七)又此の若し。是故に百姓冬は寒(八)に仞びず、夏は暑に仞びず、疾病を作して死する者、勝げて計る可からず。此れ其の男女の交(九)を敗ることを爲す多し。此れを以て衆を求むるは、譬へば猶ほ人をして劍(一〇)に伏せしめて、其壽を求むるがごとし。衆の說得可きなし。是故に以て人民を衆くせんことを求むるは、既に已に不可なり。以て刑政を治めんと欲すとも、意ふに可ならんや。其說又不可なり。

(一) 後子は嗣子なり (二) 二三男をいふ (三) 一年の喪を服するなり (四) 姑はをばなり (五) をぢをひなり (六) 喪に居れば其の輕重に應じて瘠せ方にきまりがあるなり (七) 飢餓困約するなり (八) 寒氣に耐へられず (九) 喪に服する間は三年なり一年なり男女交接する能はず、其の慾を妨げ其の交を敗る、是れ生子の繼を害するなり (一〇) 劍に伏し身を傷りて壽を求むる如く人を衆くせんとの說は得られざるなり

人行レ此。則必不レ能ニ夙興夜寐。紡績織紝一。細計ニ厚葬一。爲三多埋ニ賦(之)財一者也。計ニ久喪一。爲ニ久禁ヒ從レ事者也。財以成者。扶而埋レ之。後得レ生者。而久禁レ之。以レ此求レ富。此譬猶ニ禁レ耕而求ヒ穫也。富之說無レ可レ得焉。是故求ニ以富ヒ家。而既已不可矣。欲三以衆ニ人民一。意者可邪。其說又不可矣。

林水溼田園等の事を分業す、若し厚葬久喪の說を執れば其の職を全うし難し　(八)細かに厚葬の利害を計較するに徒に多くの財を土中に埋むるものなり　(九)久しく職事に從ふことを止むるものなり、されば現在の財は穴に埋め生ぜんとする財は之を止めて生ぜしめざるものにて厚葬久喪を爲しては到底富を得る能はず

今惟母以ニ厚葬久喪者一爲レ政。君死喪レ之三年。父母死喪レ之三年。妻與ニ後子一死者。五。皆喪レ之三年。然後伯父叔父。兄弟孼子其。族人五

今惟母厚葬久喪の者を以て政を爲さんに、君死すれば、之に喪すること三年。父母死すれば之に喪すること三年。妻と後子と死するには、(一)二者皆之に喪すること三年。然して後、伯父叔父、兄弟孼子(二)は期、(三)族人は五月、(四)姑姉甥舅(五)皆月數あれば、(六)毀瘠必ず制あり、面目陷陬し、顏色黧黑、耳目聰明ならず、手足勁強ならず、用ふ可からざらしむるなり。又曰く、上士の喪を操るや、必ず扶けられて能く起ち、杖して、能く行き、此れを以て三年に共すと。若し若の言に法り、若の道を行

目不聰明。手足不勁強。不可用也。又曰。上士之操喪也。必扶而能起。杖而能行。以此共三年。若法若言。行若道。使王公大人行此。則必不能蚤朝。五官六府。辟草木。實倉廩。使農夫行此。則必不能蚤出夜入。耕稼樹藝。使百工行此。則必不能修舟車。爲器皿矣。使婦

を闢き、倉廩を實する能はず。農夫をして此れを行はしめば、必ず蚤く出で夜に入り、耕稼樹藝する能はず。百工をして此れを行はしめば、必ず舟車を修め、器皿を爲る能はず。婦人をして此れを行はしめば、必ず夙に興き、夜に寐ね、紡績織紝する能はず。(八)細に厚葬を計るに、多く賦財を埋むることを爲す者なり。(九)久喪を計るに、久しく事に從ふことを禁ずるを爲す者なり。財已に成る者は、扶ちて之を埋め、後に生ずるを得る者は、久しく之を禁ず。此れを以て富を求むるは、此れ譬へば猶ほ耕を禁じて穫を求むるがごとし。富の說得可きなし。是故に以て家を富まさんことを求むるは、既に已に不可なり。以て人民を衆くせんと欲すとも、意ふに可ならんや。其の說又不可なり。

(一) 哭を放つて泣くなり　(二) 喪服なり　(三) 喪に居る時の室にして粗末な木造小屋なり　(四) 寝床は苫にて枕は、土塊を用ふ　(五) 食を減じ衣を薄くし飢え寒からしめ目くぼみ面やせ顔色黒く、耳目の聰明手足の強勁を失はしめて喪に居るの禮とす　(六) 三年の間身を喪事に任す　(七) 周の時の官、司徒は衆を教へ司馬は征討を掌り司空は土地人民を司り司士は公卿以下版籍爵祿の事を掌り司寇は刑罰を掌る六府は司土司水司木司草司器司貨の六職にて山

必繁。邱隴必巨。存乎正夫賤人死者。殆竭家室。乎諸侯死者。虛車府。然後金玉珠璣比乎身。綸組節約。車馬藏乎壙。又必多爲屋幕鼎鼓。几梃壺濫。戈劍羽旄齒革。寢而埋之。滿意若送從。曰。天子殺殉。衆者數百。寡者數十。將軍大夫殺殉。衆者數十。寡者數人。

處喪之法將奈何哉。曰。哭泣不秩聲翁。縗絰垂涕。處倚廬。寢苫枕凷。又相率強不食而爲飢。薄衣而爲寒。使面目陷陬。顏色黧黑。耳

喪に處るの法將に奈何せんとするや。曰く、哭泣聲を秩せず、縗絰を擁き、涕を垂れ、倚廬に處り、苫に寢ね塊を枕にし、又相率ゐて強めて食はずして飢を爲し、衣を薄くして寒を爲し、面目陷陬に、顏色黧黑に、耳目聰明ならず、手足勁強ならずして、用ふ可からざらしむ。又曰く、上士の喪を操るや、必ず扶けられて能く起ち、杖して能く行き、此れを以て三年に共すと。若し若の言に法り、若の道を行ひ、王公大人をして此れを行はしめば、必ず蚤に朝し五官六府は草木

(一) 厚葬久喪の利害に就きては前段に述ぶる如く明かなるに今天下の人は其利害是非何れに中るかと疑ひ居れり、故に子墨子は更に例を以て說明せざる可からず　(二) 某本に雖は唯毋は助字とあり　(三) 存は在に同じありてはなり　(四) 死者を納るゝ棺又之を掩ふ槨は厚く重き材を用ふ　(五) 死者に衣衾を重ねきせるなり　(六) 棺槨を掩ふ飾りに必ず多くす　(七) 墓地にする邱隴は巨大にす　(八) 庫即ちくらにある財を費し盡す　(九) 身に比しとは死者の身につけるなり　(一〇) くみひもを以て節約即ち死者の身に結ぶなり　(一一) 滿意は得意なり、得意にて他へ移轉する者を送る如し　(一二) 殉とは君主長上の死せしとき臣下たるもの死して之に從ふことなり

意亦使法其言用其謀厚葬久喪。實不可以富貧衆寡。定危理亂乎。此非仁非義。非孝子之事也。爲人謀者。不可不沮也。仁者將求除天下(之)。相廢而使人非之。終身勿爲。且故興天下之利。除天下之害。令國家百姓之不治也。自古及今。未嘗之有也。

何以知其然也。今天下之士君子。將猶多皆疑惑厚葬久喪之爲中是非利害也。故子墨子言曰。然則姑嘗稽之。今雖毋法執厚葬久喪者言。以爲事乎國家。此存乎王公大人有喪者。曰。棺槨必重。葬埋必厚。衣衾必多。文繡

何を以て其の然るを知るか。今天下の士君子、將に猶は多く、皆厚葬久喪(一)の是非利害に中ることを爲すかと疑惑す。故に子墨子言つて曰く、然らば則ち姑く嘗に之を稽ふるに、(二)今雖毋厚葬久喪を執る者の言に法りて、以て事を國家に爲さんに、此れ王公大人の喪ある者に存すれば、(三)曰く、(四)棺槨は必ず重く、葬埋は必ず厚く、(五)衣衾は必ず多く、(六)文繡は必ず繁く、邱隴は必ず巨なりと。征夫賤人の死する者に(七)存すれば、殆んど家室を竭し、諸侯の死する者は、(八)庫府を虛にし、然して後に金玉珠璣身に比し、(九)綸組節約、車馬壙に藏し、又必ず多く屋幕鼎鼓、几梴壺濫、戈劍羽旄齒革を爲り、(一〇)挾ちて之を埋め、(一一)滿意徒を送るが若し。曰く、天子の殺殉(一二)は、衆き者は數百、寡き者は數十、將軍大夫の殺殉は、衆き者は數十、寡き者も數人と。

若苟疑ニ惑乎之二子者言一。然則姑嘗傳。而爲ニ政乎國家萬民一而觀レ之。計厚葬久喪。奚當ニ此三利者一。我意若使下法ニ其言一用中其謀上厚葬久喪。實可ニ以富レ貧衆レ寡。定レ危治ヒ亂乎。此仁也。義也。孝子之事也。爲レ人謀者。不レ可レ不レ勸也。仁者將レ興レ之。天下誰買而使ニ民譽ヒ之。終勿レ廢也。

若し苟も之の二子者の言に疑惑せば、然らば則ち姑く嘗に轉じて政を國家萬民に爲さしめて之を觀ん。計るに厚葬久喪、奚ぞ此の三利の者に當らん。我意ふに若し其言に法り、其謀を用ひしめ、厚葬久喪せば實に以て貧を富まし寡を衆くし、危を定め亂を治むべき乎。此れ仁なり義なり、孝子の事なり。人の爲に謀る者は勸めざる可からず。仁者は將に之を興さんとす。天下設置して民をして之を譽めしめ、終に廢する勿きなり。意〻亦其言に法り、其謀を用ひしめ、厚葬久喪せば、實に以て貧を富まし寡を衆くし、危を定め亂を理む可からざる乎。此れ仁に非ず義に非ず、孝子の事に非ず。人の爲に謀る者は沮せざる可からず。(一)仁者は將に求めて之を天下に除き、相廢して人をして之を非とし、終身爲す勿らしめんとす。且の故に天下の利を興し天下の害を除き、國家百姓をして治まらざらしむることは、古より今に及ぶまで、未だ嘗て之れあらざるなり。

(一) 沮は之を抑みて爲さしめざるなり。

當₂其於₁此。亦有₂力不₁レ足。財不レ贍。智不レ智。然後已矣。無下敢舍二餘力一隱レ謀遺レ利。而不下爲二天下一爲上レ之者上矣。若二三務一者。此仁者之爲二天下一度也。既若レ此矣。

一 其の方法を說く

今逮レ至二昔者三代聖王既沒。天下失ヒ義。後世之君子。或以二厚葬久喪一以爲二仁也。義也。孝子之事也。或以二厚葬久喪一以爲下非二仁義一非中孝子之事上也。曰。二子者言則相非。行卽相反。皆曰。吾上祖二述堯舜禹湯文武之道一者也。而言卽相非。行卽相反。於レ此乎。後世之君子皆疑二惑乎二子者言一也。

今や昔者三代の聖王既に沒し、天下義を失ふに至るに逮びて、後世の君子、或は厚葬久喪を以て、以て仁なり、義なり、孝子の事なりと爲し、或は厚葬久喪を以て、以て仁義に非ず、孝子の事に非ずと爲す。曰く、二子者の言は相非とし、行は相反せり。皆曰く、吾は上堯舜禹湯文武の道を祖述する者なりと。而るに言は相非とし、行は相反せり。此に於てか後世の君子、皆二子者の言に疑惑せり。

一 例へば容易に朽腐せざるやうに棺槨を厚くするの類　二 久喪は長く喪に服するの禮を修むること

貧則從ニ事乎富ヒ之。人民寡則從ニ事乎衆ヒ之。衆亂則從ニ事乎治ヒ之。當ニ其於ヒ此也。亦有力不レ足。財不レ贍。智不ヒ智。然後已矣。無下敢舍ニ餘力隱謀遺利一而不ニ爲レ親爲ヒ之者上矣。若ニ三務一者。孝子之爲レ親度也。既若レ此矣。

ざる者なし。三務(五)の若き者は、孝子の親の爲に度るや、既に此の若し。

(一)家を富まし親の心を安くせんことに務む (二)人民といへば家中には似ざれども要するに家族寡くさびしき時は婢僕等を置きにぎやかにして親を慰むるならん (三)家中紛亂する時は務めて之を鎮靜す (四)此一節の意は以下從事すべきことは財足り智及ぶかぎりを盡くし之を爲し決して餘力隱謀遺利とて力餘りあり善謀あり遺利あるに之をすてて置くことなし卽ち及ぶだけの勉力忠慮利益を盡くすことなり (五)前の貧困、家族寡少、家中紛亂の三者の時に從事する務なり

雖下仁者之爲ニ天下一度上。亦猶ニ此也。曰。天下貧則從ニ事乎富ヒ之。人民寡則從ニ事乎衆ヒ之。衆而亂。則從ニ事乎治ヒ之。

仁者の天下の爲に度ると雖も、亦猶ほ此のごとし。曰く、天下(一)貧しければ之を富ますに從事し、人民寡ければ之を衆くするに從事し、衆くして亂るれば之を治むるに從事す。其の此に於けるに當りて、亦力足らず、財贍らず、智知らざるありて、然る後に已む。敢て餘力隱謀遺利を舍てて、天下の爲に之を爲さざる者なし、三務の若き者は、此れ仁者の天下の爲に度るや、既に此の若し。

何哉。子墨子言曰。其旁可以圉風寒。上可以圉雪霜雨露。其中蠲潔可以祭祀。宮牆足以爲男女之別則止。諸加費不加民利者。聖王弗爲。

節用下第二十二　闕

節葬上第二十三　闕

節葬中第二十四　闕

節葬下第二十五　大意言ふ葬儀は節約せざるべからず

子墨子言曰。仁者之爲天下度也。辟之無以異乎孝子之爲親度也。今孝子之爲親度也。將奈何哉。曰。親

子墨子言つて曰く、仁者の天下の爲に度るや、之を辟ふるに、以て孝子の親の爲に度るに異なる無し。今孝子の親の爲に度るや、將に奈何せんとするか。曰く、親貧しければ之を富ますに從事し、人民寡ければ之を衆くするに從事し、衆亂るれば之を治むるに從事す。其の此れに於けるに當りてや、亦力足らず、財贍らず、智知らざるありて、然る後に已む。敢て餘力隱謀遺利を舍てて、親の爲に之を爲さ

以朽ㇾ肉。棺三寸足ニ以朽ㇾ骸。掘穴深不ㇾ通ニ於泉。流不ㇾ發ニ洩一則止。死者既葬。生者毋ニ久喪用ㇾ哀。

ば、生者久喪して哀を用ふること毋し。

(一)三領はみつがさねなり　(二)臭氣がもれ出でざれば其れにて足るとす　(三)長く喪に居り哀を表はすことなし

古者人之始生。未ㇾ有ニ宮室一之時。因ニ陵邱掘穴一而處焉。聖王慮ㇾ之以爲。掘穴曰冬可ニ以辟ニ風寒一。逮ㇾ夏下潤濕。上熏烝。恐ㇾ傷ニ民之氣一。于ㇾ是作ニ爲宮室一而利。然則爲ニ宮室一之法。將ニ柰

古者人の始めて生るゝや、未だ宮室あらざるの時、陵邱掘穴に因りて處りしとき、聖王之を慮りて以爲らく、掘穴は、冬以て風寒を辟く可しと曰ふも、夏に逮びては、下は潤濕、上は熏烝、民の氣を傷らんことを恐る。是に于て宮室を作爲して利す。然らば則ち宮室を爲るの法、將に奈何せんとするか。子墨子言つて曰く、其旁は以て風寒を圉ぐ可く、上は以て雪霜雨露を圉ぐ可く、其の中は蠲潔にして以て祭祀す可く、宮墻は以て男女の別を爲すに足れば止む。諸々費を加へ、民の利を加へざる者は、聖王は爲さず。

(一)濕氣を受く　(二)日光等にて土がむさるゝなり　(三)旁は四側なり、四面を塞ぎ風寒を防ぐ　(四)清潔なり　(五)宮墻のしきりを固くして男女の別を爲す

甲爲レ衣。則輕且利。動則兵且從。此甲之利也。車爲二服一重致レ遠。乘レ之則安。引レ之則利。安以不レ傷レ人。利以速至。此車之利也。

利なり。

(一) 言ふは動作のとき人身の便利に因て變ずと (二) 安であれば人を傷くることなく又其の利便なることは速かに遠きに至るを得るなり

古者聖王爲二大川廣谷之不一レ可レ濟。於レ是利二爲舟楫一。足二以將一レ之則止。雖二上者三公諸侯至一。舟楫不レ易。津人不レ飾。此舟之利也。

古者聖王、大川廣谷の濟る可からざるが爲に、是に於て舟楫を利爲し、以て之を將ふに足れば止む。上なる者は(一)三公諸侯至ると雖も、舟楫易へず、津人飾らず。此れ舟の利なり。

(一) 三公諸侯の貴者至るも舟楫を易へず、渡し守も美しく飾らず渡せ行くことが舟の利なる所以なり

古者聖王制二爲節葬之法一曰。衣三領足二

古者聖王の節葬の法を制爲して曰く、衣三(一)領以て肉を朽するに足り、棺三寸以て骸を朽するに足り、堀穴深さ泉に通ぜず、(二)氣發洩せざれば止む。死者既に葬れ

至二其厚愛一。黍稷不レ二。羹胾不レ重。飲二於土瑠一。啜二於土形一。斗以酌。俛仰周旋威儀之禮。聖王弗レ爲。

古者聖王制二爲衣服之法一曰。冬服二紺緅之衣一。輕且暖。夏服二絺綌之衣一。輕且凊則止。諸加レ費不レ加二於民利一者。聖王弗レ爲。

古者聖王衣服の法を制爲して曰く、冬は紺緅(一)の衣を服し、輕くして且つ暖に、夏は絺綌(二)の衣を服し、輕くして且凊ければ止む。諸々費を加へて民の利を加へざる者は聖王は爲さず。

(一) 紺は深青に赤を含む色、緅は青赤色なり　(二) 絺は細き葛布、綌は粗き葛布なり

古者聖人爲二猛禽狡獸暴レ人害一レ民。於レ是教レ民以レ兵。行日帶レ劒。爲レ刺則入。擊則斷。旁擊而不レ折。此劒之利也。

古者聖人、猛禽狡獸の人を暴し民を害するが爲に、是に於て民を教ふるに兵を以てし、行くときに日に劒を帶せしむ。刺を爲せば則ち入り、擊てば則ち旁を斷ち、擊ちて折れず、此れ劒の利なり。甲と衣とを爲せば、輕く且利(一)に、動けば變じて且從ふ。此れ甲の利なり。車は重きを服し遠きに致すを爲し、之に乘ずれば安く、之を引けば利あり。(一)安くして以て人を傷らず、利は以て速に至る。此れ車の

梓匠。使三各從二事其所一レ能曰。凡足三以奉二給民用一則止。諸加レ費不レ加二于民利一者。聖王弗レ爲。

(一) 鞼は皮を繡し鞍を作る者鞄は皮をなめす工人　(二) 梓は器具を作る者、匠は大工なり

古者聖王制二爲飲食之法一曰。足下以充レ虚繼レ氣。强二股肱一。耳目聰明上則止。不レ極二五味之調。芬香之和一。不レ致二遠國珍怪異物一。何以知二其然一。古者堯治二天下一。南撫二交阯一。北降二幽都一。東西至三日所二出入一。莫レ不二賓服一。逮レ

古者聖王飲食の法を制爲して曰く、以て虚(一)を充たし氣を繼ぎ、股肱を强くし、耳目聰明なるに足れば止む。五味の調、芬香の和を極めず、遠國の珍怪異物を致さず、何を以て其の然るを知るとならば、古者堯の天下を治むるや、南は交阯を撫し、北は幽都を降し、東西日の出入する所に至るまで、賓服せざる莫し。其厚愛に至るに逮びては、黍稷(二)二つにせず。羹胾重ねず、土塯に飲み、土形に啜り、斗を以て酌み、俛仰(三)周旋威儀の禮は、聖王は爲さず。

(一) 虚を充たし云々以下の意は要するに精神身體を健固にするに足れば、其れに止め食を用ひずとなり　(二) 東西日の出入する所までも服從するに至りしほどの帝なりしも諸人民を慈愛するの餘り自分は黍稷何れか一つを食し二品を用ひず肉汁も二品を食せず土塯即ち粗末な瓦器にて飲み斗即ち杓を以て酒を酌むといふやうに節儉したりと　(三) 俛仰云々は節儉には關係なきが如きも要するに表面の飾りを去り奢靡を避くるの意なるべし

節用中第二十一

子墨子言曰。古者明王聖人所下以王二天下一正中諸侯上者。彼其愛レ民謹忠。利レ民謹厚。忠信相連。又示レ之以レ利。是以終身不レ饜。歿二世一而不レ巻。古者明王聖人。其所下以王二天下一正中諸侯上者此也。

子墨子言つて曰く、古者明王聖人の天下に王として諸侯を正す所以の者は、彼れ其の民を愛すること謹忠に、民を利すること謹厚に、忠信相連ね（一）、又之に示すに利を以てす。是を以て終身饜はれず（二）、世を歿して倦れず。古者明王聖人、其の天下に王として、諸侯を正す所以の者は此れなり。

（一）相連は上下忠信を以て連結するなり　（二）饜はれず倦れずは民にあきられざるなり

是故古者聖王。制二爲節用之法一曰。凡天下群百工。輪車鞼匏。陶冶

是故は古者の聖王、節用の法を制爲して曰く、凡そ天下の群百工、輪車鞼匏（一）、陶冶梓匠（二）、各〻をして其の能くする所に從事せしめて曰く、凡そ民用を奉給するに足るときは則ち止む。諸〻費を加へ、民利を加へざる者は、聖王は爲さず。

天下爲レ政者。其所ニ以寡一レ人之道多。其使レ民勞。其籍斂厚。民財不レ足。凍餓死者。不レ可ニ勝數一也。且大人惟毋興レ師以攻ニ伐鄰國一。久者終年。速者數月。男女久不ニ相見一。此所ニ以寡一レ人之道也。與下居處不レ安。飲食不レ時。作ニ疾病一死者上。有與ニ侵就橐攻レ城。野戰死者一。不レ可ニ勝數一。此不下令爲レ政者。所ニ以寡一レ人之道。數術而起上與。聖人爲レ政特無レ此。不下聖人爲レ政。其所ニ以衆一レ人之道。亦數術而起上與。故子墨子曰。去ニ無用之一。聖王之道。天下之大利也。

民を使ふこと勞し、其籍斂厚く、民財足らず、凍餓して死する者勝げて數ふ可からず、且大人惟毋師を興して(一)以て鄰國を攻伐し、久しき者終年、速かなる者數月、男女久しく相見ず、此れ人を寡くする所以の道なり。居處安からず、飲食時ならず、疾病を作して死する者と、有侵就伏橐(二)、城を攻め野戰して死する者と、勝げて數ふ可からず。此れ今の政を爲す者は、人を寡くする所以の道、數術にして起るならずや。聖人の政を爲す、特に此れなし。聖人の政を爲すは其の人を衆くする所以の道、亦數術にして起すならずや。故に子墨子曰く、無用の〔費〕を去るは聖王の道にして、天下の大利なり。

(一) 租斂なり、厚く課税せらるゝなり　(二) 侵就は諸註未だ詳かならず、伏橐は城を攻むる具　(三) 今の政は人を寡くする道數術あるに因て人の減少を惹き起すなり

法曰。丈夫年二十。毋敢不處家。女子年十五。毋敢不事人。此聖王之法也。聖王既沒。于民次也。其欲蚤處家者。有所二十年處家。其欲晩處家者。有所四十年處家。以其蚤與其晩相踐。後聖王之法十年。若純三年而字。子生可以二三年矣。此不惟使民蚤處家。而可以倍與。

て人に事へざる毋れと。此れ聖王の法なり。聖王既に沒して民の恣なるや、其の(一)蚤く家を處かんと欲する者は、時ありて二十年にして家を處き、其の晩く家を處かんと欲する者は、時ありて四十年にして家を處き、其蚤きと其晩きとを以て(三)相踐すれば、(四)聖王の法に後るゝこと十年なり。若し純ら三年にして字すれば、(五)子生るゝこと以て二三人なる可し。(六)此れ惟民をして蚤く家を處かしめ、以て倍す可きにあらずや。

(一) 家を處くは妻を娶ること言ふは二十歳になれば必ず妻を持つべし (二) 人に事へるは夫を持つこと言ふは必ず人に嫁すべし (三) 相踐は差引き平均すればなり (四) 聖王の法に後るゝこと差引十年後れて結婚するとし、滿三年に懷姙せば子二三人あるべし、純は滿なり (五) 字は懷姙なり (六) 若し聖王の法の如くせば十年早き故比例上倍數の子あるべし

且不然已。今

且然る已ならず、今天下の政を爲す者は、其の人を寡くする所以の道多し。其の

人作爲甲盾五兵。凡爲甲盾五兵、加輕以利堅而難折者芊䱹。不加者去之。其爲舟車何以爲。車以行陵陸、舟以行川谷。以通四方之利。凡爲舟車之道。加輕以利者芊䱹。不加者去之。凡其爲此物也。無加用而爲者。

是故用財不費。民德不勞。其興利多矣。有去大人之好。聚珠玉鳥獸犬馬。以益衣裳宮室甲盾五兵舟車之數。於數倍乎。若則不難。故孰爲難倍。唯人爲難倍。然人有可倍也。

是故に財を用ふること費さず。民生勞せず、其の利を興すこと多し。有大人の好を去り、珠玉鳥獸犬馬を聚めて、以て衣裳、宮室、甲盾、五兵、舟車の數を益せば、數倍するに於て、若れ難からず。故に孰れか倍し難しと爲すか。唯人を倍し難しと爲す。然れども人も倍す可きあるなり。

㊀ 大人は上の人なり、其の好む所の珠玉等の費を去り、其の費を聚めて必要なる衣裳宮室兵器舟車等の數を益す事に使用せば其の數を倍するに於て難からずと　㊁ 無益の者を有益に使へば物の數を益すことは難からざるも唯人を倍數することは爲し難し然れども人を倍することも亦必ず難きにあらず、次段に述ぶる所見るべし

昔者聖王爲

昔者聖王法を爲りて曰く、丈夫年二十、敢て家を處かざる毋れ。女子年十五、敢

其爲ニ衣裘一何以爲。冬以圉レ寒。夏以圉レ暑。凡爲ニ衣裳一之道。冬加レ溫。夏加レ凊者芊・䱉。不レ加者去レ之。其爲ニ宮室一何以爲。冬以圉ニ風寒一。夏以圉ニ暑雨一。有ニ盜賊加レ固者一芊・䱉。不レ加者去レ之。其爲ニ甲盾五兵一。何以爲。以圉ニ寇亂盜賊一。若有ニ寇亂盜賊一。有ニ甲盾五兵一者勝。無者不レ勝。是故聖

其の衣裘を爲るは何を以て爲すか。冬は以て寒を圉ぎ、以て夏は暑を圉ぐ。凡そ衣裳を爲るの道、冬は溫を加へ、夏は凊を加ふる者にして、則ち止む(一)。加へざる者は之を去る。其の宮室を爲るは何を以て爲すか。冬は以て風寒を圉ぎ、夏は以て暑雨を圉ぎ、盜賊(二)のとき固を加ふる者あれば則ち止む。加へざる者は之を去る。其の甲盾五兵(三)を爲るは何を以て爲すか。以て寇亂盜賊を圉ぐ、若し寇亂盜賊あらんに、甲盾五兵ある者は勝ち、無き者は勝たず。是故に聖人は甲盾五兵を作爲す。凡そ甲盾五兵を爲るに、輕く以て利堅にして折れ難きを加ふる者にして則ち止む。加へざる者は之を去る。其の舟車を作るは何を以て爲すか。車は以て陵陸を行き、船は以て川谷を行きて、以て四方の利を通ず。凡そ舟車を爲るの道は、輕く以て利を加ふる者にして則ち止む。加へざる者は之を去る。凡そ其の此物を爲るや、用を加へ而して爲す者なし。

(一) 言ふは衣服の製唯寒暑に適するのみに止め無益の費を去る (二) 盜賊を禦ぐに堅固なるものあれば其れまでにして止め其の餘無益の事は去る (三) 五兵とは戈、殳、戟、酋矛、夷矛をいふ

聖人爲二政一國一、一國可レ倍也。大レ之爲二政天下一。天下可レ倍也。其倍レ之。非下外取二地也上。因二其國家一。去二其無一。足三以倍二之。聖王爲レ政。其發レ令興レ事。使レ民用レ財也。無下不レ加レ用而爲者上。是故用レ財不レ費。民德不レ勞。其興レ利多矣。

卷之六

節用上第二十

大意言ふ、人主たるものは人民のために費用を節減せざるべからず

聖人政を一國に爲せば、一國倍す可し。(一)之を大にして政を天下に爲せば、天下倍す可し。其の之を倍するは、外に地を取るに非ず。其國家に因りて、(二)其無用の費を去れば、以て之を倍するに足るなり。聖王の政を爲す。其の令を發し事を興し、民を使ひ財を用ふるや、用を加へずして爲す者なし。(三)是故に財を用ふること費さず。民生勞せず。(四)其の利を興すこと多し。

(一)一國の富が倍になるなり (二)國家其のまゝにて唯其の無用の費を去る故に其の富を倍するを得るなり (三)言ふは聖人が民を使役し財を用ふるには何等か有益なる事ありて爲す也 (四)人民が生活に苦しむことなし

是故子墨子曰。今且天下之王公大人士君子。中情將欲ㇾ求ㇾ興二天下之利一。除二天下之害一。當ㇾ若三繁爲二攻伐一。此實天下之巨害也。今欲ㇾ爲二仁義一。求ㇾ爲二上士一。尙欲ㇾ中二聖王之道一。下欲ㇾ中二國家百姓之利一。故當ㇾ若二非攻之爲一ㇾ說。而將不ㇾ可ㇾ不ㇾ察者此也。

是故に子墨子曰く、今且天下の王公大人士君子、中情將に天下の利を興し、天下の害を除かんと求めんと欲せば、繁く攻伐を爲すが若きに當りては、此れ實に天下の巨害なり。今仁義を爲さんと欲し、上士たらんことを求め、尙は聖王の道に中らんと欲し、下は國家百姓の利に中らんと欲せば、故に非攻の說たる若〔于〕に當つては將に察せざる可からざる者は此なり。

㊀尙は上なり

以德求諸侯者、天下之服可立而待也。夫天下處攻伐久矣。譬若傳子之爲馬然。今若有能信効先利天下諸侯者、大國之不義也、則同憂之。大國之攻小國也、則同救之。小國城郭之不全也、必使修之。布粟之絕則委之。幣帛不足則共之。以此効大國、則小國之君說。人勞我逸、則我甲兵強。寬以惠。緩易急、民必移。易攻伐以治我國、攻必倍。量我師擧之費、以爭諸侯之斃、則必可得而序利焉。督以正義、其名必務。寬吾衆、信吾師、以此授諸侯之師、則天下無敵矣。其爲下不可勝數也。此天下之利。而王公大人不知而用、則此可謂不知利天下之巨務矣。

ざれば之を共す。此れを以て大國に効れば、大國の君說ばん。人勞し我逸すれば、我甲兵強し。寛にして以て惠、緩を急に易へば、民必ず移らん。攻伐に易へて以て我國を治むれば、功必ず倍せん。我師擧の費を量り、以て諸侯の斃を爭はば、必ず利を享くるを得べし。督するに正義を以てし、名必ず務めて、吾衆を寛にし、吾師を信にし、此れを以て諸侯の師を援くるときは、天下に敵なし。其の下爲る(六)、勝げて數ふ可からざるなり。此れ天下の利にして、王公大人知りて用ひず。此れ天下を利するの巨務(七)を知らずと謂ふべし。

(一) 睨は端睨するなり (二) 某說に僮子が馬のまねをして戯る、が如しと姑くこれに從ふ (三) 委は委輸、送り屆くるなり (四) 民が我方に心を移すなり (五) 諸侯の疲弊を以て爭はゞ我必ず勝たん (六) 下爲は天下の利爲るに作るべきか (七) 巨大なり

百里。今以ニ幷レ國之故一。四ニ分天下一而有レ之。是故何也。子墨子曰。子未レ察ニ吾言之類一。未レ明ニ其故一者也。古者天子之始封ニ諸侯一也。萬有餘。今以ニ幷レ國之故一。萬國有餘皆滅。而四國獨立。此譬猶下醫之藥ニ萬有餘人一。而四人愈上也。則不レ可レ謂ニ良醫一矣。

㈠攻伐して他の國を兼幷したればこそ天下を四分する程の大國を有せりと ㈡解前に出づ ㈢唯四人癒ゆるも餘の萬人は皆死したとすれば決して良醫にあらず、其れと同じく四大邦立つも餘は皆亡びたとすれば其の非なること明なり

則夫好ニ攻伐一之君。又飾ニ其說一曰。我非下以ニ金玉子女壤地一爲上レ不レ足也。我欲下以ニ義名一立中於天下上。以レ德求ニ諸侯上也。子墨子曰。今若有下能以ニ義名一立ニ於天下一。

夫の攻伐を好むの君、又其說を飾りて曰く、我金玉子女壤地を以て足らずと爲すに非ず。我義名を以て天下に立ち、德を以て諸侯に求めんと欲するなりと。子墨子曰く、今若し能く義名を以て天下に立ち、德を以て諸侯に求むる者あらば、天下の服立ちどころに待つべきなり。夫れ天下攻伐に處ること久し。譬へば僮子㈠の馬と爲るが若く然り。今若し能く信に効り、先づ天下の諸侯を利する者ありて大國の不義や、同じく之を憂へ、大國の小國を攻むるや、同じく之を救ひ、小國城郭の全からざるや、必ず之を修めしめ、布粟之絕すれば之に委し㈡、幣帛足ら

酒德矣。往攻之。予必使汝大堪之。武王乃攻狂夫。反商之周。天賜武王黃鳥之旗。王既已克殷。成帝之來。分主諸神。祀紂先王。通(維)四夷。而天下莫不賓。焉襲湯之緒。此即武王之所以誅紂也。若以此三聖王者觀之。則非所謂攻也。所謂誅也。

未來の兆を記したるもの (七) 璞黃は瑞獸なり (八) 殷紂なり (九) 賓を成すとは、天帝より賜ひし大命を成し遂げたるなり (一〇) 諸侯をして諸神を分祀せしむ (一一) 禹湯武の三聖王なり

則夫好攻伐之君。又飾其說。以非子墨子曰。子以攻伐爲不義。非利物與。昔者楚熊麗始封此睢山之間。越王繄虧出自有遽。始邦於越。唐叔與呂尚邦齊晉。此皆地方數

夫の攻伐を好むの君は、又其說を飾りて、以て子墨子を非として曰く、子攻伐を以て不義にして物を利するに非ずと爲す與。昔者楚の熊麗、始めて此睢山の間に封ぜられ、越王繄虧は有遽より出でて、始めて越に邦せられ、唐叔と呂尚とは、齊晉に邦せらる。此れ皆地方數百里のみ。今國を并するの故を以て、(一二)天下を四分して之を有す。是の故何ぞや。子墨子曰く、子未だ吾言の(一三)類を察せず。未だ其の故を明にせざる者なり。古者天子の始めて諸侯を封ずるや、萬有餘なり。今國を并するの故を以て、萬國有餘皆滅して、四國獨り立つ。此れ譬へば猶ほ醫の萬有餘人を藥して、四人(一四)愈ゆるがごとし。良醫と謂ふ可からず。

還至乎商王紂。天不序其德。祀用失時。兼夜中十日雨土于薄。九鼎遷止。婦妖宵出。有鬼宵吟。有女爲男。天雨肉。棘生乎國道。王兄自縱也。赤鳥銜珪。降周之岐社曰。天命周文王。伐殷有國。泰顚來賓。河出綠圖。地出乘黃。武王踐功。夢見三神。曰。予既沈漬殷紂于

商王紂に至るに逮びて、天其德を亨けず。祀用時を失ひ、兼夜中十日(一)、土を薄に雨らし、九鼎遷止し(二)、婦妖宵出で、鬼あり宵吟じ、女あり男と爲り、天、肉を雨らし、棘(三)、國道に生ずるも、天兄ゝ自ら縱にす(四)。赤鳥珪を銜み、周の岐社に降りて曰く、天は周の文王に命じて、殷を伐ち、國を有たしむと。泰顚(五)來賓し、河は籙圖(六)を出し、地は乘黃を出せり。武王功を踐み、夢に三神を見るに曰く、予既に殷紂を酒德に沈漬せり(七)。往きて之を攻めよ。予必ず汝をして大いに之に戡しめんと。武王乃ち狂夫(八)を攻めて、商の國に及ぶ。天は武王に黃鳥の旗を賜ふ。王既に已に殷に克ち、帝の賚(九)を成し、諸神を分主し、紂の先王を祀り、四夷に通じ、天下賓せざる莫く、湯の緒を襲げり(一〇)。此れ即ち武王の紂を誅する所以なり。若し此の三聖王(一一)の者を以て夫を觀れば、所謂攻に非ずして、所謂誅なり。

(一) 兼夜中は諸解未詳或曰ふ十日一夜と (二) 禹が九州のかねを集めて九鼎を鑄、以來世々天位を有つ者の寶となりしもの、遷止とは在るべき所より他處に動搖したるなり (三) いばらなり (四) 以上の天變は皆商紂の亡ぶる兆を示せるなり (五) 泰顚は周の賢人なり (六) 籙文なり、籙が周の天下を得る籙文を背に負うて出でしなり、綠は

還レ至二乎夏王桀一。天有二誥命一。日月不レ時。寒暑雜至。五穀焦死。鬼呼レ國。鶴鳴十夕餘。天乃命二湯於鑣宮一。用受二夏之大命一。夏德大亂。予既卒二其命於天一矣。往而誅レ之。必使二汝堪一レ之。湯焉敢奉二率其衆一。是以鄉二有夏之境一。帝乃使三陰暴二毀有夏之城一。少少有レ神。來告曰。夏德大亂。往攻レ之。予必使二汝大堪一レ之。予既受二命於天一。天命レ融隆二火于夏之城閒西北之隅一。湯奉二桀衆一。克レ有。屬二諸侯於薄一。薦二章天命一。通二于四方一。而天下諸侯莫三敢不二賓服一。則此湯之所二以誅一レ桀也。

夏王桀に逮びては、天誥命あり。日月時ならず、寒暑雜り至り、五穀焦死し、鬼國に呼び、鶴鳴くこと十夕餘。天乃ち湯に鑣宮に命じ、用ひて夏の大命を受けしむらく、夏の德大いに亂る。予既に其命(一)を天に卒ふ。往きて之を誅せよ。必ず汝をして之に戡しめんと。湯焉に敢て其衆を奉率して、是れを以て有夏の境に鄉ふ。帝乃ち陰に有夏の城を暴毀せしむ。少少して神あり、來り告げて曰く、夏の德大いに亂る。往きて之を攻めよ。予必ず汝をして大いに之に戡しめん。予既に命を天に受く。天、融(二)に命じて、火を夏の城閒西北の隅に降すと。湯、桀の衆を奉じて、有〔夏〕に克ち、諸侯を薄に屬め、天命を薦章し、四方に通じて、天下の諸侯敢て賓服せざる莫かりき。此れ湯の桀を誅する所以なり。

(一) 言ふは夏の天命は既に盡きたり　(二) 融は祝融、火を掌る神なり

故也。子墨子曰。子未ㇾ察ニ吾言之類一。未ㇾ明ニ其故一者也。彼非ニ所ㇾ謂攻一。謂誅也。昔者(有)三苗大亂。天命殛ㇾ之。日妖。宵出。雨ㇾ血三朝。龍生ㇾ廟。犬哭ニ乎市一。夏冰地坼及ㇾ泉。五穀變化。民乃大振。高陽乃命ニ元宮一。禹親把ニ天之瑞令一。以征ニ有苗一。四電誘祇。有ㇾ神。人面鳥身。若ㇾ瑾以侍。搤矢有苗之祥。苗師大亂。後乃遂幾。禹既已克ニ有苗三苗一。焉磨ニ爲山川一。別ニ物上下一。卿制ニ大極一。而神民不ㇾ違。天下乃靜。則此禹之所ニ以征ニ有苗一也。

泉に及ぶ。五穀變化し、民乃ち大に振る。(三)高陽乃ち玄宮に命ず。禹親ら天の瑞令(四)を把りて、以て有苗を征す。雷電誘振(五)、神あり人面鳥身、珪を捧げて以て侍す(六)。搤矢(七)有苗の祥、苗師大に亂れ、後、乃ち遂に幾す(八)。禹既に已に有苗三苗に克ち、焉に山川を磨爲し(九)、上下を別物し、章に大極を制して(一〇)、神民違はず。天下乃ち靜なり。此れ禹の有苗を征する所以なり。

(一) 比類なり比類したる意を察せず (二) 殛は誅なり (三) 高陽は舜帝をいふ、舜は高陽の後なる故なり、舜が玄宮といふ宮に於て禹に三苗を征することを命ぜしなり (四) 瑞令は天より授かりしめでたき命令 (五) 勃震なり、雷電がなりひゞくなり (六) 神があつて珪玉を捧げ持ちて禹の側近に侍したるの瑞ありたり (七) 矢を握り持ちて有苗の兵に向ふの祥瑞あり (八) 有苗の勢遂に微になれり (九) 磨爲詳ならず、或は曰ふ磨は歴に通じ歴は離なり、山川の形勢を分別し土地の等差を定め處産の品種を分つことと (一〇) 四方遠方の地を制定すること

今天下好戰之國、齊晉楚越。若使此四國者得意於天下、此皆十倍其國之衆。而未能食其地也。是人不足。而地有餘也。今又以爭地之故、而反相賊也。然則是虧不足、而重有餘也。

今天下戰を好むの國は、齊晉楚越なり。若し此四國をして、意を天下に得しめば、此れ皆其國の衆を十倍するも、未だ其地に食ふこと能はず。是れ人足らずして、地餘りあればなり。今又地を爭ふの故を以て、反つて相賊す。然らば則ち是れ不足を虧きて、有餘を重ぬるなり。

○不足は益々不足とし有餘は益々有餘となる

今逮夫好攻伐之君、又飾其說、以非子墨子曰、以攻伐之爲不義非利物與。昔者禹征有苗。湯伐桀。武王伐紂。此皆立爲聖王。是何

今夫の攻伐を好むの君に逮びては、又其說を飾り、以て子墨子を非として曰く、攻伐を以て、不義にして物を利するに非ずと爲す與。昔者禹、有苗を征し、湯、桀を伐ち、武王、紂を伐つも、此れ皆立ちて聖王と爲る。是れ何の故ぞや。子墨子曰く、子未だ吾言の類を察せず、未だ其故を明にせざる者なり。彼は所謂攻に非ずして、謂誅なり。昔者三苗大いに亂る。天命じて之を殛せしむ。妖日宵出で、血を雨らすこと三朝。龍、廟に生じ、犬、市に哭す。夏氷り、地坼けて

後足二以師一而動矣。久者數歲。速者數月。是上不レ暇レ聽レ治。士不レ暇レ治二其官府一。農夫不レ暇レ稼穡。婦人不レ暇レ紡績織紝一。則是國家失レ卒。而百姓易レ務也。

あらず。是れ國家卒を失ひて、(二)百姓務めを易ふるなり。

(一)徒は徒卒なり、君子庶人に倍する千萬なり　(二)此段は前段の百姓務を易ふるの意を申明す

然而又與其車馬之罷弊也。幔幕帷蓋。三軍之用。甲兵之備。五分而得二其一一。則猶爲二序疏一矣。然而又與其散二亡道路一。道路遼遠。糧食不レ繼傺。食飲之時。廁役以レ此飢寒凍餒疾病。而轉二死溝壑中一者。不レ可レ勝計一也。此其爲二不レ利於人一也。天下之害厚矣。而王公大人。樂而行レ之。則此樂三賊二滅天下之萬民一也。豈不レ悖哉。

然して又其の車馬罷弊、幔幕帷蓋、三軍の用、甲兵の備、五分して其一を得れば、猶ほ(一)厚餘と爲す。然して又其の道路に散亡し、道路遼遠にして、糧食繼接せず。食飲時ならず斯役此れを以て、飢寒凍餒疾病して、溝壑の中に轉死する者、勝げて計る可からず。此れ其の人に不利たるや、天下の害厚し。而るに王公大人、樂みて之を行ふは、此れ天下の萬民を賊滅することを樂むなり、豈悖らずや。

(一)言ふはまだしも多き分なり動もすれば皆失ふに至る

士不レ分。兵不レ利。敎不レ習。師不レ衆。率不レ(利)和。威不レ圉。害レ之不レ久。爭レ之不レ疾。孫レ之不レ強。植レ心不レ堅。與國諸侯疑。與國諸侯疑。則敵生レ慮而意羸矣。偏具二此物一而致レ從レ事焉。則是國家失レ卒。而百姓易レ務也。

之を爭ふこと疾からず、之を係ぐこと強からず、心を植つること堅からざれば、與國の諸侯疑ふ。與國の諸侯疑へば、敵慮を生じて意羸るとせん。偏く此物を具へて、事に從ふことを致さば、是れ國家卒を失ひて、百姓務を易ふるなり。

(一)師を起すは相互に不利なり　(二)係く云は敵を捕へ置くこと強固ならず　(三)心を固く持ち一飽くまで堅に耐へざれば與國卽ち味方の諸侯が疑ひを起すべしと　(四)敵方は必ず此方の倦み疲れたるを察するなるべしと　(五)さりとて完全に以上の物事を具へて攻戰を事とするときは、國家は戰爭の爲めに政事上民衆の力を失ひ衆人は職務を易へ一雖戰國の人となるべし、到底耐へざるなり

今不レ嘗レ觀二其說一。好二攻伐一之國。若使二中興レ師。君子庶人也。必且數千。徒倍十萬。然

今嘗て其說を觀ざるか。攻伐を好むの國、若し中に師を興さしむるときは、君子庶人は、必ず且に數千、徒は倍すること十萬ならん。然る後に以て師を動かすに足り、久しきは數歲、速なるも數月なれば、是れ上は治を聽くに暇あらず、士は其官府を治むるに暇あらず、農夫は稼穡に暇あらず、婦人は紡績織絍に暇

紂。意將以爲レ利レ天乎。夫取ニ天之人一。以攻ニ天之邑一。此刺ニ殺天民一。剝ニ振神之位一。傾ニ覆社稷一。攘ニ殺其犧牲一。則此上不レ中ニ天之利一矣。意將以爲レ利レ鬼乎。夫殺ニ之人一。滅ニ鬼神之主一。廢ニ滅先王一。賊ニ虐萬民一。百姓離散。則此中不レ中ニ鬼之利一矣。意將以爲レ利レ人乎。夫殺ニ之人一。爲レ利レ人也博矣。又計ニ其費一。此爲レ周ニ生之本一。竭ニ天下百姓之財用一。不レ可ニ勝數一也。則此下不レ中ニ人之利一矣。

し、（三）神の位を剝振し、社稷を傾覆し、其犧牲を攘殺するものにして、此れ上は天の利に中らず。意〻將に以て鬼を利すると爲すか。夫れ之の人を殺し、（四）鬼神の主を滅し、（五）先王を廢滅し、萬民を賊虐し、百姓離散するときは、此れ中は鬼の利に中らず。意將に以て人を利すると爲すか。夫れ之の人を殺すときは、人を利すると爲すや薄し。又其費を計るに、此れ生の本を害することを爲し、天下百姓の財用を竭すこと勝げて數ふ可からず。此れ下は人の利に中らず。

（一）無は助語にして意義なし　（二）聖人の遺業を壞亂するなり　（三）神の位を剝ぎ取るなり、振は某本に抓の誤となす抓はさくことなり　（四）鬼神の主とは鬼神を祭る人を言ふ　（五）先王の子孫を滅すなり

今夫師者之相ニ爲不利一者也。曰。將不レ勇。

今夫れ師なる者は不利を相爲す者なり。曰く、將勇ならず、士奮はず。兵利あらず。（一）教習はず、師衆からず。卒和せず。威圉からず。之を圍むこと久しからず。

天下之諸侯。則不レ然。將必皆差二論其爪牙之士一。皆二列其舟車之卒伍一。於レ此爲二堅甲利兵一。以往攻二伐無罪之國一。入二其國家邊境一。芟二刈其禾稼一。斬二其樹木一。墮二其城郭一。以湮二其溝池一。攘二殺其牲牷一。燔二潰其祖廟一。勁二殺其萬民一。覆二其老弱一。遷二其重器一。卒進而極二乎闘一。曰。死レ命爲レ上。多殺次レ之。身傷者爲レ下。又況先列北撓乎哉。罪死無レ赦。以譚二其衆一。

伍を比列し、此に於て堅甲利兵を爲り、以て往きて無罪の國を攻伐し、其國家の邊境に入り、其禾稼を芟刈し、其樹木を斬り、其城郭を墮ち、以て其溝池を湮ぎ、其牲牷を攘殺し、其祖廟を燔潰し、其萬民を勁殺し、其老弱を覆し、其重器を遷し卒に進みて闘を極め、曰く、命に死するを上と爲し、多殺之に次ぎ、身傷く者を下と爲す。又況んや、失列北撓するをや。罪死して赦すこと無けんと。以て其衆を譚す。

(一) 前解に出づ　(二) 其の稲をかり取るなり　(三) 牛羊豕の類をぬすみ又は殺し　(四) 其の先祖のたまやを焼きつくすなり　(五) 覆は滅すなり　(六) 命に死すとは君の命に従ひ戦死するなり　(七) 列を失ひ敗北するなり

夫無レ兼レ國覆レ軍。賊二虐萬民一、以亂二聖人之

夫れ無國を兼ね軍を覆し、萬民を賊虐して、以て聖人の緒を亂す。意〻將に以て天を利すると爲すか。夫れ天の人を取りて以て天の邑を攻む。此れ天民を剄殺

其義。而後爲ニ之行。是以動則不レ疑。速通成。得ニ其所レ欲。而順ニ天鬼百姓之利。則知者之道也。是故古之仁人有ニ天下一者。必反ニ大レ國之說。一ニ天下之和。總ニ四海之內一焉。率ニ天下之百姓。以農臣ニ事上帝山川鬼神。利レ人多。功故又大。是以天賞レ之。鬼富レ之。人譽レ之。使下貴爲ニ天子。富有ニ天下。名參ニ乎天地。至今不レ廢。此則知者之道也。先王之所三以有ニ天下一者也。

知者の道なり。是故に古の仁人、天下を有つ者は、必ず(二)國を大にするの說に反し、(三)天下の和を一にし、四海の內を總べ、天下の百姓を率ゐて、以て農めて上帝山川鬼神に臣事し、人を利すること多し、功故に又大なり。是を以て天之を賞し、鬼之を富まし、人之を譽め、貴きこと天子と爲り、富天下を有ち、(四)名天地に參し、今に至りて廢せざらしむ。此れ知者の道なり。先王の天下を有つ所以の者なり。

(一)動作に於て疑ふことなし　(二)前に述ぶる如く兼并して徒に國土を大にするの說に反してなり　(三)既に兼并の念なく天下の人と相和同する故に終には四海の內を總ぶるに至るなり　(四)名天地に參しとは其功天地と合せて參なるの名を得るなり、卽可與天地參と同意

今王公大人。

今王公大人、天下の諸侯は然らず。將に必ず皆其爪牙の士を差(一)論し、其舟車の卒

利。故譽之與。意(亡)非爲其上中天之利。而中中鬼之利。而下中人之利。故譽之與。雖使下愚之人。必曰。將爲其上中天之利。而中中鬼之利。而下中人之利。故譽之。今天下之所同義者。聖王之法也。今天下之諸侯。將猶多皆免攻伐幷兼。則是有譽義之名。而不察其實也。此譬猶盲者之與人同命白黑之名。而不能分其物也。則豈謂有別哉。

利に中り、中は鬼の利に中り、下は人の利に中るが爲の故に之を譽むと。今天下の同じく義とする所の者は、聖王の法なり。今天下の諸侯、將に猶ほ多くは皆攻伐幷兼を勉むるときは、是れ義を譽むるの名ありて、其の實を察せざるなり。此れ譬へば猶ほ盲者の人と同じく白黑の名を命じて、其物を分つ能はざるがごとし。豈別ありと謂はんや。(一)

(一)盲者も黑と白との名は目明の人と同じく知り居るも黑白を辨別すること能はず、其れと同じく古聖王の法仁義の道を口に言ひながら之を行はざるは恰も盲者の黑白を言ひながら辨別する能はざるが如し

是故古之知者之爲天下度也。必順慮

是故に古の知者の天下の爲に度るや、必ず其義を順慮して、而して後之が行を爲す。是を以て動けば疑はず、遠邇成其の欲する所を得て、天鬼百姓の利に順ふ。

言曰。古者有レ語曰。君子不レ鏡二於水一。而鏡二於人一。鏡二於水一。見二面之容一。鏡二於人一。則知二吉與レ凶。今以二攻戰一爲レ利。則盍三嘗鑒二之於智伯之事一乎。此其爲二不吉而凶一。既可二得而知一矣。

水に鏡むれば、面の容を見、人に鏡むれば、吉と凶とを知る。今攻戰を以て利と爲すものは、盍ぞ嘗に之を智伯の事に鑒みざるや。此れ其の不吉にして凶たる、既に得て知る可し。

(一) 書經酒誥篇に當に民に鑒みるべし云々とあり

子墨子言曰。今天下之所二譽善一者。其說將何。爲下其上中二天之利一。而中中二鬼之利一。而下中中人之

非攻下第十九

子墨子言つて曰く、今天下の譽め善とする所の者は、其說將た何ぞや。其上は天の利に中り、中は鬼の利に中り、下は人の利に中るが爲の故に之を譽むる與。意ゝ其上は天の利に中り、中は鬼の利に中り、下は人の利に中るが爲の故に之を譽むるに非ざる與。下愚の人ならしむと雖も、必ず曰はん。將に其上は天の

爲。英名。攻戰之速。故差論其爪牙之士。皆列其舟車之衆。以攻中行氏而有之。以其謀爲既已足矣。又攻茲范氏而大敗之。并三家以爲一家而不止。又圍趙襄子於晉陽。及若此。則韓魏亦相從而謀曰。古者有語。脣亡則齒寒。趙氏朝亡。我夕從之。趙氏夕亡。我朝從之。詩曰。魚水不務。陸將何及乎。是以三主之君。一心戮力。辟門除道。奉甲興士。韓魏自外。趙氏自內。擊智伯大敗之。

せて以て一家と爲して止まず、又趙襄子を晉陽に圍めり。此の若きに及びて、韓魏亦相從つて謀りて曰く、(四)古者語あり、(五)脣亡ぶれば齒寒しと。趙氏朝に亡びなば、我夕に之に從はん。趙氏夕に亡びなば、我朝に之に從はん。詩に曰く、(六)魚は水に務めずんば、陸將た何ぞ及ばんやと。是を以て三主の君、心を一にし力を戮せ、門を辟き道を除き、甲を奉じ士を興し、韓魏は外より、趙氏は内より、智伯を撃ちて大いに之を敗りぬ。

(一)諸侯となり、勢威を張るは攻戰して他の土地を取るに若くはなしと　(二)差論は選擇なり　(三)ならべ列するなり　(四)猶其の攻戰を止めざるなり　(五)脣は齒を掩ふもの、脣亡ぶれば齒は從て害を受く、隣國亡ぶれば終害の我に及ぶに譬ふ　(六)魚は水に住むもの、水を大切にすべし水涸れて陸とならばさわいでも益なし、國を保有して失はぬが肝要なり、一旦國を失ひては魚の水を失ひしが如しと

是故子墨子

是故に子墨子言つて曰く、古者語あり、曰く、君子は水に鏡みずして、人に鏡むと。(一)

徑一。戰二於柏擧一。中二楚國一而朝三宋與二及魯一。至二夫差之身一。北而攻レ齊。舍二於汶上一。戰二於艾陵一。大敗二齊人一。而葆二之大山一。東而攻レ越。濟二三江五湖一。而葆二之會稽一。九夷之國。莫レ不二賓服一。於レ是退不レ能レ賞レ孤施二舍羣萌一。自恃二其力一。伐二其功一。譽二其智一。怠二於敎一。遂築二姑蘇之臺一。七年不レ成。及レ若レ此。則吳有二離罷之心一。越王句踐視三吳上下不二相得一。收二其衆一以復二其讎一。入二北郭一。徙二大内一。圍二王宮一。而吳國以亡。

吳の上下相得ざるを視て、其衆を收めて其讎を服し、北郭に入り、大舟を取り、(九)王宮を圍みて、吳國以て亡ぶ。

(一) 其の衆を統一して善用することが出來ぬ　(二) 賓服は從ひ服するなり　(三) 甲冑を操持し兵器を執りて遠行す　(四) 注林吳隧柏擧は皆地名、次はやどるなり　(五) 楚國の中央に入るなり　(六) 葆は其の處に押し籠むるなり　(七) 戰歿せる人の孤兒を賞恤し又は羣民に恩を施すことを爲さず　(八) 吳の人民役につかれ上にそむくの心生ず　(九) 大舟は吳王の舟なり

昔者晉有二六將軍一。而智伯莫レ爲レ強レ焉。計二其土地之博一。人徒之衆一。欲三以抗二諸侯一。以

昔者晉に六將軍あり、而も智伯より强たるは莫し。其土地の博き、人徒の衆きを計り、以て諸侯に抗せんと欲し、以爲らく攻戰の速なるに若くはなしと。故に其爪牙の士を差論し、(一)其舟車の衆きを比列して、(二)以て中行氏を攻めて之を有し、其謀を以て、既に已に足れりと爲し、(三)又茲范氏を攻めて、大いに之を敗り、三家を幷

所三以亡二於齊越之間一者上以二是攻戰一也。雖南者陳蔡其所三以亡二於吳越之間一者上亦以二攻戰一。雖下北者中山諸國。其所三以亡二於燕代胡貊之間一者上亦以二攻戰一也。是故子墨子言曰。古者王公大人。情欲レ得而惡レ失。欲レ安而惡レ危。故當二攻戰一而不レ可レ不レ非。

飾二攻戰一者之言曰。彼不レ能三收二用彼衆一。是故亡。我能收二用我衆一。以レ此攻二戰於天下一。誰敢不二賓服一哉。子墨子言曰。子雖三能收二用子之衆一。子豈若二古者吳闔閭一哉。古者吳闔閭敎七年。奉レ甲執レ兵。奔三百里而舍焉。次二注林一。出二於冥隘之

攻戰を飾る者の言に曰く、彼れは彼の衆を收用する（一）能はず、是故に亡ぶ。我は能く我衆を收用し、此れを以て天下に攻戰せば、誰か敢て賓服せざらんやと。子墨子言ひて曰く、子能く子の衆を收用すと雖も、子豈（二）古者の吳の闔閭に若かんや。古者吳の闔閭は敎ふること七年（三）甲を奉じ兵を執り、奔ること三百里にして舍し、注（四）林に次し、冥隘の徑に出で、柏擧に戰ひ、楚國に中して、宋と魯とを朝せしむ。夫差の身に至りて、北して齊を攻め、汶上に舍し、（五）艾陵に戰ひ、大いに齊人を敗りて、之を大山に葆し、（六）東して越を攻め、三江五湖を濟りて、之を會稽に葆し、九夷の國、賓服せざる莫し。是に於て退きて（七）孤を賞し、羣萌に施舍する能はず、自ら其の力を恃み。其功に伐り、其智を譽め、敎に怠り、遂に姑蘇の臺を築き、七年にして成らず。此の若きに及びて、（八）吳離罷の心あり。越王句踐、

萬人食此。若醫四五人得利焉。猶謂之非行藥也。故孝子不以食其親。忠臣不以食其君。

古者封國於天下。尙者以耳之所聞。近者以目之所見。以攻戰亡者。不可勝數。何以知其然也。東方有莒之國者。其爲國甚小。閒於大國之閒。不敬事於大。大國亦弗之從而愛利。是以東者越人夾削其壤地。西者齊人兼而有之。計莒之

古者國を天下に封ずるに、上は耳の聞く所を以てし、近き者は目の見る所を以てするに、攻戰を以て亡ぶる者、勝げて數ふ可からず。何を以て其然るを知るや。東方に莒の國あり、其の國たる甚だ小にして、大國の間に間し(一)、大に敬事せず、大國も亦之を從つて愛利せず。是を以て東は越人其の壤地を夾削し(二)、西は齊人兼て之を有せり。莒の齊越の間に亡ぶる所以の者を計るに、是の攻戰を以てなり。南は陳蔡の其の吳越の間に亡ぶる所以の者と雖も、亦攻戰を以てし、北は中山諸國の、其の燕代胡貊の間に亡ぶる所以の者と雖も、亦攻戰を以てなり。是故に子墨子言つて曰く、古者の王公大人、情(三)得るを欲して失ふを惡み、安きを欲して危きを惡む。故に攻戰に當りては、非とせざる可からず。

(一) 大國の間にはさまれり (二) 其の土地をせばめ削る、夾は狹なり (三) 其情に於て何人も得るを欲し失ふを惡むものなるが攻戰は一方は得るも一方は失ふを免れず故に非とせざる可からず

曰。南則荊呉之王。北則齊晉之君。始封二於天下一之時。其土之方。未ㇾ至ㇾ有二數百里一也。人徒之衆。未ㇾ至ㇾ有二數十萬人一也。以二攻戰之故一。土地之博。至ㇾ有二數千里一也。人徒之衆。至ㇾ有二數百萬人一。故當二攻戰一而不ㇾ可ㇾ爲也。子墨子言曰。雖二四五國則得一ㇾ利焉。猶謂二之非一ㇾ行ㇾ道也。譬若三醫之藥二人之有ㇾ病者一然。今有ㇾ醫二於此一。和二合其祝藥一之二于天下之有ㇾ病者一而藥ㇾ之。

るゝの時、其の土の方、未だ數百里あるに至らず。人徒の衆、未だ數十萬人あるに至らざるなり。(二)攻戰の故を以て、土地の博きこと、數千里あるに至り、人徒の衆、數百萬人あるに至る。故に攻戰に當りては、爲す可からざるなり。子墨子言つて曰く、四五國は利を得と雖も、猶ほ之を道を行ふに非ずと謂はん。譬へば醫の人の病ある者を藥するが若く然り。今此に醫あらん、其(三)祝藥を和合して、天下の病ある者に之きて之を藥し、萬人此れを食し、若し四五人を醫し利を得るも、猶ほ之を藥を行ふに非ずと謂はん。故に孝子は以て其親に食せしめず、忠臣は以て其君に食せしめず。

(一) 攻戰を飾るとは其の事を理窟を附けて好く說くなり (二) 攻戰の故に土地を廣め人民を衆く得たるなれば攻戰の事は之を非とし論ずるを得ずとなり (三) 祝藥は調藥なるべし、此に醫者ありて天下多數の病者に服せしめ僅かに四五人を療治したればとて善く藥を用ひ醫道を全うしたとは云へぬと同じく、たとひ攻戰にて一二國は益を得るも其れにて攻戰を善とは云へぬなり

之多一。今攻二三里之城。七里之郭一。攻レ此不レ用レ鋭。且無レ殺。而徒得レ此然也。殺レ人多必數二於萬一。寡必數二於千一。然後三里之城。七里之郭。且可レ得也。今萬乘之國虛數二於千一。不レ勝二(而)入一。廣衍數二於萬一。不レ勝二(而)辟一。然則土地者所レ有レ餘也。王民者所レ不レ足也。今盡二王民之死一。嚴二下上之患一。以爭二虛城一。則是棄レ所レ不レ足。而重レ所レ有レ餘也。爲レ政若レ此。非二國之務一者也。

を殺すこと多きは必ず萬を數へ、寡きも必ず千を數ふ。然る後に三里の城、七里の郭、且つ得可きなり。今萬乘の國、(三)虛千を數ふるは入るに勝へず。(四)廣衍萬を數ふるは辟くに勝へず。然らば則ち土地は餘りある所にして、士民は足らざる所なり。今士民の死を盡し、(五)土地の患を嚴にして、以て虛城を爭ふことは、是れ(六)足らざる所を棄てて、餘りある所を重んずるなり。政を爲すこと此の若きは、國の務に非ざる者なり。

(一)言ふは勝つたとするも計り見れば何の得分もなし　(二)鋭兵も用ひず人を殺すこともなくしてたゞ取りならば益得ならん然らざれば損失あるのみ　(三)虛け城邑なり、城邑千もあるときは人を入れても之を滿たす能はず　(四)廣く明きたる土地萬もあらば之を開墾すること容易ならず　(五)土地を得んとて苦心し急くこと、嚴は急なり　(六)足らざる人民を粗末にし棄て去りて餘計な土地を取らんとするなり

飾二攻戰一者言

(一)攻戰を飾る者の言に曰く、南は荊呉の王、北は齊晉の君、始めて天下に封ぜら

折靡弊。而不レ反者。不レ可ニ勝數一。與其牛馬肥而往。瘠而反。往死亡而不レ反者。不レ可ニ勝數一。與其涂道之脩遠。糧食輟絶而不レ繼。百姓死者。不レ可ニ勝數一也。與其居處之不レ安。食飯之不レ時。飢飽之不レ節。百姓之道疾病而死者。不レ可ニ勝數一。喪レ師多不レ可ニ勝數一。喪レ師盡不レ可ニ勝計一。則是鬼神之喪ニ其主后一。亦不レ可ニ勝數一。國家發レ政。奪ニ民之用一。廢ニ民之利一。若レ此甚衆。然而何爲爲レ之。曰。我貪ニ伐勝之名及得之利一。故爲レ之。

飲の時ならざる、飢飽の節ならざる、百姓の道に疾病して死する者、勝げて數ふ可からず。師を喪ふ多きこと、勝げて數ふ可からず。師を喪ひ盡すこと、勝げて數ふ可からず。是れ鬼神の其の主后を喪ふこと(四)、亦勝げて數ふ可からず。國家政を發し、民の用を奪ひ、民の利を廢すること、此の若く甚だ衆し。然而れども何爲れぞ之を爲す。曰く、我伐勝の名及び得の利を貪る、故に之を爲す。

(一) 靡は大府劫は刀杷なり (二) やぶれくさりて役に立たざるに至る (三) 列を爲し巾容を盛にして往くも此等の器械乘車等終に碎折して反らざるもの多し (四) 軍に死する者多く家絶えて先祖を祀るべき后の主人を喪ふを言ふ

子墨子言曰。計ニ其所ニ自勝一。無レ所レ可レ用也。計ニ其所レ得。反不レ如ニ所レ喪者

子墨子言つて曰く、其の自ら勝つ所を計るに(一)、用ふ可き所なきなし。其の得る所を計るに、反つて喪ふ所の者の多きに如かず。今三里の城七里の郭を攻めんに、此れを攻むるに鋭を用ひず(二)、且殺すなくして、徒に此れを得ば然らん。人

墨子曰。古者有ㇾ語。謀而不ㇾ得。則以ㇾ往知ㇾ來。以ㇾ見知ㇾ隱。謀若ㇾ此可ㇾ得而知ㇾ矣。今師徒唯毋興起。冬行恐ㇾ寒。夏行恐ㇾ暑。此不ㇾ可下以二冬夏一爲上者也。春則廢二民耕稼樹藝一。秋則廢二民穫斂一。今唯毋廢二一時一。則百姓飢寒凍餒。而死者不ㇾ可二勝數一。

夏を以て爲す可からざる者なり。春は民の耕稼樹藝を廢し、秋は民の穫斂を廢す。(三)今唯毋一時を廢すれば、百姓飢寒凍餒してし、死する者、勝げて數ふ可からず。

(一) 今の王公大人も毀譽を明知し賞罰刑政宜を得て過失なからんを欲せざるに非ず、之を欲すれば下に言ふ所を考ふべし (二) 今軍を起すに四時氣節の何如を計るべし、冬は寒を恐れ夏は暑を恐る、故に冬夏は軍を起す可からず (三) 軍を起すに春は民の耕作を妨げ、秋は收穫を廢せしむ、然るときは百姓飢寒を免れず

今嘗計二軍上一。竹箭羽旄幄幕。甲盾撥劫。往而靡弊腑冷。不ㇾ反者不ㇾ可二勝數一。又與矛戟戈劍乘車。其列往碎

今嘗に軍の出づるを計るに、竹箭羽旄幄幕、甲盾撥劫、(一)往きて靡弊腑冷して反らざる者、勝げて數ふ可からず。又與び矛戟戈劍乘車、其れ列往し、(二)碎折靡弊して反らざる者、勝げて數ふ可からず。與び其の牛馬肥えて往き、瘠せて反り、往きて死亡して反らざる者、勝げて數ふ可からず。與び其の涂道の脩遠にして、糧食輟絕して繼がず、百姓死する者勝げて數ふ可からず。與び其の居處の安からざる、食

矣。少嘗レ苦曰レ苦。多嘗レ苦曰レ甘。則必以二此人一爲レ不レ知二甘苦之辯一矣。今小爲レ非。則知而非レ之。大爲レ非攻レ國。則不レ知二而非一從而譽レ之。謂二之義一。可レ爲レ知下義與二不義一之辯上乎。是以知下天下之君子也。辯二義與二不義一之亂上也。

て之を非とし、大いに非を爲し國を攻むれば、非とするを知らず。從つて之を譽め、之を義と謂ふ。〔此れ〕義と不義との辯を知ると爲ふ可き乎。是を以て天下の君子、義と不義とを辯ずることの亂るゝを知るなり。

(一) 言ふは天下の君子たちは義と不義とを見分けず、混同して居ると思ふとなり

非攻中第十八

子墨子言曰。古者王公大人。爲二政於國家一者。情欲三譽之審。賞罰之當。刑政之不二過失一。是故子

子墨子言つて曰く、今者王公大人、政を國家に爲す者、情に〔毀〕譽の審かに、賞罰の當り、刑政の過失あらざらんことを欲す。是故に子墨子曰く、古者語あり、謀りて得ざれば、往を以て來を知り、見を以て隱を知ると。謀此の若くにして得て知る可し。今師徒唯毋興起し、冬行は寒を恐れ、夏行は暑を恐る。此れ冬

謂ニ之不義一。

今至下大爲ニ不義一攻上レ國、則弗ニ之而非一。從而譽レ之。謂ニ之義一。情不レ知ニ其不義一也。故書ニ其言一。以遺ニ後世一。若知ニ其不義一也。夫奚說書ニ其不義一。以遺ニ後世一哉。

今大いに不義を爲して國を攻むるに至りては、之を非とせず、從つて之を譽め、之を義と謂ふ。情に其不義を知らざればなり。故に其言を書して以て後世に遺す、若し其不義を知らば、夫れ奚の說ありて、其不義を書して以て後に世遺さんや。

○其の言を書して後に遺すは不義と思はぬ故ならん若し不義と知らば決して其の不義を書して後に遺さゞるべし

今有レ人ニ於此一。少見レ黑曰レ黑。多見レ黑曰レ白。則以ニ此人一不レ知ニ白黑之辯一

今此に人あり、少しく黑を見て黑と曰ひ、多く黑を見て白と曰はば、此人を以て白黑の辯を知らずとせん。少しく苦を嘗めて苦と曰ひ、多く苦を嘗めて甘と曰はば、必ず此の人を以て甘苦の辯を知らずと爲さん。今少しく非を爲せば、知つ

廐。取人馬牛者。其不仁義。又甚攘人犬豕雞豚。此何故也。以其虧人愈多。苟虧人愈多。其不仁茲甚。罪益厚。至殺不辜人也。扡其衣裘。取戈劍者。其不義又甚入人欄廐。取人馬牛。此何故也。以其虧人愈多。苟虧人愈多。其不仁茲甚矣。罪益厚。當此天下之君子。皆知而非之。謂之不義。

多きを以てなり。苟も人を虧く愈〻多ければ、其の不仁茲〻甚しく、罪益〻厚し。此れに當つて天下の君子、皆知つて之を非とし、之を不義と謂ふ。

㊀ 果を樹うるを園といひ、菜を植うるを圃といふ

今至大爲攻國。則弗知非。從而譽之。謂之義。此可謂知義與不義之別乎。殺一人。謂之不義。必有一死罪矣。若以此說往。殺十人十重不義。必有十死罪矣。殺百人百重不義。必有百死罪矣。當此天下之君子。皆知而非之。

今大いに國を攻むるを爲す至りては、非とするを知らず。從つて之を譽め、之を義と謂ふ。此れ義と不義との別を知ると謂ふ可き乎。一人を殺す之を不義と謂ふ、必ず一死罪あらん。若し此說を以て往かば、十人を殺さば不義を十重す、必ず十死罪あらん。百人を殺さば不義を百重す、必ず百死罪あらん。此れに當りて天下の君子、皆知つて之を非とし、之を不義と謂ふ。

㊀ 推論すれば

今有下一人入二人園圃一竊中其桃李上。衆聞則非レ之。上爲レ政者。得則罰レ之。此何也。以二虧レ人自利一也。至下攘二人犬豕鷄豚一者上。其不義又甚下入二人園圃一。竊中桃李上。是何故也。以二虧レ人愈多一。其不仁玆甚。罪益厚。至下入二人欄

巻之五

非攻上第十七

大意言ふ人の家國を攻むるは此れ盜の大なるもの然るに小物を盜むは盜といひ家國を奪ふは盜とせざるは何ぞ此れ我が攻を非とする所以なりと

今一人の人の園圃に入りて、其桃李を竊むことあらば、衆聞きて之を非とし、上政を爲す者得て之を罰せん。此れ何ぞや、人を虧きて自ら利するを以てなり。人の犬豕鷄豚を攘む者に至りては、其の不義、又人の園圃に入りて、桃李を竊むより甚し。是れ何の故ぞや、人を虧く愈〻多きを以て、其不仁玆〻甚しく、罪益〻厚し。人の欄廐に入り、人の馬牛を取る者に至りては、其の不仁義たる、又人の犬豕鷄豚を攘むより甚し。此れ何の故ぞや。其の人を虧くこと愈〻多きを以てなり。苟も人を虧くこと愈〻多ければ、其の不仁玆〻甚しく、罪益〻厚し。不辜の人を殺し、其の衣裘を拕ひ、戈劍を取る者に至つては、其の不義又人の欄廐に入り、人の馬牛を取るより甚し。此れ何の故ぞや、其の人を虧くこと愈〻

也。故君子莫レ若ニ審レ兼而而務行ヒ之。爲ニ人君一必惠。爲ニ人臣一必忠。爲ニ人父一必慈。爲ニ人子一必孝。爲ニ人兄一必友。爲ニ人弟一必悌。故君子若欲レ爲ニ惠君忠臣。慈父孝子。友兄悌弟。當ニ若兼之不ヒ可レ不レ行也。此聖王之道。而萬民之大利也。

になりては必ず孝、人の兄と爲りては必ず友㊁ノの弟となりては必ず悌たらん。故に君子若し惠君忠臣慈父孝子友兄悌弟たらんと欲せば、兼の行はざる可からざる當若は、此れ聖王の道にして、萬民の大利なり。

㊀ 其の道理を明かに究めてなり ㊁ 友とは兄たる道を盡し其の弟を愛するなり

移也。何故也。即求三以鄕二其上一也。

今若二夫兼相愛利一。此其有レ利。且易レ爲也。不レ可二勝計一也。我以爲則無レ有二上說レ之者一而已矣。苟有二上說レ之者一。勸レ之以二賞譽一。威レ之以二刑罰一。我以爲人之於レ就二兼相愛。交相利一也。譬レ之猶二火之就レ上。水之就ヒ下也。不レ可三防二止於天下一。

今夫の兼て相愛し、〔交〻相〕利するが若きは、此れ其の利あり、且爲し易きと、勝げて計ふ可からざるなり。我以爲へらく、則ち上の之を說ぶ者あるなきのみ。苟も上に之を說ぶ者あり、之を勸むるに賞譽を以てし、之を威すに刑罰を以てせば、我以爲へらく、人の兼ねて相愛し、交〻相利するに就くに於て、之を譬ふるに、猶ほ火の上に就き、水の下に就くがごとく、天下に防止すべからざらんと。

(一)其の勢の自然なるをいふ

故兼者聖王之道也。王公大人之所二以安一也。萬民衣食之所二以足一

故に兼なる者は聖王の道なり。王公大人の安んずる所以なり。萬民衣食の足る所以なり。故に君子は兼を審にして、務めて之を行ふに若くは莫し。人の君と爲りては必ず惠、人の臣となりては必ず忠、人の父と爲りては必ず慈、人の子

其難ㇾ爲也。然後爲ㇾ之越王說ㇾ之。未ㇾ踰二於世一而民可ㇾ移也。卽求三以鄕二上也。

昔者晉文公好二苴服一。當二文公之時一。晉國之士。大布之衣。牂羊之裘。練帛之冠。且苴之屨。入見二文公一。出以踐二之朝一。故苴服爲二其難ㇾ爲也。然後爲而文公說ㇾ之。未ㇾ踰二於世一而民可ㇾ移也。卽求三以鄕二其上一也。

昔者晉の文公、苴服を好む。文公の時に當りて、晉國の士、大布の衣、牂羊の裘、練帛の冠、且苴の屨、入りて文公に見え、出でて以て之を朝に踐む。故に苴服は其の爲し難きを爲すなり。然も後に爲して文公之を說ぶ。未だ世を踰えずして民移す可きは、卽ち以て其の上に鄕はんことを求むればなり。

(一) 苴は粗なり、惡衣を言ふ　(二) 牂羊の裘練帛の冠云々の解は中篇にあり

是故約ㇾ食焚ㇾ舟苴服。此天下之至難ㇾ爲也。然後爲而上說ㇾ之。未ㇾ踰二於世一而民可ㇾ

是故に、食を約し舟を焚き苴服するは、此れ天下の至りて爲し難きことなり。然も後に爲して上之を說び、未だ世を踰えずして民移す可きは何の故ぞや。卽ち以て其上に鄕はんことを求むればなり。

(一) 迎合すること

後爲而靈王說レ之。未レ踰二於世一。而民可レ移也。卽求三以鄕二其上一也。

昔者越王句踐好レ勇。教二其士臣一三年。以二其知一爲レ未レ足二以知一レ之也。焚レ舟失レ火。鼓而進レ之。其士偃二前列一。伏二水火一而死有レ不レ可二勝數一也。當二此之時一。不レ鼓而不レ退也。越國之士可レ謂レ顚矣。故焚レ身爲二

れは人に取りて甚だ爲し難きことをなすなり (五) 飯一を踰えざる如き苦行を經て然る後始て小腰となるの目的を爲し遂げて王の悦を得るなり (六) 未だ一世をかえきらぬ中に民の風俗かはりて細腰を好むことゝなる (七) 上の人の意に從はんことを求むる故なり

昔者越王句踐勇を好み、其の士臣を教ふること三年、(一)其の知を以て未だ以て之を知るに足らずと爲すや、舟を焚き(二)火を失ひ、鼓して之を進む。其士前列に偃れ、水火に伏して死するもの勝げて數ふ可からず。(三)此の時に當り、鼓せざるも退かず。越國の士は顚(四)すと謂つ可し。故に身を焚くは、其の爲し難きを爲すなり。然も後に之を爲して越王之を說ぶ。未だ世を踰えずして、民移す可きは、卽ち以て上に鄕はんことを求むればなり。

(一) 言ふは己れの知る所を以て未だ士臣の訓練充分なりや否やを知るべからずと思ひ (二) 舟を焚き云々は此くして士臣の勇氣を試みしに果して水火の中に入りて恐れざるに至れりとなり (三) 此時に當りてはたとひ鼓して進めざるも士皆進て退かずとなり (四) 顚は一旦は水火を見て恐れたるをいふ

王之所レ書。大雅之所レ道曰。無レ言而不レ讐。無レ德而不レ報。投レ我以レ桃。報レ之以レ李。卽此言下愛レ人者必見レ愛也。而惡レ人者必見上レ惡也。不レ識天下之士。所ニ以皆聞レ愛而非レ之者。其故何也。意以爲ニ難而不レ可レ爲邪。嘗有ニ難ニ此而可レ爲者。

ざるとなく、德として報いざることなし。我に投ずるに桃を以てせば、之に報ずるに李を以てせんと。卽ち此れ人を愛する者は、必ず愛せられ、人を惡む者は、必ず惡まるゝを言ふなり。識らず天下の士、皆兼を聞きて之を非とする所の者は其故何んぞや。意ふに以て難くして爲す可からずと爲すか。嘗て此れより難くして爲す可きものあり。

（一）詩經大雅抑の篇の辭、善行善言ともに其の應報あり、然れば人を愛する者は人も亦之を愛するものなり

昔荊靈王好ニ小要一。當ニ靈王之身一。荊國之士飯不レ踰ニ乎一一。固據而後興。扶レ垣而後行。故約食爲ニ其難レ爲也。然

昔荊の靈王、小要（一）を好む。靈王（二）の身に當りて、荊國の士、飯一を踰えず、固く（三）據りて而る後に興ち、垣に扶りて而る後に行く。故に約食（四）は其の爲し難きを爲すなり。然も後に爲して（五）靈王之を說ぶ。未だ（六）世を踰えずして民移す可きなり。卽ち以て其上に鄕はんことを求むればなり（七）。

（一）要は腰に同じ　（二）靈王の時に於て　（三）シツカリト杖柱に據りて立つ　（四）約食とは食物を減殺するなり此

利其親ㇾ與。意欲三人之惡二賊其親一與。以ㇾ說觀ㇾ之。卽欲三人之愛二利其親一也。然卽吾惡先從ㇾ事卽得ㇾ此。若我先從三事乎愛二利人之親一。然後人報ㇾ我。以ㇾ愛二利吾親一乎。意我先從三事乎惡二人之親一。然後人報ㇾ我。以三愛二利吾親一乎。卽必吾先從三事乎愛二利人之親一。然後人報ㇾ我。以三愛二利吾親一也。然卽之交孝子者。果不ㇾ得ㇾ已乎。毋ㇾ先從三事愛二利人之親者一與。意以二天下孝子一爲ㇾ遇。而不ㇾ足二以爲ㇾ正乎。

て、然る後に人我に報ずるに吾親を愛利することを以てせんか。即ち必ず吾先づ人の親を愛利するに從事して、然して後に人我に報ずるに、吾親を愛利することを以てせん。然らば即ち之の交(四)〔兼愛することは〕、孝子たる者果して已むを得ざる乎。先づ人の親なる者を愛利することに從事する毋らん與、意ゝ天下の孝子を以て遇と爲して、以て正と爲すに足らずとするか。

(一) 兼を爲すは親の利にならずして孝の行に妨げありとするかと問ひ、次の答を以て其の然らざるを說明す (二) 親の爲に度ることに就て原ねんとなり (三) 世間人の子たる者の持說に因て考ふるにとなり (四) 前言ふ如く人をして我親を愛利せしめんとせば先づ人の親を愛せざる可らず、然れば交々相愛するといふことは孝子の已むを得ざる所行と謂ふ可き乎となり

姑嘗本二原先

姑く嘗に〔之を〕先王の所書、(一)大雅の道ふ所に本原ぬるに曰く、言として讐い

人之所ㇾ親。若吾言非ㇾ語ㇾ道之謂一也。古者文武爲ㇾ正。均ㇾ分。賞ㇾ賢罰ㇾ暴。勿ㇾ有ニ親戚弟兄之所ㇾ阿。即此文武兼也。雖ニ子墨子之所ㇾ謂兼者。於ニ文武一取ㇾ法焉。不ㇾ識天下之人。所ニ以皆聞ㇾ兼而非ㇾ之者。其故何也。

其故何ぞや。

(一) 周詩といふは、今の書經の洪範篇の辭なり、此の辭の意は王者の政道は公平にして偏せざるをいふ (二) 公平均一なるをいふ

然而天下之非ㇾ兼者之言。猶未ㇾ止。曰意不ㇾ忠ニ親之利一而害ㇾ爲ㇾ孝乎。子墨子曰。姑嘗本ニ原之孝子之爲ㇾ親度者ニ。吾不ㇾ識孝子之爲ㇾ親度者。亦欲ニ人愛ニ

然れども天下の兼を非とする者の言、猶ほ未だ止まず。曰く(一)意ゝ親の利に忠らずして、孝を爲すに害ありとするか。子墨子曰く、姑く嘗に之を孝子の親の爲に度る者に本原せんに、吾識らず、孝子の親の爲に度る者は、亦人の其親を愛利することを欲する(二)與、意ゝ人の其親を惡賊することを欲する與。(三)説を以て之を觀れば、即ち人の其親を愛利せんことを欲するなり。然らば即ち吾惡くにか先づ事に從うて即ち此を得ん。若し我先づ人の親を愛利することに從事して、然して後、人我に報ずるに吾親を愛利することを以てせんか、意ゝ我先づ人の親を惡むに從事し

履。未レ知レ得二罪
于上下一。有レ善
不二敢蔽一。有レ罪
不二敢赦一。簡在二
帝心一。萬方有レ
罪。卽當二朕身一。
朕身有レ罪。無レ
及二萬方一。卽此言下湯貴爲二天子一。富有二天下一。然且不三憚下以レ身爲二犧牲一。以祠中說于上帝鬼神上。卽此
湯兼也。雖二子墨子之所レ謂兼者一。於レ湯取レ法焉。

つも、然も且身を以て犧牲と爲し、以て上帝鬼神を祀祝することを憚らざるを言ふ。卽ち此れ湯の兼なり。子墨子の所謂兼なる者と雖も、湯に於て法を取る。

(一) 湯說は書經湯誥の篇の辭なり (二) 玄牡は黑色の牡牛皇天后土を祭るに用ふる犧牲なり夏の代には黑色を尙ぶ湯は尙其の禮を變ぜざるなり (三) 言ふは過失なきことを務むれども不肖の身罪を得たるや否や知る可からず (四) 善を明し罪を赦さゞる等公平に所置する心なるも或は過失あるも知れず此の事一に上天神后の簡閱に任すとなり

且不下惟誓命
與二湯說一爲上レ然。
周詩卽亦猶レ
是也。周詩曰。
王道蕩蕩。不レ
偏不レ黨。王道
平平。不レ黨不レ
偏。其直若レ矢。
其易若レ底。君
子之所レ履。小

且惟誓命と湯說とを然りと爲すのみならず、周詩も卽ち亦猶ほ是のごとし。周詩に(一)曰く、王道蕩蕩、偏せず黨せず。王道平平、黨せず偏せず。其の直きこと矢の若く、其の易なること底の若く、君子の履む所、小人の視る所と。若は吾言は道を語るの謂に非ずや。古者文武政を爲し、分を均しくし、賢を賞し暴を罰し、親戚弟兄に阿る所ある勿し。卽ち此れ文武の兼なり。(二)子墨子の所謂兼なる者と雖も、文武に於て法を取る。識らず天下の人、皆兼を聞きて之を非とする所以の者

非ニ惟小子敢行レ稱レ亂。蠢玆有苗。用ニ天之罰ニ。若予既率ニ爾群對諸群ー。以征ニ有苗ー。禹之征ニ有苗ー也。非下以求ニ以重ニ富貴ー。干ニ福祿ー。樂中耳目上也。以求下興ニ天下之利ー。除中天下之害上。即此禹兼也。雖ニ子墨子之所レ謂兼者ー。於レ禹求焉。

征するや、以て富貴を重ね、福祿を干め、耳目を樂ましむることを求むるに非ざるなり。以て天下の利を興し、天下の害を除かんことを求む。即ち此れ禹の兼なり。子墨子の所謂兼なる者と雖も、禹に於て法を取る。

（一）禹誓は書經の禹謨の篇なり、禹の有衆に誓ひし辭なるにより此には禹誓といふ　（二）玆の有苗に向て天罰を行ふとなり　（三）群諸后なり

且不ニ惟禹誓爲レ然。雖ニ湯說ー即亦猶レ是也。湯曰。惟予小子履。敢用ニ玄牡ー。告ニ於上天后ー。曰。今天大旱。即當ニ朕身

且惟禹誓を然りと爲すのみならず、湯說と雖も即ち亦猶是のごときなり。湯曰く、惟予小子履、敢て玄牡を用ひて、上天〔神〕后に告ぐ。曰く、今天大いに旱す、即ち朕身履に當る。未だ罪を上下に得るを知らず。善あらば敢て蔽はず、罪あらば敢て赦さず。簡ぶこと帝の心に在り。萬方罪あらば、即ち朕が身に當る、朕が身罪あらば、萬方に及ぼすことなけんと。即ち此れ湯は貴きこと天子たり、富天下を有

挈二泰山一以超二江河一。自レ古之及レ今。生民而來。未二嘗有一也。今若二夫兼相愛。交相利一。此自二先聖六王一者親行レ之。何知二先聖六王之親行一レ之也。子墨子曰。吾非下與レ之並レ世同レ時。親聞二其聲一見中其色上也。以乙其所下書二於竹帛一。鏤二於金石一。琢二於槃盂一。傳中遺後世子孫上者甲知レ之。泰誓曰。文王若レ日若レ月。乍照二光於四方於西土一。即此言下文王之兼二愛天下一之博大上也。譬下之日月兼二照天下一之無上レ有レ私也。即此文王兼也。雖二子墨子之所レ謂兼者一。於二文王一取レ法焉。

金石に鏤め、槃盂(二)に琢し、後世子孫に傳遺せる所の者を以て之を知る。(三)泰誓に曰く、文王は日の若く月の若く、乍ち四方に西土に照光すと。即ち此れ文王の天下を兼愛するの博大なるを言うて、之を日月の天下を兼照するの私あるなきに譬ふるなり。即ち此れ文王の兼なり。子墨子の所謂兼なる者と雖も、文王に於て法を取る。

(一) 禹、湯、文、武の四王なり　(二) 槃盂は食器なり、琢はほり付くるなり　(三) 泰誓は書經篇名、其下篇に惟我文考若日月之照臨光于四方顯于西土云々此れと文を異にするも意は同じ

且不二惟泰誓一爲レ然。雖二禹誓一即亦猶是也。禹曰。濟濟有衆。咸聽二朕言一。

且惟泰誓を然りと爲すのみならず、禹誓(一)と雖も即ち亦猶ほ是のごとし。禹曰く、濟濟たる有衆、咸朕言を聽け。惟れ小子敢て亂を稱るを行ふに非ず。蠢たる玆の有苗(二)天の罰を用ふ。若に予既に爾羣封の諸群(三)を率ゐて以て有苗を征すと。禹の有苗を

以爲當ニ其於レ此也。天下無ニ愚夫愚婦、雖レ非ニ兼君一、必從ニ兼君一是也。言而非レ兼、擇即取レ兼。此言行拂也。不レ識天下所ニ以皆聞レ兼而非ヒ之者、其故何也。

の者は、其故何ぞや。

(一) 疲病なり (二) 凍え餒うるなり

然而天下之士、非レ兼者之言也、猶未レ止也。曰、兼即仁矣義矣。雖レ然、豈可レ爲哉。吾譬ニ兼之不ヒレ可レ爲也、猶下挈ニ泰山一以超中江河上也。故兼者直願レ之也。夫豈可レ爲之物哉。子墨子曰、夫

然而れども天下の士、兼を非とする者の言、猶ほ未だ止まざるなり。曰く、兼は即ち仁なり義なり。然りと雖も、豈爲す可けんや。吾兼の爲す可からざるを譬へんに、猶ほ泰山を挈げて、以て江河を超ゆるがごときなり。故に兼なる者は、直に之を願ふのみ、夫れ豈爲す可きの物ならんやと。子墨子曰く、夫れ泰山を挈げて、以て江河を超ゆるは、古より今に及ぶまで、生民而來、未だ嘗て有らざるなり。今夫の兼て相愛し、交々相利するが若きは、此れ先聖四王(一)者より、親ら之を行へり。何ぞ〔以て〕先聖四王の親ら之を行ひしを知るや。子墨子曰く、吾之と世を並べ時を同じくして、親ら其聲を聞き、其色を見しに非ざるなり。其の竹帛に書し、

然後可以爲明君於天下。是故退睹其萬民。飢卽食之。寒卽衣之。疾病侍養之。死喪葬埋之。兼君之言若此。行若此。然卽交若之二君者。言相非而行相反與。常使若二君者言必信。行必果。使言行之合猶合符節也。無言而不行也。

行此の若し。然らば卽ち交〻〔兼ね交〻別つ〕之の二君の若き者、言相非にして行相反する與。常に若の二君者をして、言必ず信、行必ず果ならしめ、言行の合ふと、猶ほ符節を合すがごとくならしめば、言として行はれざることなからん。

● 此の二君は、其の言固より相異なり、其の行も相反して居るか無論相反せり、然らば二君をして各其の言の如く行はしむること符節を合はすが如くせしめば其の結果知るべきのみ云々

然卽敢問。今歲有癘疫。萬民多有勤苦凍餒轉死溝壑中者。既已衆矣。不識將擇之二君者。將何從也。我

然らば卽ち敢て問はん。今歲癘疫あり、萬民多く勤苦凍餒、溝壑の中に轉死する者有り。既已に衆し。識らず之の二君者を擇ばんとするに、將に何に從はんとするか。我以爲ふに、其の此れに於けるに當りてや、天下愚夫愚婦となく、兼君を非とするものと雖も、必ず兼君に從ふを是とせん。言には兼を非とし、擇ぶには卽ち兼を取る。此れ言行拂るなり。識らず天下皆兼を聞いて之を非とする所以

故別君之言。吾惡能爲二吾萬民之身一。爲二吾身一。此泰非二天下之情一也。人之生二乎地上一之無二幾何一也。譬之猶二駟馳而過一レ郤也。是故退睹二其萬民一。飢卽不レ食。寒卽不レ衣。疾病不二侍養一。死喪不二葬埋一。別君之言若レ此。行若レ此。

に非ざるなり。人の（二）地上に生することの幾何も無きなり、之を譬ふるに、猶ほ駟の馳せて郤を過ぐるがごときなり。是故に退いて其萬民を睹るに、飢うるも卽ち食せしめず、寒ゆるも卽ち衣せしめず。疾病にも侍養せず、死葬にも葬埋せず。別君の言此の若く、行此の若し。

（一）假りに此に二君ありとし其の一君を兼の事を行ふものとし、他の一君を別を執るものとせん　（二）人の此の世に生存すること幾何もなく實に駟馬の隙を過ぐる如く迅速にして短きものなり、然るを何の暇ありて心力を盡くして萬民の爲にすることを得んや

兼君之言不レ然。行亦不レ然。曰。吾聞爲二明君於天下一者。必先二萬民之身一。後レ爲二其身一。

兼君の言は然らず、行も亦然らず。曰く、吾聞く天下に明君たる者は、必ず萬民の身を先にし、其身の爲にすることを後にす。然して後に以て天下に明君たる可しと。是故に退きて其萬民を睹るに、飢うれば卽ち之に食せしめ、寒ゆれば卽ち之に衣せしめ、疾病には之を侍養し、死喪には之を葬埋す。兼君の言此の若く、

不レ識將下惡也二家室一。奉二承親戚一。提挈妻子一。而寄中託之上。不レ識於二兼之有レ是乎。於二別之有レ是乎哉。以爲當三其於レ此也。天下無二愚夫愚婦一。雖二非レ兼之人一。必寄二託之於兼之有レ是也。此言而非レ兼。擇卽取レ兼。卽此言行拂也。不レ識天下之士。所三以皆聞レ兼而非レ之者。其故何也。然而天下之士。非レ兼者之言。猶未レ止也。曰。意可三以擇レ士。而不レ可三以擇レ君(子)

し、擇ぶは卽ち兼を取る。卽ち此れ言行拂るなり。識らず天下の士、皆兼を聞きて之を非とする所以の者は、其故何ぞや。然而れども、天下の士兼を非とする者の言、猶ほ未だ止まざるなり。曰く意ふに以て士を擇ぶ可くして君を擇ぶ可からずと。(六)

㊀ 生か死か何れになりとも知れず ㊁ 無事に往來し得るや否や知るべからず ㊂ 何如なる者に家族親戚を託すべきや ㊃ 親戚を擧承云々は父母又は家の尊者に對していふ ㊄ 其の家族等を衆を是とする人に託するや又は別を是とする人に託するや、何如なる人も必ずや兼を是とする人に依賴せん ㊅ 兼愛の事は士には行はるべきも此を以て君主たる者に强ひて合はしむ可らずと

姑嘗兩而進レ之。誰以爲二二君一。使二其一君者執レ兼。使二一君者執レ別。是

姑く嘗に兩にして之を進めん。誰か以て(一)二君ありと爲し、其一君者をして兼を執らしめ、一君者をして別を執らしめん。是故に別君の言に曰く、吾惡んぞ能く吾萬民の身の爲にすること吾身の爲にするがごとくせん。此れ泰だ天下の情

後可以爲高士於天下。是故退睹其友。飢則食之。寒則衣之。疾病侍養之。死喪葬埋之。兼士之言若此。行若此。若之二士者。言相非而行相反與。當使若二士者。言必信。行必果。使言行之合猶合符節也。無言而不行也。

して、行相反せん與、若し若の二士者をして、言必ず信、行必ず果ならしめば、言行の合ふこと、猶ほ符節を合すがごとからしめ、言として行はれざるなからん。

●兼愛者なり

然即敢問。今有平原廣野於此。被甲嬰冑將往戰。死生之權未可識也。又有君大夫之遠使於巴越齊荊。往來及否未可識也。然即敢問。

然らば即ち敢て問はん、今此に平原廣野あらんに、甲を被り冑を嬰び、將に往きて戰はんとす。死生の權、未だ識る可からざるなり。又君大夫の遠く巴越齊荊に使せしむるあらんに、往來及ぶや否や、未だ識る可からざるなり。然らば即ち敢て問はん、識らず將に惡くに家室を託し、親戚を奉承し、妻子を提挈して、之を寄託せんとするか。識らず兼之れ是とするあるに於てするか、別に之を是とするあるに於てするか。以爲ふに其の此に於けるに當りては、天下愚夫愚婦となく、兼を非とするの人と雖も、必ず之を兼の是とすることあるに寄託せん。此れ言には兼を非と

之。誰以爲二士。使其一士者執別。使其一士者執兼。是故別士之言曰。吾豈能爲吾友之身。若爲吾身。爲吾友之親。若爲吾親。是故退睹其友。飢即不食。寒即不衣。疾病不侍養。死喪不葬埋。別士之言若此。行若此。

別を執らしめ、其一士者をして兼を執らしめん。是故に別士の言に曰く、吾豈能く吾友の身の爲にすること、吾身の爲にするが若く、吾友の親の爲にすること、吾親の爲にするが若くせんやと。是故に退きて其友を睹るに、飢うるも即ち食せしめず、寒ゆるも即ち衣せしめず、疾病にも侍養せず、死喪にも葬埋せず。別士の言此の若く、行此の若し。

(一) 兼と別との兩者を相對比して觀るなり

兼士之言不然。行亦不然。曰。吾聞爲高士於天下者。必爲其友之身。若爲其身。爲其友之親。若爲其親。然

(一)兼士の言は然らず。行も亦然らず。曰く、吾聞く天下に高士たる者は、必ず其友の身の爲にすること、其身の爲にするが若くし、其友の親の爲にすること、其親の爲にするが若くし、然る後に以て天下に高士たる可しと。是故に退きて其友を睹るに、飢うれば之に食せしめ、寒ゆれば之に衣せしめ、疾病には之を侍養し、死喪には之を葬埋す。兼士の言此の若く、行此の若し。之二者の若く、言相非に

以ㇾ兼爲ㇾ正。是故以聽耳明目。相爲視聽乎。是以股肱畢强。相爲動宰乎。而有道肆相敎誨。是以老而無ニ妻子一者。有ㇾ所ニ侍養一以終ニ其壽一。幼弱孤童之無ニ父母一者。有ㇾ所ニ放依一以長ニ其身一。令唯毋以ㇾ兼爲ㇾ正。卽若其利也。不ㇾ識天下之士。所ニ以皆聞ㇾ兼而非一者。其故何也。然而天下之士。非ㇾ兼者之言猶未ㇾ止也。曰卽善矣。雖ㇾ然豈可ㇾ用哉。子墨子曰。用而不ㇾ可。雖哉亦將ㇾ非ㇾ之。且焉有ニ善而不ㇾ可ㇾ用者一。

所ありて、其壽を終へ、幼弱孤童の父母なき者は、放依する所ありて、以て其身を長ず。今唯毋兼を以て正と爲すときは、卽若其れ利なり。識らず天下の士、兼を皆兼を聞きて、非とする所以の者は、其の故何ぞや。然而れども天下の士、非とする者の言、猶は未だ止まざるなり。曰く、卽ち善し。然りと雖も、豈用ふ可けん哉と。子墨子曰く、用ひて可ならざれば、我と雖も亦將に之を非とせんす。且焉んぞ善にして用ふ可からざるものあらん。

㊀ 肩股運ぶる如き道理に依るなり　㊁ 其の方法を求めばなり　㊂ 聰明のもの相互に視聽して相利せんか　㊃ 強健なるものは亦相互に其力を協せて働かんか　㊄ 有道のものは相互に敎誨せんか此の如く兼愛の道弘まるときは下に言ふ所の益あるなり

姑嘗兩而進ㇾ

姑く嘗に兩(一)にして之を進めん。誰か以て二士ありと爲し、其の一士者をして

曰ㇾ非ㇾ然也。必曰下從二愛ㇾ人利ㇾ人生上。分二名乎天下愛ㇾ人而利ㇾ人者一。別與兼與。卽必曰二兼也一。然卽之交兼者。果生二天下之大利一者與。是故子墨子曰。兼是也。且鄉吾本言曰。仁人之是者。必務求下興二天下之利一。除中天下之害上。今吾本二原兼之所ㇾ生。天下之大利者。吾本二原別之所ㇾ生。天下之大害者也。

者を分名せん。別與兼與と。卽ち必ず兼也と曰はん。然らば卽ち之の交〻兼ぬる者は、果して天下の大利を生ずる者與。是故に子墨子曰く、兼は是なり。且鄉の(一)吾が本言に曰く、仁人の事は必ず務めて天下の利を興し、天下の害を除かんことを求むと。今吾兼の生ずる所を本原ぬるに、天下の大利なる者なり。吾別の生ずる所を本原るに、天下の大害なる者なり。

(一) 前に我が持論として述べたる所

是故子墨子曰。別非而兼是者。出二乎若方一也。今吾將二正求下與二天下之利一而取ㇾ之。

是故に子墨子曰く、別は非にして、而して兼は是といふものは、若の方に出づる(一)なり。今吾將に正に天下の利を興して、之を取ることを求めんとせば、兼を以て正と爲す。(二)是の故を以て聰耳明目、相爲に視聽せん乎。(三)是を以て股肱畢強、相爲に動擧せん乎。(四)有道は肆めて相教誨せん。(五)是を以て老いて妻子なき者、侍養する

以易レ別之故何也。曰。藉爲二人之國一。若レ爲二其國一。夫誰獨擧二其國一以攻二人之國一者哉。爲レ彼者由レ爲レ己也。爲二人之都一若レ爲二其都一。夫誰獨擧二其都一以伐二人之都一者哉。爲二彼猶レ爲レ己也。爲レ人之家一。若レ爲二其家一。夫誰獨擧二其家一以亂二人之家一者哉。爲レ彼猶レ爲レ己也。然即國都不二相攻伐一。人家不二相亂賊一。此天下之害與。天下之利與。即必曰二天下之利也一。

の爲にすること、其都の爲にするが若くならば、夫れ誰か獨り其都を擧げて、以て人の都を伐つ者あらんや。彼れの爲にすることは、猶ほ己が爲にするがごとくなればなり。人の家の爲にすることは、其家の爲めにするが若くならば、夫れ誰か獨り其家を擧げて以て人の家を亂す者あらんや。彼の爲めにする猶ほ己が爲にするがごときなり。然らば即ち國都相攻伐せず、人家相亂賊せず、此れ天下の害與、天下の利與。即ち必ず天下の利なりと曰はん。

一 其の國の力を盡くしてなり、以下都を擧げてといふも同意なり　一 諸侯の子弟の封邑

姑嘗本二原若衆利之所一レ自生。此胡自生。此自二惡レ人賊レ人生與。即必

姑く嘗に若く衆利の自りて生ずる所を本原るに、此れ胡に自りて生ずるか。此れ人を惡み人を賊ふによりて生ずる與。即ち必ず然るに非ざるなりと曰ひ、必ず人を愛し人を利するより生ずと曰はん。天下の人を愛して、人を利する

衆害之所レ自。此胡自生。此自二愛レ人利一レ人生與。即必曰。非レ然也。必曰下從二惡レ人賊一レ人生上。分二名乎天下惡レ人而賊レ人者一。兼與別與。即必曰二別也一。然即之交別者。果生二天下之大害一者與。是故別非也。

か、此れ人を愛し人を利するによりて生ずる與。即ち必ず曰はん、然るに非ざるなり。必ず人を惡み人を賊ふより生ずと曰はん。天下の人を惡みて、而して人を(一)賊ふ者を分名せんに、兼か別か、即ち必ず別なりと曰はん。然らば即ち之の交〻(二)別つ者は、果して天下の大害を生ずる者なるか。是故に別は非なり。

(一)人を賊ふものを分別して兼と名くべきか、將た別と名くべきかと區分してみんかとなり

子墨子曰。非レ人者。必有二以易一レ之。若非レ人而無二以易一レ之。譬レ之猶二以レ水救一レ火也。其說將二必無一レ可焉。是故子墨子曰。兼以易レ別。然即兼之可二

子墨子曰く、人を非とする者は、必ず以て之に易ふるものあり。若し人を非として以て之に易ふるものなければ、之を譬ふるに、猶ほ水を以て水を救ふがごとし。其說將に必ず可なるなからんとす。其故に子墨子曰く、兼以て別に易ふ、然らば即ち兼の以て別に易ふべきの故は何ぞや。曰く、藉し人の國の爲にすること、其國の爲にするが若くならば、夫れ誰か獨り其國(一)を擧げて、以て人の國を攻むる者あらんや。彼の爲にする者は、由ほ己が爲にするがごとくなればなり。人の都(二)

子墨子言曰。仁人之事者。必務求興天下之利。除天下之害。然當今之時。天下之害孰爲大。曰。若大國之攻小國也。大家之亂小家也。強之劫弱。衆之暴寡。詐之謀愚。貴之敖賤。此天下之害也。又與爲人君者之不惠也。臣者之不忠也。父者之不慈也。子者之不孝也。此又天下之害也。又與今人之賤人。執其兵刃毒藥水火。以交相虧賊。此又天下之害也。

兼愛下第十六

子墨子言つて曰く、仁人の事は、必ず務めて天下の利を興し、天下の害を除かんことを求む。然らば今の時に當り、天下の害孰か大と爲す。曰く、大國の小國を攻め、大家の小家を亂し、強の弱を劫し、衆の寡を暴し、詐の愚を謀り、貴の賤に敖るが若き、此れ天下の害なり。又人君たる者の不惠、臣たる者の不忠、父たる者の不慈、子たる者の不孝なるは、此れ又天下の害なり。又今の賤人、其兵刃毒藥水火を執り、以て交〻相虧賊(一)するは、此れ又天下の害なり。

(一) 虧賊とは傷害するなり

姑嘗本原若

姑く嘗に若く衆害の自りて〔生ずる〕所を本原ぬるに、此れ胡に自りて生ずる

曾孫周王。有レ事。大事既獲。仁人尚作。以祗二商夏。蠻夷醜貉。雖レ有二周親一不レ若二仁人一。萬方有レ罪。維予一人。此言二武王之事一。吾今行レ兼矣。

人に若かず。萬方罪あらば、(六)維れ予一人と。此れ武王の事を言ふ。吾今兼を行ふ矣。

(一) 隧は地中の道なり (二) 武王の泰山に禱るの[illegible]なり なは泰山の神に申告すといふ如し (三) 紂の無道を伐ち民を救ひたる故に自ら有道と稱す、曾孫は祖先に對して云ふ (四) 紂を誅し民を救ひし大事を終へたるなり (五) 周は厚なり、言ふは厚き親族と雖も疎遠の仁人に及ばず (六) 萬方の人民に罪あらば是れ予が政の惡しき故なれば罪は予一人にありと

是故子墨子言曰。今天下之君子。忠實欲二天下之富一。而惡二其貧一。欲二天下之治一。而惡二其亂一。當二兼相愛。交相利一。此聖王之法。天下之治道也。不レ可レ不レ務爲一也。

是故に子墨子言つて曰く、今天下の君子、忠實に天下の富を欲して、其貧を惡み、天下の治を欲して、其亂を惡まば、當に兼て相愛し、(一)交〻相利すべし。此れ聖王の法、天下の治道なり。務めて爲さざる可からず。

(一) お互に互利すべし

昔者文王之治西土。若日若月。乍光于四方于西土。不為大國侮小國。不為衆庶侮鰥寡。不為暴勢奪穡人黍稷狗彘。天屑臨文王慈。是以老而無子者。有所得終其壽。連獨無兄弟者。有所雜於生人之間。少失其父母者。有所放依而長。此文王之事。則吾今行兼矣。

昔者文王の西土を治むるや、日の若く月の若く、光を四方と西土とに作し、大國の爲に小國を侮らず、衆庶の爲に鰥寡を侮らず、暴勢の爲に㈠穡人の黍稷狗彘を奪はず。天は文王の慈を顧臨せり。㈡是を以て老いて子無き者は、其壽を終ふることを得る所あり、㈢連獨にして兄弟無き者は、㈣生人の間に雜はる所あり、少くして其父母を失ふ者は、㈤放依して長ずる所あり。此れ文王の事なり。吾今兼を行ふ矣。

㈠ 穡人とは田夫なり ㈡ 是を以てとは文王は天より眷顧せらるゝほどの慈を爲せる故に其の治下の民は皆仕合なりと ㈢ 連獨は孤獨なり ㈣ 衆人の間に立ちて衆を伍むことを得 ㈤ 人に依り頼みて父母なくとも年長するを得るなり

昔者武王將事泰山隧。傳曰。泰山。有道

昔者、武王、事を泰山の㈠隧に將ふ。傳に曰く、㈡泰山、㈢有道の曾孫周王、事あり。㈣大事既に獲たり。仁人尙ほ作ちて、以て商夏蠻夷醜貉を祗へ。㈤周親ありと雖も、仁

有レ力矣。自レ古及レ今。未レ有三能行レ之者一也。況乎兼相愛。交相利。則與レ此異。古者聖王行レ之。何以知二其然一。

古者禹治二天下一。西爲二西河漁竇一。以泄二渠孫皇之水一。北爲レ防二原派一。注二后之邸。嘑池之竇。洒爲二底柱一。鑿爲二龍門一。以利下燕代胡貉與二西河一之民上。東方漏二之陸防孟諸之澤一。灑爲二九澮一。以楗二東土之水一。以利二冀州之民一。南爲二江漢淮汝一。東二流之一。注二五湖之處一。以利二荊楚干越。南夷之民一。此言二禹之事一。吾今行レ兼矣。

古者禹の天下を治むるや、西は西河漁竇を爲し、以て蒲弦澤の水を泄し、北は原派を防ぐことを爲して、昭余祁に注ぎ、嘑池の竇、洒ぎて底柱と爲し、鑿ちて龍門と爲し、以て燕代胡貉と西河の民とを利し、東方は之を陸防孟諸の澤に漏し、灑ぎて九澮と爲して、以て東土の水を楗し(一)、以て冀州の民を利し、南は江漢淮汝を爲し、之を東に流して、五湖の處に注ぎて、以て荊楚干越と南夷の民とを利す。此れ禹の事を言ふ(二)。吾今兼を行ふ矣。

(一) 楗は限止するなり　(二) 禹の水を治めて天下を利せしは即ち兼愛の效なり、今吾が兼を行ふの意は禹と異ならず

兼相愛。交相利。與∨此異矣。夫愛∨人者。人亦從而愛∨之。利∨人者。人亦從而利∨之。惡∨人者。人亦從而惡∨之。害∨人者。人亦從而害∨之。此何難之有焉。特上不二以爲一∨政而士不二以爲一∨行故也。

何の難きことか之れ有らん。特に(一)上以て政を爲さずして、士以て行を爲さざるが故なり。

(一) 上に言へる如く爲し難きを爲しながら爲し易き、愛相利の行はれざるは、特に上の人此の主義を以て政を爲さず士も亦此れを以て平生の行となさざる故なりと

然而今天下之士君子曰。然。乃若∨兼則善矣。雖∨然不∨可∨行之物也。譬若下挈二太山一越中河濟上也。子墨子言。是非二其譬一也。夫挈二太山一而越二河濟一。可∨謂二畢劫

然れども今天下の士君子曰く、然り、乃ち兼の若きは善し。然りと雖も行ふ可からざるの物なり。譬へば太山を挈げて河濟を越ゆるが若きなりと。子墨子言ふ、是れ其譬に非ざるなり。夫れ太山を挈げて、河濟を越ゆるは、(二)疾勁力有りと謂ふ可し。古より今に及ぶまで、未だ能く之を行ふ者あらざるなり。況んや兼ねて相愛し、交々相利するは、(三)此れと異なるをや。古者聖王之を行ふ、何を以て其の然るを知るや。

(二) 疾勁強勁なり、言ふは若し太山を挈げ河濟を越ゆる者あらば實に疾勁強力の人と謂ふべきも此の如きは決して有らざるなり (三) 相愛相利の如きは太山を越ゆる如き事と違ひて行ひ易きものなり

昔越王句踐好士之勇。教馴其臣。私合之。焚舟失火。試其士曰。越國之寶盡在此。越王親自鼓其士而進之。士聞鼓音。破碎亂行。蹈火而死者。左右百人有餘。越王擊金而退之。

昔越王句踐、士の勇を好み、其臣を教馴す。私に(一)人をして舟を焚き火を失せしめ、其士を試みて曰く、越國の寶盡く此に在りと。越王親ら自ら其士を鼓して之を進む。士は鼓音を聞き、卒を破り(二)行を亂し、火を蹈みて死する者、左右百人有餘。越王金を擊ちて之を退く。

(一) 一本私令人に作る、之に從ふ　(二) 行列の事なり、卒を破るとは、其行列の人人に先ち爭ひて火に赴くなり

是故子墨子言曰。乃若夫少食惡衣。殺身而爲名。此天下百姓之所皆難也。若苟君說之。則衆能爲之。況

是故に子墨子言つて曰く、乃ち夫の少食惡衣、身を殺して名を爲すが若きは、此れ天下百姓の皆難んずる所なるも、若し苟も君之を說ぶときは、則ち衆能く之を爲す、況んや兼ねて相愛し、交〻相利するは、此れと異なるをや。夫れ人を愛する者は、人亦從うて之を愛し、人を利する者は、人亦從うて之を利し、人を惡む者は、人亦從うて之を惡み、人を害する者は、人、亦從うて之を害す。此れ

此天下百姓之所₌皆難₋也。苟君說ㇾ之。則士衆能爲ㇾ之。況於₌兼相愛。交相利₋。則與ㇾ此異。夫愛ㇾ人者。人必從而愛ㇾ之。利ㇾ人者。人必從而利ㇾ之。惡ㇾ人者。人必從而惡ㇾ之。害ㇾ人者。人必從而害ㇾ之。此何難之有。特上弗₌以爲₋ㇾ政。士不₌以爲₋ㇾ行故也。

昔者。晉文公好₌士之惡衣₋。故文公之臣。皆牂羊之裘。韋以帶ㇾ劍。練帛之冠。入以見₌於君₋。出以踐ㇾ朝。是其故何也。君說ㇾ之。故臣爲ㇾ之也。昔者。楚靈王好₌士細要₋。靈王之臣。皆以₌一飯₋爲ㇾ節。脇息然後帶。扶牆然後起。比₌期年₋。朝有₌黧黑之色₋。是其故是也。君說ㇾ之。故臣能ㇾ之也。

昔者晉の文公は、士の惡衣を好む。故に文公の臣は、皆牂羊の裘(一)、韋以て劍を帶び(二)、練帛の冠(三)、入りては以て君に見え、出ては以て朝に踐む。是れ其故何ぞや。君之を說ぶ、故に臣之を爲すなり。昔者楚の靈王、士の細要(四)を好む。〔故に〕靈王の臣、皆一飯を以て節と爲し(五)、脇息して然して後帶し(六)、扶牆して然して後起つ(七)。期年に比びて、朝に黧黑の色あり(八)。是れ其故何ぞや。君之を說ぶ、故に臣之を能くするなり。

(一) 牝羊の皮にて製せる粗末の裘なり　(二) 革帶の飾りなきもの　(三) 粗帛の冠なり　(四) 要は腰なり　(五) 一飯を常食とす即ち食を減ずるなり　(六) 肩息にて帶する帶を締むるにも勝へざる程疲れたるなり　(七) 牆に倚りもたれて辛うじて起つなり　(八) 瘦せ衰へて色青黑き面貌の人あるに至れり

然而今天下之士。(君臣相愛則惠忠。父子相愛則慈孝。兄弟相愛則和調。天下之人皆相愛。强不執弱。衆不劫寡。富不侮貧。子)墨子(言)曰。然。乃若兼則善矣。雖然。天下之難物於故也。子墨子言曰。天下之士君子。特不識其利。辯其故也。今若夫攻城野戰。殺身爲名。

然れども今天下の士君子曰く、然り。乃ち兼の若きは善し。然りと雖も天下の難物(一)于故なりと。子墨子言つて曰く、天下の士君子、特に其利を識り、其故を辯へざればなり。今夫の城を攻め(二)野戰し、身を殺して名を爲すが若きは、此れ天下百姓の皆難んずる所なり。苟も君之を說ぶときは、士衆能く之を爲す。況や兼て相愛し、交〻相利するに於ては、此れと異なるをや。夫れ人を愛する者は、人必ず從つて之を愛し、人を利する者は、人必ず從つて之を利し、人を惡む者は、人必ず從つて之を惡み、人を害する者は、人必ず從つて之を害す。(三)此れ何の難きことか之れ有らん。特に(四)上以て政を爲さず、士以て行を爲さざるが故なり。

(一) 難事にして迂濶實行する能はずとなり (二) 攻城野戰の如きは生命を賭して爲す事にて誰しも難儀に思ふ事なるも、上の人之を說べば下爭うて之に赴く、況して相愛相利の如きは全く說ぶべき事にて上に言ふ生命かけの仕事とは相違なるをや、決して行はれざることなし (三) 凡そ物事は我より之を爲せば其の應報は必ずあり故に我兼愛すれば必ず行はるゝ理にて決して難きことなし (四) 然るに兼愛の行はれざるは上の人此の兼愛の主義にて政を爲さず士も亦此れを以て行と爲さぬ故なり

必敗ㇾ愚。凡天下禍簒怨恨。其所ニ以起一者。以ㇾ不ニ相愛一生也。是以仁者非ㇾ之。旣以非ㇾ之。何以易ㇾ之。子墨子言曰。以ニ兼相愛。交相利之法一易ㇾ之。

然則兼相愛。交相利之法。將ニ奈何一哉。子墨子言。視ニ人之國一。若ㇾ視ニ其國一。視ニ人之家一。若ㇾ視ニ其家一。視ニ人之身一。若ㇾ視ニ其身一。是故諸侯相愛。則不ニ野戰一。家主相愛。則不ニ相簒一。人與ㇾ人相愛。則不ニ相賊一。貴不ㇾ敖ㇾ賤。詐不ㇾ欺ㇾ愚。凡天下禍簒怨恨。可ㇾ使ㇾ毋ㇾ起者。以ニ相愛一生也。是以仁者譽ㇾ之。

然らば則ち兼て相愛し、交ゝ相利するの法、將に奈何せんとするか。子墨子言ふ、(二)人の國を視ること、其國を視るが若く、人の家を視ること、其家を視るが若く、人の身を視ること、其身を視るが若くせよ。是故に諸侯相愛すれば、野戰せず。家主相愛すれば、相簒はず。人と人と相愛すれば、相賊はず。〔君臣相愛すれば惠忠、父子相愛すれば慈孝、兄弟相愛すれば和調すべく、天下の人皆相愛すれば、强は弱を執へず、衆は寡を劫さず。富は貧を侮らず〕、貴は賤に敖らず、詐は愚を欺かず。凡そ天下の禍簒怨恨、起る毋ら使む可きものは、相愛するを以て生ずるなり。是を以て仁者は之を譽む。

(二) 實行方法を說く

不中和調上。此則天下之害也。然則崇二此害一。亦何用生哉。以二相愛一生耶。子墨子言。以レ不二相愛一生。今諸侯獨知レ愛二其國一。不レ愛二人之國一。是以不レ憚下舉二其國一以攻中人之國上。今家主獨知レ愛二其家一。而不レ愛二人之家一。是以不レ憚下舉二其家一以篡中人之家上。今人獨知レ愛二其身一。不レ愛二人之身一。是以不レ憚下舉二其身一以賊中人之身上。是故諸侯不二相愛一則必野戰。家主不二相愛一。則必相篡。人與レ人不二相愛一。則必相賊。君臣不二相愛一。則不二惠忠一。父子不二相愛一。則不二慈孝一。兄弟不二相愛一。則不二和調一。天下之人。皆不二相愛一。強必執レ弱。富必侮レ貧。貴必敖レ賤。詐

憚らず。(四)是故に諸侯相愛せざれば、必ず野戰す。(五)家主相愛せざれば、必ず相篡ふ。人と人と相愛せざれば、必ず相賊ふ。君臣相愛せざれば、惠忠ならず。父子相愛せざれば、慈孝ならず。兄弟相愛せざれば、和調せず。天下の人皆相愛せざれば、強は必ず弱を執へ、富は必ず貧を侮り、貴は必ず賤に敖り、詐は必ず愚を欺かん。凡そ天下の禍篡怨恨の其の起る所以のものは、相愛せざるを以て生ずるなり。是を以て仁者は之を非とす。既に以て之を非とす、何を以て之に易へん。子墨子曰く、兼て相愛し、(六)交〻相利するの法を以て之に易へん。

(一) のぞきさる (二) 原文の不相愛の不の字は衍、生ずる邪とは反問の辭にて相愛するより生ずるか恐くは然らざるべしとの意なり、故に子墨子答ふ此の害は相愛するより生ずるにあらず相愛せざるより生ずと (三) 國中の力を竭くして他の國を攻むるなり (四) 俗にいふ何とも思はぬなり (五) 原野の地に於て相爭戰す (六) 前述ぶる所の相愛せざるの事を非とす

子墨子言曰。仁人之所以爲事者。必興天下之利。除去天下之害。以此爲事者也。然則天下之利。何也。天下之害。何也。子墨子言曰。今若國之與國之相攻。家之與家之相簒。人之與人之相賊。君臣不惠忠。父子不慈孝。兄弟

兼愛中第十五

子墨子言つて曰く、仁人の事と爲す所以のものは、必ず天下の利を興し、天下の害を除去す。此れを以て事と爲すものなり。然らば則ち天下の利とは何ぞや、天下の害とは何ぞや。子墨子言つて曰く、今國の國と相攻め、家の家と相簒ひ、人の人と相賊ひ、君臣惠忠ならず、父子慈孝ならず、兄弟和調せざるが若きは、此則ち天下の害なり。然らば則ち此の害を察するに、亦何を用て生ずるや。相愛するを以て生ずる邪。子墨子言ふ、相愛せざるを以て生ず。今諸侯獨り其國を愛するを知りて、人の國を愛せず。是を以て其國を擧げて、以て人の國を攻むることを憚らず。今家主獨り其家を愛するを知りて、人の家を愛せず。是を以て其の家を擧げて、以て人の家を簒ふことを憚らず。今人獨り其身を愛するを知りて、人の身を愛せず。是を以て其身を擧げて、以て人の身を賊ふことを

身一若二其身一。誰賊。故盜賊亡レ有。猶有下大夫之相二亂家一。諸侯之相二攻國一者上乎。視二人家一若二其家一。誰亂。視二人國一若二其國一。誰攻。故大夫之相二亂家一。諸侯之相二攻國一者亡レ有。

國を相攻むる者あること亡し。

㊀ そこふなこと

若使二天下兼相愛一。國與レ國不二相攻一。家與レ家不二相亂一。盜賊無レ有。君臣父子皆能孝慈。若レ此則天下治。故聖人以レ治二天下一爲レ事者。惡得レ不二禁レ惡而勸レ愛。故天下兼相愛則治。相惡則亂。故子墨子曰。不レ可二以不レ勸レ愛レ人者此也。

若し天下をして兼ねて相愛せしめば、國と國と相攻めず、家と家と相亂さず、盜賊有ることなく、君臣父子皆能く孝慈ならん。此の若くならば、天下治まる。故に聖人の天下を治むるを以て事と爲す者は、惡んぞ惡を禁じて愛を勸めざるを得んや。故に天下兼ねて相愛すれば治まり、相惡めば亂る。故に子墨子曰く、人を愛することを勸めざる可からざるものは、此れが㊀爲めなりと。

㊀ 此の理由によつてなり

亦然。大夫各愛レ家。不レ愛二異家一。故亂二異家一以利レ家。諸侯各愛二其國一。不レ愛二異國一。故攻二異國一以利二其國一。天下之亂物具レ此而已矣。察二此何自起一。皆起レ不二相愛一。

愛して、異國を愛せず、故に異國を攻めて、以て其國を利す。天下の亂物(三)、此に具はるのみ。此れ何に自りて起るかを察するに、皆相愛せざるより起る。

(一) 互に他の家を亂さんことを謂ふ　(二) 解前に同じ　(三) 亂物は亂の事なり

若使下天下兼相愛二人一若上レ愛二其身一。惡施二不孝一。猶有二不慈者一乎。視二子弟與一レ臣若二其身一。惡施二不慈一。不孝亡レ有。猶有二盜賊一乎。故視二人之室一若二其室一。誰竊。視二人

若し天下をして兼ねて人を相愛すること、其身を愛するが若くならしめば、惡ぞ不孝を施さん、猶ほ不慈の者あらんや。子弟と臣とを視ること、其身の若くならば、惡ぞ不慈を施さん。不孝あることなし、猶ほ盜賊あらんや。故に人の室を視ること、其室の若くならば、誰か竊まん。人の身を視ること、其身の若くならば、誰か賊せん(一)。故に盜賊あること亡し。猶ほ大夫の家を相亂し、諸侯の國を相攻むる者有らんや。人の家を視ること、其家の若くならば、誰か亂さん。人の國を視ること、其國の若くならば、誰か攻めん。故に大夫の家を相亂し、諸侯の

父自愛也。不愛子。故虧子而自利。兄自愛也。不愛弟。故虧弟而自利。君自愛也。不愛臣。故虧臣而自利。是何也。皆起不相愛。

す。是れ何ぞや、皆相愛せざるより起る。

(一)上記の事も亦亂と謂ふべきなり　(二)自分の利益のみを計る

雖至天下之爲盜賊者。亦然。盜愛其室。不愛其異室。故竊異室。以利其室。賊愛其身。不愛人。故賊人以利其身。此何也。皆起不相愛。

天下の盜賊を爲すものに至ると雖も亦然り。盜は其室を愛して、其異室を愛せず。故に異室に竊みて、以て其室を利す。賊は其身を愛して、人を愛せず。故に人を賊して以て、其身を利す。此れ何ぞや、皆相愛せざるより起る。

(一)自分の家　(二)他人の家なり

雖至大夫之相亂家。諸侯之相攻國者。

大夫の家を相亂し、諸侯の國を相攻むるものに至ると雖も亦然り。大夫各々家を愛して、異家を愛せず、故に異家を亂して、以て〔其〕家を利す。諸侯各々其國を

不ㇾ然。必知ニ亂之所ニ自起一。焉能治ㇾ之。不ㇾ知三亂之所ニ自起一。則弗ㇾ能ㇾ治。聖人以ㇾ治ニ天下一爲ㇾ事者也。不ㇾ可ㇾ不ㇾ察三亂之所ニ自起一。

當ㇾ察亂何自起一。起ㇾ不ニ相愛一。臣子之不ㇾ孝ニ君父一。所ㇾ謂亂也。子自愛不ㇾ愛ㇾ父。故虧ㇾ父而自利。弟自愛不ㇾ愛ㇾ兄。故虧ㇾ兄而自利。臣自愛不ニ(自)愛ㇾ君。故虧ㇾ君而自利。此所ㇾ謂亂也。

嘗に亂の何に自りて起るかを察するに、相愛せざるより起る。臣子の君父に孝ならざるは、所謂亂なり。子自ら愛して父を愛せず、故に父を虧きて自利す。弟自ら愛して兄を愛せず、故に兄を虧きて自ら利す。臣自ら愛して君を愛せず、故に君を虧きて自利す。此れ所謂亂なり。

(一)考察するなり　(二)互に愛し合ふこと

雖ニ父之不ㇾ慈ㇾ子。兄之不ㇾ慈ㇾ弟。君之不ㇾ慈ㇾ臣。此亦天下之所ㇾ謂亂也。

父の子を慈せず、兄の弟を慈せず、君の臣を慈せざると雖も、此れ亦天下の所謂亂なり。父自ら愛して、子を愛せず、故に子を虧きて自利す。兄自ら愛して弟を愛せず、故に弟を虧きて自利す。君自ら愛して臣を愛せず、故に臣を虧きて自利

聖人以レ治二天下一爲レ事者也。必知三亂之所二自起一。焉能治レ之。不レ知三亂之所二自起一。則不レ能レ治。譬レ之。如下醫之攻二人之疾一者上然。必知三疾之所二自起一。焉能攻レ之。不レ知三疾之所二自起一。則弗レ能レ攻。治レ亂者。何獨

卷之四

兼愛上第十四（一）

大意天下を治むるの要は兼愛なるをいふ

聖人は天下を治むるを以て事と爲すものなり（二）。必ず亂の自りて起る所を知りて、焉に能く之を治む。亂の自りて起る所を知らざれば、治むる能はず。之を譬ふるに、醫の人の疾を攻むるものの如く然り。必ず疾の自りて起る所を知りて、焉に能く之を攻む。疾の自りて起る所を知らざれば、攻むる能はず。亂を治むるもの、何ぞ獨り然らざらん。必ず亂の自りて起る所を知りて、焉に能く之を治む。亂の自りて起る所を知らざれば、治むる能はず。聖人は天下を治むるを以て事と爲すものなり。亂の自りて起る所を察せざる可からず。

（一）彼此の差別なく汎く衆を愛するなり　（二）自己の仕事とするなり

不レ可レ得也。是以子墨子曰。今天下王公大人士君子。中情將欲三爲二仁義一。求レ爲レ士。上欲レ中二聖王之道一。下欲レ中二國家百姓之利一。(故)當レ尚二同之說一而不レ察。尚同爲レ政之本。而治要也。

㈠ 信を民に致して其の心を我に歸せしむ ㈡ 上は尚ぶなり、上士を上すとは賢士を尚び擧用するをいふ

王得而罰之。故唯毋以聖王爲聽耳目與。豈能一視而通見千里之外哉。一聽而通聞千里之外哉。聖王不往而視也。不就而聽也。然而使天下之爲寇亂盜賊者。周流天下。無所重足者。何也。其以尚同爲政善也。

㊀耳さとく目明かなるも一人にて千里の外を見通し聞き通すことは出來ず ㊁然るに天下の寇賊を爲す者が何れの處にも大股に歩することは勿論兩足を重ね畏縮して居ることさへも能はず、不善者をして此の如く恐れしむるは尚同の政に依るなり

是故子墨子曰。凡使民尚同者。愛民不疾。民無可使。曰。必疾愛而使之。致信而持之。富貴以道其前。明罰以率其後。爲政若此。雖欲毋與我同。將

是故に子墨子曰く、凡そ民をして尚同せしむる者は、民を愛すること必ず疾めよ。民使しむ可きなければ、曰く、必ず疾めて愛して之を使しめ、信を致して之を持し、富貴以て其前に導き、明罰以て其後を率ゐるよ。政を爲すと此の若くなれば、我と同じき毋からんを欲すと雖も、將に得可からざらんとす。是を以て子墨子曰く、今天下の王公大人士君子、中情に將に仁義を爲さんと欲し、〔上〕士を爲すを求め。上は聖王の道に中らんと欲し、下は國家百姓の利に中らんと欲せば、尚同の說に當りて察せざる〔可か〕らず。尚同は政を爲すの本にして、治の要なり。

先ㇾ人得ㇾ之。與ㇾ人舉ㇾ事。先ㇾ人成ㇾ之。先(之)譽令聞先ㇾ人發ㇾ之。唯信ㇾ身而從ㇾ事。故利若ㇾ此。古者有ㇾ語焉曰。一目之視也。不ㇾ若二二目之視一也。一耳之聽也。不ㇾ若二二耳之聽一也。一手之操也。不ㇾ若二二手之彊一也。夫唯能信ㇾ身而從ㇾ事。故利若ㇾ此。

整は擇なり、擇び飾じてなり、左右羽翼は輔佐なり、其の佐は皆良き人なり ㊃ 左右羽翼の外にも視聽を助くる者多し ㊄ 賢良の人を得て事を擧る故に成就することもはまれを得ることも早しとなり ㊅ 此の如く人を得て己れを輔くることを聖王は自身に確信して從事する故に利あるなり

是故古之聖王之治天下一也。千里之外有二賢人一焉。其鄕里之人。皆未二之均聞見一也。聖王得而賞ㇾ之。千里之内有二暴人一焉。其鄕里未二之均聞見一也。聖

是故に古の聖王の天下を治むるや、千里の外賢人あらんに、其の鄕里の人、皆未だ均しく聞見せざるに、聖王得て之を賞し、千里の内暴人あらんに、其の鄕里未だ之を均しく聞見せざるに、聖王得て之を罰す。故に唯毋聖王を以て(一)聰耳明目と爲すか。豈能く一視して千里の外を通見せんや、一聽して千里の外を通聞せんや。聖王は往きて視ざるなり。就きて聽かざるない。(二)然而れども天下の寇亂盜賊をして、天下に周流するに足を重ぬる所なからしむるものは何ぞや。其の尙同を以て政を爲すこと善なればなり。

一家二而不レ横者。若道之謂也。故曰。治二天下之國一。若レ治二一家一。使二天下之民一。若レ使二一夫一。意獨子墨子有レ此。而先王無二此其有一レ邪。則亦然也。聖王皆以二尙同一爲レ政。故天下治。

何以知二其然一也。於二先王之書一也。大誓之言然。曰。小人見二姦巧一。乃聞。不レ言也。發罪鈞。此言下見二淫辟一不二以告一者。其罪亦猶中淫辟者上也。故古之聖王治二天下一也。其所二差論以自左右羽翼一者皆良。外(爲)之人助二之視聽一者衆。故與レ人謀レ事。

何を以て其然るを知るや。先王の書に於けるや、大誓(一)の言然り。曰く、小人姦巧(二)を見ば、乃ち聞せよ。言はずして發するときは罪鈞しと。此れ淫辟を見て以て告げざる者は、其罪亦猶ほ淫辟者のごときを言ふなり。故に古の聖王天下を治むるや、其の差論(三)して以て自ら左右羽翼とする所の者は皆良なり。之を外にして、(四)人之が視聽を助くる者衆し。故に人と事を謀れば、(五)人に先ちて之を得、人と事を擧ぐれば、人に先ちて之を成し、光譽令聞、人に先ちて之を發す。唯(六)身を信じて事に從ふ、故に利此の若し。古者語あり、曰く、一目の視るは、二目の視るに若かず。一耳の聽くは、二耳の聽くに若かず。一手の操るは、二手の彊きに若かずと。夫れ唯能く身を信じて事に從ふ、故に利此の若し。

(一) 書經の篇名、書經には泰に作る (二) 小人は小民なり、姦巧の者を見ば上聞せよと小民に訓諭するなり (三)

者。亦猶下愛二利天下一者上也。上得則賞レ之。衆聞則譽レ之。若見三惡二賊天下一不二以告一者。亦猶下惡二賊天下一者上也。上得且レ罰レ之。衆聞則非レ之。是以徧二天下之人一。皆欲レ得二其長上之賞譽一避中其毀罰上。是以見二善不善者一告レ之。天子得二善人一而賞レ之。得二暴人一而罰レ之。善人賞而暴人罰。天下必治矣。然計二天下之所二以治一者上何也。唯(而)以二尙同一義一爲レ政故也。

天下既已治。天子又總二天子之義一。以尙二同於天一。故當二尙同之爲レ說也。尙用二之天子一。可三以治二天下一矣。中用二之諸侯一。可三而治二其國一矣。小用二之家、君。可三而治二其家一矣。是故大用レ之。治二天下一不レ窕。小用レ之治二一國

天下既に已に治まる。天子又天下の義を總べて以て天に尙同す。故に尙同の說を爲すに當りて、上は之を天子に用ふれば、以て天下を治む可く、中は之を諸侯に用ふれば、以て其の國を治む可く、小は之を家君に用ふれば、以て其の家を治む可し。是故に大に之を用ひて、天下を治むるも窕せず、(一)小に之を用ひて、一國一家を治めて橫せざる者は、(二)若の道を謂ふなり。故に曰く、天下の國を治むるは、一家を治むるが若く。天下の民を使ふは、一夫を使ふが若しと。意ふに獨り子墨子此ありて先王此其ある無からんや。亦然るのみ。聖王皆尙同を以て政を爲す、故に天下治まる。

(一) 間隙なくしつくり行きわたるなり　(二) 橫たはること妨げある意なり、橫せざるは支へなきことと

天下之道盡此已邪。則未也。天下之爲國數也。甚多。此皆是其國。而非人之國。是以厚者有戰。而薄者有爭。故又使國君選其國之義。以義尙同於天子。天子亦爲發憲布令於天下之衆曰。若見愛利天下者。必以告。若見惡賊天下者。亦以告。若見愛利天下以告

多し。此れ皆其國を是とし、人の國を非とす。是を以て厚ければ戰あり、薄ければ爭あり。故に又國君をして其國の義を選べて、義を以て天子に尙同せしむ。天子亦爲に天下の衆に發憲布令して曰く、若し天下を愛利する者を見ば、必ず以て告げよ。若し天下を惡賊する者を見ば亦以て告げよ。若し天下を愛利するを見て以て告ぐる者は、亦猶ほ天下を愛利する者のごとし。上得れば之を賞し、衆聞かば之を譽めん。若し天下を惡賊するものを見て以て告げざる者は、亦猶ほ天下を惡賊する者のごとけん。上得て且に之を罰し、衆聞かば之を非とせんとすと。是を以て天下の人を偏くして、皆其の長上の賞譽を得、其毀罰を避けんと欲す。是を以て善不善の者を見て之を告げ、天子善人を得て之を賞し、暴人を得て之を罰し、善人賞せられて暴人罰せらるれば、天下必ず治まらん。然らば天下の治まる所以の者を計るに何ぞや、唯尙同一義を以て政を爲すが故なり。

㊀解前に出づ　㊁選は下文に依れば總の意なり

家之義。以尙中同於國君上。國君亦爲發二憲布三令於國之衆一曰。若見下愛二利國一者上。必以告。若見下惡二賊國一者上。亦必以告。若見三愛二利國一以告者。亦猶下愛二利國一者上也。上得且賞レ之。衆聞則譽レ之。若見三惡二賊國一不二以告一者。亦猶下惡二賊國一者上也。上得且罰レ之。衆聞則非レ之。是以徧二若國之人一。皆欲下得二其長上之賞譽一避中其毀罰上。是以民見二善者一言レ之。見二不善者一言レ之。國君得二善人一而賞レ之。得二暴人一而罰レ之。善人賞而暴人罰。則國必治矣。然計下若國之所二以治一者上何也。唯能以二尙同一義一爲レ政故也。

若し國を惡賊するを見て以て告げざる者は、亦猶ほ國を惡賊する者のごとし、上得て且に之を罰せんとす、衆聞いて之を非とす。是を以て若の國の人を徧くして、皆其長上の賞譽を得て、其毀罰を避けんとす。是を以て民善者を見れば之を言ひ、不善者を見れば之を言ふ。國君善人を得て之を賞し、暴人を得て之を罰す。善人賞せられて、暴人罰せられ、國、必ず治まる。然も若の國の治まる所以の者を計るに何ぞや。唯能く尙同一義を以て政を爲すが故なり。

一 國中に一戶を構へて生活する者

國既已治矣。

國既に已に治まる。天下の道此に盡くる已邪、未だし也。天下の國の數たるや甚だ

見三惡二賊家一。不二以告一亦猶下惡二賊家一者上也。上得且レ罰レ之。衆聞則非レ之。是以徧二若家之人一。皆欲下得二其長上之賞譽一辟中其毀罰上。是以善言レ之。不善言レ之。家君得二善人一而賞レ之。得二暴人一而罰レ之。善人之賞。而暴人之罰。則家必治矣。然計下若家之所二以治一者上何也。唯以二尚同一義一爲レ政故也。

を計るに、何ぞや。唯尙同一義を以て政を爲すが故なり。

(一) 何ぞ家長をして試みに訓諭せしめざるや是れ國は家の大なるもの故に長く試む是れ家に施して國に及ぼすなり (二) 法令を出して訓諭するなり (三) 家中の人のこりなく

家既已治。國之道盡レ此已邪。則未也。天下・爲二家數一也。甚多。此皆是二其家一。而非二人之家一。是以厚者有レ亂。而薄者有レ爭。故又使下家君總二其

(一)家既に已に治まる、國の道此に盡くる已邪。未也。國の家の數たるや甚だ多し、此れ皆其家を是として、人の家を非とす。是を以て厚ければ亂あり、薄ければ爭あり、故に又家君をして其家の義を總べて以て國君に尙同せしめ、國君亦爲めに國の衆に發憲布令して曰く、若し國を愛利する者を見ば、必ず以て告げよ。若し國を惡賊する者を見ば、亦必ず以て告げよ。若し國を愛利するを見て以て告ぐる者は、亦猶ほ國を愛利する者のごとし、上得て且に之を賞せんとす、衆聞いて之を譽む。

之。若人惟使レ得二上之罰一。而懷二百姓之譽一。是以爲レ暴者。必未レ可レ使レ沮。見レ有レ罰也。故計二上之賞譽一。不レ足二以勸一レ善。計二其毀罰一。不レ足二以沮一レ暴。此何故以然。

則欲レ同二一天下之義一。將奈何可。故子墨子言曰。然胡不三嘗使二家君試用一。家君發二憲布三令其家一曰。若見下愛二利家一者上。必以告。若見下惡二賊家一者上。亦必以告。若見二愛二利家一以告。亦猶下愛二利家一者上也。上得且レ賞レ譽。衆聞則譽レ之。若

〔然らば〕則ち天下の義を同一にせんと欲せば、將に奈何して可なるか。故に子墨子言つて曰く、然も胡ぞ嘗に家君をして試用せしめざる、家君其家に發憲布令して曰く、若し家を愛利する者を見ば、必ず以て告げよ。若し家を惡賊する者を見ば、亦必ず以て告げよ。若し家を愛利するものを見て以て告ぐるは、亦猶ほ家を愛利する者のごとし。上得れば且に之を賞せんとす。衆聞かば之を譽めん。若し家を惡賊するを見て、以て告げざれは、亦猶ほ家を惡賊する者のごとし。上得れば且に之を罰せんとす、衆聞かば之を非とせん。是れ若の家の人を徧くして、皆其長上の賞譽を得て、其毀罰を避けんと欲す。是を以て民善〔者を見れば〕、之を言ひ、不善〔者を見れば〕之を憂ひ、家君善人を得て之を賞し。暴人を得て之を罰し、善人賞せられて、暴人罰せらるれば、家必ず治まる、然も若の家の治まる所以の者

用說也。唯辯而使助治天（助）明也。

今此何爲人上而不能治其下。爲人下而不能事其上。則是上下相賊也。何故以然。則義不同也。若苟義不同者有黨。上以若人爲善。將賞之。若人唯使得上之賞。而辟百姓之毀。是以爲善者。必未可使勸見有賞也。上以若人爲暴。將罰

今此れ何ぞ人の上と爲りて其下を治むる能はず。人の下と爲りて其上に事ふる能はざるか。是れ上下相賊するなり。何の故を以て然るか、義同じからざればなり。若し苟も義同じからざれば、黨あり。(一)上若の人を以て善と爲し、將に之を賞せんとす。若の人上の賞を得しむと雖も、而も百姓の毀を辟く。是を以て善を爲す者、必ず未だ賞あるを見るに勸ましむ可からず。上若の人を以て暴と爲し、將に之を罰せんとす。若の人上の罰を得しむと雖も、而も百姓の譽を懷ふ。是を以て暴と爲す者、必ず未だ罰あるを見るに沮せしむ可からず。故に(二)上の賞譽を計るに、以て善を勸むるに足らず、其毀罰を計るに、以て暴を沮するに足らず。此れ何の故を以て然るか、「義同じからざればなり」。

(一) 上下義を同くせざれば上の賞罰人を勸め又は沮ましむる能はず何となれば上の賞する所は反て下の毀る所なれば賞せられし人は衆の毀を辟け賞を受けて勸むに至らず、罰を受くるも罰として懲るゝに至らず (二) 上より罰を受くるも百姓には其の所爲を譽めらるゝことと思ふ

力。爲レ未レ足三獨治二天下一。是以選二擇其次一。立爲二三公一。三公又以二其知力一。爲レ未レ足三獨左二右天子一也。是以分レ國建二諸侯一。諸侯又以二其知力一。爲レ未レ足三獨治二其四境之内一也。是以選二擇其次一。立爲二卿之宰一。卿之宰又以二其知力一。爲レ未レ足三獨左二右其君一也。是以選二擇其次一。立而爲二鄕長家君一。是故古者。天子之立二三公諸侯。卿宰鄕長家君一。非二特富貴游佚而擇一レ之也。特使三助治二（亂）刑政一也。故者建レ國設レ都。乃立二后王君公一。奉以二卿士師長一。此非レ欲二

選擇し、立てて三公と爲す。三公又其知力を以て、未だ獨り天子を左右するに足らずと爲すや、是を以て國を分ち諸侯を建つ。諸侯又其知力を以て、未だ獨り其四境の内を治むるに足らずと爲すや、是を以て其次を選擇し、立てて卿と宰と(二)を爲す。卿と宰と、又其知力を以て、未だ獨り其君を左右する(三)に足らずと爲すや、是を以て其次を選擇し、立てて鄕長家君と爲す。是故に古者、天子の三公諸侯、卿と宰、鄕長家君を立つるは、特に富貴游佚して之を擇くに非ず、特に助けて刑政を治めしめんとするなり。故に〔古〕者の國を建て都を設け、乃ち后王公を立て、奉ずるに卿士師長を以てせるは、此れ用ひて逸せしめんと欲するに非す。唯辯ちて天明(四)を助治せしむるなり。

(一) 天子の次位の者といふごとし　(二) 諸侯は三卿を置き輔佐と爲す、宰は一邑の長官なり　(三) 輔佐するなり　(四) 天の明かなる道を助け治めしめんとするなり

唯能以尙レ同一レ義爲レ政。然後可矣。何以知二尙同一義之可一。而爲二政於天下一也。然胡不レ審二稽古之治爲レ政之說一乎。古者天之始生レ民。未レ有二正長一也。百姓爲レ人。若苟百姓爲レ人。是一人一義。十人十義。百人百義。千人千義。逮レ至二人之衆一。不レ可二勝計一也。則其所レ謂義者。亦不レ可二勝計一。此皆是二其義一。而非二人之義一。是以厚者有レ鬪。而薄者有レ爭。是故天(下之)欲三同二一天下之義一也。是故選二擇賢者一。立爲二天子一。

義の可なるを知つて、政を天下に爲すや。然胡ぞ古の始めて政を爲すの說を審稽せざるや(一)。古者天の始めて民を生ずるや、未だ正長あらざるなり。百姓人を爲す(二)、若し苟も百姓人を爲さば、是れ一人一義、十人十義、百人百義、千人千義、人の衆きに至るに逮びては、勝げて計る可からず。其の所謂義なる者も、亦勝げて計る可からず。此れ皆其義を是として、人の義を非とす。是を以て厚ければ(三)鬪ふことあり、薄ければ爭ふことあり。是故に天は天下の義を同一にせんと欲するや、是故に賢者を選擇して、立てて天子と爲す。

(一) 古の賢王始めて政を爲すの說何如を審かにかんがへざる可からず　(二) 衆人が個々別々に世に立つなり　(三) 勢強ければ相鬪ふに至り勢弱きも爭ひは免れず

天子以二其知

天子其知力を以て、未だ獨り天下を治むるに足らずと爲すや、是を以て其次を(一)

百姓之所以治者上何也。上之爲政。得下之情則治。不得下之情則亂。何以知其然也。上之爲政。得下之情。則是明於民之善非也。若苟明於民之善非也。則得善人而賞之。得暴人而罰之也。善人賞而暴人罰。則國必治。上之爲政也。不得下之情。則是不明於民之善非也。若苟不明於民之善非。則是不得善人而賞之。不得暴人而罰之。善人不賞而暴人不罰。爲政若此。國衆必亂。故賞不得下之情。而不可不察者也。

て之を賞し、暴人を得て之を罰す。善人賞せられて暴人罰せらるれば、國必ず治まらん。上の政を爲すや、下の情を得ざれば、是れ民の善非に明かならざるなり。若し苟も民の善非に明かならざれば、是れ善人を得て之を賞せず、暴人を得て之を罰せず、善人賞せられずして、暴人罰せられず。政を爲す此の若くなれば、國衆必ず亂れん。故に賞(二)下の情を得ざるは察せざる可からず。

(一) 善と不善とを指す　(二) 言ふは下の情を知らず賞すべからざる者を賞することのなきやうに明察すべし

然計得下之情。將奈何可。故子墨子曰。

然らば下の情を得ることを計るは、將に奈何して可ならんや。故に子墨子曰く、唯能く以て同を尙び義を一にするの政を爲して、然る後に可なり。何を以て尙同一

絲。載馳載驅。周爰咨謀。即此語也。古者國君諸侯之聞三見善與二不善一也。皆馳驅以告中天子上。是以賞當レ賢。罰當レ暴。不レ殺二不辜一。不レ失二有罪一。則此尚同之功也。是故子墨子曰。今天下之王公大人士君子。請將欲下富二其國家一。衆二其人民一。治二其刑政一。定中其社稷上。當レ(若)二尚同一之不レ可レ不レ察。此之本也。

なり ㈡ 賓從するなり ㈢ 詩曰云々、詩經小雅皇皇者華篇の辭、駱は白色黑鬣、駰はあしげの馬なり、六轡沃若は光澤ある手綱を操ること、絲の若しは六轡の善く調ふこと、言ふは馬車を馳驅して所々に往來し徧く君子に就きて文物典章の事を聽くなり ㈣ 定は安定なり

子墨子言曰。知者之事。必計下國家百姓所二以治一者上而爲レ之。必計下國家百姓之所二以亂一者上而辟レ之。然計下國家

尚同下第十三

子墨子言つて曰く、知者の事は、必ず國家百姓の治まる所以の者を計りて、之を爲し、必ず國家百姓の亂るゝ所以の者を計りて、之を辟く。然らば國家百姓の治まる所以の者を計るとは何ぞや。上の政を爲すや、下の情を得れば治まり、下の情を得ざれば亂る。何を以て其の然るを知るや。上の政を爲すに、下の情を得れば、是れ民の善非(一)に明かなり。若し苟も民の善非に明かなれば、善人を得

是以先王之書。周頌之道レ之曰。載來見二彼王一。聿求二厥章一。則此語下古者國君諸侯之以二春秋一來。朝二聘天子之廷一。受二天子之嚴教一。退而治レ國政之所レ加。莫二敢不一レ賓。當二此之時一。本無レ有下敢紛二天子之教一者上。詩曰。我馬維駱。六轡沃若。載馳載驅。周爰咨度。又曰。我馬維騏。六轡若レ

是れを以て先王の書、周頌に之を道つて曰く、載ち來りて彼の王を見、聿に厥の章を求むと。(一)此れ古者國君諸侯の春秋を以て來りて、天子の廷に朝聘し、天子の嚴教を受け、退きて國を治め、政の加ふる所、敢て賓せざる莫きを語るなり。此の時に當りて、本敢て天子の教を紛す者あるなし。(二)詩に曰く、我が馬維れ駱、六轡沃若、載ち馳せ載ち驅りて、周く爰に咨度すと。又曰く、我が馬維れ騏、六轡絲の若し。載ち馳せ載ち驅り、周く爰に咨謀すと。卽ち此れ古者國君諸侯の善と不善とを聞見するや、皆馳驅して以て天子に告ぐることを語るなり。是れを以て賞は賢に當り、罰は暴に當り、不辜を殺さず。有罪を失はず。此れ尙同の功なり。是故に子墨子曰く、今天下の王公大人士君子、誠に將に其國家を富まし、其人民を衆くし、其刑政を治め、其社稷を定めんと欲せば、當に尙同を察せざる可らず。此れ「爲政」の本なり。

(一)詩經周頌の載見の篇の辭、諸侯周成王に來朝して車服禮儀の文章制度を求む云々、天子に見えて訓諭を受くる

先王之言曰。非レ神也。夫唯能使三人之耳目助二己視聽一。使三人之吻助二己言談一。使三人之心助二己思慮一。使三人之股肱助二己動作一。助二之視聽一者衆。則其所二聞見一者遠矣。助二之言談一者衆。則其德音之所二撫循一者博矣。助二之思慮一者衆。則其(談)謀度速得矣。助二之動作一者衆。卽擧二其事一速成矣。故古者聖人之所三以濟レ事成レ功。垂二名於後世一者。無二他故異物一焉。曰。唯能以二尙同一爲レ政者也。

先王の言に曰く、神に非ざるなり。(一)夫れ唯能く人の耳目をして、己が視聽を助けしめ、人の吻(二)をして、己が言談を助けしめ、人の心をして、己が思慮を助けしめ、人の股肱をして、己が動作を助けしむるのみ。之が視聽を助くる者衆ければ、其の聞見する所の者遠し。之が言談を助くる者衆ければ、其德音(三)の撫循する所の者博し。之が思慮を助くる者衆ければ、其謀度速に得、之が動作を助くる者衆ければ、卽ち其事を擧ぐるや速に成る。故に古者聖人の事を濟し、功を成し、名を後世に垂るゝ所以の者は、他故異物なし。曰く、唯能く尙同を以て政を爲す者なればなり。

(一) 前段の神なりといふに對ふるなり　(二) 吻は口吻なり、人の口舌を借りて我が言談を助けしむ　(三) 君主仁德の言の衆を撫愛するの意博く及ぶなり　(四) 其考量する所速かに適當を得るなり

是雖レ使レ得ニ上之罰一。未レ足ニ以沮一乎。若立而爲ニ政乎國家一。爲ニ民正長一。賞譽不レ足ニ以勸レ善。而刑罰不レ沮レ暴。則是不レ與ニ鄕吾本言民始生。未レ有ニ正長一之時上同上乎。若有ニ正長一與レ無ニ正長一之時上同。則此非ニ所ニ以治レ民一レ衆之道上。

故古者聖王。唯而審以ニ尙同一。以爲ニ正長一。是故上下情(請)爲レ通。上有ニ隱事遺利一。下得而利レ之。下有ニ蓄怨積害一。上得而除レ之。是以數千萬里之外。有ニ爲レ善者一。其室人未ニ徧知一。鄕里未ニ徧聞一。天子得而賞レ之。數千萬里之外。有下爲ニ不善一者上。其室人未ニ徧知一。鄕里未ニ徧聞一。天子得而罰レ之。是以擧ニ天下之人一。皆恐懼振動惕慄。不ニ敢爲ニ淫暴一曰。天子之視聽也神。

故に古者聖王唯能く審にするに尙同(一)を以てし、以て正長と爲す。是故に上下の情通ずるを爲す。上に隱事遺利(二)あれば、下得て之を利し、下に蓄怨積害あれば上得て之を除く。是れを以て數千萬里の外、善を爲す者あらんに、其室人も未だ偏く知らず、鄕里も未だ偏く聞かざるに、天子得て之を賞す、數千萬里の外、不善を爲す者あらんに、其室人も未だ偏く知らず、鄕里も未だ偏く聞らざるに天子得て之を罰す。是れを以て天下の人を擧げて、皆恐懼振動惕慄(三)して、敢て淫暴を爲さず。曰く、天子の視聽や神なりと。

(一) 尙同せるや否やを審かにして正長を置く故に能く治まる　(二) 上に遺失の事あれば告げて之を補ふ　(三) 振動惕慄はおそれふるへるなり

國家一。爲二民正長一曰。人可レ賞吾將レ賞レ之。若苟上下不レ同レ義。上之所レ賞。則衆之所レ非。曰。人衆與處。於レ衆得レ非。則是雖レ使レ得二上之賞一。未レ足二以勸一乎。上唯毋立而爲二政乎國家一。爲二民正長一曰。人可レ罰吾將レ罰レ之。若苟上下不レ同レ義。上之所レ罰。則衆之所レ譽。曰。人衆與處。於レ衆得レ譽。則

ざれば、上の賞する所は、衆の非とする所なり。曰く、人は衆と與に處る。衆に於て非を得れば、是れ上の賞を得しむと雖も、未だ以て勸むるに足らざるか。上唯毋立てて政を國家に爲し、民の正長と爲して曰く、人罰す可くば、吾將に之を罰せんとす。若し苟も上下義を同じくせざれば、上の罰する所は、衆の譽むる所なり。曰く、人は衆と與に處る、衆に於て譽を得れば、是れ上の罰を得しむと雖も未だ沮するに足らざるか(一)。若し立てて政を國家に爲し、民の正長と爲して、賞譽以て善を勸むるに足らず。刑罰暴を沮せざれば、是れ鄕の(二)吾が本言の民始めて生れ、未だ正長あらざるの時と同じからずや、若し正長あると、正長なきとの時と同じければ、此れ民を治め衆を一にする所以の道に非ず。

(一) 此段の意は正長たる者曰ふ賞すべき人罰すべき人あらば我之を賞罰すべしといふとも上と下と各主義を異にすれば人は衆とともに處る故にたとひ上正長に賞罰さるゝも衆に賞揚せられざれば決して善を勸め惡を沮むを得ずとなり　(二) 足らざる乎と疑ひの句なるも實は足らざるなりといふに同じ　(三) 以上の如くなれば我が始めに言ひし民始めて生れ正長あらざる時と少しも異ならずとなり

語下古者上帝鬼神之建二設國都一。立二正長一也。非中高二其爵一厚二其祿一。富貴佚而錯上之也。將下以爲二萬民一興レ利除レ害。富二貴貧寡一。安レ危治上亂也。故古者聖王之爲若レ此。

今王公大人之爲二刑政一。則反レ此。政以爲便譬宗於父兄故舊一。以爲二左右一。置以爲二正長一。民知下上置二正長一之非中正以治上民也。是以皆比周隱匿。而莫三肯尚二同其上一。是故上下不レ同レ義。若苟上下不レ同レ義。賞譽不レ足二以勸一レ善。而刑罰不レ足二以沮下暴。

今王公大人の刑政を爲すは、則ち此れに反す。政に便僻宗族父兄故舊たるを以て以て左右と爲し、置きて以て正長と爲す。民は上の正長を置くの正にして、以て民を治むるに非ざるを知るや、是れを以て皆比周隱匿して、肯て其上に尙同すること莫し。是故に上下義を同じくせず、若し苟も上下義を同じくせざれば、賞譽も以て善を勸むるに足らず。刑罰も暴を沮するに足らず。

○下既に說きし如く下に黨比し惡あるも上に告げざるなり

何以知二其然一也。曰。上唯毋立而爲二政乎

何を以てか其然るを知るや、曰く、上唯毋立てて政を國家に爲し、民の正長と爲して曰く、人賞す可くば、吾將に之を賞せんとすと。若し苟も上下義を同じくせ

之道曰。惟口出好興戎。則此言善用口者出好。不善用口者。以爲讒賊寇戎。則此豈口不善哉。用口則不善也。故遂以爲讒賊寇戎。

故古者之置正長也。將以治民也。譬之若絲縷之有紀。而罔罟之有綱也。將以運役天下淫暴。而一同其義也。是以先王之書。相年之道曰。夫建國設都。乃作后王君公。否用泰也。輕大夫師長。否用佚也。維辯使治天均。則此

故に古者の正長を置くや、將に以て民を治めんとするなり。之を譬ふるに、絲縷の紀あり。罔罟の綱あるが若し。將に以て天下の淫暴を連收して、其義を一同せんとするなり。是れを以て先王の書、相年に道つて曰く、夫れ國を建て都を設け、乃ち后王君公を作すは、用ひて泰るに否ず。卿大夫師長は、用ひて佚するに否ず。維れ辯じて天均を治め使むと。此れ古者上帝鬼神の國都を建設し、正長を立つるは其の爵を高くし、其祿を厚くし、富貴佚して之を錯くに非ざるを語るなり。將に以て萬民の爲に利を興し、害を除き、貧を富し寡を衆くし、危きを安んじ亂を治めんとするなり。故に古者聖王の爲此の若し。

(一) 取締るなり (二) 相年は書の名、距年なり古昔と云ふが如し (三) 否は非なり (四) 天の公平なる旨に本づき政事を辨理せしめんためなり (五) 爵祿を高く厚くし富貴安樂ならしめんために置くにはあらず

以二正長一。則本與二古者一異矣。譬レ之、若三有苗之以二五刑一然。昔者聖王制二爲五刑一。以治二天下一。逮レ至有苗之制二五刑一以亂中天下上。則此豈刑不善哉。用レ刑則不善也。是以先王之書。呂刑之道曰。苗民否レ用レ練折則刑。唯作二五殺之刑一曰レ法。則此言下善用レ刑者以治レ民。不二善用一レ刑者。以爲中五殺上。則此豈刑不善哉。用レ刑則不レ善。故遂以爲二五殺一。是以先王之書。術令

逮びたるは、此れ豈刑の不善ならんや。刑を用ふるの不善なるなり。是れを以て先王の書、呂刑(二)に道つて曰く、苗民練を用ひず、折むるに刑あり。唯五殺の刑を作りて法と曰ふと。此れ善く刑を用ふる者は、以て民を治め善く刑を用ひざる者は以て五殺を爲すを言ふ。此れ豈刑の不善ならんや。刑を用ふると善ならず。故に遂に五殺を爲す。是れを以て先王の書、説命(三)に道つて曰く、唯口は好を出し、戎を興すと。此れ善く口を用ふる者は好を出し、善く口を用ひざる者は、以て讒賊寇戎を爲すことを言ふなり。此れ豈口の不善ならんや。口を用ふること不善なるなり。故に遂に以て讒賊寇戎を爲すなり。

(一) 今の正長は古者の賢者を用ひて正長と爲すと異なり、不賢者亦其の職に在りとの意なり　(二) 呂刑は書經の篇の名、古者聖王は五刑を制し天下を治めしも有苗の五刑を用ふるは唯五殺の爲めにして刑を惡用せるものなり、全段此の意を以て解すべし　(三) 口もよく用ふれば親好を結びよく用ひざれば人を讒し國を亂するに至る

同一爲レ政者也。故古者聖王之爲レ政若レ此。今天下之人曰。方二今之時一。天鬼之福可レ得也。萬民之所二便利一。而能彊從レ事焉。則萬民之親可レ得也。其爲レ政若レ此。是以謀レ事得。擧レ事成入守固。上者天鬼有レ厚三乎其爲二政長一也。下者萬民有二便三利乎其爲二政長一也。天鬼之所二深厚一。而彊從レ事焉。

(二)天鬼の福得べきなり。萬民の便利とする所にして、能く彊めて事に從はば、萬民の(三)親得べきなり。其の政を爲す此の若し。是れを以て事を謀れば得、事を擧ぐれば成り、入りて守れば固く、出でて誅すれば勝つ者は、何の故を以てするか。曰く、唯尙同を以て政を爲せばなり。故に古者聖王の政を爲すこと此の若し。

㊀此段原文と文辭前後異なる所あり、異本を參考して解釋し易きに從ふ　㊁天鬼に顧みられて其れより福を受くるなり　㊂萬民より親愛せらるゝなり

則天下之正長。猶未レ廢二乎天下一也。而天下之所二以亂一者。何故之以也。子墨子曰。方今之時之

〔今天下の人曰く、方今の時〕、天下の正長猶ほ未だ天下に廢せられず。而るに天下の亂るゝ所以の者は、何の故を以てするや。子墨子曰く、方今の時の(一)正長を以てするは、本古者と異なり。之を譬ふるに、有苗の五刑を以てするが若く然り。昔者聖王五刑を制爲して天下を治む。有苗の五刑を制して、以て天下を亂るに至るに

明ニ天鬼之所ㇾ欲。(不)ㇾ避ニ天鬼之所ㇾ惜、以求ㇳ興ニ天下之利一除中天下之害上。是以率ニ天下之萬民。齊戒沐浴。潔爲ニ酒醴粢盛。以祭ニ祀天鬼。其事ニ鬼神一也。酒醴粢盛。不ニ敢不ニ蠲潔。犧牲不ニ敢不ニ腯肥。珪璧幣帛。不ニ敢不ㇾ中ニ度量。春秋祭祀。不ニ敢失ニ時幾。聽ㇾ獄不ニ敢不ㇾ中。分ㇾ財不ニ敢不ㇾ均。居處不ㇾ敢怠慢。曰。其爲ニ正長一若ㇾ此。

を興し、天下の害を除かんことを求む。是を以て天下の萬民を率ゐて、齊戒沐浴して、潔く酒醴粢盛を爲りて、以て天鬼を祭祀し、其の鬼神に事ふるや、酒醴粢盛敢て蠲潔ならずんばあらず。犧牲敢て腯肥ならずんばあらず。珪璧幣帛敢て度量に中らずんばあらず。春秋の祭祀敢て時幾を失はず。獄を聽くに敢て中らずんばあらず。財を分つに敢て均しからずんばあらず。居處敢て怠慢せず。曰く、其の正長たること此の若しと。

(一) 蠲潔は清淨なり　(二) 腯肥はこまふとりたるなり　(三) 神鬼に事ぐるものは皆法則に過はぬことなり

是故出誅務者。何故之以也。曰。唯以ニ尙

是故に、上にしては天鬼其の政長たるを厚しとするあり。下にしては萬民其の政長たるを便利とするあり。天鬼の深厚する所にして、能く彊めて事に從はば、

言。法而不善行。学天子之善行。天子者固天下之仁人也。擧天下之萬民。以法天子。夫天下何說而不治哉。

察天子之所以治天下者。何故之以也。曰。唯以其能一同天下之義。是以天下治。夫既尙同乎天子。而未上同乎天者。則天菑將猶未止也。故當若夫降寒熱不節。雪霜雨露不時。五穀不熟。六畜不遂。疾菑戾疫。飄風苦雨。荐臻而至者。此天之降罰也。將以罰下人之不尙同乎天者也。

天子の天下を治むる所以の者を察するに、何の故を以てするか。曰く、唯其の能く天下の義を一同するを以て、是れを以て天下治まる。夫れ既に天子に尙同して未だ天に上同せざる者は、天菑將に猶ほ未だ止まざるなり。故に夫の寒熱を降す、節あらず。雪霜雨露時ならず、五穀熟せず、六畜遂げず、(一)疾菑戾疫、(二)飄風苦雨荐に臻り至る者の若きは、此れ天の罰を降すや、將に以て下人の天に尙同せざる者を罰せんとするなり。

(一)牛馬羊豚雞犬の畜類生育する能はず　(二)病氣災害惡氣時疫の類　(三)人民に同じ

故古者聖王。

故に古者聖王は、天鬼の欲する所を明にして、天鬼の憎む所を避け、以て天下の利

皆上二同乎國君一。而不二敢下比一。國君之所レ是。必亦是レ之。國君之所レ非。必亦非レ之。去二而不善言一。學二國君之善言一。去二而不善行一。學二國君之善行一。國君固國之賢者也。學二國人一以法二國君一。夫國何說而不レ治哉。察下國君之所二以治レ國而國治一者上何故之以也。曰。唯以三其能一二同其國之義一。是以國治。國君治二其國一。而既已治矣。有率二其國之萬民一。以尙二同乎天子一。曰。凡國之萬民。上二同乎天子一。而不二敢下比一。天子之所レ是。必亦是レ之。天子之所レ非。必亦非レ之。去二而不善言一。學二天子之善

● 鄉長は鄉の萬民を率きつれて國君の義に同意せしむる樣に訓諭す

國君の國を治めて、國治まる所以の者を察するに、何の故を以てするか。曰く、唯其の能く其の國の義を一同するを以て、是れ以て國治まる。國既に已に治まるときは、有其の國の萬民を率ゐて、以て天子に尙同して曰く、凡そ國の萬民、天子に上同して、敢て下比せず、天子の是とする所は、必ず亦之を是とし、天子の非とする所は、必ず亦之を非とし、而の不善言を去りて、天子の善言を學び、而の不善行を去りて、天子の善行を學べと。天子なる者は、固より天下の仁人なり。天下の萬民を舉げて、以て天子に法らば、夫れ天下何の說ありて治まらざらんや。

● 手本としてまねると

里之義。率二其里之萬民一。以尙二同乎鄕長一。曰。凡里之萬民皆尙二同乎鄕長一。而不二敢下比一。鄕長之所レ是。必亦是レ之。鄕長之所レ非。必亦非レ之。去二而不善言一。學二鄕長之善言一。去二而不善行一。學二鄕長之善行一。鄕長固鄕之賢者也。學二鄕人一以法二鄕長一。夫鄕何說而不レ治哉。

を去りて郷長の善行を學べと。郷長は固より郷の賢者なり。郷人を擧げて以て郷長に法らば、夫れ郷何の說ありて治まらざらんや。

● 語釋

察下鄕長之所二以治一レ鄕者上。何故之以也。曰。唯以三其能一二同其鄕之義一。是以鄕治二(其鄕一。)而鄕既已治矣。有率二其鄕萬民一。以尙二同乎國君一。曰。凡鄕之萬民。

郷長の郷を治むる所以の者を察するに、何の故を以てか。曰く、唯其の能く其郷の義を一同するを以てなり。是れを以て郷治まる。〔郷長其郷を治めて〕、郷既に已に治まる。有其郷の萬民を率ゐて、以て國君に尙同して、曰く、凡そ郷の萬民、皆國君に上同して、敢て下比せず。國君の是とする所は、必ず亦之を是とし、國君の非とする所は、必ず亦之を非とし、而の不善言を去りて、國君の善言を學べ、而の不善行を去りて、國君の善行を學べと。國君は固より國の賢者なり。國人を擧げて國君に法らば、夫れ國何の說ありてか治まらざらんや。

善傍薦之。上有過規諫之。尙同義其上。而毋有下比之心。上得則賞之。萬民聞則譽之。意若聞見善。不以告其上。聞見不善。亦不以告其上。上之所是不能是。上之所非不能非。己有善不能傍薦之。上有過不能規諫之。下比而非其上者。上得則誅罰之。萬民聞則非毀之。故古者聖王之爲刑政賞譽。甚明察以審信。

も之を訪薦すること能はず。下過あるも之を規諫すること能はず。下比して其上を非とする者は、上得れば之を誅罰し、萬民聞かば之を非毀せんと。故に古者聖王の刑政賞譽を爲すや、甚だ明察にして以て審信なり。

㊀一說に原文の儘にて已れに善あれば之を上の人に告ぐる意なりと　㊁下に比周して上の主義に反することあるなかれ　㊂上の人此の如き人を下に見付くるときはなり

是以擧天下之人。皆欲得上之賞譽。而畏上之毀罰。是故里長順天子政。而一同其里之義。里長既同其

是れを以て天下の人を擧げて、皆上の賞譽を得んと欲して、上の毀罰(二)を畏る。是故に里長は天子の政に順うて、其里の義を一同す。里長既に其里の義を同じくし、其里の萬民を率ゐて、以て鄉長に尙同して曰く、凡そ里の萬民皆鄉長に尙同して、敢て下比せず、鄉長の是とする所は、必ず亦之を是とし、鄉長の非とする所は必ず亦之を非とし、而の不善言を去りて、鄉長の善言を學べ、而の不善行

天下。設以爲ニ萬諸侯國君。使ㇾ從三事乎一ニ同其國之義。國君既已立矣。又以爲。唯其耳目之請。不ㇾ能三一ニ同其國之義一。是故擇ニ其國之賢者一。置以爲ニ左右將軍大夫一。以遠至ニ乎鄉里之長一。與從三事乎一ニ同其國之義一。

くは鄉里の長に至るまで、與に其國の義を一同するに從事す。

(一) 歴は離と同義なり、天下の地を分ちて諸侯を封ずるなり (二) 解上に在り (三) 近侍の臣を左右とす

天子諸侯之君。民正長既已定矣。天子爲發ㇾ政施ㇾ教曰。凡聞ニ見善一者。必以告ニ其上一。聞ニ見不善一者。亦必以告ニ其上一。上之所ㇾ是。必亦是ㇾ之。上之所ㇾ非。必亦非ㇾ之。已有ㇾ

天子諸侯の君、民の正長既に已に定まれば、天子爲に政を發し、教を施して曰く、凡そ善を聞見する者は、必ず以て其の上に告げよ。不善を聞見する者は、必ず以て其上に告げよと。上の是とする所は、必ず亦之を是とし、上の非とする所は、必ず亦之を非とし、(一)民善あれば之を訪薦し、上過あれば之を規諫し、義を其上に尙同して下比の心ある毋れ。(二)上得れば之を賞し、萬民聞けば之を譽む。(三)意〻若し善を聞見して、以て其上に告げず、不善を聞見して、亦其の上に告げず。上の是とする所は是とする能はず、上の非とする所も、非とする能はず。民善ある

怨讎。皆有二離散之心。不レ能二相和合。至下乎舍二餘力一不二以相勞。隱二匿良道一不二以相教。腐二朽餘財一不中以相分上天下之亂也。至下如二禽獸一然上。無二君臣上下長幼之節。父子兄弟之禮。是以天下亂焉。明下乎民之無三正長以一二同天下之義。而天下亂上也。是故選二擇天下賢良聖知辯慧之人。立以爲二天子。使レ從三事乎一二同天下之義。天子既以立矣。以爲唯其耳目之請。不レ能三獨一二同天下之義。是故選二擇天下。贊二閱賢良聖知辯慧之人。置以爲二三公。與從三事乎一二同天下之義。

以爲らく、唯其の耳目の情、獨り天下の義を一同にする能はずと。是故に天下に選擇し、賢良聖知辯慧の人を贊閱し、置きて以て三公と爲し、與に天下の義を一同するに從事す。

(一)言ふは今試みに民の始めて生じ正長等のあらざる時に立戻りて見よ、天下は何如なる有樣なるぞとなり　(二)兄弟互に仇敵となる　(三)自己一人の耳目を以て天下人民を統一し難しと　(四)進め閱ぶなり

天子三公既已立矣。以爲。天下博大。山林遠士之民。不レ可二得而一一也。是故靡二分

天子三公既に已に立つ。以爲らく、天下は博大なり、山林遠土の民、得て一にす可からず。是故に天下を靡分し、設けて以て萬の諸侯國君と爲し、其國の義を一同するに從事せしむ。國君既に已に立つ。又以爲らく、唯其耳目の情、其國の義を一同する能はじと。是故に其國の賢者を擇び、置いて以て左右將軍大夫と爲し、以て遠

子墨子曰。方二今之時一。復下古之民始生。未レ有二正長一之時上。蓋其語曰。天下之人異レ義。是以一人一義。十人十義。百人百義。其人數玆衆。其所レ謂義者亦玆衆。是以人是二其義一。而非二人之義一。故相交非也。內レ之父子兄弟作二

尙同中第十二

子墨子曰く、今の時に方りて、古の民始めて生じ、未だ正長あらざる時に復るに、蓋し其の語に曰く、天下の人、義を異にす。是を以て一人に一義、十人に十義、百人に百義あり。其の人數玆〻衆ければ、其の所謂義なる者亦玆〻衆し、是れを以て人其義を是として、人の義を非とす。故に相交〻非とするなり。之を內にして父子兄弟怨讎を作し、皆離散の心ありて、相和合する能はず。餘力を舍てて以て相勞せず、良道を隱匿して以て相敎へず、餘財は腐殄して以て相分たざるに至る。天下の亂るゝや、禽獸の如く然るに至り、君臣上下長幼の節、父子兄弟の禮なし。是れを以て天下亂る。民の正長以て天下の義を一同にすること無くして、天下の亂るゝを明にせるなり。是故に天下の賢良聖知辯慧の人を選擇し、立てて天子と爲し、天下の義を一同にするに從事せしむ。天子既以に立つ。

子。天子之所レ是。皆是レ之。天子之所レ非。皆非レ之。去ニ若不善言一。學ニ天子之善言一。去ニ若不善行一。學ニ天子之善行一。則天下何說以亂哉。

察下天下之所ニ以治一者上何也。天子唯能壹ニ同天下之義一。是以天下治也。天下之百姓皆上ニ同於天一。而不ニ上ニ同於天一。則菑猶未レ去也。今若ニ天飄風苦雨溱溱而至者一。此天之所下以罰中百姓之不ニ上ニ同於天一者上也。是故子墨子言曰。古者聖王爲ニ五刑一。請以治ニ其民一。譬若ニ絲縷之有レ紀、罔罟之有上レ綱。所下以連中收天下之百姓不ニ尚ニ同其上一者上也。

天下の治まる所以の者を察するに何ぞや。天子唯能く天下の義を壹同す。是を以て天下治まるなり。天下の百姓、皆天に上同して、一も天に上同せざれば菑猶ほ未だ去らざるなり。今夫の飄風苦雨溱溱(一)として至る者の若きは、此れ天が百姓の天に上同せざる者を罰する所以なり。是故に子墨子言ひて曰く、古者聖王(二)五刑を爲り、請ひて以て其民を治む。譬へば絲縷の紀(三)あり、罔罟の綱あるが若し、天下の百姓の其上に尚同せざる者を連收する所なり。

(一) 溱々は盛なるなり　(二) 墨(いれずみ)劓(はなきり)刖(あしきり)宮刑大辟即ち死刑　(三) 取締り統一するなり

鄉長發二政鄉之百姓一。言曰。聞二善而不善一者。必以告二國君一。國君之所レ是。必皆是レ之。國君之所レ非。必皆非レ之。去二若不善言一。學二國君之善言一。去二若不善行一。學二國君之善行一。則國何說以亂哉。

國君の善言を學び、若の不善行を去りて、國君の善行を學べと。國何の說ありて以て亂れんや。(二)

(一) 鄉長は又其上の國君の善主義に從ふべしと訓令す　(二) 何の道理ありて亂るべき決して亂ることなし

察下國之所二以治一者上何也。國君唯能壹二同國之義一。是以國治也。國君者國之仁人也。國君發二政國之百姓一。言曰。聞二善而不善一。必以告二天

國の治まる所以の者を察するに何ぞや。國君唯能く國の義を壹同(一)す、是を以て國治まるなり。國君なる者は國の仁人なり。國君政を國の百姓に發し、言ひて曰く、善と不善とを聞かば、必ず以て天子に告げよ。天子の是とする所は、皆之を是とし、天子の非とする所は、皆之を非とせよ。若の不善言を去りて、天子の善言を學び、若の不善行を去りて、天子の善行を學べと。天下何の說ありてか以て亂れんや。

(一) 一にす

百姓所ㇾ毀也。上以ㇾ此爲二賞罰一。其明察以審信。

是故里長者里之仁人也。里長發二政里之百姓一言曰。聞二善而不善一。必以告二其鄕長一。鄕長之所ㇾ是。必皆是ㇾ之。鄕長之所ㇾ非。必皆非ㇾ之。去二若不善言一。學二鄕長之善言一。(去二若不善行一。學二鄕長之善行一。)則鄕何說以亂哉。

是故に里長は里の仁人なり。里長政を里の百姓に發して言ひて曰く、善と不善を聞かば、必ず以て其鄕長に告げよ。鄕長の是とする所は、必ず皆之を是とし、鄕長の非とする所は、必ず皆之を非とせよ。若の不善言を去りて、鄕長の善言を學べと。〔此の若くなれば〕鄕何の說ありて以て亂れんや。

(一) 里長は鄕に附屬せる里の長なり、故に里長は訓令を發し其里民に一段上の鄕長の主義に從ふべしと言ふなり

察二鄕之所ㇾ治者一何也。鄕長唯能壹二同鄕之義一。是以鄕治也。鄕長者鄕之仁人也。

鄕の治むる所の者を察するに何ぞや。鄕長唯能く鄕の義を壹同す。是を以て鄕治まるなり。鄕長なる者は鄕の仁人なり。鄕長政を鄕の百姓に發して言ひて曰く、善と不善とを聞く者は、必ず以て國君に告げよ。國君の是とする所は、必ず皆之を是とし、國君の非とする所は、必ず皆之を非とせよ。若の不善言を去りて、

又選擇其國之賢可者、置立之、以爲正長。

正長既已具。天子發政於天下之百姓。言曰。聞善而不善。皆以告其上。上之所是。必皆是之。所非必皆非之。上有過則規諫之。下有善則傍薦之。上同而不下比者。此上之所賞。而下之所譽也。意若聞善而不善。不以告其上。上之所是弗能是。上之所非弗能非。上有過弗規諫。下有善弗傍薦。下比不能上同者。此上之所罰。而

正長既に已に具る、天子政を天下の百姓に發し、言ひて曰く、善と不善とを聞くときは、皆以て其上に告げよ。上の是とする所は、(一)必ず皆之を是とし、非とする所は、必ず皆之を非とせよ。上過あらば之を規諫し、下善あらば之を訪薦せよ。意若く上同して下比せざる者は、(二)此れ上の賞する所にして、下の譽むる所なり。意若し善と不善とを聞きて、以て其上に告げず、上の是とする所を是とする能はず、非とする所を非とする能はず、上過あるも規諫せず、下善あるも訪薦せず、(三)下比して上同する能はざる者は、此れ上の罰する所にして、百姓の毀る所なり。上此れを以て賞罰を爲すこと、(四)甚だ明察にして以て審信なり。

㊀ 正長を置き下民をして其の主に同ぜしむ、但上正長に過あれば之を規諫し下善あれば之を訪ひて推薦すべしと
㊁ 上の善主義に同意して下に比周し黨を爲さざる者はなり
㊂ 此の段は上に賢者を置き下をして之に尙同せしめ天下の義を一にせんとの意なり
㊃ 以上の主義に依りて賞罰するときは賞罰明信する所たり

者父子兄弟。作二怨惡離散一。不レ能二相和合一。天下之百姓。皆以二水火毒藥一相虧害。至下有二餘力一不レ能二以相勞一。腐二朽財一不中以相分上。隱二匿良道一不中以相敎上。天下之亂若二禽獸一然。

夫明下虖天下之所二以亂一者上。生二於無二政長一。是故選二天下之賢可者一立以爲二天子一。天子立。以二其力一爲レ未レ足。又選二擇天下之賢一。可者置二立之一以爲二三公一。天子三公既以立。以二天下一爲二博大一。遠國異土之民。是非利害之辯。不レ可二一二而明知一。故畫二分萬國一。立二諸侯國君一。諸侯國君既已立。以二其力一爲レ未レ足。

夫れ天下の亂るゝ所以の者を明にするに、政長なきに生ず。是故に天下の賢を選び、可なる者を立てて以て天子と爲す。天子立つても、其力を以て未だ足らずと爲し、又天下の賢を選擇し、可なる者は之を置立して以て三公と爲す。天子三公既に以に(一)立つも、天下を以て博大と爲す。遠國異土の民、是非利害の辯、一二に(二)して明知す可からず。故に萬國を畫分し(三)、諸侯國君を立つ。諸侯國君既に已に立つも、其力を以て未だ足らずと爲し、又其國の賢を選擇し、可なる者は之を置立して、以て正長と爲す。

(一) 以は已に通ず　(二) 一二人の力を以て處理する能はず　(三) 天下を多くの國に區分して國君正長を置き政務を分掌せしむ

子墨子言曰。古者民始生。未有刑政之時。蓋其語人異義。是以一人則一義。二人則二義。十人則十義。其人茲衆。其所謂義者亦茲衆。是以人是其義以非人之義。故交相非也。是以内

卷之三

尚同上第十一

子墨子言つて曰く、古者民始めて生れ、未だ刑政あらざるの時、蓋し其の人に語る義を異にす。是を以て(一)一人は一義、二人は二義、十人は十義、其人茲ゝ衆ければ、其の所謂義なる者も亦茲ゝ衆し。是を以て人其義を是として、以て人の義を非とす。故に交ゝ相非とするなり。是れを以て(二)内は父子兄弟怨惡離散を作し相和合すること能はず。天下の百姓皆水火毒藥を以て相虧害し、餘力あるも以て相勞する能はず。餘財を腐㱙(三)するも以て相分たず。良道を隱匿して以て相敎へざるに至る、天下の亂るゝこと禽獸の若く然り。

(一) 一人毎に其の主義を異にし相容れず (二) 内は父子云々以下は各人主義を異にする故に互に相爭ひ自ら利して人を救はず終には相賊害するに至るを言ふ (三) 㱙は朽なり

求ㇾ爲ㇾ士。上欲ㇾ中二聖王之道一。下欲ㇾ中二國家百姓之利一而

の本なり。

㈠ 盛んに富む　㈡ 善を勸め勉め其實を擧む

天下和。庶民阜。是以近者安ㇾ之。遠者歸ㇾ之。日月之所ㇾ照。舟車之所ㇾ及。雨露之所ㇾ漸。粒食之所ㇾ養。故尚ㇾ賢之爲ㇾ說。而不ㇾ可ㇾ不ㇾ察ㇾ此者也。尚ㇾ賢者。天鬼百姓之利。而政事之本也。

所罰者亦無罪。是以使百姓皆飲心解體。沮以爲善。垂其股肱之力。而不相勞來也。腐臭餘財。而不相分資也。隱慝良道。而不相教誨也。若此。則飢者不推而上之以

㈠ 骨肉の親面目美好の者は用ひられ、能不能智不智の辯別なからしむれば禹湯文武の如きも別に得益なく、躄瘖聾即ちあしなへ、おし、つんぼの若きものも別に損失なかるべし ㈡ 自暴落になりて善を爲すの心なし ㈢ 人々互に力を竭し財を分ち與へ良き道を教へる等の事なしと ㈣ 文尾を「得食、寒者不得衣、亂者不得治」と作るべきに似たり

是故昔者堯有舜。舜有禹。禹有皐陶。湯有小臣。武王有閎天。泰顚。南宮括。散宜生。得此不勸譽。且今天下之王公大人士君子。中實將欲爲仁義。

是故に昔者堯に舜あり、舜に禹あり、禹に皐陶あり、湯に小臣あり、武王に閎天・泰顚・南宮括・散宜生ありて、天下和ぎ、(一)庶民阜なり。是を以て近き者は之に安んじ、遠き者は之に歸し、日月の照す所、舟車の及ぶ所、雨露の漸す所、粒食の養ふ所、此を得て(二)勸譽せざるなし。且今の天下の王公大人士君子、中實に將に仁義を爲さんと欲し、士を〔上ぶを〕爲さんことを求め、上は聖王の道に中らんことを欲し、下は國家百姓の利に中らんことを欲せんか。〔是〕故に賢を尚ぶ者は、天鬼百姓の利にして、政事

然女何爲。曰得富貴而辟貧賤哉。曰。莫若爲王公大人骨肉之親。無王公大人骨肉之親。無故富貴面目美好者。此非可學能者也。

なし。王公大人骨肉の親、毋故富貴、面目美好の者は、(一)此れ學びて能くす可き者に非ざるなり。

(一) 富貴を得るには骨肉の親又は面目の好きに若くはなし、是れ學問才智にては出來ざることゝいふならん

使不辯。德行之厚。若禹湯文武不加得也。王公大人骨肉之親。躄瘖聾暴。爲桀紂不加失也。是故以賞不當賢。罰不當暴。其所賞者已無故矣。其

(一)辯ぜざらしむれば、德行の厚きこと、禹湯文武の若きも得ることを加へざるなり。王公大人骨肉の親ならば、躄瘖聾にして暴、桀紂たるも、失ふことを加へざるなり。是の故に以て賞は賢に當らず、罰は暴に當らず。其賞する所の者已に功なく、其罰する所の者亦罪なし。是を以て百姓をして、(二)皆心を放ちて體を解き、以て善を爲すを沮み、(三)其の股肱の力を舍てて、相勞來せず。餘財を腐臭して、相分資せず、良道を隱慝して、相教誨せざらしむ。此の若くなれば飢者は食を得ず、〔寒者〕は衣を得ず、〔亂者は治を得ず〕。

何。曰。有レ力者疾以助レ人。有レ財者勉以分レ人。有レ道者勸以教レ人。若レ此則飢者得レ食。寒者得レ衣。亂者得レ治。若飢則得レ食。寒則得レ衣。亂則得レ治。此安生生。

生生たり。

(一) 寒くてこゞゆれば衣を得

今王公大人。其所レ富。其所レ貴。皆王公大人骨肉之親。無故富貴面目美好者也。(今王公大人骨肉之親。無故富貴面目美好者)。焉故必知哉。若不知使レ治二其國家一。則其國家之亂。可二得而知一也。

今の王公大人、其の富ます所、其の貴くする所は、皆王公大人骨肉の親、(一)毋故富貴、面目美好の者なり。焉故必ずしも知らんや。(二)若し不知にして其國家を治めしめば、其の國家の亂るゝに得て知る可きなり。

(一) 毋故の解前に出づ　(二) 知は智なり

今天下之士君子。皆欲二富貴一而惡二貧賤一。

今天下の士君子、皆富貴を欲して貧賤を惡む。然も女何を爲して富貴を得て貧賤を辟くるや。曰く、王公大人骨肉の親、(毋故富貴、面目美好の者なるに若くは)

在今而安百姓。女何擇。言人。何敬。不刑。何度。不及。能擇人而敬爲刑。堯舜禹湯文武之道可及也。是何也。則以尙賢及之。於先王之書。豎年之言。然。曰。晞夫聖武知人。以屛輔而身。此言先王之治天下也。必選擇賢者。以爲其羣屬輔佐。

に於て然り。曰く、夫の聖武知人を晞、以て而の身を屛輔せよと。此れ先王の天下を治むるや、必ず賢者を選擇して、以て其羣屬輔佐と爲すを言ふ。

㈠古代紙なく皆竹帛に記載す　㈡聖王は貪なり、瑑は比り付くるなり　㈢書經の篇の名なり　㈣諸侯を言ふ於楽は呼びて調論するなり　㈤五刑は書經に祥刑とあり、註に之を祥と言ふは刑を刑なきに期するは祥甚れより大なるなきの意とあり　㈥及ぶにあらずやとは刑の及ぶ所を度り考へて務めて冤なからしむるを言ふ　㈦豎は長なり長き以前即ち古昔を言ふ　㈧聖武の人及智者なり　㈨身の輔佐とするなり

曰。今也天下之士君子。皆欲富貴而惡貧賤。曰。然。女何爲。而得富貴而辟貧賤。莫若爲賢。爲賢之道將柰

曰く、今や天下の士君子、皆富貴を欲して貧賤を惡むか。曰く、然り。女何を爲して、富貴を得て貧賤を辟くるか。賢と爲るに若くは莫し。賢と爲るの道は、將に奈何にせんとす。曰く、力ある者は疾く以て人を助け、財ある者は勉めて以て人に分ち、道ある者は勸めて以て人に敎ふ。此の若くなれば、饑者は食を得、寒者は衣を得、亂者は治を得、若し饑うれば食を得、寒ゆれば衣を得、亂るれば治を得。此れ乃ち

之擧レ舜也。湯之擧二伊尹一也。武丁之擧二傳說一也。豈以レ爲二骨肉之親。無故富貴。面目美好者一哉。惟法二其言一。用二其謀一。行二其道一。上可三(而)利二天。中可三(而)利二鬼。下可三(而)利二人。是故推而上レ之。

骨肉の親、母故(一)富貴、面目美好の者たるを以てせんや。惟其言に法り、其謀を用ひ、其道を行はば、上は天を利す可く、中は鬼を利す可く、下は人を利す可し。是故に推して之を上せり。

(一) 母故の說明前に出づ

古者聖王既審レ尚レ賢。欲二以爲レ政。故書二之竹帛一。琢二之槃盂一。傳以遺二後世子孫一。於二先王之書。呂刑之書一然。王曰。於來。有國有土。告二女訟刑一。

古者聖王既に賢を尚ぶことを審にし、以て政を爲さんと欲す。故に之を竹帛(一)に書し、之を槃盂(二)に琢し、傳へて以て後世子孫に遺す。先王の書、呂刑(三)の書に於て然り。王曰く、於來(四)れ、有國有土、女に訟刑(五)を告げん。今に在りて而百姓を安んぜよ。女何をか擇ぶ、人に否ずや。何をか敬す、刑にあらずや。何をか度る、及ぶにあらずや(六)。能く人を擇びて敬しみて刑を爲さば、堯舜禹湯文武の道も及ぶ可きなり。是れ何ぞや。賢を尚ぶを以て之に及ぶなり。先王の書、豎年(七)の言

王之治二天下一也。其所レ富其所レ貴。未二必王公大人骨肉之親。無故富貴面目美好者一也。是故昔者舜耕二於歴山一。陶二於河濱一。漁二於雷澤一。灰二於常陽一。堯得二之服澤之陽一。立爲二天子一。使下接二天下政一而治中天下之民上。昔伊尹爲二莘氏女師僕一。使レ爲二庖人一。湯得而擧レ之。立爲二三公一。使下接二天下之政一治中天下之民上。昔者傳說居二北海之洲。圜土之上一。衣レ褐帶レ索。庸築於傳巖之城。武丁得而擧レ之。立爲二三公一。使下之接二天下之政一。而治中天下之民上。

王公大人骨肉の親、毋故富貴、而目美好の者のみならず、是故に昔者舜は歴山に耕し、河濱に陶し、雷澤に漁し、常陽に反ぐも(一)、堯之を服澤の陽に得、立てて天子と爲し、天下の政を接して、天下の民を治めしむ。昔伊尹は莘氏の女師の媵とな(二)り、庖人爲らしむ。湯得て之を擧げ、立てて三公と爲し、天下の政を接して、天(三)下の民を治めしむ。昔者傅說は、北海の洲、圜土の上に居り、褐を衣索を帶にし傅巖の城に庸築す。武丁得て之を擧げ、立てて三公と爲し、之をして天下の政を接して、天下の民を治めしむ。

(一) 反は販にして商賣なり　(二) 媵は嫁女の附送者、女師媵とは有莘氏の女へ傳侍となり湯に歸して其の庖人即ち料理人となり　(三) 此の段の說苑にも出づ

是故昔者堯

是故に昔者堯の舜を擧ぐるや、湯の伊尹を擧ぐるや、武丁の傅說を擧ぐるや、豈

失ニ倘レ賢而使ヒ能。王公大人。有ニ一罷馬ー不レ能レ治。必索ニ良醫ー。有ニ一危弓ー不レ能レ張。必索ニ良工ー。當ニ王公大人之於ヒ此也。雖レ有ニ骨肉之親。無故富貴。面目美好者ー。實知ニ其不能ー也。必不レ使。是何故。恐ニ其敗ヒ財也。當ニ王公大人之於ヒ此也。則不レ失ニ倘レ賢而使ヒ能。

逮至ニ其國家ー則不レ然。王公大人。骨肉之親。無故富貴面目美好者則擧レ之。則王公大人之親ニ其國家ー也。不レ若レ親ニ其一危弓罷馬衣裳牛羊之財ー與。我以レ此知ニ天下之士君子。皆明ニ於小ー而不レ明ニ於大ー也。此譬猶ニ瘖者而使レ爲ニ行人ー。聾者而使レ爲ニ樂師ー。

其國家(一)に至るに逮びては然らず。王公大人骨肉の親、毋故富貴、面目美好なる者は則ち之を擧ぐるときは、王公大人の其國家を視るや、其一危弓・罷馬・衣裳・牛羊の財を視るに若かざるか。我此れを以て天下の士君子、皆小に明にして大に明ならざるを知るなり。此れ譬へば猶ほ瘖者(二)を行人たらしめ、聾者(三)を樂師たらしむるがごとし。

(一) 國家の事に至てはなり (二) 瘖者は唖者、口のきけぬ者、行人は使者なり、之を使者とすれば應對は出來ず (三) 聾はつんぼなり、音樂を聽き分くること能はず

是故古之聖

是故に古の聖王の天下を治むるや、其の富ます所、其の貴くする所、未だ必ず

知天下之士君子明小而不明於大也。

何以知其然乎。今王公大人。有一牛羊之財不能殺。必索良宰。有一衣裳之財不能制。必索良工。當王公大人之於此也。雖有骨肉之親。無故富貴面目美好者。實知其不能也。不使之也。是何故。恐其敗財也。當王公大人之於此也。則不

何を以て其然るを知るか。今王公大人、一牛羊の財ありて、殺(一)すこと能はざれば、必ず良宰を索む。一衣裳の財ありて、制すること能はざれば、必ず良工を索む。王公大人の此に於てするに當りてや、骨肉の親、(二)母故富貴、面目美好なる者ありと雖も實に其の不能を知れば之を使はざるなり。是れ何の故ぞ。其の財を敗らんことを恐るればなり。王公大人の此に於てするに當りてや、賢を尚びて能を使ふことを失はず。王公大人、一の罷馬(三)ありて治する能はざれば、必ず良醫を索む。一の危弓(四)ありて張ること能はざれば、必ず良工を索む。王公大人の此に於てするに當り(五)てや。骨肉の親、母故富貴、面目美好なる者ありと雖も、實に其不能を知れば、必ず使はず。是れ何の故ぞ。其財を敗らんことを恐るればなり。王公大人の此に於てするに當りてや、賢を尚びて能を使ふことを失はず。

㊀殺して料理するなり　㊁原文の無故は毋故なり毋は無の假者、故舊と云ふことなり、この事前に詳述せり　㊂罷み疲れたる馬なり　㊃強弓なり　㊄此に於てす云々言ふは此の場合に於てなり

大以爲政於天下。使天下之爲善者勸。爲暴者沮。然昔吾所以貴堯舜禹湯文武之道者。何故以哉。以其唯毋臨衆發政而治民。使天下之爲善者可(而)勸也。爲暴者可(而)沮也。然則此尚賢者也。與堯舜禹湯文武之道同矣。

夫れ以て政を天下に爲し天下の善を爲す者勸め、暴を爲す者を沮ましめん、然らば昔吾が堯舜禹湯文武の道を貴ぶ所以(一)の者は、何故を以てするや。其の唯毋衆に臨み、政を發して民を治め、天下の善を爲す者をして勸むべく、暴を爲す者をして沮むべからしむるを以てなり。然らば則ち此の賢を尚ぶ者は、堯舜禹湯文武の道と同じ。

(一) わけあひ

而今天下之士君子。居處言語皆尚賢。逮至其臨衆發政而治民。莫知尚賢而使能。我以此

今天下の士君子、居處言語皆賢を尚ぶも、其の衆に臨み政を發して民を治むるに至るに逮びては、賢を尚びて能を使ふことを知る莫し。我此れを何て天下の士君子、小に明かにして(一)、大に明かならざるを知るなり。

(一) 小事に明かにして大事にくらきなり

若有二諸侯於此一。爲二政其國家一也。曰。凡我國能二射御一之士。我將二賞二貴之一。不レ能二射御一之士。我將二罪二賤之一。問下於二若國之士一孰喜孰懼上。我以爲、必能二射御一之士喜。不レ能二射御一之士懼。我賞因而誘レ之矣。曰。凡我國之忠信之士。我將二賞二貴之一。不二忠信一之士。我將二罪二賤之一。問下於二若國之士一孰喜孰懼上。我以爲、必忠信之士喜。不忠不信之士懼。今惟毋以レ尚レ賢爲二政其國家百姓一。使二國爲レ善者勸。爲レ暴者沮一。

御を能くせざるの士は、我將に罪して之を賤しくせんとすと。若の國の士に於て、孰か喜び孰か懼ると問はば、我以爲ふに、必ず射御を能くするの士は喜び、射御を能くせざるの士は懼れん。我嘗みに(二)因て之を誘はん。曰く、凡そ我國忠信の士は、我將に賞して之を貴くせんとす。忠信ならざるの士は、我將に罪して之を賤くせんとすと。若の國の士に於て、孰か喜び孰か懼ると問はば、我以爲ふに、必ず忠信の士は喜び、不忠不信の士は懼れん。今惟毋賢を尚ぶを以て、政を其國家百姓に爲さば國の善を爲す者は勸み、暴を爲す者を沮ましめん。

(一) 言ふは例を擧げて示すべきかとなり　(二) 嘗はこゝろみるなり、言ふは射御を能くする能くせざる士に於ける例によりて今嘗みに之を誘引して見んとなり

大人欲下王二天下一。正中諸侯上。將欲レ使下意得二乎天下一。名成中乎後世上。故不レ察二尚レ賢政之本一也。此聖人之厚行也。

尚賢下第十

子墨子言曰。天下之王公大人。皆欲二其國家之富一也。人民之衆也。刑法之治一也。然而不レ識三以レ尚レ賢爲二政其國家百姓一。王公大人本失二尚レ賢爲レ政之本一也。

子墨子言つて曰く、天下の王公大人、皆其國家の富、人民の衆、刑法の治まらんことを欲するなり。然而れども賢を尚ぶを以て、政を其國家百姓に爲すことを識らず。王公大人、本賢を尚ぶは政を爲すの本なるを失ふなり。

㊀實行の方法は之れと反す

若苟王公大人。本失二尚レ賢爲レ政之本一也。則不レ能レ毋二舉レ物示レ之乎。今

若し苟に王公大人、本賢を尚ぶは政を爲すの本なるを失ふといふことは、物を(二)舉げて之を示す毋き能はざるか。今若し此に一諸侯あり。政を其國家に爲すや、曰く、凡そ我國の射御を能くするの士は、我將に賞して之を貴くせんとす。射

山之承。不坼不崩。若日之光。若月之明。與天地同常。則此言聖人之德章明博大埴固以脩久也。故聖人之德。蓋總乎天地者也。

今王公大人。欲王天下正中諸侯。夫無德義。將何以哉。其說將必挾震威彊。今王公大人。將焉取挾震威彊哉。傾者民之死也。民生為甚欲。死為甚憎。所欲不得。而所憎屢至。自古及今。未有嘗能有以此王天下正諸侯者也。今

今王公大人、天下に王とし、諸侯を正さんと欲す。夫れ徳義なくば、將何を以てせんや。其說將に必ず威彊を挾震せんとするか。(一)今王公大人、將に焉くに取りて威彊を挾震せんとするか。者民の死を傾むくるか。(二)民は生を甚だ欲すと爲し死を甚だ憎むと爲す。欲する所は得ずして、憎む所は屢〻至る。古より今に及ぶまで、未だ嘗て能く此を以て天下に王とし、諸侯を正す者はあるあらざるなり。今大人天下に王とし、諸侯を正さんと欲し、將に意を天下に得、名を後世に成さしめんと欲せば、胡ぞ賢を尙ぶは政をなすの本たるを察せざるや。此れ聖人の厚行なり。

(一)威彊を挾み他を震恐せしめて君主の位を有たんとするならんも今の王公等何如にして之を挾さんとするか　(二)者は某本に諸の略字とあり、言ふは諸民の死力を傾け竭さしめて其の王位を有たんとするか是れ到底出來ざることなりと

假ニ於民一。則此言ト三聖人者謹ニ其言一。愼ニ其行一。精ニ其思慮一。索ニ天下之隱事遺利一。以上事レ天。則天鄕ニ其德一。下施ニ之萬民。萬民被ニ其利一。終身無レ已。

せしめ、伯夷は典禮を民に教へ、教に順はざれば刑を定めて之を刑し禹は利を導き治め山川の名目を定め、稷は種を蒔き黍穀を産する事を教ふる等各々其の事を成し遂げて民に大なる功德を施せり

故先王之言曰。此道也。大用ニ之天下一。則不レ窕。小用レ之則不レ困。脩用レ之則萬民被ニ其利一。終身無レ已。周頌道レ之曰。聖人之德若ニ天之高一。若ニ地之普一。其有レ昭ニ於天下一也。若ニ地之固一。若ニ

故に先王の言に曰く、此道や、大に之を天下に用ふるも窕がず、(一)小に之を用ふるも困まず。(二)脩く之を用ふれば、萬民其利を被り、終身已むことなしと。(三)周頌之を道つて曰く、聖人の德、天の高きが若く、地の普きが若く、其れ天下に昭かなることあるなり。地の固きが若く、山の高きが若く、坼けず崩れず。日の光の若く、月の明の若く、天地と同常なりと。則ち此れ聖人の德は、章明博大、(四)堩固にして脩久なるを言ふなり。故に聖人の德は、蓋し天地を總ぶるものなり。

(一) 窕とは間隙ありて適合せざること、不窕はぬけめなく合ふなり (二) 窮屈の狀なきなり (三) 詩經の篇名、然れども此文詩經に見えず (四) 堅固なり

使能者。誰也。曰。若昔者禹稷皐陶是也。何以知其然也。先王之書。呂刑道之曰。皇帝清問下民。有辭有苗。曰。羣后之肆在下。明明不常。鰥寡不蓋。德威維威。德明維明。乃名三后。恤功於民。伯夷降典。哲民維刑。禹平水土。主名山川。稷降播種。農殖嘉穀。三后成功。維

を以て其然るを知るや。先王の書、呂刑に之を道つて曰く、皇帝下民に清問し、(一)有苗に辭あり。曰く、(三)羣后の下に在るに肆ぶまで、(四)明を明にすること常ならず、(五)鰥寡蓋はず、(六)德威あれば維れ威れ、德明なれば維れ明かなり。乃ち(七)三后に命じ、功を民に恤へしむ。(八)伯夷典を降して、民を哲むるに維れ刑し、禹水土を平げて、山川を主名し、稷播種を降して、嘉穀を農殖す。三后功を成して、維れ民に假なり。此れ三聖人の者、其言を謹み、其行を愼み、其思慮を精しくし、天下の隱事遺利を索めて、以て上天に事ふれば、天は其德を饗け、下之を萬民に施せば、萬民は其利を被り、終身已むなきを言ふなり。

(一) 天の能を使ふ云々は天の使ふ所の能ある人といふことなり (二) 皇帝の清問に對し人民は有苗を怨むの辭あり 皇帝は堯なり (三) 曰く羣后云々は有苗が民を虐する事あるを以て諸侯の下國に在るものまでも討論して虐政を爲さゞらしめんとての堯の辭なり (四) 明德ある者を甄拔することは何時にても爲すなり (五) 鰥寡の者を蔽ふことなく憫みをかくるなり (六) 言ふは威嚴あり明德あるを必要とす、左すれば下の者は其の威を畏れ其の明德に服すとなり (七) 伯夷、禹、稷なり、古へ諸侯を稱して后と云ふ (八) 伯夷云々以下の意は堯は三后に命じて人民の事を配慮

下一也、兼而憎レ之。從而賤レ之。又率二天下之民一。以詬レ天侮レ鬼賤二傲萬民一。是故天鬼罰レ之。使下身死而爲二刑戮一。子孫離散。室家喪滅。絕無中後嗣上。萬民從而非レ之曰二暴王一。至レ今不レ已。則此富貴爲レ暴。而以得二其罰一者也。

まで已まず。此れ富貴暴を爲して、其罰を得たる者なり。

(一) 富貴にして亂暴なる者　(二) 卑賤なりとして輕蔑し傲然たるなり、一本賊殺に作る

然則親而不善。以得二其罰一者誰也。曰。若二昔者伯鯀一。帝之元子。廢二帝之德庸一。既乃刑二之于羽之郊一。乃熱照無レ有レ及也。帝亦不レ愛。則此親而不善。以得二其罰一者也。

然らば則ち親しきも不善にして、以て其罰を得たる者は誰ぞや。曰く、昔者伯鯀(一)の若きは、帝の元子なるも、帝の德庸(二)を廢せり。既にして乃ち之を羽の郊に刑しぬ。乃ち熱照(三)及ぶことあるなく、帝も亦愛せず。此れ親しきも不善にして以て其罰を得たる者なり。

(一) 伯鯀は帝顓頊の長子、元は長なり　(二) 帝たるべきの德功を捨つ、庸は功なり　(三) 日月も恩光を及ぼさず

然則天之所レ

然らば則ち天の能(一)を使ふ所の者は誰ぞや。曰く、昔者禹稷皐陶の若き是なり。何

昔者三代聖王。堯舜禹湯文武者是也。所三以得二其賞一何也。曰。其爲二政乎天下一也。兼而愛レ之。從而利レ之。又率二天下之萬民一。以尚三尊レ天事レ鬼愛二利萬民一。是故天鬼賞レ之。立爲二天子一。以爲二民父母萬民從而譽レ之曰二聖王一。至レ今不レ已。則此富貴爲レ賢。以得二其賞一者也。

の政を天下に爲すや、兼て之を愛し、從つて之を利し、又天下の萬民を率ゐて以て天を尊び鬼に事へ、萬民を愛利するを尚ぶ。是故に天鬼之を賞し、立てて天子と爲して、民の父母と爲し。萬民從つて之を譽めて聖王と曰ひ、今に至るまで已まず。此れ富貴賢を爲して其賞を得たる者なり。

(一) 富貴にして賢なるなり　(二) 天下の人を擇ばずして一樣に之を愛する義

然則富貴爲レ暴。以得二其罰一者誰也。曰。若二昔者三代暴王。桀紂幽厲一者是也。何以知二其然一也。曰。其爲二政乎天

然らば則ち富貴暴を爲して、以て其罰を得たる者は誰ぞや。曰く、昔者三代の暴王、桀紂幽厲の若き者是なり。何を以て其然るを知るや。曰く、其政を天下に爲すや、兼て之を惛み、從つて之を賤しくし、又天下の民を率ゐて、以て天を詬り鬼を侮り、萬民を賤傲す。是故に天鬼之を罰し、身死して刑戮となり、子孫離散し、室家喪滅し、絕えて後嗣なからしむ。萬民從つて之を非りて暴王と曰ひ、今に至る

此何故。始賤卒而貴。始貧卒而富。則王公大人。明乎以尙賢使能爲政。是以民無飢而不得食。寒而不得衣。勞而不得息。亂而不得治者。故古聖王。以審以尙賢使能爲政。而取法於天。雖天亦不辯貧富貴賤遠邇親疏。賢者擧而尙之。不肖者抑而廢之。

此れ何の故ぞ。始め賤しくして卒に貴く、始め貧しくして卒に富めるは、王公大人の、賢を尙び能を使ふを以て政を爲すことを明にす。(一)是を以て民飢ゑて食を得ず、寒えて衣を得ず、勞して息ふことを得ず、亂れて治を得ざる者なし。(二)故に古の聖王は、以て賢を尙び能を使ふを以て政を爲すを審かにして、法を天に取る。(三)天と雖も亦貧富貴賤遠邇親疏を辯ぜず、賢者は擧げて之を尙び、不肖者は抑へて之を廢す。

(一) 賢者であれば始めは貧賤なるも終には富貴となるは王公の賢を尙び能を使ふの明證なり　(二) 賢者上にある故に民に飢寒の憂なく、又勞する者休息を得ず亂れて治まることを得ぬやうのことなし　(三) 天は知り難しと雖も固に亦公平にして貧富貴賤等を以て區別せず賢者不肖者を以て人を擧げ又は廢す

然則富貴爲賢。以得其賞者誰也。曰。若

然らば則ち富貴賢を爲し、以て其賞を得たる者は誰ぞや。曰く、昔者の三代聖王、堯舜禹湯文武の若き者是なり。(一)其賞を得たる所以の者は何ぞや。曰く、其

君・哲人一。以裨ニ輔而身一。湯誓曰、聿求ニ元聖一。與レ之戮レ力同レ心。以治ニ天下一。則此言ニ聖之不ヒ失下以ニ尚レ賢使ヒ能爲ヒ政也。故古者聖王。唯能審下以ニ尚レ賢使ヒ能爲ヒ政。無ニ異物雜一焉。天下皆得ニ其利一。

㊀ 儕保は長く有つなり　㊁ 距年とは畢沅注に遐年とあり、遠き昔よりの格言なりと　㊂ 言ふは聖武なる人明哲なる人を求む　㊃ 元聖は大聖なり　㊄ 不肖者の雜るなし

古者舜耕ニ歷山一。陶ニ河瀕一。漁ニ雷澤一。堯得ニ之服澤之陽一。擧以爲ニ天子一。與接ニ天下之政一。治ニ天下之民一。伊摯有莘氏女之私臣。親爲ニ庖人一。湯得レ之。擧以爲ニ己相一。與接ニ天下之政一。治ニ天下之民一。傳說被レ褐帶レ索。庸ニ築乎傅巖一。武丁得レ之。擧以爲ニ三公一。與接ニ天下之政一。治ニ天下之民一。

古者舜は歷山に耕し、河瀕に陶し、(一)雷澤に漁す。堯之を服澤の陽に得、擧げて以て天子と爲し、與に天下の政を接し、天下の民を治む。伊摯は有莘氏の女の私臣、(二)親ら庖人と爲る。湯之を得、擧げて以て己れの相と爲し、與に天下の政を接し、天下の民を治む。傳說は褐を被り索を帶び、庸はれて傅巖に築く。武丁之を得、擧げて以て三公と爲し、與に天下の政を接し、天下の民を治む。(三)

㊀ 陶は陶器を作るなり、漁は魚を取るなり　㊁ 有莘氏の女は湯の妻なり、伊尹は湯に陳せんと欲し女の私臣として隨從し庖人となりたり、摯は尹の名　㊂ 此段は貧賤と雖も賢者は尊敬して登用するをいふ

治二若官一。官猶若レ不レ治。此其故何也、則王公大人。不レ明下乎以二尚レ賢使一レ能爲上レ政也。故以二尚レ賢使一レ能。爲レ政而治者。夫若言之謂也。以レ下レ賢爲レ政而亂者。若吾言之謂也。

ず　(一) 治の法は毎日至るものにて己れの力には什倍の官務が一度に至れば到底其一をも治むる能はず、日の長さ十倍ならず、知も十倍せざるにこれに實力十倍の官を與ふるは、其一つを治めて其九は治めずに放棄する次第なり　(二) 夫若の言の謂也、若吾言の謂也云々　孰れも前に若くと說きし如き謂はれなりと　(三) 賢者を輕視して擧用せず

今王公大人。中實將レ欲レ治二其國家一。欲二脩保而勿一レ失。胡不レ察二尚レ賢爲一レ政之本一也。且以レ尚レ賢爲二政之本一者。亦豈獨子墨子之言哉。此聖王之道。先王之書。距年之言也。傳曰。求二聖

今王公大人、中實に將に其國家を治めんと欲し、(一)脩保して失ふ勿からんと欲せば、胡ぞ賢を尚ぶは政を爲すの本たることを察せざるや。且賢を尚ぶを以て政の本と爲す者は、亦豈獨り子墨子の言のみならんや。此れ聖王の道、先王の書、(二)距年の言なり。傳に曰く、(三)聖武哲人を求めて、而の身を裨補せよと。湯誓に云く、聿に(四)元聖を求めて、之と力を戮せ心を同じくして以て天下を治むと。則ち此れ聖の賢を尚び能を使ふを以て、政を爲すを失はざるを言ふなり。故に古者聖王、唯能く賢を尚び能を使ふを以て政を爲すを審かにし、(五)異物の雜はるなく、天下皆其利を得。

不レ能レ治二百人一者。使レ處二乎千人之官一。不レ能レ治二千人一者。使レ處二乎萬人之官一。此其故何也。曰。若處レ官者。爵高而祿厚。故愛二其色一而使レ之焉。

爵高くして祿厚し。故に其色を愛して之を使ふ。

(一)王公大人の心使ふ者の知何如を察せずして徒らに其の愛に縁りて之を使ふ 千人萬人を治むる官は爵祿ともに高厚なる故に其の愛する人に授くとなり (二)若の官云々の意は前言ふ所の

夫不レ能レ治二千人一者。使レ處二乎萬人之官一。則此官什倍也。夫治之法。將二日至一者也。日以治レ之。日不二什倍一。知以治レ之。知不二什益一。而予レ官什倍。則此治レ一而棄二其九一矣。雖三日夜相接以

夫れ千人を治むる能はざる者を、萬人の官に處らしむれば、此れ官什倍するなり。夫れ治の法は將に日に至らんとする者なり。(二)日以て之を治む、日は什倍せず、知以て之を治む、知は什益せず、而して官を予ふる什倍なれば、此れ一を治めて其九を棄つるなり。日夜相接して、以て若の官を治むと雖も、官猶ほ治まらざるが若し。此れ其故は何ぞや。王公大人、賢を尙び能を使ふを以て政を爲すを明にせざればなり。故に賢を尙び能を使ふを以て、政を爲して治むる者は、(三)夫れ若の言の謂なり。(四)賢を下すを以て政を爲して亂るゝ者は、若の吾言の謂なり。

(一)言ふは其才能千人をも治むる能はざる者に萬人を治むる官を授くれば什倍の任を荷ふなり、決して堪ふる能は

當レ若二之二物一者一。王公大人。未レ知下以二尙レ賢使上レ能爲レ政也。逮レ至二其國家之亂。社稷之危一。則不レ知二使レ能以治上レ之。親戚則使レ之。無故富貴面目佼好則使レ之。夫無故富貴面目佼好則使レ之。豈必智且有慧哉。若使三之治二國家一。則此使下不二智慧一者治中國家上也。國家之亂。既可得而知已。

且夫王公大人。有レ所レ愛二其色一而使。其心不レ察二其知一而與二其愛一。是故

戚は之を使ひ、毋故富貴面目佼好なれば之を使ふ。夫れ毋故富貴面目佼好なるは之を使ふ、豈必ず智且慧あらんや。若し之をして國家を治めしめば、此れ智慧ならざる者に國家を治めしむるなり。國家の亂、既に得て知るべきのみ。

㊀ 猶き料理人の手を假る ㊁ 衣裳を制し牛羊を殺し料理するにも必ず良工良宰の手を假る故に國家を理むるにも此の二物の如く必ず賢能の人を用ふべし ㊂ 然るに今の王公大人は賢を尙び能を使ふを知らず ㊃ 諸本皆無故に作る、思ふに古本「毋」とありしを「毋」と見誤り、更に之を「無」に改めしものか、今間詁の說に從ひ「毋」に改む、毋は慣の假音にて慣故故舊のこと、言ふは舊慣卽舊故の者富貴の人面目の姣好なるものを使用するも此等の者皆必ずしも智慧あるものならずと也。佼は姣なり

且夫れ王公大人、其色を愛する所ありて使へば、其の心其知を察せずして、其愛に與みす。是故に百人を治むる能はざる者を、千人の官に處らしめ、千人を治むる能はざる者を、萬人の官に處らしむ。此れ其故何ぞや。曰く、若の官に處る者は、

慈二孝父母一。出則不三長二弟鄉里一。居處無レ節。出入無レ度。男女無レ別。使レ治二官府一則盜竊。守レ城則倍畔。君有レ難則不レ死。出亡則不レ從。使レ斷レ獄則不レ中。分レ財則不レ均。與謀レ事不レ得。擧レ事不レ成。入守不レ固。出誅不レ彊。故雖二昔者三代暴王。桀紂幽厲之所下以失二措其國家一。傾中覆其社稷上者上。已レ此故也。何則皆以下明二小物一而不上レ明二大物一也。

ず、財を分てば均しからず、與に事を謀れば得ず、事を擧ぐれば成らず。入りて守るも固からず、出でて誅するも彊からず。故に昔者三代の暴王、桀紂幽厲の其國家を失損し、其社稷を傾覆する所以の者と雖も、此を已ての故なり。何となれば皆小物に明かにして、大物に明かならざるを以てなり。

(一)倍畔は君主に背きて敵に降るなり　(二)出でて敵國を征せしむれば敵を畏れて强き能はず　(三)喪失するなり
(四)小事に明かにして賢者を愛敬し之を登用する等國家を治むるの大事に不明なる故なり

今王公大人。有二一衣裳一。不レ能レ制也。必藉二良工一。有二一牛羊一。不レ能レ殺也。必藉二良宰一。故

今王公大人、一の衣裳ありて、制する能はざれば、必ず良工を藉らん。一の牛羊ありて、殺す能はざれば、必ず良宰を藉らん。故に當に之の二物の者の若くすべし。王公大人、未だ賢を尚び能を使ふを以て政を爲すを知らず。其國家の亂、社稷の危きに至るに逮びても、能を使うて以て之を治むることを知らず。親

曰。貪二於政一者。不レ能二分レ人以一レ事。厚二於貨一者。不レ能二分レ人以一レ祿。事則不レ與。祿則不レ分。請二問天下之賢人一。將何自至二乎王公大人之側一哉。

若苟賢者不レ至二乎王公大人之側一。則此不肖者在二左右一也。不肖者在二左右一。則其所レ譽不レ當レ賢。而所レ罰不レ當レ暴。王公大人尊レ此。以爲二政乎國家一。則賞亦必不レ當レ賢。而罰亦必不レ當レ暴。

若し苟も賢者王公大人の側に至らざれば、此れ不肖者左右に在るなり。不肖者左右に在れば、其の譽むる所は賢に當らずして、罰する所は暴に當らず。王公大人(二)此れを尊びて、以て政を國家に爲せば、賞亦必ず賢に當らずして、罰亦必ず暴に當らず。

(二) 此れを尊びてとは不肖者を尊ぶなり

若苟賞不レ當レ賢。而罰不レ當レ暴。則是爲レ賢者不レ勸。而爲レ暴者不レ沮矣。是以入則不三

若し苟も賞賢に當らずして、罰暴に當らざれば、是れ賢を爲す者勸まずして、暴を爲す者沮まず。是を以て入りては父母に慈孝ならず、出でて鄕里に長弟ならず。居處節なく、出入度なく、男女別なし。官府を治めしむれば盜竊し、城を守れば(三)倍畔し、君難あれば死せず、出亡すれば從はず、獄を斷ぜしむれば中ら

得ニ明君一而事レ之。竭ニ四肢之力一。以任ニ君之事一。終身不レ倦。若有ニ美善一則歸ニ之上一。是以美善在レ上。而所ニ怨謗一在レ下。寧樂在レ君。憂慼在レ臣。故古者聖王之爲レ政若レ此。

を爲すこと此の若し。

(一)竭は盡 (二)穀は祿なり、分ち與ふるをいふ (三)萬一人民の怨謗する事あるも下臣の責任となり上に及ばず (四)此の意味は賢臣を得るに努して政を爲すに適するを云ふ

今王公大人。亦欲下效レ人以ニ尙レ賢使上レ能爲中政。高予ニ民爵一。而祿不レ從也。夫高レ爵而無レ祿。民不レ信也。曰。此非ニ中實愛一レ我也。假藉而用レ我也。夫假藉之民。將豈能親ニ其上一哉。故先王言

今の王公大人、亦人に效うて賢を尙び、能を使ふを以て政を爲さんと欲し、高く之に爵を予へて而も祿は從はず。夫れ爵を高くして祿なければ、民信ぜざるなり。曰く、此れ中實に我を愛するに非ず、假藉して我を用ふるなりと。夫れ假藉の民、將豈に能く其上を親しまんや。故に先王言つて曰く、政に貪る者は、人に分つに事を以てする能はず。貨に厚き者は、人に分つに祿を以てする能はず。事は與へず、祿は分たずして、天下の賢人を請問すとも、將何に自りて王公大人の側に至らんや。

(一)祿が爵と相伴せず薄きなり (二)我をかりて外面を飾る爲にするなりと (三)何如に賢人を請ひ招くとも來らざるべし

斷則民不レ畏也。故古聖王高予二之爵一。重予二之祿一。任レ之以レ事。斷予二之令一。夫豈爲二其臣一賜哉。欲二其事之成一也。詩曰。告二女憂卹一。誨二女序爵一。孰能執レ熱。鮮レ不二用濯一。則此語下古者國君諸侯之不レ可三以不レ執二善承嗣輔佐一也。譬レ之猶三執レ熱之有レ濯也。將レ休二其手一焉。

孰か能く熱を執るに、用て濯はざるもの鮮しとは、此れ古者國君諸侯の以て承嗣輔佐を親善せざる可からざるを語るなり。之を譬ふるに猶ほ熱を執るものの濯ふことあるがごとし。將に其手を休めんとす。

(一) 若は順也 (二) 斷とは事を決斷するを得しむる爲に命令の權を與ふるをいふ (三) 詩經大雅桑柔の詩と小異あるのみ (四) 女は汝なり、此の汝は君主を指す、言ふは汝と天下の民を憂恤すべきことと士に爵を予へ輔佐とすべきことを誨へやらんとなり (五) 君主の位を承け嗣ぎて輔佐する賢士を親善せざるべからず (六) 言ふは熱を執りたるものが速に濯ひて其の手を休めんとする如く賢者を用ふるは吾が心を安んずる爲めなり

古者聖王。惟毋得二賢人一而使レ之。般レ爵以貴レ之。裂レ地以封レ之。終身不レ厭。賢人唯毋

古者聖王、惟毋賢人を得て之を使ひ、爵を般ちて之を貴くし、地を裂きて以て之を封じ、終身厭はず。賢人唯毋明君を得て之に事へ、四肢の力を竭して以て君の事に任じ、終身倦まず。若し美善あらば之を上に歸す。是を以て美善は上に在りて、怨謗する所は下に在り。寧樂は君に在りて、憂慼は臣に在り。故に古者聖王の政

鬼富之。外者諸侯與之。内者萬民親之。賢人歸之。以此謀事則得、擧事則成、入守則固、出誅則彊。故唯昔三代聖王堯舜禹湯文武之所以王天下正諸侯者。此亦其法已。

す。此れを以て事を謀れば得、事を擧ぐれば成り、入りて守れば固く、出でて誅すれば彊し。故に唯昔の三代の聖王、堯舜禹湯文武の天下に王として、諸侯を正しし所以の者、此れ亦其の法のみ。

（一）外寇あらんに之を誅罰するに必ず彊く勝たざるなし

既曰若法、未知所以行之術、則事猶若未成。是以必爲置三本。何謂三本。曰爵位不高則民不敬也。蓄祿不厚則民不信也。政令不

既に法に若ふと曰ふも、未だ行ふ所以の術を知らざれば、事猶ほ未だ成らざるが若し。是を以て必ず爲に三本を置く。何をか三本と謂ふ。曰く、爵位高からざれば民敬せざるなり、蓄祿厚からざれば民信ぜざるなり、政令斷ぜざれば民畏れざるなり。故に古聖王は高く之に爵を予へ、重く之に祿を予へ、之に任ずるに事を以てす。斷ずるに之に令を予ふ。夫れ豈に其臣の爲に賜ふならんや。其の事の成るを欲すればなり。詩に曰く、女に憂郵を告げん、女に予爵を誨へん。

粱之利一。以實二官府一。是以官府實。而財不レ散。賢者之治レ邑也。蚤出莫入。耕稼樹藝聚二菽粟一。是以菽粟多。而民足二乎食一。

㊀ 早朝に君主の朝に出て晏くまで務めて退く ㊁ 夜はおそくまで勤め朝は早く起きて事を執る ㊂ 其は事に同じ

故國家治則刑法正。官府實則萬民富。上有下以絜爲二酒醴粢盛一。以祭中祀天鬼上。外有下以爲二皮幣一。與二四鄰諸侯一交接上。內有三以食レ饑息レ勞。將二養其萬民一。外有三以懷二天下之賢人一。

故に國家治まれば刑法正しく、官府實つれば萬民富む。上以て絜く酒醴粢盛を爲りて、以て天鬼を祭祀することあり。外以て皮幣を爲り、四鄰の諸侯と交接することあり。內は以て饑に食はしめ勞を息し、其の萬民を將養することあり。外は以て天下の賢人を懷くることあり。

㊀ 皮幣は獸皮絹帛にて諸侯に交際するに贈る物なり ㊁ 旣に政治まり國富める故に內にしては饑勞の民を養ひ息はしむるの費用充分に外にしては天下の賢人を招くの財足らざるなし

是故上者天

是故に上は天鬼之を富し、外は諸侯之に與し、內は萬民之を親み、賢人之に歸

以爲二徒役一。是以民皆勸二其賞一畏二其罰一。相率而爲二賢者一。以二賢者衆而不肖者寡一。此謂レ進レ賢。然後聖人聽二其言一。迹二其行一。察二其所一レ能而愼予レ官。此謂レ事レ能。故可レ使レ治レ國者使レ治レ國。可レ使レ長レ官者使レ長レ官。可レ使治レ邑者使レ治レ邑。凡所レ使レ治二國家官府邑里一。此皆國之賢者也。

國を治めしむ可き者は國を治めしめ、官に長たらしむ可き者は官に長たらしめ、邑を治めしむ可き者は邑を治めしめ、凡そ國家官府邑里を治めしむる所のものは、此れ皆國の賢者なり。

(一)其人賢なれば用ひ必ずしも美好の者を寵用せず　(二)賢者を富まし貴くする故に不肖者自然貧賤の境に居るなりわざと之を貧賤に陥るゝにあらず　(三)徒役は力を勞する役なり　(四)其の行ひは何如と調査するなり

賢者之治レ國也。蚤朝晏退。聽レ獄治レ政。是以國家治而刑法正。賢者之長レ官也。夜寢夙興。收二斂關市山林澤

賢者の國を治むるや、(一)蚤に朝して晏く退き、獄を聽き政を治む。是を以て國家治まりて刑法正し。賢者の官に長たるや、(二)夜に寢ね夙に興き、關市山林澤梁の利を收斂して、以て官府を實す。是を以て官府實ちて財散せず。賢者の邑を治むるや、蚤に出で(三)莫に入り、耕稼樹藝して菽粟を聚む。是を以て菽粟多くして民食に足る。

社稷一。治二國家一。欲二脩保而勿一レ失。故不レ察三尙レ賢爲二政之本一也。何以知三尙レ賢之爲二政本一也。曰。自二貴且智者一。爲二政乎愚且賤者一則治。自二愚賤者一。爲二政乎貴且智者一則亂。是以知三尙レ賢之爲二政本一也。

何を以て賢を尙ぶの政の本たるを知るや。曰く、貴く且智なる者より、政を愚且賤なる者に爲せば治まり、愚賤なる者より、政を貴く且智なる者に爲せば亂る。㈡是を以て賢を尙ぶは政の本たるを知るなり。

㈠ 脩保は長く國家を保有するなり　㈡ 貴且智ある人上に在りて下の愚賤なる者を治むれば能く治まるも之れと反對なれば亂る

故古者聖王甚尊二尙賢一而任二使能一。不レ黨二父兄一。不レ偏二貴富一。不レ嬖二顏色一。賢者擧而上レ之。富而貴レ之。以爲二官長一。不肖者抑而廢レ之。貧而賤レ之。

故に古者聖王甚だ賢を尊尙して、能を任使し、父兄に黨せず、貴富に偏せず、㈠顏色を嬖せず。賢者は擧げて之を上せ、富して之を貴くし、以て官長と爲し、不肖者は抑へて之を廢し、貧しくして之を賤しくし、以て徒役㈢と爲す。是を以て民皆其の賞に勸み、其罰㈡を畏れ、相率ゐて賢者と爲る。賢者衆くして不肖者寡きを以て、此を賢を進むと謂ふ。然して後に聖人其言を聽き、其行㈣を迹ね、其の能くする所を察して、愼みて官を予ふ。此を能を事ふと謂ふ。故に

故士者所㆔以爲㆓輔相承嗣㆒也。故得㆑士則謀不㆑困。體不㆑勞。名立而功業彰而惡不㆑生。則由㆑得㆑士也。是故子墨子言曰。得㆑意。賢士不㆑可㆑不㆑擧。不㆑得㆑意。賢士不㆑可㆑不㆑擧。尙欲㆔祖㆓述堯舜禹湯之道㆒。將不㆑可㆓以不㆑尙㆑賢。夫尙㆑賢者。政之本也。

故に士は輔相承嗣と爲る所以なり。(一) 故に士を得れば謀困まず。體勞せず。名立ちて功〔成り〕、美彰れて惡生せず。則ち士を得るに由るなり。是故に子墨子言つて曰く、意を得るも、賢士は擧げざる可からず、意を得ざるも、賢士は擧げざる可からず。(二) 尙堯舜禹湯の道を祖述せんと欲せば、(三) 將に以て賢を尙ばざる可からず。夫れ賢を尙ぶ者は政の本なり。

㊀此の士と云ふは賢德の士を指す、輔相承嗣は君上を輔佐して其の政を繼述するものなり　㊁治績の顯の體にゆ致せるなり　㊂尙は上なり　㊃祖述は其道を祖として承述するなり

尙賢中第九

子墨子言曰。今王公大人之君㆓人民㆒。主㆓

子墨子言つて曰く、今王公大人の、人民に君とし、社稷に主とし、國家を治め、脩保して失ふ勿らんと欲せば、胡ぞ賢を尙ぶは政の本たるを察せざるや。

之。無レ能則下レ之。擧二公義一辟二私怨一此若言之謂也。

㊀ 徳の厚薄を以て位次を定む ㊁ 官の高下を以てそれぞれ服事するなり ㊂ 勞の多寡を以て賞を定む、賞は一本に貨即定に作る

故古者堯擧二舜於服澤之陽一。授二之政一天下平。禹擧二益於陰方之中一。授二之政一九州成。湯擧二伊尹於庖廚之中一。授二之政一其謀得。文王擧二閎夭泰顚於罝罔之中一。授二之政一西土服。故當二是時一。雖下在二於厚祿尊位一之臣上。莫レ不二敬懼而施一。雖下在二農與二工肆一之人上。莫レ不二競勸而尙一レ意。

故に古者、堯は舜を服澤㊀の陽に擧げ、之に政を授けて、天下平に、禹は益を陰方㊁の中に擧げ、之に政を授けて九州成ぎ、湯は伊尹を庖廚㊂の中に擧げ、之に政を授けて其の謀得、文王は閎夭泰顚を罝罔㊃の中に擧げ、之に政を授けて西土服せり。故に是時に當りて、厚祿尊位㊄に在るの臣と雖も、敬懼して施れざるは莫く、農㊅と工肆とに在るの人と雖も、競勸して德を尙はざること莫し。

㊀ 地名 ㊁ 地名 ㊂ 伊尹は烹飪の事を掌りし小臣なりし也 ㊃ 網罟を以て禽獸を捕ふる獵師漁夫なりし也 ㊄ 言ふは賢德なければ祿位を保つ能はざる故に厚祿尊位に在る人も朝夕惕々として惕れざることなし ㊅ 農や工商と雖も德あれば爵祿の位にも成れる故競爭して賢德の人たらんとするなり

故古者聖王之爲政。列德而尙賢。雖在農與工肆之人。有能則擧之。高予之爵。重予之祿。任之以事。斷予之令。曰。爵位不高。則民弗敬。蓄祿不厚。則民不信。政令不斷。則民不畏。擧三者授之賢者。非爲賢賜也。欲其事之成。

故に古者聖王の政を爲すや、德を列して(一)賢を尙ぶ。農と工肆とに在るの人と雖も、能あれば之を擧げ、高く之に爵を予へ、重く之に祿を予へ、之に任ずるに事を以てし、(二)斷ずるために之に令を予ふ。曰く、爵位高からざれば民敬せず、蓄祿厚からざれば民信ぜず。政令斷ぜざれば民畏れずと。(三)三者を擧げて之を賢者に授く。(四)賢なるが爲に賜ふに非ず、其事の成らんことを欲すればなり。

(一) 其人の德の厚薄を以て位次を定む　(二) 政事を決するを得る爲に命令の權を與ふ　(三) 爵、祿、令の三つのもの
(四) 賢者たるゆゑに賜ふにあらず賢者ならば必ず其の事を成すならんとて賜ふなり

故當是時。以德就列。以官服事。以勞殿賞。量功而分祿。故官無常貴。而民無終賤。有能則擧。

故に是時に當りて、德を以て列に就き、(一)官を以て事に服し、(二)勞を以て賞を殿め、功を量りて祿を分つ。故に官に常貴なく、民に終賤なし。能あれば之れを擧げ、能なければ之を下す。公義を擧げ私怨を辟くとは、此の若き言を謂ふなり。

之。亦退而謀曰。始我所レ恃者近也。今上擧義。不レ辟レ近。然則我不レ可レ不レ爲レ義。遠者聞レ之。亦退而謀曰。我始以レ遠爲レ無レ恃。今上擧義。不レ辟レ遠。然則我不レ可レ不レ爲レ義。

逮レ至二遠鄙郊外之臣。門庭庶子。國中之衆。四鄙之萌一。人聞レ之。皆競爲レ義。是其故何也。曰。上之所二以使一レ下者一物也。下之所二以事一レ上者一術也。譬レ之。富者有二高牆深宮一。牆立既。謹上爲レ鑿二一門一。有二盜人入一。闔二其自入一而求レ之。盜其無二自出一。是其故何也。則上得レ要也。

遠鄙郊外の臣、門庭庶子(一)、國中の衆、四鄙の萠(二)に至るに逮ぶまで、人ごとに之を聞き、皆競うて義を爲す。是れ其の故何ぞや。曰く、上の下を使ふ所以の者は一物なり。下の上に事ふる所以の者は一術なり。(四)之を譬ふるに、富者高牆深宮(三)あり、牆既に立ち、謹に止一門を鑿つことを爲すのみ。盜人の入る有れば、其の自りて入る所を闔ぢて之を求めば、盜其れ自りて出づる無し。是れ其の故何ぞや。上要を得ればなり。

(一) 門庭は宮中なり、卿大夫の二三男の宮中に宿衛する者を爲すなり (二) 萠は經訓堂本に氓の字の假音とあり音を假りて義を爲すなり (三) 其趣旨一にして明瞭なり (四) 之を譬ふ云々の意は宮室を作るにたゞ一門を設け置くときは盜の入りたるとき捕ふるの易きが如く上の求むる所多岐に渉らず其の人賢なれば貴賤貧富及其職の何如を問はず之を擧ぐると云ふ樣に一の主義ありて要を得たる故なりと

是故古者聖王之爲政。言曰。不義不富。不義不貴。不義不親。不義不近。是以國之富貴人聞之。皆退而謀曰。始我所恃者富貴也。今上擧義。不辟貧賤。然則我不可不爲義。親者聞之。亦退而謀曰。始我所恃者。親也。今上擧義。不辟親疏。然則我不可不爲義。近者聞

是故に古者聖王の政を爲すや、言つて曰く、不義は富さず、不義は貴くせず、不義は親まず、不義は近けずと。是を以て國の富貴人之を聞き、皆退きて謀りて曰く、始め我が恃みし所の者は富貴なり、今上の擧義は、(一)貧賤を辟けず。然らば則ち我は義を爲さざる可からず。親者之を聞き、亦退きて謀つて曰く、始め我が恃みし所の者は親なり。今上の擧義は(二)親疏を辟けず。然らば則ち我は義を爲さざる可からずと。(三)近き者之を聞き、亦退きて謀つて曰く、始め我が恃みし所の者は近なり。今上の擧義は(四)遠近を辟けず。然らば則ち我は義を爲さざる可からずと。遠き者之を聞き、亦退きて謀つて曰く、我始め遠きを以て恃みなしと爲せしも、今上の擧義は、遠きを辟けず。然らば則ち我は義を爲さざる可からずと。

(一) たとひ貧賤なりとも義を知り行ふ者を擧用す　(二) 君上に親しき者　(三) 君上に近侍の者　(四) 上文の證明に據るに近の上に遠の字あるを是とす、但し重きを疏の字遠の字に歸す、貧賤云々の類に賤の字に重きを置くが如し

何也。子墨子言曰。是在王公大人爲政於國家者。不能以尚賢事能爲政也。是故國有賢良之士衆。則國家之治厚。賢良之士寡。則國家之治薄。故大人之務。將在於衆賢而已。

曰。然則衆賢之術將奈何哉。子墨子言曰。譬若欲衆其國之善射御之士者。必將富之貴之。敬之譽之。然后國之善射御之士。將可得而衆也。況又有賢良之士。厚乎德行。辯乎言談。博乎道術者乎。此固國家之珍。而社稷之佐也。亦必且富之貴之。敬之譽之。然后國之良士。亦將可得而衆也。

曰く、然らば則ち賢を衆くするの術は將に奈何せんとするや。子墨子言つて曰く、譬へば其國の善射御(一)の士を衆くせんと欲する者の若し。必ず將に之を富まし之を貴くし、之を敬ひ之を譽め、然して后に國の善射御の士、將に得て衆くす可きなり。(二)況んや又賢良の士、德行に厚く、言談に辯に、道術に博き者有るをや。此れ固より國家の珍にして、社稷の佐なり。亦必ず且之を富まし之を貴び、之を敬ひ之を譽め、然して后に國の良士、亦將に得て衆くす可きなり。

(一) 射御を善くするの士、御は馬を駕御すること (二) 況や云々は賢良の士あらば一層待遇を善くして之を用ふべしとなり

子墨子言曰。古者王公大人。爲二政於國家一者。皆欲二國家之富。人民之衆。刑政之治。然而不レ得富而得レ貧。不レ得レ衆而得レ寡。不レ得レ治而得レ亂。則是本失二其所レ欲。得二其所レ惡。是其故

卷之二

尙賢上第八

大意言ふ善政を爲すには賢を尙び之を擧用して輔佐となすべし

子墨子言つて曰く、古者の王公大人、政を國家に爲す者は、皆國家の富、人民の衆き、刑政の治まるを欲す。然而れども富を得ずして貧を得、衆を得ずして寡を得、治を得ずして亂を得るは、是れ本其の欲する所を失ひ、其の惡む所を得るなり。是れ其故何ぞや。不墨子言つて曰く、是れ王公大人、政を國家に爲す者の、賢を尙び能を事ふを以て政を爲す能はざるに在るなり。是故に國に賢良の士有る衆ければ、國家の治厚く、賢良の士寡ければ、國家の治薄し。故に大人の務は、將に賢を衆くするに在らんとするのみ。

一 尙は貴なり　二 事は使に同じ

程繁曰。子曰。聖王無レ樂。此亦樂已。若レ之何。其謂二聖王無一レ樂也。子墨子曰。聖王之命也。多寡レ之。食之利也。以知二饑而食一レ之者智也。因爲無レ智矣。今聖有レ樂而少。此亦無也。

程繁曰く、子曰ふ、聖王樂無しと。此れ亦樂のみ。之を若何ぞ其れ聖王樂なしと謂ふぞと。子墨子曰く、聖王の命や、多きは之を寡くす。(一)食の利や、以て饑ゑて之を食ふことを知る者は智なるも、固より智なしと爲す。今聖は樂あるも少き(二)は、此れ亦無きなりと。

(一) 前に言へる如く樂過ぎる者は治寡しとあるにて觀れば聖王と言はるゝ程樂寡し、然れども多少とも樂有るには相違なし (二) 饑ゑて食ふことを知るは智には相違なきも、其智は何人にも及ぶべく取り分けて智と言ふに足らず、それと同じく樂あるも寡きは無きと同じ。

者。堯舜有二茅茨者一。且以爲レ禮。且以爲レ樂。湯放二桀於大水一。環二天下一。自立以爲レ王。事成功立。無二大後患一。因二先王之樂一。又自作レ樂。命曰レ護。又脩二九招一。武王勝レ殷殺レ紂。環二天下一。自立以爲レ王。事成功立。無二大後患一。因二先王之樂一。又自作レ樂。命曰レ象。周成王因二先王之樂一。命曰二騶虞一。周成王之治二天下一也。不レ若二武王一。武王之治二天下一也。不レ若二成湯一。成湯之治二天下一也。不レ若二堯舜一。故其樂逾繁者。其治逾寡。自レ此觀レ之。樂非二所三以治二天下一也。

す。湯は桀を大水に放ち、(二)天下を環し、自立して王と爲る。事成り功立ち、大なる後患なし。先王の樂に因り、又自ら樂を作り、命じて(三)護と曰ひ、又(四)九招を脩む。武王殷に勝ちて紂を殺し、天下を環し、自立して以て王と爲り、事成り功立ち、大なる後患なし。先王の樂に因り、又自ら樂を作り、命じて象と曰ふ。周の成王先王の樂に因り、〔又自ら樂を作り〕、命じて騶虞と曰ふ。周の成王の天下を治むるや、(五)武王に若かず。武王の天下を治むるや、成湯に若かず。成湯の天下を治むるや、堯舜に若かず。故に其樂逾々繁き者は、其治逾々寡し。此れに自りて之を觀れば、樂は天下を治むる所以に非ざるなりと。

(一) かや葺きの粗末の宮に居りしすら樂を爲せり　(二) 天下を擧げて我が有とし　(三) 人民を護るの意にて樂の名とす　(四) 此れ簫韶九成なり、本と舜の樂、書經皐陶謨に詳なり　(五) 周公の治は武王に及ばず武王亦湯王に及ばず後世に至るに及びて樂愈々繁くして治は愈劣るとすれば樂は政治に功なきこと明かなり

三辯第七 (一)

大體言ふ堯舜、湯、武王の音樂も其の治績に少しも關係なし

程繁問ニ於子墨子ニ曰。聖王不レ爲レ樂。昔諸侯倦ニ於聽レ治。息ニ於鐘鼓之樂ー。士大夫倦ニ於聽レ治。息ニ於竽瑟之樂ー。農夫春耕夏耘。秋斂冬藏。息ニ於聆缶之樂ー。今夫子曰。聖王不レ爲レ樂。此譬レ之。猶ニ馬駕而不レ稅。弓張而不レ弛。無乃非下有ニ血氣ー者之所上レ不レ能レ至邪。

程繁、子墨子に問うて曰く、(夫子曰ふ)、聖王は樂を爲さずと。昔諸侯治を聽くに倦めば、鐘鼓の樂に息ひ、士大夫治を聽くに倦めば、竽瑟の樂に息ひ、農夫は春耕し夏耘り、秋斂め冬藏むれば、瓴缶(二)の樂に息ふと。今夫子曰ふ、聖王樂を爲さずと。此れ之を譬ふるに、猶ほ馬駕(三)して稅かず、弓張りて弛めざるがごとし。(四)無乃血氣ある者の至る能はざる所ならずやと。

(一) 三辯とは堯舜、湯、武の三者に就て辯論するなり (二) 農夫に相應なる酒を容るゝ器を叩きて歌謠するなり (三) 馬を駕して少しも休めず弓を張りたるまゝ弛めざると同じく勞苦のみにて慰安の事なし (四) 生ある者の堪ふる能はざる所の事てあるならん

子墨子曰。昔

子墨子曰く、昔者堯舜は茅茨(一)なるもの有るも、且以て禮を爲し、且以て樂を爲

則曰二牝牡雄雌一也。眞天壤之情。雖レ有二先王一。不レ能レ更也。雖二上世至聖一。必蓄レ私。不三以傷二行。故民無レ怨。宮無二拘女一。故天下無二寡夫一。內無二拘女一。外無二寡夫一。故天下之民衆。

當今之君。其蓄レ私也。大國拘女累レ千。小國累レ百。是以天下之男多寡無レ妻。女多拘無レ夫。男女失レ時。故民少。君實欲二民之衆一而惡二其寡一。當レ蓄レ私。不レ可レ不レ節。凡此五者。聖人之所二儉節一也。小人之所二淫佚一也。儉節則昌。淫佚則亡。此五者。不レ可レ不レ節。夫婦節而天地和。風雨節而五穀孰。衣服節而肌膚和。

當今の君は、其の私を蓄ふるや、大國は拘女千を累ね、小國は百を累ぬ。是を以て天下の男は多く、寡にして妻なく、女は多く拘せられて夫なし。男女時を（一）失ふ、故に民少し。君實に民の衆きを欲して、其寡きを惡まば、私を蓄ふるに當りて節せざるべからず。凡そ此の五つの（二）者は、聖人の儉節する所なり。小人の（三）淫佚する所なり。儉節すれば昌に、淫佚すれば亡ぶ。此の五つの者は節せざるべからず。夫婦節して天地和し、風雨節して五穀孰し、衣服節して肌膚和す。

（一）嫁娶の時を失ひ男女の配偶なき者多く子女の生產少し　（二）前に擧ぐる宮室、衣服、飮食、舟車、蓄私の五者をいふ　（三）氣儘に邪行を爲すなり

而脩刻鏤。故民饑。人君爲舟車。若此。故左右象之。是以其民饑寒並至。故爲姦衺。多則刑罰深。刑罰深則國亂。君實欲天下之治而惡其亂。當爲舟車。不可不節。

(一) あや模樣を施す　(二) 彫刻して金銀をちりばめること　(三) 左右の臣下が皆君主にまねる　(四) 衺は一に邪に作る、偖上述の如く人民饑寒に苦む故に自然姦邪を爲す者多く刑罰を深刻にするに至る

凡回於天地之間。包於四海之內。天壤之情。陰陽之和。莫不有也。雖至聖不能更也。何以知其然。聖人有傳。天地也則曰上下。四時也則曰陰陽。人情也則曰男女。禽獸也

凡そ天地の間を回り、四海の內を包み、天壤の情、陰陽の和、有らざる莫し。至聖(一)と雖も更ふる能はざるなり。何を以て其然るを知るや。聖人傳あり、天地なれば上下と曰ひ、四時なれば陰陽と曰ひ、人情なれば男女と曰ひ、禽獸なれば牡牝雄雌と曰ふ。眞に天壤の情、先王(二)ありと雖も更ふる能はざるなり。上世の至聖と雖も、必ず私を蓄ふるも、以て行を傷らず、故に民怨むなく、宮に拘女(三)なし、故に天下寡夫なく、內に拘女なく、外に寡夫なし、故に天下の民衆し。

(一) 天地四方上下を通じて陰陽の和あらざるなし隨て男女相愛の情は天地の自然に出づ　(二) 古へ有德の先王と雖も此道を更ふる能はずされば上世の至聖なる君と雖も婦妾を蓄へざるに非ず唯之が爲に惑溺して行を傷らず　(三) 拘は拘係なり宮中に抱へ置くこと

便民之事。其爲舟車也。全固輕利。可以任重致遠。其爲用財少。而爲利多。是以民樂而利之。故法令不急而行。民不勞而上足用。故民歸之。

を爲すことは多し。是を以て民樂みて之を利す。故に法令急ならずして行はれ、民勞せずして上用ふるに足る。故に民之に歸す。

(一)重き物を遠處に移す能はず人は遠き處には至る能はず　(二)堅固にして且輕便に作爲し重きを載せて遠きに致し人も亦遠方に往來することを得　(三)餘り財を費さずして便利多し　(四)急迫なり

當今之主。其爲舟車。與此異矣。全固輕利皆已具。必厚作斂於百姓。以飾舟車。飾車以文采。飾舟以刻鏤。女子廢其紡織而脩文采。故民寒。男子離其耕稼

當今の主は、其舟車を爲るや、此れと異なり。完固輕利皆已に具るも、必ず厚く斂を百姓に作して、以て舟車を飾る。車を飾るに文采を以てし、舟を飾るに刻鏤を以てし、女子は其紡織を廢して文采を脩む。故に民寒し。男子は其耕稼を離れて刻鏤を脩む。故に民饑う。人君舟車を爲る此の若し。故に左右之に象る。是を以て其民饑寒並び至る。故に姦衺を爲す多ければ刑罰深し。刑罰深ければ國亂る。君實に天下の治を欲して其亂を惡まば、舟車を爲るに當りて節せざるべからず。

其自養儉。民富國治。今則不㆑然。厚作㆓斂於百姓㆒。以爲㆓美食㆒。芻豢蒸炙魚鼈。大國累㆓百器㆒。小國累㆓十器㆒。美食方丈。目不㆑能㆓徧視㆒。手不㆑能㆓徧操㆒。口不㆑能㆓徧味㆒。冬則凍冰。夏則飾饐。人君爲㆓飲食㆒如㆑此。故左右象㆑之。是以富貴者奢侈。孤寡者凍餒。雖㆑欲㆑無㆑亂。不㆑可㆑得也。君實欲㆓天下治㆒而惡㆓其亂㆒。當㆑爲㆓飲食㆒。不㆑可㆑不㆑節。

餕饐す。人君飲食を爲ること此の如し、故に左右之に象る。是を以て富貴なる者は奢侈し、孤寡なる者は凍餒す。亂無からんことを欲すと雖も、得べからざるなり。君實に天下の治を欲して、其亂を惡まば、飲食を爲るに當りて節せざるべからず。

(一) 草木の實等を食ひ各分れ居りて聚合せず都邑村落を爲すに至らず (二) 精神身體を强壯にする爲めにして腹に適する食を取るのみ (三) 芻は草を以て飼ふ牛羊豕の肉の蒸し又は炙りたるもの (四) 飲食の器具の數なるをいふ (五) 方丈の廣さに食物を陳するなり、(六) 食物餘り多く冬は食はざる先きに凍り夏は餕饐とて酸味を帶び腐敗に傾くなり (七) 一本餕は饐に作る、饐は饑なり

古之民未㆑知㆑爲㆓舟車㆒時。重任不㆑移。遠道不㆑至。故聖王作㆓爲舟車㆒。以

古の民、未だ舟車を爲ることを知らざりし時、(一)重任移さず、遠道至らず。故に聖王舟車を作爲して、以て民の事を便にす。其の舟車を爲るや、(二)完固輕利なれば、以て重きを任じ遠きに致すべし。其の(三)財を用ふることを爲す少くして、利

工作刻鏤。以爲身服。此非云益煗之情也。單財勞力。畢歸之於無用。以此觀之。其爲衣服。非爲身體。皆爲觀好。是以其民淫僻而難治。其君奢侈而難諫也。夫以奢侈之君。御好淫僻之民。欲國無亂。不可得也。君實欲天下之治。而惡其亂。當爲衣服。不可不節。

實に天下の治まることを欲して、其の亂を惡まば、衣服を爲るに當りて節せざるべからず。

(一)煗くして暖かなり　(二)華美の衣服　(三)鉤は帶鉤卽ち帶留の金　(四)腰に佩びる装品　(五)此の如き華美なる物は身に暖みを益すといふ益あるにもあらず全く無用なり　(六)邪曲偏僻の義

古之民。未知爲飲食時。素食而分處。故聖人作誨男耕稼樹藝。以爲民食。其爲食也。足以增氣充虛。彊體適腹而已矣。故其用財節。

古の民、未だ飲食を爲ることを知らざりし時、素食(一)して分處す。故に聖人男を作誨し、耕稼樹藝して、以て民の食を爲る。其の食を爲るや、以て氣(二)を增し虛に充て、體を彊くし腹に適するに足るのみ。故に其財を用ふる節にして、其自ら養ふこと儉に、民富み國治まる。今は然らず。厚く斂を百姓に作して、以て美食を爲り、芻豢(三)蒸炙魚鼈、大國は百器を累ね、小國も十器を累ね、美食方丈(五)、目徧く視る能はず、手徧く操る能はず、口徧く味ふ能はず。冬は(六)凍冰し、夏は

者。何也。得下其所二以自養一之情上。而不レ惑二於外一也。是以其民儉而易レ治。其君用レ財節而易レ贍也。府庫實滿。足三以待二不然一。兵革不レ頓。士民不レ勞。足三以征二不服一。故霸王之業。可レ行二於天下一矣。

…ちを養ふの情状は簡樸なものとの主旨を知り得て外物の虚飾に惑はされざればなり　（四）不虞の災害に備ふるに足る　（五）平生節約して餘財ある故に兵革即ち刀刃甲冑等皆精鋭なり

當今之王。其爲二衣服一。則與レ此異矣。冬則輕煗。夏則輕凊。皆已具矣。必厚作二斂於百姓一。暴二奪民衣食之財一。以爲二錦繡文采靡曼一衣レ之。鑄レ金以爲レ鉤。珠玉以爲レ珮。女工作二文采一。男

當今の王は、其の衣服を爲るや則ち此れと異なり。冬は輕煗、夏は輕凊。皆に具るも、必ず厚く斂を百姓に作し、民の衣食の財を暴奪して、以て錦繡文采靡曼（二）を爲して之を衣、金を鑄て以て鉤と（三）爲し、珠玉を以て珮（四）と爲し、女工は文采を作り、男工は刻鏤を作して、以て身の服を爲る。此れ益煗（五）の情云るには非ざるなり。財を單し力を勞して、畢く之を無用に歸す。此れを以て之を觀れば、其の衣服を爲るや、身體の爲にするには非ず、皆觀好の爲にするなり。是れを以て其民淫僻（六）にして治め難く、其君奢侈にして諫め難し。夫れ奢侈の君を以て、淫僻の民を御し、國の亂るゝことなきを欲するも、得べからざるなり。君

中二人之情一。故作二誨婦人一。治二絲麻一。梱二布絹一。以爲二民衣一。爲二衣服一之法。冬則練帛之中。足三以爲二輕且煖一。夏則絺綌。輕且凊。謹此則止。

て止む。

(一)皮は獸皮なり茭は[illegible]帶なり　(二)輕く煖ならず　(三)輕く涼からず　(四)人の情に適せず　(五)梱は打ちて緻密にすること、孟子に捆を梱つとあり　(六)中は中衣なり　(七)絺は細き葛、綌は粗き葛なり

故聖人爲二衣服一。適二身體一。和二肌膚一而足矣。非下榮二耳目一而觀中愚民上也。當二是之時一。堅車良馬。不レ知レ貴也。刻鏤文采。不レ知レ喜也。何則其所レ道之然。故民衣食之財。家足三以待二旱水凶饑一

故に聖人の衣服を爲るに、身體に適し、肌膚に和すれば足る。耳目に榮して、愚民に觀すに非ざるなり。(一)是の時に當りて、堅車良馬も貴きを知らざるなり、刻鏤文采も喜ぶを知らざるなり。何となれば其の道とする所然ればなり。(二)故に民の衣食の財、家ごとに以て旱水凶饑を待つて足る者は何ぞや。其の自ら養ふ所以の情を得て、外に感ぜざればなり。(三)是を以て其の民儉にして治め易く、其の君財を用ふること節にして贍り易し。府庫實滿、以て不然を待つに足り、兵革頓らず、(四)士民勞せず、以て不服を征するに足る。故に霸王の業、天下に行ふ可し。

(一)耳目の見聞を盛んにして愚民の眼を驚かす爲めにはあらず　(二)其の道とする主旨が左樣なればなり　(三)自

爲₂宮室₁。則與ㇾ此異矣。必厚作₂斂於百姓₁。暴₂奪民衣食之財₁。以爲₂宮室臺榭曲直之望₁。青黄刻鏤之飾。爲₂宮室₁若ㇾ此。故左右皆法₂象之₁。是以其財不ㇾ足₃以待₂凶饑₁賑₂孤寡₁。故國貧而民難ㇾ治也。君實欲₂天下之治₁。而惡₂其亂₁也。當ㇾ爲₂宮室₁。不ㇾ可ㇾ不ㇾ節。

民の衣食の財を暴奪して、以て宮室臺榭曲直の望(一)、青黄刻鏤の飾を爲す。宮室を爲る此の若し。故に左右(二)皆之に法象す。是を以て其の財、以て凶饑を待ち、孤寡(三)を賑するに足らず。故に國貧しくして民治め難し。君實に天下の治を欲して、其亂を惡まば、宮室を爲るに當りて節(四)せざるべからず。

(一)望は眺望なり　(二)左右の臣下が皆君主に倣ひ奢りを爲すなり　(三)孤兒や寡婦の如き憐れな者を救ふことも出來ぬなり　(四)儉約せざる可らず

古之民未ㇾ知ㇾ爲₂衣服₁時。衣ㇾ皮帶ㇾ茭。冬則不₂輕而溫₁。夏則不₂輕而凊₁。聖王以爲。不ㇾ

古の民、未だ衣服を爲ることを知らざりし時、皮を衣(一)茭を帶ぶ。冬は輕く(二)溫ならず、夏は輕く(三)凊しからず。聖王以爲らく、人の情(四)に中らずと。故に婦人を作誨し、絲麻を治め、布絹を梱(五)して、以て民の衣を爲る。衣服を爲るの法、冬は則ち練帛の中(六)、以て輕且煖と爲すに足る、夏は絺綌(七)、輕且凊たり。謹に此れにし

寒一。上足三以待二雪霜雨露一。宮牆之高。足三以別二男女之禮一。謹此則止。費レ財勞レ力。不レ加レ利者。不レ爲也。

役脩二其城郭一。則民勞而不レ傷。以二其常正一。收二其租稅一。則民費而不レ病。民所レ苦者。非レ此也。苦三於厚作二斂於百姓一。是故聖王作二爲宮室一便二於生一。不三以爲二觀樂一也。作二爲衣服帶履一便二於身一。不三以爲二辟怪一也。故節二於身一誨二於民一。是以天下之民。可二得而治。財用可二得而足。

〔其常〕役〔を以て〕(一)、其城郭を脩むれば、民勞して傷れず。其常正(二)を以て、其租稅を收むれば、民費して病まず。民の苦む所の者、此れ(三)に非ずして、厚く斂(四)を百姓に作すに苦む。是故に聖王宮室を作爲して生に便し、以て觀樂(五)を爲さざるなり。衣服帶履を作爲して身に便し、以て辟怪(六)を爲さざるなり。故に身に節して民に誨ふ。是を以て天下の民得て治むべく、財用得て足る可し。

㊀常役は規定通りの課役なり、其外に人民を使役せざるを云ふ　㊁常正は規定通りの課稅なり　㊂此は上の常役常正を云ふ、此れなれば人民は勞費するも傷れ病むに至らず　㊃斂は收斂なり、多く稅を取り立つるを云ふ　㊄娛樂の用に爲さざるなり　㊅奇巧にして徒らに目を娛ましむる如きものを爲らざるなり

當今之主。其

當今の主、其の宮室を爲るは、則ち此れと異なり。必ず厚く斂を百姓に作し、

其樂一。下不レ堪二其苦一。故國離二寇敵一則傷。民見二凶饑一則亡。此皆備不レ具之罪也。且夫食者。聖人之所レ寶也。故周書曰。國無二三年之食一者。國非二其國一也。家無二三年之食一者。子非二其子一也。此之謂二國備一。

(一)稱賞とは上賞なり (二)珍品奇什を云ふ (三)死者に衣する服を立派にするなり (四)單は殫、盡きる也 (五)厭くことを知らざるなり (六)饑は逢なり (七)吾が子を維持する能はざれば子も吾が有にあらず (八)されば國は必ず備具無かる可からず斯くあるを稱して國備と云ふ

辭過第六

大意言ふ人は宮室衣服飲食舟車畜私五者の奢侈に過ぐるを避け節用を務むべし

子墨子曰。古之民未レ知レ爲二宮室一時。就二陵阜一而居。穴而處レ下。潤濕傷レ民。故聖王作二爲宮室一。爲二宮室一之法曰。高足三以辟二潤濕一。邊足三以圉二風

子墨子曰く、古の民未だ宮室を爲ることを知らざる時、陵阜に就きて居り、穴して下に處りて潤濕民を傷る。故に聖王宮室を作爲す。宮室を爲るの法に曰く、高は以て潤濕を辟くるに足り、邊(一)は以て風寒を圉ぐに足り、上以て雪霜雨露を待つに足り、宮牆の高、以て男女の禮を別つに足る。(二)謹(三)に此れに止む。財を費し力を勞して、利を加へざるもの(四)は、爲さざるなり。

(一)邊は周邊にて、牆壁等の周邊を遮蔽するものをいふ (二)宮牆を高くし男女猥りに會合することを能はざらしむ (三)謹は廑なり、同音の假字 (四)利益にならぬこと

有二高賞一而不レ爲レ備也。故備者國之重也。食者國之寶也。兵者國之爪也。城者所二以自守一也。此三者國之具也。

㊀百里の君は湯王武王を云ふ、孟子に湯は七十里を以てし文王は百里を以てす云々、小國の君と云ふ如し ㊁重要なるもの ㊂鳥獸の爪牙ありて他を禦ぎ身を守るが如し

故曰。以二其極賞一以賜二無功一。虛二其府庫一以備二車馬衣裘奇怪一。苦二其役徒以治二宮室觀樂一。死又厚爲二棺槨一。多爲二衣裘一。生時治二臺榭一。死又脩二墳墓一。故民苦二於外一。府庫單二於內一。上不レ厭二

故に曰く、其極賞(一)を以てし、以て無功に賜ひ、其府庫を虛しくして、以て車馬、衣裘、奇怪(二)に備へ、其役徒を苦めて、以て宮室觀樂を治め、死して又厚く棺槨を爲り、多く衣裘を爲り、生時臺榭(三)を治め、死して又墳墓を脩む。故に民外に苦み、府庫內に單き(四)、上其の樂に厭かず(五)、下其苦に堪へず。故に國寇敵に離へば(六)傷られ、民凶饑を見れば亡ぶ。此れ皆備具らざるの罪なり。且夫れ食は、聖人の寶とする所なり。故に周書に曰く、國に三年の食なき者は、國其國に非ざるなり。家に三年の食なき者は、子其子に非ざるなりと(七)。此れ之を國備(八)と謂ふ。

湯五年旱。此其離凶餓甚矣。然而民不凍餓者何也。其生財密、其用之節也。故食無備粟、不可以待凶饑。庫無備兵、雖有義不能征無義。城郭不備全、不可以自守。心無備慮、不可以應卒。是若慶忌無去之心、不能輕出。

りと雖も義なきを征する能はず。城郭備全せざれば、以て自ら守る可からず。心備慮なければ、以て卒に應ず可からず。(五)是れ慶忌の若きも、(六)禦ぐの心無ければ、輕く出づる能はず。

㊀ 時を有用に使ふことと急は急要即ち大切にすることとなり ㊁ 水害なり ㊂ 饑は饉なり ㊃ 備は準備せる兵器なり ㊄ 倉卒の變 ㊅ 例へば慶忌の如し、慶忌は呉の勇士なり此の如き勇士と雖も平生備禦の心なく輕く出でて殺されたり

夫桀無待湯之備、故放。紂無待武之備、故殺。桀紂貴爲天子、富有天下。然而皆滅亡於百里之君者何也。

夫れ桀は湯を待つの備なし、故に放たる。紂は武を待つの備なし、故に殺さる。桀紂は貴きこと天子たり、富天下を有つ。然而れども皆百里の君に滅亡せらるるものは何ぞや。富貴を有ちて備を爲さざればなり。故に備は國の重なり、(一)食は國の寶なり、兵は國の爪なり、(二)城は自ら守る所以なり。此三つの者は國の具なり。(三)

故時年歲善。則民仁且良。時年歲凶。則民吝且惡。夫民何常此之有。爲者疾。食者衆。則歲無豐。故曰。財不足。則反之時。食不足。則反之用。故先民以時生財。固本而用財。則財足。

ば、則ち之を用に反す。(四)故に先民は時を以て財を生じ、本を固くして財を用ふ、則ち財足る。

(一) 除は墮なり　(二) 原文一書に其疾亟於除其子とあるに從ふ上述の事は其の子を除するより重大である、君主は例へば父母で人民は子なれば此の窮憊に對して君は大に顧察せざる可からず　(三) 時を用ふること未だ宜からざるかと反省するなり　(四) 先民は古への賢者をいふ

故雖上世之聖王。豈能使五穀常收。而旱水不至哉。然而無凍餓之民者。何也。其力時急。而自養儉也。故夏書曰。禹七年水。殷書曰。

故に上世の聖王と雖も、豈能く五穀をして常に收めて、旱水をして至らざらしめんや。然而れども凍餓の民なき者は何ぞや。其の時を(一)力むること急にして、自ら養ふこと儉なればなり。故に夏書に曰く、禹に七年の(二)水ありと。殷書に曰く、湯に五年の旱ありと。此れ其の凶餓に罹(三)ること甚し。然而れども民凍餓せざる者は何ぞや。其の財を生ずること密にして、其の之を用ふること節なればなり。故に食に備粟なければ、以て凶饑を待つ可からず。庫に(四)備兵なければ、義あ

國人君徹二鼎食五分之五一。大夫徹レ縣。士不レ入レ學。君朝之衣不二革制一。諸侯之客。四鄰之使雍食而不レ盛。徹二驂騑一。塗不レ芸。馬不レ食レ粟。婢妾不レ衣レ帛、此皆二不足一之至也。

入らず。君は朝の衣を革め制せず。(三)諸侯の客、四鄰の使、饔飧して盛にせず。(四)驂騑を徹し、(五)塗芸せず、馬粟を食はず、婢妾帛を衣ず。此れ不足を告ぐるの至りなり。

(一)縣は懸なり鐘鼓を懸くると云ふ、此れ言ふは音樂を爲さぬなり　(二)朝に出づる時の服も新たに制せず　(三)使者客いも只朝夕の食を與ふるのみ、盛饌を供せざるなり　(四)當時車を引くに四頭の馬を用ふること常なれども豐ならぬ故左右の二頭を省くなり驂騑は兩脇の馬を云ふ　(五)國内道路の草を刈除せず

今有レ負二其子一而汲者。隊其子於井中一。其母必從而道レ之。今歲凶民饑・道餓。重二其子一。此疚二於隊一。其可レ無レ祭邪。

今其子を負うて汲む者あり。其子を井中に隊すときは、其の母必ず從つて之を道かん。今歲凶饑民、道に餓う。(一)其疚、其子を隊すより重し。其れ祭する無かる可けんや。故に時に年歲善なれば、民仁にして且良く、時に年歲凶なれば、民吝にして且惡し。夫れ民は何の常か此れあらん。爲す者寡く、食ふ者衆ければ、歲豐なるなし。故に曰く、財足らざれば、則ち之を時に反し、食足らざれ

五穀盡收。則五味盡御二於主一。不二盡收一。則不二盡御一。一穀不レ收。謂二之饉一。二穀不レ收。謂二之旱一。三穀不レ收。謂二之凶一。四穀不レ收。謂二之餽一。五穀不レ收。謂二之饑一。五穀不レ孰。謂二之大侵一。

大侵と謂ふ。

（一）地の力を盡すことと農を勸むるを云ふ　（二）旱は雨なく穀枯死するなり　（三）餽は一說に餽となす、乏しきなり　（四）大饑なり、畢沅堂本註に穀梁傳を引きて五穀不升謂之大侵とあり

歲饉則仕者大夫以下。皆損二祿五分之一一。旱則損二五分之二一。凶則損二五分之三一。餽則損二五分之四一。饑（饑）、侵則盡無レ祿。稟食而已矣。

歲饉なれば則ち仕者大夫以下、皆祿五分の一を損し、旱なれば五分の二を損し、凶なれば則ち五分の三を損し、餽なれば五分の四を損し、大侵なれば盡く祿無し、稟食するのみ。

（一）損は減なり　（二）扶持米を給するのみなり、當然の祿を受けず

故凶饑存レ乎

故に凶饑國に存すれば、人君は鼎食五分の五を徹し、大夫は縣を徹し、士は學に

患也。君自以レ爲二聖智一。而不レ問レ事。自以爲二安彊一。而無二守備一。四鄰謀レ之。不レ知レ戒。五患也。所レ信不レ忠。所レ忠不レ信。六患也。畜種菽粟。不レ足二以食一レ之。大臣不レ足二以事一レ之。賞賜不レ能レ喜。誅罰不レ能レ威。七患也。以二七患一居レ國。必無二社稷一。以二七患一守レ城。敵至國傾。七患之所レ當。國必有レ殃。

(一) 守るに足るの堅固なきを云ふ (二) 以下一一七患を數ふ (三) 仕者は唯祿を固持するを務め、上に忠なる心なく他國へ行遊する者は國に歸ることを欲せず (四) 法を嚴にして臣下に臨み臣下は畏れて決して逆はず (五) 自ら聖智なりと思ひて臣下に相談せず (六) 君の信ずる所の人は實は忠義の人にあらず君に忠を盡す人は反て君に信ぜられず (七) 農民勤めざる故に畜種米粟不足にして臣民を養ふ能はず (八) 大臣たるもの皆愚にして任使するに足らず

凡五穀者。民之所レ仰也。君之所二以爲一レ養也。故民無レ仰。則君無レ養。民無レ食。則不レ可レ事。故食不レ可レ不レ務也。地不レ可レ不レ立也。用不レ可レ不レ節也。

凡そ五穀は民の仰ぐ所なり、君の養を爲す所以なり。故に民仰ぐことなければ、君養ふことなし。民食なければ事ふべからず、故に食は務めざる可からず、地は(一)力めざる可からず、用は節せざる可からざるなり。五穀盡く收まれば、五味盡く主に御む。盡く收まらざれば、盡く御めず。一穀收まらざる、之を饉と謂ひ、二穀收まらざる、之を旱と謂ひ、三穀收まらざる、之を凶と謂ひ、四穀收まらざる、之を餽と謂ひ、五穀收まらざる、之を饑と謂ひ、五穀孰せざる、之を

子墨子曰、國有二七患一。七患者何。城郭溝池。不レ可レ守。而治二宮室一。一患也。邊國至レ境。四鄰莫レ救。二患也。先盡二民力無用之功一。賞二賜無能之人一。民力盡二於無用一。財寶虛二於待一レ客。三患也。仕者持レ祿。游者愛レ反。君脩レ法討レ臣。臣懾而不二敢拂一。四

七患第五

大意言ふ國を治むる者は務めて七患を除かざるべからず

子墨子曰く、國に七患あり。七患なる者は何ぞ。城郭溝池守る可らずして、(一)宮室を治む。一患なり。敵國境に至るも、四鄰救ふこと莫し。二患なり。先づ民力を無用の功に盡し、(二)無能の人を賞賜し、民力無用に盡き、財寶客を待つに虛しきは、三患なり。(三)仕者祿を持し、游者反を愛へ、(四)君法を脩めて臣を討じ、懾れて敢て拂らず。四患なり。君自ら以て聖智と爲して、事を問はず。自ら以て安彊と爲して、(五)守備なく、四鄰之を謀りて、戒しむることを知らず。五患なり。(六)信ずる所忠ならず、忠なる所信ぜられず。六患なり。(七)畜種菽粟、以て之を食ふに足らず。(八)大臣以て之を事ふに足らず。賞賜も喜ばす能はず、誅罰も威す能はず。七患なり。七患を以て國に居れば、必ず社稷なく、七患を以て城を守れば、敵至りて國傾かん。七患の當る所、國必ず殃あり。

愛相利一。而不レ欲ニ人相惡相賊一也。

昔之聖王。禹湯文武。兼ニ愛天下之百姓一。率以尊レ天事レ鬼。其利レ人多。故天福レ之。使三立爲ニ天子一。天下諸侯。皆賓ニ事之一。暴王桀紂幽厲。兼ニ惡天下之百姓一。率以詬レ天侮レ鬼。賊ニ其人一多。故天禍レ之。使下遂失ニ其國家一。身死爲レ僇ニ於天下一。後世子孫毀レ之。至レ今不レ息。故爲ニ不善一。以得レ禍者。桀紂幽厲是也。愛レ人利レ人。以得レ福者禹湯文武是也。愛レ人利レ人。以得レ福者有矣。惡レ人賊レ人。以得レ禍者亦有矣。

昔の聖王、禹・湯・文・武は、天下の百姓を兼愛し、率ゐて以て天を尊び鬼に事へ、其の人を利すること多し。故に天之に福し、立てて天子たらしむ。天下の諸侯皆之に賓事す。(一)暴王桀・紂・幽・厲は、天下の百姓を兼惡し、率ゐて以て天を詬り鬼を侮り、其人を賊すること多し。(二)故に天之に禍し、遂に其國家を失ひ、身死して天下に僇となられしめ、(三)後世子孫之を毀り、今に至るまで息まず。故に不善を爲して、以て禍を得たる者は、桀・紂・幽・厲是なり。人を愛し人を利して、以て福を得たる者は、禹・湯・文・武是なり。(四)人を愛し人を利して、以て福を得る者有り、人を惡み人を賊して、以て禍を得る者亦有り。

(一) 恭敬して之に事ふ　(二) 原文に賊ニ其人一多とあるは其賊レ人多と作るべきに似たり　(三) 刑戮の人なり　(四) 前例を更に申明して曰く、之を考ふるに古來人を愛利して福を得、人を惡賊して禍害を得る者世に少からず畏れ謹むべし

以其兼而愛之、兼而利之也。奚以知天兼而愛之兼而利之也。以其兼而有之、兼而食之也。今天下無大小國、皆天之邑也。人無幼長貴賤、皆天之臣也。此以莫不犓牛羊、豢犬豬、絜爲酒醴粢盛、以敬事天。此不爲兼而有之、兼而食之邪。天苟兼而有食之。夫奚説以不欲人之相愛相利也。故曰。愛人利人者。天必福之。惡人賊人者。天必禍之。曰殺不辜者。得不祥焉。夫奚説。人爲其相殺而天與禍乎。是以天欲人相

此を以て牛羊を犓し(二)、犬豬を豢し(三)、絜く酒醴粢盛(四)を爲りて、以て天に敬事せざること莫し。(五)此れ兼ねて之を有し、兼ねて之を食ふが爲ならずや。天苟も兼ねて之を有食せば、夫れ奚の説ぞ以て人の相愛し相利することを欲せざらんや。故に曰く、人を愛し人を利する者は、天必ず之に福し、人を惡み人を賊する者は、天必ず之に禍し、曰に不辜を殺す者は、不祥を得ると。(六)夫れ奚の説ぞ、人其相殺すが爲にして、天、禍を與へんや。是を以て天は人の相愛し相利することを欲して、人の相惡み相賊することを欲せざる〔を知る〕なり。

(一) 彼此の差別なく人民を保有して又差別なく之を養ふを以て天の人民を愛利することを知るなり (二) 犓は草[illegible]を以て飼養するなり (三) 穀を以て養ふを豢といふ (四) 粢盛は黍稷なり、此等を供へて天を祭り敬事するなり (五) 前に言ふ如く天に敬事する所以は天が人民を保有し養ふ故に之に報ゆる爲めなりとなり (六) 夫奚の説ぞとは若し天にして人を愛利することなくば何の爲めに相殺す人に向て禍を與へんやとなり

天之行廣而無私。其施厚而不德。其明久而不衰。故聖王法之。既以天爲法。動作有爲、必度於天。天之所欲則爲之。天所不欲則止。

天の行は廣くして私無し。其施厚くして德とせず。其明久しくして衰へず。故に聖王は之を法とす。既に天を以て法と爲せば、動作爲す有るときは、必ず天に度る。天の欲する所は之を爲し、天の欲せざる所は則ち止む。

(一) 天の行ふ所は廣大不偏にして人の如く私意に傾くことなし (二) 天意に協ふや否やを較量す

然而天何欲。何惡者也。天必欲人之相愛相利。而不欲人之相惡相賊也。奚以知天之欲人之相愛相利。而不欲人之相惡相賊也。

然れども天は何をか欲し、何をか惡む者ぞや。天は必ず人の相愛し相利することを欲して、人の相惡み相賊することを欲せざるなり。奚を以て天の人の相愛し相利することを欲して、人の相惡み相賊することを欲せざるを知るや。其兼ねて之を愛し、兼ねて之を利するを以てなり。奚を以て天の兼ねて之を愛し、兼ねて之を利することを知るや。其兼ねて之を有し、兼ねて之を養ふを以てなり。今天下大小の國と無く、皆天の邑なり。人幼長貴賤と無く、皆天の臣なり。

然則奚以爲ニ治法ト而可。當ニ皆法ニ其父母ト。奚若。天下之爲ニ父母ト者衆。而仁者寡。若皆法ニ其父母ト。此法ニ不仁ト也。法ニ不仁ヲ不レ可ニ以爲レ法。當ニ皆法ニ其學ト奚若。天下之爲レ學者衆。而仁者寡。若皆法ニ其學ト。此法ニ不仁ト也。法ニ不仁ヲ不レ可ニ以爲レ法。當ニ皆法ニ其君ト奚若。天下之爲レ君者衆。而仁者寡。若皆法ニ其君ト。此法ニ不仁ト也。法ニ不仁ヲ不レ可ニ以爲レ法。故父母學君三者。莫レ可下以爲ニ治法ト而可上。然則奚以爲ニ治法ト而可。故曰。莫レ若レ法レ天。

然らば則ち奚を以て治法と爲して可なるか。皆其父母を法とすべきは奚若。天下の父母たる者は衆くして、仁者は寡し。若し皆其父母を法とすれば、此れ不仁を法とするなり。不仁を法とせば、以て法と爲すべからず。皆其學を法とすべきは奚若。天下の學を爲す者は衆くして、仁者は寡し。若し皆其學を法とせば、此れ不仁を法とするなり。不仁を法とせば、以て法と爲すべからず。皆其君を法とすべきは奚若。天下の君たる者は衆くして、仁者は、寡し。若し皆其君を法とせば、此れ不仁を法とするなり。不仁を法とせば、以て法と爲すべからす。故に父母學君の三つの者は、以て治法と爲して可なるべき莫し。然らば奚を以て治法と爲して可なるか。故に曰く、天を法とするに若くは莫しと。

一　其の學ぶ所必しも皆仁の道に中らざれば此を法度とする能はず

可三以無二法儀一。無二法儀一而其事能成者無レ有。雖レ至下士之爲二將相一者上。皆有レ法。雖レ至二百工從レ事者一。亦皆有レ法。百工爲レ方以レ矩。爲レ圓以レ規。直以レ繩。正以レ縣。無二巧工不巧工一。皆以二此五者一爲レ法。巧者能中レ之。不巧者雖レ不レ能レ中。放依以從レ事。猶逾レ已。故百工從レ事。皆有二法（所）度一。今大者治二天下一。其次治二大國一。而無二法（所）度一。此不レ若二百工辯一也。

能く成る者は有ること無し。士の將相たる者に至ると雖も皆法有り。百工の事に從ふ者に至ると雖も、亦皆法有り。百工方を爲すに矩を以てし、圓を爲すに規を以てし、直は繩を以てし、正は縣を以てし、巧工と不巧工となく、皆此五つの者を以てして法と爲す。巧者は能く之に中り、不巧者は中る能はずと雖も、放依して以て事に從ふ、猶ほ已むに逾れり。故に百工の事に從ふ、皆法度有り。今大なる者は天下を治め、其次は大國を治めて法度なし。此れ百工の辯ずるに若かざるなり。

(一) 法儀は法度に同じ (二) 天下の事に從ふとは天下を治むるの任あるものを云ふ (三) 縣は懸なり、錘におもりを附け之を垂れて物形の正不正を見るを云ふ (四) 法度に適中するを得るなり (五) 放依はよりたのむの義なり (六) 法とすべき器具によらずわれの勝手にするにはまされり (七) 百工人の能く其の事を辨じ之を整頓するに及ばざるなり

也。士亦有染。其友皆好仁義。淳謹畏令。則家日益、身日安、名日榮。處官得其理矣。則段干木禽子傅説之徒是也。其友皆好矜奮。創作比周。則家日損、身日危。名日辱、處官失其理矣。則子西易牙豎刁之徒是也。詩曰、必擇所堪。必謹所堪者。此之謂也。

して令を畏るれば、家日に益し、身日に安く、名日に榮え、官に處ても其理を得。則ち段干木・禽子・傅説の徒是なり。其友皆矜奮(一)を好み、創作比周(二)すれば、則ち家日に損し、身日に危く、名日に辱められ、官に處ても其理を失ふ。則ち子西・易牙・豎刁の徒是なり。詩に曰く、必ず湛(三)す所を擇び、必ず湛す所を謹めとは、此れの謂なり。

(一) 矜奮は己れの才に誇り威張るなり　(二) 自己の勝手に事を始め又は徒黨して事柄の何如を問はず援助するなり
(三) ひたすなり、染むる所を擇ぶを云ふ

子墨子曰。天下從事者。不

法儀第四 (一)

大凡人君は天の心に從ひ兼愛相利を以て法儀とすべし

子墨子曰く、(二)天下の事に從ふ者は、以て法儀無かる可からず。法儀なくして其事

染於唐鞅佃不禮。此六君者。所染不當。故國家殘亡。身爲刑戮。宗廟破滅。絶無後類。君臣離散。民人流亡。擧天下之貪暴苛擾者。必稱此六君也。

凡君之所以安者何也。以其行理也。行理性於染當。故善爲君者。勞於論人。而佚於治官。不能爲君者。傷形費神。愁心勞意。然國逾危。身逾辱。此六君者。非不重其國愛其身也。以不知要故也。不知要者。所染不當也。

凡そ君の安き㈠所以のものは何ぞや。其行理まるを以てなり。行の理まるは、染むることの當るより生ず。故に善く君爲る者は、人を論ずるに勞して㈡、官を治むるに佚す。君爲る能はざる者は、形を傷り神を費し、心を愁へしめ意を勞するも、然も國逾々危く、身逾々辱めらる。此六君㈢の者は、其國を重んじ、其身を愛せざるには非ざるも、要㈣を知らざるを以ての故なり。要を知らざる者は、染むる所當らざればなり。

㈠安穩なり ㈡人の賢否を論じて擧げ用ふるに努するも擧ぐる所賢なれば之に任じて政を爲さしめ自ら勞せずして政治まる、故に樂になるなり ㈢前の貪暴なる六君を指す ㈣行ふ所の要を知らず

非獨國有染

獨り國のみ染むる有るに非ず。士も亦染むる有り。其友皆仁義を好み、淳謹に

仲鮑叔一。晉文染二於舅犯高偃一。楚莊染二於孫叔沈尹一。吳闔閭染二於伍員文義一。越句踐染二於范蠡大夫種一。此五君所レ染當。故霸二諸侯一功名傳二於後世一。

吳の闔閭は伍員・文義に染み、越の句踐は范蠡・大夫種に染む。此五君は、染む所當れり。故に諸侯に霸として、功名後世に傳はれり。

〇管仲鮑叔云々以下前と同じく交親する人に因て賢主となると否らざるとを示すものにて文義の上に重要ならず

一一其の出所を擧ぐるは煩なり故に省く

范吉射染二於長柳朔王胜一。中行寅染二於籍秦高彊一。吳夫差染二於王孫雄太宰嚭一。知伯搖染二於智國張武一。中山尚染二於魏義偃長一。宋康

范吉射は長柳朔・王胜に染み、中行寅は籍秦・高彊に染み、吳の夫差は王孫雄・太宰嚭に染み、知伯搖は智國・張武に染み、中山の尚は魏義・偃長に染み、宋康は唐鞅・佃不禮に染む。此六君は、染むる所當らず。故に國家殘亡し、身刑戮となり、宗廟破滅し、絕えて後類なく、君臣離散して、民人流亡す。天下の貪暴苛擾の者を擧ぐるときは、必ず此六君を稱す。

〇國家破滅し身は刑に死し先祖の廟も壞れ子孫血脈皆斷絕す

然也。國亦有レ染。舜染二於許由伯陽一、禹染二於皐陶伯益一、湯染二於伊尹仲虺一、武王染二於太公周公一。此四王者。所レ染當。故王二天下一、立爲二天子一、功名蔽二天地一、擧二天下之仁義顯人一、必稱二此四王者一。

㈠許由伯陽俱に舜の時の賢人 ㈡皐陶伯益は俱に禹を佐けて功ある人、書經の皐陶謨益稷篇に詳かなり ㈢伊尹仲虺二人の事は書經の伊訓仲虺之誥にあり ㈣太公望と周公旦なり

夏桀染二於干辛推哆一、殷紂染二於崇侯惡來一、厲王染二於厲公長父榮夷終一、幽王染二於傅公夷蔡公穀一。此四王者。所レ染不レ當。故國殘身死。爲二天下僇一、擧二天下不義辱人一、必稱二此四王者一。

夏桀は干辛・推哆に染み、殷紂は崇侯・惡來に染み、厲王は厲公・長父・榮夷終に染み、幽王は、傅公夷・蔡公穀に染む。此四王は、染むる所當らず。故に國殘はれ、身死して、天下の僇となる。天下の不義辱人を擧ぐるときは、必ず此四王を稱す。

㈠干辛推哆俱に桀の惡を助けし人、呂氏春秋晏子春秋にあり ㈡崇侯惡來俱に紂の虐を助けし人、惡來は多力の人にて本論の篇末にも見ゆ

齊桓染於管

齊桓は管仲・鮑叔に染み、晉文は舅犯・高偃に染み、楚莊は孫叔・沈尹に染み、

君子以レ身戴レ行者也。思レ利尋焉、忘レ名忽焉。可三以爲二士於天下一者。未二嘗有一也。

(一) 亦と雖も、眞心より出でざるもの卽ち主操なきものは久く其の身に留ることなし　(二) 行ひも其の身に留く行き渡り確と一たる所なければ成立せず　(三) 實際より出でゝ、徒に巧智を以てしては成立たず　(四) 譽なり　(五) 轉惡に重ねて思ふことと利のみに心を傾くるなり、轉は譽を稱ふの譽と同じ惡は助字なり

所染第三

大意善惡ともに其の交る所の人に因ることを云ふ

子墨子（言）。見二染レ絲者一而歎曰。染二於蒼一則蒼。染二於黃一則黃。所レ入者變。其色亦變。五入（必而已則）爲二五色一矣。故染不レ可レ不レ愼也。非二獨染絲

子墨子絲を染むる者を見て歎じて曰く、蒼に染むれば蒼となり、黃に染むれば黃となる。入る所の者變ずれば、其色も亦變ず。五入すれば五色となる。故に染は愼まざるべからず。獨り染絲のみ然るに非ず、國にも亦染有り。舜は(一)許由伯陽に染み、禹は(二)皐陶伯益に染み、湯は(三)伊尹仲虺に染み、武王は(四)太公周公に染む。此四王は、染まる所當れり。故に天下に王となり、立ちて天子と爲り、功名天地を蔽ふ。天下の仁義顯人を擧ぐるときは、必ず此四王を稱す。

勞必不圖。

慧者心辯。而不繁說。多力而不伐功。此以名譽揚天下。言無務爲多。而務爲智。無務爲文。而務爲察。故彼智無察。在身而情反其路者也。

善無主於心者不留。行莫辯於身者不立。名不可簡而成也。譽不可巧而立也。

慧者は必ず辯じて繁說せず、多力にして功を伐らず。此を以て名譽天下に揚る。言多きを爲すを務むる無くして、智を爲すを務めよ。(一)文を爲すを務むる無くして、察を爲すを務めよ。故に智を非とし察を無みし、身に在りて情(二)るときは、其路に反する者なり。

(一)表面の美を務めずして内心の明察ならんことを心掛くべし　(二)情は惰なり、吾身に於ける德義を脩めず惰るなり

善(一)にして心に主なき者は留らず。行(二)にして身に辯莫き者は立たず。名は簡にして成す可からず、譽は巧(三)にして立つ可からず。君子は身を以て行を戴(四)する者なり。利を思ふこと尋焉(五)、名を忘るゝこと忽焉として、以て天下に士たる可き者は、未だ嘗て有らざるなり。

不達。言不信者。行不果。據財不能以分人者。不足與友。守道不篤。偏物不博。辯是非不察者。不足與游。本不固者。末必幾。雄而不脩者。其後必惰。原濁者流不清。行不信者。名必耗。

以て人に分つ能はざる者は、與に友たるに足らず。道を守ること篤からず、物を(二)偏すること博からず。是非を辯ずること察ならざる者は、與に游ぶに足らず。本固からざる者は、末必ず幾し。(三)雄にして脩まらざる者は、其後、必ず惰る。原濁る者は流清からず、行信ならざる者は名必ず耗す(四)。

(一)果は成なり　(二)偏は辯なり　(三)心徒に雄にして身脩まらざるもの　(四)耗は損なり

名不徒生。而譽不自長。功成名遂。名譽不可虛假。反之身者也。務言而緩行。雖辯必不聽。多力而伐功。雖

(一)名徒に生ぜず、譽自ら長ぜず。功成り名遂ぐ、名譽虛しく假る可からず。之を身(二)に反する者なり。言を務めて行(三)を緩にすれば、辯ずと雖も必ず聽かれず。多力にして功に伐れば、勞すと雖も必ず(四)圖られず。

(一)名譽といふものは其の實行なくして徒に生長せず　(二)吾身に顧みて善行を爲し名譽始めて成る、決して虛に假りられたるものならず　(三)行を輕忽すればいかに口辯するも人に聽き容れられず　(四)決して報いられず

故君子力レ事日彊。願レ欲日逾。設レ壯日盛。君子之道也。貧則見レ廉。富則見レ義。生則見レ愛。死則見レ哀。四行者不レ可二虛假一。反二之身一者也。藏二於心一者。無二以竭一レ愛。動二於身一者。無二以竭一レ恭。出二於口一者。無二以竭一レ馴。暢二之四支一。接二之肌膚一。華髮隳顚而猶弗レ舍者。其唯聖人乎。

故に君子、事を力むれば日に彊く、欲を願へば日に逾くゝす。(一)壯を設くれば日に盛なり。君子の道や、貧なれば廉とせられ、富なれば義とせらる。生には愛せられ、死には哀しまる。(二)四行の者は虛假す可からす。之を身に反する者なり。(三)心に藏むるもの、以て愛を竭すなく、身に動く者、以て恭を竭す無く、口に出づる者、以て(五)馴を竭すなく、之を四支に暢べ、之を肌膚に接し、(六)華髮隳顚なるも猶ほ舍まざる者は、其れ唯聖人か。

(一) 其志日に薄く苟且になる (二) 壯は莊敬なり務めて莊敬を身に設くればなり (三) 上は述べたる廉義愛哀の四つの行ひなり、此の四行は決して虛僞假設ならず眞心より出づるものなり (四) 心に藏むるもの愛多く之を施行して竭くることなし (五) 口より出づる馴言多く竭くることなし (六) 四支肌膚孰れも愛恭等の德にて充滿し白髮禿頭に至りても猶舍まざる如き人は是れ聖人と謂ふべし

志不レ彊者。智

志彊めざる者は、智達せず。言信ならざる者は、行果ならず。(一)財に據りて

不附無務外交事。無終始。無務多業。舉物而闇。無務博聞。

くこと安固ならざるときは末を豐せんとするも何の益なし、樹木の如きを以て知るべし ㊁ 惟一物を證明する知なければ徒に博聞を務むるも何の効なし

是故先王之治天下也。必察邇來遠。君子察邇而邇脩者也。見不脩行見毀而反之身者也。此以怨省而行脩矣。譖慝之言。無入之耳。批扞之聲。無出之口。殺傷人之孩。無存之心。雖有詆訐之民。無所依矣。

是故に先王の天下を治むるや、必ず邇きを察して遠きを來す。君子は邇きを察して邇く脩むる者なり。行を脩めずして毀らるゝを見れば、之を身に反する者なり。此を以て怨省いて行脩まる。㊀譖慝の言、之を耳に入ることなく、㊁批扞の聲、之を口に出すことなく、人を殺傷するの㊂孩、之を心に存することなければ、㊃詆訐の民有りと雖も、依る所なからん。

㊀ 譖人の言を聽かざるなり ㊁ 佛人を攻擊するの言なり ㊂ 孩は慎ばなり、惡志なり ㊃ 人の陰事をあばく如き人は依り近づくことなからん

覆二萬物一。是故谿陜者速涸。逝淺者速竭。墝埆者其地不レ育。王者淳澤不レ出二宮中一。則不レ能レ流レ國矣。

㊀天地は昭々たらず云々より千人の長世迄は清濁並び容れて苛察ならざるをいふ ㊁餘り直に過ぎ平に傾く様にては萬物を覆ふ能はざるを云ふ ㊂大を容るゝ能はざるを云ふ ㊃逝は逝水なり、即ち流れ淺きを云ふ ㊄墝埆多き地なり

君子戰雖レ有レ陳。而勇爲レ本焉。喪雖レ有レ禮。而哀爲レ本焉。士雖レ有レ學。而行爲レ本焉。是故置レ本不レ安者。無レ務レ豐レ末。近者不レ親。無レ務レ來レ遠。親戚

脩身第二

大意徒らに言說するのみならずよく身に強行し其本を修むべきをいふ

君子戰(一)陳有りと雖も、勇を本と爲す。喪禮有りと雖も、哀を本と爲す。士學有りと雖も、行を本と爲す。是故に(二)本を置くこと安からざる者は、末を豐にするを務むるなかれ。近き者親まざれば、遠きを來すを務むるなかれ。親戚附かざれば、外交を務むるなかれ。事終始なければ、多業を務むるなかれ。(三)物を擧げて闇きときは、博聞を務むるなかれ。

㊀陳は陳列なり、言ふは戰には陳列作法あれども勇を本と爲し、勇なければ戰ふ能はず、之れと同じくいかに學問あるも幷行を本と爲し、行ひ善からざれば學も益なきなり ㊁以下上文の意を申明するなり、言ふは根本を置

聖人者。事無レ辭也。物無レ違也。故能爲二天下器一。是故江河之水。非二一水之源一也。千鎰之裘。非二一狐之白一也。夫惡有三同方取二不レ取レ同而已者一乎。蓋非二兼王之道一也。

江河の水は、一水の源に非ざるなり。千鎰の裘は、一狐の白に非ざるなり。夫れ惡んぞ同方にして、同を取らずして已む者を取る有らんや。(三)蓋し兼王の道に非ざるなり。(四)

(一)事に當りて辭退せず　(二)物に應じて善く變通し成るを致すなり　(三)已む者を取るの取字は衍ならんと言ふ、聖人は士と同方なるに其同方を採用せずして已むことあらんやとなり　(四)若し同方を取らざる如き廣く衆を容れざる如きあらば兼王とて王者の彼此の別なく廣く兼愛するの道に反くなり

是故天地不二昭昭一。大水不二潦潦一。大火不二燎燎一。王德不二堯堯一者。乃千人之長也。其直如レ矢。其平如レ砥。不レ足三以

是故に天地は昭昭たらず、大水は潦潦たらず、大火は燎燎たらず。(一)王德堯堯たらざる者は、乃ち千人の長なり。其直きこと矢の如く、其平なること砥の如くなるは、以て萬物を覆ふに足らず。是故に谿陝き者は速に涸れ、(二)逝淺き者は速に竭き、(三)墝埆の者は、其地育せず。王者淳澤、宮中より出でざれば、則ち國に流るゝ能はず。

難レ守也。

故雖レ有二賢君一。不レ愛二無功之臣一。雖レ有二慈父一。不レ愛二無益之子一。是故不レ勝二其任一而處二其位一。非二此位之人一也。不レ勝二其爵一而處二其祿一。非二此祿之主一也。有弓難レ張。然可二以及レ高入ヒ深。良馬難レ乘。然可二以任レ重致ヒ遠。良才難レ令。然可二以致レ君見ヒ尊。

是故江河不レ惡二小谷之滿ヒ己也。故能大。

に至るを云ふ ㈧太盛とは總て他に勝り過ぎたるもの、此の如きは人に使用せらるゝこと甚しく一身を守るには却て害あるを云ふ

故に賢君有りと雖も、無功の臣を愛せず。慈父有りと雖も、無益の子を愛せず。是故に、其任に勝へずして其位に處るは、此位の人に非ざるなり。其爵に勝へずして其祿に處るは、此祿の主に非ざるなり。良弓は張り難し。然れども以て高きに及び深きに入る可し。良馬は乘り難し。然れども以て重きを任じ遠きを致す可し。良才は令し難し。然れども以て君を致し尊を見す可し。

㈠元來他に愛せらるゝは其者の用に立つ故なり、されば賢君も役に立たず功もなき臣をば愛せざるなり、然るに其人は愛せらるゝ故に却て身を喪ふものなり ㈡君をして賢君と爲し尊榮を見はさしむべし

是故に、江河は小谷の己を滿すを惡まざるなり。故に能く大なり。聖人は事を辭すること無きなり、物違ふこと無きなり。故に能く天下の器と爲る。是故に、

諂諛在側。善議障塞。則國危矣。桀紂不以其無天下之士邪。殺其身而喪天下。故曰。歸國寶。不若獻賢而進士。

今有五錐。此其銛。銛者必先挫。有五刀。此其錯。錯者必先靡。是以甘井近竭。招木近伐。靈龜近灼。神蛇近暴。是故比干之殪。其抗也。孟賁之殺。其勇也。西施之沈。其美也。吳起之裂。其事也。故彼人者。寡不死其所長。故曰。太盛

今五錐有り、此れ其れ銛なり。銛なる者は必ず先づ挫く。五刀有り、此れ其れ錯(二)なり。錯なる者は必ず先づ靡す。是を以て(三)甘井は竭くるに近く、(四)招木は伐らるるに近く、(五)靈龜は灼かるゝに近く、(六)神蛇は暴さるゝに近し。是故に比干の殪されしは、其れ抗(七)なればなり。孟賁の殺されしは、其れ勇なればなり。西施の沈められしは、其れ美なればなり。吳起の裂かれしは、其れ事あればなり。故に彼の人なる者は、其の長ずる所に死せざること寡し。故に曰く、太盛(八)は守り難きなり。

(一)五錐あらんに中にて一番銛利なるものが先きに挫けるなり　(二)錯は磨錯して鋭利となりたるもの、其物のものは必ず一番先きに銷磨し盡くるなり　(三)甘井は其水質よき故に人に用ひられ竭くること早し　(四)招木は喬木なり、材として用ふべし　(五)神龜なる龜はトの爲に灼かる、古へは龜を灼き吉凶をトす故に云ふ　(六)神蛇は巫が雨を祈る爲に日に暴され生を喪ふ　(七)抗は抗直なり、以下孰れも一藝の餘りに他に勝れしことある爲に身を喪ふ

其志。内不究其情。雖襍庸民、終無怨心。彼有自信者也。

是故爲其所難者。必得其所欲焉。未聞爲其所欲。而免其所惡者也。是故偏臣傷君。諂下傷上。君必有弗弗之臣。上必有諤諤之下。分議者延延。而支苟者諤諤。焉可以長生保國。臣下重其爵位而不言。近臣則喑。遠臣則唫。怨結於民心。

是故に、其の難き所を爲す者は、必ず其の欲する所を得。未だ其の欲する所を爲して、㈠其の惡む所を免るゝ者を聞かず。是故に、㈡佞臣は君を傷り、諂下は上を傷る。君必ず㈢弗弗の臣有り、上必ず諤諤の下有り。㈣分議者は延延として、㈤交儆者は諤諤たり。焉に以て生を長くし、國を保つ可し。臣下其爵位を重んじて言はず、近臣は則ち㈥喑し、遠臣は則ち㈦唫し、怨民心に結ぶ。諂諛側に在り、善議障塞すれば、則ち國危し。桀紂は其の天下の士無きを以てにあらずや、其身を殺し、天下を喪ふ。故に曰く、國に寶を歸るは、賢を獻じて士を進むるに若かずと。

㈠ 自分勝手の事を爲して惡む所の事の來るを免るゝことは出來ぬとなり ㈡ さても君上の欲心を助くるものは、佞臣又諂下卽ち下の諂人にして、是等の爲に君上は勝手の事を爲し身を誤るに至るなり ㈢ 弗弗は君上の意に逆ふも其の非は必ず直言抗議するなり、諤諤も同義なり ㈣ 君上と事を分議する者、延延は國家の長久を慮ること ㈤ 交儆とは相戒めて國の爲に謀るなり ㈥ 默して言はず ㈦ 嘆息呻吟するなり

覇二諸侯一。越王句踐遇二呉王之醜一而尙攝二中國之賢君一。三子之能達二名成功於天下一也。皆於二其國一抑二(而)大醜一也。太上無レ敗。其次敗而有二以成一。此之謂レ用レ民。

しも、皆其國に於ては大醜に抑へられたり。(三)太上は敗なし。其次は敗れて以て成すことあり。(四)此れ之を民を用ふと謂ふ。

(一) 文公は晉の重耳なり、父獻公愛妾驪姫の讒に惑ひ、太子申生を殺し又重耳を害せんとしたる故、重耳は國を出奔し、浪々の身にてありしも遂には國に還りて天下に正卽ち覇者となれり (二) 越王も始めは呉王より攻められ恥辱を受けしも、後遂に呉を滅し覇者となり、中國の君等を懼れしむるに至れり、醜は恥なり、攝は懼なり (三) 最上なり、古の聖王を言ふ (四) 能く士に親みてともに事を謀るを云ふ

吾聞レ之。曰。非レ無二安居一也。我無二安心一也。非レ無二足財一也。我無二足心一也。是故君子自難而易レ彼。衆人自易而難レ彼。君子進不レ敗二

吾之を聞く、曰く、安居なきに非ざるなり、我に安心無きなり。足財無きに非ざるなり、我に足心無きなりと。是故に、君子は自ら難くして、彼れを易くし、衆人は自ら易くして、彼れを難くす。君子は(一)進んでは其志を敗らず、内は其情を究む。(二)庸民に據ると雖も、終に怨心なし、彼れ自信する者有ればなり。

(一) 進て外に在り富貴のときは素志を枉げて惡を爲にすることなく、内に在りて貧賤なるも情を考究して屈せず (二) 志を得ずして凡庸の民とともに處るも怨むることなきは自信する所ある故なり

入國而不存其士。則亡國矣。見賢而不急。則緩其君矣。非賢無急。非士無與慮國。緩賢忘士。而能以其國存者。未曾有也。

昔者文公出走而正天下。桓公去國而

墨子卷之一

親士第一

大意國を治むる者は賢者を敬愛し信任すべきを言ふ

國に入りて其士を存せざれば、國を亡ふ。賢を見て急にせざれば、其君を緩にす。賢に非ざれば、急にすべき無く、士に非ざれば、與に國を慮るべきものなし。賢を緩にし士を忘れて、能く其國を以て存する者は、未だ曾て有らざるなり。

(一) 恤問也、よく心掛けて尋ね問ふ意 (二) 急に見ることなり (三) 君の方にて賢者に會ふことを怠るときは自然賢者の方にても、君の事に疎忘となるを言ふ

昔者文公出走して天下に正たり。桓公は國を去りて、諸侯に霸たり。越王句踐は、吳王の醜に遇うて、尙ほ中國の賢君を攝す。三子の能く天下に名を達し功を成

第三十九に、儒者が變通を知らずして、唯だ先王の舊制を墨守することを譏る。此等の所說を虛心坦懷に批評する時は、肯綮に中る者決して少なしとせず、之を要するに墨子は、孟子の一概に罵倒せし如き者に非ずして、古代に於ける大思想家なり、且夕其人格高潔にして、操守の堅きは、世の浮薄なる學者を愧死せしむるに足るなり。

小柳司氣太識

ての道徳は可ならんも、家族として、將た國民としての道徳は、十分に達成せられざるの傾向あり、自ら人情と相容れざるなり。 然れども墨子の神權說、及び兼愛說は、頗る耶蘇教の教理と、相近き者あるを注意すべし。

其二、墨子は當時の文弊を矯めんと欲して、大に節儉を主張し、特に君主の奢侈贅澤を攻擊して、一般人民の爲に幸福を來すべきことを論じたるは可なり、故に西人「ファーベル」の如きは、之を目して、社會主義の一人となせり (Faber Die Grundgedanke des alten Chinesischen Socialismus, 1877) 然れども極端なる節約を主張し、禮樂を排斥したるは、角を矯めて牛を殺すの類なり、如此き復歸主義は、老莊の自然主義と與に、一時の流弊を懲らすに功あらんも、決して中庸の道となすべからず、思ふに墨子は儒者の流弊に反動して、之が矯正策を主張したる者ならん。 公孟篇第四十八に、儒教的政治の四大缺點を擧げて曰く、神の存在を明かにせず、二に曰く、厚葬久葬、三に曰く、絃歌鼓舞、四に曰く、貧富壽夭治亂安危を、天命に歸することとなりと。 又非儒篇

りといふことなり。其他凸面鏡、凹面鏡等に關して光線屈折の理を明かにしたる諸句あり、又其の軍器に關する諸說は、備城門第五十二以下に之を載す、其の詳細を知らんと欲せば、漢文大系本に於ける余の解題を見よ。

第四　墨子學の批評

墨子の學は、當時天下を風靡し、其門人禽滑釐以下頗る多數なりしも、暫時の事にして、秦漢以後之を傳ふる者なし。其故何ぞや、是れ蓋し其の思想に於て、自ら人文の進步と與に相容れざる者あればなり。請ふ少しく之を論ぜん。

其一、墨子は道德神權說なり。道德の標準を神意に歸するは、是れ他律說にして道德心の自覺と相容れず、其の兼愛を主張するは可なるも、往々其の動機を自己の利害關係に求め、兼愛は畢竟自愛の一方法、一手段なるやの疑なきに非ず。且又此兼愛を推衍するときは、孟子の所謂「無父無君」に至り、親疎の區別なく、唯だ人類とし

は、銅と曰はずして、必ず鐵といひ、金屬を擧げんとするときは、液體と曰はずして必ず金屬といふ、鐵又は金屬の名稱と、其實物と一致するをいふ。以レ辭抒レ意とは、既に名實一致するときには、之を聯接して、其の關係を明かにし、以て其の意を陳ぶ「鐵は金屬なり」といふが如き是れなり。論理學にて、之を命題(Proposition)といふ。以レ說出レ故とは、此命題よりして三段論法式を組織し斷定を得るをいふ。

鐵は金屬なり。

あらゆる金屬は元素なり。

是故に鐵は元素なり。

即ち說とは、大小二命題といひ、故とは是故云々の斷定をいふ、論理學の所謂(Syllogism)なり。

其他墨子が、數理に長じ、光學に明かなることを記せんに、經上第四十に、中同長也とは幾何學にて圓の中心より圓界に向つて作られたる諸直線は皆同一の長さな

(四八)動或從也　　　　　　　　(九九)止因以別道

恰も和漢對照の年表風に記したる者なれば、讀者も亦一、二、より順次に上段を横讀して四八に至り、更に下段の四九に移りて、五〇に進み、順次横讀して九九に至るべき者なり。然るに後世本書を記寫し、又は印行するの際、一、四九、二、五〇……四八、九九とつづけさまに、縱書したれば、解釋の明ならざるも、無理からぬことなり。今墨子の小取第四十五によりて、論理學の一例を示さむに、夫辯者將以明是非之分。審治亂之紀。明同異之處。察名實之理。處利害。決嫌疑焉と。是れ辯即論理の目的、及び範圍を述べたる者なり。又曰く、以名擧實、以辭抒意、以說出故は、三段論法の進程を述べたる者なり。以名擧實とは、吾人が一事一物を擧ぐるときは、必ず之に該當する言語を用ふ、論理學にて之を名辭(Term)といふ、例すれば鐵を擧げんとするとき

人の行爲の反映に外ならず。（以上非命篇第三十五の大旨）

其四、論理學及び其他　支那は當時列國外交の盛なるに伴ひて、自ら辭令を修むるの必要あり、又遊說の士は四方に周遊して、各々其雄辯を奮ふ。加之に一方には、各種の思想勃興して、互に議論を闘はす者あり。此等諸種の源因は、自ら論理學の發達を促し來り、遂に堅白同異、白馬非馬等の論辯家の輩出を見るに至れり、而して墨子の書中、大取、小取、經及び經說等を見るに、之に關するもの頗る多し。然るに從來は經の讀法の旁行（恰も年表を展ぶるが如きもの）すべきを知らずして、普通の書と同樣に讀みたれば、學者其眞意を知る者なし。淸の畢沅經訓堂本を刊行するや、始めて之に注意して、其句讀を正す、蓋し墨子の原本は、

（一）故所得而後成也　　（四九）止以久也

（二）體分於兼也　　（五〇）必不已也

まで、自ら壓頽して貧國となるに至らん。(以上節用篇第二十非樂篇第三十二の大旨)

第三、薄葬論　是れまた前述の節用篇よりして、墨子は薄葬を主張せり。　仰も支那は古來よりして祖先崇拜の結果葬祭を重んじ、忌服の如きも、君父の場合には、三年の年月に亙り、其棺槨墓域等は、出來る限り善美を盡くすを孝道の至れる者となす、其の流弊は、往々產を敗り家を亡す者あるに至る。　故に墨子は之を矯正するが爲に、葬埋の法を定む、乃ち棺の厚さ三寸、死人に着せしむるの衣服は三枚、墓穴もなるべく淺くして、棺を掩ふに足れば可なりとなし、忌服も三月間となすべきことを主張せり。(以上節葬篇第二十五の大旨)

人君たるもの以上の諸點につきて、之を警戒し以て天職を全くするときは、鬼神之に福を降して國家日に隆昌ならん、若し之に反する時は、災異頻りに見はれて、國家亡滅すべし。　要するに盛衰興亡は、皆な自業自得なり、然るに世間或は之を知らずして、自ら一定の宿命に歸する者あるは、大に誤まれり、鬼神の禍福賞罰も、皆な人

第一、平和論　是れ墨子の鬼神論、倫理說より當然來るべき論決なり、君主が其の私慾に驅られ、又は權力を濫用して、他國を侵凌するは不義の最も太甚しき者なり。苟くも他人の所有物ならば一匹の雞豚すら、之を盜むべからず、然るに財を費して人を殺す、其の不道德なること、彼に比すれば同日の談に非ず、然るに世人は一を惡んで他を賞す、眞に其の類を知らざる者といふべし。（以上非攻篇第十七の大意）

第二、節儉論　宮屋は以て風雨を蔽へば可なり、必ずしも金殿玉樓を要せず。飲食は以て飢渴を充たせば可なり、必しも珍饌佳肴を要せず。衣服は以て寒暑を禦げば可なり、必ずしも錦繡綺羅を要せず。世の君主は然らず、人民凍餓して窮困するも之を顧慮せず、唯だ自己の快樂安逸を求むるに日も亦足らず、特に其の最も太甚しきは、音樂を好むことなり。夫れ音樂歌舞の如きは、貴族社會獨占の快樂にして、一般人民の生活上必須のものに非ず。或は曰はん、然らば公衆と與に樂まば如何と。是れまた非なり、國民にして之に耽けらば、農蠶は固より其他の殖產に至る

國を攻伐するに至る（以上尙同篇第十一の大旨）然らば則ち如何なる政治を善政と稱すべきか、第一に賢士を選びて之に任ずべし、齊の桓公、晉の文公、越の句踐の如きは、皆一時沈淪して、或は他國に逃れ、或は外國に降參せしも、後日崛起して諸侯の霸權を執るに至りしは、皆賢士を親みて、民心を收攬したる結果に外ならず。（以上尙賢篇第一の大意）第二には、節儉力行以て人民を率ゐ、國財をして豐富ならしむべし。國貧ならば不義を懲す能はざるのみならず、自ら守ることすら能はざるなり。國家に七患あり、第一は城郭を堅固にせずして、宮室を盛大にすること、第二には孤立無援、第三は無用の財を濫費すること、第四は官吏が徒らに秩祿を貪ぼりて、正義を好まず、私謁賄賂公行すること、第五は君主が其の賢智を恃むこと、第六は君主暗愚にして、人を知るの明なきこと、第七は賞罰の行はれざることなり。（以上七患篇第五の大意）墨子は以上の立脚地より、當時の時弊三ケ條を擧げて、之が矯正の必要を論ぜり。

く之に反す、自ら愛して人を愛せずんば、人も亦我を愛せず、故に自愛は畢竟眞の自愛に非ざるなり。故に方今天下の亂を定めんと欲せば、君主たるもの先づ兼愛の自利たるを知りて、以て人民に率先すべし。今玆に二人の君主あらんに、一人は兼愛を以て國を治め、一人は別愛を以て民に臨みたる時には、天下の人は、果して何れに歸服すべきか、問はずして明かなり。（以上兼愛篇の大旨）

其三、政治論　墨子以爲へらく原始時代に於て、道德の未だ進步せざるや、人人皆自利自愛を計るのみ、故に爭鬪已むとなし、是に於てか其の最も優等なる者を選擇し、以て統治者となし、以て其の命令を奉ず、是れ卽ち國家組織の起る所以なり。かくして統治者卽ち國君は、衆人の異論紛議を主宰して、相互の平和を計り、大同を建つ、故に國君の位は其の私有に非ずして、實に人民公共の物たり。故に戒愼以て善政を施し、一般の幸福を增進することを務めざるべからず。然るに世の人君を視るに、往々其の本分を忘れて、自利自愛に急にして、遂に天意に背き、人民を虐使し、他

ひ、丙邦は丁邦と相爭ひ、其結果數千人の人命を喪ひ、數百萬の財產を失ふ、然らば則ち道德と不道德との差は、愛利を行ふと行はざるとに在り。　夫れ人情として、何人も自ら愛し自ら利するを好まざる者なし。　然るに不孝不忠の者あるは何ぞや、君と父とを視ること、自己の如くせざればなり。　人情として何人も自家を愛利するを欲せざるはなし、然るに盜賊あるは何ぞや、他家を視ること自家の如くせざればなり。　人情として、何人も自國を愛せざるはなし、然るに戰鬪の起るは何ぞや、他國を視ること自國の如くせざればなり。　故に自他平等に愛利するを道德となす、之を兼愛といふ、之に反するを別愛といふ。　人或は曰はん、兼愛の是なるは誠に君の言の如し、然れども之を行ふこと能はざるは、人情の弱點なりと。　墨子曰く、兼愛の是なるを知りて、之を行ふこと能はざるは、畢竟未だ兼愛の唯だ愛他なるを知るも、未だ自愛なるを知らざればなり、我もし人を愛すれば、人も亦我を愛す、故に人を愛するは啻に人を利するのみならずして、其實は己を利することとなる。　別愛は全

に、其の存在するや明かなり。例すれば、周の宣王は其臣杜伯の無罪なるにも拘はらず、之を誅したり、然るに三年の後、宣王會ま狩獵せしが杜伯の神靈忽然として見はれ、王を射殺せり、是れ萬衆の親く睹し所にして、經典また之を記す。加之るに堯舜禹湯以下の群聖人を歷觀するも、皆な鬼神を敬し、祭祀を愼まざるはなし、人類の理想たる聖人すでに此の如し、況んや一般の人人に於てをや（以上明鬼天志法儀諸篇の大旨）

其二、倫理說　前提に本づきて、墨子の創立したる倫理說を兼愛說といふ。天は善を好み不善を惡む、善とは何ぞや、人を愛し人を利することにして、不善は之に反す。之を小にしては一家の人、善を好みて互に相愛し相利するときは、其家治まりて幸福ならんも、之に反するときは忽ち反目し、其太甚しきに至りては、父子兄弟の親と雖も、相保せざるに至る。之を大にしては天下舉げて善を好むときは、四海無事にして萬民鼓腹擊壤の樂に浴せんも、若し之に反するときは、甲國は乙國と相戰

祀の長官ともいふべき者にして、國家の大事あるごとに、必ず或は天地を祭り、或は宗廟を祀らざるはなし。故に古語にも「國の大事は祀と戎(戰爭)となり」といふ。墨子は此傳説信仰に本づきて、天鬼、山水の鬼神、人鬼の三種ありとなす。而して此等の鬼神は皆人間界を攝理し、善を賞し惡を罰し、正義公道を好みて、暴惡不義を惡む。人間界の賞罰は、時によりて公平ならず、或は隱慝して以て其の罪を免るゝとを得るも、鬼神の制裁は此の如き者に非ずして、公平無私、遺漏あるとなし。人類はすべて天惠を受けて、其生を全くする者なれば、必ず神意を奉體し、鬼神の好む所を行ひ、惡む所を捨て、喜ぶ所に趣き嫌ふ所を避けざるべからず。道德とは神意に遵ふの謂ひにして、不道德とは之に背くの謂ひなり。方今天下大に亂れて、弱肉強食、互に戰鬪を事とし、或は小民を虐げ、孤弱を侮りて、自己の快樂をのみ貪ぼるが如き、皆此の神意を知らざるに由る、此の如き者は天罰必ず降りて誤まることとなし。世或は鬼神の見聞すべからざるを以て、其の有無を疑ふ者あるも、之を事實に徵する

る所あらん。

第三　墨子の思想

本書卷十三魯問篇第四十九に、墨子が魏越に語るの言に「國家昏亂ナレバ、則チ之ニ尚賢尚同ヲ語ゲ、國家貧ナレバ、則チ之ニ節用節葬ヲ語ゲ、國家喜ヲ憙ミ湛湎スレバ、則チ之ニ非樂非命ヲ語ゲ、國家淫僻無禮ナレバ、則チ之ニ天ヲ尊ビ鬼ニ事フルヲ語ゲ、國家奪ヲ務メテ侵凌スレバ、則チ之ニ兼愛非攻ヲ語ゲ」と。此の數言は、以て墨子の思想を透觀するに足る、今更に其根本思想を要約して、之を叙述せんとす。

其一　鬼神論　支那古代の宗教は多神教にして、天神、地示、人鬼の區別あり。國民は其身分の貴賤によりて、其祭祀すべき對象物と儀禮とを異にすること、周禮の太宗伯其他の禮典に明かなり。我邦の原始的政治が祭政一致するが如く、支那に於ても、亦之と同し。帝王は一面に於て政治上の元首たると共に、一面に於ては祭

墨翟の學は、一時天下を風靡せしも、次第に衰微したれば、本書を研究する者も自ら少なく、隨つて錯簡誤脫次第に多く、且つ古言古語頗る多し、又其の讀法も明かならず、實に先秦諸子中最も難解に屬す。清朝に至りて、畢沅等諸本を採集して、之を校正し、且つ簡短なる解釋を施す、世に之を經訓堂墨子といふ、最も廣く世に行はる。其後光緒十九年に至り、瑞安の孫詒讓（近年歿す）更に之に本づき、王念孫、王引之等の考證家の解釋を參酌折衷し、墨子間詁十五卷を著はし、附するに目錄一卷後語二卷を以てす、其註釋精確にして、且墨子に關するあらゆる古典をも採錄したるとなれば、本書の研究上、最も重要なる位地を占むる者といふべし。此間詁本は初め刻本少なかりしも、我大正二年、富山房の漢文大系を發行して、之を其中に收むるに及び、訓點を余に求めて、之を飜刻するに至れり。其他邦人の著述は頗る多しと雖も、皆な稀有の者にして、但だ牧野謙次郎氏著墨子國字解（早稻田大學漢籍國字解本）最も善本たり。故に讀者は大系本と國字解本とによりて、本書を讀まば、更に大に得

ま其の魯を伐たんとするの謀あるを聞き、之を諫めて曰く、徒らに強大を負ひて弱小を陵ぐときは、反つて自ら禍を受くるに至らんと。其の歿年は周の安王の末年にして(大略西紀前三百八九十年頃)孟子の生時と相距ること遠からず、年壽八九十歳の間なるべし。

第二　墨翟の著書及び其の註釋書

墨翟の著書を墨子といふ、初め七十一篇なり。現行本は目錄一卷の外、十五卷七十一篇となす。其の中亡佚したる者八篇、題目なき者十篇を除けば、五十三篇となる。今之を通覽するに、所染篇第三の如きは「子墨子曰」とありて、敬稱を使用すれば、其の自著に非ざるべし、少なくとも此四字は後世の添加なり。又尙賢、尙同、兼愛、非攻、節用、天志、明鬼、非命等すべて上中下の三篇に分れたるものは、各〻大同小異なれば、或は墨子の門弟等が、師說を敷衍したる者なるべし。

輸般は楚の爲に軍器を創製して、數ゝ之を敗る。是に於て其技を誇り、墨子に語りて曰く、我が軍器を以て戰はゞ、向ふ所敗れざるなけん。墨子答ふるに、兵器の道德に如かざるを以てす。公輸般嘗てまた木製の鳶を作り、之を空中に飛ばす、宛として生鳶の如し。墨子其の心力を無用の技に費すを惜しむ。既にして公輸般は更に楚の爲に雲梯を造りて、宋の城を圍む、墨子之を聞き、晝夜兼行して楚に至り、先づ公輸般に會して戰爭の不道德なることを極言せしも容れられず。是に於て親ら宋城に入りて、之が防禦に當る。公輸般九たび其の攻具と戰略とを變じ、平素の機略を盡せしも、墨子亦之に應じて九變し、綽綽として餘裕あり、所謂「墨守」の語是に本づく。其後楚越地方に周遊す、兩國の君主待するに厚祿を以てせしも、固辭して受けず。すでにして宋の昭公の大夫となる、命を奉じて衛に至り、大夫公良桓子を戒しむるに、其の飲食衣服を菲薄にして、以て賢士を優待すべきを以てす。昭公の末年司城（官名）皇喜亂を作して君を劫し、墨子亦囚へらる、既に赦されて齊に遊ぶ、會

墨子解題

第一　墨子の傳

墨子の著者は、姓を墨、名を翟といふ。　其生地に就き魯人又は宋人の兩說あるも、墨子自ら稱して「北方の鄙人」といひ、其他の史實に照すときは、其の魯人なる事疑ふべからず。　其の生代に關しては、史記孟荀列傳には「或ハ曰ク孔子ノ時ニ竝ブ、或ハ曰ク其後ニ在リ」との兩說を揭げ、漢書藝文志には、孔子諸弟子よりも後輩なりとなす。　今墨子の所著、及び其他の古書によりて、之を定むるに、其生年は大略周の宣王の初年(宣王の元年は孔子沒後十一年に當る)なり。　當時の魯君(穆公)が齊の侵伐を恐れて、其の防禦策を墨子に問ふ。　對へて曰く、天を尊び神に事へ、下は百姓を愛利し、外は列國と敦睦すべしと。　當時魯に公輸般といふ者あり。　戰工學に精通して、軍機を製造するに妙なり。　楚に遊びて惠王の臣となる、楚越と水上に戰ふに當り、公

卷十五

卷十六

——（目次終）——

卷八

卷九

卷十

卷十一

卷十二

卷十三

卷十四

墨子目次

一第十卷經上、經下、經說上、經說下の四篇は、殊に難解の文字にして之を譯文と爲すも、到底十分に其意を了すべからざるのみならず、殊に經にありては、解題にも見えたるが如く、其書體に特別の意義ありて素るべからざるに似たるを以て、姑く私意によりて訓點のみを施し、原文のまゝ下欄に組入るゝ事と爲せり。

例言

一墨子全部を收めて本書一卷とす。

一上欄の原文は經訓堂本墨子に從へり。

一訓讀に關しては和漢諸家の說を參看し努めて其宜しきに從はん事を期したり。由來墨子の書、其本文の同異に關し、又其訓解に關して、古來殊に異說紛々たるものあり、今一々之を考證列載するが如きは、本書の性質上、固より不可能の事に屬するを以て、姑く私見を以て其最も妥當穩健なりと信ずるものに從へり。

一某字を某字に改め譯したるものは原文の字傍に黑圈を附し、（丌を其と爲す等古字を現行字に改めたる類亦其例に從ふ）原文の某字を衍文と認めたるものには括弧を施し、原文の語次を全然改め譯せる個所にはその傍に單線を加へ、又原文に無き文字を補ひ譯出せる個所には譯文に括弧を加へたり。

墨子全